昭和十年九月十五日印刷
昭和十年九月二十日發行
昭和十四年二月十日再版發行

國譯一切經 毘曇部廿六ノ下

【定價 金一圓二十五錢】

編輯兼發行者 岩野眞雄
東京市芝區芝公園地七號地十番

印刷者 長尾文雄
東京市芝區芝浦二丁目三番地

印刷所 日進舍
東京市芝區芝浦二丁目三番地

發行所
東京市芝區芝公園地七號地十番
株式會社 大東出版社
振替東京一九四七一番
電話芝(三九四四番／三〇四〇番)

製本所
兩角製本所

na prajānāti.

舊譯——

業熏習勝類、果報位及淨、
由二一切種一理、離レ佛餘不レ知、
佛經理五應、解二眞義一勝量、
依レ二說無レ傷、何用二雖墮レ身

【一九二】一切種とは、あらゆる
と云ふに同じ。

ity eṣāṃ pravacana dharma=
tṛṃ niśamya
suvihitahetu mārga śuddhām,
andhānāṃ vividhakudṛṣṭi
ceṣṭitānāṃ
matam apavidhya yānty ana=
ndāḥ
imāṃ [hi] nirvāṇapuraika
vartaṇim
tathāgatāditya va coṃśubhā=
svatim,
nirātmatām āryasahasra vāhi
tāṃ
[sa] manda cakṣur vivṛtāṃ
na[paśyati].
iti digmātram evedam upa=
diṣṭaṃ sumedhasām
vraṇadeśe viṣasyaiva svasā=
marthyavisarpiṇaḥ.

舊譯——

如レ此善立理淸淨。
已見二諸佛教法爾一
盲闇種々邪見行
願捨二外執一得二明行一
此涅槃土一廣道、
諸佛日言光所レ照
衆聖行熟無我理
雖レ開二昧眼人一不レ見
佛世尊告二富婁那一
汝等正勸持二此法一
若人依レ此修二觀行一
必定皆得二五五得一
如レ此已顯二正義方一
爲レ開二智人智毒門一
願彼捨二雖外邪執一
爲二自及他一得二實義一

【一九三】淨因の道とは淸淨涅槃
に至る無漏因の道なり。

【一九四】此の淨因の道は自己の
私見にあらず、佛の至言にし
て眞の法性なり、眞の法性と
は一切法無我等の四諦の理に
して、是れ實に諸法眞實の性
なり。

【一九五】慧眼とは一切法無我の
眞法を照す智慧眼を云ふ。

【一九六】諸佛は是れ日の如く言
教は光の如し。

【一九七】外道凡夫の昧眼は、無
我の大道開くと雖も見ること
を得ず、唯だ佛日の言教の光
によりてよく之れを觀るを得
るなり。

【一九八】此の方隅云云。廣大な
る阿毘達磨論の中、略して一
分を說くの意。

【一九九】慧毒の門云云。身體の
庇口に毒を塗れば、毒氣直ち
に全身に遍滿す。是の如く、
下來略說せる一端論によつて、
智者をして能く深く悟入し慧
解を增廣展開し、實義を悟ら
しめんが爲めなりとなり。

阿毘達磨俱舍論（終）

に依るに法には二種有り、一には能轉、謂はく可愛の身を得るの因即ち生死の勝身を得るの因なり。二には能還謂はく、染縁を離るる正智の喜因なり、即ち出世間の因、正智の正因なり。非法とは能く生死の不可愛の身の苦と邪智との因なり。即ち勝論にては業が過去に入りて壞滅せる時、此法非法ありて我に依止して未來の善惡の果を生ずるが故に、業は過去に入りて滅するも、不可なしと說く。法非法のことは本論の第十三卷の第二節第二第三第四頌の釋の中に出づ。(更に根元的意味は宇井博士、印度哲學研究卷三、五七〇頁參照)

【七三】誰れが誰れに云云。法非法が我に依止すと謂はば誰れが誰れに依止するが如くなるや、此の法非法の依止は畫と果の壁と器とに依止するが如く我に依止するものに非ず、喩の物は色法なれば更に相礙ふる失あり、又或時は別に住する失ありと云云の意。此の依止の義は前述の如し。

【七四】有部にては、過去せる業より未來の果を生ずと說くも、論主は經部の說に贊するが故に、聖教に說かずと言へるなり。

【七五】業の相續の轉變と差別とよりすとは、業の熏じたる種子の生滅相續するものが轉變し差別して種の果を生ずと言ふなり(本論卷四、第六章第二節參照)

【七六】種展轉して云云。種子の無間に芽を生じ、芽の無間に葉を生じ、葉の無間に花を生ず、而して花の上には果を生ずる功能を有せり、斯くの如く展轉して生果の功能を引起するが故に、種が果を生ずと言ふなり。

【七七】業を先と爲す云云。退に起れる業が最初にありて、色心に種子を熏成す、此の色心中の種子の間斷なきを相續といふ云云の意なり。

【七八】有取識=sopādāna-vijñāna。とは、取は煩惱の總名なり、諸の煩惱を有する識の意にして有漏の識を云ふ。有取識が命終の時には後有を感ずる多くの業に引かれたる種子を有すれども、その中、重きと近起せると數習せるとに引かるること明かなり、決して餘の種子にあらず。

【七九】重とは重業所引の種子なり。五逆罪の如きを重業といふ。

近習とは近起所引の種子なり。近く起したる業なり。命終の際、善惡の友に遇ひて善惡の業を造る其の種子の如し。

數習とは、數習業所引の種子なり。平常屢屢習修したる業の種子なり。

【八〇】有る頌とは、稱友にとるに羅怙羅(Sthavira-rāhula)の頌なり。

yad guru yac cāsannaṃ [yac cābhyastaṃ yat pūrvakṛtaṃ ca.
pūrvaṃ pūrvaṃ pūrvaṃ paścāt (caraṇam?) tat karma vipacyate.//

舊譯——
若重近數習、及淸作諸業、
先生先後熟、於二輪轉一有レ續。

【八一】前と前と前と後とに熟すとは、最初に極重業熟し、次に近習業熟し、次に數習業熟し、次に他の諸業熟するの意なり。

【八二】謝滅とは邇念の種子過去に落謝して、後念の種子續きて起らず、種子の永く滅無するを云ふ。

【八三】不染污のものは能對治道が起りて能縛を斷ずとも、種子の體は滅せず、後に無餘涅槃に入る時始めて種子滅して無となる。

【八四】譬喩は是れ一分なり。一切法と齊しきものにあらざることを示す。

【八五】喩と法と同じき部分につきて言へばある一つの種の果より別の果を生ずることなしとなり。

【八六】水土等の熟變の縁に逢ひて、前の未熟の位より後の熟變の位を引起して、諸種の熟變の時機を經過し熟變し已りて芽生ずる時、初めて種と名く可く。未熟の位は種にあらずして單に果と釋すべきものなり。されど遠からずして芽を生ずべき果なれば種と名くと云へる意なり。

【八七】前の異熟とは、前の異熟の五蘊にして是れ業の果なり、之れが正邪の法を聞きて善惡の緣に逢ひて善不善の有漏の異熟心を引起す。

【八八】有異熟心とは、異熟を感ずる心を有するものなり。之れを熟變せりといふ。

【八九】紫礦の汁は、赤色の染料なり、波羅奢樹(palāśa)の液汁又は臘詣蟲等より取りて製す。

【九〇】自らの覺慧とは、論主自らの覺悟の慧力に隨ひて、諸の業と果との關係を略述せりと云ふ論主謙讓の意なり。

【九一】
karma ca tad bhāvanāṃ ca tasyāś ca
vṛttilābham tataḥ phalam,
buddhād anyo niyamena sarvathā

【四八】若し我有りて行の差別を待ちて法を生ずと云はば、此行は多種にして一切の智慧等の種子ともなれば、倶時に一切の智を生ずべしの意なり。
【四九】即ち彼としては、劣れる果を生ずることありや。
【五〇】行は常に非ず云云。行は常住にあらず、漸漸に變るものなり、故に必ずしも强者より果位に生ぜず。
【五一】彼れの行とは勝論の此の行は、精神にも物質にも存し、業の後に殘されたる一種の力にして、次の業等の因となる潜在的の一種の素質を云ふ。從つて此は佛、教に於ける行修碍修の修の力と甚だ近似するが故に、玆にては、此の二者の體に別なしと言へるなり。
（尙、詳細は宇井博士、印度哲學研究卷三、五七〇頁參照）
【五二】念等の德句義云云。德句義（guṇa padārtha）とは實體に附屬する性質狀態を抽象して屬性概念と成し、之れより誘導して原理としたるものなり。之れに勝宗十句義論等によれば、色・味・香・觸等の二十四種あり。その第二十一の行に二種有り、一には念因、二に作因なり。今は此の念因を指して念と言ふ。
【五三】德は必ず實句義に依止すが故云云、實句義（dravya-padārtha）々は萬有を觀察して實體概念に到達し更に之を事物の區別と見て實在するものと見るを此の宗の實句義とす、それ故に念等の行德の德句義は實體の屬性を意味するものなれば必ず實句義に依止す、而して我は實句義なりそれ故に彼の念等の德句義の所依止となる、屬性の存する所、必ず實句義あり故に我體有りその實有なることを知ると云ふ意なり、
【五四】念等の餘に依るとは、念等が我に依らずして餘の地水火風等の八實に依ること。
【五五】體皆な實に非ず云云。念等は德句義の中に攝む、是れ實の上の德なり、故に體は皆な實に非ずと說くことは熳極成せず。
【五六】我が宗に於ては念等の如き別體あるは大地法の心所として實有なりとし無體にとするにあらず。
【五七】六の實句とは六の實物なり、即ち無漏の五蘊と無爲となり。五蘊の中に於て念等の心所法は行蘊の中に攝す、故に既に念等は實有と說かれあるを以て、皆な實體有り。實我に依止すること成ぜずとなり。
【五八】前に已に遮遣すとは前に畫の壁に依り果の器に依る喩に於て遮遣せり。
【五九】彼れを貪愛する云云。我を執するものは、彼の五蘊を貪愛するが故に、又我執と彼の五蘊の體の上の色白し黑し等の覺と同處に犯るが故に、同處といふは我執の起る處と同處を云ふ。
【六〇】臣等とは臣は王を防護す王は防護の恩有り、故に此の臣は我が身なりと云ふが如しの意なり。
【六一】破我品第二章第三節の第十二項を見よ。
【六二】彼れとは我執と相屬せる我が心身を云ふ。
【六三】內の六處とは內の六根即ち眼耳鼻舌身意根なり。此の六根を所依として苦樂は受生ず。眼根が苦樂の受を起せば、眼根は苦樂の受の所依と名くるなり。
【六四】法相を辯ずる者とは聲明論の釋に依りて、諸法の性相を辯明する者なり。
【六五】中に於てとは因緣相續展轉するが故に、其中に於て一の自在なるものありて思ふままに身業を起すにあらず。
【六六】一切の有爲は因緣に屬すとは、一切の有爲の法は、各各自己の因緣に繫屬して、緣起の法則を離れず、決して自在なるものにあらず。
【六七】憶念より云云。過去の身業を憶念し、我も斯くあらんと思ふ樂欲を起し、其より尋伺を起し、かくて次ぎて勤勇の努力を生し、かくてその努力心が身中の風を起して、風が身業の形色を引發して活動せしむ。ここに風と云へるは、衝動を意味す、即ち身業を引起せんとする衝動なり。爰に謂ふ尋伺は、瑜伽師の宗義に依れば、造作することを相とする特殊の思或は特殊の慧なり。併しながら毘婆沙師の宗義に依れば、計度分別を相とする別法なり。尋伺の事は前の心所の段に出でたり。
【六八】非情處とは有情に對して云ふ、即ち草木瓦石の如く情なきものを云ふなり。若し我無くんば有情に局らず、非情に於ても罪福の諸業を生ずべしとの意なり。
【六九】受等とは受想等の諸蘊なり、彼の非情は受想等の所依止にあらず。
【七〇】彼の所依とは彼の受等の所依止なり。次の彼の依も亦受等の所依止を云ふなり。
【七一】前とは本論第二卷第二十節の頌の「根の變ずるに隨つて識にも異なり、故に眼等を依と名く」と云ふを指す。
【七二】法非法とは勝論の二十四德の中の二なり。十句義論

如きの義に依るが故に、[一九一]有る頌に曰はく、

　此の業と、此の熏習と、　　此の時に至りて與果すとの、
　[一九二]一切種の定理は、　　佛を離れては能く知るもの無し。と。

× × × ×

已に善く此の[一九三]淨因の道を說く、
謂はく、[一九四]佛の至言は眞の法性なり。
應に闇盲の諸の外執の
惡見の所爲を捨てて[一九五]慧眼を求むべし。
此の涅槃宮の「唯」一の廣道は、
千聖の遊ぶ所にして無我の性なり。
[一九六]諸佛の日のごとき言の光の照す所なり。
[一九七]開くと雖も味眼は觀ること能はず。
[一九八]此の方隅に於いて已に略して說くは、
智者の[一九九]慧毒門を開かんが爲めなり。
庶くは、各各己が力の堪能に隨ひて、
遍く所知を悟りて勝業を成ぜよ。

全く別のものの差別を待ち我方に意と合して異識を生ずといはばとの意、

【一四一】普莎訶＝phaḥ svāhā は吉祥と翻譯す、病を治する呪語なり。能生の意識は我を用ひずして心と行とにより生ずるに、更に此の上我を要すとするは、恰も、藥事によりて病已に癒ゆるに藪醫が矯言をもつて、此は呪文の力が與りて力ありしなりと言ふが如しとなり。

【一四二】此の二とは心と行との二なり。

【一四三】心と行とは畫の如く、果の如く云云は、所依の義を現はせるものにして、畫の壁を所依とし、果の器を所依とせる如く、心行も我を所依とし、我はその能持たりと云ふも不當なり。若し爾らば、我と心行とは互に相障ふべく、又兩者共に各別に存在する時あるべし。然らば我は一切處に適在すといふべからざらんとなり。

【一四四】地が能く香等の四物の所依と爲るが如しとは、勝論に於ては、實句義の地は色香味觸の四德の所依と爲ると云へり、我の心行の所依となることも此の如しと云ふなり。

【一四五】地の體に香等の別有ることを顯はさんが爲めなり云云。經部に依らば、假の地は色香味觸の積集したるものなれば、地の體の上に色香味觸の差別あり、その差別あることを顯はさんがためなり。

【一四六】是れは此れにして云云。是の地の地の體は、此の色香味觸にして、餘物にはあらざることを知らしめんが爲めなり。

【一四七】木像身等云云。木像身といふは此像は是れ木なり餘物にあらずと云ふことを知らしめん爲めなり。

論主の答

且らく、[一八四]譬喩と是れ法と皆な等しきに非ず。[一八五]然るに、〔喩と法と同じきものに就きて言へば〕、種の果より別の果生ずること無し。

勝論の問

若し爾らば、何よりするや。

論主の答

後の果の生は、後の熟變の差別より生ぜらるゝなり。謂はく、後時に於いて卽ち前の種の果が、水土等の諸の熟變の緣に遇ひて、便ち能く熟變の差別を引生し、正しく芽を生ずる位に、方に種の名を得るなり。[一八六]未だ熟變せざる時は當〔有〕の名に從ひて〔種と〕說く。或は種に似たるが故に世說いて種と爲すなり。此〔の異熟〕も亦た是の如し。卽ち[一八七]前の異熟が正邪を聞く等の諸の善・惡を起す緣に遇ひて、便ち能く諸の善の有漏及び諸の不善の[一八八]有異熟心を引生す、此れより引生するものが相續し轉變し展轉して能く〔最後刹那の〕轉變の差別を引く。此の差別より後の異熟生ずるなり。餘〔の異熟果〕より生ずるには非ず、故に喩は、法に同ず。

別喩を引く

或は、別法に由るものは、此れに類して知る可し。〔謂はく〕拘櫞(mātuluṅga)の花に[一八九]紫礦(lākṣā)の汁を塗るが如し。相續の轉變し差別するを因と爲して後の果の生ずる時、瓤は便ち色赤し、此の赤色より更に餘を生ぜず。是の如く、應に知るべし。業の異熟より更に餘の異熟を引いて生ずること能はざることを。

第三節　結語

前來は且らく[一九〇]自らの覺慧の境に隨ひて、諸の業と果とに於いて、略して麁相を顯はせるなり。其の間の異類の差別の功能・諸業の所熏の相續が轉變して、彼彼の位に至りて彼彼の果を生ずることは、唯だ佛のみ證知して、餘の境界に非ず。是の

合(saṃyoga)と云ふ別法を立つれども、是れは我が宗に許さざる所なり。故に我と餘と合すと云ふことは成立せず。

【一三四】彼の勝論が自宗に云ふ所の合の義を釋す。

【一三五】勝論の宗義に依れば、我と意と合すと云ふは、我ある處に意なく、意ある處に我なくして、此二が相合ふものなり。然らば我にも分限あることとなりて我は一切處に遍滿すと云ふ可からず果して然らば彼の宗に背く。

【一三六】彼の宗に依れば、意には大さあり、故に意移轉して身の或る部分に行くときは、我も亦隨つて行くべし、猶影の形に從ふが如し。然らば我は作用なしと云ふ宗義に違す。

【一三七】意が移轉すれば我隨つて其の處に滅すべし、然らば我は常住なりと云ふ宗義に違す。

【一三八】我體已に別異なきを以てそれと合せる意も亦た別異なし。

【一三九】別の覺とは、德句義中の覺なり。卽ち諸種の心の生ずるは、此の覺德の諸種の差別を待ちて、種種の心を生ずといふなり。

【一四〇】我と意とは差別無しと雖も、此の業句義中のものと

種と別なるべし。是の如く、業より果を生ずと雖も、彼の已壞の業より生ずるに非ず、亦た業より無間に果を生ずるにも非ず。但だ業の相續の轉變と差別とよりてのみ生ずるなり。

勝論の問

何をか、相續(saṃtāna)と、轉變(pariṇāma)と、差別(viśeṣa)と名くるや。

論主の答

謂はく、[177]業(karma)を先と爲して後に色心起る中に間斷無きを名づけて相續と爲す。卽ち此の相續の後後の刹那が前前〔の刹那〕に異にして生ずるを、名づけて轉變と爲す。卽ち此の轉變の最後の時に於て勝れたる功能有りて、無間に果を生ずること餘の轉變に勝るゝが故に〔之を〕差別と名くるなり。

先に受くる業を明す

[178]有取識は、正しく命終する時の如きには、衆多の後有を感ずる業に引かれたる熏習を帶すと雖も、而も[179]重〔業〕と近起せると數習せるとに引かるること明了なり。餘〔の輕業と遠業と非數習なると引かるゝ〕には非ず。[180]有る頌に言ふが如し。

業の極めて重と近く起ると、　數習と先きの所作とは、
[181]前と前と前と後とに熟し、　生死に輪轉す。

業種子の謝滅の別を辯ず

此の義の中に於いて差別有るは、異熟因の所引は異熟果を與ふる功能あり、異熟果を與へ已りて卽ち便ち[182]謝滅す。同類因の所引は等流果を與ふる功能あり。若し染汚のものならば、對治の起る時に、卽便ち謝滅す。不染汚のものならば、[183]般涅槃の時に、方に永く謝滅するなり。色・心の相續は、爾の時、永く滅するを以ての故なり。

第六項　特に、異熟果の意義に就きて

勝論の問

何に緣りてか異熟果が異熟〔果〕を招くこと、種の果より別の果を生ずること有るが如くなること能はざるや。

義と爲すと云ふよりも、寧ろ萬有をして然あらしむる原理として六句義を立てしものなれば從つて飽迄實在論の立場に在るものにして、本宗の特長とする極微論も此立場より演繹せらるべきものなり。故に實在論にして極微說を持する點に於いて最も有部の宗義と相似せる點ありて、世親論師の如き經部の唯心論的眼光を以て之れに對する時は、全く反對の立場に在るものなり。以下論難する義理に關しては木村博士著印度六派哲學の勝論の部、及び宇井伯壽博士著印度哲學研究卷三及び同卷を參考せよ。

【二九】前の語典家の二難。

【三〇】若し諸心の生ずるは一の我より生ずと云はば、前念の心と後念の心と同じかるべし、然るに後識は恆に前識に似ず又一の我より生ずるが故にその生ずる次第も一定せらるべし、然るに事實不定なるは如何の意なり。

【三一】意と合す云云。心の生ずるは我よりすることは同じと雖も、我は時としては、意を合することあるを以て、心は必ずしも前に似ず、又必定して順序次第あるに非ずと言はばの意。

【三二】勝論は我と意との外に

論主の答　彼は[一六九]受等の所依止に非ざるが故なり。唯だ內の六處のみ、是れ[一七〇]彼が所依なり。我は彼の依に非ざることは[一七一]前に已に說くが如し。

第五項　業と果との關係の辯

勝論の難　若し實に我無くんば、業已に滅壞せんに、云何ぞ復た能く未來の果を生ぜんや。

論主の反責　設ひ實我有りとすとも、業已に滅壞す。復た云何ぞ能く未來の果を生ぜんや。

勝論の答　我に依止する[一七二]法・非法より生ず。

論主の破　[一七三]誰れが誰れに依るが如くなりや。此れは前に已に破しぬ。故に、法・非法は應に我に依るべからず。

論主正義を示す　然るに、[一七四]聖教の中にては、是の說——已壞の業より未來の果生ず〔といふ〕を作さず。

勝論の問　若し爾らば、何れよりするや。

論主の答　[一七五]業の相續の轉變と差別とよりす。種の果を生ずるが如し。世間に果が種より生ずと說くが如し。然るに、果は已壞の種より起らず、亦た種より無間に卽ち生ずるに非ざればなり。

勝論の問　若し爾らば、何よりするか。

論主の答　種とさるゝものの相續の轉變と差別とより、果方に生ずることを得るなり。謂はく、〔種の〕次に芽・莖・葉等を生じ、花を最後と爲して方に果を引いて生ずるなり。

勝論の問　若し爾らば、何ぞ種より果を生ずと言ふや。

論主の答　[一七六]種が展轉して花中の果を生ずる功能を引起するに由るが故に、是の說を作す。若し此の花の內の生果の功能が、種を先と爲して引起さるゝに非ずんば、所生の果相は

【一三五】稱友にはこの頌を長老羅怙羅=sthavira-rāhula の作とせり。

【一三六】
sarvākāraṃ kāraṇaṃ ekasya mayūracandrakasyāpi,
nāsarvajñair jñeyaṃ sarvajñajñānabalaṃ hi tat.

舊譯——於下孔雀一尾、具二一切相一因上、餘人不レ能レ知、此智是佛力。此の頌の意は一の孔雀の廣げたる尾輪の青黃赤白等の諸の色彩に於ける所有ゆる原因は餘の智の境界にあらず、一切智者のみよく知るなりとの意なり。

【一三七】舊譯卷二二、三〇九頁上、光記卷三〇、四四九頁上、以下參照。

【一三八】一類の外道、勝論(Vaiśeṣika)なり。本宗の宗義は一切の現象を實德、業、有、和合、同、異の六初義に分類して萬有を網羅し、その成立要素を明かにせんとするにあり。後に慧月は、更に有と有能と無能と俱分とを加へて十句義と爲せり。句義とは卽ち範疇の意なり然れどもそは客觀的に法爾に存在する原理にして一種の形而上學的實在と見んとずる傾向ありそれ故に萬有を分類して六句

論主の破　此の中、汝等は何の天授を說くや。若し實我を說きて〔天授と爲す〕と云はば、喩極成せず。蘊を說くと云はば、便ち自在の作者に非ざらん。

業に三種有り。謂はく、身・語・意なり。且らく、身業を起すことは必ず身・心に依る。身・心は各自の因緣に依りて轉ず、因緣は展轉して自の因緣に依る。[一六五]中に於いて、一の自在に起る者無し。[一六六]一切の有爲は因緣に屬するが故なり。汝が所執の我は因緣を待たず。亦た所作無きが故に自在に非ず。此れに由りて、彼れが「能く自在に爲すを作者と名づく」と說くも〔その〕相は求むれども不可得なり。

論主正義を述ぶ　然るに諸法の生ずる因緣の中に於いて、若し勝用有るものならば、〔それを〕假りに作者と名づく。所執の我に少用有りと見るには非ず、故に定んで名づけて作者と爲すべからざるなり。

勝論の問　能く身業を生ずる勝因とは何ぞや。

論主の答　謂はく、[一六七]憶念より樂欲を引生し、樂欲より尋伺を生じ、尋伺より勤勇を生じ、勤勇より風を生じ、風が身業を起すなり。汝が所執の我は此の中に何の用をかなすや。故に、身業に於いて我は作者に非ざるなり。語・意業の起るにつきても、此れに類して思ふべし。

我は復た云何ぞ能く業果を領せんや。若し果に於いて我が能く了別すと謂はば、此れ定んで然らず。我は了別に於いて都て用有ること無し。前の識を生ずる因を分別する中に於いて已に遮遣するが故に。

第四項　非情と罪福との關係の辯

勝論の難　若し實に我無くんば、如何ぞ諸の[一六八]非情處に依りて罪福が生長せざる。

似るべし。之に反して、若し我より生ずとせば、我の欲樂に隨うて差別を來すべし。故に後識が前識に恆に似ざるを見れば、我あることを許すべしとなり。

【一七】本論卷第七、第五節第四項の二十心相生を見よ。

【一八】種姓別とは、別別の種類と云ふと同義にして、習慣せること各別なりとの意なり。即ち習慣に別あれば聯想にも別ありとなり。

【一九】女を緣じ已りて、直に彼の女の身を、或人は美にして悅ぶべしとなし、又或人は不淨にして厭ふべしとなす心を起す。

【二〇】是の先に起る如き心は慣習力强きに由る。

【二一】身體の狀況、或は外部的特別の境遇の如き勝緣ある場合を除く。

【二二】此の修力の强き心にも住異の相ありて、漸劣ならしめて生起せしめざることあり。

【二三】別修の果とは修力によつて起る諸種の心心所なり。此の住異の相は、心の强き修力を抑へて、別修の果の心の起るに隨順して、夫れを生ぜしむるものなり。故に修力の强きものをも恒時に自果を生ぜしめざるなり。

【二四】方偶とは一端の意。

[一六二]前に於いて已に是の說を作せり。「何の義に依りて第六の聲を說くと爲んや――乃至、因に果は屬せらると爲すことを辯ぜり。

勝論の問

若し爾らば、我執は何を以てか因と爲すや。

論主の答

謂はく、無始より來た我執は〔種子を〕熏習し、自の相續を緣じて、垢染の心有り〔これ我執の因と爲すなり〕。

第二項　苦樂の意義

勝論の問

我の體若し無くんば、誰れか苦樂を有するや。

論主の答

若し此に依りて苦樂の生ずること有らば、卽ち說いて名づけて此れが苦樂を有すと爲す。林に果有り、及び樹に花有るが如し。

勝論の問

苦樂は何に依るや。

論主の答

謂はく、[一六三]內の六處なり。其の起る所に隨ひて說きて彼の依と爲すなり。

第三項　作業受果の意義

勝論の問

若し我が實に無くんば、誰れか能く業を作り、誰れか能く果を受くるや。

論主の反責

作ると受くとは何の義なりや。

勝論の答

作るとは、謂はく、能作なり。受くるとは謂はく、受者なり。

論主責む

此れは但だ名を易ふのみにして、未だ其の義を顯はさず。

勝論の答

[一六四]法相を辯ずる者が、此の相を釋して言はく、「能く自在に爲すを名づけて作者と爲し、能く業果を領するものが、受者の名を得。現に世間を見るに、此の事業に於いて若し自在を得るものならば、名づけて能作と爲す。見に、天授が浴と食と行とに於いて自在を得るが故に、浴する〔者、食する〕等の者と名づくるが如し。

に識と說く云云」と。

【一二】境に似て生ずとは識には却て所作無し、剎那滅の識が生ずる時に境に似て生ずるなり。

【一三】彼の相を帶ぶ（tad-ākāratā）とは能緣の識の上に所緣の境の行相を帶するを云ふは例せば香色を了する場合、能緣の識の上に香色の相を現じて、識それを了するものなれば識の上には、彼の所緣の境の相を帶して現るといへるなり。

【一三】諸識が起る時に於ては、諸根卽ち眼耳等の六根の活動に依りて、境をよく了するものなれども、此の場合識は根に似ざるが故に、諸識が根を了ずとは云はず但だ境を了ずとのみ云ふなりとなり。

【一四】鐘鼓は鳴るといふ果とは別なり、されど鳴るといふ作用の原因となるものなり、されば鐘鼓能く鳴るといふなり。

【一五】異境に於いてとは境界は剎那に生滅しつつあれば、其の前後相異なれる境の上に於て、識の相續が生じ、斯して若干時の間連續する間に了別の用を完うするなり。

【一六】識の相は差別なきを以て若し後の識は前の識より生ずとせば、其の識は恆に前に

論主の答　謂はく、諸蘊の相續なり。」

勝論の問　云何が然ることを知るや。

論主の答　[五九]彼れを貪愛する故に、〔色〕白し等の覺と同處に起るが故なり。謂はく、世に言ふこと有り。我れは白し、我れは黑し、我れは老ゆ、我れは少し、我れは痩す、我れは肥ゆ。と現に世間を見るに、白し等を緣ずる覺と我を計する執とは、同處にして而も生ず。所計の我に此の差別有るに非ず。故に知んぬ、我執は但だ諸蘊をのみ緣ずるものなることを。

勝論の通釋　身は我れに於いて防護の恩有るを以ての故に、亦た身に於いても、假說して我れと爲す。[六〇]臣等は卽ち是れ我が身なりと言ふが如し。

論主の難　恩有るものの中に於いては實に我を假說するなり。而るに諸の我を執するものの所取は然らず。

勝論の難　若し身を緣じても亦た我執を起すと許さば、寧ぞ我執は他身を緣じても起ること無からんや。

論主の答　他と我執と相屬せざるが故なり。謂はく、若くは身、若くは心は、我執と相屬す。此の我の執の起ることは、[六一]彼を緣とするも、餘には非ず。無始の時より來た是の如く習ふが故なり。

勝論の問　相屬すとは、何を謂ふや。

論主の答　謂はく、因果の性なり。

勝論の問　若し我の體無くんば、誰れか我を執するや。

論主の答　此れは前に已に釋せり。寧ぞ復た重ねて〔問を起し〕來たらんや。謂はく、我れ

以下參照。

【一〇四】語典家＝Vaiyākaraṇa。とは文典家といふも可なり。以下を、光記は數論の所說を破すとせるも、稱友は語典家の說を破すとせり。今は本文の內容批判の上より特に後者に依る。

【一〇五】事用とは或る行狀を云ふ。

【一〇六】識等云云。識に又は受等の作用あるは、必ず所依の能了者を待ちて用あるものなり、卽ち能了者の我有りてそれが識を發して境を了ずとなり。

【一〇七】諸行とは五蘊を云ふ。五蘊の相續の上に假りに我を立てしなり。

【一〇八】若し作者の我無くんば、何によりて、天授（太郞といふが如し）の能く行ずといふを說くとの意なり。

【一〇九】五蘊の刹那刹那に相續しつつあるものが、異なれる處に於て生ずるを行と名づく。其の生ずる因卽ち前刹那の五蘊を行者と名づく。五蘊の外に行者の體あるに非ず。

【一一〇】經とは中阿含經第五十八大拘絺羅經（大正一、七九〇頁下）に曰く、「識とは是を識するが故に識と說く何等を識するや色を識し聲香味觸法を識す。識は識るなり、是の故

して〔恒に〕生ぜざらしむるなり。

論主復た徴す 寧ぞ强き者より、[一四九]果恒に生ぜざるや。

勝論答ふ 答ふ、此れは前の修力の道理の如く、[一五〇]行は常に非ず、漸く變異すと許すが故なり。

論主の難 若し爾らば、我を計すること則ち唐捐と爲らん。行の力が、心をして差別して生ぜしむるが故なり。[一五一]彼れの行と此の修と、體異なること無きが故なり。

勝論に宗を述ぶ 必定して應に我體實に有なりと信ずべし。[一五二]念等の德句義有るを以ての故なり。[一五三]德は必ず實句義に依止するが故なり。[一五四]念等の餘に依ること理成ぜざるが故なり。

論主の破 此の證は理に非ず、極成せざるが故なり。謂はく、念等は德句義の攝にして、[一五五]體皆な實に非ずと說く義は極成せず。[一五六]別體有るは皆な實と名づくと許すが故なり。經に[一五七]六の實句を說きて、沙門果と名づくるが故なり。彼れ實我に依〔止〕すると云ふ理亦た成ぜず。依の義は[一五八]前に已に遮遣するが如くなるが故なり。此れに由りて、〔彼の外道の〕所立は但だ虛言のみ。

第二節 勝論よりの論難に對する辯明及び顯正

第一項 先業所爲を辯ず

勝論の難 若し我實に無くんば、何の爲めにか業を造る。

論主の答 我れが當に苦樂の果を受くべきが爲めの故なり。」

勝論の問 我れの體は是れ何ぞや。

論主の答 謂はく、我執の境なり。

勝論の問 何をか我執の境と名づくる。」

の性の異るなり。何をか相續と名く。謂く、因果の性ある三世の諸行なり。何をか差別と名く。謂く、無間に異を生ずる功能有ることなり云云と。

【九六】制怛羅＝Caitra。とはもと是れ星の名なり。正月に出現するが故に、正月を此の星より名く。故に正月に生れたるものは此の星の名を以て呼ばるるを恒と爲す即ち人の俗名なり。

【九七】第六の聲とは屬格なり。

【九八】此は云云。牛等が制怛羅といふ人に屬するが如しの意なり。

【九九】搆とは牛乳を搾ること。

【一〇〇】是の牛の相續云云。牛の五蘊の相續が異處に生じ、即ち他處に行き、又變異して生じ、即ち刹那生滅に由りて、次第に變化して生ずる因の性あるが故に主と名く。

【一〇一】牛が能く驅役さるるを果と名け、牛主は能く驅役するを因と名く、これ前念の主が念因たる離せざると同じとなり、

【一〇二】六識の生ずる因緣は、前の憶知の生ずる因緣とは、差別あり、即ち識の種子を因とし、根境を緣として識を生ずるなり。

【一〇三】舊譯卷二二、三〇八頁下、光記卷三〇。四四八頁上

若し[一四二]此の二は、我に由るが故に有りと謂はば、此れ但だ言のみ有りて、理の證と爲る無し。

正しく救を破す

若し此の二は、我を所依と爲すと謂はば、誰れが誰れの爲めに所依と爲る義の如くなるや。[一四三]心と行とは畫の如く果の如くにして、我を能持と爲すこと壁の〔畫を持するが〕如く器の〔果を持するが〕如くなるには非ず。是の如くならば、便ち更に相礙ふるの失有り、及び或る時は別に住するの失有るが故なり。

勝論の救

壁と器との如く、我を彼の依と爲るに非ず。

論主の徵

若し爾らば如何ん。

勝論の答

此れは但だ[一四四]地が能く香等の四物の所依と爲るが如きのみ。

論主の答

彼れが是の如き言は、無我を證成するなり。故に我れは此に於いて深く喜慰を生ず。世間の地が香等を離れざるが如く。我も亦た應に爾るべく。心と行を離れたるに非ず。誰れか能く地が香等を離れたることを了ぜん。但だ香等の聚集の差別に於いて、世俗に流布して立つるに、地の名を以てす。我も亦た應に然るべし。但だ心等の諸蘊の差別に於いて、假に我の名を立つるのみ。

勝論の難

若し香等を離れて別に地有ること無くんば如何ぞ說いて地に香等有りと言ふや。

論主の答

[一四五]地の體に、香等の別有ることを顯さんが爲めなり。故に即ち地に於いて香等有りと說いて、他をして[一四六]是れは此れにして、餘に非ずと云ふことを了達せしむるなり。世間に[一四七]木像身等と言ふが如し。

計を牒して破す

又、[一四八]若し我有りて、行の差別を待つとせば、何ぞ倶時に一切智を生ぜざる。

勝論答ふ

〔行に強弱あり〕若し時に此の行の功用最も強ければ、此れが能く餘を遮して果を

殊の心とより憶念は起る。

【八六】等とは、同時の受等の心所と及び願力の要請、或は數習等を指す。

【八七】作意等とは、作意の外に想等あり、又諸の障害を蒙らざるを云ふ。

【八八】彼の類とは、境を念ふ想に續いて起る損境等せらること無き心の差別即ち憶知の因力なり。

【八九】修とは生と云ふに同じ。

【九〇】緣とは、作意等を云ふ。

【九一】異心とは若し我無くんば、前時の異心が境を見るに、後時の異心能く彼の境を憶せんやの意なり。

【九二】天授とは梵に提婆達多（Devadatta）と云ふ。

【九三】祠授とは梵に延若達多（Yajñadatta）といふ。以上兩名は、俗に太郎、次郎と言ふが如く、一般的固有名詞なり。天授の心が會て見る所を、後、祠授の心が憶念すること能はざるは、兩人を一貫する我無ければなりと云ふ意。

【九四】一相續因果云云。一人の相續身中に於ては、因果の性ありて前後相續するが故に、前心會て見、後心能く憶すと。

【九五】前に相續の轉變と差別をとくとは本論四第六第六章第二節に云ふ何をか轉變と名く。謂く相續の中の前と後と

前難を指す

す」と。

[一三〇]前の二難は彼〔の外道〕に於いて最も切なり。〔謂はく〕若し諸の心の生ずること皆な我よりすと云はば、何に緣りてか[一三一]後識は恆に前に似ず、及び定んで次ありて生ずること、芽・莖・葉等の如くならざるやといふもの〔是れ〕なり。

我意の合が異識を生ずとの義を破す

若し[一三二]意(manas)と合する差別を待するに由りて、異識生ずること有りと謂はば、理定んで然らず、我と餘と合すること[一三三]極成に非ざるが故なり。又、〔たとひ、合といふことを許すとも〕、二物合することに分限有るが故なり。[一三四]彼の自類が、合の相を釋して言はく、「非至を先と爲し後に至るを合と名づく」と。[一三五]我と意を合すとすれば、應に分限有るべし。[一三六]意移轉するが故に、我も移轉すべし、或は[一三七]應に意と倶に壞滅有るべし。若し一分合すと謂はば、理定んで然らず。一の我體の中に於いて、分別無きが故なり。「識」設ひ合すること有りと許すも、我體既に常なり。[一三八]意に別異無く〔還た一の常なり〕。合すとも寧ぞ別〔識〕有らんや。

我意は覺を待つと言ふを破す

若し[一三九]別の覺(buddhi)を待すと言はば、難を爲すことも亦た同じ、謂はく、覺何に因りてか、差別有ることを得ん。

我意行合して異識生ずとするを破す

若し[一四〇]行(saṃskāra)の別なるに待する我と意と合すと云はば、則ち應に但だ心のみが、行の差別を待ちて、能く異識を生ずべし。何ぞ我を用ふることを爲ん。我は識の生ずるに於いて都て用有ること無し。而るに諸識皆な我より生ずと言ふ。藥事成じて能く痼痾を除けるに、誑醫が矯して[一四一]普莎訶(Phūḥsvāhā)の言を說くが如し。

の空見外道をさすと光記はい ひ、稱友は、こは中觀主義者(mahāyāna-citta)を指すとせり。

【八一】外道云云。數論勝論等が、神我及び眞我の性ありと計するを云ふ。

【八二】若し一切の類の我體等。是れ犢子部の問なり。即ち、一切の類の我體が、都て無くんば、刹那に滅する心は、過去に生じたる事象と憶知すること能はざるべし。又今春の花は、昨春の花と相似せりと再認識することも能はざるべしとなり。

【八三】憶念＝smaraṇa。は記憶すること記知(pratyabhijñāna)は再認識することなり。

【八四】相續とは一期の相續にして一有情の一期存續を云ふ。內とは精神的現象を指す。而して境を念ふ想の類とは曾て經驗せられたることを念ふ想の類の種子にしてこれが心中の功能差別となり、これより憶念の果を生ずるなり。

【八五】憶念せらるべき物を緣ずる作意あると、或は今昔の境の相似せること。或は其の作意を連絡せる想受等あることと所依身體が變らざると又病氣、愁憂、散亂等により攪亂せられて其が爲に能力を損害せらるるが如きこと無き特

姓別なるに由るが故なり。

女心の無間に多心を起しうべし。然るに、多心の中にて、若し先に數數起る〔心〕と明了に近く起るものとは、先に起り、餘には非ず。[二〇]是の如きは心の修力强きに由るが故なり。唯だ將に起らんとする位の、[二一]身と外との縁に差別ある〔場合〕を除く。

語典家難ず　諸の〔心の〕修力最も强盛なるを有するものは、寧ぞ恆時に自果を生ぜしめざらんや。

論主答ふ　此の心に[二二]住異の相有るに由るが故なり。〔且つ〕此の住異の相は、[二三]別修の果の相續して生ずる中に於いて最も隨順するが故なり。

諸心の品類の次第に相生する因緣の[二四]方隅を、我れ已に略說せり。委悉しく了達することは唯だ世尊にのみ在り。〔世尊は〕一切の法中にて、智自在なるが故なり。[二五]是の如き義に依るが故に有る頌に曰はく、

[二六]一の孔雀輪に於ける　一切種の因相は、
餘智の境界に非ず。　唯だ一切智のみ知る。

色の差別の因すら尚ほ了じ難しと爲す。況んや心・心所の諸の無色の法の因緣差別は、了知し易かる可けんや。

[二七]第四章　勝論師の我論に就いて

第一節　其の主張及び其の批判

勝論宗を敍す　[二八]一類の外道は、是の如きの執を作す。「諸の心の生ずる時、皆な我(ātman)より

る今の五蘊の相續せる相が、恰も我有るに似たり。卽ち昔の五蘊を因として生れたる今の釋迦の五蘊なし、是れ一の相續の義を現はせるものにて、彼の事物を燒くは前念の火にして、今の火にあらず。されど一の相續となすが故に、此の火が、彼の事物を燒けりと云ふに等し。

【七五】我所（ātmīya）とは我が所有、又は我がものといふ意なり。

【七六】薩迦耶見は有身見と譯す。五見中の隨一、五蘊の假に和合せる體を執著して、眞實の我有りと謂つて種種愛著を起すを云ふ。

【七七】若しかかる見を爲すものあらば、佛は煩惱有るものとなり、佛を謗るものとなり、かかる人は解脫することを得ずとの意。

【七八】非我の中には橫に我を計すれば我愛を生ずべきも、實我を計るは、橫計に非ざるを以て我愛を起すこと無しと云ふとの意。

【七九】惡見の瘡皰を起して實我有りと計するなり。瘡皰とは身を破るもの、卽ち犢子の我見は佛の眞聖敎を亂るものなりとの意れり。

【八〇】一切は法體は皆非有なり云云。と說くものとは、一類

論主答ふ　焔の相續の中に、假りに燈の號を立つ。燈が異處に於いて相續して生ずる時を、説いて燈行ずと爲す、別に行ずる者無きなり。是の如く、心の相續に假りに識の名を立て、一二五異境に於いて生ずる時を、説いて能く了ずと名づくるなり。

或は色の有、色の生、色の住といふも、此の中に、別の有とする〔者〕、生ずる〔者〕、住する者無きが如し。識が能く了ずと説くことの、理も亦た應に然るべし。

第三項　自我の相續を辯ず

語典家難ず　若し後の識の生ずることは、識によりて、一二六我に〔よるに〕非ずんば、何によりてか後の識は恆に前に似ざるや。及び定んで次ありて生ずること芽・莖・葉等の如くならざるや。

論主初難に答ふ　有爲〔法〕には皆な住異の相有るが故なり。謂はく、諸の有爲〔法〕は自性法爾として徴細に相續して、後は必ず前に異す。若し此れに異ならば、意を縱にして定に入るとき、身・心相續し相似して生ずるに、後念は初めと差別無きが故に、應に最後の念に、自然に定より出づることあるべからざらん。

第二難に答ふ　諸の心の相續にも亦た定まれる次で有り。若し此の心の次に、彼の心が應に生ずべきときには、此の心の後に於いて一二七彼れ必ず生ずるが故なり。亦た少分の行相等しき心有りて方に能く相生し、〔餘の心を生ぜざることあり〕。一二八種姓別なるが故なり。一二九女〔人〕心の無間に〔女身は莊〕嚴なりとする〔心、又は女身は染汗の身なりとする心を起し、或は彼〔女〕の夫、彼〔女〕の子の心等を起し、後時に此の諸心の相續の轉變の差別により、還つて女〔人〕心を生ずるが如し。是の如きの女〔人〕心は後の所起の嚴と汗との心等を生ずる功能有るも、此れに異なる〔心を生ずる〕功能は無し、種

るを取ともいふ。共に十二緣起中の支なり。

【七二】　妙眼(Sunetra)に就きては、中阿經第二卷七日經(大正一、四二九頁中)に曰く、比丘、昔大師有り、名けて善眼(Sunetra)といふ。婆沙論八十二(毘曇部十一、一七頁以下)に曰く、「佛、苾芻に告ぐ、妙眼弟子にして諸學處に於て若し一切及び一切種を、善く圓滿する者有らば、身壞し命終して梵世に生ず。……乃至又、即ち世尊、昔し菩薩の位にありしとき梵志の師と作る、名けて妙眼といふ。應に彼を以て世尊を格量するべからず云云」と。

【七二】　蘊の各各異なるが故とは五蘊は念念に生滅す、前後念の五蘊は各各異る、然れば今の五蘊を昔の妙眼と名く可からずとなり。

【七三】　昔の我云云とは汝昔の妙眼は是れ補特伽羅なりと云はば、昔の妙眼の我が即ち今の釋迦の我ならば、其我は常住なるべし、然るに汝の宗にては我は第五法藏に攝し、常と説くべからずと云へり。是れ宗義に異すべし。

【七四】　一の相續とは昔の五蘊と今の五蘊と一の相續なる義を顯はす。妙眼と云はれたる昔の五蘊と、釋迦と云はれた

語典家難ず　何の理に依りて[108]天投は能く行ずを說くや。

論主答ふ　謂はく、刹那生滅の諸行の不異の相續に於いて、天投の名を立つ。愚夫は中に於いて執して一體と爲し、自相續の異處に生ずる因と爲す。[109]異處に生ずるを行ずと名づけ、因を卽ち行者と名づく。此の理に依りて、天投能く行ずと說く。焰及び聲の異處に相續するに、世は此れに依りて焰・聲は能く行ずと說くが如し。是の如く、天投の身能く識の因と爲るが故に、世間は亦た天投能く了ずと謂ふ。然るに諸の聖者も世間の言說の理に順ずるが爲めの故に、亦た是の說を爲す。

第二項　諸識能了の意義を辯ず

語典家問ふ　[110]經に、「諸識能く所緣を了ず」と說けり。識は所緣に於いて何の所作をか爲すや。

論主答ふ　都て所作無し。但だ[111]境に似て生ずるのみ。果の因に酬ゆるが如し。所作無しと雖も因に似て起るを說いて因に酬ゆと名づく。是の如く、識の生ずるには、所作無しと雖も、而も境に似るが故に說いて境を了ずと名づくるなり。

語典家問ふ　如何が境に似るや。

論主答ふ　謂はく、[112]彼の「能緣の識の上にかの所緣の境界の行」相を帶ぶるなり。是の故に、[113]諸識は亦た根に託して生ずと雖も根を了ずとは名づけずして、但だ名づけて境を了ずとのみ爲す。或は識が、境に於いて相續して生ずる時、前の識を因と爲して後の識を引き起すを識能く了ずと說くも、亦た失有ること無し。世間は、因に於いて作者を說くが故なり。世間に[114]鐘鼓能く鳴ると說くが如し。或は燈が能く行ずと說くが如く、識の能く了ずるといふも亦た爾り。

語典家問ふ　何の理に依りて、燈能く行ずと說くと爲んや。

くべからず我を見ざるが故に、又は佛は一切智に非ずと說くべからず、我を見るを以ての故にと言ふこととなり大過失あらんとなり。

【六五】漸くとは、「結極とか「ツマリ」とか云ふと同じ。

【六六】漢譯阿含中に有無不明なり。但し、發智論卷二十(大正二六、一、〇二八頁中)にはあり(毘曇部十七、一四六頁參照)。

【六七】諦の故に住の故にとは單に決定してと云ふと同じ。

【六八】婆沙論八(毘曇部七、一五四頁參照)に曰く、「復次に我見を起す者、猶是れ邊鄙として、世の訶責する所なり、況や復我に於て斷常有りと執するをや、此執は邊鄙として、極めて訶す可し、故に邊執見と名く云云。婆沙論卷四十九(毘曇部九、一五二頁參照)、等に出づ。

【六九】雜阿含經第六第一三六經(大正二、四二頁中)に曰く、「我(が)諸比丘よ、彼の衆生をして無明に蓋せしめ、愛其の首を繫し、長道を駈馳し生死に輪廻し、生死流轉して、本際を知らざらしむ云云」と。

【七〇】愛取。愛とは愛欲なり取とは愛欲を取するを云ふ。又は愛は廣く煩惱の意にして、三有、生死の迷の果を執取す

の中には、一の實〔の我なる〕制怛羅といふ〔牛主〕無く、亦た實の〔我なる〕牛も無し。但だ假りに施設するのみ。故に[一〇一]牛の主と言ふも、亦た因を離れざるなり。

第十三項　憶念の說明により記知を例釋す

憶念旣に爾れば、記知も亦た然なり。憶知を辯ずるが如く、孰れをか能く了すと爲し、誰の識ぞ等と云ふこと、亦た應に例釋すべし。且らく、[一〇二]識の因緣の前と別なるものあるは、謂はく、根・境等なり應の如く當に知るべし。

第三章[一〇三]　[一〇四]語典家の我論に就て

第一節　其の主張及び批評

主張

有るが是の言を作す。「決定して我有り。[一〇五]事用(bhāva)は必ず事用者(bhāvitṛ)を待つが故なり。謂はく、諸の事用の事用者を待つとは、天授の行は、必ず天授を待つが如し。行は是れ事用なり。天授を者と名づく。是の如く、[一〇六]識等の所有の事用は必ず所依の能了等の者を待つなり」と。

批評

今應に彼れを詰すべし。天授とは何を謂ふや。若し是れ實の我ならば、此れ先に破するが如し。若し假の士夫ならば、體一物に非ず。[一〇七]諸行の相續に於いて假りに此の名を立つるが故なり。天授の能行の如く、識の能了も亦た爾なり。

第二節　語典家よりの論難に對する辯明及び顯正

第一項　人能行の意義

人壽八萬歲の時當に佛有るべし、彌勒如來無所著等正覺明行成爲・善逝・世間解・無上士・道法御・天人師と名け云云」と。

【六〇】　雜阿含經第三十第八三三經（天正二、二一三頁下）に曰く、「世尊離車難陀に告げて言はく、若し聖弟子にして下壞淨者を成就せば、壽命を求めんと欲せば卽ち壽命を得し、好き色力・樂辯・自在を求むれば卽ち得す、何等をか四と爲すや謂はく佛不壞淨を成就し、法・僧不壞淨と聖戒とを成就するなり、我れは是の聖弟子が此に於て命終して天上に生ぜば、天上に於て十種の法を得するを見る云云」と。

【六一】　我が未だ解脫せざる間は補特伽羅を見るを以て汝が主張するが如く、補特伽羅ありと記し、解脫して如來となりて後は其を見ざるが故に、如來の死後の有を記せずと言はば云云の意。

【六二】　涅槃に入り已りて蘊を滅すれども、我は滅せずと云ふが故に離蘊の我となる、離蘊の我は彼の立てざる所なり。

【六三】　是れ我は五蘊と異にあらず常にあらずと云ふことを得ず、故に道なり。

【六四】　若し佛は我を見るとも見ずとも俱に說くべからずとは、結局、佛は一切智とも說

論主の反問　何の義に依りて「誰れのといふ」[97]第六の聲を說くと爲さん。

犢子部の答　此の第六の聲は屬主の義に依る。

論主復た徵す　如何なる物が、何の主にか屬する。

犢子部答ふ　[98]此は、牛等が制怛羅に屬するが如し。

論主反問す　彼れ如何が牛の主となるや。

犢子部答ふ　謂はく、彼彼の所乘と[99]搆と役等との中にて、彼れ自在を得るに依る。

論主問ふ　何の所に於いて念を驅役せんと欲して而も勤めて方便して、念の主を尋求するや。

犢子部答ふ　所念の境に於いて念を驅役す。

論主問ふ　念を役することは何の爲めぞ。

犢子部答ふ　念をして起らしめんが爲めなり。

論主徵釋す　奇なる哉、自在に無理の言を起すや。寧ぞ、此れ生ずるが爲に此れを驅役せん。又、我が念に於いて如何ぞ驅役するや。念をして起らしめんとや爲ん。念をして行ぜしめんとや爲ん。

犢子部答ふ　念には行無きが故に、但だ應に起らしむべければなり。

論主正義を示す　則ち因をば主と名づけ、果をば能屬と名づく。「念の」因の增上「力」に由りて、「念の」果をして生ずることを得しむなり。故に因をば主と名づく、果は生ずる時に於いて是れ因の所有なり、故に能屬と名づく。卽ち念を生ずる因が、念の主と爲るに足れり、何ぞ勞はしく我を立てて念の主と爲んや。卽ち諸行の聚の一類の相續に於いて世は共に制怛羅と牛とを施設す。制怛羅を立てて名づけて牛の主と爲す。[100]是の牛の相續、異方に於いて生じ、「又」變異して生ずる因の故に、名づけて主と爲す。此

として答へず。……乃至尊者阿難、鬱低迦外道出家に語る、汝初に已に此の義を問へり、今復た異說を以て問ふ。此の故に世尊記說をなさざるなり」と。

【五六】　有邊等の四が、常等と同じとは、名に相違あるも全得と分得とに異りなく、其の失同じきが故に、かく言へるなり。卽ち、世間の聖道が全得ならば無邊なるべく、若し分得ならば、有邊なるべし、亦全得分得、非全非分得も推して知るべし、こは前の、常ならば、涅槃を全分得せず、非常ならば、盡く自然に涅槃を得し、常亦非常ならば一分得なりと言ふかの常等の四記問と同一の卷に墮すればなり。

【五七】　雜阿含經第三十四第九五八經(大正二、二四四頁下)に曰く、如來は、若し來りて、「如來後死有りや、後死無きや、後死有にして無なるや、後死非有非無なるやと問ふも爲めに記說せざるなり」と。

【五八】　常の失とは犢子部は我を常に非ず、非常にも非ずと計す。故に我は死後に滅せずと云ふ常言の失に墮するを恐れて佛答へざるなりと言ふ。

【五九】　中阿含經第十三說來經(大正一、五一〇頁中)に曰く、「佛諸比丘に告ぐ、未來久遠に

論主の答　後の[93]祠授の心が、憶念する理有るに非ざればなり。

此の難は理に非ず、相屬せざるが故なり。謂はく、〔天授と祠授との〕彼の二の心は互に〔因果〕相屬せず。[94]一の相續に因果の性有るが如きには非ざるが故なり。我れ等は、異心が境を見て、異心が能く憶すとは言はず。相續一なるが故に〔前も同難の心が能く憶すと言ふなり〕。然れば過去の彼の境を緣ずる心より、今時の能く憶念する識を引起すなり。謂はく、[95]前に說くが如し。相續の轉變と差別との力の故に念を生ずといふ、〔是に〕何の失かあらん。此の憶念の力に由りて、後の記知を生ずること有るなり。

第十一項　能憶に關する難を通ず

犢子部の問　我體既に無くんば、孰れをか能憶と爲さんや。

論主の反問　能憶とは是れ何の義なりや。

犢子部の答　念に由りて、能く境を取ることなり。

論主の反責　此の境を取るは、豈に念に異らんや。

犢子部の答　念に異らずと雖も、但だ作者に由るなり。

論主宗を述べて通釋す　作者は卽ち是れ前に說く念の因なり。謂はく、彼の類の心の差別なり。然るに世間に言ふ所の[96]制怛羅能く憶すとは、此れ蘊の相續に於いて制怛羅の名を立つるのみ。先の見し心より後の憶念起るなり、是の如きの理に依りて彼れ能く憶すと說くなり。

第十二項　念の所屬に關する難を通ず

犢子部の問　我體若し無くんば、是れ誰れの念ぞ。

亦無常、非常非無常の四句なり。

【五〇】聖道とは無漏の聖道なり。是によりて惑を斷ずれば般涅槃すべし。

【五一】離繫子（Nirgrantha-śrāvaka）は尼犍子・尼犍弗怛羅・尼犍陀子等ともいふ。離繫子は其譯なり。今言ふ子は弟子の義。苦行を以て、涅槃に入るの勝因と爲し、苦行す。謂ゆる耆那（Jaina）教徒なり。

【五二】彼の心を知るとは、佛死せりと答ふれば彼は雀を手より離して放ち、生けりと云はば握り殺す。此の心中を知れるが爲めに定んで說かず。

【五三】雜阿含經第三十四第九六五經（大正二、二四七頁下）に曰く、「云何に瞿曇、世は有邊なりや。佛鬱低迦に告ぐ、此は是れ無記なり。鬱低迦佛に曰く、云何に瞿曇、世は無邊なりや、有邊無邊なりや、非有邊非無邊なりや。佛、鬱低迦に告ぐ此は是れ無記なり云云」と。

【五四】嗢底迦は前經の鬱低迦と同じ外道の名なり。

【五五】雜阿含經第三十四第九六五經卽ち前經の以下の文に曰く、「一切世間は、此の道より出づとせんや、少分（出づ）と爲さんや。爾の時世尊默然

眞の聖教の中に於いて因緣有ること無くして[79]見の瘡皰を起すものなり。

第九項　犢子部を破する因みに三計を破す

是の如きの一類は、不可說の補特伽羅有りと執するものなり。復た一類の、總じて[80]一切の法體は皆非有なりと撥するもあり。[81]外道は別の眞我の性有りと執す。此等の一切の見は如理ならず。皆な解脫すること無きの過を免るること能はざればなり。

第十項　憶知に關する難を辯ず

犢子の難

[82]若し一切の類の我體が、都て無しとせば、剎那滅の心は、曾所受と及び相似せる境とに於いて何ぞ能く憶し知らんや。

論主の答

是の如きの[83]憶〔念〕と〔記〕知とは、[84]相續の、內の境を念ずる想の類ある心の差別より生ずるなり。

犢子部の問

且らく初の憶念は、何等の心の差別の無間より生ずと爲んや。

論主の答

[85]彼を緣ずる作意と、〔過去と今との境の〕相似することと、〔又自に〕相屬するとの[86]想等を有すると、〔所〕依止〔身に〕の差別〔なきこと〕と、愁憂と散亂と等の緣によりて功德を損壞せられざる心の差別あることとより起る。是の如きの[87]作意等の緣有ると雖も、若し[88]彼の類の心の差別無くんば則ち能く此の憶念を[89]修するに堪へたること無し。彼の類の心の差別の因有りと雖も、若し是の如きの[90]緣無くんば、亦た能く修する理無けん。要ず二種を具して方に能く修す可し。諸の憶念の生ずること、但だ此れのみに由る。此れを離れて功能有ることを見ざるが故なり。

犢子部の難

如何ぞ、[91]異心が見て、後、異心が能く憶せんや。[92]天授の心が曾て見る所の境を、

先きの牝虎の子に喩ふ。

【四六】舊譯――由人實無故、佛不記一異、亦不得說無、勿執無假我、是陰相續中、有善惡果理、說命者撥無、由說無命者、彼人未堪受、正說眞空理、問有我無我、故不答我無、若由觀問意、於有前不記、同前無涅槃、違難故不記。

【四七】雜阿含經第三十四第九六三經（大正二、二四六頁中）に曰く、「婆蹉、佛に白す、瞿曇は、何法を知るが故に是の如き見、是の如き說――、世間は常ともいふ此れ是れ眞實にして、餘は則ち虛妄なり、乃至後死は有にあらず、無にあらずといふをなさざるや。佛婆蹉に告ぐ、色を知るが故に是の如き見是の如き說――世間は常なりといふ此れ是れ眞實にして、乃至、後死は非有非無なり――といふをなさず、愛想行識を知るが故に是の如き見是の如き說――世間は常なりといふ此れ是れ眞實、餘は則ち虛妄なり、乃至、後死は非有非無なり――といふを作さざるなり」と云云。

【四八】世間の常等のことは論第十九卷の末に出づ。

【四九】四記のことも前と同處に出づ。卽ち常、無常、亦常

第八項　今昔身の難を辯ず

犢子經を引きて難ず

若し〔我無くして〕唯だ蘊のみ有りとせば、何が故に、世尊は、[七一]是の如きの說を作すや。「今の我は昔に於いて世の導師と爲る。名づけて妙眼と爲せり」と。

論主反責す

此の說に何の咎かある。

犢子答ふ

[七二]蘊の各々異なるが故なり。

論主の問

若し爾らば、是れ何物なりや。

犢子答ふ

謂はく、補特伽羅なり。

論主報じ正釋す

[七三]昔の我が、卽ち今〔の我〕ならば、〔我の〕體應に常住なるべし。故に、今の我れは、昔、師と爲りしものとの言を說くことは、昔と今とが、是れ[七四]一の相續なることを顯はす。此の火の曾て彼の事を燒くと言ふが如し。

論主計を牒して破す(一)

若し決定して眞實の我有りと謂はば、則ち應に唯だ佛のみ能く明了に觀ずべし。觀じ已りて應に堅固の我執を生ずべく、斯の我執より[七五]我所の執生ずべし。此より應に我・我所の愛を生ずべけん。故に薄伽梵は、是の如きの言を作す。「若し我有りと執すれば、便ち我所を執す、我所を執するが故に、諸蘊の中に於いて便ち復た我・我所の愛を發生す」と。〔佛は〕[七六]薩迦耶見(satkāyadṛṣṭi)の我愛に縛せらると云ふは、則ち[七七]佛を謗することと爲る。解脫を去ることを遠し。

若し「我に於いて我愛を起さず」と謂はば、此の言に義無し。

犢子部徵ず

所以何ん。

論主答ふ

[七八]非我の中に於いて橫に計して我と爲さば、我愛を起すべきも、實我の中にては非らずと云はば、是の如きの所言は、理の證と爲る無し。故に彼れ〔有我論者は〕佛の

【四二】　雜阿含經第三四第九六一經(大正二、二四五頁中)に曰く、「一時佛王舍城迦蘭陀竹園に住したまへり、時に婆蹉種出家有り。佛所に來詣し、合掌問訊す。乃至、云何に瞿曇、我有りと爲んや。爾の時世尊默然答へず。是の如く再三す。爾の時、世尊亦た再三答へず、乃至、佛阿難に告げたまはく、我れ若し答へて我有りと云はば、則ち彼れ先來の邪見を增さん。若し答へて無我と言はば、彼れ先に癡に惑ふへり豈に更に癡惑を增さざらんや。先に我有り、今より斷滅すと言はば、若し先來我有りとするは則ち是れ常見なり、今より斷滅すとなるは則ち斷見なり。如來は二邊を離れて處中に法を說く。所謂是の事有るが故に、是の事有り、是の事起るが故に此の事生ず云云」と。

【四三】　稱友によるに、此の頌は經部の鳩摩羅羅多(Kumāralāta)の頌なりとす。

【四四】

舊譯——

觀ニ見牙傷レ身、及棄ニ捨善業一、諸佛說ニ正法一、如ニ雌虎銜レ子、若信說ニ有我一、見牙傷ニ徹身一、若棄ニ假名我一、善子卽墮落。

【四五】　善業は子の如し。故に善業の子と云ふ。卽ち善業を

第六項　惡見處の難を辯ず

若し『實に補特伽羅有りと謂ふは、[六六]契經に「[六七]諦の故に、住の故に、定んで無我を執する者は、要見處に墮す」と言ふを以ての故なり』といはば、此れ證と成らず、〔所以は如何となれば〕、彼の經には亦た定んで有我を執する者は、惡見處に墮す」とも說くが故なり。

[六八]阿毘達磨の諸師論言ふ。「我の有無を執すれば、倶に邊見の攝なり。次の如く、常斷の邊に墮在するが故に」と。彼の師の所說深く理に應ず。有我を執すれば則ち常邊に墮し、若し無我を執すれば便ち斷邊に墮するを以てなり。前の筏蹉經に分明に說くが故に。

第七項　能流轉の難を辯ず

犢子經を引きて難ず

若し定んで補特伽羅有ること無くんば、何の誰が生死に流轉すと說く可しと爲さん。生死自ら流轉すべからざるが故なり。然るに薄伽梵は、[六九]契經の中に於いて、「諸の有情は、無明に覆はれ、貪愛に繫せられて生死に馳流す」と說くが故に、應に定んで補特伽羅有るべし。

論主の問

此れ復た如何が生死に流轉する。

犢子部の答

前蘊を捨てて後蘊を取るに由るが故なり。

論主破し

是の如きの義宗は前に已に徵遣せり、

勝義を述ぶ

原を燎く火の刹那に滅すと雖も、而も〔前後〕相續〔不斷なる〕に由りて流轉有りと說くが如く、是の如く、蘊聚を假りに有情と說く、〔而して其の有情は〕[七〇]愛取を緣と爲して生死に流轉す〔と說けばなり〕。

【三五】　龍軍は、那伽犀那又は那伽斯那ともなせり（述記一本四右、義林一本廿左）翻譯して龍軍といふ。那先といふはその訛なり。中天竺の人後に北天竺舍竭國に至る。時に大秦國（希臘）の王子畢隣陀その國を領せり。屢屢王と法を議す。那先比丘經（巴利の milinda-pañha）は之れを記せるものなり。

【三六】　三明六通の名目、意義は第二十七卷に出づ。

【三七】　八解脫は第二十九卷に出づ。

【三八】　畢隣陀王（Milinda）は彌蘭陀、彌蘭（彌）難陀と音譯す。希臘領土曳那（Yona）國王の名、希臘名メーナンドロス（Menandros）に相當す。發掘貨幣によれば西曆紀元前百八十年代の出世なるべし。印度の僧那先（Nāgasena）比丘即ち龍軍論師と、佛教に關して問答し遂に信服したりと云ふ。其の結果を編纂したるものが「彌蘭陀王問經（milinda-pañha）」、漢譯の那先比丘經なり（但し二者は異本なり）。

【三九】　諸蘊の相續をも撥無し、都無の邪見に墮す。

【四〇】　緣起とは有情緣起の理即ち十二緣起の理を云ふ。

【四一】　正法とは無我の教を言ふ。

を設けて、[五五]矯りて世尊に問ふ。諸の世間は皆な聖道に由りて、能く出離を得すと爲んや。一分なりと爲んやと。尊者阿難、因りて彼に告げて曰はく、汝此の事を以て、已に世尊に問へり。今復た何に緣りてか名を改めて重ねて問へるやと。故に知んぬ。[五七]後の四は義前と同じきことを。

犢子部如來死後有無等不記を問ふ

復た[五六]何の緣を以て、世尊は、如來の死後有なりや等の四を記せざるや。

論主答ふ

亦た問者の阿世耶を觀ずるが故なり。問者は妄に計して已解脫の我を名づけて如來と爲して、而も發問するが故なり。

論主反詰す

今、應に有我を計する者を詰問すべし。佛は、何に緣りてか、現の補特伽羅有りと記して、如來死後に亦た有と記せざる。

犢子の答

彼れは言はく[五八]「常の失に墮することと有らんことを恐るが故に」と。

論主の難

若し爾らば、何に緣りてか[五九]佛は、慈氏よ、汝來世に於いて當に作佛を得べしと記し、及び[六〇]弟子が、身壞命終せるとき、某甲は、今時某の處に生ずと記するや。此れ豈に常に墮するの過失有るに非ずや。

更に救を擧げて破す

若し[六一]佛は、先には補特伽羅を見るも、彼れ涅槃し已りて便ち復た見ざるは、知らざるを以ての故に有りと記せざるなりと云はば、則ち大師の一切智を具することを撥するなり。或は應に記せざることは我體都て無に由ると許すべし。

若し世尊は、見れども說かずと謂はば、則ち[六二]離蘊及び[六三]常住の過有り。

[六四]若し〔佛が我を〕見るとも見は見るに非ずとも倶に說く可からずと云はば、則ち應に[六五]漸く佛は是れ一切智なりとも、〔又〕一切智に非ずとも說く可からずと言ふこととなるべし。

と。

【三〇】彼の宗とは覺天の所說なり。有部の正義にあらざるが故に過と云ふ。

【三一】雜阿含經卷卅四第九六二經（大正二、二四五頁下）に曰く「佛、婆蹉種出家に告げたまはく「若し是の見を作して世間常といふ、此は則ち眞實にして、餘は則ち虛妄なりとせば、此れ是れ倒見、此れ是れ觀察見なり、乃至世間は無常なり、常無常なり、非常非無常なり、有邊なり、無邊なり、邊無邊、非有邊非無邊なり、是れ命、是れ身、命異、身異、如來は後死有り、後死無し、後死有り無し、後死は非有非無なりとなせば、此れは是れ倒見なり云云」と。

【三二】能問者の阿世耶(āśaya)を觀ずるが故なりとは、佛が問者の意樂を觀見せらるるが故なり、

【三三】問者一の內用の士夫等。問者は、內身に在りて作用を起す所の、一の士夫と名くべき體の實有なるものあり、之れ虛にあらずして實有なる命者と名くるものありと執す。

【三四】龜毛の硬軟を記すべからずとは、龜毛は本來無なるものなり、無なるものが硬なりや軟なりやは論ずべからずとの意なり。

謂はく、蘊の相續の中に、　業と果と命者と有り。
若し命者無しと說かば、　彼れ此れを撥して無と爲ん。
諸蘊の中に、　假名の命者有りと說かざることは、
發問者が、眞空を解するに　力無きを觀ずるに由りてなり。
是の如く、筏蹉の、　意樂の差別を觀ずるが故に、
彼れが有無の我を問へども、　佛は、有無を答へざるなり。

犢子部常等の不記を難ず

[四七]〔佛は〕何に緣りてか[四八]世間の常等を記せざるや。

論主の答

亦た問者の阿世耶を觀ずるが故なり。問者が若し我を執して世間と爲れば、我體都て無の故に[四九]四記皆な理に非ず。若し生死を執して皆な世間と名づくとせば、佛の四種の記も亦た理に非ず。若し常ならば涅槃を得ること無けん。若し是れ非常ならば便ち自ら斷滅すべく、功力に由らずして咸く涅槃を得せん。若し說いて常にして亦た非常なりと爲さば、定んで應に一分は涅槃を得すること無く、一分の有情は自ら圓寂を證すとすべけん。若し非常非非常なりと記せば、則ち涅槃を得するに非ず涅槃を得せさるにあらず。決定に相違して便ち戲論を成ぜん。然るに、[五〇]聖道に依りて般涅槃す可し。故に四の定記は皆な理に應ぜず。

[五一]離繫子の雀の死生を問ふが如し。佛は、[五二]彼の心を知る、爲めに定んで記せさるなり。

論主例釋す

[五三]有邊等の四も亦た記せざることは、常等に同じく、皆な失有るを以ての故なり。

犢子部問ふ

寧ぞ此の〔有邊等の〕四の義は、常等に同じきことを知らんや。

論主答ふ

外道有り、[五四]溫底迦(Uktika)と名づく。先に世間の有邊等の四を問うて、復た方便

覺天の說を擧げて自家の說を辯ぜるなり。覺天は「四大種の外に造色なし、色・聲・香・味・觸の造色は四大種を取りて體と爲すが故に四大種に異らずと主張せるが、若し爾らば、四種の大種は一の造色なりと言ふことにならん、若し此の覺天の主張を計せば、吾が部にて蘊は五、我は一なりと云ふも不可なかるべしと云へる意なり。覺天の所說は有部中の異說とす。婆沙論卷一二七（毘曇部十三、二四〇頁）に曰く、「覺天の所說によれば「色は唯大種のみにして、心所は即ち是れ心なり」」と。彼れ是の說を作す、「造色は即ち是れ大種の差別にして、心所は即ち是れ心の差別なり」と。乃至彼れ是の說を作す、「諸の四大種の、有るは是れ能見なり」と。乃至彼れ是の說を作す、「所造の聲は、四大種を離れて、別に所因有るに非ず、即ち大種に於て所造の聲を立つ云云」と。同百四十二（毘曇部十四、一五四頁）に曰く、覺天是の如き說を作す、「有爲法に二の自性有り。一は大種、二は心なり。大種を離れて所造色無く、心を離れて心所無し、諸の色は皆是れ大種の差別にして、無色は皆心の差別なり云云」

論主答ふ

亦た問者の阿世耶を觀ずるが故なり。問者は或は諸蘊の相續に於いて、謂ひて命者と爲し、之れに依りて發問す。世尊が、若し命者都て無と答ふれば、彼れは、[三九]邪見に墮す、故に佛は說かず、彼れは未だ[四〇]緣起の理を了ずること能はざるが故なり。〔又〕[四一]正法を受くるの器に非ず、爲めに假有なりと說かず。理必ず爾るべし。

經を引き證す

世尊の說くが故に。[四二]世尊、阿難陀に告げて言ふが如し。「姓は筏蹉(Vatsa)なる出家外道有り、我が所に來至して、是の問を作して言はく、我は世間に於いて有なりと爲んや非有なりやと。我れ爲めに記せず、所以は何ん。若し記して有と爲さば、法の眞理に違すべし。一切の法は皆な無我なるを以ての故なり。若し記して無と爲さば、彼れが愚惑を增す。彼れ便ち、我は先に有りしも、今は無しと謂はん。有と執する愚に對するに、此の愚は更に甚し。謂はく、我有りと執する時は則ち常邊に墮〔し、若し我無しと執する時は、則ち斷見に墮せん〕と。此の二つの輕重は經に廣く說くが如し。

頌を引く

是の如きの義に依るが故に、有る[四三]頌に曰はく、

[四四]見の爲めに傷けられ、　及び諸の善業を壞することを觀ずるが故に、
佛は正法を說く、　牝虎の子を御するが如し。
眞我を執して有と爲れば　則ち見の牙の爲めに傷つけらる。
俗我を撥して無と爲れば、　便ち[四五]善業の子を壞す。

論主重ねて攝頌を作る

復た頌を說きて曰はく、

[四六]實の命者無きに由りて、　佛、一異なりと言はず。
假我を撥無せんことを恐れて、　亦た都て無なりとも說かず。

「佛、頗求那に告ぐ、我れ說きて取者有りと言はず、我れ若し說きて取者有りと言ふとせば、汝應に問言すべし、誰か取と爲さんと。汝應に問言すべし、何の緣の故に取有りやと。我れ應に答言す可し「愛を緣とするが故に取有り、取は有に緣たり云云」と。

【三二】此れとは祠者なり。

【三三】彼れとは喩なり。吾が宗にては、實我の體有りと許さざるが故に、喩は極成せずとなり。

【三四】心心所は念念に滅して念念に生ずるが故に、彼を捨てて此れを取る間を有せず、卽ち取捨成ぜざるなり。

【三五】若し、是れ身なりと云はば、色身は心心所と同じく、念念に生滅すれは、取捨成ぜざるべし。

【三六】明等とは明論等なり卽ち明論は名句文を體とすれば能取の祠者等の色身と異れり、所取の五蘊は能取の我と異なるべし、然らば不一不異といふを得ざるべし。

【三七】本論第二十卷三世實有を論ずるの項を見よ。

【三八】蘊の生ずる云云。五蘊は生滅す、然るに數取趣（卽ちここにては我を意味す）は生滅せずと許さばの意なり。

【三九】是れは犢子部が有部の

第五項　佛不記の難を辯ず

犢子部徴す　若し補特伽羅卽ち諸蘊ならば、世尊は、何ぞ[三一]命者は卽ち身なりと記せざるや。

論主の答　[三二]能問者の阿世耶を觀るが故なり。[三三]問者が、一の內用の士夫の體は實にして虛に非ず、名づけて命者と爲すと執し、此に依りて、佛に問ふ。〔命者は〕身と一なりや異なりやと。此れは都て無なるが故に、一異は成ぜず。如何ぞ、身と一異を記すべけんや。[三四]龜毛の硬輭を記す可からざるが如し。

事を指す　古昔の諸師已に斯の結を解けり。昔、大德有り、名づけて[三五]龍軍(Nāgasena)と曰ふ。[三六]三明六通あり、[三七]八解脱を具す。時に一の[三八]畢鄰陀王(Milinda)の有りて、大德の所に至りて、是の如きの說を作す。「我れ今來る意は所疑を請はんと欲するなり。然るに諸の沙門は性、多語を好む。尊能く直答したまはば、我れ當に請問すべし」。大德請を受く。王卽ち問うて言はく、「命者と身とは、一とや爲ん、異とや爲ん」。大德答へて言はく、「此れは記すべからず」。王の言はく、「豈に先に要有るにあらずや。今何ぞ言を異にして所問に答へざる」。大德質して曰はく、「我れ疑を問はんと欲す。然るに諸の國王は、性多語を好む。王能く直答せば、我れ當に發問すべし」。王便ち敎を受く。大德問うて言はく、「大王の宮中の諸の菴羅樹(āmra)の所生の果の味は醋と爲んや甘と爲んや」。王の言はく、「宮中に本と此の樹無し」。大德復た責む、「先きに要すること無からんや。今何ぞ言に異にして所問に答へざる」。王の言はく、「宮內に此の樹旣に無し。寧ぞ答へて果味の甘醋を言ふ可けんや」。大德誨へて曰はく、「命者も亦た無し。如何ぞ身と一異なりと言ふ可けんや」と。

犢子部問ふ　佛は、何ぞ命者は都て無なりと說かざるや。

なす。是れ卽ち謂ゆる聲明論なり。此の記論を習學して成就し得たるものを記論者生ずといふ。

【一六】明論とは學問のこと。能祠者も別にその體を生ぜしにあらず、其等の學問をなしたることなり。

【一七】儀式を取るが故とは、具足戒を受けて苾芻となり、又外道の儀式によりて外道の門に入るが如きを云ふ。

【一八】雜阿含經第十三(第一義空經(大正二、九二頁下)に曰く、「諸比丘、眼生ずる時、來處有ること無く、滅する時去處有ること無し。是の如く、眼は不實にして生ず、生じ已りて盡滅す。業報有るも而も作者無し。此陰滅し已りて異陰相續す。俗の數法を除く。耳鼻舌身意も亦是の如く說く、俗數法を除くと。俗數法とは謂はく此れ有るが故に彼れ有り、此れ起るが故に彼起る、無明行に緣たり、行識に緣たり廣說乃至の如し」云云と。

【一九】蘊を捨て又は取る主體は有らずとなり。

【二〇】法假(dharma-saṃketa)とは、五蘊の法の上に假立せる假我なり。

【二一】頗勒具那(Phalguna)。雜阿含經第十五第三七二經(大正二、一〇二頁中)に曰く、

ること有りと說くが如し。別位を取るが故なり。

論主の破（經を引きて破す（一））

佛、已に遮せるが故に、此の救成ぜず。[一八]勝義空契經の中に說くが如し。「業有り、異熟有り、作者は得可からず。謂はく、[一九]能く此の蘊を捨て及び能く餘の蘊を續くるなり、唯だ[二〇]法假を除く」と。故に、佛已に遮せるなり。

（二）

[二一]頗勒具那契經に亦た說く。「我れ終に能取の者有りと說かず」と。故に、定んで一の補特伽羅の、能く世間に於いて諸蘊を取捨するものあることなし。

論主所引の喩を破す（一）

又、汝の所引の祠者等生ずと云ふは、其の體是れ何にして而も能く此れに喩ふるや若し[二二]此れ我なりと執せば、[二三]彼れ極成せず。若し心心所ならば、彼れ念念に滅し新新に生ずるが故に[二四]取捨成ぜず。[二五]若し是れ身なりと許さば亦た心等の如し。

論主所引の喩を破す（二）

又、[二六]明等が身と異なること有るが如く、蘊も亦た應に補特伽羅に異るべし。〔又〕老と病と二身は各各前と別なり。數論の轉變は[二七]前に已に遣るが如し。故に彼れが所引〔の祠者生ず等〕は、喩と爲ること成ぜず。

計を牒して破す

又、[二八]蘊は生ずるも數取趣は非らずと許すと云はば、則ち定んで〔我は〕此れ蘊に異なり及び常なりと許すべし。又、此〔の補特伽羅〕は唯だ一なり、蘊の體は五有り。寧ぞ此れ蘊と異有りと說かざらんや。

犢子部反責す

[二九]大種は四有り、造色は唯一なり。寧ぞ造色は、大種に異ならずと言はんや。

論主答ふ

是れ[三〇]彼の宗の過なり。

犢子部徵す

何をか彼の宗と謂ふ。

論主答ふ

諸の造色卽ち大種と計する論なり。設し彼の見の如くんば、是の質を作すべし。諸の造色卽ち四大種なるが如く、亦た五蘊に卽して補特伽羅をも立つべし。

らん。果して然らば汝はかの邪見を何の所斷となすやとなり、

【二〇】 增一阿含經卷三（大正二、五六一頁上）に曰く、「若し一人有り世に出現す。便ち一人有り、道に入りて世間に在り」と。

【二一】 五蘊總合せる物を假に一の我と名くとの意。
增一阿含第五（大正二、五六九頁中、第三經に曰く、「若し一人有り、世に出現する時、諸天、人民、魔及び魔天・沙門波羅門のうちの最尊・最上、與に等者無く福田第一なるものにして事ふ可く、數ふ可きものあり、云何が一人と爲すや。所謂、多薩阿竭阿羅呵三耶三佛なり云云」とあり。

【二二】 補特伽羅世間に生ずと云ふは、我有ることとなりと云はば、「我は有爲法なるべし、世間に生じて生滅するものなればなり。

【二三】 我の體新に生ずるに非ず前念の五蘊をすてて、今別の五蘊を取るを、生ずと云へるなり。

【二四】 祠祭を習學し成就し得たるものを、能祠者(Jājñika)が生ぜりと云ふと云へる意なり。

【二五】 記論者（vaiyākaraṇa）。生ずとは文典を名けて記論と

第三項　化生に關する難を辯ず

犢子部經を引きて難ず

補特伽羅は定んで應に實有なるべし。[七]契經に、「諸の化生の有情を撥無すること有るは邪見の說なり」と說くを以ての故なり。

論主難を通ず

誰か化生の有情有ること無しと言ふや。佛の所言の如く、我れも有りと說くが故に。謂はく、蘊相續して能く後世に往くに、[八]胎・卵・濕に由らざるを化生の有情と名づく。此を撥して無と爲す、故に邪見の攝なり。化生の諸蘊は理實に有るが故なり。又、[九]此の邪見は、補特伽羅を謗ずと許さば、汝等は應に是れ何の所斷なりやを言ふべし。見・修の所斷なりとするの理は並びに然らず。補特伽羅は諦の攝に非ざるが故に、邪見は修所斷なるべかざるが故なり。

第四項　一我の難を辯ず

論主難を預想して經意を辯ず

若し[一〇]經に「一の補特伽羅有り、世間に生在す」と說く、〔此は〕應に蘊に非ざるべしと謂はば、亦た理に應ぜず。此れ[一一]總の中に於いて假りに一と說くが故なり。世間に一麻・一米・一聚・一言と說くが如し。

或は[一二]補特伽羅は應に有爲の攝なりと許すべし。契經に「世間に生ず」と說くを以ての故に。

犢子部の救

此の生と言ふは、蘊の新に起るが如くなるに非ず。

論主徵す

何の義に依りて世間に生在すと說かん。

犢子部答ふ

此は、今時、[一三]別蘊を取る義に依る。世間に[一四]能祠者生ず。[一五]記論者生ずと說くが如し。〔これ〕[一六]明論を取るが故なり。又、世に苾芻生ずること有り。外道生ずること有りと說くが如し。[一七]儀式を取るが故なり。或は世に、老者生ずること有り、病者生ず

にの意なり。

【六】五蘊の念念生滅する中、前念が因となりて後念の果を取るを名けて、能荷者と云ふなり。

【七】契經とは、本事經卷五(大正一七、六八七頁以下)の寂を參照せよ。化生に關して婆沙論百九十八(毘曇部十七、一一九頁)に曰く、「此世無く他世無く化生有情無しといふは、此れ因を謗する邪見なり、乃至……。諸の外道有り、是の如き說を爲す、諸の有情生は皆現在精血等の事に因るも緣無くして忽然生ずる者有ること無し、乃至……或は有る說者は、化生有情は所謂、中有にして此世他世無しとは、生有無しと謗るもの、化生の有情無しは、中有無しと謗るものなり」と。

【八】生に四生あり、胎生、卵生、濕生、化生なり。

【九】化生の有情は諸蘊相續の上に於いて、有なれども、實我の化生有情無し。されど此の見を以て邪見と爲さば、此の邪見は見修二斷の內何れの斷なりや。見所斷の邪見は四諦の理に迷ひて起る、然も我は四諦に攝するものに非ず、又修所斷にも非ず、邪見は一般に修所斷のものに非ざればなり、故に見修所斷に通ぜざ

犢子部經を引きて難ず

論主反徴す

犢子部答ふ

卷の第三十〔破執我品第九の二〕

本論第九　破執我品第二

第二項　能荷者の難を辯ず[1]

若し唯五取蘊をのみ補特伽羅と名づけば、何が故に世尊は是の如き說――「吾れ今汝の爲に、諸の重擔と、重擔を取捨すると、重擔を荷ふ者とを說かん」――を作せるや。

何に緣りてか、此に於いて佛は說くべからざらん。

[2]重擔は卽ち能く荷ふものとは名づくべからず。所以は何ん。曾て未だ見ざる故なり。[3]不可說の事も亦た說くべからず。所以は何ん。亦た未だ見ざるが故なり。

又、[4]重擔を取ることは應に蘊の攝に非ざるべし。重擔自ら取ることは、曾て未だ見ざるが故なり。然るに經に、愛を說きて「取擔者」と名づけり。既に〔愛は〕卽ち蘊の攝なり。荷者も應に然るべし。卽ち諸蘊に於いて數取趣を立つるなり。然るに、此の補特伽羅は是れ不可說の常住實有なりと謂はんことを恐るるが故に、[5]此の經の後に、佛自ら釋して言はく、「但だ世俗に隨ひて此の具壽是の如きの名有りと說く」と。乃至廣說せるなり。上に引ける所の人經の文句の如し。〔こは〕此の補特伽羅が可說無常にして、實有の性に非ざることを了ぜしめんが爲めなり。卽ち五取蘊自ら相逼害するに重擔の名を得し、[6]前前の刹那か、後後を引くが故に名づけて荷者と爲す。故に實に補特伽羅有るに非ざるなり。

【一】舊譯卷二二、三〇六頁中、光記卷三〇、四四四頁上以下參照、雜阿含經第三第七三經(大正二、一九頁上)に曰く「我れ今當に重擔(bhāra)と取擔(bhārādāna)と捨擔(bhāranikkhepana)と擔者(bhārahāra)とを說くべし云云」と重擔(bhāra)とは五取蘊なり。五取蘊は有情を苦しむるものなるが故に此の名あり。

【二】難意は、右の經意は、荷物と之を能く荷ふ我ありとすれば能く通じ得るも、若し無我論者の如く、我も亦五取蘊に外ならずとせば、荷物(五取蘊)は卽ちそのまま荷ふ人(五取蘊)なりとの非正の立言を犯さんとなり。

【三】犢子部にては我を不可說藏といふ。此の不可說なる物は見る可からざるが故に、亦た說くべからず。

【四】難意は、我が是れ能く荷ふものならば、重擔を取ることも、能取の意なるが故に、正に我の攝にして蘊の攝に非ざるべけん。然らば、愛(蘊の攝)を取擔者と名くる次の經意に違せんとなり。

【五】「此の經の後」にとは、五取蘊に於て數取趣を立つことを說く人契經(前節所引・雜阿含十三、第三〇六經)の後半

續に約して一切法を知るの理成ずとなり。

【三二】卷第四十四（第一一八八經）に「過去等正覺、及未來諸佛現在佛世尊、能除衆生憂」云云とあり（大正二、三二二頁上參照

ye cābhyātītasaṃbuddhā ye ca
buddhā hy anāgatāḥ, yaś
cāpy etrhi saṃbuddho bahū-
nāṃ śokanāśakāḥ.
(Mahā vastu iii 327)

舊譯——
是過去諸佛、是未來諸佛、
是現在世佛、能除衆生憂。

【三三】汝が宗にては唯蘊にのみ三世有りと許し、數取趣即ち補特伽羅に三世有りとは宗義として許さず、數取趣は不可說藏とするが故に、かゝる經證を通じ得ざることさもありなんと揶揄的同情の言をなせしものと解すべし。

は空性を悟り得ず。
【九七】空性を信ずる能はず。
【九八】舊譯卷二二、三〇六頁上以下、光記二九、四四三頁上以下參照。
【九九】量とは標準、證據、權威の義なり。
【一〇〇】此等の經は後人の增廣せる所のものなりとの意。
【一〇一】稱友の釋によれば諸部こは銅葉部(Tāmraparṇīyanī=kāya)等なりと言ふ、
【一〇二】法性とは緣起の法性(pratītyasamutpāda-dharma=tā)。を言ふ。
【一〇三】雜阿含經第十第二六二經(大正二、六六頁下)に曰く、「……一切行は無常なり一切法は無我なり」と。
【一〇四】眼と色乃至意と法との二緣によりて識を生ずと經に說けり。若し我も識を生ぜば識は三緣より生ずべし。
【一〇五】雜阿含經卷第二第四三經(大正二、一〇頁以下)に曰く、「色を見て是れ我我所なりとして取す、取し已りて彼の色の若しくは變なるにも若しくは異なるにも心亦隨轉す。心隨轉し已りて亦取著を生ず、乃至恐怖障礙を生じて心亂る、取著するを以ての故なり、乃至、受想行識も亦復是の如しと——略文——云云」と。
【一〇六】雜阿含經第二第四五經

(大正二、一一頁中)に曰く、「若し諸の沙門婆羅門にして、我有りと見る者は、一切皆な此の五受陰に於いて我なりと見る云云」と。
【一〇七】雜阿含經第二第四六經(大正二、一一頁中)に曰く、「若し沙門婆羅門の宿命智を以て自ら種種の宿命を識るものは、已識も當識も今識も皆此の五受陰に於てす」と。
【一〇八】已憶正憶當憶とは過、現、未の三世の眠憶を云ふ。
【一〇九】舊譯卷二二、三〇六頁中、光記卽二九、四四三頁中以下參照。
【一一〇】雜阿含經第二第四六經(大正二、一一頁中)に曰く、「我れ過去に經る所、是の如き色、是の如き受、是の如き想、是の如き行、是の如き識ありき」と。
【一一一】經に我と云ふ語あるを以て有身見を起す失あるを以て汝は此の經典無しと言はん。
【一一二】有身に二十種ありとの說あり。謂く色は我なり、我は色を有す。色は我に屬す、色中に我あり、乃至識に就ても亦是の如し。今は此業の個別の法につきての我に非ずして五蘊の總體につき、其假我に依つて我の言を立てて、此が色を有す等と言へり。
【一一三】我は穀聚の如く因緣和合して生じたる假法なり、故に體一にあらず。又暴流の如く相續假なり、常住にあらず。
【一一四】心心所が一切法を知るといふことなかるべし、無我觀も亦、自性、相應、俱有の法を知らず、刹那刹那に前念が滅し後念が生じて、刹那に異れる心が生滅し、彼の法を知るには前念の心が知り此の法を知るには後念の心が知る。隨つて一の心心所にして遍く一切法を知ることなし。
【一一五】若し我の刹那滅に非ざるもの有りと許さば、我は多時を經て停住して生滅に涉らず、遍く一切法を知るべしと。
【一一六】我は常とも說く可からず非常とも說く可からず、我は不可說なりといふ汝の宗に違ふ可しとの意なり。
【一一七】一切智といふは只だ佛の前後相續の依身に、多時に渡りて勝れたる堪能ありて、如何なることをも能く知ることに約して一切智といふ。
【一一八】婆沙論卷九(毘曇部七、一六九頁)に曰く、「頗し一智有りて一切法を知ることありや。答ふ、有り。謂はく、世俗智なり、乃至此の智初刹那の頃、其の自性相應俱有を除きて餘は悉く能く知り第二刹那には、亦、前の自性相應に俱有の法をも知るが故に……」

と。
雜心論卷第八(大正二八、九三一頁中)に曰く、「一切を知るが故に一切智と說く。一切とは謂はく十二入なり。彼の自相共相に於いて、一切悉く知る」と。
宗輪疏發靱中左、二二丁の述記に曰く、「此れ佛慧が一刹那の時、心と相應す、亦能く諸法を知解して皆な盡くすことを明す、圓滿慧の故に云云」と。
斯の如く諸論一切智を說くと雖も、必ずしも一刹那に一切を知るの意に非ず、但だ此の宗輪論には大衆部等の一刹那の心相應の智は一切法を知ると云へる意を明せり。
【一一九】相續の依身に一切法を知る堪能有るを一切智と名く。例せば火の一切を食す、卽ち燒くと云ふは頓に一切を燒くに非ざれども、漸次に燒き盡す能事あるによりて、一切を食すと云ふが如し。
舊譯——
由ニ相續有レ能、稱ニ火食ニ一切一、
說ニ遍知一亦然、不レ由俱悉解一。
【一二〇】汝の宗に從へば、我は不可說藏なるが故に我が遍知すとせば佛も、我にして不可說藏たるべきも、已に佛世尊に三世有りとの敎證あるが故に、佛は三世法藏にして我に非ざること明かなり從つて相

識を根と名づけたるのみ。

【一七八】獨行の意根とは眼等の根の勢力に引起せられたる意識に非ずして、唯だ法境のみを緣じて起りたる意根の勢力に引かれたる意識のことにして、こは、唯だ法境のみを緣ず、六生喩經は此の點より、意根は自境(法境)を樂求すと說けるものなれば、前經と相違するに非ず。

【一七九】雜阿含卷第八、第二二二經、(大正二、五五頁上)に曰く「云何が一切知法、一切識法なる。諸比丘よ、眼は是れ知法識法なり。若し色と眼識と眼觸と、眼觸因緣として受生ずれば內に覺して、若くは苦、若くは樂、若くは不苦不樂なり。彼の一切は是れ知法識法なり、耳・鼻・舌・身・意亦復た是の如し云云」と。

【一八〇】所達所知とは、所達とは無間道なり。所知とは解脫道なり。或は所達とは慧の所達なり、所知とは智の所知なり。一切法は皆、是れ智慧の所達(所知の法なり。此の經に所達・所知を說くに、唯爾所のみありて、我體有りとすること無し、故に我體は亦た所識にあらず、達と知とは共に慧にして識に非ざれども、慧と識とは必ず同一境を緣ずればなり。

【一八一】此の所有とは此の所有の色なり。

【一八二】雜含卷第十三、第三〇六經(大正二、八七頁下)に曰く「眼色を緣として眼識生ず、三事和合して觸す。觸と俱に受・想・思を生ず。此の四は無色陰なり、眼と色と此等の法を名けて人と爲す。斯等の法に於て人想を作して衆生、那羅、摩㝹闍、摩那婆、士其、福伽羅、耆婆、禪頭とす。又是の如く說く「我が眼、色を見、乃至我が意、法を識ると」。彼れ施設して又是の如く言說す。「是れ尊者、如是の名如是の生、如是の姓、如是の食、如是の受苦樂、如是の長壽、如是久住す。如是の壽の分齊ありと、是れ則ち想と爲す。是れ則ち誌と爲す、是れ則ち言說とす、此の諸法は皆な悉く無常、有爲、思願の緣生なり云云」と。

【一八三】有情＝sattva。とは情識を有するものと云ふ意なり。不悅＝nara。とは原語の俗的解釋なり。正しくは人と云ふ義なり。意生＝manu-ja。とは意に從ひて生を受くるが故に名く。儒童＝mānava。とは儒は美好の義なり善子といふ義なり。養者＝posa。とは能食者の義。命者＝jiva。は能く活きる者の義なり。生者＝jantu。は能生者の義なり。

【一八四】薄伽梵(Bhagavān)。尊敬せらるべきものと云へる意味にして佛の尊稱なり、世尊又は聖者の意なり。

【一八五】雜阿含經卷第十三第三一九經(大正二、九一頁上)に曰く「一切とは謂はく十二入處なり。眼・色・耳・聲・鼻・香・舌・味・身・觸・意・法、是れを名けて一切とす」と。

【一八六】數取趣とは、補特伽羅の譯語。

【一八七】雜阿含第十三の前揭第三一九經に續けて曰く「若し復說きて、此れ非一切なり沙門瞿曇の所說の一切は、我今捨てて餘の一切を立てんと言はば、彼れは但言說有るのみ云云」と。

【一八八】中阿含經卷第十一、頻鞞婆遲王迎佛經(大正一、四九頁中)に曰く、「愚癡凡夫、所聞することあらずして、我是れ我なりと見て我に著す、但し我無く我所無し、空我、空我所にして、法生すれば則ち生じ、法滅すれば則ち滅す、皆因緣に由る云云」と。

【一八九】將とは將來即ち未來。正とは現在。已とは過去なり。

【一九〇】世羅＝Sela。は雜阿含卷第四十五第一二〇二經(大正二、三二七頁中)には尸羅、巴利文にてはヴアジラ vajirā 比丘の所說として、この文あり(S. 5. 10. vol. 1. p. 135)

【一九一】前引雜含經第四五第一二〇二經に曰く「汝が衆生有りと謂ふは、此れ則ち惡魔の見なり。唯だ空にして陰聚のみ有り、是れ衆生なるもの無きなり。衆材の和合するを世之れを名けて、車と爲すが如し。諸陰の因緣合するを假りに名けて衆生と爲す。其れ生ずれば、則ち苦生ず。住も亦た即ち苦住なり、餘法に苦を生ずるもの無ければ、苦生ずるも苦自ら滅す、一切の憂苦を捨し、一切の闇冥を離れ、已に寂滅を證し、諸の漏盡に安住す。已に汝を惡魔と知る、則ち自ら消滅して去れ云云」と。

【一九二】別譯雜阿含經の文なりと傳ふれども、現存せる本に是の如き頌文を見ず。

【一九三】十二有支とは十二因緣のことなり、即ち無明、行、識、名色、六處、觸、受、愛、取、有、生、老死なり。

【一九四】蘊處界とは五蘊・十二處・十八界なり。

【一九五】涅槃の正路を越えて邪路を行ずること。

【一九六】空性とは五蘊の中に我なきをいふ、我を執するもの

り。
【三五九】舊譯卷二二、三の五頁中以下光記二九、四四一頁下以下參照。
【三六〇】已に「我有ること無し」と明言するを以て・我は唯だ可說なり、不可說に非ずとなり、雜含經卷第十、第二六二經(大正二、六六頁中)に曰く、色は無常なり、受想行識は無常なり、一切行は無常なり、一切法は無我なり、涅槃は寂滅なり云云」と。
雜含經卷第一第二四經(大正二、五頁中)に曰く、「比丘は是の如く知り是の如く見るべし、(卽ち)我れ此識身及び外境界一切相に能く我我所の見我慢にして繫著せしむるもの有ることなしと云云」。
增阿含卷第十(大正二、五九四頁下)に、「若し比丘有りて、一切諸法は空にして所有無く、亦所著も無しと解知し、盡く、諸法を解して無所有なりと了じ、以て一切諸法は無常なり滅なり盡にして無餘なり、亦、斷壞も無しと知り、彼れ已に此を觀じ已らば、都て所無著なく、世間想を起さず、復恐怖も無く、……欲を斷じ心に解脫を得ん」と。
【三六一】若し色を緣じて起ると云はば、眼識は我を緣ずとは云ふを得ず。眼識は色を緣じて聲を緣ぜず、されば聲は眼識の所緣にあらざるべし。
【三六二】若し眼識の所緣にあらずんば、眼識の所了にあらざるべし。
【三六三】此れ或は俱を緣ずとは眼識起る時、此の我を緣じて起り、或は色と我との二を緣じて起るとの意なり。
【三六四】契經とは雜含卷第八、第二一四經(大正二、五四頁上)に曰く、「二因緣有り識を生ず」と云へり。若し、此れ卽ち我を緣じて、識起れば、眼識は色と根とに由りて起ると云ふに違す。若し俱を緣じて、識起れば、眼識は、色と我と根との三に由りて起ると云ふことになり、亦た二緣に由ると云ふ經說に違す。
【三六五】契經とは例せば雜阿含(卷九第二三八經(大正二、五七頁下)に曰く、佛比丘に告ぐ、「眼は因とし色を緣じて眼識生ず。所以は何ん。若し眼識生ずるは一切の眼と色とが因緣となるが故になり云云」と云へり。
【三六六】若し我が緣となりて眼識を生ぜばの意。
【三六七】雜含經卷第一、第十一經(大正二、二頁上)に曰く、「若くは因なるも、若くは緣なるも、諸識を生ずる者は、彼れも亦無常なり」云云と。
【三六八】六識の各別所緣に關して婆沙論には譬喩師卽ち經部の說を擧げたり。卽ち婆沙論八十七(五丁左)に曰く、「譬喩者是の如き說を爲す、眼等の六識身は所緣の境各別也。彼れ說く意識は別に所緣なり、眼等の五識の所緣を緣ぜず。又說く六識は唯外境を緣ず、內根を緣ぜず、亦た識を緣ぜず。彼の意を顯ぜんが爲めに前五識を顯はす、各別所緣なり、唯外境を緣ず、根識を緣ぜず。意識所緣は五識と境は同有り異有り、亦た內根を緣じ亦た諸識を緣ず云云。
【三六九】中阿含經卷第五十八大拘絺羅經(大正一、七九一頁中)に曰く、「五根は異行、異境界にして、各各自の境界を受く、眼根、耳鼻舌身根の此五根は異行、異境界にして、各各自の境界を受くるも意は彼等の爲に盡く境界を受け意は彼等の依と爲ると云云。
【三七〇】所行の處 = gocara。とは五識の活動する範圍なり。
【三七一】五根は五識の別依、意は五識の總依なるが故に、五根と意根との作用の通局を示す。
【三七二】此の經文を引く意味は、汝は我は六識の同じく識る所なりといはば、五根の隨一は他の根の所識なる我をも、取ることとなりて、五根は行處と境界と各別なりとの經意に違せんとなり。
【三七三】經を標準として、汝が若し我は五根の境界に非ずと云はば、經に違するの失を免かると雖も、我は五識の所識に非ざるを以て、汝の我は五識の所識と云ふに反すべし。
【三七四】雜含經第四十三第一一七一經(大正二、三一三頁上)に曰く、「是の如く六根は種種の境界あり各自ら樂ふ所の境界を求めて、餘の境界を樂はず云云」と。
【三七五】經文には已に前五根のみならず、第六意根も各別の所行處と境界とありと言へり、されど、意根は單に法境を緣ずるのみならず、前五根の對境をも緣ず。此に例して、前五根も自所行處、自境界をのみ受用すと說く經文ありと雖も、亦た餘を緣ずることありとも許すべしとのなり。
【三七六】五根は色を自性とし、五識は無分別なるが故に、何れも見る等の樂ひ(意思)あることなし。
【三七七】眼等の門に由りて、眼識等の生ずること無んば、分別する性ある意識の生じ得る理なし。故に眼等の根に由りて眼等の識を生じ、此より引いて意識を生ず、今は其の意

ることとなる。之れ分明に七事の薪を亦た名けて熱と爲すなり。

【一三八】木等の遍く燃ゆる時を薪とも名け、火とも名く。火に異なるものの熱するに非ずと云はば、依の義は如何。火の自體が、火の自體に依ると云ふことあるべからず。

【一三九】爾焰は所知と譯す。舊に知母と云ふは不可なり。犢子部には所知の法藏を立つるに總じて五種あり。卽ち過・現・未の三世の五蘊を三となし、無爲を第四と爲し、不可說は第五なり。補特伽羅は此の不可說藏に攝む。彼の宗に我を立つるに、若し生死に在りては三世の五蘊と定んで一異と說く可からず、若し生死を捨して無餘涅槃に入る時は無爲と定んで一異と說く可からず。故に此我を說きて第五の不可說法藏と爲すとせり。若し爾らば、彼れは「我と五蘊と若くは一なり、若くは異なりとは、倶に說く可からず」と計すれば、則ち彼の所許の五種の所知も亦具に五種有りと說く可からざるべし。我と前の四法藏と異とすべからざるを以てなり。故に第五法藏と爲ると說く可からず、前の四法藏と一と爲す可からざるを以ての故に。第五にあらずと爲すとも說く可からず。第五に非ざるものは、卽ち是れ前の四法藏なり。既に第五と第五に非ざると倶に說く可からずとせば、倶に前の四法藏のみを建立すべし、別に第五法藏を立つ可からず。倘、犢子部の五法藏說に就きての難破は成實論第十五（大正三二、二六〇頁下）に曰く「汝の法中可知の法を說くは、謂はく五法藏―過去・未來・現在・無爲・及び不可說―なり。我は第五法中に在りとせば、則ち四法に異なり、汝四法に異らしめんと欲し而も第五に非ずとせば是れ則ち不可なり若し我有りと言はば、則ち此等の過有り云云」と。

【一四〇】前段依に約して破するは其の存在の仕方より破するなり、いま所託に約して破するは、我を立つる根抵より破するなり。

【一四一】唯だ蘊に託するのみのものならば、假の義已に成ずること、前述の如し。

【一四二】蘊有らば、能く我を知り得るが故に、我を知らしむる意味に於て、我は蘊を依とすると云ふ意ならばとなり。

【一四三】諸色は眼根空明の緣有りて初めて知ることを得るなり、故に若し汝の救釋の如くんば、色は眼等を依として立つと云ふ可し。爾るに汝は色は眼根等を依とすとは說かず、故に此の救釋は成らず。

【一四四】眼耳鼻舌身意の六識の所識なり。

【一四五】色相なきが故に、色と一なりと說く可からず、又不可說なるが故に、色と異なりとも說く可からず。

【一四六】而も、假が實の色を離れざる時に亦、乳等を離ると知ると言ふを以て乳等は色と一とも異とも言ふ可からず。

【一四七】若乳等と色香味觸の四境と一なりと云はば、乳等は色等と成ずと云ふ失あり。若し色等と異なると云はば、乳等は色等の四の所成に非ずとの失あるべし。

【一四八】諸色は眼等の緣を以て了因となすが故に、色は眼等に異りと說く可からず、然らば花を見れば、花と眼とは異なると云ふ可からずと云ふ可きなり。之れ道理にあらず。

【一四九】色の能了とは色を了ずる能了の眼識なり。

【一五〇】眼識に了せらるるは是れ色なるを以て、此の眼識所了の我は是れ色なりとすべし。或は色に非ずと云はば、色に於て假立せるものとすべし。或は了ぜらるる物は一なるが故に、是は色、是は我と云ふ區別ある可からず。

【一五一】是は色なり、是は我なりと云ふ二種。

【一五二】有性。實體有る法なり。卽ち實體ある法は、現量比量の分別によりて、立つるものなり、現量比量にて分別せざれば、實體の有無は判ずべからず。

【一五三】色を了ずる眼識と我を了ずる眼識とは、二心並び起らざるを以つて、時を異にして起るべし、故に我は色に異なるべし。

【一五四】黃と靑とは別別に了ずべし、黃を了ずる時は靑は了ぜず。

【一五五】耳識乃至意識が法を知は、我のあることを知る所以なりと云ふ義を徵難するも、眼の如く然り。卽ち前の「又彼は說く所の、若し一時に於て」以下云云の文を聲香味觸法の五境に就て、一一配釋すべしとなり。

【一五六】我の能了と色の能了とを相望するも亦、爾り一周と說くべからず。色の能了卽ち我の能了も說かれず、色の能了の外に我の能了ありとも說くべからず。

【一五七】能了は我と同じく不可說なるが故に、我と同じく有爲法とすべからず。

【一五八】唯だ我のみ不可說なりと云ふ汝の宗義を壞せんとな

犢子部問ふ　如何ぞ、相續に約して一切の法を知ると說いて、我の遍知に非ずと云ふことを知るを得ん。

論主答ふ　佛世尊に三世有りと說くが故なり。

犢子部問ふ　何れの處に於いて說けるや。

〔二〇〕有る頌に言ふが如し。

若しくは過去の諸佛、　若しくは未來の諸佛、
若しくは現在の諸佛、　皆な衆生の憂を滅す。

〔二一〕汝が宗は、唯だ蘊にのみ三世有り、數取趣には非ずと許す。故に、定んで、〔二二〕應に爾るべからん。

部の細意識などに近き考なれど、外道の有我說に似たりといふ點にて、論主は之れを駁するなり。

【二一】補特伽羅とは、數取趣と言ふ、我の異名なり。數々五趣を取り、其の體實有なりとせり。彼は計す「我の體は斷に非ず、常に非ず、若し蘊と一ならば蘊滅すれば、我も亦滅し、我は應に斷ずべし。故に一と言ふ可らず。若し蘊と異ならば、蘊滅するも我は滅せず、我は應に常なるべし、故に異とも言ふべからず」となり。

【二二】實體あらばそは必ず因より生ずべし。因より生ずる法なれば是れ無常の法にして、常住の實體にあらざるべし。

【二三】若し因より生ぜずと云はば、是れ無爲なるべし。因生に非ざるが故に、虛空等の如し。若し無爲ならば、外道の常住の我に同じ。

【二四】我の體無爲ならば、作用無かるべし。作用無くんば徒らに實有と執するも、益なきこととなるべし。

【二五】我が所立云云。これは犢子部の敎釋なり。犢子部の所謂我といふは、別に事物ある者とか、ただ聚集のみある者とかいふが如きものにあらず、ただ現在に身體の內部にありて感覺しつつある要素に依存して、その中心となる者を指すとなり。

【二六】攬る(grhitvā)とは、觀待する (apeksya) 義なり。

【二七】色等を離れて乳酪無く、其の體は假なり。

【二八】因としてとは、得る(prāpya)といふ義なり。

【二九】我は火の如く、諸蘊は薪の如く、別なりと雖も亦離れずとなり。

【三〇】若し云云。我の體若し蘊と異らば之れ有爲に攝すべからず、之れ無爲なるべし。若し蘊と然らば常なるべし。若し蘊と我と同一なりとすれば、諸蘊は滅するを以て我も滅することとなり、即ち斷ずべしとなり。

【三一】八事とは地・水・火・風、色香味觸を云ふ。

【三二】前念の乳を緣として後念に酪を生じ、前念の酒を緣として後念に酢を生ずるが如く前念の薪を緣とするが故に、後念に火を生ずとなり。

【三三】我は、火の薪の緣によりて生ずるが如く、蘊を依として生ずと云はば、ここに三事を生ずべし。即ち一には我は蘊を緣として生ず、二には我の體は蘊に異れり、三には本無にして今有り、即ち生滅に亘りて無常の性を成ずべし。然る時は汝の我は蘊に異なるに非ず、又無常に非ずと云ふに反せん。

【三四】餘事とは先の八事の中煖觸を除ける他の七事なり。

【三五】此の火は薪を因として生ずるにあらず、薪は薪の因より生じ、火は火の因より生ず。各自の過去の同類因に從ひて倶時に生ずるなり。故に火は薪を因と爲して生ずるにあらずとなり。

【三六】補特伽羅は蘊と倶生し、或は蘊に依止すと云はば、明かに我の體は蘊に異れることを許すこととなるべし。

【三七】餘とは煖觸以外の餘の七事なり。即ち餘の色香味等も煖と合すれば、熱の名を得

第一項　經に「我れ過去に於いて色有り等と言ふに依る難を辯ず

犢子經を引きて難ず

若し爾らば、何に緣りてか、此の[二〇]經に、復た「我れ過去世に於いて是の如きの色を有せり等」と說くや。

論主經を通ず

此の經は能く宿生の一相續の中に種種の事有ることを憶するを顯はさんが爲めなり。若し實に補特伽羅有りて過去世に於いて能く色を有す等と見ば、如何ぞ、身見を起す失に墮するに非ざらんや。

或は[二一]應に非撥して此の經無しと言ふべし。是の故に、此の經は[二二]總の假我に依りて色を有す等と言へり。[二三]聚の如く、流の如し。

犢子部難ず

若し爾らば、世尊は一切智に非ざるべし、[二四]心心所は能く一切の法を知ること無ければなり。剎那・剎那に異の生滅あるが故なり。[二五]若し我有りと許さば、能く遍く知る可し。

論主難を通ず

補特伽羅は則ち應に常住なるべし。心滅する時此れ滅せずと許すが故なり。是の如くならば、便ち[二六]汝が所許の宗に越ゆ。我等は「佛は一切に於いて能く頓に遍く知るが故に、一切智者と名づく」とは言はず。但だ[二七]相續して堪能有るに約するが故なり。謂はく、佛の名を得することは、諸蘊の相續に是の如きの殊勝の堪能を成就して、纔かに作意する時知らんと欲する所の境に於いて[二八]無倒の智起ればなり。故に一切智と名づく。一念に於いて能く頓に遍く知るといふには非ず。故に此の中に於いて、是の如き頌有り。

[二九]相續に、能有るに由る。　火の一切を食するが如し。
是の如く一切智は、　頓に遍く知るに由るに非ず。

量の中に在るを以て、今は別に言はず。

【一六】六境とは六識の對境卽ち色、聲、香、味、觸、法の六境なり。色等の五境は眼等の前五識が現量に證得す。法境にして觀行者（瑜伽師）の境界は、現量に證得せらる、意の現量にて得せらるものとは、等無間滅の意は無間生の意に由りて了別せらる。

【一七】五色根とは眼根・耳根・鼻根・舌根・身根なり。

【一八】別緣とは草木に就きて云はば種子なり。人に就きて云はば五色根なり。水・土・人工等の衆緣有りと雖も、種子の別緣無くんば所果生ぜず。色等の現境及び作意等の緣有りと雖も、五色根無くんば五識の作用を爲さず、故に五識の作用あるは五根あることを證す。これを五色根を比量にて得しといふなり。

【一九】等とは、毀損せると、毀損せざる鼻根等を收む。

【二〇】犢子部(Vātsīp trīya)。南傳の所謂、跋闍子部(Vajjiputtaka)に相當する派なり、その詳しき地位に關しては國譯異部宗輪論附錄を見よ。此派にては五蘊と卽するにもあらず、離するにもあらざる一種の我（pudgala）を立てて、輪廻及び解脫の主體となす。經

と無からんや。

若し彼れが意に「補特伽羅は所依の法と一ならず異ならず、故に一切の法は皆な我に非ずと說く」と謂はゞ、旣に爾らば、應に意識の所識に非ざるべし。[二〇四]二縁が識を生ずることは經に決判するが故なり。

犢子部答ふ　又、餘經に於いて如何が會釋する。謂はく、[二〇五]契經に說く、「非我を我と計すれば、此の中、具さに想と心と見との倒有り」と。

我を計して倒を成ずとは、非我に於いてするを說くなり。我に於いてするを言ふにはあらず。何ぞ煩はしく會釋せん。

論主問ふ　非我とは何ぞ。

犢子部答ふ　謂はく、蘊・處・界なり。

論主過を出して破す　便ち前に〔汝が〕補特伽羅と色等の蘊とは一ならず異ならずと說けるに違せざるや。

又、[二〇六]餘經に說く、「苾芻よ、當に知るべし。一切の沙門・婆羅門等の諸有の我を執するものが、〔我と〕等隨觀見するは一切、唯だ五取蘊に於いてのみ起す」と。故に、我を依として我見を起すことは無し。但だ非我の法に於いてのみ、妄に分別して我と爲すなり。

又、[二〇七]餘の經に言はく、「諸有の[二〇八]已憶・正憶・當憶の種種の宿住は、一切唯だ五取蘊に於いてのみ起る」と。故に、定んで補特伽羅有ること無きなり。

第三節[二〇九]　犢子部よりの論難に對する辯明

に實我あることを說くものなり。佛教は然らず、此色受想行識の五蘊の全體的活動の上に於て、我に似たる相を現ずるなり、此五蘊を離れて別に實我あるにあらず。我と云ふは五蘊の相續の上の假立なりとす。佛教は無我なり、從つて我なりと執し我所有なりと執することなし、故に諸煩惱生ずることなし。生死の根本は諸の煩惱の業作なり。今其業作なし、從つて生死を離れ解脫を得するなり。外道等は然らず、實我を執するが故に、諸煩惱を生じ、三有を輪廻して解脫することなしとなす。

【一三】眞實の現比量とは眞現量眞比量にして聖教量と共に因明の三量と稱せられ、卽ち佛教論理の三形式なり。現量（pratyakṣa）とは直接外界の事象を覺知するを云ふ。花を花と見人を人と見る如き所謂西洋論理學の直接的知識是れなり。比量（anumāna）とは一の事象によりて他の事象を正しく推知することにして正しき推理作用なり。煙を見て其下に火あることを推知するが如き、所謂間接的知識是れなり。聖教量（āgama）とは自派の信仰せる聖賢の言を絕對的眞理とするを云ふ。聖教量は比

ることも亦た爾なり。能く空觀を修する者も亦た都て得す可からず」と。

第十三經證（我執の五失を擧ぐ）

經に說く、「我を執するに五種の失有り。謂はく、(一)我見及び有情見を起して惡見趣に墮すること、(二)諸の外道に同ずること、(三)[195]路を越えて行くこと、(四)[196]空性の中に於いて、心、悟入せず、[197]淨信なること能はず、安住すること能はず、解脫を得ざること、(五)聖法、彼れに於いて清淨なること能はざることなり」と。

以上所引の經に關す問難應答

犢子部答　[198]此れ皆な量(pramāṇa)に非ず。

論主責む　所以は何。

犢子部答ふ　我が部の中に於いて曾て誦せざるが故なり。

論主徵す　汝が宗に是れ[199]量なりと許すは、部と爲んや、佛言と爲んや。若し部是れ量ならば、佛は汝の師に非ざるべし、汝は釋子に非ず。若し佛言ならは、此れ皆な佛言なり。如何ぞ、非量ならん。

犢子部答ふ　彼れが謂はく、「此の說は皆な[200]眞の佛言に非ず」と。

論主非す　所以は何。

犢子部答ふ　我が部に誦せざるが故なり。

論主徵す　此れ極めて理に非ず。

犢子部問ふ　理に非ずとは何ん。

論主答ふ　是の如きの經文は、[201]諸部皆な誦して。[202]法性(dharmatā)及び餘の契經に違せず。而るに敢て中に於いて輙く非撥を興して、我れ誦せざるが故に眞の佛言に非ずと云ふは、唯だ縱に凶狂するのみ、故に極めて理に非ず。

論主彼の部を徵破す　又、彼の部に於いても、豈に此の[203]經の「一切の法は皆な我性に非ず」と謂ふこ

歸依する所なく恃怙する所無し、こは第二句を重釋せるなり。

【一一】正法の鉤の能く諸惑の象を制すること有ること無く、意に隨ひて惡を起す。これも亦第三・四句を重釋す。

【一二】如來の正法の壽命が漸次に淪亡し、人の終らんとする時氣臨んで喉に至りて即ち斷滅するが如し、即ち如來の正法一千歲なりと說かれたり。世親の出世は佛滅九百年代なり、故に正法將に盡きんとせる時なり。

【一三】光記によるに前段の頌の末に「應に解脫を求むべし、放逸なること勿れ」と言へるは、此のみが解脫の方便なり。此の外に解脫の方便無し。故に解脫を求むるものは、此の所說に於て放逸なること勿れとの意義なれば、問者ありて「此を越えて」云云と言へるなりと。

【一四】外の諸の所執の我とは本論の意によれば、次下に明すが如く佛敎中に在りては犢子部なり。是は五蘊の外に、非即非離蘊の我を立つ、故に論主は之を汝釋子に非ずと破せり。その他の外道の中、勝論は實句義を立てて我の存在を許し、數論は自性と並べて神我を說く。何れも五蘊の外

義經に依らしむ。此の經は了義なり、異釋すべからず。

第八經（證無我を顯はし實我を破す）

又、[一八四]薄伽梵、梵志に告げて言はく、我れは說く、[一八五]「一切の有は唯だ是れ十二處なり」と。若し[一八六]數取趣は是れ處の攝に非ざる時は無體の理成ず。若し是れ處の攝なるときは則ち是れ不可說なりと言ふ可からず。

第九經證（有體を破す）

彼の部の所誦の[一八七]契經に亦た言はく、「諸の所有の眼、諸の所有の色――廣說す、乃至――、苾芻よ、當に知るべし。如來は此に齊りて一切を施設し、一切の自體有る法を建立す」と。此の中に、補特伽羅有りとすること無し。如何ぞ此れ實體有りと說く可き。

第十經證（假名を我と執するを顯はす）

[一八八]頻毘娑羅契經に亦た說く、「諸の愚昧無聞の異生には、假名に隨逐して計して我と爲す者有るも、此の中には、我我所の性有ること無し。唯だ一切衆苦の法體のみ有りて、[一八九]將と正と已とに生ず……」と。――乃至――廣說す。

第十一經證（妄に我を執するを顯はす）

阿羅漢の苾芻尼有り、[一九〇]世羅(silā)と名づく。魔王の爲めに說く。[一九一]「汝、惡見趣(kudṛṣṭigata)に墮して、空行聚の中に於いて妄に有情有りと執す。智者は有に非ずと達す。卽ち衆分を攬りて假想して立てゝ車と爲すが如し。世俗に有情を立つ。應に知るべし、諸蘊を攬ることを」と。

第十二經證（我の無體を顯はす）

世尊は[一九二]雜阿笈摩(kṣudrāgama)の中に於いて、婆羅門婆柁梨(Bādari)の爲めに說く。「婆柁梨よ諦かに聽け、能く諸の結を解く法を。謂はく、心に依るが故に染なり。亦た心に依るが故に淨なり。我は實に我の性無し。顚倒の故に有と執す。有情無く我無し、唯だ有因の法のみ有り。謂はく、[一九三]十二有支所攝の[一九四]蘊・處・界なり。審かに此の一切を思ふに補特伽羅無し。既に內は是れ空なりと觀ず。外の空を觀ず

由ニ不如思ニ動ニ亂法ニ、自覺已入ニ最妙靜ニ、荷ニ負敎ニ人隨入滅、世間無ㇾ主能壞ㇾ德、無ニ鉤制ニ惑隨ㇾ意行。若知ニ佛法壽、將ㇾ盡巳至ㇾ喉、是惑力盛時、求ㇾ脫勿ニ放逸ニ。

【一〇五】大師とは三界の大師なり即ち如來なり。如來は世の眼目なり。されど寂滅に入りて已に多時なり、故に久しく已に閉ぢたりといふ。

【一〇六】證となるに堪へたる者とは、佛の正法、眞髓を證得するに堪えたる人卽ち實義を證得せる人を指す。

【一〇七】凡夫愚癡にして慧眼有ること無し、四諦の眞理を觀ずること能はず、起惑して情に任せて自制すること無し、故に制すること無きといふ。

【一〇八】以下第一頌に言へることの因を明すために更に一頌を加ふ。自覺とは無師自悟するをいふ、卽ち二乘と異れり。此の覺有る者を卽ち大師といふ、大師今已に最勝寂靜常樂涅槃に歸れり、先きの第一句を重釋す。

【一〇九】彼の敎を持する者とは、諸大弟子を云ふ。此等の人人多く隨ひて滅せり。先の第二句を重釋す。

【一一〇】世間の有情、如來及び諸弟子の衆德を喪ふに由りて、

達・所知の法門を演說すべし。其の體は是れ何ぞや。謂はく、諸の眼色と眼識と眼觸となり。眼觸を緣と爲る內の所生の受は、或は樂なり、或は苦なり、不苦不樂なりと――廣說し乃至――意觸を緣と爲る內の所生の受は或は樂なり、或は苦なり、不苦不樂なり、是れを一切の所達・所知と名づく」と。

（所識としての義無きの證）

此の經の文に由りて、一切の[一八〇]所達・所知の法を決判するに唯だ爾所のみ有り。此の中に補特伽羅有ること無し。故に、補特伽羅は亦た所識に非ざるべし。慧と識との境は必ず同なるを以ての故なり。

第七經證（假我說を以て惡見を破す）

諸の「眼は補特伽羅を見る」と謂ふは、應に知るべし。眼根が[一八一]此の〔色の〕所有〔の相〕を見ることとなるを。非我を見るに於て我を見ると謂ふが故に、彼れは便ち惡見の深坑に顚墜す。故に佛は經の中に、自ら此の義を決す。謂はく、唯だ諸蘊に於いてのみ補特伽羅を說く。[一八二]人契經に是の如き說を作すが如し。「眼及び色を緣と爲して眼識を生ず。三和合の觸と俱に受・想・思を起す。中に於いて、後の四は是れ無色の蘊なり、初めの眼及び色を名づけて色蘊と爲す。唯だ此の量のみに由りて、說いて名づけて人と爲す。卽ち此の中に於いて、義の差別に隨ひて、名想を假立して、或は[一八三]有情・不悅・意生・儒童・養者・命者・生者・補特伽羅と謂ふ。亦た自ら稱して我が眼が色を見ると言ふ。復た世俗に隨ひて、此の具壽は、是の如き名、是の如き種族、是の如き姓類、是の如き飮食、是の如き受樂、是の如き受苦、是の如き長壽、是の如き久住、是の如き壽際を有すと說く。苾芻よ、當に知るべし。此れは唯だ名想のみなり。此れは唯だ自稱のみなり。但だ世俗に隨ひて假りに有を施設す。是の如きの一切の無常有爲は衆緣より生じ、思の所造に由る。」と。世尊は恒に勅して了

---

bhāṣā)論を遵奉するが故に此の名あり。迦濕彌羅國の毘婆沙師と言ふは、迦濕彌羅の人にして毘婆沙師に非ざるあり、毘奈耶の學者等と經部の大德(bhadanta)等なり。又毘婆沙師にして、迦濕彌羅の人に非ざるあり、外國の毘婆沙師の如し。今は以上兩者を簡ぶなり。

【一〇四】nimīlite śāstari lokacakṣuṣi kṣayaṃ gate sākṣijane ca bhūyasā / adṛṣṭa tattvair niravagrahaiḥ svayaṃ [kutārkikaiḥ] śāsanam ākulaṃ kṛtam // gate hi śāntiṃ paramāṃ svayaṃbhuvi svayaṃbhuvaḥ śāsanadhārakeṣu ca / jagaty anāthe guṇaghātakair malair niraṅkuśaiḥ svairam ihādya caryate // evaṃ kaṇṭhagata prāṇaṃ [viditvā muniśāsanam]/ malānāṃ balakālaṃ ca pramādyaṃ mumukṣubhiḥ //

舊譯（第二十二卷初頭）大師世間眼已閉、又證ㇾ教人稍滅散、不ㇾ見ニ實義一無ㇾ制人。

第五經證（六識の所識を破す）理に違する失を擧ぐ

てん。若し有と立てずんば、便ち自宗を壞す。

又、若し[一六八]六識の識る所爲りと許さば、眼識の識るものなるが故に、應に聲等に異るべし。猶ほ色の如し。耳識の識るものなるが故に、應に色等に異るべし。譬へば聲の如し。餘の識が識る所となすにつきて難を爲すことも此れに准ずべし。

又、此〔の我〕を立てゝ六識の識る所と爲さば、便ち經說に違す、[一六九]契經に言ふが如し。「梵志よ、當に知るべし。五根の行處と境界とは各各別なり。各唯だ自の[一七〇]所行の處と及び自の境界とをのみ受用するも。異根が亦た能く異根の行處と及び異の境界とをも受用すること有るに非ず。五根とは、眼・耳・鼻・舌・身を謂ふなり。[一七一]意は兼ねて五根の行處及び彼の境界をも受用す。彼〔の五根〕は意に依るが故なり」と。[一七二]

宗に異する失を擧ぐ

或は、[一七三]補特伽羅は是れ五根の境なりと執すべからずとせば、是の如く便ち五識の所識にも非ざるべく、違宗の過有らん。

犢子部の難

若し爾らば、意根の境も亦た應に別なるべし。[一七四]六生喩契經の中に言ふが如し。「是の如く六根の行處と境界と各各差別有りて、各別に自の所行處及び自の境界を[一七五]樂求す」と。

論主の通釋

此の〔經の〕中には、眼等の六根を說くに非ず、眼等の五根及び所生の識には[一七六]勢力の見んと樂ふ等のこと有ること無きが故なり。[一七七]但だ眼等の增上の勢力に引かれたる意識を說いて眼等の根と名づけしなり。

[一七八]獨行の意根の增上の勢力に引かれたる意識は、眼等の五根所行の境界を樂求すること能はず。故に此の經の義は、前に違するの失無し。

第六經證

又、[一七九]世尊の說く、「苾芻當に知るべし。吾れ今も汝の爲めに具足して、一切の所

似像法の生ずる有り、相似像法世間に出で已りて正法則ち滅す乃至、迦葉よ、五因緣有り、能く如來の正法を沈沒せしむ、……乃至、五因緣有り、如來の法律を沒せず忘れず退せしめず云云」と。

【一〇一】此俱舍卽ち藏論は阿毘達磨に依りて、阿毘達磨に攝すとなり。

【一〇二】
(40) kāśmiravaibhāṣikanitiṣiddhaḥ,
prāyo mayāyaṃ kathito 'bhidharmaḥ,
yad durgṛhītaṃ tad ihāsmadāgaḥ,
saddharmanitau munayaḥ pramāṇam.

舊譯——
罽賓毘婆沙理成、
我多隨ㇾ彼說ニ此論一、
正法偏執是我失、
判ニ法正理一佛爲ㇾ量。

【一〇三】迦濕彌羅國の毘婆沙師(Kāśmira-vaibhāṣika)。迦葉彌羅、迦濕彌爾、羯濕弭羅等ともいふ。北印度犍馱羅國の東北ヒマラヤ山麓の山間にありし國なり。支那、古は罽賓國ともいふ。昔、迦濕彌羅國に五百の大阿羅漢の毘婆沙師ありて相共に相議して、阿毘達磨大毘婆沙論を造るとせらる。毘婆沙師とは毘婆沙(vi-

第二節[一五九]　有我論の教證に依る破斥

世親教證に擧げて有我論を破す

第一經證（有我說の破）

又、若し「實に補特伽羅有り、而も色なり非色なりと說く可からず」と云はゞ、世尊は何が故に是の如きの言を作せるや。[一六〇]「色乃至識は皆、我有ること無し」と。

第二の經證

又、彼れ既に補特伽羅は眼識の所得なりと許す。是の如きの眼識は色と此〔の我〕と、〔色と我との〕倶とに於いて、何を緣じて起ると爲んや。[一六一]若し色を緣じて起ると云はゞ、則ち應に眼識は能く補特伽羅を了ずと說くべからず。此れは眼識の緣に非ざること、聲處等の如くなるが故なり。若し〔一類の〕識の此の境を緣じて起るもの有り。即ち此の境を用つて所緣緣と爲し、補特伽羅は眼識の緣に非ずと謂はゞ、如何ぞ。〔前に〕說きて〔我を〕眼識の所緣と爲す可き、[一六二]此れに由りて、〔我は〕定んで眼識の所了に非ざるなり。

第三の經證

若し眼識起りて、[一六三]此れ或は倶を緣ずと云はゞ、便ち經說に違しぬ、[一六四]契經の中に定んで「識起るは二緣に由る」と判ずるを以つての故なり。又、[一六五]契經に說く、「苾芻よ、當に知るべし、眼は因、色は緣にして能く眼識を生ず。諸の所有の眼識は皆眼と色とを緣とするが故に」と。

又、[一六六]若し爾らば、補特伽羅は應に是れ無常なるべし。契經に說けるが故に。謂はく、[一六七]契經に說く、「諸の因諸の緣にして能く識を生ずるものは、皆無常の性なり」と。

第四經證（我常論の破）

若し彼れが遂に補特伽羅は識の所緣に非ずと謂はゞ、應に〔我は〕所識に非ざるべし。若し所識に非ずんば、所知に非ざるべし。若し所知に非ずんば、如何ぞ有と立

【九五】即ち下の三定中にて上地の靜慮を起すなり。

【九六】婆沙卷一八三（毘曇部十六、一六五頁以下）、舊譯卷二一、三〇三頁下、正理卷八〇、光記卷二九、四三八頁上以下參照。

【九七】(39) [saddharmo dvividhaḥ śāstur āgamādhigamātmakaḥ]. dhātāras tasya vaktāraḥ pratipattāra eva ca.

舊譯――世尊正法二、敎修得爲ㇾ體、於ㇾ中有ニ能持、能說及能行一。

【九八】契經と調伏と對法とは經・律・論の三藏なり、

【九九】三人とは持者、說者、行者の三人なり。

【一〇〇】雜阿含經卷第廿五（大正二、一七七頁中）に曰く、「我今常に正法を以て人と天とに付囑せん、諸天とせんとが共に法を攝受せば、我の敎法は則ち千歲不動ならんと」。中含經卷第廿八瞿曇彌經（大正一、六〇七頁中）に曰く、今正法當に住すること千年、今五百歲を失す、餘は五百年有り、阿難當に知るべし、女人五事を行ずるを得ず云云と。雜阿含卷第卅二（大正二、二二六頁下）に曰く、迦葉よ如來正法滅せんと欲する時、相

ることを知るといふは、此の言何の義なりや。諸色は是れ補特伽羅を了ずる因なりと說くと爲んや、色を了ずる時に補特伽羅も亦た了ず可しと爲んや。

若し「諸色は是れ此〔の我〕を了ずる因なり、然れども、此は色に異なるとは言ふ可からず」と說かば、是くのごとくんば則ち諸色は眼と及び明と作意等との緣を以て了因と爲すが故に、[一四八]應に色は眼等に異なるとも說く可からざるべし。

若し「色を了ずる時に此れも亦た了ず可し」と云はゞ、[一四九]色の能了が卽ち此れをも了ずと爲んや、此の中に於いて別に能了有りとせんや。

若し色の能了が卽ち能く此〔の我〕をも了ずとせば、[一五〇]則ち應に此の〔我の〕體も卽ち是れ色ならん。或は唯だ色に於いてのみ、此〔の我〕を假立すと許すべし。或は應に如是如是の類は是れ色なり、是の如きの類は是れ此〔の我〕なりと分別すること有る可からず。〔別體無きが故に〕。

若し是の如きの[一五一]二種の分別無くんば、如何ぞ色有り、補特伽羅有りと立つるや。[一五二]有性は必ず分別に由りて立つるが故に。

若し此の中に於いて別に能了有りとせば、[一五三]了ずる時別なるが故に、此れ應に色と異なるべし。[一五四]黃は青と異なり、前は後と異なる等の如し。

[一五五]乃至、法に於いて徵難することも、亦た然なり。

救を牒して破す

若し彼れ〔難〕を救ひて、此〔の我〕と色との如きは、定んで是れ一なり是れ異なりと說く可からず。[一五六]二種の能了を相望するも亦た然なりと言はゞ、能了は應に是れ[一五七]有爲の攝なるべからず。若し爾りと許さば、便ち[一五八]自宗を壞せん。

色を起滅せるが故なり。業力に由るとは、謂く彼の地の順決定受業を已に造作し增長して與果せんとするが故なり。法爾力に由らざるは、第四靜慮以上には世界の壞すること無きが故なり云云と（毘婆沙部十四、三六五頁參照）。

【九二】(38) khams gñis dag tu gzugs med pa rgyu daṅ las kyi stobs kyis te.
]dhyānāni tu rūpadhātau tābhyām] dharmatayāpi ca.
舊譯——因業力二界、生二色無色定一、於二色界一色定、由二法爾一得。

【九三】近修に由るとは、人あり、無色定を起して退して直に色界に生れたりとせんに、無色定の同類因の力强きを以つて、色界に於て彼は能く無色定を起すをいふなり。數修に由るとは、人あり、無色定を數修して、夫より退して色界に生ぜんに、無色定の同類因の力强きを以て、色界に於て能く無色定を起すなり。斯の如く或は下地に生れ、或は上地に生る場合も準知すべし。

【九四】この法爾力に關しては、本論十二第二節の劫及び四劫の項を見よ。

救を破す

に然りと許さず。故に[一四一]唯だ蘊に託するのみならん。[一四二]若し蘊有りとせば、此の〔我は〕則ち知る可きが故に、我れ上に此れは蘊を依として立つと言へるなりと謂はゞ、是くのごとくんば則ち[一四三]諸の色は眼等の緣有りて方に了知す可きが故に〔諸の色は〕眼等を依とすと言ふべきなり。

第四項　所識の說に約して破す

問ふ

又、且らく應に說くべし。補特伽羅は是れ六識の中の何の識の識る所なりや。

犢子部答ふ

[一四四]六識の識る所なり。所以何んとなれば、若し一時に於いて眼識が色を識らば、茲に因りて補特伽羅有ることを知り、〔是は某甲なりと言ふ〕。此れを說いて名づけて眼識の識る所と爲すなり。[一四五]而も色と一なり異なりと說く可からず。乃至、一時に意識が法を識らば、茲に因りて補特伽羅有ることを知る。此れを說いて名づけて意識の識る所と爲す。而も法と一なり異なりと說く可からず。

論主例して破す

若し爾らば、計する所の補特伽羅は、應に乳等に同じく唯だ假りの施設なるべし、謂はく、眼識が諸色を識る時の如き、此れに因りて若し能く乳等の有ることを知らば、便ち乳等は眼識の識る所なりと說き、[一四六]而も色と一なり異なりと說く可からず。乃至身識が諸觸を識る時には、此れに因りて若し能く乳等有ることを知らば、便ち乳等は身識の識る所なりと說く、而も觸と一なり異なりと說く可からず。[一四七]乳等は四を成ずとも、或は四の所成に非ずともなすこと勿れ。此れに由りて、應に總じて諸蘊に依りて假りに施設して補特伽羅有りとすることを成ずべし。猶ほ世間が總じて色等に依りて乳等を施設し、是れ假にして實に非ずとするが如し。

牒して破す

又、彼の說く所の、若し一時に於いて眼識が色を識らば、茲に因りて補特伽羅有

【八六】餘の解脫等とは七解脫と八勝處と十遍處となり。

【八七】曾習とは曾て起したるものにしてこは離染得にて得す、未曾修即ち未だ起さざる者は加行得にて得す。

【八八】下地の身に依りても、上地の定を起し得べきが故なり。

【八九】前の三解脫と、八勝處と八遍處とは唯だ人身に依る。此は教力に由るが故なり。而して教は唯だ人にのみ有ればなり。

【九〇】滅定を除いて餘の七解脫八勝處、十遍處は、凡聖ともに能く現起す。

【九一】婆沙卷百五十三に曰く「問ふ、何が故に、色界中に生じて能く初めて靜慮・無色を起すも滅定に非ざるや。答ふ、靜慮は三緣に由るが故に……乃至因力に由るとは、謂く餘生に於て、曾て近に此の靜慮を起滅せるが故なり。業力に由るとは、謂く、彼地の順決定業を已に造作し增長して將に與果せんとするが故なり。法爾力に由るとは、謂く世界の壞時、下地の有情は必ず上に生ずるが故なり。無色は二緣に由るが故に初起す、一に因力に由り、二に業力に由る。因力に由るとは、謂く餘生中、曾て近に此の無

轉計を破す

して、〔薪を〕熱〔と名づくる〕は、煖と合するを謂ふなりと言はゞ、則ち應に〔七事の煖と〕異なる體をも亦た熱の名を得べけん。實を以てするに、火の名は唯だ煖觸にのみ目くれども、[一三七]餘の煖と合するものをも皆な熱の名を得べきことなるべし。是くのごとくんば則ち分明に薪を熱すと名づくと許すなり。薪と火と異なると雖も而も過成ぜず。如何ぞ、此の中に擧げて以て難と爲さんや。

若し木等の遍く炎熾せる時を說きて名づけて薪と爲し、亦た名づけ火と爲すと謂はゞ、是れ則ち應に說くべし、[一三八]依の義は何を謂ふやを。補特伽羅と色等の蘊と定んで應に是れ一なるべしといふことは、理として能く遮すること無し。故に彼れが言ふ所の「薪を依として火を立つるが如く、是の如く蘊を依として補特伽羅を立つべし」と云ふは、進退推徵するに理成立せざるなり。

第二項　五法藏の說に約して破す

又、彼れ「若し補特伽羅と蘊と一なりとも異なりとも倶に說く可からず」と計せば、則ち彼れが許す所の三世無爲及び不可說の五種の[一三九]爾焰(jñeya)も、亦た應に不可說なるべし。補特伽羅は第五とも及び第五に非ずとも說く可からざるを以ての故なり。

[一四〇]第三項　所託に約して破す

又、彼の施設せる補特伽羅を應に更に確陳すべし、「何に託する所と爲すや」と。若し蘊に託すと言はゞ、假の義已に成ぜん、施設せる補特伽羅に託せざるを以ての故なり。若し此の施設せるものは補特伽羅に託すと言はゞ、如何ぞ上に諸蘊を依として立つと言ふや。理として則ち〔上に〕但だ補特伽羅を依とすとのみ說くべし。既

り。以下九に就きても同じく一切處に遍ぜりと觀ずるなり。

【八一】有餘師は風遍處は可見の色即ち假の色を緣ずるに非ずして、所觸の中の實の風界を緣ずと言ふ。

【八二】假想思惟して無邊の空の解を爲し、無邊の識の解を作す、是れ加行位なり、根本位に非ず、根本位は無色の四蘊を緣じて境となすなり。

【八三】三門とは解脫、勝處、遍處の三なり。此三門の功德は離染得なりや。加行得なりや又何の身に依りて起すや明す。

【八四】
(37) ḥgog pa bśad ziṅ lhag
　ma ni
ḥdod chags bral daṅ sbyor
　bas thob
gzugs med ces bya khams
　gsum gyi
rten can lhag ma mi las
　skye.

舊譯――
滅心危已說、　餘離欲行得、
三界依無色、　餘人道修得。

【八五】本論五卷（第九節）に說く「佛は離染得なり、餘の聖者は加行緣なり」と。滅定の依身は同卷(第十節)に「欲・色二界の身を起す」と說けり。此の滅盡定はただ聖者のみ起して異生は起さず。

(二) 若し汝が計する所の補特伽羅は、火の薪を依とするが如く、諸蘊を依とすると云はゞ、[一三三]則ち定んで應に蘊を緣として〔我〕生じ、體は諸蘊に異なり、無常の性を成ずと說くべし。

(三) 更に轉計を破す

(一) 若し卽ち炎熾なる木等に於いて煖觸を火と名づけ、[一三四]餘事を薪と名づくと謂はゞ、是くのごとくんば則ち火と薪と俱時にして起りて異體を成ずべけん。相に異り有るが故なり。

應に依の義を說くべし。此れ旣に俱に生ず。如何ぞ薪を依として火を立つと言ふ可けんや。謂はく、此の火は薪を用つて因を爲るに非ず。[一三五]各自因より俱時に生ずるが故なり。亦た此の火の名は薪に因つて立つるに非ず、火の名を立つること煖觸に因るを以ての故なり。

(二) 若し、所說の火は薪を依とすると言ふは、俱生或は依止の義を顯はさんが爲めなりと謂はゞ、是くのごとくんば則ち、應に補特伽羅は蘊と俱に生じ、或は蘊に依止すと許すべく、已に分明に[一三六]體は蘊と異なりと許すなり。理としては則ち應に若し諸蘊無ければ補特伽羅の體も亦た有に非ず、薪有に非ざれば火の體も亦無なるが如しと許すべきなり。而るに〔汝は〕然ることを許さず。故に、釋すること理に非ざるなり。

犢子部徵す

然るに、彼れ此に於いて自ら難を設けて言はく、「若し火が薪と異らば薪は熱せざるべし」と。

論主破す

彼れ應に定んで說くべし、「熱の體は何を謂ふやを」。若し彼れ釋して、熱すとは煖觸を謂ふなりと言はゞ、則ち薪は熱に非ず。體相、異なるが故なり。若し復た釋

り。又雜染の事物にても、淸淨の行相を作して觀ずれば煩惱起らず、此の理に據りて能く所緣を制すと言ふなり。

【七七】 婆沙卷八五（毘曇部十一、七四頁以下）、舊譯卷二一、三〇三頁中、正理八〇、光記二九、四三七頁上以下參照。

【七八】 初句は遍處の數を出し、第二三句は其の體を明し、第四句は所緣を明す。

(38) (daśa kṛtsnāny, alobho 'ṣṭau, dhyāne 'ntye......gocaraḥ
kāmo, dve śuddham ārūpyaṃ svacatuḥskandha-gocare

舊譯——十遍入、無貪、八後定、彼境欲、二淨無色、自地四陰境。

【七九】 中阿含經卷第五十九、第一得經（大正一、八〇〇頁中）集異足論卷十九（大正二六、四四七頁上）、婆沙論八十五（毘曇部十一、七三頁以下）等に說けり。

【八〇】 一に周遍して地を觀ず。之は地が一切處に遍じてありと觀ずるなり。所觀の境が一切處に遍じてあれば、能觀の行相も一切處に遍じて觀ず、故に周遍觀といふ。此の地は四大種の中の地大にあらず、顯形色を體とする假の地大な

論主問ふ　如何ぞ火を立てゝ薪を依とすると說く可きや。

犢子部答ふ　謂はく、薪を離れて火有りと立つ可きに非ず。而も薪と火とは異にも非ざれば一にも非ず。若し火が薪に異ならば薪は應に熱せざるべく、若し火と薪と一ならば所燒は卽ち能燒とならん。是の如く、蘊を離れて補特伽羅を立てず。然るに補特伽羅と蘊とは異と一とに非ずとす。[一三〇] 若し蘊と異ならば體、應に是れ常なるべく、若し蘊と一ならば體、應に斷を成ずべければなり。

論主責す　仁、今此に於いて、應に且らく定說すべし。「何者をか火と爲し、何者をか薪と爲すや」。我をして火の薪を依とするの義を了知せしめよ。

犢子部答ふ　何の應に說くべき所ぞ。若し說かば、應に所燒は是れ薪、能燒は是れ火なりと言ふべし。

論主問ふ　此れ復た應に說くべし。何者か所燒、何者か能燒にして、薪と名づけ火と名づくるや。

犢子部答ふ　且らく、世は共に、諸の炎熾にあらざる所然の物を所燒の薪と名づけ、諸の光明有り極熱炎熾なる能然の物を能燒の火と名づくと了ぜり。此れ能く彼の物の相續を燒然して、其の後後をして前前に異ならしむるが故なり。此〔の火〕と彼〔の薪〕とは、倶なる[一三一] 八事を體と爲すと雖も、而も薪を緣とするが故に火方に生ずることを得。[一三二] 乳と酒と酪とを緣として酢とを生ずるが如し。故に世は共に薪を依として火有りと說くなり。

論主破す(一)　若し此の理に依らば、火は則ち薪に異ならん。後の火は前の薪と時、各別なるが故なり。

dvayam ādyavimokṣavat dve dvitīyavad, anyāni punaḥ śubhavimokṣavat.

舊譯——制人有ニ八種一、二如ニ初解脫一、後二如ニ第二一、餘如ニ淨解脫一。

【七二】內の色身に於て色想の貪有り、彼を對除せんが爲に、外の少色を觀じて青瘀等の相を爲す（第二は准じて知れ。

【七三】內の色身に於て色想の貪無し、但だ堅牢の爲に、外の少色を觀じて青瘀等の相を作して貪をして起らざらしむ。第四は准じて知れ。

【七四】內身に於て色想の貪無し。但だ心を策し、或は煩惱を誡めんが爲に、外の青・黃・赤・白の四色を觀じて貪をして起らざらしむ。

【七五】初の二は自性も依地も所緣も、第一の解脫に同じく無貪を體とし、初定二定によりて欲界の色處を緣ず。

【七六】前の解脫は、唯能く彼の貪を棄背して起らざらしむるも、境を制すること能はざるに、之に對して勝處は、能く境を制伏し心が境處に勝るが故に、或は煩惱に勝るが故に勝處と名くるなり。謂はく或る刹那には青と觀じ、又或る刹那には黃と觀ずる等、又不可意の青瘀等に於て、可意を觀ずる等意のままになるな

犢子部問ふ　實有と假有との相の別なること云何ん。

論主答ふ　別に事物あるは是れ實有の相なり。色・聲等の如し。但だ聚集のみ有るは是れ假有の相なり。乳酪等の如し。

犢子部問ふ　實と計し假と計するに、各々何の失か有りや。

論主過を出す　體若し是れ實ならば、應に蘊と異るべし、別性有るが故なり。別別の蘊の如し。又、[一三二]實體有らば、必ず應に因有るべし。或は應に[一三三]是れ無爲なるべし、便ち〔是の如きは〕外道の見に同じ。又は[一三四]應に用無かるべく、徒らに實有を執するのみならん。體若し是れ假なりとするならば、便ち我が說に同じ。

犢子救　[一三五]我が所立の補特伽羅は仁が徵する所の實有假有の如きには非ず。但だ內の現在世に攝する有執受の諸蘊を依として skandhānupādāya 補特伽羅を立つ可しとするのみなり。

論主正破　是の如きの謬言は義に於いて未だ顯はれざるをもつて我れ猶ほ了ぜず。如何が依と名くるや。若し諸蘊を[一三六]攬りて skandhāngṛhitvā といふを是れ此の依の義なりと云はゞ、既に諸蘊を攬りて、補特伽羅を成ずる時は、則ち補特伽羅は應に假有と成るべし。[一三七]乳酪等の色等を攬りて成ずるが如し。若し諸蘊を[一三八]因として skandhān pratītya といふを是れ此の依の義なりと云はゞ、既に諸蘊を因として補特伽羅を立つるときは、則ち補特伽羅も亦た此の〔蘊〕に同じき失あればなり。

犢子部問ふ　是の如く立てず。

論主徵す　所立は云何。

犢子部答ふ　[一三九]此れ世間の薪を依として、火を立つるが如し。

て所餘を顯はす。色解脫の中にては淨を邊際と爲す、諸の無色に於ては滅定を邊と爲す……有るは說く、「第三は初て身色に於て勝解力を以て清淨の相を取り、後漸く遺除して解脫成滿して、身を緣じて解脫し、此を究竟となす、故に偏に此に於いて身證の名を立つるなり。滅定は無心にして、唯だ身に依りて住するが故に。亦彼に於いで身證の名を立つ。勝に就くが故に云云」と。（大正二九、七七三頁中參照）稱友の釋に依らば、勝れたるを以ての故とは、有色の解脫の障を全く斷ぜるより所依轉ずるが故に、第三に作證の言を置く。又無色の解脫の障を全く斷ぜるより所依轉ずるを以て、第八に作證の言を置くなり。

又各各邊に在るが故にとは、第四定は色界地の邊に在り、滅盡定の依地なる有頂は無色界地の邊に在るが故なりと。

【七〇】婆沙卷八五（毘曇部十一、七一頁）舊譯卷二一、三〇三頁中、正理八〇、光記卷二九、四三七頁上以下參照。

【七二】初句は名を標して數を擧ぐ、下の三句は解脫に同じきを顯はす。

(35) [abhibhvāyatanāny= aṣṭau].

現・比二量を以て離蘊の我無きを證す

因るに非ざることを知るや。

〔答ふ〕彼の所計の離蘊我の中に於いて、[二五]眞實の現〔量〕・比量有ること無きが故なり。謂はく、若し我體、別に實物有らば、餘の有法の如くなるべし。若し障緣無くんば應に現量に得すること[二六]六境と意との如く、或は比量にて得すること五色根の如くなるべし。

[二七]五色根の比量得と云ふは世に現見するが如し。衆緣有りと雖も、[二八]別緣を闕くに由りて、果便ち有るに非ず、闕かざれば便ち有ること、種の芽を生ずるが如し。是の如く、亦た見にも、現の境と作意と等の緣有りと雖も、諸の盲聾と不盲聾と、[二九]等に識の起らざると、起るとあるは、定で知りぬ、別緣に闕と不闕と有ることを。此の別緣とは卽ち眼等の根なり。是の如きを名づけて色根の比量と爲す。

離蘊の我に於いては二量都て無し。此れに由りて證知す。「眞我の體無きことを」と。

第二章　犢子部の非卽非離蘊我の破

第一節　有我論の理證に依る破斥

第一項　假實の說に約して破す

犢子部の執

然るに、[三〇]犢子部は、[三一]「補特伽羅(pudgala)有り。其の體、蘊と一ならず、異ならず」と執す。

論主勸思

此れ應に思擇すべし、實と爲んや、假と爲んや。

て解脫すべき理なし。

【六五】　他の堪能とは前二解脫をして堪持して能く貪を起さしめざる能力。

【六六】　無諍等の德とは先きに二十七卷に出づ。聖神通は同卷に出づ。

【六七】　留捨等とは、留壽行、捨壽行なり。

【六八】　中阿含第二十四大因經(大正一、五八二頁上)に曰く、復次に淨解脫を身に作證し成就遊す。是を第三解脫といふ……。復次に一切非有想非無想處想を度して、滅解脫を知り、身に作證し成就遊し、及び慧觀は諸漏を盡知する是を第八解脫といふ云云」と。

【六九】　俱舍光記廿九に婆沙と正理の文を擧げて二の理由を示せり。婆沙論卷二百五十二に曰く、七說ある中第六說に有るは說く「淨解脫は色の淨相を取ると雖も煩惱を起さず、殊勝なるを以てなり故に、世尊は身作證の名を安立す。想受滅解脫は無心なるを以ての故に、身に在るも心に非ず、身力の起す所なるも、心力の起す所にあらず。是の故に世尊は說きて身證と爲す」云云と。(毘曇部十四、三五二頁參照)順正理論卷八十に曰く、「唯第三と八とに身證を說くことは、二邊際を擧げて類し

[一〇七] 眞理を見ずして制すること無き人は、
鄙しき尋思に由りて聖敎を亂る。
[一〇八] 自覺せるもの已に勝寂靜に歸り、
[一〇九] 彼の敎を持する者多く隨ひて滅せり。
[一一〇] 世に依怙無く、衆德を喪す。
[一一一] 鉤の惑を制する無くして惑は意に隨ひて轉ぜり。
既に知りぬ如來の正法の壽は
[一一二] 漸次にも淪亡して、喉に至るが如く、
〔又〕是れ諸の煩惱の力の增する時なるを、
應に解脱を求むべし。放逸なること勿れ。

本論第九編　破執我品（破執我品第九の一）

第一章　破我論總說

我執に由る解脱無きに就きて

〔問ふ〕[一一三] 此れを越えて餘に依るに、豈に解脱無からんや。〔答ふ〕理必ず有ること無し。所以何んとならば、虛妄の我執に迷亂せらるるが故なり。謂はく、此の法の[一一四] 外諸の所執の我は、卽ち蘊の相續に於いて假立するものとなすに非ずして、眞實の離蘊の我有りと執するが故なり。我執の力に由りて諸の煩惱生じて三有に輪廻す。解脱すべきこと無きなり。

眞我無體說の論據

〔問ふ〕何を以て證と爲して、諸の我の名は唯だ蘊の相續にのみ召び、別に我體に

【六〇】 二の境とは初二の解脱なり。
【六一】 一の境とは第三の解脱なり。
【六二】 婆沙論八十四には「卽ち所緣を云へば、初の三解脱は欲界の色處を緣ず、第四解脱は四無色（苦諦）及び彼の因（集諦）彼の滅（滅諦）と一切類智品道と、若くは四無色と及び類智品道の非擇滅とを緣じ、並に虛空の若くは一物なりといふも、若くは多物なりといふも一切皆緣ず。乃至第七解脱は非想非非想處と及び彼の因と彼の滅と一切類智品と、若くは非想非非想處と及類智品との非擇滅とを緣ず、並に虛空の若くは一物、なりといふも若くは多物なるといふも一切皆緣ず。想受滅解脱には所緣無し。云云と。
【六三】 自と上との苦集等を緣じて、下の苦集等を緣ぜざるは、下は劣なるが故に、亦已に下に背けるが故なり。類智品の道は依地に由りて勝劣あるに非ず。又一切の類智品の道の非擇滅は依地によりて勝劣あるに非ざればなり。
【六四】 第二定地に屬する顯色貪あらば此を對治すべき要あるも、第二定以上は五識皆無の法相なれば、厭せらるべき顯色貪無し。故に第三定に依

論じて曰はく、世尊の正法は、體に二種有り。一には敎。二には證なり。敎とは、謂はく、[九八]契經と調伏と對法となり。證とは、謂はく、三乘の菩提分法なり。能く受持し及び正說する者有らば、佛の正敎法は便ち世間に住す。能く敎に依つて正しく修行する者有らば、佛の正證法は便ち世間に住す。故に[九九]三人の住世の時量に隨ひて、應に知るべし、正法は爾所の時に住することを。[一〇〇]聖敎には總じて唯だ千載に住すとのみ言へり。

異說 有るは釋す、「證法は唯だ千年のみ住す、敎法の住する時は、復た此れに過ぎたり」と。

第二節　造論の主旨

此の論は、[一〇一]阿毘達磨に依攝す。何なる理に依りて對法を釋すと爲んや。

頌に曰はく、

(40) [一〇二]迦濕彌羅の義理成ぜり　我れ多く彼れに依りて對法を釋す。
少しく貶量有るは我が失と爲す　法の正理を判ずることは牟尼に在り。

論じて曰はく、[一〇三]迦濕彌羅國の毘婆沙師の、阿毘達磨を議することは、理善く成立せり。我れ多く彼れに依りて對法宗を釋す。少しく貶量有るは我が過失と爲す。法の正理を判ずることは唯世尊と及び諸の如來の大聖の弟子とに在り。

[一〇四]**傷歎及び勸學**

「[一〇五]大師なる世眼は久しく已に閉ぢたり。
[一〇六]證となるに堪へたる者は多く散滅せり。」

【五二】單に根本に止まらざるが故に「亦」と云ふ。
【五三】無間道は必ず次下の地を緣ずるを以て解脫に攝せず。
【五四】彼とは無色の近分の解脫道なり、解脫は棄背の義にして下地に背きて此を緣ぜざるなり、近分の無間道は下地を緣じて麁垢障と觀ずるが故に解脫に攝せず。又正理論八十には他の一說を擧ぐ、諸近分地の九無間道八解脫道は、亦解脫に非ず、下地に背かざるが故に、下道を緣じて雜するが故に、又全く下地の染を解脫せざるが故に云云」といふ。
【五五】近分中にては、その一部分なる解脫道のみ解脫にしてその中の無間道は解脫に非ざるが故に、全分は解脫に非ずと云ふ。
【五六】先にとは、本論卷第五、第九節參照。
【五七】有所緣。諸の心心所なり。
【五八】定障とは不染無知の定障を云ふ。此の障が滅盡定を障ふ、故に此の滅盡定によりて、此の障を解脫す。
【五九】入心即ち微微心は滅盡定の寂靜を緣じて、方に能く此の定に入るが故に有漏なり。出心は必ずしも滅定を緣ぜず、故に有漏・無漏に通ず。

を造れるもの、彼の業の異熟の將に起りて現前せんとする勢力が能く進みて彼の定を起さしむなり。若し未だ下地の煩惱を離れざれば、必定して上地に生ずべきこと無きを以ての故なり。三には[九四]法爾力なり。謂はく、器世界將に壞せんと欲する時、下地の有情は法爾として能く上地の靜慮を起す。此の位に於いては、所有の善法は法爾力に由りて皆な增盛なるを以ての故なり。

上二界中の起定の緣の別說

〔別していはば〕、諸有の上二界の中に生在するものが無色定を起すは、因と業との力に由り、法爾力に〔由るには〕非ず。無雲等の天は、三災の爲めに壞せられざるが故なり。〔されど〕色界に生在するものが[九五]靜慮を起す時は、上の二緣と及び法爾力とに由るなり。

欲界有情の起定の緣

若し欲界に生ずるものが、上定を起す時には、一一に、應に知るべし、敎の力に由るといふを加ふることを。

第三章　前八品所說の總結

第一節[九六]　正法の體と住世

前來に種種の法門を分別せるは、皆、世尊の正法を弘持ぜんが爲なり。何をか正法と謂ふや。當に幾の時に住すべきやといふに、

頌に曰はく、

(39)[九七] 佛の正法に二有り。　謂はく、敎と證とを體と爲す。
持と說と行との者有れば、　此れ便ち世間に住す。

解脫は初二定に依る、

【四八】 第三の解脫は唯淨色を觀じて貪をして起らざらしむ。此れ極めて難と爲す。要は勝定に依りて方に成ずることを得可し、故に第四定及び其の近分に依る。

【四九】 第四定は八災患（前卷不動定の項參照）を離れて心澄淨なるを以ての故に、是れによりて欲界初定の顯色貪を對治す。

【五〇】 餘地云云とは初二解脫の依地としての初二靜慮の餘地たる第三、第四定及び欲界地にも、初二解脫と相似なる解脫あり。然れども欲界のは散心にして微なり、又第三第四定のは所對治を去ること遠くして勢力微なり、故に此等を建てて初二解脫とせず、初二解脫は初二定に局るなり。又第三解脫の依地としての第四定の餘地たる初二三定及び欲界地にも亦た第三解脫に相似なる解脫有り、然れども下三定は三災患に擾亂せられて增上ならず、故に建てて第三解脫とせず、第三淨解脫は第四定に局るとなり。（正理論八十參照）。

【五一】 餘時とは命終心の位以外を指す。此の說にては異熟生の心心所即ち生得散善を密意を以て說いて散となすなり。

第五節　解脱・勝處・遍處の得と依身等

八解脱等の得と依身

此の解脱等の[八三]三門の功德は何に由りて得すと爲んや。何の身に依りて起すや。頌に曰はく、

(37)[八四]滅定は先きに辯ぜるが如し。　餘は皆な二門に通ず。
無色は三界に依る。　餘は唯人趣のみによりて起す。

三門の功德の得依身

論じて曰はく、第八の解脱は[八五]先に已に辯ぜるが如し。即ち是れ前の滅盡定なるを以ての故なり。[八六]餘の解脱等は通じて二に由りて得す。謂はく、離染と及び加行とに由りて得するなり。[八七]曾習と未曾習と有るを以ての故なり。四の無色解脱と二の無色の遍處とは、一一に通じて、[八八]三界の身に依りて起す。[八九]餘は唯だ人にのみよりて起す。教力に由るが故なり。[九〇]異生及び聖は皆な能く現起す。

第六節　起定の因緣

三界の有情の起定の因緣

[九一]諸有が、色・無色界に生在して靜慮と無色とを起すは、何等の別緣に由るや。頌に曰はく、

(38)[九二]二界は因と業とに由りて、　能く無色定を起す。
色界にして靜慮を起すは、　亦た法爾力に由る。

色無色界の有情の起定の緣の總說

論じて曰はく、上二界に生ずるものは、總三緣に由りて、能く進みて色・無色の定を引生す。一には因力に由る。謂はく、先時に於いて、[九三]近〔修〕と及び數修とを起因と爲るが故なり。二には業力に由る。謂はく、先に曾て上地の生を感ずる順後受業

得ば具足位と名く。

【四三】四の無色定は各各能く下地の貪を解脱す。故に次の四解脱となす。

【四四】滅受想定は受等を棄背す此を第八解脱と名く。婆沙論八十四に曰く、「棄背の義は是れ解脱の義なり。問ふ、若棄背の故に解脱と名くれは、何等の解脱が何の心を棄背するや答ふ、初二解脱は色貪心を棄背し、第三解脱は不淨觀心を棄背し、四無色處解脱は各自に次下地の心を棄背し、想受滅解脱は一切有所緣心を棄背す、故に棄背の義は是解脱の義なり云云」と。

【四五】例せば長阿含卷八、(衆集經(大正一、五二頁中)に曰く「復た七法有り、謂く七想なり。不淨想、食不淨想、一切世間不可樂想、無想、無常想、無常苦想、苦無我想なり」と。

【四六】想觀とは、貪の聚中に、想の增すを想といひ、無貪の聚中に於て觀の增すを觀と言ふ故に無貪を體とする前三解脱のことを想觀と言ふなり。

【四七】初二には亦近分と中間とをも攝す、能く欲界の眼識所引の顯色貪を治するが故に、又能く初定の眼識所引の顯色貪を治するが故に、故に初二

〔問ふ〕若し爾らば、八勝處は何ぞ三解脫に殊らんや。〔答ふ〕[七六]前の解脫を修するは唯だ能く棄背するのみにして、後に勝處を修するは能く所緣を制するなり。〔謂はく〕樂ふ所に隨つて觀じ、〔又〕惑終に起らざればなり。

第四節　十遍處[七七]

已に勝處を辯ぜり。次に遍處を辯ぜん。

頌に曰はく、

(36)[七八]遍處に十種有り。　八は淨解脫の如し。
　後の二は淨の無色なり。　自地の四蘊を緣ず。

十遍處

論じて曰はく、[七九]遍處(kṛtsnāyatana)に十有り。謂はく、[八〇]周遍して地・水・火・風と、青・黃・赤・白と、及び空と識との二の無邊處を觀ずるなり。一切處に於いて周遍に觀察して、間隙有ること無きが故に遍處と名づく。

前八遍處の體と境

十の中、前の八は淨解脫の如し。謂はく、八が自性は皆な是れ無貪なり。若し助伴を並すれば五蘊を性と爲せばなり。

第四靜慮に依りて欲の可見の色を緣ず。有る餘師の說く、「唯だ[八一]風の遍處のみは所觸中の風界を緣じて境と爲す」と。

後二遍處の體と境

後の二遍處は、次の如く、空と識との二の淨の無色を其の自性と爲し、[八二]各各自地の四蘊を緣じて境と爲す。

解脫・勝處・遍處の修道上の關係

應に知るべし。此の中に、觀行を修する者は、諸の解脫より諸の勝處に入り、諸の勝處より諸の遍處に入る。後後に起るは前前より勝れたるを以ての故なり。

---

to 'nvayajñānapakṣordhva-svabhūduhkhādigocarāḥ.
欲界可見境、前三、四無色、是類智種類、自上地諦境。因みに八解脫の梵名は婆沙卷八四の註記に讓る。

【三九】八解脫に就きては、中阿含卷第二十四、大因經に說けり、(大正一、五八二頁上參照)其他長阿含卷第八、衆集經(大正一、五二頁中)參照。倘、中阿含卷第五十一、第一得經にては、之を八除處(大正一、七九五頁下)と言へり。

【四〇】一、內の色身に於て色想の貪有り。想の貪を除かんが爲めに外の不淨の青瘀等の色を觀ず、而して方に內身に貪をして起さざらしむ、之を初解脫と名く。

【四一】二、內の色身に於て色想の貪無く、已に貪を除くと雖も更に之を堅牢ならしめんが爲めの故に、外の不淨、青瘀等の色を觀じて、貪をして起さざらしむ、之を第二解脫と名く。

【四二】三、淸淨の色を觀じて貪をして起らざらしむるを以て淨解脫と名く。觀の轉た勝るることを顯はす。此淨解脫を彼の觀行者が身中に正得すれば身作證と名く。具足圓滿にして此の定に住することを

瑜伽師の八解脫を修する目的

二緣に由るが故に、諸の瑜伽師は解脫等を修す。一には諸惑の已斷をして更に遠さからしめんが爲に、二には定に於いて勝自在を得せんが爲なり。故に、能く[六六]無諍等の德と及び聖神通とを引起し、此れに由りて、便ち能く諸事を轉變して[六七]留捨等の種種の作用を起すなり。

特に、第三、第八を身作證と稱する所以

「問ふ」何の故に[六八]經の中に、第三と第八とに身作證と說きて餘の六には非らざるや。

「答ふ」八の中に於いて、[六九]此の二は勝れたるを以ての故なり。二界の中に於いて各邊に在るが故なり。

第三節[七〇]　八勝處

已に解脫を辯ぜり。次に勝處(abhibhvāyatatana)を辯ぜん。

頌に曰はく、[七一]

(35) 勝處に八種有り。　二は初の解脫の如し。
次の二は第二の如し。　後の四は第三の如し。

八勝處の名と義

論じて曰はく、勝處に八有り。一には[七二]內に色想有りて、外色少を觀ず。二には內に色想有りて、外色多を觀ず。三には[七三]內に色想無くて、外色少を觀ず。四には內に色想無くて、外色多を觀ず。[七四]色想無くて、外の青と黃と赤と白とを觀ずるを四と爲す。〔此の四を〕前に足して八を成ずるなり。

勝處と解脫との關係

八の中に、[七五]初の二は初の解脫の如し。次の二は第二の解脫の如し、後の四は第三の解脫の如し。

【三六】人の三洲なり。前述の如く、南贍部洲、東勝神洲、西牛貨洲の三洲なり。
【三七】婆沙卷八四、(毘曇部十一、五一頁以下)舊譯卷二一、三〇二頁下、正理卷八〇、光記卷二九、四三五頁中以下參照。
【三八】初句は總じて標す。二三句は別して三解說を明し、第四句は別して次の四解脫を明し、第二頌は別して第八の解脫を明し、第三頌は總じて所緣を明す。

(32) 〔vimokṣā aṣ'au〕 dan po gñis
mi sdug lsun gtan gñis na yod.
sum pa mthah na de ma chags.
śubhārūpyāḥ 〔samāhitāḥ〕

舊譯——
解脫八、前二　不淨觀二定、
三後定無貪、　淨無色定地、

(33) hgog pahi sñoms par hjug paho,
〔sūkṣmasūkṣmād anantaram〕,
〔svaśuddhakādharāryeṇa cittena vyutthitis tataḥ〕.

滅心定解脫、　最後細後成、
自地淨下聖、　心從彼出觀、

(34) 〔kāmāptadṛśyaviṣayāḥ prathamāḥ〕, ye tv arūpiṇaḥ

然るに、餘處に於いては、多分は唯だ彼の根本地のみを說きて解脫と名くるは、近分の中は[55]全分が〔是れ解脫〕に非ざるを以ての故なり。

第八解脫の體

第八の解脫は、卽ち滅盡定なり、彼の自性等は、[56]先に已に說けるが如し。受と想とを厭背して而も此れを起すが故に、或は總じて[57]有所緣を厭背するが故に、此の滅盡定に解脫の名を得するなり。

異說

有るが說く、「此れに由りて[58]定障を解脫するなり」と。

滅盡定の入出心

微微心の後に此の定現前す。前は想心に對して已に微細と名づく。此れは更に微細なり。故に微微と曰ふ。是の如きの心に次ぎて滅盡定に入る。滅定より出でて、或は有頂の淨定の心を起し、或は卽ち能く無所有處の無漏の心を起す。是の如きの[59]入心は唯だ是れ有漏なり。通じて有漏無漏の心より出づ。

八解脫の所緣

八の中に、前の三は唯だ欲界の色處を以て境と爲す。差別有ることは、[60]二の境は可憎なり。[61]一の境は可愛なり。[62]次の四解脫は、各[63]自と上との苦・集・滅諦と及び一切の類智品の道と彼の非擇滅と及與び虛空とを所緣の境と爲す。

第三定に解脫なきことを明す

〔問ふ〕第三靜慮に寧んぞ解脫無からんや。〔答ふ〕[64]第三定の中には色貪無きが故なり。自地の妙樂に動亂せらるるが故なり。

淨解脫を修する意義

〔問ふ〕行者は何によりてか淨解脫を修するや。〔答ふ〕心をして暫く欣悅せしめんと欲するが爲めの故なり。前の不淨觀は心をして沈感せしむるをもつて、今淨觀を修して策發して欣ばしむればなり。或は審かに[65]他の堪能を知らんが爲めの故なり。謂はく、前の所修の不淨の解脫は成ぜりと爲んや。成ぜずとせんやとなり。若し淨相を觀ずるも煩惱起らざれば、彼れ方に成ずるが故なり。

ふ。

【三一】是れを釋して七品修といふ。順正理論七十九にては處中を三品に分つが故に合して九品とせり。

【三二】有情の性類に二種あり、一は生來他人の德を樂求するものと、二は他人の失を求むるものとなり。

【三三】斷善の者とは斷善根の者なり此の人にも何ほ德の見るべきものあり。

【三四】現に見る可きを以つての故にとは、斷善根の者も德あり、麟喩獨覺にも失あることは、現にその相貌に於いて現はるゝが故なりとなり。卽ち例せば、斷善根の人に端嚴なる相を有するあり、獨覺に醜なる相を有するものあるが如し。故に、一切の有情に於て德を求めんとせば、何人に於ても熱を求め得べく、反對に、失を求めんとせば、如何に聖者と雖も何等かの過失を見出し得べきものなれば、今慈定を修せんと欲するものは、勉めて他の過失を求むべからずとなり。

【三五】處中は親怨にあらざれば瞋貪を起さず捨し易し、故に初めに起す。次に下中上の怨を捨し、次に下中上の親を捨して平等心を起すなり。(正理卷七十九參照)。

(33) 滅受想解脱は、　微微の無間に生ず。
自地の淨心と　及び下の無漏とに由りて、出づ。
(34) 三が境は欲の可見なり。　四が境は類品の道と、
自上の苦・集・滅と、　非擇滅と虚空なり。

八解脱の名

論じて曰はく、[三九]解脱（vimokṣa）に八有り。[四〇]一には内に色想有りて外色を觀ずる解脱、[四一]二には内に色想無くして外色を觀ずる解脱、[四二]三には淨解脱を身に作證し具足して住すること。[四三]四の無色定を次の四解脱と爲し、[四四]滅受想定を第八の解脱と爲す。

八解脱の體と依地
前三解脱の體

八の中にて、前の三は無貪を性と爲す。近く貪を治するが故なり。然るに[四五]契經の中に、「想觀」と說くは[四六]想觀の增するが故なり。三の中、初の二は不淨の相に轉ず。青瘀等の諸の行相を作すが故なり。第三の解脱は清淨の相に轉ず。淨光鮮の行相を作して轉ずるが故なり。〔此の〕三は助伴を並すれば皆な五蘊を性とす。

其の依地

初の二解脱は、一一に、通じて[四七]初二靜慮に依る。能く欲界と初靜慮との中の顯色の貪を治するが故なり。[四八]第三の解脱は後の靜慮に依る。[四九]八災患を離れて、心澄淨なるが故なり。[五〇]餘地にも亦た相似の解脱有れども、　建立せず、增上に非ざるが故なり。

次の四解脱の體

次の四解脱は、其の次第の如く、四無色定の善を以と性て爲し。無記と染とには非ず。〔是れ〕解脱に非ざるが故なり。亦た散善にも非ず、〔是れ〕性の微劣なるが故なり。彼の散善とは命終の心の如し。有るが說く。[五一]「餘事にも亦た散善有り」と。

無色の近分にも解脱あり

〔無色の〕近分の〔諸〕解脱道にも、[五二]亦た解脱の名を得するも、[五三]無間〔道〕は然らず、下を縁ずるを以ての故なり。[五四]彼れは要ず下地に背きて方に解脱と名くるが故なり。

分別定品第八の二　　一一四九

に有情を縁じては、惑を斷ずること能はず。
【三四】此の加行の位とは四無量を修する加行の位なり。是れは無量の根本に對して加行といふ。欲界・未至定によりて起す加行の位を指す。
【三五】此れとは四無量なり。世間、又は出世間の無間道に由りて、已に斷ぜし瞋等の煩惱・隨煩惱をして更に遠ざからしむるなり。
【三六】慈等とは悲と捨とを等收す。喜は但だ初二靜慮に依ること、前に已に明せり。
【三七】此れとは加行の位の慈悲捨なり。此の力によりて瞋等の四障を伏し終りて、未至定の能斷道を引き起して、欲界九品の惑を斷ず。
【三八】離染の位とは第九の解脱道位なり。
【三九】强縁とは惑を起すべき强き縁。蔽伏とは瞋等が起りて、四無量を覆ひ、四無量を制伏するの意なり。
【三〇】處中とは正順論によれば三品に分てり、上の處中とは昔より曾て見聞せざりし有情、中の處中とは見聞すと雖も交友せざるもの、下の處中とは交友すと雖も恩怨を離るるものを云ふ。今は三を合して一品とす、卽ち親友にあらず、怨家にあらざる有情を云

謂はく、漸く想を運らして、一邑と一國と一方と一切世界とを思惟して、樂を與へんとの行相の遍漏せずと云ふこと無きに〔至る〕。是れを慈無量を修習することと成ずと爲す。

若し[三二]有情に於いて德を樂求する者ならば、能く慈定を修して、速疾に成ぜしむるも、有情に於いて失を樂求する者ならば非らず。[三三]斷善の者にも德の錄す可きもの有り。麟喩獨覺にも失の取る可き有り。先きの福罪の果の[三四]現に見はる可きことあるを以つての故なり。

(二)悲
(三)喜

悲喜を修する法も、此れに准じて、應に知るべし。謂はく、有情の衆苦の海に沒するを觀じて、便ち彼をして皆な解脫を得せしめんと願ひ、及び有情の樂を得、苦を離るることを想ひて、便ち深く〔自ら〕欣慰して、實に樂しい哉と爲すべしとなり。

(四)捨

捨を修する最初は、[三五]處中より起りて、漸次に乃至、能く上親に於いて平等の心を起すこと、處中と等しからしむるなり。

四無量の處と依及び成就

此の四無量は、[三六]人に起りて餘に非ず。隨ひて一を得する時は必ず三種を成ず。第三定等に生ずるものは、唯だ喜を成ぜざるが故に〔必ず四種を成ずと言はざるなり〕。

第二節[三七]　八解脫

已に無量を辯ぜり。次に解脫を辯ぜん。

頌[三八]に曰はく、

(32) 解脫に八種有り。　前の三は無貪の性なり。
二は二なり。一は一の定なり。　四無色は定の善なり。

して成就遊す。是の如くして二三四方四維上下の一切に普周す。心が慈と俱に無結・無怨・無恚・無諍にして極廣甚太無量に善修されて一切世間に遍滿し、成就遊するなりと。

倘、雜阿含卷第二十一、第五六七經、(大正二、一四九頁下)にも同義の文あり。

【一七】器とは器界なり。一方乃至十方とは器界を顯はす。

【一八】三種とは慈と悲と捨なり。

【一九】此の四無量定は、欲界九品の惑を離れ終りたる已離欲の者の起す定にして、容豫即ち捨餘ある時に起す功德なり。故に未至定にては起さずと。

【二〇】婆沙卷八一には喜は三地に在り、謂はく欲と初と二となり、慈と悲と捨との三は十地に通ずとあり、

【二一】定地は色界なり、不定地は欲界なり。此の定の中、根本は根本定なり、加行は近分定なり。但し六地と云ふときは、初定の近分を特別に未至と名づく。

【二二】勝解作意は即ち假觀なるを以て惑を斷ずること能はず、惑を斷ずるは眞實觀に限る。

【二三】惑を斷ずるには法の共相を思惟せざる可からず、故

と能はず。有漏と根本との靜慮の攝なるが故に。[22] 勝解の作意と相應して起るが故に。[23] 遍く一切の有情の境を緣ずるが故なり。

前文を會釋す。

〔されど〕[24] 此れの加行の位に瞋等を制伏し、或は[25] 此れは能く已に斷ぜしものをして更に遠からしむるが故に、前に此れは能く四障を治すと說きしなり。謂はく、欲と未至とにも、亦た[26] 慈等の、修成せる所の根本の無量に似たるものあり。[27] 此れに由りて瞋等の障を制伏し已りて、斷道を引きて、生ぜしめ、能く諸惑を斷ず。〔かく〕諸惑を斷じ已りて、[28] 離染の位の中にて方に根本の四種の無量を得すなり。此の後の位に於いては[29] 强緣に遇ふと雖も、而も瞋等に蔽伏さるるに非ざるなり。

四無量の加行と成滿
(一)慈

初習業位に、云何が慈を修するやといふに、謂はく、先づ自ら受くる所の樂を思惟し、或は佛・菩薩・聲聞、及び獨覺等が受けし所の快樂を說くを聞きて、便ち是の念を作す。「願はくは諸の有情が一切等しく是の如きの快樂を受けんことを」と。

若し彼れ本來の煩惱增盛にして、是の如く、平等に心を運ぶこと能はざるものならば、應に有情に於いて分ちて三品と爲すべし。所謂る、親支と[30] 處中と怨讎となり。親に復た三を分つ、謂はく、上と中と下となり、中品は唯だ一なり。怨に亦た三を分つ、謂はく、下と中と上となり。總じて[31] 七品と成る。品の別を分ち已りて、先づ上親に於いて眞誠に樂を與へんとの勝解を發起す。此の願成じ已りて、中・下の親に於いても亦た漸次に是の如きの勝解を修す。親の三品に於いて平等なることを得已れば、次に中品と下・中・上の怨とに於いて亦た漸次に是の如きの勝解を修す。數習力に由りて能く上怨に於いて樂を與へんとの願を起して、上親と等しからしむ。此の勝解を修して、旣に無退を得し、次に所緣に於いて漸修して廣からしむ。

起せらるるが如し。

【二三】 捨は無貪と無瞋とを以て體と爲す。そは貪と瞋とを對治すればなり。されど、是れ一法に二の自性ある義と解すること勿れ。貪にも非ず、瞋にも非ざるものに捨の名を與へたるものなればなり。

【二四】 阿世耶とは、意樂と譯す。何事か爲さんとする思念なり、則ち有情をして樂を得せしめ能はずと雖も、善の意樂に顚倒無きに由るが故なり、何故に意樂に顚倒なきかと云ふに、即ち勝解想と相應して起るが故なり。即ち此の想にして眞實なりと執するに非ず。故に顚倒にあらず。

【二五】 順正理論七十九に曰く「皆欲界の有情を緣じて境となす。能く彼を緣ずる瞋等の障を治す。故に謂はく欲界に於て怨と親と中との三类の有情有りて能く瞋等を生ず。中に於て怨親等の相を捨つること有れば、眠ち能く瞋等の煩惱を伏除す。是の故に此の境は唯欲界の有情のみなり、必ず色無色界を緣ずること能はず。大悲の體は是れ無癡善根なれば、此の力能に由りては通じて三界を緣ず」と云云。

【二六】 中阿含卷第二十一(大正一、五六三頁中)に曰く比丘の心が慈と倶に一方に遍滿

等至に入ればなり。

行相の意義　〔問ふ〕此の四無量は他をして實には樂等を得せしむること能はず、寧んぞ顚倒に非ざらんや。〔答ふ〕彼をして樂等を得せしめんと願欲するが故なり。〔謂はく〕勝解と相應して起るが故なり。或は[二四]阿世耶(āśaya)に顚倒無きが故なり。設ひ是れ顚倒なりとも復た何の失か有らん。若し應に善に非ざるべしと云はば、理則ち然るべからず。此れ善と相應して起るが故なり。若し應に惡を引くべしと云はば、理亦た然るべからず。此の力に由りて能く瞋等を治するが故なり。

四無量の所緣　[二五]此れは欲界の一切の有情を緣ず。能く彼を緣ずる瞋等の障を治するが故なり。然るに[二六]契經に、「慈等を修習するに、一方と一切の世界とを思惟す」と說くは、此の經は[二七]器を擧げて以て器の中〔の一切有情〕を顯はせるなり。

四無量の依地　第三〔喜無量〕は但だ初二の靜慮に依る。喜受の攝なるが故なり。餘の定地には無し。所餘の[二八]三種は通じて六地に依る。謂はく、四靜慮と未至と中間となり。

異說（一）　或は有るは唯だ五地――未至を除くを謂ふ――に依らしめんと欲するもの有りていふ。是れは[二九]容豫の德にして、已離欲の者が方に能く起すが故なり」と。

異說（二）　或は有るは此の四無量をして其の所應に隨ひて[三〇]通じて十地――欲と四の本と近分と中間とを謂ふ――に依らしめんと欲するものあり。

此の〔師〕の意は、[三一]定・不定地の根本と加行とをして皆な無量に攝せしめんと欲するにあり。

四無量の力用　前に此れは能く四障を治すと說きしと雖も、而も〔こは〕諸惑の得を斷ぜしむるこ

を以て說くが故に。順定理論七十九に云はく、有るが是の言を作す、悲は是れ不害なり、害を近治する故に。理實に是の如くんば、但害は瞋に似たれば瞋の名を以て說く云云とせり。

【一〇】喜無量は喜受を體とす。他の有情が苦を離れて樂を得たるを緣じて快く思うて喜ぶを喜受と云ふ。喜の體に關して諸說不同なり。婆沙論百四十一に云ふ、喜は謂はく、慶慰、作意相應の喜根を性と爲すと云ひ、有餘師は善の心所中の欣を以て自性と爲すと云云。正理論七十九によれば、三說を擧ぐ、一には喜受を以て體となし、二には欣を以て體と爲し、三に無貪を以て體と爲す。

【一一】若し眷屬を並すれば五蘊を體となすの一句は光記は、上來尅㆑體出體、若並㆓眷屬㆒五蘊爲體㆑となし、これを慈悲喜捨の全體にかけたり、婆沙には、此の四は若し相應と隨轉とを兼取せば、凡て欲界のは四蘊にして色界は五蘊を體とすと言へり。

【一二】貪の引く所とは例せば親友に於て三品の貪を起す。次に怨家を緣じて、親友を害せんことを恐れ、三品の瞋を起す。此の瞋は貪に由りて引

此れ何に緣るが故に、唯だ四種有りやといふに、四種の多行の障を對治するが故なり。何をか四障と謂ふやといはば、謂はく、諸の瞋と害と[四]不欣慰と[五]欲の貪瞋となり。此れを治するに、次の如く、慈等を建立せしなり。

特に、不淨觀と捨無量

[六]不淨〔觀〕と捨とは倶に欲貪を治す。斯れに何の別かある。毘婆沙に說く、「欲貪に二有り。一には[七]色、二には婬なり。不淨と捨とは、次の如く能く治するなり」と。

論主の解

理實には、不淨は能く婬貪を治し、餘の親友の貪は、捨が能く對治するなり。

四無量の體

四が中、[八]初の二〔無量〕は、體是れ無瞋なり。

慈と悲との體
論主の解

[九]理實には、應に悲は是れ不害なりと言ふべし。

喜と捨との體

喜は卽ち[一〇]喜受なり。捨は卽ち無貪なり。

[一一]若し眷屬を並すれば、五蘊を體と爲す。

〔問ふ〕若し捨は無貪の性ならば、如何ぞ能く瞋を治するや。〔答ふ〕此の所治の瞋は、[一二]貪の引く所なるが故なり。

論主の解

理實には、〔捨は〕[一三]應に二法を用つて體と爲すとすべし。

四無量の行相

此の四無量の行相は別なるものあり、云何が當に諸の有情類をして是の如きの樂を得しむべき――と、是の如く思惟して慈等至に入る。云何が諸の有情類をして是の如き苦を離れしむべき――と、是の如く思惟して悲等至に入る。諸の有情類が樂を得し、苦を離るれば、豈に快からざらんや――と、是の如く思惟して喜等至に入る。諸の有情類は平等平等にして、親怨有ること無し――と、是の如く思惟して捨

を以て所緣と爲すが故に無量と言ふは、所緣を以て名を立つるもの、無量の福を引くが故にとは、等流果を以て名と爲すもの、無量の果を感ずるが故にとは、異熟果によりて名を立つるなり。其の中、無量の福を引くと言ふにつきて、寶疏は之を因無量と釋せり、因とは法量の福業のことにして、慈等の四無量と相應する思の心所なり。慈等の定は其無量の福業を引き起す、故に福業といふ。
【四】不欣慰とは嫉の心所を體とす。他の有情の苦を離れて、樂を得るを見て喜ばざる嫉の心所なり。
【五】欲の貪瞋とは欲界の貪と瞋となり。
【六】不淨觀は欲貪を退治す、今捨無量も欲貪を對治す。故に其差別は如何との意なり。
【七】色とは、顯色と形色となり。
【八】慈と悲とは體共に無瞋なり。されど之を差別せば、順正理論に云ふが如し。種は別無しと雖も、然も慈は能く有情を殺す瞋を治す、觀行相に轉ず。悲は能く有情を惱ます瞋を對治す。戚行相に轉ず、是れを差別と云ふとあり。
【九】論主の意によれば、不害は無瞋に似たり、無瞋の名

卷の第二十九〔分別定品第八の二〕

本論第八

第二章　諸禪定の實際的功用

〔一〕第一節　四無量

是の如く已に所依止の定を說けり。當に定に依りて起す所の功德を辯ずべし。諸の功德の中に、先づ無量を辯ずべし。

頌に曰はく、

(29)〔二〕無量に四種有り。　瞋等を對治するが故なり。
慈と悲とは無瞋の性なり。　喜は喜なり。(30)捨は無貪なり。
此の行相は、次の如く、　樂を與へると、及び苦を拔くと、
有情を欣慰すると等なり。　欲界の有情を緣ず。
(31) 喜は初二靜慮なり。　餘は六或は五と、十となり。
諸惑を斷ずること能はず。　人に起り、定んで三を成ず。

四無量と其の功德

論じて曰はく、無量(apramāṇa)に四有り、一には慈(maitrī)、二には悲(karuṇā)、三には喜(muditā)、四には捨(upekṣā)なり。

〔三〕無量と言ふは、無量の有情を所緣と爲すが故に、無量の福を引くが故に、無量の果を感ずるが故なり。

【一】婆沙卷八一(毘曇部十一、一頁以下)、舊譯卷二一、三〇一頁下以下、正理卷七九、光記二九、四三二頁以下參照。

【二】初句は名を標して數を擧ぐ。第二句は其の功德を顯はす。第三句及び四句は體を出す。第五、六、七句は行相を明す。第八句は所緣を明す。第九、十句は所依地を明す。第十一句は惑を斷ぜざるを明す。第十二句は處と依身及び成就を明す。

(29) 〔apramāṇāni catvāri, vyāpādādivipakṣataḥ, maitry advesaḥ karuṇā ca, muditā sumanaskatā〕

(30) 〔upekṣālobhaḥ, ākāraḥ sukhitā vata duḥkhitāḥ muditāḥ sattvā……kāmasattvās tu gocaraḥ.

(31) dhyānayor muditā, anyāni ṣaṭke, ke cit tu pañcasu, na taiḥ prahāṇam〕 mi dag gi naṅ du skyed do, ṅes gsum ldan.

舊譯——無量定有レ四、由ニ瞋等對治一、慈無瞋及悲、喜定謂適心、捨無貪行相、有レ樂及有レ苦、得レ喜及衆生、彼欲衆生境、於ニ二定一喜、餘 六地、餘說レ五、由レ彼惑不レ滅、人道生三應定。

【三】無量云云。無量の有情

二頁、一八六頁)、舊譯卷二一、三〇一頁下、正理七九、光記二八、四三三二頁中以下參照。

【二八三】契經。大集法門經卷上(大正一、二二九頁)中に、「復次、四三摩地想、是佛所說、謂(一)有見法得ㇾ樂行轉、此爲ニ三摩地想一、(二)有ニ知見轉一、此爲ニ三摩地想一、(三)有ニ慧分別轉一、此爲ニ三摩地想一、(四)有ニ身得ニ漏盡一轉上、此爲ニ三摩地想一」とあり。

【二八四】

(27b) [dge baḥi bsam gtan
daṅ po ni
bde ḥgyur tiṅ bsgom pa
yin.

(28) mig gi mṅon śes mthoṅ
ḥgyur ḥdod sbyor ba las
byuṅ blo dbyer ḥgyur
rdo rje lta buḥi bsam
gtan mthaḥi gaṅ yin de
zag zad ḥgyur sgom.

舊譯――

有ニ別修四定一、淨初爲ニ現樂一、爲ニ知見ニ眼通一、爲ニ別慧ニ行生、金剛譬後定、能滅ニ有流ニ修。

【二八五】顯宗論三十九(十七)に、釋して云く、此の經の所說の若くは習、若くは修、若くは多所作の差別とは、習修得修所治、更に遠きこと其の次第の如くなるを顯示せんと欲する爲めなり云云とあり。

【二八六】現法=dṛṣṭa-dharma。とは現在世と云ふと同じ。

【二八七】初の靜慮とは、正理卷七九に依るに經に「如是苾芻、住ㇾ此先受ニ離生喜樂一、後生ニ梵衆ニ受ㇾ樂同ㇾ此」などと言ふと、を指す。舊譯は頌の第二句に、明に淨初爲ニ現法一とせり。

【二八八】後法=samparāya。とは直譯に非ず、現法に對して後法と譯せしのみ。原語の意義は「來世」なり。

【二八九】後法の樂が、定んで住するに非ざることには三の場合あり。第一は初定より退墮することあると、第二に、無色等に生ずることあると、第三に涅槃に入ることあるとにて現法樂住の決定して受くるが如きに非ざるなり。

【二九〇】殊勝の知見とは是れ清淨の眼識と相應するの慧なり。法蘊足論第八(大正二六、四九〇頁下參照)に四修を解する中に云く「清淨の眼識相應の勝慧を說きて名けて智となす、亦名けて見と爲す。謂く天眼識と相應の勝慧にして、彼彼の諸色を領受し觀察す。是を名けて此の中殊勝の智見なりとす」と。

【二九一】分別の慧とは諸法の性相を分別する有漏無漏の慧なり。

【二九二】有頂の惑を斷ずる第九の無間道の定なり。此の定最も勝れ、一切の惑を斷ずる功力金剛に似たるを以て、金剛喩定とす。

【二九三】金剛喩定は未至、中間、四根本、下三無色の九地によりて起す。

【二九四】毘婆沙師傳說す。佛は第四定に於いて金剛喩定を修したり、故に佛自から金剛喩定は第四定にて修すと說きたるなり。

六通の中に於て但だ二を說くとは、天眼通は能く生死を觀じ、漏盡通は能く涅槃を得するが故なり、

未だ明かならず。

【三六八】初四句は三の重等持の體性を明し、第五句は其性類と能修の人とを明し、第六句は所依の地を明す、

(25b) [śūnyatāśūnyatetyādy anyat samādhitrayam punaḥ].

(26) [dvayam ālambate 'śaikṣam śūnyataś cāpy anityataḥ.
ānimittānimittas tu śāntato] 'saṃkhyayā kṣa=yam.

舊譯——

空空等名ㇾ定、復有㆓三別定㆒、二定緣㆓無學㆒、由㆓空無常相㆒、無相無相定、靜相非擇滅、

(27a) [sāsravāḥ, nṛṣv, ako=pyasya, saptasāmantavar=jitāḥ].

有流人不壞、七近分所ㇾ離。

重の二とは重等至の三の中、初の空空と無願無願との二なり。

【三六九】顯宗論第卅九に喩を以て重空の義を明す。曰く、死屍を燒く時、杖を以て廻轉するに、屍既に盡き已りて杖も亦燒くべきが如し、是の如く空に由りて、煩惱を燒き已りて復た空定を起し。前空を厭捨す。重空等持は空行相の後に起り、即ち復た還りて空行相と相應す云云と。(大正一九、九七一頁中以下參照)

【三七〇】前の無學云云とは、此の重等持は、不時解脫羅漢が、無學の三解脫門等を緣じて起す等持なり。即ち、彼は先に無學の等持を起して、五取蘊に於て空相を思惟し、此より後に殊勝の善根と相應する等持を起して前の無學の空三摩地を緣じて空相なりと思惟するものにして、空に於て空の行相を取るが故に空空と名くとの意なり。

【三七一】五蘊は非我なりと觀ずるよりも、五蘊は空なりと觀ずる方が五蘊を厭ふに力あり。其厭心の勝れたる空の行相を取りて、此の三摩地も亦空なりと觀ずるなり、

【三七二】苦の行相を取らざるは、苦は無漏法の行相にあらず、因集生緣の相を取らざるは、無漏は三有を招かざるものにして因集生緣に非ざればなり。

【三七三】道等とは道如行出の四行相なり、今無願に無願の相を起すは、此を厭捨せんが爲なり。然るに道等の四行相は到彼岸の後には厭捨せらるべき行相なるが故に、今は此の行相を取らざるなり。

【三七四】無學の無相三摩地の非擇滅を緣ずるに就きて、先づ何が故に前の無學の無相三摩地を緣ぜざるやといふに、無相とは、色等の五と男女と三有爲相との十相なきをいふも、此の無相三摩地そのものは有爲法なるが故に、三有爲相あり。此の故に、無相無相三摩地は、此の有爲相を有する前の無學の無相三摩地を緣ぜざるなり。更に無相三摩地の非擇滅とは何を言ふかと言へば、無學の無相三摩地より出でたる直後に、有漏の剎那又は他の無漏の剎那が經過すべし。若し此等の剎那が起らずんば、無學の無相の剎那が起るべし。然るに此等の有漏及び他の無漏の諸剎那が起るを以て、無學の無相の剎那は緣闕不生の非擇滅を得するなり。此の非擇滅を靜の相となして緣ず、何故に擇滅を緣ぜざるやと云ふに、無漏法には擇滅なければなり。斯くして、無相三摩地には擇滅なく、又非擇滅は其の敵なるを以て、此を憎嫌して此を緣ずるなり。例せば世人が怨敵と交を結んで怨害するが如きものなり。

【三七五】靜相を取るとは、顯宗論第三十九に云ふ、靜は唯止息を顯はす、非擇滅の得には靜相有ればなり。聖道を修すること久しきを經て劬勞せしを以て、彼の息中に於いて便ち樂相を生ずるが故に、重無相は靜を取り、餘には非らずと。

【三七六】滅の言は無常滅と非擇滅とに通ず。即ち滅行相を取るとせば、無常滅と濫ぜらるる恐れあり。故に滅行相を取らずして靜行相を取るなり。

【三七七】非擇滅は無記の性なれば妙にあらず。

【三七八】離とは雜染を離るるなり。即ち非擇滅は離繫果に非ず如何なる善不善の法の非擇滅と雖も、其の得は斷ぜざれずして、常に其等の法と隨行すれば、離行相とならざるなり。

【三七九】此の三等持は無漏の聖道を緣じて厭ふものなり。若し無漏なれば無漏法を緣じて厭ふことなし。然るに無相無相は無爲を緣じ靜の行相を作すも、何ぞ厭道と名けんやといはば此れは無學の無相等持の不轉を欣ぶ因となる、即ちこの不轉因の非擇滅を欣ぶは、無學の無漏の無相三摩地を厭ふこととなる故に亦厭道と名くるなり。

【三八〇】三洲とは北倶盧洲を除きたる後の三洲なり。北洲には聖道無きを以て之を除く。

【三八一】不時解脫とは六種羅漢の中、後の不動阿羅漢の稱なり。

【三八二】婆沙卷一〇五、及び同卷一〇七(毘曇部十二、一一二

に定の義なれども寛狹あり。等至は唯だ定に局るが故に欲界の散に通ぜず、等持は定散に通ず。欲界の定の心所は心一性境なれば、即ち等持なり、是は散心に通ず、故に寛なり。然れども等持は唯だ有心に局りて無心定に通ぜず、然るに等至は有心定無心定に通ず。此の點に於いては等至は寛、等持は狹なり。

【三五二】中阿含經卷第十七（長壽王本起經（大正一、五三八頁下）に曰く、「我當に三定を修學すべし、有覺有觀定を修學し、無覺少觀定を修學し、無覺無觀定を修學す。若し我れ有覺有觀定を修學すれば、心便ち順じて無覺少觀定に向ふ云云と。

【三五三】
(23b) man chad rtog dpyod
bcas pa yi
tiṅ ḥdzin yan chad gñis
ka med.

舊譯――
有覺觀此下、起上定無ㇾ二。

【三五四】婆沙卷一〇四（毘曇部十二、九七頁以下）舊譯卷二一、三〇一頁中、正理七九、光記二八、四三〇頁下以下參照。

【三五五】增一阿含經第十六（大正二、六三〇頁中）に曰く、此の三三昧、云何が三と爲す。空三昧・無願三昧・無想三昧なり。彼云何が名けて空三昧となす。所謂空とは、一切諸法を觀じて皆悉く空虛なりとす。是を名けて空三昧とす。彼れ云何が名けて無想三昧となす。所謂無想とは、一切諸法に於て都て想念無く亦た見る可からざる、是を名けて無想三昧となす。云何が名けて無願三昧と爲す。所謂無願とは、一初諸法に於て亦、願求せず、是を無願三昧といふ云云」とあり。

婆沙論百四に曰く、問ふ、世尊は何が故に、一なるより增し、無量等なるより減じて、三種の三摩地を建立するや。答ふ、三緣に由るが故に唯之のみを建立す、一に對治の故に、二に期心の故に、三に所緣の故なり。對治の故にとは謂く空三摩地なり。是れ有身見の近對治の故に。……非我の行相を以て我の行相を對治し、空の行相を以て我所行相を對治す。……期心の故にとは、謂く無願三摩地なり、諸修行者は期心して三有の法を願はざるが故に、乃至聖道に於て全く願はざるに非らずと雖も、彼の期心して三有を願はず、聖道は有に依るが故に……所緣の故にとは、謂はく、無想三摩地なり。此の定の所緣は十相を離るるが故に、謂はく色・聲・香・味・觸及び男女三の有爲相と離るるなり云云と。尙ほ長阿含卷に衆集經三註品（大正一、五〇頁中）を見るべし。

尙、雜阿含卷第二十一、第五六七經（大正二、一四九頁下）には、無量必三昧、無相心三昧、無所の心三昧、空心三昧を說けり。

【三五六】初四句は三等持とその行相を明し、後の二句は此の等持に淨と無漏との二あることを明す。

(24) mtshan med zhi baḥi
rnam pa daṅ
[śūnyatānātmaśūnyataḥ
pravartate], smon pa
med pa ni
de las gzhan bden rnam
pa daṅ.

舊譯――
無相應ㇾ靜相ㇾ空定無我空、無願定所餘、諦相相應故、
(25a) [śuddhakā amalāś
caite].
dri med rnam thar sgo
gsum mo.
彼淸淨無垢、淨三解脫門。

【三五七】四種の行相とは滅・靜・妙・離の四行相を云ふ。

【三五八】色・聲・香・味・觸の五境。

【三五九】生・異・滅の三有爲相なり。四相の中、住相を除く。

【三六〇】無願三摩地は苦諦を觀じて非常・苦の二行相を起し、集諦と道諦とを觀じて各各四行相を起す。總じて十種の行相と相應する定なり。

【三六一】苦諦を觀ずるに四行相あり、苦、空、非常、非我なり。因とは、集諦下の集因生緣の四行相なり。而して四諦下の苦と非常と及び其因たる集とは共に執すべからず厭患すべき法とするなり。

【三六二】聖道は涅槃を得する方便に過ぎざれば、目的を達したる以後は不必要なれば此を船筏に喩ふ。

【三六三】現前に對觀せる苦集道の三諦なり、涅槃は最後の目的なるも、此の三諦は方便なれば、之に執することを願はずして、此の三諦を越えて涅槃に至るなり。

【三六四】世間即ち世俗の等持を淨と名け、出世間の等持を無漏と名く。

【三六五】十一地とは欲と未至と八根本と中間との一切の有漏地なり。九地とは未至と四靜慮と下三無色との無漏地なり。

【三六六】婆沙卷一〇五（毘曇部十二、一一五頁以下）舊譯卷二一、三〇一頁中正理卷七九、光記二八、四三一頁（上以下參照。

【三六七】契經とは此の經の出故

【三二八】淨定と無漏定とは一切を緣ずれども、無漏定は無記の無爲を緣ぜざるを別とす。何となれば無漏定は必ず四諦を緣ずれど、虛空無爲非擇滅無爲は四諦の攝にあらず。故に無漏定は此を緣ぜざるなり。

【三二九】善と云ふは淨定と無漏定となり。

【三三〇】根本の言は近分を遮す。無色の近分は下の有漏地を緣ずるが故なり。善の言は味相應を遮し、且つ淨と無漏との二善を取らんが爲なり。無色の言は靜慮を遮す。根本靜慮は普く觀ずる性質のものなるが故に、有漏の下の事を緣ずるなり。有漏の言は無漏を遮す。諸の無漏の下地の法は根本善無色の所緣となる、下の言は上を簡ぶ。上地の有漏は所緣となるが故なり。

【三三一】苦類智忍苦類智等と、其の倶有法とを此の品の字にて顯はす。

【三三二】欲界の苦等の所漏は隔遠なるが故なり。

【三三三】既に下地の有漏法を緣ぜざれば、其の上の擇滅、非擇滅を緣ずる理なし。

【三三四】婆沙卷一六二、(毘曇部一五、一八一頁以下)舊譯卷二一、三〇〇頁下、光記二八、四三〇頁上參照。

【三三五】

(21b) zag pa med las ñon moṅs rnams
spoṅ ño, ñer bsdogs dag gis kyaṅ

舊譯――
由₂無流₁惑滅、及諸定近分。

【三三六】婆沙論百六十二に曰く問ふ、何故に有漏道は自地と及び上地を斷ずると能はざるに、無漏道は則ち能く斷ずるや。答ふ、無漏道は是れ不繫の法なるを以て、有漏の法に於て是れ勝に非らざると無し。是の故に能く斷ず。又有漏道(倶し近分定)は六行相を作し、下地を厭ひ、自地を欣ぶが故に、唯下を斷ず。無漏道は十六行相を作し、一切地を厭背するが故に能く遍斷ず。問ふ、有漏道も亦十六行相を作す(四善根の如し)に何故に遍斷することと能はざる。答ふ、彼れ聖道の行相を作すことを學ぶと雖も、明了ならざるが故に、煩惱を斷ぜず。師子の子の未だ獸を害すること能はざるが如し。

【三三七】初定の近分は欲界の惑を斷じ、乃至有頂の近分定は無所有處の惑を斷ず。

【三三八】中間定には近分無ければなり。

【三三九】初句は前三問に答へ、後句の中初に未至定の所攝を擧げ、後に異說を出す。

(22a) [tegu sāmantakā ugtau]
dag pa bde min sdug bsṅal min,
daṅ po ḥphags pa ḥaṅ, kha cig gsum.

舊譯――
彼定近分八、淸淨非苦樂、初聖、餘說₂三₁。

【三四〇】近分定は止觀均等にあらず、觀のみ勝り、艱辛して功用を爲して起す。故に喜樂と相應せず。

【三四一】近分定は下地の染を未だ離れざる前に起す。また下染を離れざれば情に怖を懷くが故に喜樂と相應せず。

【三四二】初の近分は未至定なり、此は無漏にも通ず、未離欲の者近分定に依りて聖道を起すが故なり、上の七近分に無漏無きは、自地の法に於て厭背せざるが故なり。唯だ初の近分のみの無漏に通ずるは、自地の法に於て能く厭背すればなり、此の地は極めて多くの災患の界に隣近するが故に皆味有ること無し、艱辛を起すが故に、貪愛を生ぜざるなり。近分心は、受生、命終の捨受と相應するが故に、結生の染心ありと雖も、定染を著する點に於て、離染の道と云へるなり。

【三四三】三種とは味定と淨定と無漏定となり。

【三四四】中定は下染を離るるに非ず、入の初因に非ず、是れ初果なるが故に。

【三四五】
(22b) atarkaṃ dhyānam antaram.

(23a) rnam gsum de bde mi sdug min,
de ni tshaṅs chen ḥbras bu can.

舊譯――
無覺中間定、三種無₂苦樂₁、六梵王爲₂果。

【三四六】上の七定とは第二定以上有頂までの七定なり。

【三四七】彼れ中間定は初定に勝れ第二定に及ばず中間にあるを以て中間定と名く。

【三四八】此の定は大梵の勝果を得する因となるに依りて、此の勝れたる功德を緣じて愛味の心を生ず。

【三四九】功用をなして轉ずるが故に苦通行と名く。苦受有りと云ふには非ず。

【三五〇】婆沙卷五二(毘曇部九、二〇一頁以下)及び同卷一四五(毘曇部十四、二〇九頁以下)、舊譯卷二一、三〇一頁正理卷七九光記二八四三〇頁下參照。

【三五一】等持＝samādhi とは心を平等に持して所緣の境を專ら緣ぜしむる義なり、即ち定の義なり。等持も等至も共

は順住分を生ず。後の二分を生ぜざるは、隔遠なるを以ての故なり。

【一〇七】順勝進分より退するものは、順住分を未だ捨せざるを以て、此の分を生ずべき理なり、故に此を越えて順退分を生ずべからず。

【一〇八】四種相生のみに約すれば、只同一狀態を繼續の外なきが故に、唯だ順決擇分をのみ生ず。此は無漏を欣ぶを以て、餘の下劣の分を生ぜざるなり。

【一〇九】婆沙卷一六五（毘曇部十五、二四八頁以下）、舊譯卷二一、四〇〇頁中、正理卷七八、光記二八、四二九頁、中以下參照。

【一一〇】初三句は超等至の相を明し、第四句は能修の人を明す。

(18b) sa brgyad rnam gnis
ḥbrel pa dañ
gcig brgal soṅ zhiṅ
(19a) oṅs nas ni/ris mi m=
thun pa gsum par ḥgro
thod brgal gyi ni sñoms
ḥjug yin

舊譯——
去來於二類一、　八地密超ㇾ一、
修超二諸定觀一、　行非二等分三一。

【一一一】先づ初定を起し、其の無間に第二定を起し、乃至有頂定を起す。

【一一二】先づ有頂定を起し、次に無所有所乃至初定を起す。

【一一三】例せば有漏の初定の無間に有漏の第二定を起し、乃至第四定を起す。同じく有漏なれば均と名く。

【一一四】有漏の初定の無間に無漏の第二定を起し、其の無間に有漏の第三定を起すが如きを云ふ、

【一一五】第二定の無間に初定を起し、又は第二定の無間に第三定を起すが如し。隣次に起るを云ふ。

【一一六】初定の無間に第二定を超えて、第三定を起すが如きを云ふなり。婆沙論百六十五によるに、超定を修する時、彼の修定者は先づ欲界の善心を起して、此より無間に有漏の初靜慮に入り、次に有漏の第二靜慮に入り、次第して乃至非想非非想處に入る。彼より還りて有漏の無所有處に入り、次第に乃至復た還りて有漏の初靜慮に入る。此の諸地に於て循環修習し善く淳熟せしむること王路の如くならしめ、已に復た無漏の初靜慮に入り、次に無漏の第二靜慮に入り、次第に乃至無漏の無所有處に入る云云と。是の如くして有漏順逆均次、無漏順逆均次、次に有漏順逆一を超え、次に無漏順逆一を超え、次に有漏無漏間にして一を超ゆるなり。（毘曇部十五、二四八頁參照）

【一一七】不時解脫の諸阿羅漢の中無諍願智等の邊際定を得せるもののみ能く超す。

【一一八】婆沙卷一三四、（毘曇部十四、六頁）舊譯二一、三〇〇頁中、正理卷七八、光記卷二八四二九頁中參照。

【一一九】初二句は等至の依身を明し、後三句は例外を示す。

(19b) [svādhobhūmyāśrayā
dhyānārūpyāḥ] ḥog dgos
med.

舊譯——
自下地依止、　色無色、非ㇾ下。

(20a) āryākiṃcanyasaṃmu=
khyād
bhavāgre tv asravakṣayaḥ.

聖現無所有、　入二有頂一流盡。

【一二〇】已に棄捨すとは有漏定に局る、下地の有漏定は地を越ゆる時已に棄捨せるが故なり。

【一二一】自地所餘云云とは下八地の惑は、有漏・無漏兩道にて斷じ得るも、有頂の諸惑は、有漏道にては斷じ得ず、然も有頂には無漏道なし。此の故に、有頂の殘れる諸惑を斷ぜんには是非とも下地の無漏道を要するが故に、有頂の聖者は下地の無漏道を起すなり。上地の身にして下地の道を起すは此の有頂の聖者のみなり。

【一二二】婆沙卷一六五（毘曇部十五、二三五頁）及び婆沙一六九（同上、三二七頁）、舊譯卷二一、三〇〇頁下、正理七八、光記二八、四二九頁下參照。

【一二三】初句は味定の所緣を明し、第二句は淨と無漏との定の所緣を明し、終の二句は根本善無色の特色を明す。

(20b) [satṛṣṇaṃ svabhāvā=
lambanam]
dhyānaṃ sadviṣayaṃ śu=
bham,

舊譯——
有愛自有ㇾ境、　善定遍有ㇾ境、

(21a) na maulāḥ kuśalārū=
pyāḥ
sāsravādhoragocarāḥ.

本善色無色、　非二有流下境一。

【一二四】自地の有漏とは前念の淨定なり。

【一二五】若し下地の定を上地の染汚の定が緣ずるならば、離染とはならざればなり。

【一二六】下地の法は上地の愛境なり、上地の愛が上地の境を緣ずることなし、下地にして上地を緣ずる煩惱は九上緣の惑の外なきなり。

【一二七】味定が無漏を緣じて希求すとせば、そは善の心所なるべく貪煩惱にあらざればなり。

ḥchi po dag las ñon
mońs can lagoṅ ma
min.

從レ汚自地淨、染、一下地淨、退時從レ淨染、一切、染非レ上。

【一八五】無漏の等至は次利那の無漏を生ずると共に淨等至中の順決擇分に接するが故に亦自地上・下地の淨等至をも無間に生ずることあり、此の故に無漏の等至は次第に自地の善(無漏と淨)の定と上地の善定と下地の善の定とを生ず。

【一八六】上下に於いて各第三に至るとは、第四定に就いて云はば、無漏の第四定の無間に、上は識處までの定を生じ、無所有處の定を生ぜず、下は第二定までのを生して初定のを生ずることなきが如し。

【一八七】無漏の七等至とは、四靜慮と下三無色との七根本無漏定なり。

【一八八】自と下との六とは、自地の淨と無漏との二と、下二地の淨と、無漏との四と合して六となる。

【一八九】自と上との六とは自地の二と上二地の四と合して六となる。

【一九〇】自と下との六とは自地の二と下二地の四となり。

【一九一】上地の三とは無所有處の淨と無漏との二と、有頂の淨と合して三なり。

【一九二】第三靜慮と第四靜慮と空無邊處とは各各無間に十を生ず、即ち上二地の四と下二地の四と並に自地の二となり。

【一九三】靜慮は上地下地を緣ずるを以て、靜慮に依つて生ずる。法智と類智とは、ともに靜と無漏との無色を生ずべしと思ふ人あらんも、爾らず。類智のみ、淨と無漏との無色を生じ、法智は生ぜず。其の所以は、法智の所依身は欲界にして、其の所緣は、欲の苦等なり、斯くして中間に色界の四地を隔つるが故に法智の無間に無色を生ぜず。

【一九四】各兼ねて自地の染汚を生ずとは、淨等至の中の順決擇分は無漏に接しその順退分は染汚に接す。故に、無漏定の無間には染汚の定は起さざれども、淨定をも起るなり即ち淨定の中、順退分定起りて、其の無間に貪煩惱起りて、前念の淨定を愛味す、其の所愛味の定は淨定なり。

【一九五】有頂の淨に六あり。自の淨と染との二、及び下の無所有處と識處との淨と無漏との四なり。

初靜慮より七を生ず。自地の三と、上二地の淨、無漏の四となり。

無所有處より八を生ず。自地の三と上地の淨の一と下地の淨と無漏との四となり。

第二定より九を生ず、自地の三と上地の淨と無漏の四と下地の淨と無漏との二となり。

識處は十を生ず。自地の三と無所有處の淨と無漏と有頂の淨と上地の三と下地の淨と無漏との四なり。

以上擧げし餘なる第三定と第四定と及び空處とは十一を生ず。自地の三と、上地と下地とに各各四あり。前に準じて知るべし。

【一九六】相續とは身のことなり。

【一九七】是の如きとは、淨と染との無間に、唯だ自地の染を生ずと云ふことを指す。

【一九八】彼の地に生じて得せる靜慮を生靜慮と名づく。其の生じて得せる淨又は染を生淨、生染と名く。而して生淨とは生得善にして、生染とは、彼の地の散心の惑なり。

【一九九】一切の染とは命終の位の自地、下地、上地の結生心は非定の染汚心なるを云ふ。

【二〇〇】婆沙卷一六三(毘曇部十五、二〇四頁以下)、舊譯卷二一、三〇〇頁上、正理卷七八、光記卷二八、四二八頁中以下參照。

【二〇一】一切の種とは淨定には四種類の分あり。一切種の淨定が皆な無漏定を生ずるやとの問なり。

【二〇二】初四句は淨定の四種を明し、第五六句は地地に望めて其定の相順ずることを明し、第七八句は其定の五に相生することを明す。

(17) [hānabhāgīyādi śuddhaṃ caturdhā] de ni go rims bzhin

ñon moṅs skye daṅ ṅes daṅ

sa daṅ

goṅ daṅ zag med rjes mthun paḥo

舊譯——

淸淨定有レ四、退分等、次第

或生ニ自、上地、無流ニ隨得故、

(18a) ñams daṅ mthun sogs mjug thogs su gñis daṅ gsum

daṅ gsum daṅ gcig.

二三三及一、從ニ退等。次第ニ。

【二〇三】煩惱云云。自地の煩惱なり。順退分定の無間に自地の染汚の味定起りて、前念の順退分定を緣じて愛味す。

【二〇四】自地に順ずとは自地の淨定のことなり。順住分定は自地の淨定に隨順す。

【二〇五】順勝進分の定は上地の定に隨順す。例せば未至定を以て、欲界九品の惑を離れ終りて、初定の根本定の順住分定に隨順す。

【二〇六】同一狀態を繼續する位は順退分を生じ、勝勝する時

近分定は下地の染を離れずとも得すればなり。

【一七二】淨靜慮の初得は下地にて離染に由るか、又は、上より下りて生ずるに由る、今生ずるに由ること無しとは、有頂は非想非非想處にして三界の最上位なるが故に更に上地なし、故に上地より下生するに由る場合は無きなり。

【一七三】淨定に四種有り、卽ち一に順退分定、是れは煩惱に隨順する定なり。二に順住分定、是れは定住に順ずる定なり。三に順勝進分定、是れは上地の定に順ずる定なり。四に順決擇分定、是れは無漏定に順ずる定なり。此の中順退分と順勝進分と順決擇分との其の一分の得の如き場合には得すと名けざることあり、其の義は次下明らかなり。卽ち本項の得捨と論ずるは、全得全捨を意味することを明にするなり。

【一七四】加行に由りて順決擇分等を得すをいふ中の等と云へるは、順勝進分を加ふるなり。順住分と順退分とを加へざるは先きに得するが故なり。卽ち先きに欲界九品の惑を離れて初定の根本定の順住分定・順退分定を得したるものが、後に加行を起して其の初定の根本定の勝進分定と順決擇分定を得するが如きは、先きに初定の根本定を成就して其の上に少分を得するなり。四の順分は同じく一の淨定なるを以て、此の場合には得すと名けずとなり。

【一七五】自染を離するを退するに由りて順退分を得す。先きに住分、勝進分或は決擇分を得するを以て、今更に退分を得すと雖も名けて得となさず。卽ち初定の九品の惑を離れて第二定を得せんとする時、初定の順退分定の一は已に捨せり、初定の順住分、順勝進分順決擇分定は未だ捨せず。然るに後に初定の惑を起して此初定の離染を退する時は、先きに捨したる初定の順退分定を得す。是れ先きに順住分等の定を成就せるが故に、更に少分を得するなり。四分同じく一の淨定なるを以て、此の場合には得すと名けず。

【一七六】以下の諸問答に就きては、婆沙一一六三（毘曇部十五、二〇四頁）を參照すべし。

【一七七】無漏定は唯だ離染によりて得するのみにして、受生によりては得せず。聖者が下地の染を離れ終る位に上地の無漏の根本定を得す。聖者は上地より下地に生ることとなければ受生にては得せざるなり。但し欲界經生の未離欲の聖者が、欲界中に二生三生を受くることあれども、是れは一地の中にて經生するものなれば、上地より下地に生ずるにはあらず。

【一七八】全不成の者云云とは根本靜慮の無漏の全分を得せざるものが、之を初めて得する場合のみをいひ、已に其の地の一分を得せるものが、練根等によりて他の一分を得する場合を言ふには非ずとなす。

【一七九】盡智の位。無學果に至りて起る無漏智にして、有頂の第九品の修惑を斷じ終り、一切の煩惱を斷盡して證する智なり。（前第二六卷參照）

【一八〇】練根。有學の練根なれば、利根の有學道に攝する無漏の靜慮を得し、無學の練根なれば、利根の無學道に攝する無漏の靜慮を得す、是等は皆先に無漏の靜慮を成就せるを今又少分を得すと言ふなり。

【一八一】餘の加行とは例せば先に無漏の第四定を成就したる者が後に加行を起して第四定の雜修靜慮の無漏を得するが如し。雜修靜慮は離染得にあらず、必ず加行得なるが故なり。退とは退法羅漢の無漏道を得するが如し此等は皆先きに成就せる上に、今尙ほ少分を得するなり。

【一八二】次第の者とは次第證の人なり一般に、正性離生に入る者の際は超越證のものは、無漏の根本定を得するも、次第證の者は根本定を得せざるが故に不決定なれば、茲に說かざるなりとなり。

【一八三】婆沙卷一六五（毘曇部十五、二三五頁以下）、舊譯卷第二一、二九九頁下、正理卷第七八、光記卷二八、四二七頁以下參照。

【一八四】初二句は無漏等至より淨と無漏の等至を生ずる可能性を明し、第三四句は淨等至より無漏、淨染の等至を生ずる可能性を明し、第五大句は染等至より淨と、染との等至を生ずる可能性を明し、第七八句は生靜慮の淨と染との等至より復た其等の等至を生ずる可能性を明す。

(15) zag pa med paḥi mjug thogs su
lhag ḥog gsum paḥi
bar dge ba
skye ḥo, tathā śuddhāt,
kliṣṭam, cāpi svabhūmikam.

舊譯——
從二第三上下、無流一後善生、
從レ淨生亦爾、長二染汚自地一、

(16) kliṣṭāt svaṃ śuddha-
kaṃ
kliṣṭam, [ekaṃ cādhordhvaśu-
ddhakam

若しくは多く所作し、現の樂住を得せんが爲にす」と。乃至廣說す。

〔頌の〕「善」の言は、通じて淨と及び無漏とを攝す。諸の善靜慮を修すれば、[二八六]現法の樂に住することを得。而るに經に但だ[二八七]初の靜慮のみを說くは、初を擧げて後を顯はすものにして、現實には餘に通ずるなり。[二八八]後法の樂に住せんが爲めなりと言はざることは、[二八九]後法の樂は定住に非ざるを以ての故なり、謂はく、或は退墮し、或は上に生を受け、或は般涅槃することもありて、〔必ずしも〕便ち住せざるが故なり。

二、勝知見の得の爲の修

若し諸定に依りて天眼通を修すれば、便ち能く[二九〇]殊勝の知見を獲得す。

三、分別慧の爲の修

若し三界の諸の加行善及び無漏善を修すれば、[二九一]分別の慧を得す。

四、諸漏永盡の爲の修

若し[二九二]金剛喩定を修すれば、便ち諸漏永く盡くることを得。理實には此れを修することは、通じて[二九三]諸地に依る。而るに契經に但だ第四の靜慮を說くことは、[二九四]傳說すらく、「世尊は自に依りて、說くが故なり」と。

樂に動かさるるも、第四定は此等に動かさるることなし。經の此說は密意の說なり。論は盡理の說なり。故に論には、第四定は災患を離ると云ふ。

【一五九】定靜慮の所有の諸受ありとは上述の如く、初め二に喜有り、第三に樂有り、第四に捨有るを云ふ。

【一六〇】

(12) sumanasyasukhopekṣā upekṣā sumanaskatā sukhopekṣe upekṣā ca vido dhyānopapattiṣu.

舊譯――

喜受樂捨受、捨受及喜受、樂捨及捨受、生得定諸受。

【一六一】三識。眼・耳・身の三識なり。樂受は前五才と相應の樂根なるに初禪には鼻舌識なければなり。

【一六二】四識とは眼、耳、身、意の四識なり。

【一六三】意才の外の餘才なしとは二禪以上五識皆無なるを言ふなり。所以は何んとなれば尋伺なきが故なり、眼等五識恆に尋伺と相應して起るが故に。本論卷二、第二十二節參照)。

【一六四】第二定には樂受なし。五識無きが故に、身受の樂無し。心の悅び麁なるが故に、心受の樂無し。

【一六五】婆沙卷七二(毘曇部十、二二六頁以下)及び婆沙一三(九毘曇部十四、九九頁)舊譯卷二一、二九九頁中、正理卷七八、光記二八、四二六頁上等を參照すべし。

【一六六】眼・耳・身の三識もなく發表心と相應する尋伺もなし。

【一六七】彼の二定以上に生じては三識並に發表心起らざるにあらず、されど此等は二定以上に繫屬するものに非ず。

【一六七】初の三句は上三靜慮にて起す下心を明し、第四句は其類を明す。

(13) kāyākṣiśrotravijñānam vijñaptyutthāpakam ca yat dvitīyādau tad ādyāptam, akliṣṭāvyākṛtam ca tat.

舊譯――

眼耳身三識、身口業緣起、二等初定得、此無染無記。

【一六九】婆沙卷一六二(毘曇部十五、一九八頁以下)舊譯卷二一、二九九頁中、正理卷七八、光記卷二八、四二七頁上以下參照。

【一七〇】

(14) 〔atadvān labhate śuddham〕 vairāgyeṇopapattitaḥ, 〔anāsravaṃ virāgeṇa, kliṣṭam hānyupapattitaḥ〕

舊譯――

不得得二減淨一由二離欲及生一、無流由二離欲一、染汚退生得。

【一七一】八の根本の等至とは四靜慮四無色の八の根本起なり。根本といふは近分定に簡ぶ。

無願無願　無願無願は、前の無學の無願等持を緣じて、非常の相を取る。[272]苦と因と等を取らざるは無漏の相に非ざるが故なり。[273]道等を取らざるは厭捨せんが爲めの故なり。

無相無相　無相無相は、即ち[274]無學の無相三摩地の非擇滅を緣じて境と爲す。無漏の法には擇滅無きを以ての故なり。但だ[275]靜相を取るも、滅・妙・離〔の相〕には非ず、[276]非常滅に濫するが故に。是れ[277]無記の性なるが故に、[278]離繫果に非ざるが故なり。

三重等持は有漏　[279]此の三等持は唯だ是れ有漏のみなり。聖道を厭ふが故に。無漏は然らず。

能修の人　唯だ[280]三洲の人にして、[281]不時解脫のみが、能く是の如きの重三摩地を起す。

依地　十一地に依る、七の近分を除く。〔十一地とは〕、謂はく、欲と未至と八の〔根〕本と中間となり。

第四項　四修等持[282]

四種の修等持　[283]契經に復た四の修等持(samādhibhāvanā)を說く。「一には現法樂に住せんが爲め、二には勝知見を得せんが爲め、三には分別の慧を得せんが爲め、四には諸漏を永に盡さんが爲めに三摩地を修す」と。

其の相は云何。

頌に曰はく、

(27b)(28) [284]現法樂を得んが爲めに、　諸の善靜慮を修す。
勝れたる知見を得んが爲めに、　淨天眼通を修す。
分別の慧を得んが爲めに、　諸の加行の善を修す。
諸の漏盡を得んが爲めに、　金剛喩定を修す。

一、現法樂住の爲めの修等持　論じて曰はく、[285]契經に說くが如し。「修等持有り、若しくは習し、若しくは修し、

惱を離れざる義なり。

【一五二】擾濁とは煩惱に由つて澄まざるなり。

【一五三】染樂云云。染汚の樂に迷亂せるが故に、正念と慧と無し。

【一五四】煩惱の爲めに染汚云云。自地の煩惱のために染汚せらるるが故に、捨と念との淸淨無し。

【一五五】輕安と捨とは大善地法に攝するが故に、染汚の定になし、其の餘は染汚の定にも通ずと云へる說なり。之によれば、初染に四支あり、第二染に三支あり、第三染に四支あり、第四染に三支あり。

【一五六】中含經卷第五十（加樓烏陀夷經（大正一、七四三頁上、中）に初禪を得て成就遊す、聖は是れ移動と說く第二禪乃至第三禪を得て成就遊す聖は是を移動と說く、乃至第四禪を得て成就遊す、聖は是を不移動と說く云云とあり。

【一五七】
(11) aṣṭāpakṣālamuktatvāt
〔caturthaṃ syādaniñjitam?〕
〔vitarko vicāraḥ śvāsau catvāraś ca sukhādayaḥ〕.
舊譯——
離八過失故、說第四不動、覺觀及二息、餘樂等四種。

【一五八】初定は尋と伺に動かされ、第二定は喜に、第三定は

無願三摩地

無願三摩地とは、[二六〇]餘の諦を緣ずる十種の行相と相應する等持を謂ふなり。[二六一]非常と苦と因とは厭患す可きが故に。[二六二]道は船筏の如く、必ず應に捨つべきが故に。能く彼れを緣ずる定は無願の名を得す。皆[二六三]現の所對を超過せんが爲めの故なり。空と非我との相は厭捨する所に非ず。涅槃の相と相似するを以ての故なり。

三三摩地の淨と無漏

此の三には各各二種あり。謂はく、淨及び無漏なり。[二六四]世〔間〕出世間の等持の別あるが故なり。世間の攝なるものは[二六五]十一地に通ず。出世〔間〕の攝なるものは、唯だ九地に通ず。中に於いて、無漏なる者を三解脫門と名づく。能く涅槃の與めに入門と爲るが故なり。

三解脫門

第三項　重等持[二六六]

三重等持

[二六七]契經に復た三の重等持を說く。一には空空(śunyatā-śunyatā)、二には無願無願(apraṇihitāpraṇihita)、三には無相無相(ānimittānimitta)なり。

其の相は云何。

頌に曰はく、

(25b)(26)[二六八]重の二は無學を緣じて、　空と非常との相を取る。

後は無相定の　非擇滅を緣じて、靜と爲す。

(27a)有漏なり。人の不時なり。　上の七近分を離れたり。

論じて曰はく、此の三等持は、前の空等を緣じて空等の相を取るが故に、空空等の名を立つ。

空空

[二六九]空空等持は、[二七〇]前の無學の空三摩地を緣じて彼の空相を取る。[二七一]空相は厭に順ずることと非我に勝るが故なり。

二一二九頁上、正理卷七八、光記卷二八、四二五頁中以下參照。

【二四八】(10) ñon moṅs can la dgaḥ bde daṅ r.b dad śes bzhin dran pa daṅ / btaṅ sñoms dran pa daṅ pa med, kha cig śin tu sbyaṅs btaṅ sñoms.

舊譯——
染汚無二喜樂、內澄淨念慧、及捨念淸淨一、餘說レ無二輕捨一、初三句は十八支の中染靜慮に除くべきものを明し、第四句は異說を敍す。

【二四九】染靜慮に就きては婆沙論百六十に曰く初靜慮は皆五支ありや。答ふ不染汚なれば五有るも、染汚には五無し。何等か無きや。答ふ、離生喜樂無し。乃至、有るは說く、此文但だ應に樂無しとのみ說くべし輕安樂は染中に無きを以ての故に、云云と、詳細は(毘曇部十五、一六〇頁)に就きて見よ。

【二五〇】相に隨ひて說くとは、染汚の定には眞の靜慮支は無し然るに、染汚の定には喜樂の二支は無けれども、染汚の尋と伺と定との三支の相あり、故に尋伺定の三支ありと說くが隨相の說なり。

【二五一】煩惱を云云。自地の煩

有尋有伺　(23b)[二五三]初と下とは尋伺有り。　中は唯伺なり。上は無し。

論じて曰はく、有尋有伺三摩地とは、謂はく、尋伺と相應する等持なり。此れ初靜慮及び未至の攝なり。

無尋唯伺　無尋唯伺三摩地とは、謂はく、唯だ伺のみ相應する等持なり。此れ卽ち靜慮中間地の攝なり。

無尋無伺　無尋無伺三摩地とは、謂はく、尋伺と相應するに非ざる等持なり。此れ第二靜慮の近分より乃至非想非非想の攝なり。

[二五四]第二項　空・無願無相等持

三三摩地　[二五五]契經に復た三種の等持を説く。一には空(śūnyatā)、二には無願(ānimitta)、三には無相(apraṇihita)なり。

其の相云何ん。

頌に曰はく、

(24)[二五六]空とは、謂はく、空・非我なり。　無相とは、謂はく、滅の四なり。

無願とは、謂はく餘の十なり。　諦の行相と相應す。

(25a)此れは淨と無漏とに通ず　無漏は三脫門なり。

空三摩地　論じて曰はく、空三摩地とは、空と非我との二種の行相と相應する等持を謂ふなり。

無相三摩地　無相三摩地とは、滅諦を緣ずる[二五七]四種の行相と相應する等持を謂ふなり。涅槃は十相を離る、故に無相と名づく。彼を緣ずる三摩地は、無相の名を得す。十相とは何。、謂はく、[二五八]色等の五と男女の二種と[二五九]三有爲相となり。

傳説せし意義なり。

【一四四】辯顚倒契經とは舊譯に毘波利多經と云へば其原語は、Viparīta sūtra なり、經文の內容に就きては Majjhima. 2. 1. Anupadosuttam vol. III. p. 26. Saṃyutta vol. V. p 213. 參照、漢譯中に見當らず。

【一四五】漸く餘り無く憂等の五根を滅すとは初定の中に於て餘り無く、憂を滅し、第二定に苦を滅し、第三定に喜を滅し第四定に樂を滅して、斯く漸次に五根を滅するの意なり。經に既に第二定にのみ喜あり、第三定にのみ樂あることを説き、此の二を別說するが故に樂は喜に非ず。

【一四六】餘の經。中阿含卷第一、城喩經(大正一、四二四頁上)に曰く「聖弟子は樂を滅し、苦を滅し、喜憂は本已に滅す。不苦不樂、捨念清淨にして第四禪を逮して成就遊す云云」と。卽ち經に、「第三靜慮の染を離るる時樂を斷じ、第二靜慮の染を離るる時喜沒し、欲界の染を離るる時憂沒すと說く、既に樂後に斷じ、喜先に沒すと說くが故に、第三靜慮には喜なく、但だ樂のみあることとなるなり。

【一四七】此の項に就きては、婆沙卷一六〇(毘曇部十五、一五八頁以下に詳し、倘、舊譯卷

中間定

義に亦た殊有り。謂はく、諸の近分は下染を離るるが爲めにす、是れ入の初因なり。[二四四]中定は然らず、復た別義有り。

頌に曰はく、

(22b)(23a)[二四五]中靜慮は尋無し。　三を具す、唯だ捨受なり。

中間依と無尋有伺

論じて曰はく、初の〔根〕本と近分とは尋伺と相應す。[二四六]上の七定の中には皆な尋伺無し。唯だ中靜慮のみ、伺有りて、尋無し。故に[二四七]彼れは初に勝れ、未だ第二に及ばず。此の義に依るが故に、中間の名を立つ。此れに由りて、上に中間靜慮無し。一地の升降に此の如きこと無きが故なり。

中間定と受

此の定に具さに味等の三種有り。[二四八]勝德の愛味す可き有るを以ての故なり。〔中間靜慮は〕諸の近分に同じく唯だ捨と相應す。喜と相應するに非ず、功用して轉ずるが故なり。此れに由りて、是れ[二四九]苦通行の攝なりと說く。

中間定の果

此の定は、能く大梵處の果を招く、多く修習する者は大梵と爲るが故なり。

第六節　諸等持

[二五〇]第一項　有尋有伺等の三等持

有尋有伺等の三等持

已に等至を說けり。云何が[二五一]等持なる。

[二五二]經に等持を說くに總じて三種有り。一には有尋有伺(savitarka-savicāra)、二には無尋唯伺(avitarka-vicāramātra)、三には無尋無伺(avitarka-avicāra)なり。其の相は云何ん。

頌に曰はく、

が如し。是の故に信を說いて內等淨と名く」と。(毘曇部十三八頁以下)參照。

【二三七】此にとは內等淨なり。此の定體の尋伺を遠離するを內等淨と名けば、此の內等淨には定の外に別體無かるべし。

【二三八】此れとは內等淨なり。初定の時は、散地の染を離れて、復た信を生ずと雖も、定地の染を離るるにつきて、信未だ生ぜず、故に初定には支を立てず。復た初定の染を離れて、定地の信を生ずるが故に第二定に於いて信支を立つ。

【二三九】信は澄淨の義にして澄淨を相とす、故に淨と云ふ。內とは內心なり。

【二四〇】外門を離れて內門に轉じて、前念後念等しく相續するを云ふ。

【二四一】有餘師とは光寶共に經部師なりとす彼の部にては心の分位に心所を假立するなり。

【二四二】餘部に於ては、喜と云ふは喜受と別の心所なり。下三定の樂は皆善受とす。それ故に初靜慮支の五支の中第四支の樂は喜受なり。第三支の喜は別の心所なりとす。

【二四三】阿笈摩=Āgama。梵語なり。ここに飜譯して傳といふ。三世の諸佛の所傳の說なるが故なりと云ふも、實は釋迦佛の說を其弟子等が次第に

たるを以ての故なり。

浄の近分定　若し浄〔等至〕の近分ならば亦た能く惑を斷ず。皆な能く[二三四]次下の地を斷ずるを以ての故なり。

中間定は不斷　[二三八]中間に攝する浄〔等至〕も亦た斷ずること能はざるなり。

第八項　特に近分定に就きて

近分定　(一)近分(sāmantaka)に幾く有りや。(二)何の受と相應するや。(三)味等の三に於いて皆な具と爲すや、不や。

頌に曰はく、

(22)[a二三九]近分に八あり。捨と浄となり。　初は亦た聖、或は三なり。

近分定の種類　論じて曰はく、諸の近分定に亦た八種有り。八の根本の與めに入門と爲るが故なり。

近分定の受相應　一切は唯だ一の捨受と相應す、[二四〇]功用を作してずる轉が故なり、未だ下の怖を離れざるが故なり。

近分定の浄等の三等至分別　此の八の近分は皆な浄定の攝なり。唯だ[二四一]初の近分のみは亦た無漏にも通ず。皆な味有ること無し、離染の道なるが故なり。[二四二]近分の心に結生の染有りと雖も、定染を遮するが故に、是の説を作すなり。

異説　有るが説く、「未至定には亦た味相應も有り。未だ根本を起さざれば亦た此れを貪するが故なり。此れに由りて、未至には具さに[二四三]三種有り」と。

第九項　特に、中間靜慮と近分との不同

中間靜慮(dhyānāntara)と諸の近分と別義無しと爲んや。亦た殊有りと爲んや。

第二項を參照せよ。

【二三三】經部は言ふ、初靜慮の五支を立て、此れより尋と伺との二支を減じて第二靜慮を立て、尋と伺と喜との三支を減じて第三靜慮を立て、尋と伺と喜と樂との四支を減じて第四靜慮を立つ、此道理の故に初靜慮には五支を立つるなり……と。

【二三四】想等の心所は初定にも乃至第四定にもありて漸減せざるが故に、靜慮支と立てず。

【二三五】此の「一類以下の文に、光記は二説を擧ぐ、初説は、一類とは有部にして、一類の有部が前所説の如き初定支等の説をなすも、經部の古昔師は、之を共許せざるが故に、更に深く考ふべしとするもの、第二説は、全く反對に一類を經部ととり、古昔師を有部の軌驅師ととる説なり、寶疏は初説を取れり。

【二三六】此の定とは第二定なり。鼓動とは動搖の意なり。婆沙論八十に曰く、尋伺滅し内等浄にして心一趣となり無尋無伺、定んで喜樂を生ぜば、第二靜慮具足して住とす。尊者世尊是の如き説を作す。「尋伺は躁動にして定心を擾亂するも、信は能く彼を除き心をして等浄ならしむること波浪息んで水則ち澄清となる

頌に曰はく、

(20b)[二二三]味定は自繫を緣ず。　浄と無漏とは遍く緣ず。

(21a)根本善の無色は、　下の有漏を緣ぜず。

味定の境

論じて曰はく、味定は但だ[二二四]自地の有漏をのみ緣ず。[二二五]必ず下を緣ずること無し、已に[二二六]染を離れたるが故なり。亦た[二二七]上を緣ぜず、[二二八]愛地別なるが故なり。無漏を緣ぜず、應に[二二九]善と成るべきが故なり。

浄及び無漏定の境

浄と及び無漏と〔の定〕とは、倶に能く遍く自と上と下との地の有爲・無爲を緣ず、皆境と爲すが故なり。差別有るは、無記の無爲のみは無漏の境に非ざることとなり。

根本善の無色定の境

[二三〇]根本地に攝する善の無色定は、下地の諸の有漏の法を緣ぜず。自〔地〕と上地との法は、能く緣ぜざること無し。亦た能く下地の無漏をも緣ずと雖も、類智[二三一]品の道のみ緣じて、[二三二]法智品を緣ぜず、亦た[二三三]下地の法の滅を緣ずること能はず。無色の近分は亦た下地を緣ず。彼の無間道は必ず下を緣ずるが故なり。

[二三四]第七項　等至の惑を斷ずる作用

斷惑の用ある等至

味と浄と無漏との三等至の中、何等の力が、能く諸の煩惱を斷ずるや。

頌に曰はく、

(21b)[二三五]無漏は能く惑を斷ず、　及び諸の浄の近分なり。

無漏の等至

論じて曰はく、諸の無漏定は皆な能く惑を斷ず。

有漏の根本は不斷

〔根〕本の浄〔等至〕すら尚ほ〔斷ずること〕能はず、況んや諸染〔等至〕が能く斷ぜんや。〔又根本の浄定〕は下を斷ずること能はず、已に染を離れざるが故なり。[二三六]自を斷ずること能はず、自に縛せらるるが故なり。上を斷ずること能はず、已より勝れ

【二二五】雜阿含卷第八第二二九經、(大正二、五六頁上)に曰く、「云何有漏法、謂眼色眼識眼觸、眼觸因緣生受内覺、若苦、若樂、若不苦不樂……耳・鼻・舌・身・意法、意識、意觸、意觸因緣生受圓覺若苦、若樂若不苦不樂世俗者、是名〻有漏法こ」とあり。

【二二六】餘とは此の經文は散位の觸又は散位の身識に約して說けるなり。定位に約せるにあらずとなり。

【二二七】其の輕安の凡は實には有漏なるも、無漏に順ずるが故にありて無漏と爲すとなさば、如何が少分(卽ち樂支)は有漏にして、少分(卽ち意支)は無漏なることを得んやとなり。

【二二八】場合によりて喜又は樂有り得と云ふ義なりとの意。

【二二九】經部にては、初靜慮支に尋あり伺あり、されど尋伺は倶起するに非ず、一時の前後に約して有りうると云へる如く樂と喜とも亦然りと。

【二三〇】有部にては尋と伺とは倶起とするも喜と樂とは必ず倶起せずとす。故に倶起する尋伺を以て倶起せざる喜樂の喩となすを得ずと云ふならばとの意なり。

【二三一】心の麁なるものは尋なり細なるものは伺なり。

【二三二】本論根品第四卷第二節

能修の人

無きなり。

超等至を修するものは唯だ人の三洲のみなり。[二七]不時解脱の諸の阿羅漢なり。〔こは〕定自在なるが故なり、煩惱無きが故なり。時解脱の者は煩惱無しと雖も定自在ならず。諸の見至の者は定自在なりと雖も餘の煩惱あり。故に皆な超等至を修すること能はざるなり。

等至を起す所依身　一般

[二八]第五項　等至を起す所依の身

此の諸の等至は何なる身に依りて起るや。

頌に曰はく、

(19b)[二九]諸定は自と下とに依る。　上に非ず、用無きが故なり。

(20a)唯有頂に生ぜる聖のみ　下を起して、餘の惑を盡す。

論じて曰はく、諸の等至の起ることは自〔地〕と下〔地〕との身に依る。上地の身に依りて下〔地の等至〕を起すべきこと無し。上地にして下を起すことは所用無きが故に、自〔地〕に勝定有るが故に、下は勢力劣なるが故に、[三〇]已に棄捨するが故に、厭毀す可きが故なり。

例外（有頂に生ずる聖者）

總相は然りと雖も、若し委細に說かば、聖の有頂に生ずるものは必ず無漏の無所有處を起す。[三一]自地の所餘の煩惱を盡さんが爲めなり。自に聖道無ければ欣樂して起すが故なり。唯だ無所有のみ最も隣近なるが故に、彼を起して現前して餘の煩惱を盡すなり。

[三二]第六項　等至の對境

此の諸の等至は、何なる境を緣じて生ずるか。

外界に轉じて散亂するものなれば、身識が樂受を起して、輕安の風の觸を領納する位には定を失壞すべしとなり。

【二九】前の因とは此の輕安の風が勝定より生じて、還つて能く三摩地を順起するが故にと云ふ因を指す。

【三〇】散心の位にては、欲界の身根によりて色界の身識を起し色界の觸を緣ずることと能はざれども、定中にある輕安の風の觸を緣ずる身識は、欲界の身根によりて生ずと許す。

【三一】觸れるべき經安風と其を緣ずる身識は無漏なるべし。

【三二】即ち無漏定中に在りて風觸と身識相應の樂とは有漏にして、意識相應の支は無漏なることは理に違ふ。

【二三】汝有部宗も亦、同じく經に身の輕安は是れ覺支の攝なりと許すが故に、何ぞ吾をのみ難ずるを得んやとなり。

【二四】汝若し、身の輕安は實には覺支に非ず、彼の覺支に順ずるを以て彼をも覺支と名けしのみと謂はば、無漏も亦應に是の如く觸及び身識は無漏に順ずるが故に名けて無漏と爲すと計すべし。從つて少分は有漏にして少分は無漏なりと言ふも失あることとなからんとなり。

分は能く無漏に順ず。故に諸の無漏は唯だ此れのみより生ずるなり。

四淨定相生

此の四、相望して互に相生ずることを云はば、初は能く二を生ず、謂はく、[二〇六]順の退と住と〔分〕なり。第二は三を生ず、順決擇〔分〕を除く。第三は三を生ず、[二〇七]順退分を除く。第四は一を生ず、謂はく、[二〇八]自なり、餘に非ず。

第四項　超等至の修成[二〇九]

超定

上に言ふ所の、淨及び無漏との如きは、皆能く上と下とを超えて第三に至る。行者は、如何が超等至を修するや。

頌に曰はく、

(18b)(19a)[二一〇]二類の定を順と逆と、　均と間と次と及び超とにし、
間と超とに至るを成と爲す。　三洲の利の無學なり。

超定の相

論じて曰はく、〔根〕本の善等至を分ちて二類と爲す。一には有漏、二には無漏なり。[二一一]上に往くを順と名づけ、[二一二]下に還るを逆と名づく。[二一三]同類を均と名づけ、[二一四]異類を間と名づく、[二一五]相隣るを次と名づけ、[二一六]一を越ゆるを超と名づく。

超定の加行と成滿

謂はく、觀行者が超定を修する時には、先づ有漏八地の等至に於いて順と逆との均と次とを現前し數習して、次に、無漏の七地の等至に於いて順と逆との均と次とを現前し數習す。次に、有漏と無漏との等至に於いて順と逆との間と次とを現前し數習す。次に、有漏に於いて順と逆との均と超とを現前し數習す。次に、無漏に於いて順と逆との均と超とを現前し數習す。是れを超を修習する加行の滿と名づく。後に、有漏・無漏の等至に於いて順と逆との間と超とに至るを超定の成〔滿〕と名づく。此の中の超とは唯だ能く一をのみ超ゆ。遠きが故に能く超えて第四に入ること

の三受に約すれば樂受に順ず。此場合は身心を分たず總じて樂受とす。五受に約すれば五識相應を樂受とし意識相應を喜受とす。今茲に樂受と云ふは初二定の喜受のことなり。即ち初二の輕安は樂受に順ずるが故に輕安を立てて樂を名くと云ふ意なり。

【二〇三】行捨は善法の心所にして輕安を增益するとも損伏することなし。

【二〇四】前の二とは初二定の輕安の樂。

【二〇五】雜阿含經十七第四八二經(大正二、一二三頁上)に曰く、「若し聖弟子をして遠離喜樂を學び、身作證し具足せしむれば、遠離の五法、修滿の五法なる。謂はく、隨喜、歡喜、猗息、樂、一心なり」と。

【二〇六】離より生ずる喜とは欲染を離れたるより生ずる喜を云ふなり。

【二〇七】是れ經部の所說なり。經部にては、定中に在りて輕安の風の觸有り、勝定の力によりて引發せらる。それが身識相應の五識の樂受を起して遍く身根に觸る。此の時身識が樂受を發して領納す。此の時の身識も樂受も輕安風の觸も皆な色界繫なりと。

【二〇八】外に散ずとは、五識は

説く。[一九八]若し生浄と〔生〕染とが染を生ずるに〔約する〕ならば、然らず。謂はく、命終の時、生得の浄の一一の無間より、[一九九]一切の染を生ず。若し生染ならば、一一の無間より能く自地と一切の下〔地〕との染をのみ生ず。上を生ぜざるは未だ下を離れざるが故なり。

[二〇〇]第三項　浄定の順退等の四分定

浄定の四種

〔問ふ〕言ふ所の浄より無漏を生ずとは、[二〇一]一切の種が、皆な能く生ずと為すや。

〔答ふ〕爾らず。云何とならば、

頌に曰はく、

(17) [二〇二]浄定に四種有り、　謂はく、即ち順退分と
順住と順勝進と　順決択分との摂なり。
次の如く、煩悩と　自と上地と無漏とに順ず。
(18a) 互に相望して、次の如く、　二と三と三と一とを生ず。

論じて曰はく、諸の浄等至は、総じて四種有り。一には順退分(hāna-bhāgīya)の摂、二には順住分(sthiti-bhāgīya)の摂、三には順勝進分(viśeṣa-bhāgīya)の摂、四には順決択分(nirvedha-bhāgīya)の摂なり。地ごとに各四有り。有頂には唯だ三の摂あり。彼は更に上地の趣く可きもの無きに由るが故に、彼の地には順勝進分の摂有ること無ければなり。

無漏を生ずる定と四定の釈名

此の四の中に於いて、唯だ第四分のみ能く無漏を生ず。

所以何んとならば、此の四種に是の如きの相有るに由る。〔謂はく〕順退分は能く[二〇三]煩悩に順じ、順住分は能く[二〇四]自地に順じ、[二〇五]順勝進分は能く上地に順じ、順決択

の樂有りと雖も、定中には樂根無きが故に、初二定には身受の樂あらず。

【一〇七】初定は五支を具し、第二定は四支を具す。故に若し喜受と樂受との更互に現前せば初定は四支を具し、第二定は三支を具すと云ふことになるべし。

【一〇八】中阿含經巻五十八（法樂比丘尼經（大正一、七八九頁中）に曰く、「若樂更樂所觸生身心樂善覺、是覺謂二樂覺一也」とあり。

【一〇九】有餘とは有部を指す。是れは經部の答なれば、こゝに身心の樂受と云へるは有部の師が心の言を增益したるなりとの意なり。

【一一〇】中阿含經巻第四十二分別觀法經（大正一、六九五頁上、中）及び中阿含經巻四十三意行經（大正一、七〇〇頁下）に「復次比丘、離二於喜欲一捨無求遊。正念正智而身覺樂、謂聖所說、聖所捨念樂住空、得第三禪成遊」とあり。

【一一一】第四定の支の輕安は初二の輕安より遙に勝れて倍增せり。然るに第四定には樂支ありとは說かず、故に初二の樂も輕安に非ざるべしの意なり。

【一一二】樂受に順ず云云、故の意は彼の初二の輕安は苦樂捨

の無間に八を生ず。謂はく、[一八九]自と上との六と、并に下地の二となり。識無邊處の無間に九を生ず。謂はく、[一九〇]自と下との六と、并に[一九一]上地の三となり。第三と四と〔靜慮〕と空〔無邊處〕との無間に[一九二]十を生ず。謂はく、上下の八と并に自地の二となり。

類智品と法智品との無間に生ずるもの

[一九三]類智の無間に、能く無色を生ずるも、法智は然らず。依と緣とが下なるが故なり。

淨等至より生ずる等至の數

淨等至より生ずる所も亦た然なり。而るに[一九四]各兼ねて自地の染汚をも生ずるが故に。[一九五]有頂の淨の無間に六を生ず。謂はく、自の淨と染と、下の淨と無漏となり。初靜慮より無間に七を生ず。無所有は八なり。第二定は九なり。識處は十を生ず。餘は十一を生ず。

染等至より生ずる等至の數

染等至よりは、自の淨と染とを生じ、并に次下の一地の淨定を生ず。謂はく、自地の煩惱の爲めに逼られて、下の淨定に於いて亦た尊重を生ず、故に、染より次下の淨を生ずること有るなり。

問　若し染と淨とに於いて能く正しく了知せば、能く染より轉じて下の淨をも生ず可けん。諸の染汚は能く正しく了知するに非ず。如何ぞ彼れ能く染より淨を生ずるや。

答　先の願力の故なり、謂はく、先に願ひて言はく、「寧ろ下淨を得すとも、上染を須ゐじ」と。先の願の勢力が、[一九六]相續に隨ひて轉ずるが故に、後に染より下の淨定を生ずるなり。先に願を立てて方に睡眠に趣かば、所期の時に至りて便ち能く覺寤するが如し。

右三定相生の差別の所以

無漏と染とは必ず相生ぜざるも、淨とは俱に相生ず。故に、〔相生ずるに〕三別有るなり。

生靜慮より生ずるもの

[一九七]是の如きの所說の淨と染とが、染を生ずることは、但だ在定の淨及び染に約して

り。

【一〇二】十一とは尋、伺、喜、樂、定、內等淨、捨、念、慧、愛、樂、非苦樂受なり。若し種類によりて說かば九種有り、喜・樂・捨の三は同じく是れ受なり、九種とは、謂はく念、慧、受、信、輕安、行捨、尋、伺、定なり。

【一〇三】初句は、初の支にして第二の支に非ざるものにして、こは尋と伺となり。第二句は、第二の支にして初の支に非ざるもの、こは內等淨なり。第三句は、初の支にして亦た第二支なるもの、こは喜と樂と等持となり。第四句は初の支にも非ず、第二の支にも非ざるもの、こは前の三の場合の法を除きて餘の法なり。

【一〇四】餘の靜慮の支は相對して云云とは、初の支を第二の支に對するが如く、初を以て、三、四定に對し、二を以て三、四に對し、三を以て四に對することを推して考ふべしとなり。

【一〇五】有部に於ては、初定及び二定の樂は輕安なり。第三定の樂は樂受なり、經部にては然らず、前三定の樂を共に悉く身受の樂と立つ。故に第三定に於て樂受を增すといふは如何と問ふなり。

【一〇六】初定には眼耳身の三識

〔一八〇〕練根の時に於いて學と無學とを得す。〔一八一〕餘の加行と及び退につきても皆理の如く應に思ふべし。

問　豈に正性離生に入るに由りて、亦た初めて無漏の等至を得すと名づくるにあらずや。

答　此れは決定に非ず、〔一八二〕次第の者は、爾の時、未だ根本定を得せざるを以ての故なり。此の中には但だ決定して得する者をのみ論ず。

染定の初得　染は受生及び退に由るが故に得す。謂はく、上地より沒して下地に生ずる時に、下地の染を得し、及び此の地の離染より退する時に、此の地の染を得するなり。

〔一八三〕**第二項　淨等の三種の等至の相生論**

何の等至の後に、幾くの等至を生ずるや。

頌に曰はく、

(15)〔一八四〕無漏の次に善を生ず。　上と下とは第三に至る。
淨の次に生ずることも亦た然なり。　兼ねて自地の染をも生ず。
(16)染は自の淨と染と　並に下の一地の淨とを生ず。
死の淨は一切を生ず。　染は自と下との染を生ず。

無漏等至より生ずる等至の數　論じて曰はく、〔一八五〕無漏の次には、自と上と下との善を生ず。善の言は具さに淨及び無漏を攝す。然るに〔一八六〕上と下とに於いて各第三に至る。遠きが故に能く超えて第四を生ずること無し。故に〔一八七〕無漏の七等至の中に於いて、初靜慮より無間の六〔の等至〕を生ず。謂はく、自と〔第〕二と〔第〕三との各々淨と無漏と〔の等至〕なり。無所有處の無間に七を生ず。謂はく、〔一八八〕自と下との六と、上地の唯淨となり。第二靜慮

何故に但だ第四靜慮のみを捨念清淨と說くや。答ふ、第四靜慮の捨と念とは倶に八擾亂の事を離るるが故に清淨と名く。苦と樂と憂と喜と入息と出息と尋と伺とを名けて八擾亂事と爲す、此の中の皆無きをもつて獨り清淨と名くと云云。（毘曇部十五、三九四頁）

【九六】婆沙卷八〇—八一、特に、卷八〇（毘曇部十、三七五頁以下參照）舊譯卷二一、二九八頁上、正理卷第七七—七八、光記二八、四二二頁上以下參照。

【九七】初句は總じて實事の數を敍し下の三句は正しく體を明す。

(9) dravyato daśa caikam ca,
prasrabdhiḥ sukham ādyayoḥ,
śraddhā prasādhaḥ, lhaṅ rnams gñis phyir dgaḥ yid bde.

舊譯——
實物有二十一、輕安樂前二、信根內淨、喜、適心由二證。

【九八】五支とは尋、伺、喜、樂、定なり。

【九九】三支とは喜、樂、定なり。

【一〇〇】四支とは捨、念、慧、樂なり。

【一〇一】三支とは捨、念、定な

是の如く、別して靜慮の事を釋し已れり。淨等の等至を初めて得すること云何。

頌に曰はく、

(14) [一七〇]全く成ぜずして而も得するは、　淨は離染と生とに由り、
無漏は離染に由り、　染は生と及び退とに由る。

淨定の初得

論じて曰はく、[一七一]八の〔根〕本等至は、其の所應に隨ひて、若し全く成ぜずして而も獲得するものならば、淨〔等至〕は離染に由り、及び受生に由る。謂はく、下地に在りて下地の染を離るると、及び上地より自地に生ずるとの時なり。下の七は皆な然なり。有頂は爾らず。唯だ離染のみに由る、[一七二]生ずるに由ること無きが故なり。

淨定の捨得と淨定中の分得分捨との別

何を遮するが故に〔頌に〕「全く成ぜず」と說くやといふに、已に成ずるものが、[一七三]更に少分を得する〔場合〕を遮せんが爲めなり。[一七四]加行に由りて順決擇分等を得し及び[一七五]退するに由りて順退分定を得するが如し。

引證

即ち此の義に依りて、是の問を作して言はく、[一七六]「頗し淨定を離染に由りて得し、離染に由りて捨すること有りやと。——退に由り、生に由りて、問を爲すことも亦た爾なり。曰はく、有り。謂はく、順退分なり。且らく、初靜慮の順退分に攝するものは、欲染を離るる時に得し。自の染を離るる時に捨す。自の染を離るるよりを退するとき得し、欲染を離るるより退するとき捨す。上より自に生ずるとき得し、自より下に生ずるとき捨す。餘地に所攝せらるるものも、應に理の如く思ふべし」と。

無漏定の初得

[一七七]無漏は但だ離染にのみ由るが故に得す。謂はく、聖は、下染を離れて上地の無漏を得するなり。此れも亦た但だ[一七八]全不成の者のみに據る。若し先に已に成ずるものならば、餘の時にも亦た得と〔言ふ〕ことあり。謂はく、[一七九]盡智の位に無學道を得し、

に靜慮支と名く。隨順の義、重擔を負ふの義、大事を成ずるの義、堅勝の義、分別の義、是れ支の義なるが故に云云と。

【九〇】　雜阿含經二十八第七八四經（大正二、二〇三頁上）に曰く、「何等爲₂正定₁、謂住₂心不ₚ亂、堅固攝持、寂止三昧一心」とあり。

【九一】　四支の軍とは象馬車步を云ふ、此の四支合して初て軍と名け得べし　即ち總じて云へば軍なり、別して云へば支なり。故に、別を攬りて總を成ず、此の故に軍は即ち假法なり。靜慮の五支も亦た同じ、別すれば支なり、靜慮は總なり、故に靜慮は是れ假なり。と

【九二】　內等淨とは信增上してその相明淨なるを言ふ、

【九三】　行捨とは苦、樂、捨の捨に非ずして、心所の捨なるを行捨と云ふ

【九四】　受樂とは初二の靜慮は是れ輕安の樂、第三の靜慮は別して是れ受樂なり、初二の靜慮の樂は行蘊の攝なり、第三靜慮の樂は受蘊の攝なり云云。

【九五】　第四靜慮に限りて捨と念とを淸淨と云ふは、婆沙論八十一に曰はく、「問ふ、下地に亦た無漏の捨と念と有り、

こと無し、餘の識無きが故に、心悦麁なるが故なり。

第三靜慮

第三〔生靜慮〕に二有り。謂はく、樂と捨とにして、意識相應なり。

第四靜慮

第四〔生靜慮〕に一有り。謂はく、唯だ捨受のみにして、意識相應なり。

結

是れを定と生との受に差別有りと謂ふ。

第六項[一六五]　生の上三靜慮の眼識等と及び發業心

生の上三靜慮の三識と發業心

〔問ふ〕上三靜慮には、[一六六]三識身無く及び尋伺無し。如何が彼に生じて、能く見、聞き觸し及び表業を起すや。〔答ふ〕[一六七]彼の地に生ずるものに、眼識等無きに非ず。但だ彼の繫には非ざるなり。

所以何んとならば、

頌に曰はく、

(13)[一六八]上三靜慮に生じて　三識を起すと表を〔起す〕心とは、
皆な初靜慮の攝なり。　唯無覆無記のみなり。

借起の識心

論じて曰はく、上の三地に生じて、三識身を起すと、及び表〔業〕を發す心とは、皆な初定の繫なり。上に生じて下〔心〕を起すは、化心を起すが如くなるが故に、能く見、聞き觸し及び表を發すなり。

其の性類

此の四は唯だ是れ無覆無記なり。下の染を起さざるは、已に染を離るるが故なり。下の善を起さざるは、下は劣なるを以ての故なり。

第五節　持に、淨等の三等至に關する諸問題

第一項[一六九]　等至の初得全得に就きて

【八五】特に、婆沙八〇、（毘曇部十五、三七五頁以下）、舊譯卷二一、二九八頁上正理卷七七―七八、光記二八、四二二頁上以下參照。

【八六】支＝Aṅga。支分、部分、成分の義。

【八七】婆沙論八十（毘曇部十五、三八三頁）に曰く、「問ふ、靜慮の近分及無色定は支を立つと爲んや……と。評して云はく、應に是の說を作すべし、靜慮の近分及び無色定は皆な支を立てず、功德少きが故に、苦道の攝の故に」と云云。

【八八】(7)〔ādye pañca tarka-cārapriti-sukhasamādhayaḥ, prityādayaḥ prasādaś ca dvitiye 'ṅga catuṣṭayam〕, 舊譯――於初有五分、覺觀喜樂住、喜等及內淨、於第二四分、(8) tṛtiye pañca tūpekṣā smṛtir jñānaṃ sukhaṃ sthitiḥ, catvāry antye smṛtyupekṣā-sukhāduḥkhasamādhayaḥ〕. 第三有五分、捨念慧樂住、最後有四分、中受捨念住。

【八九】婆沙論八十（毘曇部十五、三七六頁參照）支に就きて言ふ寂靜思慮の故に靜慮と名け、此靜慮に隨順するが故

動定と不動定

一五六 契經の中に、「三定には動有るも、第四は不動なり」と說けり。何の義に依りて說けるや。

頌に曰はく、

(11) 一五七 第四を不動と名づくるは、　八災患を離るるが故なり。
八とは、謂はく、尋と伺と、　四受と入出息となり。

動定

論じて曰はく、下三靜慮を有動と名づく。災患有るが故なり。

第四不動定

第四靜慮を不動と名づく。災患無きが故なり。

八災患

災患に八有り。其の八とは何ぞやといはく、〔謂く〕尋と伺と四受と入息と出息となり。此の八災患は第四〔靜慮〕には都て無し。故に佛世尊は說いて不動と爲す。

經說の不動定

然るに、契經には「第四靜慮は 一五八 尋・伺・喜・樂の爲めに動ぜられず」と說けり。

異說

有餘師の說く、「第四靜慮は、密室の燈照に動無きが如し」と。

第五項　生靜慮の受に就きて

一五九 〔問ふ〕定靜慮の所有の諸受の如く、生靜慮につきても亦た爾なりや、不や。〔答ふ〕爾らず。云何となれば、

生靜慮の受の數

頌に曰はく、

(12) 一六〇 生靜慮は初より、　喜と樂と捨受と、
及び喜と捨と、樂と捨と、　唯捨受とのみ有り。次の如し。

初靜慮

論じて曰はく、生靜慮の中、初〔生靜慮〕には三受有り。一に喜受・意識相應なり、二に樂受・一六一 三識相應なり、三に捨受・一六二 四識相應なり。

第二靜慮

一六三 第二〔生靜慮〕には二有り。謂はく、喜と捨とにして、意識相應なり。一六四 樂受有る

は非らず。所以は何ん、定は所緣に於いて、流注し相續するに、愛も亦た是の如ければなりと云云。

【八二】淨等至。婆沙論百六十二に曰く、淨とは謂く善の有漏なり。無漏は謂はく聖道なり。問ふ善有漏定に垢有り、濁有り、毒有り、刺有り、漏有り、過失有るに、云何が淨と名くるや。答ふ、究竟淨に非ずと雖も、少分淨を以ての故に淨と名く。謂はく、煩惱を雜へざるが故に、煩惱と相違するが故に、無漏勝義淨を引發するが故に、聖道に順ずるが故に、無漏眷屬なるが故に云云。（毘曇部十五、一九三頁參照）。

【八三】無漏定とは婆沙論百六十二に曰く、「問ふ、無漏の等至は是れ勝義の淨なる、何故に名けて淨と爲さざる。乃至有るは說く、無漏を淨と名くるは、共に了知する所なり。有漏を淨と名くるは共に知る所に非す。是を以て偏に說くなりと。有るは說く、名を立つるは差別の義に依る。善の有漏定は初めて染汚法に違ふをもて、淨の義勝ると爲す。故に說いて淨と名く。聖道は漏を斷ずる。無漏の義は勝るが故に、無漏と名くるなりと云云。（毘曇部十五、一九四頁）

は餘り無く喜を滅す。第四定に於いては餘り無く樂を滅す」と。又、[一四六]餘の經に、「第四靜慮にては樂を斷じ苦を斷ず。先に喜と憂とを沒す」と說く。故に、第三定には必ず喜根無し。此れに由りて、喜受は是れ喜にして、樂に非ざるなり。

染靜慮の支

[一四七]第三項　染靜慮の支に就きて

〔問ふ〕是の如きの所說の諸の靜慮支は、染の靜慮の中にも、皆な有りと爲んや、不や。〔答ふ〕爾らず。云何とならば、

頌に曰はく、

(10) [一四八]染は、次の如く、初めより、　喜と樂と內淨と、
正念と慧と捨と念と無し。　餘は安と、捨と無しと說く。

論じて曰はく、上の所說の諸の靜慮支の如きは、[一四九]染靜慮の中に、皆な具さに有るに非ず。

染靜慮に缺ける支に就きて

第一說

且らく一類有り、[一五〇]相に隨ひて說きて曰はく、「初の染〔靜慮〕の中には、離生の喜樂無し。[一五一]煩惱を離れて生ずることを得るに非ざるが故なり。第二の染〔靜慮〕の中には內等淨無し。彼れは、煩惱の爲めに[一五二]擾濁せらるるが故なり。第三の染〔靜慮〕の中には正念と慧と無し。彼れは、[一五三]染の樂の爲めに迷亂せらるるが故なり、第四の染〔靜慮〕の中には捨と念との淨無し。彼れは、[一五四]煩惱の爲めに染汚せらるるが故なり」と。

第二說

有餘師の說く、[一五五]「初の二の染〔靜慮〕の中には但だ輕安のみ無し。後の二の染〔靜慮〕の中には但だ行捨のみ無し。大善〔地法〕の攝なるが故に」と。

第四項　靜慮中の動・不動定に就きて

śuddhaṃ, tadāsvādyam idaṃ lokottaram anāsra=vam〕.
噉味相應定、有愛世間淨、清淨是堪噉、出世定無流。等至に根本等至あり近分等至あり。今は根本等至を說く。

【七七】八ありとは四靜慮と四無色となり。

【七八】三有りとは味定、淨定、無漏定なり。

【七九】婆沙論百六十二(毘曇部十五、一九四頁)には、欲界と有頂とは是れ根本有の根本なり、故に聖道有ること無しと說けり。

【八〇】味等至とは、是れ貪煩惱と相應する定にして、前念の定に愛著す。此の貪は初定の貪にして欲界の貪にあらざれば退失することなし。婆沙論百六十二(毘曇部十五、一九三頁)に曰く、「初靜慮に三種有り、謂はく、味相應と淨と無漏となり。味相應とは、愛相應するものをいふ。能く心を持して境に於て流注し其の相は順定に順ずるが故に」と。

【八一】愛相應に關して婆沙論百六十一に云はく、「問ふ何故に但だ愛と相應するもののみを說きて、餘の煩惱に非ざる……有るは說く、此の中には相似する者を說く。謂はく、愛は定と相似するも餘の煩惱

経部の答　[136]此の定が、尋・伺の鼓動を遠離し、相續して清淨に轉ずるをば、名づけて內等淨と爲す。若し尋伺の鼓動有れば、相續は清淨に轉ぜず、河に浪有るが如し。

有部宗義を説く　若し爾らば、[137]此に別體有ること無かるべし。如何が十一の實事有りと許さんや。是の故に、應に說くべし、[138]此れは卽ち信根なり。謂はく、若し第二靜慮を證得すれば、則ち〔初〕定地の亦た離る可き中に於いて深信の生ずること有るを內、等淨と名づく、[139]信は是れ淨相なるが故に、淨の名を立つ。[140]外を離れて均く流するが故に、內等しと名づく。淨にして內に等なるが故に、內等淨の名を立つるなり」と。

有餘部の説　[141]有餘師の言はく、「此の內等淨と等持と尋と伺とは皆な別體無し」と。

有部難ず　若し別體無くんば、心所は應に成ぜざるべし。

有餘答ふ　心の分位殊れば、亦た心所と名づくることを得るなり。

有部の歸結　此の理有りと雖も、我が宗とする所に非ず。

特に、喜支に就ての論諍　上に言ふ所の如き喜は卽ち喜受なりといふは、何を以て證と爲して決定して然ることを知るや。

有部返責す　汝等、豈に喜は喜受に非ずと言ふや。

答　[142]餘部に許すが如く、我れも亦た然りと許す。

有部徴す　餘部は、云何ぞ喜受に非ずと許す。

有餘答ふ　謂はく、別に喜有り、是れ心所法なり。三定の中の樂は皆な是れ喜受なり。故に喜と喜受と其の體各異れり。

有部破す　三定の樂を喜受と名づく可きに非ず。二の[143]阿笈摩に分明に證するが故なり。[144][illegible]顚倒契經の中に說くが如し、[145]「漸く餘り無く憂等の五根を滅す。第三定の中に

ずと說けり。

【七一】下の七地の如き明勝の想無し。

【七二】二無心定の如く、心全く無きにあらず、昧劣の想有るなり。

【七三】諸想とは前七定の諸想なり。卽ち初二禪の喜想は病の如く、第三禪の樂想は箭の如く、第四禪と下三無色地の捨想は癰の如しと云ふ意なり。

【七四】彼の處とは有頂の根本處なり。

【七五】婆沙卷一六二（毘曇部十五、一九二頁以下）及び婆沙一六一、（毘曇部十五、一六三頁舊譯、卷二一、二九七頁下、正理卷七七、光記卷二八、

【七六】第一句は等至の體を明し、次の三句は八等至の中にて、味、淨、無漏三種の具と不具とを明し、次の四句は上の三種の義を釋す。

（5）〔evaṃ maulasamāpattidravyam aṣṭavidhaṃ, tridhā āsvādanaviśuddhānāsravāṇy,(aṣṭānāṃ dvidhā)〕

舊譯――

如ㇾ此根本定、八物有ㇾ三種七ㇾ有味淸淨、無流第八二、

（6）〔āsvādanasaṃprayuktam satṛṣṇaṃ, laukikaṃ śuddhakaṃ

有部難ず

謂はば、經に違する過無し。[一二六]此れは餘の觸及び身識に約して密意を以て說くが故なり。

[一二七]如何ぞ、無漏の靜慮現前するに、少支は有漏にして、少支は無漏なる。

經部答ふ

起ること俱時にあらざるを以て、斯れに何の失か有らん。

若し〔難じて〕喜と樂と俱起せざるが故に五支及び四支の理無かるべしと謂はば、此れも、亦た過無し。[一二八]容有に約して、喜支と樂支と有りと說く、[一二九]尋と伺と有りとするが如し。

若し[一三〇]尋と伺とは亦た俱起すと許すを以て、俱起せざる〔喜と樂と〕に於いて喩と爲ること成ぜずと謂はば、此れ成ぜざるに非ず。[一三一]心の麁なると細なるとは互に相違するが故に、〔尋と伺とも亦た〕俱起すべからず、又、[一三二]俱起せざるといふに於いて過を說くこと能はざるが故なり。

經部靜慮支を釋す

此れに由りて說く可し。[一三三]初の五支に依りて二と三と四とを減じて第二等を立つ。卽ち此の理に由りて初めに五支を說く。漸く前を離るるに擬して後を建立するが故なり。漸滅無きが故に、[一三四]想等を說かず。

有部說を難ず

或は應に說くべし、何故に初に唯だ五支を立つるや 。若し此の五が、初定を資すること勝れたるが故に、立てて支と爲すと謂はば、此れ理に應ぜず、念と慧とは能く資すること尋と伺とに勝れたるが故なり。[一三五]一類有りて是の如きの說を作すと雖も、然も古昔の諸の軌範師の共に施設する〔說〕に非ざるが故に、應に審かに思擇すべきなり。

特に、內等淨支に就きての論諍

說くべし、何の法を內等淨と名づくるやを。

無くんば、欲色界に死して無色界に生ずるに、或は二萬劫或は四萬劫或は六萬劫或は八萬劫の間諸色斷じ已りて、後死して還りて欲色界に生ずる時、色云何が起る。若し色斷じ已りて還りて起るを得ば、般涅槃せる時諸行已に斷ずるも亦た後時還りて諸行を起すことあることとならん。此のことある勿れ。故に無色界決して色有り」云云。毘曇部十一、四一頁參照。

〔六六〕以下、前問に對して、論主が無色論者の立場より、之を通ぜしなり。

〔六七〕欲色の二界にては身を離れて色の轉ずることを見ざればなりと。

〔六八〕色界に段食無きも身の轉ずるより推して考ふるに、無色に身なきも心轉ずべし。若し欲色なる下界に身を離れて心の轉ずること無きを以て、無色に身を離れて心轉ぜずと言はば、欲界に段食を離れて身の轉ずること無きを以て、色界に段食を離れて身轉ずること無しとすべけんかくては理に應ぜざるべしとの意なり。

〔六九〕欲界を云ふ。

〔七〇〕世間品卷第八、第一章第一節無色界の項に、彼の無色の心の轉ずる所依は、謂はく命根と衆同分とに依りて轉

に非ざるなり。

有部の難を牒して破する（其の一）　若し定中に寧ぞ身識〔の身受の樂を起すもの〕有らんやと言はば、有りとするに亦た失無し。[一一七]定中に在りて輕安の風〔觸〕有り、勝定より起されて、〔身識相應の〕樂受を順生して遍く身に觸ると許すが故なり。

其の二　若し[一一八]外に散するが故に應に定を失壞すべしと謂はば、是の如きの失無し。此の輕安の風は勝定より生じて、內身の樂を引きて、還つて能く順じて三摩地を起すが故なり。

其の三　若し身識を起さば、應に出定と名くべしと謂はば、此の難は、然らず、[一一九]前の因に由るが故なり。

其の四　若し欲界の身根に依止して色界の觸と識とを生ずることを得べからずと謂はば、[一二〇]輕安を緣ずる識生ずと許すに過無し。

有部難ず　若し爾らば、正しく無漏定の中に在りては、[一二一]觸及び身識は應に無漏を成ずべし。[一二二]〔然も〕所立の支の、少分は有漏にして、少分は無漏なること勿れ。理に違する失を成ずればなり。

經部答ふ　理に違する失無し。

有部徵す　所以は何ん。

經部答ふ　[一二三]身の輕安は是れ覺支の攝なりと說くことを許すが故なり。[一二四]若し彼れに順ずるが故に覺支と說くと謂はば、無漏も亦た是の如く說くことを許すべし。『若し說くことを許さば便ち契經に違す、[一二五]契經に言ふが如し、諸の所有の眼と、乃至廣說——、此の經の中に「十五界の全は皆な有漏なり」と說くが故に』と

二經（大正二、一一八頁）に曰く、「若し色界の衆生と及び無色界に住するものにして、滅界を識らざる者は還りて復諸有を受く」と。此の中、の色界とは有色界の意にして欲色界を總稱せるものと解すべし。

【六二】「有は有を出でず」とは、有に由つて有を出づることは不可能なりとの意なり。

【六三】『已に無色は色を超ゆと云ふときは、緣に「有は有を出でず」と說く經意に相違すべし、如何ぞ無色が色を超んや』との難に對して、三義を以て通譯す。第一は此の經意は自地の有を出づる能はざるの義にして、他地の有を出づること能はざるの意には非ず。第二は下八地を出づるも有頂の有を出ざるが故に、偏く出づるに非ず。第三は欲有を出づと云ふも畢竟に非ず、再度還り來るが故にと言ふ意味に於て、有は有を出でずと說けるものにして、經は、無色に由つて色有を出づること無しと言ふには非ずとなり。

【六四】本事經卷第六（大正一七、六九〇頁上）參照。

【六五】此は有色論者より無色論者と呈出せる過難としての問なり。難意は婆沙論卷八三に曰く、「若し無色界に全く色

なり。喜は即ち喜受なり。一心の中に二受倶行すること無し。故に樂受無し。喜と樂と更互に現前す可からず。[107]五支及び四支を具すと說くが故なり。

經部の義（心樂無し）

有るが說く、「心受の樂根有ること無し。三靜慮の中に說く、樂支とは、皆な是れ身受の所攝の樂根なり」と。

有部經を引きて難ず

若し爾らば、何が故に[108]契經に、「云何が樂根なる、謂はく、順樂觸の力の引生する所の身・心の樂受なり」と說くや。

經部の答

[109]有餘は、此に於いて心の言を增益せるなり。諸部の經の中には、唯だ身とのみ說くが故なり。又、第三定の所立の樂支を[110]契經に自ら說きて、「身所受の樂なり」と爲すが故なり。若し此に於いては意を說きて身と爲せるなりと謂はば、此に身の名を說くは何の德有りと爲すや。

經部有部說を難ず

又、第四定には[111]輕安倍增するに、而も彼に樂支有りと說かざるが故なり。

有部の救を難ずの其の一

若し輕安にして要ず[112]樂受に順ずるものを方に名けて樂と爲すと謂はば、第三靜慮の輕安は樂に順ず、應に是れ樂支なるべし。

其の二

若し彼の輕安は行捨の爲めに損せらるればなりと謂はば、爾らず。[113]行捨は輕安を增すが故に。又、彼の輕安は[114]前の二に勝れたるが故に。

經部の說の經證

又、[115]契經に說く、「若し爾の時に於いて、諸の聖弟子が、[116]離より生ずる喜に於いて身に作證し、具足して住すれば、彼れは爾の時に於いて、已に五法を斷じ、五法を修習し、皆な圓滿することを得。――廣說して乃至――。何等を名けて所修の五法と爲すや。〔謂く〕一には歡、二には喜、三には輕安、四には樂、五には三摩地なり」と。此〔の經文中〕には、輕安と樂とを別に說くが故に、初二の樂は即ち輕安

【五五】長阿含經第二十（世記經忉利）（天品大正一、一三三頁中に）曰く、「自上の諸天は禪定の喜業を以て食と爲す」云云とあり。

【五六】雜阿含經第十四第三四七經（大正二、九七頁上）に曰く、「若し復、寂靜解脫は色・無色を超え身作證し具足して住し諸漏を起さざれば心善解脫するや云云と」。此の中、色・無色を超ゆの「超」は、諸本「起」とあるも、S. N. 12. 70. Susimo. 22 を參照するに「超」(atikkmma)を正しとするを以てかく訂正せり。

【五七】經とは、中阿含第二三、周那問見經（大正一、五七三頁下）に「有四良解脫、離レ色得ニ無色一…」とあり。

【五八】中阿含經第二十四（大因經（大正一、五八一頁中）に曰く、「第五識住以上をとく項に、無色の衆生有り。一切色想を度す。

【五九】無色の色を離脫し超越すと說けるは、下の欲界色界の麁色に比して、色を超ゆると說きたるものにして、細色はあるべしと云はば……

【六〇】無色界は下の欲色二界の麁なる苦樂受等を離れてあれば、無色界は受等を出離すと說くべし。

【六一】雜阿含經第十七第四六

行捨清淨(upekṣāpariśuddhi)、二には念清淨(smṛtipariśuddhi)、三には非苦樂受(a-duḥkhāsukhāvedanā)、四には等持なり。

第二項 [九六]靜慮支の體性

靜慮支の名、既に十八有り。中に於いて、實事は總じて幾種有りや。

頌に曰はく、

(9) [九七]此の實事は十一あり。　初二の樂は輕安なり。
內淨は卽ち信根なり。　喜は卽ち是れ喜受なり。

十八靜慮支の實事

論じて曰はく、此の支の實事は唯だ十一のみ有り。謂はく、初の[九八]五支は卽ち五の實事なり。第二靜慮の[九九]三支は前の如く、內淨支を增す。前に足して六と爲す。第三靜慮の等持は前の如く、餘は[一〇〇]四支を增す。前に足して十と爲す。第四靜慮の[一〇一]三支は前の如く、非苦樂支を增す、前に足して[一〇二]十一と爲す。

四靜慮所攝各支の關係

此れに由るが故に說く、是れ初の支なるも、第二の支に非ざるもの有り。

四句分別

應に[一〇三]四句を作るべし。第一句は、謂はく、尋と伺となり、第二句は、謂はく、內淨なり、第三句は、謂はく、喜と樂と等持となり、第四句は、謂はく、前を除きて餘の法なり。[一〇四]餘の〔靜慮〕の支は相對しては、理の如く、應に思ふべし。

靜慮支に關する諸論諍

經部の問

何が故に[一〇五]第三に樂受を增すと說くや。

有部の答

初二の樂は輕安の攝なるに由るが故なり。

經部の問

何の理を證と爲して、是れ輕安なることを知るや。

有部の答

[一〇六]初の二定の中には樂根無きが故なり。初の二定には身受の樂有るに非ず。正しく定中に在りては五識無きが故なり。亦た心受の樂無し、喜有りと說くを以つての故

の意は簡別せずして唯だ名色とあるが故に、無色界の識が名と色とに相依りて住すと云はば、外の非情の名色、卽ち四相等も識を緣とすと云ふ可し。

【五三】四食(āhāra-catuṣka)。阿含第十五(第三七二經(大正二、一〇二頁上)に曰く、「四食有り、衆生を資益し、世に住せしめ長養し攝受をせしむ。何等を四と爲すや、謂はく、麁搏色、細觸食、意思食、識食なり云云」と。四食に就きては本論卷十、第四章第一節參照のこと。今上記の文意を見るに四食經には簡別なく四食が有情を持すと說けり。無色に既に有情有るを以て、無色の有情を持する段食も無色に有ることとなるべし。かくして大衆部所引の第四の經文に四識住が識を持すと說けるが、經に簡別なきが故に、無色の識あるが故に、無色にも亦色識住ありと言ふ經文(第四引經)の解釋を可能とすることは結局、前の四食經に於て、無色界も段食ありと許さざるを得ざる理となり、太過とならんとなり。

【五四】中阿含經第五(大正一、四四九頁下)に曰く、「身壞し命終して摶食天を過ぐ云云とあり。

是の如きの所說の八等至の中、靜慮には[八六]支を攝するも、[八七]諸の無色には非ず。

四靜慮に於いて各幾くの支有りや。

頌に曰はく、

(7) [八八]靜慮の初には五支あり。　尋と伺と喜と樂と定となり。

第二は四支有り。　內淨と喜と樂と定となり。

(8)第三は五支を具す。　捨と念と慧と樂と定となり。

第四は四支有り。　捨と念と中受と定となり。

五支

論じて曰はく、唯だ淨と無漏との四靜慮の中にて、初に[八九]五支を具す。一には尋(vitarka)、二には伺(vicāra)、三には喜(prīti)、四には樂(sukha)、五には等持(samādhi)なり。此の中の等持を頌に說いて「定と」爲す。等持と定とは、名は異にして體は同じ。故に、[九〇]契經に說く、「心定と等定とを正等持と名く」と。此れを亦た名けて「心一境性」(cittaikāgratā)と爲す。義は前に釋するが如し。

靜慮と支初靜慮

傳說すらく、「唯定のみ是れ靜慮にして亦た靜慮支なり。餘の四支は是れ靜慮支にして、靜慮に非ず」と。

論主の自義

如實の義は、[九一]「四支の軍の如し、餘の靜慮支も、應に知るべし、亦た爾ることを」と。

彼三靜慮

第二靜慮には、唯だ四支有り。一には[九二]內等淨(adhyātma saṃprasāda)、二には喜(prīti)、三には樂、四には等持なり。第三靜慮には、具さに、五支を具す。一には[九三]行捨(saṃskāropekṣā)、二には正念(smṛti)、三には正慧(saṃprajñāna)、四には[九四]受樂(vedanā sukha)、五には等持なり。[九五]第四靜慮には唯だ四支有り。一には

彼一切名色緣故云云」とあり。

【四七】雜阿含卷第二第三九經(大正二、九頁上)に曰く、若し色受想行を離れて、識に若くは來若くは去若くは住若くは生有りと言はば彼は但だ言數有るのみ。問已りて知らず增益せば癡を生ず。非境界なるを以ての故に云云とあり。

【四八】一切の界とは欲、色、無色の三界なり。今此の經の意は唯だ欲界にのみ云へるなり。煖は色界に通ずれども、そは顯なるに非ず、故に今は顯に就きて云はば、欲界のみに關す。

【四九】有部は、此の經文は色受想行の四を離れては識去來なしと云ふ意なれども、無色には色蘊を缺くが故に、他の三蘊を離れては識去來なき義を說くとするなり。

【五〇】契經の言は簡別し分別すべからず從つて有部の提出するが如き審思する必要なしと言はば次の如き太過生ずとなり。先づ第一經證の「壽煖合す」ととくが壽あるが故に煖もありといふは煖のある所には凡て壽ありともすべく、若し爾らば日光等の外煖は壽と合することとならんと。

【五一】外煖とは日光、炭火等の煖を云ふ。

【五二】名色等に就きても、經

頌に曰はく、

(5) 此の本の等至に[七七]八あり。　前の七に各々三有り。
　謂はく、味と淨と無漏となり。　後は味と淨との二種なり。
(6) 味は、謂はく、愛と相應するなり。　淨は、謂はく、世間の善なり。
　此れ即ち味著する所なり。　無漏は、謂はく、出世なり。

八根本等至

論じて曰はく、此の上に辯ずる所の靜慮と無色との根本の等至に總じて八種有り。

八根本等至の三種

中に於いて、前の七に各具さに[七九]三有り。有頂の等至は唯だ二種有り。[八〇]此の地は昧劣にして無漏無きが故なり。

味等至

初の[八一]味等至(āsvādanasamāpatti)は、謂はく、[八二]愛相應なり。愛は能く味著す、故に名づけて味と爲す。彼と相應するが故に、此れは味の名を得するなり。

淨等至

[八三]淨等至(śuddhaka-samāpatti) の名は、世の善の定に目づく。無貪等の諸の白淨の法と相應して起るが故に、此れに淨の名を得するなり。即ち味相應が味著する所の境なり。此が無間に滅するとき彼の味定生ず。過去の淨を緣じて染して味著を生ずる。爾の時に、所味の定を出づと名づくと雖も、能味の定に於いて名づけて入と爲すことを得。

無漏定

[八四]無漏定(anāsravasamā patti) とは、謂はく、出世定なり。愛が緣ぜざるが故に、味著さるゝものに非ざるなり。

第四節　特に、[八五]靜慮等至に關する諸問題

第一項　靜慮支

るが如く、生身にも勝劣上下の不同ありとなり。

【四一】若し下地の根にて見ること能はざるが故に微なりといはば、欲界の眼根にて、靜慮に生ぜる者の色身をも見ること能はず。

【四二】彼の無色界の身に關すると何の異りあらんとなり。

【四三】欲界には欲あるが故に、色界には色あるが故に、此等の義によりて、欲色の名を立つ。無色は然らず、色ありと雖も無色と名くと云はばその理如何。

【四四】中阿含卷五十八法樂比丘尼經(大正一、七八九頁上)に曰く「有三法、生身死已、身棄㆓冢間㆒、如㆑木無㆑情。云何爲㆑三、一者壽、二者煗、三者識」と文の中已に煗と云ふ、是れ色に非ずやとの意。

【四五】雜阿含卷第十二第二八八經(大正二、八一頁中)參照に曰く、然るに彼の名色は識に緣りて生ず。而して今又名色が識を緣ずと言ふ。此義云何……譬へば三蘆を空地に立つるが如し。展轉相依りて竪立することを得……識名色を緣ずるも亦復是の如く、展轉相依りて生長することを得。

【四六】前の引經に明示せり。雜阿含卷第二第五八經(大正二、一四頁下)に、「若所有識、

能今熟す。是の故に、今の色は彼の心より生ずるなりと〔答へり〕。

大衆部等の問　彼に色身無くんば、心何に依りてか轉ずる。

有部反責す　身を離れて、何ぞ轉ぜざらん。

大衆部等の答　[六八]下に曾て見ざるが故に。

有部反責す　[六九]色界に段食無し。身復た何に依りてか轉ずるや。[七〇]下にも亦た身の段食を離れて轉ずることを見ざるが故に。又[七一]先に彼の心の轉ずる所依を說けり。

四無色名處の釋名　已に總名を釋せり。〔問ふ〕空無邊等は空等を緣ずるに從ひて、別名を得するや。〔答ふ〕爾らず。云何とならば、下の三無色は、其の次第の如く、加行を修する時、無邊の空と及び無邊の識と無所有とを思ふが故に、三の名を建立するなり。

三無色を釋す　非想非非想を釋す　第四の名を立つるとは想の昧劣なるに由る。謂はく、[七二]明勝の相無きをもつて、非想の名を得、[七三]昧劣の想有るが故に非非想と名づく。加行の時も亦た是の念――〔謂はく〕[七四]諸想は病の如く箭の如く癰の如し、若し想が、全く無くんば便ち癡闇に同ず。唯だ非想非非想の中にのみ、上と相違せる寂靜の美妙なる有りと、――を作すと雖も、而も此の加行に就いて名を立てざるは、若し詰つて、何に緣りてか加行に是の如きの念を作すやと言はゞ、必ず應に答へて、[七五]彼の處に於いては、想昧劣なるを以ての故にと言ふべきを以てなり。此の昧劣なるに由るが故にといふは、是れ立名の正因なり。

第三節　八等至[七六]

已に無色を辯ぜり。云何が等至(samā patti)なる。

是れ爾らず。無漏の大種は無きを以て、何處に於て無漏の律儀が生ずとも、其れは有漏の大種に依るものならざる可からず、無色には大種無きが故に、亦律儀もなし、故に引例は不當なりとなり。婆沙九六(毘曇部十一、三一〇頁參照)。

【三四】色は無色に生じたるものに無きのみならず、又其の因たる無色の定中にも無きものなり。

【三五】色根身とは眼耳鼻舌身の五色根を有する身のことなり。

【三六】四分律卷第十二(大正二二、六四六頁中、下)五分律卷六(大正二二、四四頁下)摩訶僧祇律卷十五(大正二二、三四四頁下)等に虫水戒を說く、即ち、肉眼所見のものは勿論、單に虫ありとの疑ある水をもみだりに飲食等の所用に供するを波逸提として禁戒せるを參照せよ。

【三七】淸妙とは淸徹美妙なるを云ふ。

【三八】中有=antara-bhava。は四有の一なり。本論第八〇九卷參照。

【三九】有頂=bhavāgra。無色界の最終の天。非想非非想處天のこと。

【四〇】定に勝劣上下の不同有

れ色を出離す」と說くが故なり。又、契經に言はく、[五八]「無色の解脫は最も寂靜たり、諸色を超ゆるが故に」と。又契經に說く、[五九]「無色の有情は一切の色想を、皆な超越するが故に」と。若し無色界に實に色有らば、定んで彼の色の自相可知なるべし。如何ぞ色想を超ゆる等と言ふ可けんや。若し[六〇]下の麁色を觀ずるが故に〔かく〕說くなりと謂はゞ、則ち段色に於いても亦た然ることを許すべし。又、諸の靜慮も下の麁色を超ゆれば亦た應に色を出離すとの言を說くべく、是のごとくんば則ち亦た應に無色界と名づくべし。又、亦た應に〔無色は〕受等をも出離すと說くべし。[六一]彼も亦た下の麁の受等を超するが故に。經には既に〔かくは〕說かず。知んぬ、無色の中に遍く色類を超ゆるも、受等を超ゆるに非ざることを。

此れに由りて、定んで知んぬ、彼の界に色無きことを。

伏難を通釋す

然るに、[六二]契經の中に、[六三]「有は有を出でず」と說くことは、[六四]自地の有に於いて、出づる能はざるが故に「又た」遍く出づるに非ざるが故に、永く出るに非ざるが故に、〔かく說けるなり〕。

無色を證す

又、薄伽梵は、[六五]「靜慮の中に於いて色類乃至識類有り」と說き、「無色の中に於いては受類乃至識類有り」と說きて、「色有り」と說かず。若し無色の中に實に色有らば、何ぞ靜慮の如く「色類有り」の言を說かざるや。

故に、〔吾が〕所立の因は、不成の過無し。

論を擧げて妨を釋す

[六六]彼の〔無色界〕に在りて、多劫のあいだ色の相續斷ず。後歿して下なる〔欲・色界〕に生ずるとき、色は何に從りてか生ずるや〔との問に對して〕[六七]此の〔色は〕心より生ず。色より起るには非ず。謂はく、昔、起す所の色の異熟因が、熏習して心に在り、功

と上三近分なり。

【二九】宗輪論に據るに大衆部化地部等にては色・無色界にも六識身を具すとて無色にも微細の色ありと立つ。故に有部の色無きが故に無色」なりと云ふ、此の「色無きが故に」と言ふ因、即ち理由は普遍的の所論にあらずとするなり。沙論卷八十三には、分別論者の說とせり「毘曇部十一、四〇頁參照。

【三〇】大衆部計す「無色界には餘の色は無けれども身語の無表色有り、而してその惡の無表色を防ぐ爲に身・語の律儀ありと說く」と。故に之れを破して曰はく、無色界には已に身語の表業なし。然ればその表業に伴ふ無表業の有る可き理なし。從つて律儀の用なかるべしとなり。

【三一】無漏の大種はなけれども（聖者の無色に生ぜし時の如く）無漏の身語無表色あるが如く、無色の大種はなけれども無色の身語の無表はありとするに差支へなからんと云はばといふ意味なり。

【三二】無漏律儀は色界の大種に依りて、其の體有るが故なり。大種已に無し、何ぞ所造色あらんやとなり、

【三三】無漏の大種無きも、無漏の律儀あるが如しと言はば、

救を破す

若し欲・色は[四四]義に隨ひて名を立て、無色は然らずと謂はゞ、此れ何の理有りや。

有色論者の教證を破す

若し『經に[四五]「壽煖合す」と說くが故に、又、[四六]「名色と識と相依ること、二の蘆束の相依りて住するが如し」と說くが故に、又、[四七]「名色は識を緣と爲す」と說くが故に、又、[四八]「色を離れて、乃至行を離れて、識に來有り去有ることを遮す」〔と說く〕が故に、此に由りて無色に色有る理成ず』と謂はゞ、此の證成ぜず。應に審思すべきが故に。謂はく、所引の教を、應に共に審思すべし。

無色論より第一經を通ず

且らく契經に「壽煖合す」と言へるは、[四九]一切の界に約すと爲んや、欲界に約して說くと爲んや。

第二經を通ず

名色と識と相ひ依住すとは、一切の界に約すと爲んや、欲・色に約して說くと爲んや。

第三經を通ず

所說の名色は識を緣と爲すとは、一切の識が、皆名色を緣と爲ることを說くと爲んや。名色の生ずること識を緣とせざること無しと云ふことを說くと爲んや。

第四經を通ず

[五〇]「色より行に至るまでを離れたる識に來去有ることを遮す」とは、隨つて一を離るゝにつきてを遮すと爲んや、一切を離るゝにつきてを遮すと爲んや。

無色論の立場より第一經を破す

若し契經の言には、[五一]簡別無きを以て、此れに於いて更に審思を致すべからずと謂はゞ、此の說然るべからず。太過の失あるが故に。謂はく、應に[五二]外煖も亦た壽と

第二第三經を破す

合とすべく、又、應に[五三]外の名色は、識に依り、識を緣と爲すとすべけん。

第四經を破す

又、[五四]四食を說くこと、四識住の如くならん。色無色界に應に段色有るべし。

更に、經を引き有色論を破す

若し經に[五五]「一類の天有り、段食を超ゆ」と說くが故に、又、[五六]「彼の天は喜を食と爲す」と說くが故に斯の過無しと謂はゞ、則ち無色界に色有るべからず。契經に[五七]「彼

---

hgyur.

制ニ伏色想名一、共ニ三種近分。更生レ色從レ心、空無邊、及識

(4) 〔vijñānānantyam ākā-śān antyam ākiṃcanāhvayam〕 tathā prayogāt, māndyāt tu nasaṃjñānāpyasaṃjñākam.

無邊、無所有、由ニ加行一立レ名、昧故非想非。

【三五】 各二とは、四無色の各に生無色と定無色の二あることを云ふ。

【三六】 空無邊處＝ākāśānantyāyatana。一切の色想を度し、有對の想を滅し、種種の想を思惟せずして、無量空なりと觀ず、是れ空無邊處なり。此の中、處とは所依の義なり。識無邊處＝vijñānānantyāyatana。一切の空無邊處を度して、無量識なりと觀ず、是れ識無邊處なり。無所有處＝ākiṃcanyāyatana。一切の識無邊處を度して、所有無しと觀ず、是れ無所有處なり。非想非非想處＝naivasaṃjñānāsaṃjñāyatana。一切の無有所有處を度して、想に非ず、非想に非ずと觀ず、是れ非想非非想處なり。

【三七】 第四定の色を謂ふ。

【三八】 皆とは無色の四根本定

無色の釋名

るものと爲す。空處の近分は未だ此の名を得せず。[二七]下地の色を緣じて色想を起すが故なり。

[二八]皆、色無きが故に、無色の名を立つるなり。

以下、無色界有色論の論破

大衆部等の難

此の因成ぜず、[二九]色有りと許すが故に。

有部の返徵

若し爾らば、何が故に無色の名を立つるや。

大衆部の答

彼の色、微なるに由るが故に無色と名づく。微黃の物を亦た無黃と名づくるが如し。

有部總破

彼の界の中の色に、何の相有りと許すや。

律儀に約しての破

若し彼れには、唯だ[三〇]身語の律儀のみ有りと云はゞ、身・語既に無し、律儀寧ぞ有らんや。

又、大種無し。何ぞ造色有らん。若し[三一]無漏の律儀有るが如しと謂はゞ、爾らず。[三二]無漏〔の律儀〕は有漏の大種に依るが故なり。

無色定に約しての破

又、[三三]彼は定中に亦た有を遮するが故なり。

色根に約しての破

若し、彼れに於いて、[三四]色根身有りと許さば、如何ぞ彼の色微少なりと言ふ可き。若し彼れに於いては、身量少なるが故に〔彼の色微と言ふ〕と謂はゞ、[三五]水の細蟲の極めて微なるをも亦た應に無色と名づくべし。亦た身量少にして見る可からざるが故なり。若し彼の身極めて[三六]清妙なるが故にと謂はゞ、[三七]中有と色界とをも應に無色と名づくべし。若し彼の身淸妙の中の極なりと謂はゞ、應に唯だ[三八]有頂のみ無色の名を得べし、[三九]定の如く、生身にも勝劣有るが故なり。

不了見を例難す

又、靜慮に生ずる所有の色身も[四〇]下地の根の能く取る所に非ざるが故に、彼と何の異ありて無色と名づけざる。

〔一九〕四靜慮は寂靜にして審慮する義が勝れたるが故に。

〔二〇〕支とは十八禪支なり。此の事は次下八等至をとく中に於いて委しく說く。

〔二一〕腐敗したる種子も生種に似たるを以て種と名く。

〔二二〕婆沙卷八三—八四（毘曇部十一、四〇頁以下）、舊譯卷二一、二九六頁下、正理卷第七七、光記卷二八、四一八頁中以下參照。

〔二三〕無色とは、四禪を成就して、色法の繫縛を脫したる境界なり。是れに四有り。空無邊處、識無邊處、無所有處、非想非非想處、是れなり。

〔二四〕頌の初句と第二句とは四蘊の體性を明す。下地を離るとは生に約して四を分つ。第三、四句は色想を除くことを明す。第五句は妨を釋す。第六句は總名を釋す。第七句以下は別名を釋す。

(2b) 〔tathārūpyāś catuḥska-ndhāḥ adhobhūmivivekajāḥ〕

(3) vibhūtarūpasaṃjñākhyāḥ 〔sāmantakais tribhiḥ saha?〕

舊譯——無色爾四陰、寂離下地生、

gzugs med pa ni gzugs med do
gzugs ni sans las skya bar

第二節[二二]　四無色

定の四無色

已に靜慮を辯ぜり。[二三]無色(ārūpya)は云何。

頌に曰はく、

(2)[二四]無色も亦た是の如し、　四蘊にして、下地を離る。
(3)幷に上の三近分を、　總て色の想を除くものと名づく。
　無色とは、色無きを謂ふ。　後の色は心より起る。
(4)空無邊等の三の名は、　加行に從へて立つ。
　非想非非想は、　昧劣なるが故に名を立つ。

無色の數と體

論じて曰はく、此〔の無色〕と靜慮とは、數と自性と同じ。謂はく、四つにして、各々二なり。[二五]生は前に說くが如し。卽ち世品に生に由つて四有りと說けり。定無色の體は、總じて之れを言はゞ亦た善の性に攝する心一境性なり。此れに依るが故に、「亦た是の如し」の言を說くなり。

無色の四蘊

然るに助伴の中に、此れは色蘊を除く。無色に隨轉の色有ること無きが故なり。

離下地

一境性にして、〔四無色定の〕體相差無しと雖も、下地を離れて生ずるが故に、〔生の不同に約して〕四種を分つ。謂はく、若し已に第四靜慮を離れて生ずるときは、[二六]空無邊處を立て、乃至、已に無所有所を離れて生ずるときは、非想非非想處を立つるなり。〔此の中〕離は何の義に名づくるやといふに、謂はく、〔何の道に依るとも〕此の道に由りて下地の惑を解脫するといふは、是れ下染を離るゝの義なり。

無色と除色想

卽ち此の四の根本と幷に上の三近分とを、總じて說いて名づけて色の想を除去せ

一境に於て轉ずと說かば、此の三摩地は亦何に由りて一境に於て轉ずるや。卽ち又、餘の或るものに由りて、三摩地は一境に於て轉ぜしむるならば寧ぞ此の餘の或るものに由りて、心心所を一境に於て轉ぜしめざるや、何ぞ別に等持を用ふるの要あらんやとなり。

【二四】此の三摩地は大地法に攝むる心所にして、一切の善惡無記の三性の心と相應す。從つて一切の心は皆一境に轉ずべしとなり。

【二五】雜阿含卷第二十九第八一七經(大正二、二一〇頁上)に曰く、「何等爲二增上意學一、若比丘離二欲惡不善法一、乃至第四禪具足住」と。

【二六】增一阿含第二十三(大正二、六六六頁中)に曰く、「有二此四增上之心一、我以下此三昧之心清淨無二瑕穢一、亦無中結使上得二無所畏一云云」と。

【二七】地＝dhi。は「審慮」と云ふ義の動詞なり。文は dhi と云ふ語根は審慮の義に用ゐられたるが故なりと云ふ意なり。この dhi より dhyāna 靜慮を作るなり。

【二八】此宗云云は、有餘部に、審慮は思なりと說くものあるに對し特に此の宗にては、之を慧となすことを表さんとするなり。

義の中に、[一七]地界を置くが故なり。

[一八]此の宗の審慮は、慧を以て體と爲す。

難　若し爾らば、諸の等持は皆な靜慮と名づくべし。

答　爾らず。唯だ[一九]勝れたるに方に此の名を立つ。世間に言ふが如く、光を發するをのみ日と名づけ、螢燭等も亦た日の名を得るには非ず。

問　靜慮を如何ぞ獨り名づけて勝と爲すや。

答　諸の等持の內、唯だ此れのみ[二〇]支を攝し、止觀均行にして最も能く審慮し、現法樂住及び樂通行の名を得ればなり。故に、此の等持を獨り靜慮と名づく。

問　若し爾らば、染汚なるは寧ぞ此の名を得んや。

答　彼れも、亦た能く邪審慮するに由るが故なり。

難　是くのごとくんば則ち、應に大過の失有るべし。

答　大過の失無し。要らず、相似の中に方に名を立つるが故なり。[二一]敗種等の如し。世尊も亦た「惡の靜慮有り」と說けばなり。

問　若し一境性が、是れ靜慮の體ならば、何の相に依りて初・二・三・四を立つるや。

答　伺と喜と樂とを具するを建立して初と爲す。此れに由りて已に亦た尋を具するの義を明す。必ず倶に行ずるが故なり。煙と火との如し。伺に喜樂有るものにして、尋と倶ならざるもの非ざるなり。

漸く前の支を離するに、二・三・四を立つ。伺を離して二有ると、二を離して樂のみ有ると、具に三種を離るゝと、其の次第の如し。

結　故に、一境性を分ちて四種と爲せるなり。

り。第四禪に八あり、前の三禪に各各三あるが故に、合して十六或は十七天あり。

【八】定靜慮とは因定=kāraṇa-dhyāna。の義にして各禪に各各一あり合して四あれども、今總じて體を出す時は、善の心一境に攝むるなり。

【九】諸の特色を區別せずして全體として言へば善性等持なり。諸靜慮に亙りて一貫せる特色として言はばと解するも可なり。

【一〇】等持=(samādhi)は、十大地法の中、三摩地の心所なり。心を平等に持して、一境に轉ぜしむるを云ふ。

【一一】心とは心王なり。心王が一の境に專らに緣ずるを三摩地と名けば、別に三摩地といふ心所を立つる要なかるべし。經部にては心が一境に專にして轉ずる位を假りに定と名け餘の心所ありと立てざるが故に、論主此の意を以て有部を難ず。

【一二】若し爾らば、三摩地は大地法にて一切の心に相應すべきものなるも、初念の刹那に相應する心王に於ては、三摩地の心所即ち等持は無用となるべしとなり。

【一三】此とは、三摩地外の餘の心心所を指す。汝は三摩地に由るが故に、餘の心心所は

性なり。善の[一〇]等持を以て自性と爲すが故に。若し助伴を幷すれば、五蘊を性と爲す。

特に一境性に就きて

何をか一境性と名づくるやといふに、謂はく、一の所緣を專らにすることとなり。

論主の難

若し爾らば、即ち、[一一]心の一境に專なる位に、之れに依りて三摩地の名を建立せば、別に餘の心所法有るべきに非ざらん。

有部の釋

別の法の心をして一境に於いて轉ぜしむるものを三摩地と名づく、體即心には非ざるなり。

論主の難の(一)

豈に、諸の心は刹那滅なるが故に、皆一境に轉ずるにあらずや、何ぞ等持を用ひんや。

難の(二)

若し心をして第二念に於いて散亂せざらしむるが故に等持あるべしと謂はゞ、則ち[一二]相應に於いて等持の用無かるべし。

難の(三)

又、[一三]此に由るが故に、三摩地成ぜば、寧ぞ、則ち、斯れに由りて、心、一境に於いて、轉ぜざらんや。

難の(四)

又、[一四]三摩地は是れ大地法なり。應に一切の心は皆な一境に轉ずべし。

有部の救

爾らず。餘品の等持は劣なるが故なり。

有餘の義

有餘師は說く、『即ち、心が、一境に相續して轉ずる時を三摩地と名づく。[一五]契經に、此れを說きて、「增上心學」と爲すが故に。又[一六]「心の淸淨最勝なるは、即ち四靜慮」と〔爲す〕が故なり』と。

靜慮の釋

何の義に依るが故に、靜慮の名を立つるや。

有部の答

此れ寂靜にして能く審慮するに由るが故なり。審慮は即ち是れ實に了知するの義なり。〔契經〕に、心が定に在るとき、能く實の如く了知す」と說くが如し。審慮の

於ては、此等の四科に分ちて所依の定を明にせり。

靜慮とは舊譯の禪那(dhyāna)にして、之れに四有り、初禪、二禪、三禪、四禪とも云ふ。禪は禪那の略名なり。

【五】頌の初めの一句は四靜慮の二種の體を明し、第二句は生靜は已に說けるを示し、第三四句は定靜慮の體を明し、五六句は四靜慮の次第あることを明す。

(1) dvidhā dhyānāni catvāri
[tatroktā upapattayaḥ,
samāpatt ḥ śubhaikāgry-
am,
sānugā skandhapañcakam].

舊譯――
四定有二種、生得定已說、修定善一類、共伴類五陰、

(2a) vicārapritisukhavat
pūrvapūrvāṅgavarjitam.

有觀及喜樂、前前分所離、

【六】伺=vicāra、は尋vitarka。と共に心所法に攝す。尋は尋求の意にして、伺は伺察の意なり。前者は心の麁なる作用にして、後者は細なり。又覺及び觀とも譯す。(例せば增一阿含經第二十三大正二、六六頁中の如し)。

【七】生靜慮とは果定=kāraya dhyāna。の義にして、色界の有情の異熟身なり。その體は五蘊なり。已に世間品に說け

卷の第二十八〔分別定品第八の一〕

本論第八編　分別[一]定品

第一章　諸の禪定論

第[二]一節　四靜慮

說意

[三]已に諸智所成の功德を說けり。餘性の功德を今次に辯ずべし。

中に於いて、先づ[四]所依止の定を辯ずべし。

且らく、諸定の內に於いて、靜慮(dhyāna)とは云何。

頌に曰はく、

(1)[五]靜慮に四あり。各二あり。　中に於いて、生は旣に說く。

　定とは、善の一境を謂ふ。　伴を幷すれば、五蘊の性なり。

(2)[α]初めは[六]伺と喜と樂とを具す。　後は漸く前の支を離る。

論じて曰はく、一切の功德は多く靜慮に依る。故に先づ靜慮の差別を辯ずべし。

四靜慮

此れに總じて、四種有り。謂はく、初〔靜慮〕、〔第〕二・三・四〔靜慮〕なり。

四〔靜慮〕に各々二有り。謂はく、定と及び生となり。

生靜慮

[七]生靜慮(upapattidhyāna)の體は、世品に已に說けり。謂はく、第四〔靜慮〕には八あり。前三〔靜慮〕には各三ありと。

定靜慮と其の體

[八]定靜慮(samādhidhyāna)の體は、[九]總じて、之れを言はゞ、是れ善性に攝する心一境

【一】　婆沙卷八〇（毘曇部十三七二頁以下）舊譯卷二一、二九六頁中、正理卷七七、光記卷二八、四一七頁以下參照。

【二】　定＝samāpatti。心常に一境に住して、散亂せず、統一的なるを云ふ、定に種種の名あり。

（一）等引(三摩洇多＝samāhitā)。
（二）等持(三摩地＝samādhi)。
（三）等至(三摩鉢地＝samāpatti)。
（四）靜慮(駄行那＝dhyāna)。
（五）心一境性（質多翳迦阿羅多＝cittaikāgratā)。
（六）止(奢摩多＝śamatha。)
（七）現法樂住＝dṛṣṭa-dharma-sukha-vihāra)の如し。

了義燈卷五本（大正四三、七五三頁中下參照。

【三】　先きに賢聖品に於て無漏の果を明し、智品に於て其因を明せり。今此の定品に於て無漏の緣を明す。定により智を生じ、智の運用は諸の功德となる。故に智は因にして定は緣なり。又定それ自身も功德の隨一なり。

【四】　所依止の定とは、德所依の定なり。諸の功德は定によりて起るものなるが故に、先づその根本なる定の內容を明にするにあり。此の所依の定に種種あり。即ち四靜慮、四無色定、八等至、諸等持等是れなり。今本文に

【七一】發語の心云云。二心并起せずと云ふ原則より、此の難を起す。

【七二】尊者大迦葉波云云。增一阿含卷第四十四（大正二七八九頁上）參照。迦葉鷄足山中に骨鎖の身を化して死後に止め、彌勒菩薩（慈尊）の世を待つといふ。本行集經卷第四十七、大迦葉因緣品の三（大正三、八七〇頁上中）參照。

【七三】飮光尊者とは大迦葉のこと。

【七四】理實には云云。上の如く五根・四境の九を化作すと雖も實際は根を化作すといふことは不可能なり。但だ化する所の色香味觸の四境が根と不離なるが故に、根を化作すと云ふも過無しとの意。

【七五】婆沙卷一五〇（毘曇部十四、三〇一頁）婆沙一四一（毘曇部十四、一四二頁以下）婆沙一六六（毘曇部十六、二三五頁以下）舊譯卷二〇、二九五頁下、正理七六、光記二七、四一六頁上參照。

【七六】

(54) lha yi mig daṅ rna ba yin

bsam gtan sa paḥi gzugs daṅ ba.

[sabhāgāvikale nityam dūrasūkṣmādigocare].

舊譯——

天耳及天眼、淸淨色定地、

等分具恆故、遠細等境界。

長行は一に總說し、二に天と目くる理由を明し、三に天眼の三種を忍し、四に修得天眼の恒に同分たるを明し五に天眼の功用を說く。

【七七】修得の天。四根本定を修して其力にて得せるものなり。

【七八】生得。不動業を修して色界天に生じて得せるものなり。

【七九】似天とは傍生・鬼・畜等に生して勝れたる業に引かれ生ぜるものなり。

【八〇】藏臣寶とは輪王の七寶の一にして、人趣に在りて、勝業力の爲めに遠・處の色を見るをいふ。他は知るべし。

【八一】色を見る目的にて化作せられたるを以て、三世何れにても必らず識と倶卽ち同分にして作用あり。

【八二】處所とは扶塵根のことこの扶塵根の二が圓滿に具して翳膜等に障らるることも無く、又缺くることも無し。

【八三】舊譯——

遠住被障細、遍處色不見、

肉眼見對色、天眼則翻此。

【八四】婆沙卷一〇〇（毘曇部十二、一三頁以下）特に同、一〇一（毘曇部十二、十三頁以下）婆沙卷十二（毘曇部七、二二九頁以下）、舊譯卷二〇、二九六頁上、正理卷七六、光記二七、四一六頁上以下參照のこと。

【八五】前に云云。前第五項參照。

【八六】本項は初の二句は神境智の種類を明し、次の二句は他心智の種類を明し、第五句は天眼、天耳、宿住智の種種を明し、第六句は之等の三性を分別し、第七句は人には生得なきことを明し、第八句は地獄には唯だ初生の時にのみ他心、宿住の二智あることを明す。

(55) dvitrisāhasrikāsaṃkh=yadṛg

arhatkhaḍgaḍuśikaḥ.

[aupapattikam apy an=yat], des ni

srid pa bar ma mi mthoṅ ṅo

(56) sems śes de ni rnam gsum daṅ,

rtog daṅ rig sṅags byas pa laḥ.

dmyal ba pas ni daṅ po

śes nṛṇāṃ notpattilābhikam,

舊譯——

二、三千無數、應供獨覺佛、

有餘生得、眼、中陰非彼境、

他心智有三、觀明呪所作、

地獄初能知、於人無生得。

本頌の新譯は梵支、及び舊譯との對照上、相互交雜甚し、舊譯の前二句の如きは梵文と共に、之を已に注意し置きしが如く本節第一項の新譯頌中に見出さるものなり。今は新譯と梵舊との順序の變化を示す爲め、順序を變へざりしなり、讀者了之。

【八七】曼馱多王＝Māndhātṛ 舊譯頂生王。後に長じて金輪王と成るといふ。又 Manorā=thapūraṇī p. 51a に、王は、屢々人間に生じ、欲する儘に黃金を雨らして樂しみ、又天界に生れても思ふまゝに欲樂に耽りし王なりと稱せられ、又、Milinda pañha IV. 1.37 に依るに、生き乍ら忉利天に行きし四人の中の一人なりと稱せられ、奇蹟多く傳へらる。

【八八】中有等の等に諸の龍、諸の鬼神等を等す。

【八九】本性生念とは人趣のみにあるものにして宿世の生を憶念する念のこと。詳細は婆沙一〇一（毘曇部十二、三六頁）參照。

【九〇】以下前揭の婆沙卷一二、及び卷一〇一等を參照すべし。

に十四を枚擧し、三に變化心の起る依を說き、四に得定と得化心との關係、五に所化事と化心との地的關係、六に所化の語と發語心との關係、七に化主の佛なる場合、八に發語心と化心との關係、九に化主の留命、十に通を習ふことの初なると、習滿するに依る通の功用の差別、十一に十四變化心の得（修得生得等の別）と三性分別等を明す。

(49b)　[mānaccittais tāni punaś caturdaśa],

舊譯――

由化心、　此心有二十四一、

(50)　bsam gtan ḥbras gñis nas lhaḥi bar rim bzhin,
goṅ ma las skyes min
dhyānaval lābhaḥ, de ni
dag daṅ raṅ las de las gñis.

如二次第一定果、二至レ五、非レ上得如レ定、淨定、自生二從レ彼、

(51)　svabhūmikena nirmāṇam.
bhāṣaṇaṃ tv adhareṇa ca,
ston min sprul pa po daṅ bca',
adhiṣṭhāyānyavartanāt.

由二自地一化生、言說由二餘地一、與二能化一非レ佛、立レ願已別作、

(52)　 śi ba la yaṅ byin brlab yod,
mi brtan la med, gzhan dag min
daṅ por du mas gcig yin te
byaṅ bar gyur nas bzlog pa ḥo.

已死願事成、非レ虛、餘說レ無、初一由二多心一、已成翻レ此能、

(53)　avyākṛtaṃ bhāvanājam trividham tūpapattijam.
rdzu ḥphrul gsaṅ sṅags sman dag daṅ
las las skyes daṅ rnam pa lṅa.

修得是無記、若生得有レ三、意成由二咒藥、業一生故五種。

右頌の梵文と舊譯との最後の二句は、新譯にては本節第七項の頌中に見出さる。而も、今は梵文舊譯と新譯との差を示すものとして、何れも順位を換えずに置けり。

【一六三】二の化心あり。一には初禪に依りて欲界の化を作すこと。二には初禪に依りて初禪の化をなすこと。

【一六四】各自と下となりとは、自地(第四定等)と、第三定迄の四、即ち欲界と初定と第二定と第三定との攝の四との五なり。

【一六五】第二定等云云。第二定によりて、上の如く、欲界攝、初定、第二定攝の三化心あり、初定によりて欲界攝と初定攝との二化心有り。その初定によるものの中、初定の能變化心を、欲界攝のものに對して上地の變化心といふ。第二定によるものも此に準ず。而して今、同一欲界攝の變化心なりと雖も、その第二定によりて起るものは初定によりて起るものよりも、依地と行とに於いて勝なりと名く。第二定の果の化は第二定地にまで至ることを得るも、初定の果の化は單だ初定に止まりて、第二定に至らず、第三定等も準知すべし。

【一六六】諸の云云。定より、その果としての變化心を起すときは、その變化心より直接に出觀すること無く、必ず復た本の定に還りて、然る後出觀すとの意。

【一六七】謂く淨定より云云。初め善の靜慮より、通果無記の化心を生し、その無記の化心より更に後後の無記の化心を生じ、かくして最後にその無記の化心より再び善の靜慮心を生ずるに至る。故に化心は善なる淨定と前念の化心との二より生じ、自らは亦後念の化心と淨定との二心を起すこととなるなり。

【一六八】自地の心に由るとは、例せば欲界所化の事たる色・香・味・觸の四境を化するは、欲界心を以てするが如し。初禪には四境なきを以ての故なり。又、初禪の所化の事たるものは初定心によるなり。

【一六九】〔所〕化の發する所云云。例せば欲界の能變化が人物を化作せる時、その化人の起す語は欲界の發語心に依りて起し(自地)、又は初定の變化心が初定の化人を生ずる時、其化人の起す所の語は初定の發語心に依る(自地)然るに二定以上即ち上の變化心の起せる化人の發する語は二定以上には發語心(尋伺と相應する地に)は發語心あるも、二定以上には尋伺無きが故に）無きによりて初定等の發語心に依る。(下地による)

【一七〇】一の化主云云の頌は長阿含五、闍尼沙經(大正一、三六頁上に、「時梵童子、卽舊變化形、爲二三十三身、與二三十三天一同坐、而告レ之曰、汝今見二我神變力一不。答曰、唯然已見、梵童子曰、我亦修四神足一故、能如レ是無數變化。時三十三天各作是念、今梵童子獨於二我坐一而說是語、而彼梵童、一化身語餘化亦語、一化身默餘化亦默參照。眞諦の舊譯次の如し。一人正說レ言、諸所化俱語、一人若默然、諸所化亦爾。

五趣と通　のを除きては、皆善等〔三性〕に通ず。定の果に非ざるが故に通の名を得せざるなり。

人趣と五通　人の中には都べて生所得のもの無し。餘は皆有るべし。其の所應に隨ふ。[一八九]本性生念は業所成の攝なり。

地獄と他心宿住智　[一九〇]地獄趣に於いて初めて受生する時は、唯生得の他心〔智〕と宿住〔智〕とを以て、他心等及び過去の生を知る。苦受に逼られ已らば、更に知る義無し。

餘趣　若し餘趣に生ずるときは、應の如く、當に知るべし。

く信を起さしめ、三は漏盡といふ出離の要道を立て處中の人（背きもせず信じもせぬ人）を發信せしむ。

【一四九】健馱梨＝Gāndhārī は、舊譯、乾陀梨とあり。

【一五〇】伊刹尼＝ Īkṣaṇikā 舊譯、に伊叉尼柯とあり。

【一五一】婆沙は特に卷一四一、（毘曇部十四、一三二頁以下）の神足中の記述に相當す、舊譯卷二〇、二九四頁下、光記卷二七、四一三頁參照。

【一五二】神境＝Ṛdhi-viṣaya (48) [ṛddhiḥ samādhiḥ], de la(s) ni
sprul daṅ ḥgro ba, ston pa la
yid mgyogs ḥgro ba, gzhan dus la
phyin byed mos pa las by-
ṅa yaṅ.

舊譯
如意成定、中、行ㇾ空及化生、
心疾行唯佛、　餘將ㇾ身願成、

(49a) kāmāptanirmitaṃ bāh=
yaṃ
caturāyatanaṃ, [dvidhā,
rūpāptaṃ dve].

欲界化外入、四入類二種、
色二。

神境の二字を釋す。二頌あり、第一句は神の義を明し、第二句は境を釋し、第三第四句は境の中の行を明し、第五句は境の中の化を明し、第六句は其體性を明し、第七第八は其種類を明す。

【一五三】毘婆沙云云。毘婆沙の說に從へば、神の字は勝れたる定に名く。蓋し勝定に由つて種種神變のことを成し、その事も、成す所の用も共に神變なるが故に神と名け、その神變の事は即ち定の境なるが故に、神は軈て即ち境なり。此の神境を緣ずる通を神境通といふとなり。

【一五四】運身は、舊譯に、引將身行といひ。勝解は舊譯に、願成行といひ、意勢は舊譯に、心疾行と謂ふ。

【一五五】世尊は云云。增一阿含卷十八（大正二、六四〇頁上）及び同卷二十一（大正二、六五七頁上）の四不思議の一として之をとく參照。

【一五六】化の八種とは、

- 欲界身
  - 欲界化
    - 自身化
    - 他身化
  - 色界化
    - 自身化
    - 他身化
- 色界身
  - 色界化
    - 自身化
    - 他身化
  - 欲界化
    - 自身化
    - 他身化

【一五七】若し生じて云云。若し色界生じ色界にありて欲界の化を作す時は、香・味を并せて外の四處を化するものなるが、都べて化事は能化の人が得を起して自ら得するを定めとす。然るに今の場合に於て色界に能化の人有るに、色界には香味無し此の場合には云何にするやとの難意。

【一五八】衣と嚴具とは云云。體に著する衣又は莊嚴具は身に著くれども成就せざるが如く、香味を化作するも我身に成就せずとの答。婆沙一三五（毘曇部十四、一四頁以下參照）

【一五九】有るは云云。第二釋にして、異說なり。生れて色界に在りて欲界の化事を作すには、唯色界の化事に順じて色觸の二境のみを化して香味に及ばずとの意。

【一六〇】婆沙卷一三五（毘曇部十四、一三頁以下、舊譯卷二〇、二九五頁下、正理卷七六、光記卷二七、四一四頁中以下參照。

【一六一】化事を化作するは云云。化事を化作するのは神境通が化作するものなりやとの問にして、答意は、神境通に引起せられたる能變化心が化作すといふ意なり。

【一六二】神境を明す中の第二段、神境通の果として化事を化作する能變化心と及び其所化との關係を叙するなり。長行には一に能變化心を總說し、二

修得の眼耳の同分彼同分

修得の眼・耳に過と現と當との生に恒に是れ[一八一]同分なり。現在するに至るや、必ず識と倶にして、能く見聞するを以ての故なり。[一八二]處所は必ず具にして翳すること無く、缺することも無きこと、色界に生じたる一切有情の如し。

天眼・耳の功用

能く所應に隨ひて障隔せられたる極めて細・遠等の諸方の色・聲を取る。故に此の中に於いて、是の如きの頌あり。

[一八三]肉眼は諸方の障へられたると、　細と遠との色に於いて、
能く見る功用無し。　天眼は見て遺すこと無し。

[一八四]第七項　五通の種類

五通の種種相

〔問ふ〕[一八五]前に化心は修〔得〕と餘の得とに〔由りて〕異ありと說きたり。神境等の五も各々異ること有りや。〔答ふ〕亦た有り。云何んとならば、

頌に曰はく、

(55)(56)[一八六]神境に五あり。修と生と、　呪と藥と業との成なるが故に。
他心は修と生と呪とに、　又、占相の成を加ふ。
三は修と生と業との成なり。　修を除いて、皆な三性なり。
人は唯だ生得無し。　地獄は初めには能く知る。

神境智の五種

論じて曰はく、神境智の類に總じて五種有り。一には修得 (bhāvanāja)、二には生得(upapattilābhika)、三には咒成(mantrakṛta)、四には藥成(oṣadhikṛta)、五には業成(karmaja)なり。[一八七]曼駄多王及び[一八八]中有等の諸の神境智は是れ業成の攝なり。

他心智の四　天眼・耳・宿住の三種

他心智の類に總じて四種有り。前の三は上の如し。〔是に〕占相成を加ふ。

餘の〔天眼等の〕三は各三なり。謂はく、修〔得〕と生得と業成となり。修所得のも

理七六、光記卷二七、二九四頁下、參照。

【一四三】示導。舊譯は唯「導」とあり。

【一四四】(47) daṅ po gsum pa drug pa ni cho ḥphrul, bstan pa mc=hog, avyabhicāritva[hitamano=jñāphalayojanāt].

舊譯——
一三六是導、三中正教勝、非ニ不決定一故、生ニ善愛果一故。
一に名を列ね又自性を掲げ、二に功用を明し、三に名義を釋し、四に三中の輕重と其の理とを述ぶ。
第一句は三示導の體を明し、第二句は教誡示導の優れたることを示し、後の兩句は其の所以を明す。

【一四五】神變示導は神境通を以て體とし、神變の事を現ず。

【一四六】記心示導は、他心通を以て體とし他の心を能く知る。

【一四七】教誡示導は、漏盡通を以て體とし、出離の教法を立てて衆生を教へ導き得果せしむ。

【一四八】所化の生云云。所化の有情を攝し、引きて發心せしむるに、一は神變の事を現じて他をして驚嘆せしめ、二は相手の心を能く洞見して、深

心の如し。彼れも亦た能く自と他との身の化を爲し、十色處に於いて九を化す。聲を除く。

[一七四]理實には、能く化して根と爲る者無し。然るに、所化の境が根を離れざるが故に、九處を化すと言ふも、亦た失有ること無きなり。

天眼天耳

[一七五]第六項　特に、天眼通と天耳通とに就きて

天眼〔天〕耳の言は、何の義に因ると爲すや。

頌に曰はく、

(45) [一七六]天眼耳は、謂はく、根なり。　卽ち定地の淨色なり。
恒に同分にして缺くること無く、　障の細・遠等を取る。

論じて曰はく、此の言は、唯天の眼・耳の根に因る。卽ち四靜慮の所生の淨色なり。謂はく、光と聲とを緣じて加行を修するが故に、四靜慮に依りて、眼・耳の邊に於いて、彼の地の微妙の大種の所造の淨色と、淨色の眼・耳二根とを引起して、色を見、聲を聞く。〔之れを〕天眼〔天〕耳と名づくるなり。

天と名くる所以

是の如きの眼・耳を何が故に天と名づくるや。

體卽ち是れ天なり。定地に攝するが故なり。

天眼・天耳の三種

然るに、天眼〔天〕耳の種類に三有り。一には[一七七]修得の天の〔眼・耳〕、卽ち前に說くが如し。二には[一七八]生得の〔天眼・耳〕謂はく、天中に生ずるもののなり。三には[一七九]似天の〔天眼・耳〕謂はく、餘の趣に生ずるもののなり。勝業等の引生する所となるに由りて、能く遠く見聞すること天の眼・耳に似たればなり。[一八〇]藏臣寶と菩薩と輪王と諸の龍と鬼神と及び中有と等の如し。

べ、第三句は明の眞と假とを明し、第四句は無學のみ三明ありて有學に非ざるを明す。

【一三五】宿住智證明。宿世のことを知る智。六通中の第五位無學の成ずる宿住隨念智證通なり。

【一三六】死生智證明。六通中の第二位、無學の成就せる天眼智證通なり。未來の有情の此に死し彼に生ずることを知る智。

【一三七】漏盡智證明。煩惱の盡くるを知る智。無學の成ずる六通中の第六位なり。

【一三八】三際の愚とは前際・後際中際、卽ち三世の生死の痛苦に無癡にして迷へること。

【一三九】中際とは現在のこと。現在の苦事に迷ひ樂と想ひ居る愚を斷ず。

【一四〇】最後は云云。最後の漏盡明は六通を體とし又は十智を體として無漏に通じ、眞の無學法たるべしと雖も、餘の二を無學明といふは假說にして、其の體は有漏の非學非無學法なり。唯無學の心中に起るが故に、無學法と假說するに過ぎず。

【一四一】前の二とは三明中の前二卽ち宿住及び死生の二なり。

【一四二】婆沙卷一〇二、特に卷一〇三(毘曇部十二、七二頁以下)舊譯二〇、二九頁以下、正

特に、佛の化主たる場合

此れは但だ餘〔の有情〕を說く。佛は則ち爾らず。佛の諸の定力は最も自在なるが故に、所化の語と倶時ならざるをう容く、言音の詮はす所も亦た別なること有るをう容ければなり。

發語心と化心

〔問ふ〕(一七一)發語の心の起るときは化心は既に無し。〔爾れば〕化身も應に無かるべけん。如何にして語するや。

〔答ふ〕先づ願力に由りて所化の身を留めて、後に餘心を起して語表業を發す。故に化と語との二心は倶ならずと雖も、而も化身に依りて亦た語を發することを得るなり。

化主の留命

唯化主の命の現在する時にのみ能く化身を留めて久時に住せしむるのみに非ずして、亦た住して命終の後にも至らしむることあり。即ち(一七二)尊者大迦葉波の骨鎖の身を留めて、慈尊の世に至るが如し。唯堅實の體のみ久しく留ることを得可きが故に、迦葉波は肉等を留めず。

異說

有餘師の說く、「願力の身を留むること、必ず能く死後に至らしむること有ること無し。(一七三)飲光尊者の骨鎖の身を留むることは、諸の天神の持して久住せしむるに由りてなり」と。

初習業位と成滿位の別

初習業者は、多くの化心に由りて方に能く一の所化の事を化生し、習の成滿する者は、一の化心に由りて化せんと欲するに隨ひて、多少の化事を生ず。

能變化心の得・性分別

十四變化心の得及び性

是の如きの十四の能變化の心は、皆是れ修得にして、無記性の攝なり、即ち是れ通果無記に攝するの義なり。

餘の能變化心

餘の生得等の能變化の心は、善・不善・無記の性に通じて攝む。天龍等の能變化の

故に單に色をのみ緣ずるとは限らざらんとなり。

【二九】邪見を等收す。

【三〇】若し爾らばとは、第二定以上には眼識も耳識もなし。然らば此の二通は四靜慮に依ると說く可からず。

【三一】品類足論卷六、(大正二六、七一三頁下)には「通達者、謂、善慧」とあり。參照。

【三二】婆沙卷一〇二(毘曇部十二、六六頁以下)、舊譯卷二〇、二九四頁中、正理卷七六、光記卷二七、四一二頁下以下參照)。

【三三】契經とは雜阿含三十一、第八八四—八八五經(大正二、二二三頁中)。

【三四】

(45b) 〔tisro vidyā, avidyāyā〕 pūrvāntādau nivartanāt.

(46) 〔aśaikṣy antyā tadākṣye tu dve tatsaṃtānaje yadā〕

slob la ḥdod de ma rig daṅ

bons rgyud phyir na ma rig bśad.

舊譯——

三明得前際、等無明對治、最後無學二、同名彼續生、於學不說明、續有無明故。

第一句は三明を列ね、並に自性を明し、第二句は六通の中唯三通を明と立つる所以を述

第四に五あり、謂はく、[一六四]各々自と下となり、理の如く、應に思ふべし。

能變化心の起る依

諸の果としての化心は、自と上地とに依る。必ず下に依ること無し。下地の定心は上果を生ぜず、勢力劣なるが故なり。

[一六五]第二定等の果としての下地の化心は、初定等の果としての上地の化心に對するに、依及び行に由りて、亦た勝と名づくることを得。

得定と得化心との關係

靜慮を得するが如く、化心も亦た然なり。果と所依とは倶時に得するが故なり。

變心化と出觀

[一六六]諸の靜慮より果の心化を起すに、此の心より必ず直ちに出觀する義なし。[一六七]謂はく、淨定より初の化心を起すに、此の後後の心は自類より起り、此の前前の念は自類の心を生じ、最後の化心は還つて淨定を生ず。故に、此れは二より〔生じ〕、能く二心を生ず。定の果の心の無記性の攝なるものが還つて定に入らずして、直ちに出づる義有るに非ず。門より入るものが還つて門より出づるが如し。

能化と所化との關係

所化事と能化心との關係

諸の所化の事は、[一六八]自地の〔化〕心に由る。異地の化心は餘地の化を起すこと無きが故なり。

所化の言と發語心

[一六九]〔所〕化の發する所の言は、通じて自と下とに由る。謂はく、欲と初定との〔能〕化の發する所の言あり。此の言は、必ず自地の心に由りて起り、上〔地〕の〔所〕化の語を起すは、初定の心に由る。上地に自ら表〔業〕を起す心無きが故なり。

能化主の語と所化の語との關係

若し一の化主が多くの化身を起さんに、要らず化主の語るとき諸の化身も方に語る。言音の詮表は一切皆〔化主と〕同じ。故に有る伽他に是の如き説を作す。

[一七〇]「一の化主の語する時は　諸の所化皆語り、
一の化主若し默すれば、　諸の所化も亦た然り。」

して、五通は止觀均等の定によつて發すものなり。故に無色定には依らず。同樣の理によりて未至定中間定にも依ること無し。

【一二四】唯自と下と云云。通の行らく處の境界は唯自地と下地とにして上地には通ぜず。

【一二五】行とは自地と下地とに行くこと、化とは自地と下地とに行くこと、化とは自地と下地との身語等を化作すること。（本節第五項參照）。

【一二六】是の故にとは四靜慮に依る五通は、自地と下地とより境とせざるが故に、四禪以上の無色地の他心等の境を取らずとなり。

【一二七】一と二と三との千とは、千とは小千世界、二千とは中千世界、三千とは大千世界にして、順次に聲聞と獨覺と佛との通の境なり。

【一二八】若し爾らば云云。若し天眼通が色をのみ緣ずと云はば、契經（增一阿含卷第四十二（大正二、七七六頁下）雜阿含卷第廿六、第六八四經（大正二、一八七頁上））に「死生智にて、有情が身・語・意の惡行を成就し當來に惡趣に生ずることを知る」と説くやの意。即ち死生智は天眼通のことなるに、今此の死生智即天眼通が身語意の惡行を知ると説くが

らざらんや。

釋答一　[158]衣と嚴具とは作れども成ぜざるが如し。

釋答二　[159]有るは說く、「色に在りては、唯二處をのみ化す」と。

[160]第五項　通の果たる能化所化

〔問ふ〕[161]化事を化作するは、即ち是れ通なりと爲んや。〔答ふ〕爾らず。云何んとならば、是れは通の果なればなり。

〔問〕此れに幾種有りや。差別は云何。

頌に曰はく、

(49)[a162]能化の心に十四あり。　(50)定の果は二より五に至る。
　所依の定の如く得す。　淨と自とより二を生ず。
(51)化事は自地に由る。　語通は自と下とに由る。
　化身と化主とは、　說必ず倶なり。佛には非ず。
(52)先づ願を立て、身を留めて、　後に餘の心を起して語す。
　死して堅き體を留むること有り。　餘は說く、留むる義無しと。
　初は多心にして、一の化なり。　成滿は此れと相違す。
(53)修得は無記の攝なり。　餘の得は三性に通ず。

能變化心
能變化の十四心

論じて曰はく、神境通の〔後起の〕果たる能變化心の力は、能く一切の化事を化生す。此れに十四あり、謂はく、根本四靜慮に依りて生ずるに差別有るが故なり。初靜慮に依るに[163]二の化心有り。一には欲界の攝の、二には初靜慮の〔攝の〕なり。第二靜慮に三の化心有り、二種は前の如く、二靜慮の〔攝の〕を加ふ。第三に四あり。

等を緣ずるも、無色定にては、此れ等を緣ずるに由なし。故に無色地によること無しとなり。

【一一九】諸有の宿住通を修せんとする者は、初め次前に滅せる心を觀じ、夫より漸漸に分位の差別を觀じ、老年より少年と逆觀し、遂に終りに生有の結生の心を觀し、次に中有の五蘊を觀じ、宿住通の加行成滿す。

【一二〇】淨居云云。宿住通に必ず曾て受領したることのある境を憶念す。然るに淨居天は聖者の生ずる天にして、凡夫の曾て生じたること無く、從つて受領したる事無き所なり。而も之を憶するは淨居天のことを聞くに依るとの意。

【一二一】無色より云云。無色界より欲色界に來り生ずるものは、宿住智を起さんとするには、靜慮によりて起せる宿住智が無色は緣ずること能はざるが故に、自已の次前の生を緣じて宿住智の加行とすべからず、故に、先づ他人の前滅の心を審かに察し、乃至其宿住を憶し、而して慣習して後、自の宿住をも憶念するなり。

【一二二】神境・天眼・天耳の加行は第四項第六項に詳し。

【一二三】又諸の無色云云。無色定は觀減じ止增す、之れに反

神境通

神境の名（第一句）

論じて曰はく、[153]毘婆沙の所説の理趣に依るに、「神といふ名の目けらるゝものは唯勝れたる等持のみなり。此〔の等持〕に由りて能く神變の事を爲すが故に。諸の神變の事を說いて名づけて境と爲すなり。」

神境の行の三種と三乘

此れに二種有り。謂はく、行ど及び化となり。

行に復た三種あり。一に[154]運身(gamana)。とは、空に乘りて行くこと、猶し飛鳥の如きを謂ふ。二に勝解(adhimokṣa)とは、極遠方に近の思惟を作せば便ち能く速かに至るを謂ふ。三に意勢(manojava)とは、極遠の方を心を擧げて緣ずる時、身は卽ち能く至るを謂ふ。此の勢ひ意の如くなるをもつて、意勢の名を得るなり。

此の三の中に於いて、意勢は唯佛のみなり。運身と勝解とは亦た餘乘にも通ず。謂はく、我が世尊は神通迅速にして、方の遠・近に隨ひて心を擧ぐる時卽ち至る。此れに由りて、[155]世尊は是の如きの說を作す。「諸佛の境界は不可思議なり」と。故に意勢行は唯世尊にのみあり、勝解は餘聖を兼ね、運身は並びに異生にもあり。

神境の化の二種

化に復た二種あり。謂はく、欲〔界〕と色界もの〔化〕なり。若し欲界の化ならば、外の四處なり、聲を除く。若し色界の化ならば、唯二あり。謂はく、色と觸となり。色界の中には、香・味無きを以っての故なり。

欲色界各四種の化

此の二界の化に各々二種有り。謂はく、自身と他身とに屬するものの別あればなり。

故に身が欲界に在りて化するものに四種有り。色に在りても亦た然り、故に總じて[156]八となる。

難

[157]若し生じて色〔界〕に在りて欲界の化を作さば、云何にしてか、香・味を成ずる失有

きは梵文及び舊譯にては、55頌となり居れり。從つて、第七項の頌文の註參照のこと。

【一二】神境智證通＝ṛddhi-viṣa-ya-jñāna-sākṣātkriyābhijñā は、舊に如意識境智證通慧と言ふ。

【一三】天眼智證通＝divya-cakṣ-uḥ-jñāna-sākṣātkriyābhijñā。は、舊に天眼智通慧といふ。

【一三】天耳智證通＝divya-śrot-ra-jñāna-sākṣātkriyābhijñā。は舊に天耳通慧と言ふ。

【一四】他心智證通＝para-cet-aḥ-paryāya-jñāna-sākṣātkriyābhijñā。は、舊に他心差別通慧といふ。

【一五】宿住隨念智證通＝pūrve-nivāsānusmṛti-jñānas ākṣātkriyābhijñā。は舊に宿住念通慧といふ。

【一六】漏盡智證通＝āsrava-kṣaya-jñāna-sākṣ ātkriyābhijñā。舊に、流盡通慧といふ。

【一七】解脫道の言云云。無間道の位迄は通を障へる不染無智の障有り。其の障を斷じ已りたる位が解脫道なれば、解脫道といふは障を離得せる意を表はすの意。

【一八】漸次に等。宿住智の加行時には自已の胎外の五位を憶念し、宿住通を起す。又宿住通を成滿せる位に於ては、彼此の方處を緣し、及び種姓

に、或は此れは能く正法を憎背するものと及び處中者とを引きて發心せしむるが故に、能く示し、能く導くを以て示導の名を得。又は、唯此の三のみ、佛法に於いて次いでの如く、歸伏し、信受し、修行せしむるが故に、示導の名を得。餘の三〔通〕は爾らず。

三示導中、敎誡の最勝なる所以

三の示導に於いて、敎誡は最尊なり。唯此れのみ定んで通に由りて成ずる所なるが故に。定んで能く他の利樂の果を引くが故に。謂はく、前の二導は、呪術も亦た能くす、但だ通にのみ由りて〔成ずるもの〕にはあらざるが故に決定に非ず。〔例へば〕呪術あり、[一四九]建馱梨と名づく。此れを持すれば便ち能く空に騰ること自在なり、復た呪術あり。[一五〇]伊刹尼と名づく。此れを持すれば便ち能く他の心念を知るが如し。敎誡示導は漏盡通を除きて餘は爲すこと能はず、故に是れ決定なり。又、前の二導は但だ他をして暫時廻心せしむること有るも、勝果を引くに非ず。敎誡示導は、亦た定んで他をして當の利益及び安樂の果を引かしむ、能く如實なる方便を以て說くが故に。是れに由りて、敎誡のみ最勝にして、餘は非らざるなり。

[一五一]第四項　特に、神境(神足)に就て

[一五二]「神境」(ṛddhi viṣaya)の二言は、何なる義に目くと爲さんや。

頌に曰はく、

(48)神の體は謂はく等持なり。　境は二あり。謂はく行と化となり。
行に三あり。意勢は佛なり。　運身と勝解とは通ず。
(49a)化に二あり、謂はく欲と色となり。　四と二との外處の性なり。
此れに各二種有り。　謂はく、自と他との身に似たり。

無色に依らざる所以を叙し、(第七句)七に諸進の加行を記し、八に前五通の境を縱橫に說明し、(第八・九・十句)九に五通と離染加行二得との關係を解き(第十一・十二句)十に六通と四念住との關係(第十三・十四)十一に六通の三性分別(第十五・十六句)を叙す。

(42) 〔ṛddhiśrotramanaḥpūrva-vāsacyutyupapatkṣaye jñānasākṣātkriyābhijñā〕ṣaḍvidhā, muktimārgadhīḥ.

(43) 〔cataśraḥ saṃvṛtijñāna[m]〕,— cetasi jñānapañcakam, 〔kṣayābhijñā〕b.dam yadvat. pañca dhyānacatuṣṭaye.

(44) svādhobhūviṣayābhijñā, 〔ucitā vairāgyalābhikāḥ〕, tṛtīyā smṛtyupasthāna trayam, dan po rdzu ḥphrul rna pa mig.

【45】 āvyākṛte śrotracakṣur-abhijñe, 〔śeṣitāḥ śubhāḥ〕.

舊譯——
如意成耳心、　宿住死生盡、
智證名通解、　六種、解脫智、
此四世俗智、　他心慧五智、
盡通慧如力、　餘五於四定、
自下地境通、　解、會悉離得、
第三三念處、　意成耳眼初、
天耳眼無記、　餘通慧皆善。
上の新譯中の第七・八句の如

なり。其の次第の如く、無學の位に攝する〔六通中の〕第五と〔第〕二と〔第〕六との通を以て其の自性と爲す。

六通の中にて唯三通を明と立する所以

六の中にて、三種を獨り明と名づくることは、次の如く、[138]三際の愚を對治するが故なり。謂はく、宿住智通は前際の愚を活し、死生智通は後際の愚を治し、漏盡智通は[139]中際の愚を治するなり。

無學明と名くる所以

此の三を皆無學明と名づくることは、倶に無學の身中に在りて起るが故なり。中に於いて、[140]最後は是れ眞なること有るべし。無漏に通ずるが故に、餘の二は假説なり。體は唯非學非無學なるが故なり。

有學の宿通死生通と（第 四 句）

有學の身中には愚闇有るが故に、[141]前の二有りと雖も立てて明と爲さず。暫時愚闇を伏滅すること有りと雖も、後還た蔽はるるが故に明と名づけざるなり。

第三項　三示導[142]

三　示　導

契經に説く、三種の[143]示導(prātihārya)有りと。彼れは六通に於いて何を以て體と爲すや。

頌に曰はく、

(47)　[144]第一と四と六とは導なり。　教誡導を尊と爲す。
　　定んで通に由りて成ずる所なり。　利樂の果を引くが故なり。

三示導の自性

論じて曰はく、三の示導とは、一には[145]神變示導(ṛddhiprātihārya)。二には[146]記心示導(ādeśanāprātihārya)、三には[147]教誡示導(anuśāsanīprāti hārya)なり。其の次第の如く、六通の中の第一と〔第〕四と〔第〕六とを以て其の自性と爲す。

示導の名義

唯、此の三種は、[148]所化の生を引きて初めて發心せしむること最も勝と爲るが故

起り、次に下中品の第四定起り、更に下上品と進みて最後に上上品の第四定に至る。此の上上品の第四定を便ち究竟と名くる意。

【一〇七】四際とは、際の類の義を顯す喩なり、即ち、一頌中の四句の分齊、或は一界の四海分齊と説くが如きは、皆、是れ種類相似の義を説けり。次に、實際とは、際の極の義を顯す喩なり。金剛實際といひ、諸法實際とて、所謂涅槃をいふが、こは皆是れ極の義を説けばなり。

【一〇八】皆得するに非ず云云。離染得とは、誰にても離染の時直ちに自在を得するをいふ。加行得はただそを得んと努力するによりて得するものをいふ。從つて離染しても直に此の法の自在を得するにはあらず。

【一〇九】婆沙一四一、（毘曇部十四、一四二頁以下）舊譯卷二〇、二九三頁下、正理卷第七六、光記卷二七、四一〇頁以下參照。

【一一〇】頌中には一に名を列ね第一・二・三句、二に六通と凡聖との關係を叙し、三に六通の所攝及び自性を叙し、（以上第四句四に六通と十智との關係を明し、第五・六句五に六通の依地を述べ、六に前五果の

故なり。

六通の三性分別

天眼・天耳の性　此の六通の中、天眼・天耳は無記性の攝なり。此の二の體は是れ眼・耳識と相應する慧なりと許すが故なり。

問　(一三〇)若し爾らば、寧ぞ四靜慮に依ると說くや。

釋　答　根に隨ひて說くが故に、亦た失有ること無し。謂はく、所依止の眼・耳の二根は四靜慮の力の引起する所なるに由りて、即ち彼の地の攝なるが故に四地に依る。通は、根に依るが故に四に依るとの言を說けるなり。或は「此れは通の無間道に依りて說けるなり。通の無間道は四地に依るが故なり」と。

餘の四通の性　餘の四通は、その性皆是れ善なり。

〔問ふ〕若し爾らば、何が故に(一三一)品類足に「通とは云何、謂はく、善の慧なり」と言へるや。〔答ふ〕彼れは多分に據り、或は勝に就きて說けるなり。

(一三二)第二項　三　明

三　明

(一三三)契經に說くが如し「無學の三明あり」と。彼れは六通に於いて何を以て性と爲すや。

頌に曰はく、

(45b)(一三四)第五と二と六とは明なり。　三際の愚を治するが故なり。
(46)後は眞なり。二は假說なり。　學は闇有れば明に非ず。

論じて曰はく、三明と言ふは、一には(一三五)宿住智證明([aśaikṣī] pūrve nivāsajñānasākṣātkriyāvidyā)。二には(一三六)死生智證明([aśaikṣī] cyutyupapāda jñānasākṣātkriyāvidyā)。三には(一三七)漏盡智證明([aśaikṣī] āsrava kṣayajñānasākṣātkriyāvidyā)

【一〇三】舊譯——
(40b) ṣaḍ ete pr[a]ntakoṭikāḥ,
(41) [tat ṣoḍhā, dhyānam antyam,
tat]sarvabhūmyanulomitam,
vṛddhikāṣṭhāgatam,
[buddhā[n]ā[m] aprayogām pra=
yogajāḥ].
六邊際定得、此六、最後定、隨順一切地、祉至增究竟、唯佛非行得。
無諍・願智・四無礙解の六の邊際定によりて得することを明す。一に總說し、二に邊際定の六種を明し、三に第四定を邊際定と名くる理由を明し、四に邊際定の名義を明し、五に六を得するにつきての佛と餘の聖者との差別を明す。

【一〇四】邊際靜慮の體云云。邊際定は無諍等の六を其の體とす。故に邊際定に六種を分つ。前の其體の六種とは、前の無諍と願智と四無礙解との六の中、詞無礙解は欲界初定に局るが故に之を除きて、代りに第四靜慮の最上品を邊際定として之を加へて六とするなり。

【一〇五】此れは云云。(第一に)欲界より有頂に至る十一地が因となりて第四定を引起し、又(第二に)增上して究竟に至るが故に名く。

【一〇六】專ら云云。第四定を修するに初めは下下品の第四定

大聲聞と麟喩と大覺とが極めて作意せざるときは、次の如く、能く[一二七]一と二と三との千の諸世界の境に於いて、行と化と等の自在の作用を起す。若し極めて作意すれば、次の如く能く二千と三千と無數との世界に於いて、「行と化との自在の作用を起すなり。」

五通の得と其現前

是の如きの五通にして、若し殊勝の勢用猛利なるもの有り、無始より來た曾て未だ得せざるものならば加行に由りて得す。

若し曾て慣習せるものにして、勝れたる勢用無きものと、及び彼れの種類とならば、離染に由りて得す。〔されど〕

若し起して現前するには皆加行に由る。佛は一切に於いて皆離染得にして、欲するに隨ひて現前し、加行に由らざるなり。

六通と四念住

六の中、前の三は唯身念住のみなり。但だ色をのみ緣ずるが故に。謂はく、神境は通じて四の外處の色・香・味・觸を緣じ、天眼は色を緣じ、天耳は聲を緣ずればなり。

問

[一二八]若し爾らば、何に緣りて、「死生智は、有情類が現身の中に身・語・意の諸惡行[一二九]等を成ずるに由り……と知る」と說くや。

釋　答

天眼通が能く此の事を知るに非ず。別の勝智者有り。是れは通の眷屬にして聖身に依りて起り、能く是の如く知る。是れは天眼通の力の所引なるが故に、通と合して死生智の名を立つるなり。

他心智通は三念住の攝なり。謂はく、受と心と法となり。心等を緣ずるが故なり。

宿住の漏盡と〔の二通〕は、四念住の攝なり。通じて五蘊と一切の境とを緣ずるが

するが、そのまゝ四無礙解の次第を說けるものとして、この次第の說明とせんが爲めなり。

【九九】即ち此一と二と多云云。「此の」とは上の所詮の「義」を指す。一と言ひ二と言ひ、乃至女等といふ義の別なる詞を緣ずとなり。此の中一とは單數のこと二とは兩數こと、多とは複數のこと、男とは男姓女とは女姓、等の所詮の詞を緣ずるなり。

【一〇〇】有る餘師は詞・辯共に言の上に無礙解を立つるも、其中に有りて、詞無礙解は一切の訓釋の言詞を云ひ、辯無礙解はその中に巧妙雄辯なる言說につきて名くる意。

【一〇一】算計云云とは、算語・名・句・文身を串習するを法無礙解の加行とし、佛語を串習して諸の法義を解するを義無礙解の加行とし、聲明・論言・詞の學即ち文法學問を串習するを詞無礙解の、因明論の宗・因・喩等の立破の道理即ち論理學辯論學を串習するを辯無礙解の加行とするとの意なり。

【一〇二】婆沙卷一七八（毘曇部十六、八　頁）同、卷一八〇（同上、一二二頁）舊譯卷二〇、二九三頁中以下、正理卷七六、四光記卷二七、四〇九頁中以下參照）

宿住通の加行

[一二九] 諸有の宿住通を修せんと欲する者は、先づ自ら審かに次前に滅する心を察し、漸く復た逆に此の生の分位の前前の差別を觀じて、結生の心に至り、乃至能く中有の前の一念を憶知するを、自の宿住の加行已に成ずと名づく。他を憶念せんが爲めにする加行も亦た爾なり。

次第順起と超起

此の通の初起は唯次第してのみ知るも、慣習して成ずる時には、亦た能く超えて憶するなり。

所憶の事

諸の所憶の事は要らず曾て領受せる所なり。[一三〇] 淨居を憶する者は昔、曾て聞くが故なり。

無色より欲界に生ぜるものの宿住通の加行

[一三一] 無色より歿して此に來生する者は、他の相續に依りて初めて此の通を起す。所餘のものは亦た自相續に依りて起すなり。

前三通の加行

神境等の前の三通を修する時には、[一三二] 輕と光と聲とを思ひて、以て加行を爲す。成じ已れば自在に所應に隨ひて爲す。故に此の五通は無色に依らざるなり。

前五通の無色に依らざることの第二釋

[一三三] 又、諸の無色は觀減じ止增す。五通は必ず止と觀との均しき地に依る。〔故に復た五通は無色に依らざるなり。〕未至等の地は此れに由りて已に遮す。

前五通の境

一、地に約しての說明

是の如き五通の境は、[一三四] 唯自〔地〕と下〔地〕となり。且らく、神境の如きは、隨ひて何の地に依るも、自と下との地に於いて[一三五] 行と化と自在なり。上に於いては然らず。勢力劣なるが故なり。餘の四も亦た爾なり。其の所應に隨ふ。

[一三六] 是の故に能く無色界の他心と宿住とを取りて二通の境と爲すこと無きなり。

二、廣的說明

卽ち此の五通は、世界の境に於いて、作用の廣狹、諸聖により不同あり。謂はく、

係を明にし、第五に施設足論の文を引證とし、第六に加行を說き、第七に四無礙解の俱伴得を明にす。

【九三】 無礙解。無礙解を舊には辯といふも譯ずることあり、尙、無礙解とは、無の所緣とする境に於て領悟し決斷して無礙自在となるの意なり。

【九四】 退轉すべからざる智とは一度得すれば退轉すること無き不動羅漢の智のこと。

【九五】 方とは四方或は諸方域の意にして、四方各國の言辭を緣じて無礙自在となるを第三詞礙解と言ふ。

【九六】 自在云云。任運自在なる定慧の二道有るに由りて、善く物機に應じて無滯礙の說をなし得となり。

【九七】 此の二とは義無礙、辯無礙の二をいふ。

【九八】 施設足論。舊譯、分別假名論とせり、之に從へば(一)名句文を緣ずるは法無礙解、(二)その義を緣ずるは義無礙解(三)文法語を緣ずるは詞無礙解(四)無滯の說と所依の道とを緣ずるは詞無解なりとなり。卽ちこゝに施設論引用の旨趣は、施設論の文が、先づ能詮の名・句・文等の法を起し、次いで其の義を取り、而して方に言說の無滯礙存りと

六　通

(45ᵃ)天眼・耳は無記なり。　餘の四通は唯だ善のみなり。

論じて曰く、通に六種有り。一には[一一]神境智證通、二には[一二]天眼智證通、三には[一三]天耳智證通、四には[一四]他心智證通、五には[一五]宿住隨念智證通、六には[一六]漏盡智證通なり。

六通と凡聖

六通の中、第六は唯聖のみなりと雖も、然も其の前の五は、異生も亦た得するを以て、總相に依りて說けば、亦た異生にも共ず。

六通の所攝と自性

是の如きの六通は解脫道の攝なり。慧を自性と爲す。沙門果の如し。〔頌の〕[一七]「解脫道」の言は障を出づるの義を顯はす。

六通と十智

神境等の四は唯俗智のみの攝なり。他心通は五智の攝なり。謂はく、法と類と道と世俗と他心となり。漏盡通は力の如く說く。謂はく、或は六〔智〕、或は十智なり。

六通の依地

此れに由りて已に漏盡智通は、一切地に依りて一切の境を緣ずることを顯はす。前の五通は四靜慮に依る。

特に、前五通が無色に依らざる所以としての加行

何に緣りて、此の五は無色に依らざるやといふに、初めの三は別に色を緣じて境と爲すが故に。他心通を修するには色を門と爲るが故に。宿住通を修するには[一八]漸次に分位の差別を憶念して、方に成ずることを得るが故に。成ずる時には能く處と姓と等を緣ずるが故に。無色地に依りては是の如き能無ければなり。

他心通の加行

諸有の他心通を修せんと欲する者は、先づ審に己が身・心の二相が前後變異し、展轉して相隨ふことを觀じ、後に復た審に他の身・心の相を觀ず。此れに由りて加行漸次に成ずることを得、成じ已りては自心の諸色を觀ぜずして、他の心等に於いて能く如實に知るなり。

六、光記卷二七、四〇八頁中以下然照。

【九一】舊譯——

(37b) de bzhin chos don ṅes thsig daṅ
spobs pa so sor yaṅ dag rig.

(38) grum ni go rims bzhin miṅ daṅ/
don daṅ ṅag la thogs med ṡes

〔caturthī yuktamuktā=bhi.lāpamārgavaśitvayoḥ〕

(39) 〔tadālambanaṃ vāg=mārgau
jñānāni nava sarvabhūḥ〕

don yaṅ dag rig beu ḥam drug, de ni kun nᵉ, gzhan kun rdzob.

(40) chos rig ḥdod daṅ bram gtan na, ṅag ni ḥdod daṅ daṅ po na, ma thsaṅ bar ni de thob med·

於ニ法義方言、巧辯ニ無礙解、
前三名義言、次第無礙解、
第四中理脫、於ニ言道自在、
此緣ニ言道境、九智一切地、
十或六義解、遍レ處餘世智、
於レ言欲初定、若不レ具未レ傳。

【九二】論じて云云。次下長行に七段あり。第一に名を列ね、第二に境と自性とを明にし、第三に體を明にし、第四に依地と及び其の十智に對する關

きが故に、名づけて邊と爲す。際(koṭi)の言は、類の義、極の義を顯はさんが爲めなり。[一〇七]四際(catuskoṭika)及び實際(bhūtakoṭi)の言を說くが如し。

聖者と六邊際定の得

佛を除きて。所餘の一切の聖者にあつては、說く所の六種は唯加行得にして、離染得に非ず。[一〇八]皆得するに非ざるが故なり。唯佛のみ、此れに於いて亦た離染得なり。諸佛の功德は初めの盡智の時に、離染に由るが故に一切を頓に得す。後時には欲するに隨ひて、能く引いて現前し、加行に由らず。佛世尊は一切法に於いて自在に轉ずるを以ての故なり。

第三節　佛と衆聖と異生とに共通する德

[一〇九]第一項　六　通

已に、前の三は唯餘の聖とのみ共〔通〕する德なることを辯ぜり。亦た凡にも共ずる德に於いて、且らく通を辯ずべし。

頌に曰はく、[一一〇]

(42) 通に六あり、謂はく、　神境と、天眼と耳と他心と
宿住と漏盡通となり。　解脫道なり、慧の攝なり。
(43)四は俗、他心は五なり。　漏盡通は力の如し、
五は四靜慮に依る。　(44)自と下地とを境と爲す。
聲聞と麟喩と佛とは、　二と三の千と無數となり。
未曾なるは加行に由る。　曾修なるは離染得なり。
念住は、初めの三は身なり。　他心は三なり、餘は四なり。

段有り。一に名を釋し、二に自在、界地、種姓、身等凡べて無諍に同じとし、唯所緣のみ廣說し、三に婆沙中の異說を掲げ、四に願智を起す相を敍す。

【八六】此の智の自性と地等。俗智を性となし、第四靜慮に依り、三州の不動種性の阿羅漢のみ起すことは、無諍と同じとなり。ただ無諍は、他の已に對して起す煩惱を緣じて之を起さざらしめんとするに反し、願智はいかなる對象に對するも、そを如實に了知せんと願求する點に於て無諍と異るものとす。

【八七】彼の因行とは無色界に入る因即ち無色定のこと。その無色定及び等流の寂靜なるを觀じて、無色の果を比知する即ち比量智なりとの意。婆沙論一百七十九、(毘曇部十六八八頁)、但し毘婆沙論には、二の有說あり、本論の毘婆沙者の說は第一有說なり、第二有說は現量智なりとせり。

【八八】田夫の類とは田夫等が芽を見て種を比知し、及び其の逆なる等の如しとの意。

【八九】邊際第四靜慮に關しては次の第四項を見よ。

【九〇】婆沙卷一八〇、(毘曇部十六、一一三頁以下)、舊譯卷二〇、二九三頁上、正理卷七

是の如きの所説の無諍行等は、

邊際定

頌に曰はく、

(40)[一〇三] 六は邊際に依りて得す。　(41)邊際に六あり。後の定なり。

遍く順じ、究竟に至る。　佛の餘は加行得なり。

論じて曰はく、無諍と願智と四無礙解との六種は、皆邊際定に依りて得す。

邊際定の六種

[一〇四] 邊際靜慮(prāntakoṭika dhyāna)の體に六種有り。前の六により詞〔無礙解〕を除きて、餘の邊際を加ふ。詞無礙解は彼れに依りて得すと雖も、體は彼の靜慮の所收に非ず。邊際の名は但だ第四靜慮に依るが故なり。

第四定を邊際と名くる理由

[一〇五] 此れは一切地の遍く隨順する所なるが故に、增して究竟に至るが故に、邊際の名を得す。

云何にして此れを遍く隨順する所と名づくるやといふに。

第一因の説明

謂はく、正しく此の靜慮を修學する時に、欲界の心より初靜慮に入り、次第に順入して乃ち有頂に至る。復た有頂より、無所有に入り、次第に逆入して、乃ち欲界に至る。復た欲界より次第に順入し、展轉して、乃ち第四靜慮に至るを、一切地の遍く隨順する所と名づく。

第二因の説明

云何にして此れを增して究竟に至ると名づくるか。

謂はく、[一〇六] 專ら第四靜慮を修習するとき、下より中に至り、中より上に至り、是の如き三品に復た各三を分ちて、上上品の生ずるを究竟に至ると名づく。是の如きの靜慮に邊際の名を得するなり。

釋名

此の中の邊(anta)の名は、無越の義を顯はす、勝れたること此れに越ゆるもの無

舊譯——世俗智無諍、後定不壞法、人道生未生、欲有類惑境。

【七九】煩惱の諍云云。諸の有情類の諍に三種あり、蘊の諍、言の諍、煩惱の諍なり。蘊の諍とは死を謂ひ、言の諍とは鬪を謂ひ煩惱の諍とは百八煩惱を言ふと。

【八〇】樂通行とは四根本定は一般に止觀均等にして諸功德を發すに大なる勞苦を要せず。故に樂通行と名く。第四定は亦、此の中に於て最も勝るが故に能く無諍の所依と爲るなり。

【八一】有事の煩惱とは修所斷の煩惱なり。即ち自相の惑を緣じて起るなり。

【八二】無事の惑とは見所斷の惑なり。こは迷理の惑なる上に、內面的惑にして、個々を緣じて生ずるよりも、凡てを總じて緣ずる惑なるが故に無淨行の所緣とならずとなり。

【八三】婆沙卷一七八―一七九(毘曇部十六、七九頁以下)、舊譯卷二〇、二九三頁上、四理卷七五、光記卷二七、四〇七頁下以下參照。

(37a) [tathāpi praṇidhijñānam, sakal]ālambanam tu tat.

【八四】舊譯——願智亦如ㇾ此、但緣二一切境一。

【八五】論じて云云。長行に四

辯無礙解は九智の所攝なり。謂はく、唯滅〔智〕をのみ除く。說と道とを緣ずるが故なり。

四無礙解の次第　[九七]此の二は通じて一切の地に依りて起る。謂はく、欲界乃至有頂に依る。辯無礙解は說と道との中に於いて、隨ひて一を緣ずるに皆起ることを得と許すが故なり。

施設論の説　[九八]施設足論に此の四を釋して言はく、「名と句と文と、此の所詮の義と、[九九]卽ち此一と二と多と男と女と等の言の別と、此の無滯の說と及び所依の道とを緣じて退轉無き智に、次の如く、法と義と詞と辯との無礙解の名を建立す」と。

此れに由りて、四種の次第を顯成す。

異説　[一〇〇]有餘師の說く、「詞は謂はく、一切訓釋の言詞なり。說いて變礙有るが故に、名づけて色等と爲すと言ふこと有るが如し。辯は謂はく、展轉して言の滯礙すること無きなり」と。

四無礙解の加行

有説　傳說すらく、「此の四無礙解の生ずることは次の如く、[一〇一]算計(gaṇita)と佛語(buddhavacana)と聲明(śabdavidyā)と因明(hetuvidya)とを慣習するを前の加行と爲す。若し四處に於いて未だ善巧を得ざれば、必ず無礙解を生ずること能はざるが故なり」と。

正義　理實には、一切無礙解の生ずることは、唯佛語を學するをのみ能く加行と爲す、

四無礙の得　是の如く、四種の無礙解の中、隨ひて一を得する時は必ず具さに四を得す。四を具せざるを名づけて得すと爲す可きに非ざればなり。

四無礙解の種性・依身　此の四の所緣と自性と依地とは、前の無諍と差別あること是の如し。種性と依身とは、諍に說くが如し。

[一〇二]

第四項　邊際靜慮と無諍行等

---

(35) chos gzhan slob dań thun moń min(?yin)/ kha cig so soḥi skye bo dań/ ñon moṅs med dań smon nas śes/ so so yań dag rig mnon sogs.

舊譯——有餘佛法共弟子及凡夫、無諍及願智、無礙解等德。

【七六】無諍と願智云云。是等の德目を大體に分類すれば二種となる、二乘の聖者のみと共通するものと、凡夫にも通ずるものとなり。前者は無諍、願智、四無礙解の三德にして、後者は通卽ち六神通以下の諸德なりとす。

【七七】婆沙卷一七九、(毘曇部十六、九〇頁以下)舊譯卷二〇、二九三頁上、正理卷七五、光記二七、四〇七頁下參照。

【七八】頌に曰く云云。無諍行を明にする段にして、第一句は其體を明にし、第二句は依地と種性を明にし、第三の前半は依身を明にし、其以後は功用を明にしたるものとす。

(36) saṃvṛtijñānam araṇā, dhyānāntye, 'kopyadharmaṇaḥ.
〔nṛjānutpannakāmāptasavasturaṇagocarā〕.

義は十と六となり。辯は九なり。　皆一切の地に依る。
但だ得すれば必ず四を具す。　餘は無諍に說くが如し。

四無礙解

[九二]論じて曰く、諸の[九三]無礙解は總じて說くに四有り。一には法無礙解(dharma-pratisaṃvid)。二には義無礙解 (artha-pratisaṃvid)。三には詞無礙解 (nirukti-pratisaṃvid)。四には辯無礙解(pratibhāna saṃvid)なり。

四無礙解の境と自性

此の四は、總じて說くに、其の次第の如く、名と義と言と、及び說・道とを緣じ、[九四]退轉すべからざる智を以て自性と爲す。謂はく、無退智が、能詮の法の名・句・文身を緣ずるを立てて第一と爲し、所詮の義を緣ずるを立てて第二と爲し、[九五]方の言詞を緣ずるを立てて第三と爲し、正理に應ずる無滯礙の說を緣じ及び[九六]自在の定と慧との二道を緣ずるを立てて第四と爲すなり。

特に法詞無解の體等

此れは則ち總じて無礙解の體を說き、兼ねて所緣を顯はせるなり。

中に於いて、法と詞との二無礙解は唯俗智の攝なり。名身等と及び世の言詞との事の境界を緣ずるが故なり。

依地及び其の十智との關係

法無礙解は通じて五地に依る。謂はく、欲界と四靜慮となり。上[の無色]地に於いては名等無きを以ての故なり。

詞無礙解は唯二地に依る。謂はく欲界と初靜慮となり。上地に於いては尋・伺無きを以ての故なり。

特に、義・辯無礙解の體等

義無礙解は十[智]と六智とに攝す。謂はく、若し諸の法を皆名づけて義と爲すときは、義無礙解は則ち十智を攝し、若し唯涅槃をのみ名づけて義と爲さば、義無礙解は則ち六智に攝す。謂はく、俗と法と類と滅と盡と無生となり。

じ已り、二乘と別なること。
【六六】外境の化とは曾てあらざりし物を生ずること。變とは石等を黃金等に變化せしむること。住持とは長き間生存せしむること。
【六七】衆相とは三十二大人の相のこと。
【六八】隨好とは八十隨好相のこと。
【六九】大力とは那羅延力。此卷の初參照。
【七〇】四種とは、永く、地獄と餓鬼と畜生と生死との四種より解脫せしめ、又、能く人天等の善趣と聲聞と圓覺と佛との四種を安置せしむ。
【七一】不空の果とは、佛を見る時、必ず得果せしむるを言ふ。
【七二】薄伽梵とは、增一含卷二十四(大正二、六七八頁上)參照。
【七三】舊譯——若人當來世、於レ佛行ニ少善ー、受ニ諸天生ー已、必得ニ不死足ー。
【七四】舊譯卷二〇、二九二頁下以下、正理卷七五、光記二七、四〇七頁以下參照。
【七五】共の功德云云。前章には佛獨特の功德を說きたるが、此章にては他の聖衆又は凡夫にも通ずる、所謂共德を明にするなり。

第二項　願　智[83]

無諍を辯じ已れり。次に願智(pariṇidhijñāna)を辯ぜん。

願智

頌に曰はく、

(37α)[84] 願智は能く遍く緣ず。　餘は無諍に說くが如し。

釋名

[85] 論じて曰はく、願を以て先と爲し、妙智を引きて起して、願の如く了ずるが故に、願智と名く。

[86] 此の智の自性と地と種性と身とは、無諍と同じ。但だ所緣のみ別なり。一切の法を以て所緣と爲すが故なり。

毘婆沙の異説

毘婆沙者は是の如きの言を作す。「願智は無色を證知すること能はず。[87] 彼の因行及び彼の等流の差別を觀ずるが故に、知る、[88] 田夫の類の如くなることを」と。

願智を起す相

諸有の此の願智を起さんと欲する時は、先づ誠願を發して彼の境を知ることを求め、便ち[89] 邊際第四靜慮に入り、以て加行と爲す。此より無間に入る所の定の勢力の勝劣に隨ひて、先の願力の如く正智を引き起して、所求の境に於いて皆な如實に知るなり。

[90] 第三項　四無礙解

已に願智を辯ぜり。無礙解(pratisaṃvid)とは、

頌に曰はく、

(37δ)[91] 無礙解に四有り。　謂はく、法と義と詞と辯となり。

(38) 名と義と言と說・道とに　退無き智を性と爲す。

(39)(40α) 法と詞とは唯俗智なり。　五と二との地を依と爲す。

じく刹帝利種、拘樓孫佛、拘那含佛、迦葉佛は婆羅門種、姓につきては、喬答摩姓即ち今釋迦佛の姓にして、迦葉波姓、即ち第六過去佛の姓なるが如し。

【五八】 無師智＝anupadiṣṭa-jñāna。三十四心の位に有漏無漏の智を無師にして證せること。

【五九】 一切智＝sarvatra-jñāna とは一切諸法の體又は自相を知り、或は眞理を證する智なり。

【六〇】 一切種智＝sarvathā-jñāna、とは一切諸法の用の別を知り、又は諸法の共相を知り、或は俗事に達する智なり。

【六一】 無功用智＝ayatna-jñāna。とは佛の智の加行を起さずして任運に發すること。

【六二】 一切煩惱斷＝sarva-kleśaprahāṇa。は一切煩惱を斷じて擇滅を得するなり。

【六三】 一切定障斷＝sarva-samādhi-samāpatty-āvaraṇa-prahāṇa。は、不染汚無知を斷じて非擇滅を得することなり。

【六四】 畢竟斷＝atyanta-prahāṇa。煩惱障と定障とを斷じ已りて不退なること。

【六五】 并習斷＝sa-vāsanā-prahāṇa。單に煩惱を斷ずるのみならず、并せて習氣をも斷

異生と共にす。

第二節　佛と他の衆聖と共通する功徳

[七七]第一項　無諍

前の三門の中にて、且らく無諍を辯ずべし。

[七八]頌に曰はく、

(36)無諍は世俗智なり。　後の靜慮なり。不動なり。
三洲なり。未生の　欲界の有事の惑を緣ず。

無諍

釋名　論じて曰はく、無諍(araṇā)と言ふは、謂はく、阿羅漢が有情の苦の煩惱に由りて生ずることを觀じて、自ら己身が福田中にて勝るるものたることを知り、他の煩惱が、復た己を緣じて生ぜんことを恐れ、故思して是の如きの相の智を引發す。「此の方便に由りて、他の有情をして己身を緣じて貪・瞋等を生ぜざらしめん」と。此の行は能く諸の有情類の[七九]煩惱の諍を息むるが故に、無諍の名を得す。

無諍の體　此の行は但だ俗智をのみ以て性と爲す。

所依　第四靜慮を其の所依と爲す。[八〇]樂通行の中にて最も勝れたりと爲すが故なり。

無諍と羅漢　不動の應果のみ能く起して、餘には非ず。餘は尙ほ自ら惑を起すことすら防ぐこと能はず。況んや能く他身の煩惱を止息せんや。

依身及び所緣　此れは唯三洲の人の身にのみ依止し、欲〔界〕の未來の[八一]有事の煩惱を緣ず。他の煩惱は已を緣じて生ずること勿きが故に。諸の[八二]無事の惑は遮防す可からず、内に起りて應に隨つて總じて境を緣ずるが故なり。

濟は實際に於て實現せらるれど、悲は專ら希望を主とす。

【五三】　平等と不等。大悲は平等に三界一切の有情の苦を拔き、悲は不平等にして唯だ欲界の有情の苦をのみ拔く。

【五四】
(34) sāṃbhārdharmakāyā-
　bhyāṃ
jagataś cārthacaryayā
samatā sarvabuddhānāṃ,
nāyurjātipramāṇataḥ.

舊譯――
由資糧法身、　及行他利益、
一切佛平等、　非壽姓量等。

諸佛は三事によりて相等しきこと、四事等によりて差別あることを說明す。十八不共法を明すに因んで說ける文なり。

【五五】　資糧とは大悲を引起する資糧の意にして、三無數劫中に集めたる廣大なる福德と智慧との二をいふ。舊譯には一、因圓滿平等、由昔行福智慧資糧同圓滿故とあり。

【五六】　法身云云は、舊譯には二、果圓滿平等、由所得法身同具足成就故とあり。ここに法身といふは、戒、定、慧、解脫、解脫知見の所謂五分法身をいふ。

【五七】　諸佛の壽の殊りとは、諸佛の壽の或は一百年なるあり、乃至或は二萬歲なるあり等をいふ（長阿含經卷第一、過去七佛の壽參照）、次の種は、毘婆尸佛、尸棄佛が釋迦と同

寶山の如くなることを顯はす。

佛の福田と信・不信の果

諸の愚夫有り、自ら衆德に乏しきものは、是の如き佛の功德山と及び所說の法とを聞くと雖も、信重すること能はず。〔然るに〕、諸の有智者は、斯の如く說くを聞きて信重の心を生じ、骨髓に徹す。彼れは一念の極信の重心に由りて無邊の不定の惡業を轉滅し、殊勝なる人天の涅槃を攝受するなり。故に如來の世に出現するや、諸の智者に無上の福田と爲ると說く。之れに依りて[七一]不空と可愛と殊勝と速疾と究竟との〔五〕果を引生するが故なり。[七二]薄伽梵の自ら頌を說いて言ふが如し。

[七三]若し佛の福田に於いて　能く少分の善を植うれば、
初めに勝善なる趣を獲し、　後には必ず涅槃を得。

第六章　佛と凡・聖と共通なる功德

[七四]第一節　總　說

佛と凡聖との共德

已に如來の不共の功德を說きつ。[七五]共の功德を今當に辯ずべし。頌に曰はく、

(35)復た餘の佛法有り。　餘の聖と異生とに共ず。
謂はく、無諍と願智と　無礙と等の德なり。

衆聖と共通のもの

論じて曰はく、世尊に復た無量の功德あり。餘の聖者及び異生と共にす。謂はく、[七六]無諍と願智と無礙解と通と靜慮と無色と等至と等持と無量と解脫と勝處と遍處等となり。其の所應に隨ふ。謂はく、前の三門は唯餘の聖と共にし、通と靜慮等は亦

凡夫とも共通のもの

---

saṃbhārākāragocarāt samatvād adhimātratvān, nānākaraṇam aṣṭadhā].

舊譯――大悲世俗智、由₂資糧行相、境平等最上₁、差別有₂八種₁。一に體を明し、二に立名の根據を明し、三に二乘共有の悲と佛の大悲とには八因の差別あるを明す。

【四五】共有の悲とは佛が聲聞等と共有してある悲心のことにして、そは無瞋を體とし、唯欲界の有情を緣じて苦苦の行相を爲すのみにして、壞苦、行苦にまで及ぶ能はず。佛の大悲は俗智なるを以て一切に及び得となり。

【四六】大悲は俗智にして卽ち無癡を體とすれば、普通の悲は無瞋を體となす。

【四七】三苦と一苦。大悲は三苦を行じ、悲は苦苦の一苦のみを行ず。

【四八】三界と一界。大悲は三界を緣じ、悲は一界を緣ず。

【四九】第四靜慮と云云。大悲は第四禪により、悲は四靜慮全體による。

【五〇】唯だ佛と云云。大悲は唯だ佛身により、悲は二乘身による。

【五一】有頂と云云。大悲は有頂を離することによりて證得し、悲は欲界を離して證得す。

【五二】事成と希望。大悲の救

一、智圓德　智圓德に四種有り。一には[五八]無師智、二には[五九]一切智、三には[六〇]一切種智、四には[六一]無功用智なり。

二、斷圓德　斷圓德に四種有り。一には[六二]一切煩惱斷、二には[六三]一切定障斷、三には[六四]畢竟斷、四には[六五]并習斷なり。

三、威勢圓德　威勢圓德に四種あり。一には[六六]外境の化と變と住持とに於ける自在の威勢なり。二には壽量を若くは促め若くは延ばすことに於ける自在の威勢なり。三には　空と障と極遠とに於いて、速かに行じ、小大相入する自在の威勢なり。四には世間の種種の〔物〕の本性をして法爾に轉じて〔前より〕勝ならしむる希奇なる威勢なり。

威勢圓德に復た四種有り。一には化し難きを必ず能く化すること。二には難に答へて必ず疑を決すること。三には敎を立つれば必ず出離せしむること。四には、惡黨を必ず能く伏することなり。

四、色身圓德　色身圓德に四種有り。一には[六七]衆相を具し、二には[六八]隨好を具し、三には[六九]大力を具し、四には內に身骨堅きこと、金剛に越え、外に神光を發すること、百千の日に踰ゆることなり。

特に恩圓德の四種　後の恩圓德にも亦た四種有り。[七〇]謂はく、永く三惡趣と生死とを解脫せしめ、或は能く善趣と三乘とを安置せしむ。

如來の圓德の無邊　總じて如來の圓德を說けば是の如し。若し別して分析せば則ち無邊なることあり。唯佛世尊のみ能く知り能く說くも、要ず命行を留めて多く大劫阿僧企耶を經て說くにより乃ち盡くことをう可きものなり。

是の如きは則ち佛世尊の身の、具さに無邊の殊勝奇特の因果の恩德有ること、大

遍趣行智力と同じ。

【三九】　婆沙卷三一（毘曇部八、一六七頁以下）舊譯卷二〇、二九二頁上、正理卷七五、光記卷二七、四〇六頁上以下參照。

【四〇】　頌は初句は三念住の體を明し、第二句は其所緣を明す。

(32b)〔smṛtisamprajñānātmakaṃ trayam〕.

舊譯——

三念念慧性。

【四一】　唯だ佛のみ云云。諸大聲聞も一應は三念住約修養を積めるも、習氣までは斷じ得ざるを、獨り佛陀のみは之をも斷ずるが故に不共佛法となすとなり。

【四二】　或は諸の云云。諸の弟子は佛を師とし、佛は多の弟子を有す。然るに此等の弟子の順・違・俱非等ありとも歡・感ともに無きは希奇と云ふべし。之に反して諸の聲聞には諸の弟子あるに非ざれば、隨つて此等の順違等のことなし、故に聲聞に歡感無きは敢て奇とするに足らずとなり。

【四三】　婆沙卷三一（毘曇部八、一六三頁以下）、舊譯卷二〇、二九二頁上、正理七五、光記卷二七、四〇六頁中以下參照。

【四四】

(33b)〔mahākṛpā saṃvṛtidhīḥ

故に、三には利他の等しく究竟するに由るが故に。

諸佛の差別する四因
一、壽異
二、種異
三、性異
四、量異

壽と種と姓と身量と等の殊るに由りて、諸佛を相望すれば、差別有る容し。

[五七]壽異るとは、佛の壽に短長有ることを謂ひ、種異るとは、佛は刹帝利（kṣatriya）と、婆羅門（brahmana）との種に生ずるを謂ひ、姓異るとは、佛は喬答摩（Gautama）・迦葉波（Kāśyapa）等を姓とすることを謂ひ、量とは、佛身に小大あることを謂ふなり。「等」の言は、諸佛の法が住することの久なると近なるとあること等を顯はす。

是の如く異有るは、出世の時の所化の有情の機宜の別なるに由るが故なり。

佛の三種の圓德

諸の有智者は、如來の三種の圓德を思惟して深く愛敬を生ず。

其の三とは何といふに、

一には因圓德（hetusaṃpad）、二には果圓德（plalasaṃpad）、三には恩圓德（upakārasaṃpad）なり。

特に因圓德の四種

初めの因圓德に復た四種あり。一には無餘修（sarvaguṇajñānasaṃbhārābhyāsa）、福德と智慧との二種の資糧を修して遺ること無きが故なり。二には長時修（dīrghakālābhyāsa）、三大劫阿僧企耶を經て修するに倦むこと無きが故なり。三には無間修（nirantarābhyāsa）、精勤勇猛にして刹那刹那に修し廢すること無きが故なり。四には尊重修（satkṛtyābhyāsa）、所學〔の法〕を恭敬して〔身命を〕顧惜する所無く、修するに慢無きが故なり。

特に果圓德の四種

次に果圓德に亦四種有り。一には智圓德（jñānasaṃpad）、二には斷圓德（prahāṇasaṃpad）、三には威勢圓德（prabhāvasaṃpad）、四には色身圓德（rūpakāya-saṃpad）なり。

---

bon pa gñis pa bdun pa bzhin.
舊譯—無畏有二四種、前二初十力、後二第二七。

【三四】經とは增一阿含卷第四十二第四經（大正二、七七六頁中以下參照）。

【三五】正等覺無畏とは、我は正等覺者なりとの大自覺ありて、他に非難せらるるも畏ることなきをいふ。その體は處非處智力と同じく十智を性とす。

【三六】漏永盡無畏とは我は煩惱を永盡したりとの大自覺を有して若し外が難じて、汝は正等覺に非ずと言ふとも如理に釋明することを得て怖畏無きをいふ。第十の漏盡智力と同じ。

【三七】說障法無畏とは諸弟子の爲めに、能障法を說き、染法は必ず障と爲ると說くに、若し外が染は能障に非ずと難ずることあるに遭ふとも、如理に釋明し得るが故に怖畏なきをいふ。第二の業異熟智力と同じ。

【三八】說出道無畏とは弟子の爲めに、三界能出の道を說き、如理に道を修すれば必ず苦を出づと說くに、若し外が道は出苦の法に非ずと難ずるに遭ふも、如理に釋明し得るが故に、恐るることなきをいふ、第

於いて行相を作すが故なり。三には所緣に由るが故に大なり。謂はく、此は緣じて三界の有情を以て所緣と爲すが故なり。四には平等に由るが故なり。謂はく、此は等しく一切の有情に於て利樂を作すが故なり。五には上品に由るが故に大なり。謂はく、最上品にして、更に餘の悲の能く此に齊しきもの無きが故なり。

二乘共有の悲と大悲との差別

此れと悲と異なることは八種の因に由る。一には自性に由る。[四六]無癡と無瞋と自性異なるが故なり。二には行相に由る。[四七]三苦と一苦と行相の異なるが故なり。三には所緣に由る。[四八]三界と一界との所緣の異なるに由る。四には依地に由る。[四九]第四靜慮と餘に通ずると異なるが故なり。五には依身に由る。[五〇]唯だ、佛と餘身に通ずるとの異有るが故なり。六には證得に由る。[五一]有頂と欲とを離れて證得することの異なるが故なり。七には救濟に由る。[五二]事成と希望と救濟に異あるが故なり。八には哀愍に由る。[五三]平等と不等と哀愍に異あるが故なり。

第六節　諸佛の同異並に佛の三德に就いて

已に佛の德は餘の有情のに異ることを辯ぜり。諸佛を相望むるに法は皆等しきや不や。

頌に曰はく、[五四]

(34)　資糧と法身と利他とに由れば、　〔諸〕佛は相似せり。
　　　壽と種の姓と量と等は、　　　　諸佛に差別有り。

諸佛の平等の三因

論じて曰はく、三事に由るが故に諸佛は皆等し。一には[五五]資糧(sambhāra)の等しく圓滿するに由るが故に、二には[五六]法身(dharmakāya)の等しく成辦するに由るが

が鉢羅塞建提(Praskandin 神名)の力となり、その神力の十倍が伐浪伽(Varāṅga 神名)の力となり、その神力の十倍が遮怒羅(Cāṇūra 神名)の力となり、その神力の十倍が即ち那羅延の力量なり。

【三八】有るは云云の第二說にては前の六は次次に十倍して增すこと前說の如きも、最後の遮怖羅の力は伐浪伽の力に十倍するも、尙、那羅延の力に比しては、其の半に過ぎずといふ意なり。

【三九】所說の中云云。佛の身力に就て種種の異說あれど、とにかく之を多大に計算する方が眞なりとなり。

【三〇】所觸の中の大種とは能造の大種(地水火風)をいふ。

【三一】有るは說く云云。こは、身力は所造の觸にして、而も普通の所造觸の七の外に別に特別の力の大種ありと云ふ。普通の所造觸とは滑・澁・重・輕・冷・饑・渴をいふ。力觸ありと。

【三二】婆沙卷三一、(毘曇部八、一五九頁以下)、舊譯卷二〇、二九一頁下、正理卷七五、光記二七、四〇五頁下以下參照。

【四三】
(32a) mi hjigs pa ni rnam pa bzhi ji ltar stobs ni daṅ pa daṅ

三念住の體　此の三は皆念と慧とを用つて體と爲す。

不共と名くる理由　〔問ふ〕諸の大聲聞も亦た弟子の順と違と倶との境に於いて歡・慼と倶とを離るるに、此れのみを何ぞ名けて不共佛法と爲すや。〔答ふ〕[四一]唯、佛のみ、此れに於いて習を併せて斷ずるが故なり。

論主の說　[四二]或は諸の弟子は如來に隨屬するをもつて、〔彼等の〕順と違と倶とあるときは、應に甚だ歡・慼すること有るべきに、〔而も〕佛は能く起さざることは、希奇と謂ふべきなり。諸の〔弟子〕は、聲聞に屬するに非ざれば、〔その順と違と倶とあるとき、歡・慼を〕起さずとも奇特には非ず。故に唯佛に在りてのみ、不共の名を得するなり。

[四三]第五節　大悲

大悲　諸佛の大悲には云何なる相の別ありや。

頌に曰はく、

(33) [四四]大悲は唯、俗智なり。　資糧と行相と境と
平等と上品との故なり。　悲と異ることは八因に由る。

大悲の體　論じて曰はく、如來の大悲は俗智を性と爲す。若し此れに異らば、則ち一切の有情を緣ずること能はず、亦た三苦の行相を作ること能はざること、[四五]共有の悲の如くなるべければなり。

大悲立名の根據　此の大悲の名は何の義に依りて立つるといふに、五義に依るが故に此れに大の名を立つ。一には資糧に由るが故に大なり。謂はく、大福德智慧の資糧の成辦する所なるが故なり。二には行相に由るが故に大なり。謂はく、此の力は能く三苦の境に

---

saṃdhiṣv anye, daśādhikam.
hastyādi-saptakabalaṃ, [spraṣṭavyāyatanaṃ eu tat]

舊譯――身那羅延力、或節節百骨、象等七種力、此觸入爲ㇾ性。

上に十の心力を擧げたる義便に乘じて佛の身力を敍せんと欲するものなり。第一句は身力の量を敍し、第二句は異說を敍し、第三句は那羅延の力量を敍し、第四句は身力の體を敍す。

【三四】　那羅延＝Nārāyaṇa、とは毘紐拏 Viṣṇu の一異名にして、世界觀的には之を宇宙の創造主と見る說もあれど、ここにては專ら之を大力神として說くなり。

【三五】　稱友は、大德とは譬喩者の上座なりと釋す。

【三六】　次第の如くとは、大覺の支節は相連ること龍の蟠結するに似、獨覺のは連鎖に輪王のは相鉤に相似たりとなり。

【三七】　十十に象等の云云。凡象(prākṛta-hastin)とは卽ち西方印度にて普通受用の象にしてこの象の力を十倍して香象(gandhahastin)一名好象とも言ひ、戰鬪用に供する勝れたる力を有する象のことの力となり。香象の十倍が摩訶諾健那(Mahā-nagna 神名)の力となり、その神力の十倍

盡無畏（āsrava-kṣaya-jñāna-vaiśāradya）。六と十との智の性なり。第十の力の如し。三には[三七]說障法無畏(antarāyikadharmavyākaraṇa-vaiśāradya)。八智を性と爲す。第二の力の如し。四には[三八]說出道無畏(nairyāṇika pratipadvyākaraṇa-vaiśāradya?)。九と十との智の性なり。第七力の如し。

無畏と智　如何にして智に於いて無畏の名を立つるやといふに、此の無畏の名は怯懼無きに目く、智有るに由るが故に、他を怯懼せざるなり。故に無畏の名は諸の智の體に目くるなり。

論主の義　理實には無畏は是れ智の所成なり。說いて體は卽ち是れ智とは言ふべからず。

第四節　三念住[三九]

佛の三、念住(smṛtyupasthāna)の相の別は如何。

頌に曰はく、

(32b)[四〇] 三念住は念慧なり。　順と違と倶との境を緣ず。

三念住　論じて曰はく、佛の三念住は、經に廣く說くが如し。**第一念住**　諸の弟子衆が一向に恭敬して能く正受行すれども、如來は之れを緣じて歡喜を生ぜず、捨てて正念正知に安住す、是れを如來の第一の念住と謂ふ。**第二念住**　諸の弟子衆が唯、恭敬せず正しく受行せざれども、如來は之れを緣じて憂慼を生ぜず、捨てて正念・正知に安住す、是れを如來の第二念住と謂ふ。**第三念住**　諸の弟子衆の一類は恭敬し能く正受行するも、一類は敬せず正受行せざれども、如來は之れを緣じて歡・慼を生ぜず、捨てて正念・正知に安住す、是れを如來の第三の念住と謂ふと。

下）に引用の同じ物語りを以て補ひつつ述べれば次の如し。佛嘗て或時舍利子と共に經行するに一鴿有り。鷹に逐はれて佛の邊に飛來す。佛經行して佛影の鴿を覆ふや、鴿の怖畏則ち除き鴿復た鳴かず。然るに舍利子の影至りて佛影過ぐるや鴿は又復た聲を作して戰怖す。仍りて舍利子の佛に白さく、佛と我と共に三毒を除く。何を以てか是の如くなるぞと。佛卽ち曰はく、汝、三毒を除くも尙習氣の殘ること有り。我れは則ち習氣も永く斷除せり。此に依りて然りと云云。尙佛は舍利子に命じて鴿の前生及び後生を觀ぜしめしも、舍利子は前後二際共に八萬大劫以上を觀ずること能はざりしと記せり。又婆沙一一〇（毘曇部十二、七〇頁）に、舍利子の前後際に至る智の佛の智に及ばざる義を論述せり。之等を併せ見るべし、但し、現存の阿含中には、ここに引用するが如き因緣を明示するもの見出さず。

【三八】　婆沙卷三〇（毘曇部八、一四八頁以下）、舊譯卷二〇、二九一頁中、正理卷七五、光記二七、四〇五頁上參照。

【三九】

(31) nārāyaṇaṃ balaṃ kāye,

異說一　有餘師の言はく、「佛身の肢節は一一に皆那羅延の力を具す」と。

異說二　[二五]大德法救の說く、「諸の如來の身力は無邊なり。猶し心力の如し。若し此れに異らば則ち諸佛の身は、無邊の心力を持すること能はざるべけん」と。

大覺・獨覺・輪王の力　大覺と獨覺と及び輪轉王との肢節は相連ること[二六]其の次第の如く、龍の蟠結すると連鎖と相鉤とに似たり。故に三を相望むれば、力に勝劣有るなり。

特に那羅延の力量　第一說　那羅延の力は其の量云何といふに、[二七]十十に象等の七の力を倍增す。謂はく、凡象と香象と摩訶諸健那と鉢羅塞建提と伐浪伽と遮怖羅と那羅延となり。後後の力は前前に增すこと十倍なり。

第二說　[二八]有るは說く、「前の六は十十に倍增して、那羅延の半身の力に敵す。此の力一倍して、那羅延を成ず」と。

世親の評取　[二九]所說の中に於いて、唯多なるが理に應ず。

佛身力の體　是の如き身力は觸處を性と爲す。謂はく、[三〇]所觸の中の大種の差別なり。

異說　[三一]有るは說く、「是れは造觸にして、七を離れて外に別にあり」と。

第三節　四無畏[三二]

佛の四無畏の相は云何。

頌に曰はく、

(32a)[三三] 四無畏は、次の如く、　初と十と二と七との力なり。

四無畏　論じて曰はく、[三四]佛の四無畏は、經に廣く說くが如し。一には[三五]正等覺無畏(samyak-sambuddha-vaiśāradya)。十智を性と爲す。猶し初の力の如し。二には[三六]漏永

道と苦と集と他心とには關係せず。ただ世俗と法と類と滅と盡と無生智の六のみより成立す。

【二九】第八第九とは、宿明智を第八といひ、無生智を第九といふ。

【三〇】習氣(Vāsanā)。習慣的餘性。

【三二】舍利子云云。舍利子は度を求むる人を捨すとの初の因緣は、賢愚經卷第四(大正四、三七六頁)によるに佛在世の時、一の長者尸利苾提といふもの有り。舍利子に就きて出家を求むと雖も、舍利子此人を見るに、餘りに老年にして學問と坐禪と衆事を佐助するとの出家に必要なる三事皆缺け資格無きを以て、捨して濟度せざりしが後、彼の人、佛に至りて法を獲、出家入道せり。其の出家のとき、長者は第二佛と稱せらるる舍利子が吾を度せざるに、佛が吾を度せし所以を怪しみ、佛にその所以を尋ねしに、佛は、舍利子と佛との過去修行積功の相違を述べ、舍利子は尙、法に自在たらざるものあるが故なることを明せり。

次の鷹の逐ふ所の鴿の因緣に就きては婆沙論八十三(毘曇部十一、三七頁)の「佛樂影現ず」の項にあり、大智度論卷第十一、(大正二五、一三八頁

〔頌の〕「或は」の聲は、亦た義に二途有ることを顯はす。〔謂はく〕若し[一八]但だ漏盡をのみ緣じて境と爲すと謂はば、六智なり。道と苦と集と他心とを除く。若漏盡の身の中の所得なりと謂はば、十智を性と爲す。

十力の依地と依身（七八句）

依地

已に自性を辯ぜり。依地の別を云はば[一九]第八と第九とは四靜慮に依り、餘の八は通じて十一地に依りて起る、欲と四靜慮と未至と中間と並びに四無色とを十一地と名くるなり。

依身

已に依地を辯ぜり。依身の別を云はば、皆贍部の男子の佛身に依る。

力の意義（第十句）

已に依身を辯ぜり。何故に力と名づくるやといふに、一切の所知の境の中に於いて智の無礙に轉ずるを以ての故に、名けて力と爲す。

十力は佛のみに依る

此れに由りて十力は唯佛身のみに依る。唯佛のみ已に諸の惑の[二〇]習氣を除きて、一切の境に於いて欲するに隨ひて能く知ればなり。餘は此れと相違するが故に力と名づけず。[二一]舍利子が度を求むる人を捨し、鷹の逐ふ所の鴿の前後二際の生の多少を觀知すること能はざりし等の如し。

[二二]第二項　佛の身力

佛の身力

是の如く、諸佛は遍く所知に於いて心力無邊なり。

云何んが身力なる。

頌に曰はく、

(31)[二三]身は那羅延の力あり。　或は節節皆然なり。
象等の七の十增す。　此れは觸處を性と爲す。

生身の力

論じて曰はく、佛の生身の力は[二四]那羅延(nārāyaṇa)に等し。

中・下の別有るを以て、其根性の者の智の優劣を辨別する智。

〔一〇〕種種勝解智力。舊譯は、種種欲智力。一切有情の意樂の千差萬別せるを如實に知る智。

〔一一〕種種界智力。舊譯は、種種性智力有情が無始以來數習し來り成ずる所の志性、隨眠・及び諸の法性等の種種の界の差別を如意に知る智。

〔一二〕滅智を除く所以は、上の四は凡て有爲を緣じて無爲を緣ぜざるを以てなり。

〔一三〕遍趣行智力。舊譯は、遍行道智力。一切諸行の必定して果に能く趣向すること〔能趣〕を其の中に於て如實に了知する知。

〔一四〕滅を除く。滅はただ所趣の果にして、能趣にあらざればなり。

〔一五〕宿住隨念智力。舊譯、宿住念智力。自他の過去宿世の曾事を如實に知る智力にして、曾更の事に隨ふ念の心所が強勝なるが故に隨念といふ。

〔一六〕死生智力。舊譯、同。有情が未來に此に死し彼に生ずる即ち死生する處趣等を如實に知る智力。

〔一七〕漏盡智力。舊譯、流盡。漏盡とは擇滅のこと。

〔一八〕但だ漏盡を緣じて云云。漏盡その者は滅なるを以て、

(28)(29)力の處、非處は十なり。　業は八なり、滅道を除く。
定と根と解と界とは九なり。　遍趣は九、或は十なり。
宿住と死生とは俗なり。　盡は六、或は十智なり。
(30)宿住と死生との智は、　靜慮に依る。餘は通ぜり。
贍部の男の佛身なり。　境に於いて礙無きが故に。

十力の名と體（初　六　句）

論じて曰はく、佛の十力とは、一には[六]處非處智力(sthānāsthāna jñāna-bala)なり、[こは]具さに如來の十智を以て性と爲す。

二には[七]業異熟智力(karma-vipāka-jñāna-bala)なり。[こは]八智を性と爲す。謂はく滅道を除く。

三には[八]靜慮・解脫・等持・等至智力 (dhyāna-vimokṣa-samādhi-samāpatti-jñāna-bala)。四には[九]根上下智力(indriya-parāpara-jñāna-bala)。五には[一〇]種種勝解智力(nānādhi mukti-jñāna-bala)。六には[一一]種種界智力(nānā-dhātu-jñāna-bala)なり。是の如きの四力は皆九智の性なり。謂はく、[一二]滅智を除く。

七には[一三]遍趣行智力(sarvatragāminī-pratipaj-jñāna-bala)なり。[頌の]「或は」の聲は、此の義に二途有ることを顯はす。[謂はく]若し但だ能趣をのみ緣じて境と爲すと謂はば、九智なり、[一四]滅を除く。若し亦た所趣をも緣じて境と爲すと謂はば、十智を性と爲す。

八には[一五]宿住隨念智力(pūrva-nivāsānusmṛti-jñāna-bala)。九には[一六]死生智力(cuty-upapatti-jñāna-bala)なり。是の如きの二力は皆俗智の性なり。

十には[一七]漏盡智力(asrava-kṣaya-jñāna-bala)なり。

---

gegu
[dhātau ca], pratipatsu[vā]
daśa, dve saṃvṛtijñāne,
ṣaḍ vā daśa vā kṣaye].

舊譯――
處非處十智、業力有二八智一、
定根欲性力、九智遍行道、
或十智、世智於二二一、六十滅、

(30) sñom gnas hehi hpho
skye bahi stobs /
bsam gtan dag na
sbag pa ni / sa rnam
kun la [kutas tasya]
balam avyāhatam yataḥ].

宿住退生力　於定所餘力
於二諸地一。云何、力由レ此無礙。

【六】處非處智力。舊譯は、處非處中智力道理に適ふこと、道理に適はざること卽ち是處と非處とを辨別する智力。それは有爲無爲、有漏無漏の一切法に通ず。

【七】業異熟智力。舊譯は、於業及果報中智力。如是の業は如是の果を招得すと知る智力。

【八】靜慮解脫。等持等至智力舊譯は、定解脫三摩提三摩跋提智力。四靜慮・八解脫・三三摩地・八等至等の力を如實に知る智力のこと。

【九】根上下智力。舊譯は、轉轉根智力。根とは信勤念定慧の五根にして、此五根が上

卷の第二十七〔分別智品第七の二〕[一]

本論第七　分別智品第二

第五章　佛十八不共法

第一節[二]　十八不共法とは何ぞや

是の如く、已に諸智の差別を辯ぜり。智所成の徳を今當に顯示すべし。中に於いて、先づ佛の不共の徳を辯ぜん。

十八不共法

且らく、[三]初めの成佛の盡智の位に、不共佛法を修するに十八種あり。何をか十八と謂ふや。

頌に曰はく、

(28a)[四] 十八不共法は、　謂はく、佛の十力等なり。

不共の意義

論じて曰はく、佛の十力と四無畏と三念住と及び大悲と、是の如きを合して名けて十八不共法と爲す。唯諸佛の盡智の時に於いてのみ修す。餘の聖の無き所なるが故に、不共と名く。

第二節　十力

第一項　佛の心力

且らく、佛の[五]十力の相の別は云何。

頌に曰はく、

【一】此の品は前卷〔第二十六卷〕に於て、十智の差別を、智そのものとして解明したるに對して、專らかくの如き智より得たる功德、換言せば智を體として成就せる功德を明にする段なり。

【二】婆沙卷三〇（毘曇部八、一五三頁以下）、舊譯卷二〇、二九一頁上、正理卷七五、光記卷二七、四〇三頁中以下參照のこと。

【三】初の成佛云云。菩薩が有頂の第九解脱道を修して、初めて盡智を得したる位に修する德にして、他の二乘の有せざる所なるが故に不共佛法と名く。

【四】

(28a) [buddhasyāveṇikā dharmā aṣṭādaśa balādayaḥ].

舊譯——十八不共得、佛法、謂力等。

【五】十力(daśabalāni)を明すに四段あり。初の六句は、その名と體とを明し、次の二句(第七八句)は、依地を明し、次の一句(第九句)は、依身を明し、最後の一句は力の意義を明したるものなり。

(28b) sthānāsthāne daśa jñānāny, aṣṭau karmaphale, [nava]

(29) dhyānādyakṣādhimokṣ=

といへるなり。

【一八六】然れども云云。盡智の初念に三界九地の一切の善法を得修すといふは、身が欲界に在りて初めて盡智を發する時のことにして、若し身が上地に生ずるときは下地の法を得修すること無し。例せば、初定に生じて阿羅漢を得せるものは、欲界の諸の有漏善を修せず、劣なるが故に、有頂に生じて阿羅漢を得せるものは、下八地の諸の有漏善を修せざるが如きなり。

【一八七】初めの盡智といへるは、有頂地を離るる第九解脫道のときと。前五種性の羅漢が練根する時の第九解脫道とに、前道を捨して初めて果を得することを意味すとなり。

【一八八】婆沙卷一六三（毘曇部十五、二〇六頁）舊譯卷一九、二九〇頁下、正理卷七四、光記二六、四〇二頁上以下參照。

【一八九】

(27) pratilambhaniṣevākhyā śubhasaṃskṛtabhāvanā,
[saṃvarasya pratipakṣa-vinirbhāvanābhāvanā].

舊譯――
得修及習修、　是善有爲修、
對法治、淨修、　有流諸法修。

【一九〇】各前後の二とは、無漏の有爲法は得修と習修との二有漏の染汚と無記との有漏法は對治修と除遣修との二ある意。婆沙一〇五（毘曇部十二、一二二頁以下參照）。

【一九一】防修(saṃvara-bhāvanā)。は舊に守修と稱ず。

【一九二】觀修 (vibhāvanā-bhāvanā)。は舊に擇修とす。

【一九三】契經とは雜阿含卷第十一、第二七九經に曰く、「云何六根善調伏、善關閉、善守護、善執持、善修習、於二未來世一必受二樂報一、多聞聖弟子、眼見レ色、不レ取二色相一、不レ取二隨形好一、任三其眼根之所二趣向一常住二律儀一、世間貪愛惡不善法、不レ漏二其心一、能生二律儀一、善護二眼根一、耳鼻舌身意根、亦復如レ是」（大正二七六頁中）。

【一九四】契經とは中阿含卷第二十念身經（大正一、五五六頁上）に曰く、「復次比丘、修二習念身一、比丘者、此身隨住隨二其好惡一、從レ頭至レ足、觀二見種種不淨充滿一、謂此身中、有二髮毛爪齒麁細薄膚、皮肉筋骨、心腎肝肺、大腸脾胃搏糞及腦根、淚汗涕唾、膿血肪髓、涎膽小便一云云」と。

宿住、神境、他心の三通を修する場合のみを指す。天眼通と天耳通とは通果無記なれば之を修すと言はず、從つて解脫道にて智を修するの義も無きなり。

【一六八】聖の所餘の云云。これ以下は四無量・八解脫・勝處・遍處・不淨觀・持息念・世俗の念住・四無礙解・無諍・願智・三三摩地・滅盡定の有漏の諸功德法に約して修智の多少を明にす。先づ聖の場合を擧ぐれば、若し聖者が四靜慮四無量等の諸功德を起す際は、ただ世俗智の一を現修するのみなり。別に障を除くにあらざれば無間・解脫・加行・勝進の四道に約して說く能はず。而してその未來修となれば、その聖者が有學の未離欲者なれば七、已離欲者なれば、他心智を加へて八を修し、若しそは無學者なれば、鈍根は九、利根は十智を得修するなり。

【一六九】微微心を除く。微微心とは滅盡定に入る心をいふ。滅定に入らんとする時は、心、微劣なるを以て、現に世俗智を修するのみならず、未來修も亦然るを以て、四無量等の如く未來に無漏智を得修すること能はず。故に之を除外例とするなり。

【一七〇】所餘の無漏の功德の靜慮に攝するものとは、無漏の靜慮・念住・無礙解等の如きを指す、無色に攝するものは下三無色定、及び下三無色解脫等の如し。

【一七一】異生の離染は云云。異生の位に四靜慮又は神通を修する場合の修智に就いて述ぶ。異生の離染とは、有漏の六行觀によりて惑を斷じたるものをいふや勿論なり。

【一七二】欲惑を斷ずる第九解脫道には初定の他心智を得し、第三定の第九解脫道時には第四足の他心智を得すればなり。

【一七三】所餘とは前所說を除きたる以後の一切の加行・無間・解脫・勝進道位をいふ。

【一七四】二の解脫道とは、宿住と神境との二のそれをいふ。

【一七五】一の解脫道とは、他心智のそれをいふ。

【一七六】諸の勝進道とは、五通のそれをいふ。

【一七七】二をとは他心智と俗智との二、次の二も同樣なり。

【一七八】特には婆沙卷一六三(毘曇部十五、二〇六頁以下)及び舊譯卷一九、一九〇頁下、正理卷七四光記二六、四〇〇頁上以下參照。

【一七九】諸の未來修云云。これに二問あり、第一は得修と依地との關係にして、第二は得と修との關係なり。頌中前七句は第一問に答へたるもの後の一句は第二問に答へたるものとす。

(26) yadvairāgyāya yallābhas
tatr[āpy] adhaś ca bhāvyate,
sāsravāś ca kṣayajñāne
[sarvabhūmikāḥ], labdhapūrvaṃ na bhāvyate.

舊譯——
爲ㇾ離ニ此地欲一、是得此下修、
有流於ニ盡智一、先曾得非ㇾ修。

【一八〇】諸道の云云。諸道とは有漏道及び無漏道をいふ。この有・無漏二道が有漏法を修するに(一)或る地に依り現起するときは其地の未來の有漏法を得修し、(二)或る地を得する時はその地の未來の有漏法を得修するなり。卽ち此の地に依りて世俗又は聖道が現前する時、未來は唯此の地の有漏のみを修する。有漏法の繫地は堅牢にして餘を修し難きが故なり、此を「諸道の此の地に依る云云」といふ。隨つて何の地に依りて下地の染を離るる第九解脫道の現在前する時も亦、未來所得の上地の根本・近分定の有漏の功能を修す、下地の縛を離るる時必ず上を得するが故に、此を「此の地を得する時云云」といふなり。

【一八一】聖がとは、無漏智を得修することは聖者に局るが故にいふ。(一)此の聖者が何の地に道を發すとも、例せば第三定の染を離れんとするときは、未來の第三定の無漏と下地の無漏とを得修し、(二)又例へば初定の染を離れて第二定の根本定を得するときは、第二定の無漏と下地の無漏とを得修す。(三)又第二定に攝する見道の起るときは、第二定の無漏と未至中間初定の無漏とを得修す。

【一八二】二の四道云云。有漏と無漏との加行・無間・解脫・勝進の四道に通ずとの意。

【一八三】唯初めの盡智の云云。煩惱已に斷じ所作已に辨じたりといふ大自覺を生じたる時は三界の閉塞が一時に開けたるが如くになるを以て、其力は能く九地の有漏の無量の功德を修し得るなり。

【一八四】能縛斷ずれば云云。人を纏縛する繩が切斷すれば、其人の氣息が初めてゆるやかに通ずるが如しとなり。

【一八五】彼の自心とは、心王をいふ。心王が煩惱の賊を殺して盡智を得するを王位に登る

(23) saptabhūmijñyābhijñ=
ākopyāptyākirṇabhāvite
ānantaryapatheṣu,
[ūrdhvamuktimārgeṣu
cāṣṭasu].

舊譯――
十六六有欲、　離レ欲人有レ七、
有欲修道中、　從レ此上七修、
七地勝通解、　得ニ不壞一雜修、
於ニ無間道一上、諸八解脫道。

修道云云の頌を初めとして其より以下の六頌は其の說述の方法、梵文及び舊譯と大に相違せり。是の如く一致せざる例は餘の文段に於ても數數ありと雖も、今此の一段中にては單に、餘の處に於けるが如く、文句の轉換のみに非ずして、三段に涉りて說述の變化なり。從つて、玄奘譯に對して、かく分段して梵文及び舊譯の相當文を配當することは嚴密には不可能なるも、今は便宜上、大意を取りて假に配文し置けり。讀者了之。

【一四七】二智とは道智、類智の二をいふ。

【一四八】世俗を修せず云云。道類智は有頂を治するものなるに俗智は有頂を治するの力なければなり。

【一四九】四とは四諦智なり。

【一五〇】應に從つてとは、欲の修惑を離るるにも、世俗道に依るもの無漏道に依るものあり、更に、其各〻に無漏を加行とするもの、世俗を加行とするもの等により異りあるを示す、詳細は婆沙一〇七參照のこと。

【一五一】上の七地とは四禪と下三無色をいふ。

【一五二】滅・道の法智とは、法智に、苦法智・集法智・滅法智・道法智にある中、特に滅と道との法智に限ることを示せるなり。

【一五三】此の上のものとは前の欲の修斷を斷ずる九無間八解脫道と、上七地を斷ずる無間道と、欲を斷ずる加行道と、有欲の勝進道とを指す。即ち其等の場合に於ける未來の得修は七なるを明にするなり。

【一五四】二の法とは滅法智と道法智なり。

【一五五】此の上のものとは、欲の修斷の第九解脫道と、上七地を斷ずる諸解脫道と、欲の修斷を斷ずる第九勝進道と、上八地を斷ずる者加行道と、上七地斷と有頂前八品との勝進道とをさす。

【一五六】婆沙卷一〇七卷參照のこと。

【一五七】即ち有頂の五蘊を所緣とする苦類盡智と集法盡智とを十智に分け四智とせるものなり。

【一五八】婆沙卷一〇七（毘曇部十二、一五五頁以下、及び一五二頁）舊譯卷一九、二九〇頁中、正理卷七四、光記二六、三九八頁上以下參照。

【一五九】次に餘位云云。見道、修道、無學道離難得の三道に約して智修を說けるも、更に以下は以上の餘位たる練根時、五神通修得地、餘の有漏無漏の諸功德の修得時等の位に於ける聖者異生の諸智の習修得修を明にせんとするなり。頌は三頌(十二句)より成る中初頌(四句)は練根位に約しての修智を明にし、第二頌（五―八句）は雜修靜慮時に約し、第三頌(九十二句)は其の他凡聖がする餘功德を修する時に約しての修智を明にするものとす。

(24) slob pa spyod paḥi
grol ba la
śes pa drug daṅ bdun ḥ=
thob ḥam.
[ṣaḍ ānantaryamārg ṣu].
de bzhin srid rtseḥi rnam
rgyal la ḥaṅ.
(25) zad paḥi śes pa la
dguḥo
mi gyo bas ni bcu ḥtob
bo
der ḥpho grol baḥi tha
ma la ḥaṅ/
proktaśeṣe 'ṣṭabhāvanā.

舊譯――
學練根解脫、　六七智修餘、
無間道六修、　有頂勝亦爾、
於盡智修九、　得不壞修十、
練不壞解脫、　所說餘修八。

【一六〇】五の前八解脫とは六種性中の退法等の前五種の羅漢の練根時に於ける九解脫中の前八解脫道を修する時をいふ。因みに第四句に「應は八と九と」ある應とは、羅漢の義。

【一六一】四の第九解脫道とは、六種性中の前四種性の羅漢の練根時に於ける第九解脫道を修する時をいふ。

【一六二】最後の解脫とは、五種性中の最後、即ち堪達法羅漢が練根時に於ける第九解脫道を修するをいふ。

【一六三】雜修とは靜慮の雜修時のこと本論卷二四參照。

【一六四】通を修すとは、六神通の中、第六の漏盡智通を除いて前五通を修するをいふ。

【一六五】宿住と神境とは五通の中、二通の名なり。後を見よ。

【一六六】此の上のものとは、宿住と神境との解脫道と五の無間道と他心通を修するときの解脫道との時をいふ。

【一六七】天眼と天耳云云。通を修する解脫とは、五通の中、

なり」と。乃至廣く説けり。迦濕彌羅國の諸論師は言はく、「防と觀との二修は即ち治と遣との修の攝なり」と。

といふは、三諦の一一を現觀し了れる後邊に得修するものなるが故なり。以下現觀邊の世俗智の詳細に就きては、婆沙巻三六（毘曇部八、二六七頁下）參照のこと。

【一三三】俗智は嘗て云云。道類智の時に現觀邊の俗智を修せざる理由に二あり、(一)には無始以來、有漏の六行觀を以て苦・集・滅の三を修したることあるも道に對しては事現觀する、即ち道の全體を實際上得修したることとなし。そは道は無漏なれば有漏智の及ぶ處にあらざればなり。從つて今道類智起るも、前の習慣なきを以て、それに對して現觀邊の俗智を得修し得ざるものとす。(二)には、苦・集・滅の三に對しては之を遍く觀じ斷じ證し得るも、無數の道に對して遍く現觀する能はざるを以て、たとひ道類智起るも未來の俗智まで及びかぬるなり。然るに此の第二理由に對して或は言はん、遍く觀じ得ざるは必ずしも道に限らず、見道位に於て集滅を觀ずるも亦然らずやと。然れども此抗議は非なり。いかにも初めは未だ遍く斷證せざるも後の無學位に到れば、苦集滅の三は全部遍く知り斷じ證せらるべきも、無道はここに至るも然らず、無數の道あればなりと。即ち佛陀、獨覺、聲聞の道各別なり。又聲聞の中にても上・中・下の道各別なり。

【一三四】有るは言はく云云の異説は雜心論巻第六（大正二八、九一九頁上）參照。世俗智（此）は見道の眷屬なるが故に兼修するも、道類智は修道の攝にして類の別なるが故に俗智を兼修すること能はずとの謂。

【一三五】理極成に非ずとは世俗智を見道の眷屬と云ふは諸部極成一致の説に非ず。現に我我は世俗智を修道の眷屬とするが故にとの意。

【一三六】此の世俗智云云。三類智の現觀邊に世俗智を得修すといふも、その世俗智は、現起するものにあらずして、不生法たるものなり。蓋し見道は無漏智なれど世俗智は有漏智なるを以て、三類智の邊に世俗智は非擇滅を得して畢竟不生法となればなり。

【一三七】聖道の力云云。見道の無漏の力に由りて、身内に勝れたる有漏智現前して四諦を觀ず。此の有漏の俗智の起るに所依と爲る所の依（光師は所依の種子と釋す）を見道の中にて得するに由りて、その依に約して世俗智を得すといふとの説。即ち例によりて種子の熏習を以て得修を説明せんとしたるなり。

【一三八】見道が自地と下地とのみ修する所以は、上地の法は勝なるが故に現前する時は能く自（無漏法なるが故に）と下とを修するも、下地の法は劣なるが故に、上を得修すること能はざるなり、但し其の詳細は婆沙巻四（毘曇部七、七三頁持に、七六頁以下）參照すべし。

【一三九】一地の見道とは、未至の一地をいひ、二地の俗智とは未至と欲界との二をいふ。

【一四〇】六地の見道とは未至中間四根本の六地をいひ、七地とは之に欲を加へたるものをいふ。

【一四一】苦集の邊云云。苦類智・集類智の位に得する俗智は四念住に通ず。其の故は苦集二諦は身受心を具するが故なり。唯滅類智の位に得修する俗智は、四念住の中にては唯法念住なり。そは滅諦には身・受・心の三無きが故なり。

【一四二】隨つて云云。苦類智の位に得修する世俗智は、苦諦下の四行相にて、苦諦を觀ずるが如し。

【一四三】加行得とは、見道の力に依り得するが故に、唯こは加行得にして、生得にも離染得にも非ざるなり。

【一四四】欲界の色蘊は、智の眷屬たるの義無きが故に無色の四蘊を體として、色界のは、道俱戒・定俱戒の隨轉色の伴ふが故に、五蘊を自性となすなり。

【一四五】婆沙巻一〇七（毘曇部十二、一五三頁以下）、舊譯巻一九、二九〇頁上、正理巻七四、光記二六、三九七頁中以下參照。

【一四六】

(22) [goduśe ṣaṭ sarāgeṇa],
vītarāgeṇa sapta tu,
sarāgabhāvanāmārge
tadūrdhvaṃ saptabhāvanā.

能修　若し先に未だ得せざるものを功を用つて現前するときは、能く未來を修す。勢力勝るが故なり。〔之に反し〕曾て得して起るものは、未來を修せず。多くの功の起す所に非ずして、勢力、劣なるが故なり。

[一八八]第六項　特に四修に就きて

四修　〔問ふ〕唯得にのみ約して說いて名づけて修と爲すと爲んや。〔答ふ〕爾らず。云何となれば、修に四種有り。一には得修(pratilambhanabhāvanā)、二には習修(niṣevaṇa-bhāvanā)、三には對治修(pratipakṣa-bhāvanā)、四には除遣修(vinirdhāvania-bhāvanā)なり。

是の如き四修は何の法に依りて立つるやといふに、

頌に曰はく、

(27)[一八九]得修と習修とを立つることは、　善の有爲の法に依る。

諸の有漏の法に依りて、　治修と遣修とを立つ。

習修・得修　論じて曰はく、得と習との二修は、有爲の善に依る。未來は唯得〔修〕のみなり。現には二修を具す。

治修と遣修　治と遣との二修は有漏の法に依る。故に、有漏の善は四修を具足す。無漏の有爲の〔法〕と、餘の有漏法とは、次の如く、[一九〇]各前後の二修を具す。

外國師の六修說　外國の諸師は「修に六あり」と說く。前の四の上に於いて、[一九一]防と[一九二]觀との修を加ふ。諸根を防護し、身を觀察するが故なり。[一九三]契經に說くが如し。「云何にして根を修するや。謂はく、六根に於いて善く防ぎ善く護るなり」と。乃至廣く說けり。又、[一九四]契經に說く、「云何にして身を修するや。謂はく、自身に於いて髮・毛・爪を觀ずる

忍は已に得せるが故なり、次に、その行相と念住とは、自諦の四行相と四念住とを具さに得修す。之れ等を同類修といふ。

【一三〇】先に未だ云云。種性を得ずとは同類因を得ずと云ふ義なり。此の種性類の善業は無始已來未だ得せず。見道の位に初めて今得するが故に、同類のみを得修するも例せば苦法智の時、苦類・集法智等の異類を得修する力無しとなり。

【一三一】對治と所緣と云云。見道は對治所緣俱に決定し、必定して初に先づ欲界の苦諦を緣じ、次いで上界に還るといふ順序なれば、異類を得修し能はずとなり。

【一三二】唯だ苦集滅云云。見道の修は原則としては類修なれども亦異類修の場合もあることを明にせるなり。即ちそは苦・集・滅の三類智を修する時、又、三類智の後邊に生ずる所謂現觀邊の俗智を兼修することあり。見道の餘位は得修すること能はざるも、世俗智は無始以來苦を知り集を斷じ滅を證し來れるが、今、無漏の類智を以て苦を知り、集を斷じ、滅を證するも亦之と同じきを以て、三類智の後邊に一一世俗智を兼修するなり。而して此の俗智を現觀邊の俗智

唯初めの盡のみ遍く　　　九地の有漏の德を修す。
上に生じては下を修せず。　　曾の所得は修に非ず。

有漏法の得修　論じて曰はく、[一八〇]諸道の此の地に依ると、及び此の地を得するとの時は、能く未來の此の地の有漏を修す。[一八一]聖が（一）此の地を離れんと爲るときと、（二）及び此の地を得する時と、（三）並びに此の地の中の諸道の現起するときとには、皆能く此れと及び下との無漏を修するなり。

無漏法の得修　「此れを離れんと爲すときと」の言は、[一八二]二の四道に通ず。

初盡智位無量法の得修　[一八三]唯、初めの盡智の現在前する時には、〔その〕力は能く九地の有漏の不淨觀等の無量の功德を修す。能縛の衆惑が斷じて餘すこと無きが故なり。[一八四]能縛斷ずれば、所縛の氣の通ずるが如し。又、[一八五]彼の自心が、今王位に登れば、一切の善法は得を起して來朝す。譬へば、大王の祚に登り灌頂すれば、一切の境土〔のもの〕皆來りて朝貢するが如し。

[一八六]然れども、此れは上に生ずれば必ず下を修せざるなり。

初めの盡智といふ意義　[一八七]「初めの盡智」との言は、有頂を離るると、及び五の練根の位との第九の解脫道を顯はす。

修の意義

諸の言ふ所の修とは、唯、先に未だ得せざるものを、今起し、今得するをいふ。

所修　〔卽ち〕是れ能修所修なり。謂はく、若し先時に未だ得せざるものを今得するに、功を用つて得するものは方に是れ所修〔法〕なり。若し法の先時に曾て得せられたるものを棄捨したるものを、今還りて得すと雖も、〔それは〕所修には非ず。劬勞を設けて證得するに非ざるが故なり。

して十智の行習卽ち習修と得修とを明にせんとしたる段にして、見道・修道以下六項に分ちてこれを逃ぶ、今は先づ見道に約す。

此の中、修とは、善の有爲法を習ひて圓滿自在ならしむの意なり行習と得修とにつきては四念住に就きて逃べしが如し。

(20) yathotpannāni bhāvya=
nte
kṣāntijñānāni darśane
[anāgatāni, tatraiva]
saṃvṛtaṃ cānvayatraye.
(21) [tato 'bhisamayāntā=
khyam],
tad anutpattidharmakam.
[svādhobhūmi], nirodhe
'ntyam, svasatyākṛti, [ya=
tnajam].

舊譯――
如レ生彼所修、　忍智於二見位一、
未來於レ中爾、　世智於二三類一、
名二對觀後智一、　此無生爲レ法。
自下地、滅後、　共諦相、用得。

【二九】隨ひて忍智を起すときは、例へば苦法忍を起す時は苦法智忍を行修し、同時に未來の苦法忍の一を得修する等の如く、未來の同類の一切を得修す。忍と智とは互に修せず、忍を得する時は、未だ智を得せず智を得する時は、

若し[一七〇]所餘の無漏の功德の靜慮に攝むるものを起すときは、四と法と類との智を應に隨つて現修す。

無色に攝むるものは、唯四と類との智を應に隨つて現修す。未來の所修は、前の有漏に同じ。

異生の離染時等に於ける修智

離染得位と修智

[一七一]異生の離染〔時〕には、現に世俗〔智〕を修す。[一七二]欲と〔前〕三定とを斷ずる第九解脫〔道〕と、及び根本四靜慮定に依りて勝進道と離染の加行〔道〕とを起すとには、未來に二を修す。謂はく、他心を加ふ。[一七三]所餘は、未來に唯世俗を修す。

五通の修時

五通を修する時の諸の加行道と、[一七四]二〔通〕の解脫道とにては俗智を現修す。[一七五]一の解脫道にては現には俗と他心とを〔修する〕なり。[一七六]諸の勝進道にては、[一七七]二を應に隨つて現〔修〕す。未來は一切皆二種を修す。五〔通〕の無間道にては、現と未とは唯俗のみなり。

餘の功德の修時

〔根〕本靜慮に依りて餘の功德を修するときは、皆俗をのみ現修す。未來は二を修す。唯、順決擇分〔位〕にては、必ず他心を修せず。是れ見道の近眷屬なるを以ての故なり。餘地の定に依りて餘の功德を修するときには、皆唯だ世俗を現と未來にと修するなり。

[一七八]第五項　依地と有漏・無漏法の得修並に修の意義

依地と有漏・無漏法の得修

[一七九]諸の未來修は、幾ばくの地を修すと爲すや。諸の所起の得は、皆是れ修なりや。

頌に曰はく、

諸の道の此れに依ると、得するとは、　此の地の有漏を修す。

(26)此れを離れ、得し、起さんと爲るときは、　此れと下との無漏を修す。

【一二四】未增の位とは見道の第三、第五、第七等の刹那。

【一二五】修位の中云云。修道にても未離欲者は、見道の聖者の如く七智を成就す。七智とは俗智、法智、苦智、類智、集智、漏智、道智なり。

【一二六】是の如き諸位とは、異生位、見道位、修道位をいふ。この三位に於て欲を離れたるもの、即ち異生位にて豫め有漏の六行觀にて離欲せるもの、離欲者にして見道に入れるもの、修道位にありては不還果に達したる者は、前の七智の外に他心智の一を加へて八智を成就するなり。これ他心智は欲惑を斷ずることによりて得べきものなればなり。但し異生の他心智は有漏性のものにて、而も有漏性の他心智は無色界に生ずれば、之を捨するを以て、成就せざるものとす。無漏の他心智は無色に生ずるも捨せず。

【一二七】婆沙卷三六（毘曇部八、二六七）婆沙卷四（毘曇部七、七三頁以下）特に見道の智修得修につきては婆沙卷一〇七（毘曇部十二、一五三頁以下）一九、二八九頁中、正理卷七四、舊譯卷光記二六三九六頁上以下參照）。

【一二八】何の位の云云。これ見道・修道・無學道等の諸位に約

隨つて現修す。未來の所修は、鈍は九にして、利は十なり。

勝進道位　諸の勝進道にては、練根と同じ。

五通修時、學の修智

無間道位　學位にて、一六四通を修するときの五〔通〕の無間道にては、俗智を現修す。未來は七を修す。

解脫道位　一六五宿住と神境との二〔通〕の解脫道と、五〔通〕の加行道とにては、俗智を現修す。他心〔通〕の解脫〔道〕にては、法と類と道と俗と及び他心智となり。

勝進道位　一切の勝進〔道〕にては、苦と集と滅との〔智〕を並せて應に隨つて現修す。一六六此の上のものは、未來に皆八智を修す。

五通修時の無學の修智

無間道位　無學の修する通の五〔通〕の無間道にては、現修は學の如し。未來の所修は、鈍〔根〕は八にして、利〔根〕は九なり。

解脫・加行道位　解脫と加行と〔の道〕にては、現修は學の如し。未來の所修は、鈍は九にして、利は十なり。

勝進道　諸の勝進道にては、練根と同じ。

一六七天眼と天耳との二の解脫道にては、〔此の二通は〕無記の性なるが故に、名づけて修となさず。

四無量等の諸功德を修する時の聖者の修智

一六八聖の、所餘の四無量等の修所成に攝むる有漏の德を起す時には、現在に皆一を修す。世俗智なり。〔而して〕有學は、未來に、未離欲のものならば七を〔修し〕、已離欲のものならば八を〔修する〕なり。無學は、未來に、鈍〔根のもの〕ならば九にして、利〔根のもの〕ならば十なり。

一六九微微心を除く。此れは未來に於いて、唯俗〔智〕を修するのみなるが故なり。

正理卷七四と婆沙卷十、(毘曇部七、一八〇頁)に有漏の無我觀即ち世俗智はが修慧にも通ずるを認許せり。

【二一】婆沙卷九七(毘曇部十一、三四四頁參照)婆沙卷一〇九(毘曇部十二、二一四頁以下)、舊譯卷一九、二八九頁中、正理七四、光記二六、三九六頁上以下參照)。

【二二】誰れは幾ばく等。修行者はその修養道程に於て、十智中の幾何を成就するやを明にせんとする段なり。第一頌は凡夫位と見道位に就て明し、第二頌の前半(五六句)は修道位に就て說き、その後半は無學位に就て說きたるものとす。

(19) ekajñānavito rāgi
prathamāsravakṣaṇe,
dvitiye triḷhih,[ūrdhvaṃptu]
caturṣv [ekaikavardhitaiḥ].

舊譯——一智應有レ欲、於二無流初念一、第二三應、上、於レ四一一增。新譯には二頌ある中、梵と舊とは、後の一頌を缺く。

【二三】見道の第二刹那、即ち苦法智位には、法智と苦智(各各一分)とを加ふ。第四刹那即ち苦類智位には、類智を加へ、第六刹那即ち集法智位には、集智を加え、第十刹那即ち滅法智には滅智を、第十四刹那即ち道法智位には道智を加ふなり。

智とを應に隨ひて現修す。未來も亦た八なり。

練根位に於ける無學の智の習修

無學の練根の諸の無間道には、四と類と二の法と〔の智〕を應に隨つて現修す。

無間道位　未來に七を修す。四諦と法と類と盡となり。世俗を修せず。有頂を治するが如くなるが故なり。

解脱道位　[一二〇]五の前八解脱〔道〕には、四と類と二の法と〔の智〕を應に隨つて現修す。未來に八を修す。四諦と法と類と他心と及び盡となり。

[一二一]四の第九解脱〔道〕には、苦と集と類と盡とを應に隨つて現修す。未來に九を修す。

[一二二]最後の解脱〔道〕には、苦と集と類と盡とを應に隨つて現修す。未來に十を修す。

加行道位　諸の加行道には、現修は學の如くにして、未來には九を修す。

勝進道位　諸の勝進道に於いて、鈍の者は、九智を應に隨つて現修す。未來も亦た九なり。利の者は十智を應に隨つて現修す。未來も亦た十なり。

雜修靜慮に於ける學の修智

無間道位　學位の[一二三]雜修の諸の無間道には、四と法と類と俗とを、應に隨ひて現修す。未來に七を修す。

解脱道位　諸の解脱道には、唯、四と法と類とのみなり。

勝進道位　加行〔道〕には俗〔智〕を增し、諸の勝進道には、又、他心〔智〕を加へ、應に隨つて現修す。未來は皆八なり。

雜修に於ける無學の修習

無學の雜修の諸の無間道にての現修は學の如し。未來の所修は、鈍は八にして、

無間道位　利は九なり。

解脱道位　諸の解脱道には、唯、四と法と類とにして、加行には、俗〔智〕を增し、應に

執し、化地部が「心心所は能く倶有を了ず」と言ひ、犢子部が「補特伽羅は能く諸法を了ず」と主張するに對して、有部は、「諸の心心所は、自性と相應と倶有との法を了ぜざること、指端は自ら相觸れず、刀は自ら割かざるが如し」と主張し、又、補特伽羅は不可得とするに基く。

【一一八】同一所縁とは、相應する諸法卽ち倶起の一心と心所法とは、他の同一所縁を縁ずるが故に相互相縁ずるの理無きなり。

【一一九】極めて云云。得四相等の倶有法は世俗智と極めて隣近なるにして同一果をなすが故に之を縁ぜず。眼が眼藥を視ざるが如し。

【一二〇】此智は云云。この無我觀は俗智を體とするものにて、而も聞・思所成にして修所成にあらず。そは、世俗の修慧は六行觀の如く三界九地を別別に縁ずるものなれば、無我觀の如く一切を擧げて一時に縁じ得ざればなり。若し之を修所成とすれば、修所成智には離染の力あるを以て、俗智の無我觀を修する時は、一時に一切の染を離すべき筈なりと。これ婆沙又は正理が修慧に通ずと主張する所と異れる本論の立場なり。

第四項　餘位(即ち練根時等)に於ける十智及び所餘の功德の習修・得修[一五八]

[一五九]次に餘位に智を修する多少を辯ずべし。

頌に曰はく、

(24)—(25)練根の無間道にては、　學は六なり、無學は七なり。
餘にては、學は六と七と八とにして、　應は八と九と一切となり。
雜修と通との無間にては、　學は七なり、應は八と九となり。
餘道にては、學は八を修す。　應は九、或は一切なり。
聖の餘の功德を起すと、　及び異生の諸の位の
所修の智との多少は　皆理の如く應に思ふべし。

練根位の有學の十智の習修・得修

無間道位

論じて曰はく、學位の練根の諸の無間道にては、四と法と類との智を應に隨つて現修す。未來に六を修す。四諦と法と類となり。見道に似るが故に世俗を修せず。能く斷障するが故に他心を修せず。

解脫道位

諸の解脫道にては、四と法と類との智を應に隨つて現修す。未離欲の者は未來に六を修す。四諦と法と類となり。已離欲の者は未來に七を修す。謂はく、他心を加ふ。

有餘師の言はく、「解脫道の位にも亦た世俗を修す」と。

加行道位

諸の加行道にては四と法と類とを應に隨つて現修す。未離欲の者は未來に七を修す。已離欲のものは八なり。謂はく、他心を加ふ。

勝進道位

諸の勝進道にては、若し未離欲のものならば、俗と四と法と類とを、應に隨つて現修す。未來も亦た七なり。若し已離欲のものならば、俗と四と法と類と及び他心

句は第一問に答へたるものにして、後の五句は第二問に答へたるものとす。

(17b) chos bcu dag ni sbyar bar bya.

(18a) [traidhātukāmalā dharmā asaṃskṛtā dvidhā dvidhā].

舊譯——應ニ合ス法有リ十　三界無流法、無爲二二種。

【一五四】三界所繫の法とは、欲界苦集諦と色界の苦集諦と無色界の苦集諦との各所攝の法なり。無漏有爲とは道諦所攝の法なり。無爲とは善なる擇滅と無記なる非擇滅と虛空となり。

【一五五】相應と不相應とは、心心所を相應法といひ、色及び不相應法を不相應といふ。

【一五六】(18b) kun rbzob gcig pus raṅ thsogs las/ gzhan ni bdag med ñid rig bgyur.

舊譯——世智除類初、一智由無我。

【一五七】境と有境と云云。世俗智(有境)が自體をも境として緣ずる時は、有境卽境となるの過失有るべきが故に、自體を緣ずること無し。

【一五八】婆沙卷九(毘曇部七、一六八頁以下)に此は、大衆部が「心心所法は能く自性を了ず」と

有頂地の離染時（七句）

有頂地を斷する前の八解脱には、四と類と[一五四]二の法とを應に隨つて現修す。此は未來に於て亦た唯七を修す。然るに世俗を除いて他心智を加ふ。

有頂地を斷ずる九無間道には、四と類と二の法とを應に隨つて現修す。未來に法と類と苦と集と滅と道との六を修す。

欲と上地に於ける餘道（八句）

欲の修斷を斷ずる第九の解脱〔道〕には、俗と四と法との智を應に隨つて現修す。上七地を斷ずる諸の解脱道は、四と類と世俗と、滅・道の法との智を應に隨つて現修す。

欲の修斷を斷ずる第九の勝進〔道〕と、上の八地を斷ずる諸の加行道には、俗と四と法と類とを應に隨つて現修す。上の七地を斷ずると有頂の八品との諸の勝進道には、俗と四と法と類と及び他心との智とを、應に隨つて現修す。

[一五五]此の上のものは、未來に皆八智を修す。謂はく、俗と法と類と四諦と他心となり。

[一五六]第三項　無學位に於ける十智の習修・得修

無學の離染得に於ける修智

次に離染得の無學の位を辯ずべし。

頌に曰はく、

無學の初めの刹那には、　　九を修し、或は十を修す。

鈍と利との根別なるが故なり。　　勝進道も亦た然り。

解脱道位

論じて曰はく、無學の初念とは、有頂を斷ずる第九解脱〔道〕をいふが、〔此の時〕には、[一五七]苦と集と類と盡と〔智〕を、應に隨つて現修す。有頂を緣ずるが故なり。

勝進位

勝進〔道〕には九と十との〔智〕を應に隨つて現修す。未來は應に隨つて、九を修し十を修す。謂はく、鈍根の者は唯だ無生〔智〕をのみ除き、利根は亦た無生智をも修するが故なり。

【一〇九】(16a) 〔smṛtyupasthānam ekam nirodhadhīḥ, paracittadhīḥ triṣi, śeṣāṇi catvāri〕

舊譯――滅智、他心智三念、所餘四念處。

【一一〇】滅智は身受心の三境無きが故に、唯法念住にのみ攝し、諸の他心智は色を緣ぜざるが故に、受・心・法の三念住に攝し、餘の八智の境は色・心・心所等に通ずるが故に、四念住に通ずるなり。

【一一一】(16b) 〔dharmadhigocaro nava, (17a) nava mārgānvayadhiyor, duḥkhahetudhiyor dvayam, caturṇām daśa, naikasya〕

舊譯――法智境九智、類道智境九、苦集智境二、四智十、非ㇾ一。

【一一二】類智を除くは、法智と類智とはその性異るを以てなり。婆沙一〇七には、法智は下を緣じ類智上を緣ずること、恰も、一處にある二人が、一人は地を觀じ、他は空を觀ずるに、二人は各自の面を見ざるが如しと言へり。(毘曇部十五、一七八頁以下參照)。

【一一三】十智の所緣云云。二間あり、第一は總じて十智の境に幾種ありやにして、第二は別して各智は幾法を緣境とするやの間なり。頌中、初三

世俗智の體

智の増すが故に智の名を立つ。若し眷屬を并すれば[一四四]欲の四蘊、色界の五蘊を以て、其の自性と爲す。

[一四五]第二項　修道位に於ける十智の習修・得修

修道の并修

次に修道の離染の位の中に於いては、

頌に曰はく、

(22)—(23)[一四六]修道の初刹那には、　六と或は七との智を修す。
八地を斷ずる無間と　及び有欲の餘の道と
有頂の八解脫とには　各七智を修す。
上の無間と餘の道とには、　次の如く、六と八とを修す。

修道初位の習修得修

論じて曰はく、修道の初念とは、第十六の道類智の時を謂ひ、〔此の時〕[一四七]二智を

未離欲者

現修す。未離欲の者ならば、未來に六〔智〕を修す。謂はく、法と及び類と苦と集

離欲者

と滅と道となり。離欲〔の者〕ならば〔未來に〕七を修す、謂はく、他心〔智〕を加ふ。[一四八]世俗〔智〕を修せず、有頂の治なるが故なり。

修道上位の習修得修

欲の修斷を斷ずる九無間道と八解脫道とには、俗と[一四九]四と法と四智を[一五〇]應に隨つて現修す。[一五一]上の七地を斷ずる諸の無間道には、四と類と世俗と[一五二]滅・道の法との智を應に隨つて現修す。

下八地の離染時

欲を斷ずる加行〔道〕と有欲の勝進〔道〕とには、俗と四と法と類とを應に隨つて現修す。

[一五三]此の上のものは未來に皆七智を修す。謂はく、俗と法と類と苦と集と滅と道となり。

名くべしとなり。

【一〇五】能行とは、心々所が能く境に行ずるをいひ、一切法は心々所に行ぜらるゝ境界となるが故に、所行と言ふなり。

【一〇六】一切の有法とは有爲・無爲の一切法をいふ。

【一〇七】婆沙一〇六（毘曇部十二、一三六頁以下）同、卷一〇二（毘曇部十五、一五頁以）、下舊譯卷一九、二八八頁下以下、正理卷第七四、光記二六、一二九四頁中以下參照。

【一〇八】頌に云云。初句は三性を明にし、二三四句は依地を明にし、五句以下は依身を說明したるものとり。

(14) ādyaṃ [tridhānyāni kuśalāni, ādyaṃ sarvabhūmiṣu]. dharmākhyaṃ ṣaṭsu. [navasu tv anvayākhyam, tathaiva ṣaṭ].

(15) [caturdhyāne param=anojñ inam]. de ni ḥdod daṅ gzugs rten can [kāmāśrayaṃ tu dharmā=khyaṃ, anyat dhātutrayā=śrayam].

舊譯——
初智三、餘善、此智通二諸地一、法智六地、類、九地、復六智、四定他心智、欲色身依止、法智依二欲身一、餘智依二三界一。

問ふ　若し爾らば、何故に說いて名けて「修す」と爲すや。

答ふ　先に未だ曾て得せざるを今、方に得するが故なり。

難ず　旣に起ること能はず。得の義は何に依るや。

答ふ　但だ得に由るが故に、說いて名づけて得と爲す。

論主難絶す　得に由るが故に得すとは曾て未だ聞かざる所なり。故に辯ずる所の「修する」の理は成立せず。

古師の說　古師の說くが如くんば、修の義は、成ず可し。彼の說は云何といふに、〔答ふ〕[一三七]「聚道の力に由りて世俗智を修す。出觀の後に於いて勝れたる諦を緣ずる俗智現前すること有り。此れの起る依を得するが故に此れを得すと名く。金の礦を得るを名けて金を得と爲るが如し」と。

毘婆沙師の不信　毘婆沙師は此の義を樂はず。

見道依地と見道及び俗智の得修　隨つて何の地に依りて、[一三八]見道の現前するも、能く未來の自地の下地とを修す。謂はく、未至に依りて見道現前する時は、能く未來[一三九]一地の見道と二地の俗智とを修す。〔乃〕至第四〔禪〕に依りて、見道現前するは、能く未來[一四〇]六地の見道と七地の俗智とを修す。

特に、現觀邊の俗智と念住等　[一四一]苦集の邊に修する〔世俗智〕は、四念住の攝なり。滅の邊に修する者は、唯法念住なり。

俗智の行相　[一四二]隨つて、何れの諦の現觀邊に於いて修するも、卽ち此の行相を以て此の諦を緣じて境と爲す。

俗智の得（第八句）　見道の力にて得するが故に、[一四三]唯加行の所得なり。

觀にして之を治せんが爲に集の行相をなす。（三）第一原因が變異して萬有となるといふは變因數論の如し、之を治せんが爲に生の行相をなす。（四）第一原因が豫め知的に計畫したる結果として萬有となるといふは知先因なり。（因中有果論のこと）例せば、自在天が將に境を變ぜんとする時は、先に欲を起して、彼の境を知り、知り已つて然して後、境を變ずといふが如し、之を治せんが爲に緣の行相をなすとなり。

【一〇二】諸の外道の中、無想天の如きを眞の解脫となし、後に、これより數々退墮することあるを觀見して、解脫は永久の出離に非ずと執するものあるが如し。

【一〇三】行相を有するとは行相を有するものといふ義なり。故に慧は卽ち行相ならば、有行相ならざるべしとなり。

【一〇四】此れに由りて云云。慧の一心所を行相と名くるは不都合なるを以て、別の一解釋を提示せるなり。卽ちそれに從へば、心心所が總じて對境を取る時に、その影像の相類が各別なるを名けて行相といふべし、「或は、境中に於て實類の差別あり、靑は黃等に非ず、境類の別なるを取るを行相と

見道位の忍智の習修得修

不生なり、自と下地となり、　苦・集のは四なり、滅のは後なり。
自諦の行相と境となり、　唯加行の所得なり。

論じて曰はく、見道の位の中に。[一二九]隨ひて忍・智を起すときは、皆卽ち彼の類を未來に於いて修す。然も具さに自諦の諸の行相と念住とを修するなり。

見道の同類修なる所以

何に緣りてか見道は唯同類修なりや。

[一三〇]先に未だ曾て此の種性を得せざるが故なり。[一三一]對治と所緣と倶に決定するが故なり。

特に三類智の現觀邊の俗智

[一三二]唯だ苦・集・滅の三類智の時、能く兼ねて未來の現觀邊の俗智を修す。一一の諦の現觀の後邊に於いて方に能く兼ねて修するが故に、斯の號を立つ。此れに由りて、餘の位には未た兼修すること能はず。

道類智現觀に世俗を得修せざる理由

道類智の時は何にしてか此れを修せざるや。

[一三三]俗智は曾て道に於いて事現觀無きが故なり。又、必ず道に於いては、遍く事現觀無きが故なり。謂はく、苦・集・滅に於いては、遍く知り、斷じ、證すべきも、必ず道に於いては能く遍く修す可きこと無し。集・滅の邊には未だ遍く斷じ證せずと雖も、當位に於いて斷じ證すること已に周ければなり。道は則ち然らず。種性多きが故なり。

異　　說

[一三四]有るは言はく、「此れは是れ見道の眷屬なるも、彼れは修道の攝なるが故に、修すること能はず」と。

論主の批評

[一三五]理極成に非ざるをもつて、證と爲すべからず。

現觀邊の俗智の不生に就き

[一三六]此の世俗智は是れ不生の法なり。一切の時に於いて起り容きこと無きが故なり。

「謂有我故有我欲我爾我有我、無我、異我、當我、不當我、欲我當、爾時當異異我、或欲我、或爾我、或異、或然、或欲然、或爾然、或異、如ㇾ是十八愛行從ㇾ內起。比丘言、有我於諸諸有、言ニ我欲我爾ㇾ乃至十八愛行從ㇾ外記、如ㇾ是總說十八愛行、如ㇾ是三十六愛行、或於ニ過去ㇾ起、或於ニ未來ㇾ起、或於ニ現在ㇾ起、如ㇾ是總說ニ百八愛行ㇾ云云。（大正二、二六五頁上中）

【九八】二の五の愛行とは、次の現の總我の五種の愛行と、當の總我の五種の愛行とをいひ、二の四とは、次の當の別我と續生の我との各々四の愛行をいふ。

【九九】現の總我とは、嚴密には現在の五蘊を總じて我と報ずるを言ふ、次の當の總我とは同じく未來の五蘊を總じて我と執するの意なり。次の當の別我とは、本來の五蘊の隨一（色又は識等の一）を別して我と執するの意なり。

【一〇〇】說くが如しとは例せば雜阿含卷十七第四七四經（大正二、一二一頁）の如し。

【一〇一】無因と一因と變因と知先因とは（一）總ての物は偶然なりと說くは無因にして、之を治せんが爲めに因の行相を爲す。（二）自在天等の一因より總ては生ぜりと說くは一因

修道は定んで七を成ず。　離欲は他心を增す。
無學の鈍・利の根は、　定んで九を成じ、十を成ず。

異生と聖品の見道位

論じて曰はく、諸の異生の位と、及び聖の見道の第一刹那とには、定んで一智を成ず。謂はく、世俗智なり。[一二三]〔見道の〕第二刹那には定んで三智を成ず。謂はく、法〔智〕と苦〔智〕とを加ふ。第四と六と十と十四との刹那には、次の如く、後後に類と集と滅と道との智を增す。〔見道位中の〕諸の未[一二四]增の位にては〔智の〕數を成ずること、前の如きが故なり。

修位

[一二五]修位の中にては、亦た定んで七を成ず。

離欲者

[一二六]是の如き諸位のものにして、若し已に欲を離するものならば各に一を增す。謂はく、他心智なり。唯異生の無色に生ずる者を除く。

無學位

時解脱の者は定んで九智を成ず。謂はく、盡智を加ふ。不時解脱は定んで十を成就す。謂はく、無生〔智〕を增すなり。

第五節　諸修行位に於けると十智の習修得修

[一二七]第一項　見道位に於ける十智の習修得修

[一二八]何の位の中に於いて頓に幾ばくの智を修するやといふに、且らく見道の十五心の中に於いては、

頌に曰はく、

(20)(21)見道の忍智起るときは、　即ち彼れを未來に修す。
三類智には兼ねて、　現觀邊の俗智を修す。

(二)苦(duḥkha)。(三)空(śūnya)。(四)非我(anātmaka)。(五)因(hetu)。(六)集(samudaya)。(七)生(prabhava)は舊に有。(八)緣(pratyaya)。(九)滅(nirodha)。(十)靜(śānta)。(十一)妙(praṇīta)。(十二)離(niḥsaraṇa)。(十三)道(mārga)。(十四)如(nyāya)。(十五)行(pratipad)。(十六)出(nairyāṇika)。

【九一】三火とは貪瞋癡の三。

【九二】內に士夫云云。五蘊の中に士夫(puruṣa)の具體的固定的の我(ātman)無きが故に空なりとの意。

【九三】滋產(prasaraṇa)とは增生すること。

【九四】三の有爲の相とは生異滅三相。

【九五】經とは雜阿含第二第五八經(大正二、一四頁中)參照。此の中欲を以て根となす根は能生長せしむるが故に因なり、貪欲を以て集となし、集とは能く果を集起するの意なり。貪欲を以て類となす、類は種類即ち衆緣の意なり、貪欲を以て生となす、生はよく果を生ずるの意なり。

【九六】唯此の云云。經には生の字を最後に說きたるのみが論と異る所なり。

【九七】契經云云。雜阿含卷第三十五第九八四經に曰はく、

世俗の非我觀智

第三項　特に、俗智の縁境に就いて

〔問ふ〕頗し一念の智の一切の法を縁ずること有りや、不や。〔答ふ〕爾らず。〔問ふ〕豈に非我觀の智は、一切の法を皆非我と知るにあらずや。〔答ふ〕此れも亦た一切の法を縁ずること能はず。何れの法を縁ぜざるや。此の體は是れ何ぞやといふに、

頌に曰はく、

(18)俗智[二六]は自品を除いて　總じて一切の法を縁ず。
非我の行相を爲す。　唯聞・思所成なり。

世俗智の非我行相と所縁

論じて曰はく、世俗智を以て一切の法を觀じて非我と爲す時も、猶ほ自品を除く。自品とは、謂はく、自體と相應と倶有との法となり。[二七]境と有境と別なるが故に。[二八]同一所縁なるが故に、[二九]極めて相隣近せるが故に、此の智の所縁に非ざるなり。

世俗智の界繫及び慧の別

[三〇]此の智は唯是れ欲・色界の攝なり。聞・思の所成にして修の所成に非ず。修の所成の慧は地別に縁ずるが故なり。若し此れに異らば應に頓に染を離すべければなり。

[三一]第四節　十智と修行者の成就

已に所縁を辯ぜり。復應に思擇すべし。[三二]誰れは幾ばくの智を成就するや。

頌に曰はく、

(19)異生と聖の見道の　初念とには定んで一を成ず。
二には定んで三智を成ず。　後の四は一一に増す。

取見・惑・疑・猶預の故とは疑に依るの了別なりといはる。(光記初說)

【八八】十六行相の云云。こは十六行相に就て、(一)其の名と實體の數、(二)各行相の意義、(三)行相の體、(四)能行(五)所行の各問題を明すにあり。頌中の第一句は(五)に、第二句は(三)に、第三句は(四)に、第五句は(五)に答へたるなり。

(13) dravyataḥ ṣoḍaśākārāḥ
rnam pa śes rab daṅ bcas pa|ḥi
dmigs daṅ bcas pas ḥd= zin par byed/
yod pa thams cad gzuṅ bya yin

舊譯——實物有十六、行相謂智慧、共此緣境法、所取別有法。婆沙卷七九(毘曇部十、三六二頁以下)、舊譯卷一九、二八八頁中、正理卷七四、光記卷二六、三九二頁中以下參照。

【八九】苦諦の下の四行相は常樂我淨の四顚倒を對治するが故に名も體も倶に四有り。餘の三諦を緣ずるものは、名は四有れども、體は唯一にして、その行相は、集滅道に外ならざれば總じて七となると。

【九〇】十六行相の梵名は、(一)非常(anitya)は舊に無常

世俗他心盡無生智
滅智

世俗と他心と盡と無生との智は、皆十智を緣ず。
滅智は緣ぜず、唯擇滅〔無爲〕を以て所緣と爲すのみなるが故なり。

第二項　十智の所緣の境

[二三] 十智の所緣に總じて幾ばくの法有りや。何の智は幾ばくの法を所緣の境と爲すや。
頌に曰はく、

(17b)所緣に總じて十有り。(18a)謂はく、三界と無漏と
無爲とに各二有り。俗は十を緣ず。法は五なり。
類は七なり。苦・集は六なり。滅は一を緣ず。道は二なり。
他心智は三を緣ず。盡・無生は各九なり。

所緣の境の十

論じて曰く、十智の所緣に總じて十法有り。謂はく、有爲法を分ちて八種と爲す。[二四]即ち〔三界〕の所繫と無漏有爲とに各々[二五]相應と不相應と有るが故なり。無爲を二種に分つ。善と無記と別なるが故なり。

十智の境
俗智は十
法智は五
類智は七
苦集智は六
滅智は一
道智は二
他心智は三
盡・無生智は九

俗智は總じて十法を緣じて境と爲す。
法智は五を緣ず。謂はく、欲界の二と無漏道の二と及び善の無爲となり。
類智は七を緣ず。謂はく、色と無色と無漏道との六と、及び善の無爲となり。
苦と集との智は、各々三界所繫の六を緣ず。
滅智は一を緣ず。謂はく、善の無爲なり。
道智は二を緣ず。謂はく、無漏道なり。
他心智は欲と色と無漏との三の相應法を緣ず。
盡・無生智は有爲の八と及び善の無爲とを緣ず。

(12b) dri med bcu drug gzhan rnam med/ gzhan yod ces pa bstan bcos las

舊譯――

無[二二]淨出二十六、行相、餘師有

【八三】 外國の師とは西方健駄羅(Gandhāra) 國師のこと。

【八四】 本論とは識身足論卷第六(大正二六、五六二頁上)參照。不繫心は三界の繫を離れたる心即ち無漏心のこと。

【八五】 曰はく能く了別す等。西方師の解に從へば、本論中に八行相の外に是の處有り、是の事有りの二行相を說くが故に、十六行相の外にも無漏の行相あるべきなりと。

【八六】 是の處有り (asty etat sthānam) とは是の相有り (asty etat lakṣaṇam) の義、是の事あり(asty etat vastu) とは、是れ因なり (ayam hetuḥ) の義なり。
光記には、處とは道理に稱合し相容受すべきの義、事とは事用の義なりと。

【八七】 彼の餘の文とは、識身足論卷第十、(大正二六、五七九頁上) 參照のこと、倘、文中の、我と我所の故にとは、有身見に依る了別をいひ、斷・常の故にとは、邊執見・無因・無作損減の故にとは邪見、尊勝・上、第一の故とは見取見、清淨・解脫・出離の故とは戒禁

第二節　十智と四念住との相攝

已に性と地と身と辯じたり。當に念住の攝を辯ずべし。

頌に曰はく、(一〇九)

(16a)諸智の念住の攝は、　滅智は唯最後なり。

他心智は後の三なり。　餘の八智は四に通ず。

論じて曰はく、(一一〇)滅智は法念住の中に攝在す。他心智は後の三に攝す。所餘の八は皆な四に通ず。

第三節　十智の所緣の境に就きて

第一項　十智は十智中の幾智を緣ずるや

是の如き十智は展轉相望して、一一に當に幾ばくの智を境と爲すと言ふべきや。

頌に曰はく、

(16b)(17a)(一一一)諸智互に相緣ずること、　法と類と道とは各九なり。

苦と集との智は各二なり。　四は皆十なり。滅は非なり。

十智の相互所緣關係

法智の境

論じて曰はく、法智は能く九智を緣じて境と爲す。類智を除く。(一一二)

類智の境

類智は能く九智を緣じて境と爲す。法智を除く。

道智

道智は能く九智を緣じて境と爲す。世俗智を除く。〔そは〕道の攝に非ざるが故なり。

苦智集智

苦集の二智は、一一に能く二智を緣じて境と爲す。謂はく、俗と他心となり。

苦智の空非我なる空三昧、又は滅智の滅靜妙離なる無相三昧には相應し得ざるによる。(八)他心智は見の性なれば盡智無生智に攝せざること。(九)見道の中に他心智なきこと。これ速疾に轉ずるが爲なり。(十)無間道は斷惑を司るものなれば、同じく之に他心智なきこと等なり。婆沙二九（毘曇部八、一二八頁參照）

【一〇】婆沙二九に據れば、「我とが生已に盡きと了知する」は集を緣ずる四行相、「梵行已に立す」とは道を緣ずる四行相、「所作已に辯ず」とは、滅を緣ずる四行相、「後有を受けず」とは、苦を緣ずる苦と非常との行相なりと。

【一一】此の四句の慧義に就きては、婆沙一〇二（毘曇部十二、六〇頁參照）

【一二】婆沙二九（毘曇部八、三七頁以下）舊譯卷一九、二八八頁上、正理卷七三、光記卷二六、三九一頁中以下參照。

【一三】無漏は此十六云云。十六行相の外に無漏智ありや否やを明す段なり。前句は有部の正義として、十六行相の外に無漏智なしといふ說を述べたるものにして、第二句は有說としてその外にも無漏智ありといふ說を述べたるものとす。

特に、行相と能行と所行

慧及び諸の餘の心・心所法は有所緣なるが故に、皆是れ[一〇五]能行なり。[一〇六]一切の有法は皆是れ所行なり。

此れに由りて、三門の體に寬狹あり。慧は行相と能行と所行とに通じ、餘の心・心所は唯能行と所行とにして、諸の餘の有法は唯是れ所行のみなり。

[一〇七]第四章　十智の諸門分別

第一節　性と依地と依身

十智の三性・地・依身分別

已に十智の行相の差別を辯じたり。當に性の攝と依地と依身とを辯ずべし。[一〇八]頌に曰はく、

(14)(15)性は俗は三なり。九は善なり。　依地は俗は一切なり。
　他心智は唯四なり。　法は六なり、餘の七は九なり。
　現起の所依身は、　他心は欲・色に依る。
　法智は但だ欲に依る。　餘の八は三界に通ず。

三性分別門

論じて曰はく、是の如き十智を三性と攝せば、謂はく、世俗〔智〕は三性に通ず。餘の六智は唯是れ善のみなり。

界地門

依地の別とは、謂はく、世俗智は通じて欲界乃至有頂に依る。他心智は唯、四根本靜慮にのみ依る。法智は此の四〔地〕と及び未至と中間とに依る。餘〔の智〕は此の六地及び下三無色に依る。

依身門

依身の別は、謂はく、他心智は欲・色界〔の身〕に依りて倶に現前す可し。法智は但だ欲界〔身〕に依りて現起す。餘の八智の現起は通じて三界の身に依るなり。

智が若し他心の對境をも知るとせば、その對境には色等もあるべければ、他心智と言はれまじく、亦、他心の能緣の行相を知るとせば、却て自ら自身の能緣心を緣ずることとなるべし。何んとなれば、自心は是れ他心の能緣の行相なればなりと。

【七九】謂はく唯能く云云。他心智の限界を擧げたるものなり。他心智は(一)界繫よりすれば三界中、欲色の二界と無漏(非所繫)とのみを緣じて無色は緣ぜず。他心智は上地を知り得ざればなり。(二)又、他身の心々所を緣じて自身の心々所及び色等を緣ぜざること。(三)ただ同類心のみを緣ずること。即ち法智品分の他心智は法智品分をのみ知り、類智品分の他心智は類智品分を知り、有漏のはただ有漏を知るといふが如きことを云ひ、異類には及ばず。(四)唯一事のみを緣ずること。(五)實法を緣じて假法を緣せざること。(六)自相のみを緣じて共相を緣ぜざること。(七)三解脫門にては無願三昧と相應すれど、空三昧、無相三昧には相應せざること。これ他心智は道智をその一要素とするを以てなり、即ち道諦觀に於ける道如行出の無願三昧と相應すれど、

れ亦た當に是の如く有るべしと執す。四には我れ亦た當に變異して有るべしと執するなり。

流轉の斷ずるが故に滅なり。衆苦の息むが故に靜なり。[一〇〇]說くが如し、「苾芻よ、諸行は皆苦なり。唯涅槃のみあり、最も寂靜と爲す」と。更に上無きが故に妙なり。不退轉の故に離なり。

正道の如くなるが故に道なり。如實に轉ずるが故に如なり。定んで能く趣くが故に行なり。說くが如し。「此の道は能く清淨に至る。餘の見は必ず清淨に至る理無し」と。永く有を離るるが故に出なり。

論主別釋（第四釋）

又常と樂と我所と我との見を治せんが爲めの故に、非常・苦・空・非我の行相を修するなり。[一〇一]無因と一因と變因と知先因との見を治せんが爲めの故に、因・集・生・緣の行相を修するなり。解脫は是れ無しとの見を治せんが爲めの故に滅行相を修し、解脫は是れ苦なりとの見を治せんが爲めの故に靜行相を修し、解脫は是れ苦なりとの見を治せんが爲めの故に靜行相を修し、靜慮及び等至の樂は是れ妙なりとの見を治せんが爲めの故に妙行相を修し、[一〇二]解脫は是れ數退墮し永なるものに非ずとの見を治せんが爲めの故に離行相を修するなり。無道と邪道と餘道と退道との見を治せんが爲めの故に道・如・行・出の行相を修するなり。

行相體有部說

是の如きの行相は慧を以て體と爲す。

論主の評說

若し爾らば、慧は應に[一〇三]行相を有するに非ざるべし。慧と慧と相應せざるを以ての故なり。

[一〇四]此れに由りて、應に諸の心・心所の境を取る類の別を、皆、行相と名くと言ふべし。

し他の有情の貪に緣ぜらるるには非ざれども、他の有情に緣ぜらるるが故に共相の惑に緣ぜらると謂はば、無學の有漏心は共相の無明に緣ぜらるるが故に有癡心と名くべし。されど、貪は自相の惑なれば、無學の有漏心は貪の所緣となからず。從つて有貪とは言ふべからざらんとなり。（不共無明は共相の惑なり）。

【七六】契經とは雜阿含卷第十八、第四九九經、比丘、心法善修心、離ニ欲心一、離ニ瞋恚心一、離ニ愚癡心一、得ニ無貪法、無恚法、無癡法一、不レ轉ニ還欲有・色有・無色有法一（大正二、一三一頁中）參照。世親の如くせば離貪とは貪と相應せざる心の義となりて、有漏の善・無記等を皆攝すべきも、今の雜阿含十八の文よりすれば、欲・色・無色三界に墮せずと有りて、無漏心をいふが如し。その間に撞著を來たさざるやと難ず。

【七七】經意は、貪瞋癡を離るとは、三界の煩惱の得を離るゝに據りて說けるなり。即ち彼は、得を離れ三有に墮せざるを離貪と名くる義にてとき、我は、貪と相應せざるを離貪等と名くるの義に據る。各々一義に據るものなるが故に、各、失なしとなり。

【七八】爾らずんば云云。他心

當〔來位の五蘊を〕總じて我と執して總じて後有の欲を起す。三には當〔來の五蘊を〕別して我と執して、別して後有の欲を起す。四には續生の我を執して、續生の時の欲を起し、或は造業の我を執して造業の時の欲を起すなり。

第一は、苦に於いて是れ初因なるが故に、說いて名づけて因と爲す。種子の果に於けるが如し。第二は、苦に於て等しく招集するが故に、說いて名づけて集と爲す。芽等の果に於けるが如し。第三は、苦に於いて別緣と爲るが故に、說いて名づけて緣と爲す。田等の果に於けるが如し。謂はく、田・水・糞等の力に由るが故に果の味・勢・熟の德をして別に生ぜしむるをいふ。第四は、苦に於て能く近く生ずるが故に、說いて名づけて生と爲す。華藥の果に於けるが如し。

或は[九七]契經に說くが如く、[九八]二の五と二の四との愛行ありて四種の欲と爲るなり。[九九]現の總我を執するに五種の異有り。一には我れ現に決定して有りと執す。二には我れ現に是の如く有りと執す。三には我れ現に變異して有りと執す。四には我れは現に有りと執す。五には我れは現に無しと執するなり。當の總我を執するにも亦た五の異有り。一には我れ當に決定して有るべしと執す。二には我れ當に是の如く有るべしと執す。三には我れ當に變異して有るべしと執す。四には我れ當に有るべしと執す。五には我れ當に無かるべしと執するなり。當の別我を執するに、四種の異有り。一には我れ當に別に有るべしと執す。二には我れ當に決定して別に有るべしと執す。三には我れ當に是の如く別に有るべしと執す。四には我れ當に變異して別に有るべしと執するなり。續生の我等を執するにも亦た四種の異有り。一には我れ亦た當に有るべしと執す。二には我れ亦た當に決定して有るべしと執す。三には我

と散とに通ずるの過なしとなり。

【六九】謂はく此の釋に依るに云云。若し有部の如く釋するときは、散心等は同じく染汚心の故に、散心即沈心即小心等となり、聚心等は善心の故に聚心即策心即大心等となり、後の八句の差別の相が立たざるべしとの意。

【七〇】經に云云。婆沙論卷九五(毘曇部十一、三〇二頁)參照。沈心即掉心に非ざることを證する文。

【七二】豈に覺支云云。七覺支は定中に修するものなり。それを品の散心位にて修する理有らんやとの反難。

【七三】此れはとは、經はとの意にして經には作意して、定に入らんとするに就きて說くものにして、定に入りて覺支を起し、正修する間のことを說きたるには非ず。故に失無しとの意なり。

【七三】偏に沈心又は掉心が增上すると言ふ立場よりすれば、其の時を、沈心と稱し掉心と稱するも、若し恒に沈と掉とに相應するといふ見地をとれば、同じく染心にして、體異ならずと說くとなり。

【七四】食を斷ずることと未だ遍ねからざるが故に。

【七五】若し共相の惑云云。若

道聖諦に四相有り。一には道、二には如、三には行、四には出なり。通行の義なるが故に道なり。正理に契ふが故に如なり。正しく趣向するが故に行なり。能く永く超ゆるが故に出なり。

第二釋

又、究竟に非ざるが故に非常なり。重擔を荷ふが如くなるが故に苦なり。[九二]內に士夫を離るるが故に空なり。自在ならざるが故に非我なり。

牽引の義なるが故に因なり。出現の義なるが故に集なり。[九三]滋產の義なるが故に生なり。依と爲る義なるが故に緣なり。

續せずして相續斷ずるが故に滅なり。[九四]三の有爲の相を離るる故に靜なり。勝義の善なるが故に妙なり。極めて安穩なるが故に離なり。

邪道を治するが故に道なり。不如を治するが故に如なり。涅槃の宮に趣入するが故に行なり。一切の有を棄捨するが故に出なり。

是の如く、古のひとの釋すること旣に一門に非ず、故に所樂に隨ひて更に別釋を爲す。

世親の十六行相の自釋（第三釋）

生滅の故に非常なり。聖心に違するが故に苦なり。此れに於いて無我なるが故に空なり。自ら非我なるが故に非我なり。

因・集・生・緣は[九五]經に釋する所の如し、「謂はく、五取蘊は欲を以て根と爲し、欲を以て集と爲し、欲を以て類と爲し、欲を以て生と爲す」と。[九六]唯此の生の聲は應に後に在りて說くべきを論と異ると爲す。

此の四〔の欲〕の體相の差別は云何といふに、位の別に隨ふに由りて四の欲に異有るなり。一には現〔の五蘊を〕總じて我と執して總じて自體の〔貪〕欲を起す。二には

相應し、貪又は瞋と倶起するは二根と相應す。貪・瞋の起は必ず相應無明あるを以て、極は二といへるなり。

【六一】三とは、無貪・無瞋・無癡の三善根をいふ。

【六二】染心は隨轉少し。受・想・行を三といふ。卽ち染の識にはただ右の三のみ隨轉すればなり。

【六三】善心は隨轉多し。散の善心ならば、受・想・行の三のみなれど定心となれば定倶戒又は道倶戒の無表色も隨轉するを以て四蘊となるをいふ。

【六四】得修とは未來修をいひ習修とは現在修をいふ。

【六五】光記によるに、不解脫心とは染心なり、體是れ染なるが故に自性解脫せず。

【六六】有惑身中に於て起るが故に相續解脫せずと言ふなりと。

【六七】以下の論諍中、前の二十二心の解釋に反對するものを光記は經部師と取れるも、本論前揭の西方師の意見と以下とを倂せ考へ、並に寶師の說を參照して、西方師となし置けり。

【六七】經とは中阿含卷第四十二分別觀法經（大正一、六九四頁中以下）文意參照。

【六八】說くと雖も云云。眠と相應する染心は聚心にして散心に非ざるを以て、一心が聚

第三節　十六行相の實體、能所等に就いて
（十六行相の說明）

十六行相の實體

[八八] 十六行相の實事は幾有りや、何を行相と謂ふや、能行なりや、所行なりや。

頌に曰はく、

(13)行相は實には十六あり、　此の體は唯是れ慧なり。
能行は有所緣なり。　所行は諸有の法なり。

論じて曰はく、有る餘師の說く、「十六行相の名は十六なりと雖も、實事は唯七なり。謂はく、[八九]苦諦を緣ずるものは名も實も倶に四なり。餘の三諦を緣ずるものは、名は四なれども、實は一なり」と。

十六行相の名義　第一釋

如是說者は「實も亦た[九〇]十六なり」といふ。謂はく、苦聖諦に四相有り。一には非常、二には苦、三には空、四には非我なり。緣を待つが故に非常なり。逼迫の性なるが故に苦なり。我所の見に違ふが故に空なり。我見に違ふが故に非我なり。

集聖諦に四相有り。一には因、二には集、三には生、四には緣なり。種の理の如くなるが故に因なり。等しく現ずる理なるが故に集なり。相續の理なるが故に生なり。成辦の理なるが故に緣なり。譬へば、泥團と輪と繩と水と等の衆緣和合して、瓶等を成辦するが如し。

滅聖諦に四相有り。一には滅、二には靜、三には妙、四には離なり。諸蘊の盡くるが故に滅なり。[九一]三火息むが故に靜なり。衆患無きが故に妙なり。衆災を脫がるるが故に離なり。

て、汝の解釋は不都合ならずや。故に最初の解の如く、貪の爲に繫せらるるものならば、そは直接に相應せざるものも有貪心といふべく、貪と相應せざるものは離貪心といふべきなりと。

【五五】　等とは有瞋・有癡も、同理なるを以て等取するなり。

【五六】　聚心と散心とは相對立すべき分類にあるに拘らず、若し、西方師の諸說の如く解せば染汚心が眠と相應する時は、その心は、眠の故に聚と名くべく、染汚の故に散と名くるの不都合を來さん、故に不合理なりと。

【五七】　本論とは發智論卷第十九。（大正二六、一〇二三頁中）此の文に徵するに聚心は道智の所知と說く。道智の所知なれば必ず無漏心なり。無漏心が睡眠と相應する理なきが故にとの意。

【五八】　策心。奮發心又は努力心をいふ。

【五九】　或は根云云。小心と大心との分れは、根、卽ち善根・惡根の相應の多少により、或は價値の多少、或は眷屬の多少、或は隨轉（心所）の多少、或は力用の多少によりて、その名を得となり。

【六〇】　染心は根少し。獨頭の無明と倶起するは一根とのみ

るもの無し」と。

外國師の說（第二句）

[八三]外國の師は說く、「更に所餘の無漏の行相の十六に越ゆるも有り」と。云何にして然るを知るやといはゞ、[八四]本論に由るが故なり。本論に說くが如し。「頗し不繫心の能く欲界繫の法を了別するもの有りや。[八五]曰はく、能く了別するものあり。謂はく、非常の故に、苦の故に、空の故に、非我の故に、因の故に、集の故に、生の故に、緣の故に。[八六]是の處有り、是の事有りと。〔是は〕如理〔作意の〕引ける所の了別なり」と。

外國師異解を通ず

若し「彼の文は、不繫心の、欲界繫の法を了別する時、前に明す所の八行相を除きて、外に別に是の處有り、是の事有りといふ行相有ることを顯示せんが爲めにはあらず。但だ八行相を作すは斯れ是の處り有り、斯れ是の事有ることを顯示せんが爲めなり」と謂はば、此の釋は然らず、餘に說かざるが故なり。謂はく、若し彼の論が此の意に依りて說かば、應に餘の處に於いても亦た此の言を說くべし。然るに彼の[八七]餘の文には但だ是の說を作す。「頗し見斷心が能く欲界繫の法を了別すること有りや。曰はく、能く了別す。謂はく、我の故に、我所の故に、斷の故に、常の故に、無因の故に、無作の故に、損減の故に、尊の故に、勝の故に、上の故に、第一の故に、能く清淨なるが故に、能く解脫するが故に、能く出離するが故に、惑の故に、疑の故に、猶豫の故に、貪の故に、瞋の故に、慢の故に、癡の故に、不如理の所引の了別をするなりと」此等も亦た、應に是の處有り等の言を說くべし。〔然も〕既に此の言無し。故に釋する所は理に非ず。

ただ貪心所のために繫せらる(rāga-saṃyukta)點に就て云へるのみにて貪と相應するものにあらず。

【五二】有るは說く。有部に於ける一師の有貪、離貪の解釋にして、之に從へば有貪心とは唯だ貪と相應する心にして、離貪(vigata-rāga)とは、貪と相應せずとふ義にあらずして、寧ろ積極的に貪心を對治する作用をいふとなり。

【五三】瞋等と相應する心も離貪と云ふべし。然るに經には此等は有瞋心等と言ひて、離貪心と言はず。瞋等と相應する心を離貪と言はざること明かなり。故に離貪とは單に貪と相應せざるのみに非ず、積極的に貪を對治する心とすべし。

【五四】若し爾らは云云。前の有師を論師が難じたる文にして、離貪心とは、積極的に貪を治する心作用の名なりと言はば、その性無覆無記にして而も特別に貪を對治せんとするにあらざる心作用をば何と名づくべきや。汝の解に從へば、勿論離貪にあらざるべく、亦、貪と相應するにあらざるが故に有貪心にもあらざるべし。而も實際に心を有貪・離貪と分類する時は、此中に一切の心を攝すべき筈なるを以

能緣の行相をも取るや不やといふに、〔此は〕倶に取ること能はず。彼の心を知る時、彼の所緣と能緣の行相とは觀ぜざるが故なり。謂はく、但だ彼の有染等の心を知りて、彼の心の所染の色等を知らず。亦た彼の能緣の行相をも知らず。[七八]爾らずんば、他心智は亦た應に色等をも緣ずべく、又、亦た能く自らをも緣ずるの失有るべければなり。

他心智の一般的決定相

諸の他心智に決定の相あり。[七九]謂はく、〔他心智は〕唯能く欲・色界繫及び非所繫の、他相續の中の現在の同類の心・心所法うちの、一と實と自相とを取りて所緣の境と爲す。空と無相とには相應せず。盡・無生智には攝せられず。見道と無間道との中にも在らず。餘には遮せられずして、應の如く有るべし。

盡智無生智の行相

[八〇]盡・無生智は、空と非我と〔の二行相〕を除きて、各々具さに餘の十四行相有り。此の二智は勝義の攝なりと雖も、世俗に涉るに由るが故に空・非我を離るるなり。謂はく、彼の力に由りて、出觀の時に於いて是の言を作す。[八一]「我が生已に盡き、梵行已に立し、所作已に辨じ、後の有を受けず」と。

第二節　無漏智と十六行相

十大聖行相以外に無漏慧ありや

[八二]無漏は此の十六〔の行相〕を越えて、更に是れ所餘の行相に攝むるもの有りと爲んや、不や。

頌に曰はく、

(12)淨は十六を越ゆること無し。　餘は有りと說く、論にあるが故なりと。

迦濕彌羅師の說（第一句）

論じて曰はく、迦濕彌羅國の諸論師の言はく、「無漏の行相にして此の十六を越ゆ

【四八】薄伽梵云云。中阿含卷十九迦絺那經及び、中阿含卷二四、念處經（大正一、五八四頁上）（大正一、五五三頁中）參照。難意は、他心智は、例せば唯一受をのみ緣じ、而も其一受を緣ずるときは想等を緣ずること無しと言はば、今の中、阿含の經文に見るに、如實に有貪心等を了知すと說けるは、是れ貪と心と倶時に緣ずるの謂ひに非ざるや云云。

【四九】倶時に云云。貪の心所と心とを別別にとるも、ただその時間の極めて短き爲に同時の如く思はるるのみとなり。これ恰も衣を取るに垢をとらず、垢を取るに衣を取らざるが如しとなり。

【五〇】有貪心（sa-rāgam cittam）とは云云。前に他心智の所緣としての有貪心のことを說きたる因みに、經中にある有貪心以下十一對の心を明にする段なり。十智の行相に對しては直接の關係を有せざる問題とす今は先づ第一に有貪・離貪の一對を明す。

【五一】貪と相應する（rāga-saṃprayukta）ものの心云云。貪と相應する心とは、貪の心所と相應し、且つ之によりて繫せらるる心を指す。他の染汚と無記と世間との有漏心は、亦之を有貪心といふも、これは

りや。若し貪の得の隨ふが故にといはば、有學の無漏心をも[七四]應に有貪と名づくべし。貪の得が、隨ふが故なり。若し貪の所緣の故にといはば、無學の有漏心も應に有貪と名づくべし。〔他人の〕貪の所緣となるが故なり。若し彼の貪の所緣と爲ることを許さずんば、云何にして彼の心は有漏と成る可きや。[七五]若し共相の惑の緣と爲るに由ると謂はば、有癡と名づくべし。癡の所緣なるが故なり。

然るに他心智は貪の得をも緣ぜず、亦た心を緣ずる貪を緣ずとも說く可からず。寧んぞ他の心は是れ有貪等なりといふことを知らんや。故に貪の繫を有貪心と名づくるに非ず。

有部を以て徵す　若し爾らば云何。

論主の自意　今經の意を詳かにするに、貪と相應するが故に有貪心と名づけ、貪と相應せざるを離貪等と名づくるなり。

有部を以て難ず　若し爾らば、何故に餘の[七六]契經に貪・瞋・癡を離るる心は、還た三有に墮せずと言ふや。

世親經を通ず　[七七]得を離るるに依りて說くが故に、過有ること無し。

有部の難　豈に前に於いて已に此の說を破するにあらずや。餘の惑と相應するものは離貪の名を得べし。彼れも亦た貪と相應せざるが故なりと。

論主の答　若し此の意に依らば、許すも亦た違すること無し。然も說いて離貪心と爲さざるは、彼れは有瞋・有癡等に屬するが故なり。

且らく傍論を止めて、本宗を述ぶべし。

他心智の續論　此に明す所の他心智は亦た能く他の心の所緣をも取ると爲んや、及び亦た他心の

示したるものなり。初二句は法智類智に就て、第四句は四諦智に就て、五六七八の四句は他心智に就て、九十の二句は盡智・無生智に就て述べたるものとす。

(10) 〔dharmajñānānvayajñānaṃ ṣaḍaśākṛti, sāṃvṛtaṃ tathānyathāpi, catvāri svasvasatyākṛtini tu〕.

舊譯――法智及類智、有二十六行相一、俗智如不ㇾ如、由二自諦相一四、

(11) 〔tathā paramanojñānam amalaṃ, samalaṃ punaḥ jñeyasvalakṣaṇākāraṃ pratyekavastugocaram〕.

他心智亦爾、無垢、復有垢、如應知二自相一、緣二一物一爲ㇾ境

(12a) 〔śeṣaṃ caturdaśākāraṃ śunyānātmakavarjitam〕.

後二十四相、空無我所ㇾ離。

【四六】世智には云云。世俗智は煖、頂、忍に於いては一切法の共相を緣ずる十六行相を有するのみならず、更に五停心別總念住等に於いて、一切法の自相共相を緣ずる行相あるが故に此れあり、更に餘ありといへるなり。

【四七】故に此れは云云。この有漏他心智は前の無漏の十六行相の所攝にあらずとなり。

有部より問ふ

如何にして諸句の別義を辯ぜざるや。

西方師の答

[六九]謂はく、此の釋に依るに、散等、聚等の八の異相を辯了すること能はざるが故なり。

有部の救

我が諸釋に依るに、此の契經の中の八句の別義を辯ずること能はざるに非ず。謂はく、散等は同じく是れ染心なりと雖も、其の過失の差別を顯さんが爲めに、及び聚等は同じく是れ善心なりと雖も、其の功德の差別を顯はさんが爲めの故に、八義に依りて別して八の名を立てしなりと。

西方師の破

旣に違する所の經說を通ずること能はざるをもつて、辯ずる所の句義も亦た、成ぜざるなり。又、若し沈心は卽ち掉心なりと云はば、[七〇]經に、應に「若し爾の時に於いて心沈まば沈むを恐れて、安と定と捨との三の覺支を修する者を、非時修と名づく。若し爾の時に於いて、心、掉すれば、掉を恐れて擇と進と喜とを修するを、非時修と名づく」と說くべからず。

有部反難

[七一]豈に覺支を修するに、散〔位〕の別なる理有らんや。

西方師の答

[七二]此れは、作意して修せんと欲するを修と名づくるに據る。現前に修するには非ず。故に失有ること無し。

有部經を通ず

豈に我が說も亦た經に違すること無きにあらずや。諸の染心は皆、沈・掉と名づくと雖も、[七三]懈怠の增せる者を經に沈心と說き、掉擧の增せる者を經に掉心と說くと。恒に相應するに據れば、我れは體一と說くなり。

論主の難有貪心に關する徵破

自意に隨ふ語は唯れか復た遮せん。然るに實に此の經の意は是の如くならず。前に「一切の貪所繫の心を皆有貪心と名づく」と說けるが。貪の繫とは、是れ何の義な

欲界の滅道も上界の滅道も、その種類同じく共に滅は是れ常、是れ善にして、道は共に出離たり。されば、滅道・法智はたとひ欲界のものなりと雖も、上界の苦集の法に勝るなり。婆沙二八（毘曇部八、一〇〇頁）同、一〇八卷（毘曇部十二、一九〇頁）參照。

【四二】已に自らの怨とは、自らの所斷の惑を怨敵に喩ふ。上界の惑を斷ずる位には法智は已に欲界の惑を斷盡し、自己の怨敵は退散せるが故に、兼ねて他の上界の惑をも斷ずる意。

【四三】此れに由りて云云。已に上界の惑を斷ぜんとする位には下界の惑は斷ぜるが故に、此の理由に依りて類智は自らの對象たる上界の惑以外の欲界の惑を斷ずべき理由無しとの意。

【四四】十智の行相に就きては、婆沙卷一〇六（毘曇部十二、一三七頁以下特に他心智に就きては婆沙九九（同上、一頁以下）、二十二心に就きては、婆沙卷一五一、（毘曇部十四、三二六頁）及び同卷一九〇（毘曇部十六、三一一頁以下）舊譯卷一九、二八六頁下正理卷七三等參照。

【四五】此十智の中に於いて等。十智に於ける其の行相の狀を

(anuddhata-citta)とは、謂はく、善心なり。能く彼れを治するが故なり。

(七)不靜心と靜心

不靜(avyupaśānta)と靜心(vyupaśānta)とは應に知るべし。亦た爾ることを。

(八)不定心と定心

不定心(asamāhita citta)とは、謂はく、染心なり。散動と相應するが故なり。定心(samāhita citta)とは、謂はく、善心なり。能く彼れを治するが故なり。

(九)不修心と修心

不修心(abhāvita.c.)とは、謂はく、染心なり。[六四]得修と習修とに、倶に攝せざるが故なり。修心(bhāvita)とは、謂はく、善心(bhāvita)なり。二修有るべきが故なり。

(十)不解脱心と解脱心

不解脱心(avimukta.citta.)とは、謂はく、染心なり。[六五]自性と相續との解脱せざるが故なり。解脱心(vimukta citta)とは、謂はく、善心なり。自性と相續と解脱し容きが故なり。

以下右二十二心の解釋に關する論評

西方師の反對

[六六]是の如きの所釋は、契經に順ぜず。亦た、能く諸句の別義を辯ぜず。

如何にして此の釋は契經に順ぜざるやといふに、[六七]經に曰はく、「此の心は云何が內聚なる。謂はく、心若し惛眠と倶行し、或は內に相應するに、止のみ有りて觀無きをいふ。云何が外散なる。謂はく、心の五妙欲の境に遊渉し、隨つて散じ隨つて流し、或は內に相應するに、觀のみ有りて止無きをいふ」と。

毘婆沙有部難ず

豈に前に說くにあらずや。染心が眠と倶なれば、便ち一心が聚と散とに通ずる過有りと。

西方師の答

[六八]說くと雖も理に非ず。眠と倶なる諸の染汚の心は是れ散心なりと許さざるが故なり。

有部の難

豈に又、本論と相違すと說くにあらずや。

西方師の答

寧ろ論文に違すとも、經說に違すること勿れ。

きも其の行相が、苦智は、無常・空等、集智は集・因等と異る點により別立すと。

[三七] 此の二とは滅諦の境を觀じて滅靜等の行相を作すを滅智とし、道諦の境を觀じて道如等の四行相を作すを道智とする意。

[三八] 此は他の心所云云。他心智といひて、他心心所智と言はざるは初め加行位に專ら他の心を知らんと努力して、心所を計算に入れざりしに因める命名なりと。

[三九] 事辨の身中とは我が生已に盡き梵行已に立つ等と觀じ得る所作の事業の已に全く成辨せる無學の身に、最初に生ずる故に、盡智と名く。

[四〇] 上に言ふ所の如く等。大體よりすれば法智は欲惑を對治し、類智は上惑を對治する智なり。然れども修道に屬する滅・道法智は、亦、兼ねて上界をも治する力あることを述べたるものなり。

(9) dharmajñānaṃ nirodhe yan mārge vā bhāvanā-
pathe tridhātupratipakṣas tat,
nānvayaṃ kāmadhātuke.

舊譯――

法智於滅諦、及道諦修道、是三界對治、類智非欲治。

[四一] 修道所攝の滅道云云。

り。此は散動と相應して起るが故なり」と。

異說

西方の諸師は是の如きの說を作す。「眠と相應する者を名づけて聚心と爲し、餘の染汚の心を說いて名づけて散と爲す」と。

毘婆沙師の破

此は理に應ぜず。諸の染汚の心が若し眠と相應すれば、[五六]聚と散とに通ずべきが故なり。又、[五七]應に本論に言ふ所に違害すべし。「如實に、聚心を知るに、具足して四智有り、謂はく、法智と類智と世俗智と道智となり」と。

(四)沈心と策心

沈心(lina-citta)とは、謂はく、染心なり。此は懈怠と相應して起るが故なり。[五八]策心(pragrhita-citta)とは、謂はく善心なり。此は正勤と相應して起るが故なり。

(五)小心と大心

小心(amahadgatacitta)とは、謂はく、染心なり。淨品少き者の好みて習ふ所なるが故なり。大心(mahadgatacitta)とは謂はく、善心なり。淨品多き者の好みて習ふ所なるが故なり。

異解

[五九]或は根と價と眷屬と隨轉と力用との少と多との〔差〕に由るが故に、小と大と名づく。〔卽ち〕[六〇]染心は根少し、極は二とのみ相應するが故なり。善心は根多し、恒に[六一]三と相應するが故なり。染心は價少し。功用を以て成ずるに非ざるが故なり。善心は價多し。大資糧を以て成ずるが故なり。染心は眷屬少し。未來修無きが故なり。善心は眷屬多し、未來修有るが故なり。[六二]染心は隨轉少し、唯、三蘊なるが故なり。[六三]善心は隨轉多し、四蘊に通ずるが故なり。染心は力用少し、斷ずる所の善根は必ず還りて續くが故なり。善心は力用多し、忍(kṣānti)は必ず永く諸の隨眠を斷ずるが故なり。此れに由りて、染と善とは小と大との名を得するなり」と。

(六)掉心と不掉心

掉心(uddhata-citta)とは、謂はく、染心なり・掉擧と相應するが故なり。不掉心

【三一】然るに見の云云。本論に所有る智と見と云云といひ、推度を性とする見をも盡智無生智の一屬性としたるは、その眞意にあらずとなり。

【三二】本論とは、前註所記品類足論卷一の無智の次後に、この文あり。

【三三】世俗智は、世俗智の全分と他心智の少分有漏の他心智とを攝す。法智類智は夫夫法智・類智の各全分と苦・集・滅・道・盡・無生・他心七智の少分とを攝し、苦・集・滅・道の四智は夫夫各の全分と、法・類・盡・無生の四の少分とを攝し、道智は自の全分と法・類・盡・無生・他心の五智の少分とを攝し、他心智は自の全分と法・類・道・世俗の四智は自の全分と法・類・道・世俗の四智の少分とを攝し、盡無生二智は夫夫の自の全分と苦等四及び法・類の六智の少分とを攝す。

【三四】(8)〔svabhāvāt p ntipaksatvād〕 ākārākārngocarāt prayogāt krtakrtyntvāt hetuvistārnto dnśn.

舊譯——由ニ自性、對治、行相、行相境、加行、作事辨、因圓一故說レ十。

【三五】勝義の智とは勝義諦を知る智のこと。

【三六】此の二智は、境は同じ

特に他心智行相と所緣とに就きて

他心智の能緣

他心智の中には、若し無漏ならば、唯道を緣ずる四種の行相のみ有り。此れは卽ち是れ道智の攝なるに由るが故なり。若し有漏ならば、自の所・緣の心・心所法の自相の境を取るが故に、境の自相の如く、行相も亦た爾なり。[四七]故に此れは前の十六の所攝に非ず。是の如き〔他心智〕の二種は、一切時に於いて一念に但だ一事をのみ緣じて境と爲す。謂はく、心を緣ずる時は心所を緣ぜず。受等を緣ずる時は想等を緣ぜざればなり。

難

若し爾らば、何の故に、[四八]薄伽梵は、「如實に有貪心を了知す」と說けるや。

釋答

[四九]倶時に貪等及び心を取るに非ず。倶時に衣及び垢を取らざるが如し。

他心智の所緣としての有貪心等—傍論

(一)有貪心離貪心

[五〇]有貪心(sarāga)とは、二義ありて有貪といふ、一には貪と相應すると、二には貪の所繫となるとなり。[五一]貪と相應する心は具さに二義に由る。餘の有漏心は唯貪の所繫のみなり。

異說

[五二]有るは說く、「經に有貪心と言ふは、唯第一の貪と相應する心のみ說き、離貪心とは貪を治する心を謂ふ。若し〔單に〕貪と相應せざるものをのみ離貪心 (vigatarāga)と名くと云はば、[五三]餘の惑と相應するものも離貪の名を得べし」と。

論主評取

[五四]若し爾らば、心の、貪の對治に非ずして、不染汚の性なるものあらば、應に此の心を有貪心に非ず[五五]等と許すべし。是の故に、應に餘師の所說の貪の爲めに繫せらるるものをも有貪心と名づくることを許すべし。

(二)有癡心離癡心

乃至、有癡(samoha)、離癡(vigatamoha)も亦爾なり。

(三)聚心、散心

毘婆沙師は是の如きの說を作す。「聚心(saṃkṣipta-citta)とは、謂はく、善心なり。此は所緣に於いて馳散せざるが故なり。散心(vikṣipa-citta) とは、謂はく、染心な

參照。

【二七】 智とは決斷或は重て知るを謂ひ、見は推求、或は現照をいひ、明は明朗をいひ、覺は覺悟を、解は達解を慧は簡擇を、光は慧光を、觀は觀察を謂ふ、此の八は皆慧の異名なり。

【二八】 如何にして云云。無漏智は四諦を觀じて十六行相を作すものなるが、今の盡無生智も無漏智なれば、初念は四諦を觀じて十六行相を作し、後念も四諦を觀じて十六行相を作すべく、從って共相觀なるべし、爾れば我れ已に苦を知る等の自相的分別的行解を爲すべきに非ず、其の官能は唯見道の感性的範圍に止るべきに非ざるやとの問意なり。

【二九】 迦濕彌羅の諸師云云。吾已に知る等の悟解的自覺は、無分別の無漏たる盡智無生智より出觀して、後に夫夫是の如き有漏心を起して觀ずる所たり。而もその有漏心に於ける差別は、前の無漏心に起因する果なる以て、果の有漏智により直ちに因たる無漏心そのものを顯別して盡智無生智とするなり。(婆沙卷一〇二毘曇部十二、六四頁)參照。

【三〇】 有說は十六行相より外の行相を作す無漏智ありて、我已に苦を知る等と見る。

(9)滅・道を緣ずる法智は、　修道の位の中に於いて、
兼ねて上の修斷を治す。　類は能く欲を治すること無し。

修道位の滅道法智　論じて曰はく、[四一]修道所攝の滅・道の法智は、兼ねて能く上界の修斷をも對治す。欲の滅・道〔智〕は、上界に勝るが故なり。[四二]已に自らの怨を除いて、能く他を兼ぬるが故なり。

類智　[四三]此れに由りて、類智は能く欲を治すること無し。

第三章　十智の行相に就いて

[四四]第一節　十智行相の差別

十智の行相分別

[四五]此の十智の中に於いて、誰れは何なる行相を有するや。

頌に曰はく、

(10)法智及び類智は、　行相倶に十六なり。
世俗は此れと及び餘となり、　四諦の智は各四あり。
(11)他心智の無漏なるは、　唯四あり、謂はく、道を緣ずるなり。
有漏は自相緣なり。　倶に但だ一事を緣ず。
(12)[a]盡と無生とは十四あり、　謂はく、空と非我とを離す。

法智 類智　論じて曰はく、法智と類智とは一一に具さに非常・苦等の十六行相あり。十六行相は後に廣く釋すべし。

世俗智　[四六]世智には此れあり、及び更に餘あり。能く一切の法の自共相等を緣ずるが故なり。

四諦智　苦等の四智には一一各々自諦の境を緣ずる四種の行相あり。

る心を知る。之によりて初二念と第八集類智の三念を知ることを得れど、他は矢張、知ることと能はず。但し、これ以後に就きては、異說あり（婆沙一〇〇毘曇部十二、十四頁及び光記參照）

【三三】　此れ但だ下の加行とは、獨覺は聲聞より利根なるが故に下即ち少しの加行に由つて他心を知ることを得。此れ聲聞の大加行に由つて、第十六心を知るが如くならずして、集類の心を知る所以なり。

【三四】　盡・無生智に就きては婆沙一〇二（毘曇部十二、五六頁以下）、十智の相攝に關しては、婆沙一〇六（毘曇部十二、一四一頁以下）及び婆沙一五五（毘曇部十五、一五頁以下）、舊譯卷一九、二八六頁中、正理卷七三、光記二六、三八六頁上以下參照。

【三五】
(7)　zad pa śes pa bden
rnams la
yoṅs śes la sogs ṅes paḥo
yaṅ śes bya ba mad la
sogs
mi skye ba yi blor ḥdod
do.

舊譯——
盡智於二四諦一、已知等決知、
不二更應一レ知等、說名二無生智一。

【三六】　本論とは品類足論卷第一、（大正二六、六九四頁上）

(8) 自性と對治と、[三四]　行相と行相の境と、
加行と辨と因の圓とに由るが故に、十智を建立す。

論じて曰はく、七緣に由るが故に、二を立てて十と爲す。

世俗智　一に自性の故に、世俗智を立つ。[三五]勝義智を自性と爲るに非ざるが故なり。

法・類智　二に對治の故に、法と類との智を立つ。全く能く欲〔界〕と上界とを對治するが故なり。

苦・集智　三に行相の故に、[三六]苦と集との智を立つ。此の二智の境の體には別無きが故なり。

滅・道智　四に行相と境との故に、滅と道との智を立つ。[三七]此の二は行相と境と俱に別有るが故なり。

他心智　五に加行の故に、他心智を立つ。[三八]此は他の心所法を知らざるに非ず。本と加行を修するは、他の心を知らんが爲めなり。成滿の時も亦た、心所を知ると雖も、加行に約するが故に他心智の名を立つ。

盡智　六には事辨の故に、盡智を建立す。[三九]事辨の身中に最初に生ずるが故なり。

無生智　七には因の圓かなるが故に、無生智を立つ。一切の聖道を因と爲して生ずるが故なり。

第四節　法智・類智の對治力の限界に就いて

法智・類智の對治能力　[四〇]上に言ふ所の如く、法智と類智とは、全く能く欲〔界〕と上界との法を對治するや、少分の上と欲とを治すること有りと爲んや。

頌に曰はく、

るものなるも、他心智は一有情の一刹那の心を別緣するものなり。又見道は速疾の故に更に轉じて他心を知る暇無し、故に他心智は見道位には無し。但し見道の心も他心智の所緣とは作るとの意。

【三二】彼の諸の有情云云。一有情ありて見道に入る時、その心を知る爲めには、聲聞と獨覺とは、それだけの加行を修せざるべからず。然れども聲聞は唯その初二念、即ち苦法智忍、苦法智を知るのみにて、それ以上に及ぶ能はず。第三念は類分(苦類智忍、苦類智)なるが、聲聞が此の類分を知る爲めには十三刹那の加行を要す。從つて更にこの類分をも知らんとして新に加行を起し十三念を得て相手の心を觀ぜんとするときには、相手の方は、容捨なく觀智を進むるが故に已に第三念より十三念の間に、第十五心を經りて第十六心の修道に進み居るが故に、初めの二念以上は知らざることとなるなり。

【三三】麟喩の法分云云。獨覺は聲聞の如く、法分の初二念を知り、更に之の類分を知らんとして、更に新なる加行を起すに、聲聞よりも獨覺は五刹那にて加行滿ずるが故に彼の有情の第八心即ち集類智と俱な

盡智と名づく。云何が無生智なる。謂はく、正しく自ら我れ已に苦を知る、更に知るべからず。廣說して、乃至我れ已に道を修す、更に修すべからずと知らば、此れに由る、所有廣說乃至、〔觀とは〕是れを無生智と名づく」と。

無漏智の共相との關係

有部の本義

〔二八〕如何にして無漏智は是の如き知を作す可きやといふに、〔二九〕迦濕彌羅の諸論師は說く、「〔二智より出でて、後得智の中に是の如き知を作すが故に失有ること無し。此れ後に得する二智の別なるに由るが故に、前觀の中の二智の差別を表はす」と。

異說

有るが說く、〔三〇〕「無漏智も、亦た、是の如きの知を作す」と。

本論の見字を通釋す

〔三一〕然るに〔本論に〕「見」の言を說くは、言便に乘ずるが故なり。或は諦理に於いて現に照して轉ずるが故なり。此れに由りて、〔三二〕本論に亦た、是の言を作す。「且らく諸智も亦た、見と名づく」と。

十智の相互相攝

是の如きの十智の相攝は云何。謂はく、〔三三〕世俗智には一の全と一の少分とを攝す。法〔智〕類智には各一の全と七の少分とを攝す。苦・集・滅・智には各一の全と四の少分とを攝す。道智には一の全と五の少分とを攝す。他心智には一の全と四の少分とを攝す。盡・無生智には各一の全と六の少分とを攝す。

第三節　十智建立の理由

十智の建立

何に緣りて、二智を建立して十と爲すや。

頌に曰はく、

滅未ㇾ生不ㇾ知、法類五不ㇾ知、（6）〔na dharmānvayadhi-pakṣāv anyonyam vetti, dṛkṣaṇau śrāvakaḥ khaḍgakalpas trīn sarvān buddho 'pra-yogataḥ〕

見位初二念　聲聞、犀喩三、佛自然具知。

【一五】決定の相とは、一定の制限ありといふ義。

【一六】下地の智は云云。他心智は色界四根本定によりて起るその初定發の他心智は第二定已上の心を知らざるが如し。

【一七】信解云云。信解の他心智は見至の心を知らず、時解脫の他心智は不時解脫の心を知らざる意。見道位に於ては他心智は起らざるが故に、隨信行、隨法行の他心智といふものは無し。

【一八】不還云云。不還果の聖果の他心智は羅漢、獨覺、佛の心を知らざるが如し。聲聞の應果とは聲聞の羅漢のこと。

【一九】欲界と上界との云云。法智品の他心智は欲界の見惑修惑の對治を境とし、類智品の他心智は上二界のそれを境とするものにして、その境とする範圍が全然異るを以て、互に知らずとなり。

【二〇】此の他心智は云云。見諦の觀は、共相の理を總觀す

して、彼〔有情〕の見道の位の心を知らんと欲することを爲すことあらんに。

[二一]彼の諸の有情が見道の位に入らんとするときに、聲聞の法分の加行が若し滿ずれば、彼の見道の初めの二念の心を知る。若し更に類分の心を知らんが爲めの故には別して加行を修すべく、加行の滿ずるに至りては、彼〔の有情〕は已に度して第十六心に至る。此の心を知ると雖も見道を知るに非ざるなり。

麟角喩獨覺の他心智と見道位

[二二]麟喩の法分は、加行若し滿ずれば、彼の〔有情の〕見道の初二念の心を知る。若し更に類分の心を知らんが爲めの故には、別して加行を修すべく、加行の滿ずるに至れば、彼の第八の集・類智の心を知る。[二三]此れは、但だ下の加行に由るを以ての故なり。

世尊の他心智

有るは說く、「初二及び第十五心を知る」と。

世尊は知らんと欲すれば、加行に由らず。彼の見道に於いて一切能く知るなり。

第二節　特に、[二四]盡智・無生智に就いて、並に十智の相攝

盡智・無生智の別

盡〔智〕と無生智との二の相に、何なる別ありや。

[二五]頌に曰はく、

(7)智の四聖諦に於いて、　　我れ已に知る等と、

更に知るべからず等と知るとは、　　次の如く盡と無生となり。

盡　智

論じて曰はく、[二六]本論に說くが如し、「云何が盡智なる。謂はく、無學の位にて、若し正しく我れ已に苦を知り、我れ已に集を斷じ、我れ已に滅を證し、我れ已に道を修すと知らば、此れに由る、所有、[二七]智と見と明と覺と解と慧と光と觀とは、是れを

無　生　智

るを以て慶慰を生ずるなり、又空・非我の行相を作さざるは、出觀の後「我生已盡」等の俗心を起す筈のものなればなり。

【二二】金剛喩定は苦集の類智にし有頂の四蘊を緣ずることも有り、又滅・道の法智・類智にて九地の滅・道諦を緣ずることも有り。その中、有頂の苦集諦を緣ずるときは盡智無生智の初念の所觀と同じく、若し九地の滅諦道諦を緣ずるときは異る。

【二三】婆沙は特には卷一〇〇(毘曇部十二、一二三頁以下)舊譯卷一九、二八六頁上、正理卷七三、光記二六、三八四頁下以下參照。

【二四】前の所說の九種云云。前所說の九智より更に他心智を開いて十智となすことを述ぶるなり。八句中前二句は他心智所立の條件を述べたるもの、第三四五の三句は他心智の制限を述べたるもの、後の三句は聲聞、獨覺、佛の三者の有する他心智の範圍を明したるものなり。

(5b)　cetmbhyaḥ parncitta=vit.

〔…………kṣiṇajātaṃ na vet i sā〕

舊譯――

從⌄四他心智、　過地根人上、

(5)[b]法と類と道と世俗とは、　他心智を成ずること有り。
勝れたる地と根と位と　去來世とに於いては知らず。
(6)法と類と相知らず。　聲聞と麟喩と佛とは、
次の如く、見道の　二と三との念と一切とを知る。

他心智（前二句）

論じて曰はく、法と類と道と及び世俗との智は、他心智を成ずることあり。餘は則ち然らず。

他心智の境の限界

此の智は境に於いて[一五]決定の相有り、勝と及び去來の心とを知らざるを謂ふ。

特に、三勝心を知らず

〔所謂〕勝心に三あり。謂はく、地と根と位と〔勝る心〕なり。地〔勝る心を知らず〕とは、[一六]下地の〔他心〕智は上地の心を知らざるを謂ひ、根〔勝る心を知らず〕、[一七]信解と時解脱との根の〔他心〕智は、見至と不時解脱との心を知らざるを謂ひ、位〔勝る心を知らず〕とは[一八]不還と、聲聞の應果と、獨覺の〔中〕、前前の位の〔他心〕智は、後後の勝位の者の心を知らざるを謂ふなり。

去來心を知らず

此の智が去・來の心を知らざることは、〔此の他心智は〕唯現在の他の相續の中に於いて、能く心等を縁じて、境界と爲すを以ての故なり。

法類智の相互不知

又法と類との品の〔他心智〕は互に相知らず。謂はく、法智に攝する諸の他心智は類品を知らず。類智に攝する所の諸の他心智は法品を知らず。法と類との智は、[一九]欲〔界〕と上界との全分の對治のみを以て所縁と爲るに由るが故なり。

特に、見道位と他心智

[二〇]此の他心智は見道の中には無し。總じて諦理を觀じて極めて速かに轉ずるが故なり。然も〔見道の諸位は〕皆此の智の所縁と作るを容し。

聲聞の他心智が見道位を知るの限界

若し諸の有情が、將に見道に入らんとするとき、聲聞と獨覺とは、預め加行を修

---

(4) [satyabhedata evaite catvāri(?)], ete caturvidhe [kṣayānutpādayor jñāne], te punaḥ prathamodite
(5a) [duḥkhahetvanvaya=jñānam],

舊譯——此二由諦異、　成四四更二、名盡無生智、　此智復初生、苦集類智性。

法智、類智の二を開きて八智と爲すことを明す。法智、類智は總稱にして、更に之れを其の境の差別によつて苦等四智となし、彼此合して六と成し、その中更に無學に攝して見に非ざる者を盡智・無生智と名けて別立して、合して八智と名く。之に世俗智を加へて九智と稱す。

【一一】此の二の初生云云。盡智無生智は四諦に對する自覺智に外ならざれば自體は矢張法智・類智なり。然しこの盡無生智は有頂地の四諦を觀察するに及んで初めて生ずるのにして、而もその初めは苦諦下の非常と苦との行相、集諦下の四行相の六行相にて、有頂の五蘊を觀じ終りて生ずるが故に初生は唯苦類智と集類智となりと云ふなり。四諦の境ある中、何故に有頂の苦集をのみ觀ずるやと言ふに、有頂の苦・集は無始以來斷ぜしこと無きに、今始めて斷ぜ

三智　是の如き二智の相の別に三有り。謂はく、世俗智と法智と類智となり。

世俗智　[九]前の有漏智を總じて世俗と名づく。多く瓶等の世俗の境を取るが故なり。

法智類智　後の無漏智に法と類との別を分つ。

三智の境　三の中、世俗は遍く一切有爲・無爲を以て所緣の境となし、法と類との二種は、其の次第の如く、欲と上界との四諦を以て境と爲す。

第二項　無漏の八智と俗智

即ち是の如き二種の智の中に於いて、

頌に曰はく、

(4)(5) [一〇][a] 法と類とに境の別なるに由りて、　苦等の四の名を立つ。
皆盡と無生とに通ず。　初めは唯苦と集との類のみなり。

特に、無漏の八智　論じて曰はく、法智、類智は境の差別に由りて分ちて、苦・集・滅・道の四智と爲す。

六智

盡智無生智　是の如き六智の、若し無學の攝なるも、見の性に非ざるものを、盡・無生〔智〕と名づく。[一一]此の二の初生は、唯、苦・集の類〔智〕なり。苦・集を緣ずる六種の行相を以て、有頂の蘊を觀じて境界と爲すが故なり。

盡無生智と金剛喩定との境　[一二]金剛喩定の境は此れに同じきや。苦・集を緣ずるは同じきも、滅・道を緣ずるは異なり。

第三項[一三]　十智、特に他心智に就きて

[一四]前の所說の九種の智の中に於いて、

頌に曰はく、

二六、三八四頁中以下參照。

【八】智に幾種云云。頌は十智を明にするに先ち、先づ有漏無漏の二智を開きて世俗智、法智、類智の三智となすを明にしたるものとす。

(2)〔sāsravānāsravaṃ jñānam, ādyaṃ〕 saṃvṛtam 〔ucyate, anāsravaṃ dvidhā dharme jñānam anvaya eva ca〕.

舊譯——

有流無流智、　第一名₂俗智₁、無流智有₂二₁、　法智及類智、

(3) 〔saṃvṛtagocaraḥ sarvam, dharmas.ṃkhyasya gocaraḥ kāmaduḥkhādi, anvayasya tūrdhvaduḥkhādi gocaraḥ〕.

俗智一切境、　欲苦等爲₂境₁、法智、若類智、　上苦等爲₂境₁。

【九】有漏智を總じて世俗と名くるは多く瓶・衣・舍の物性の毀壞す可き境を取り、世俗の情を顯すが故に、又、多く世間の俗事に順じて轉ずるが故に。多分に從つて世俗と名けしものなるも、必ずしも、勝義を取り勝義の事に順じて轉ずること無きには非ず、有漏の六行相となりと轉ずるもの、又は、四善根となる修慧の如く世俗の正見智と稱すべきものあるが故なり。

【10】

是の如く説く所の聖と有漏との慧は、皆擇法なるが故に、並びに慧の性に攝むるなり。

第二章[七] 十智の相の差別に就いて

第一節 十智の開展

第一項 智の有漏無漏の差別

智の世俗・法・類智分別

智に幾種有りや。相の別は云何。

頌[八]に曰はく、

(2)智に十あり、總じては二有り。　有漏と無漏との別なり。
有漏は世俗と稱し、　無漏は法・類と名づく。
(3)世俗は遍きを境と爲す。　法智と及び類智とは
次の如く、欲と上界との　苦等の諦を境と爲す。

智の十種

論じて曰はく、智に十種有り。一切の智を攝す。一には世俗智(saṃvṛti-jñāna)、二には法智(dharma-jñāna)、三には類智(anvaya-jñāna)、四には苦智(duḥkha-jñāna)、五には集智(samudaya-jñāna)、六には滅智(nirodha-jñāna)、七には道智(mārga-jñāna)、八には他心智(para-citta-jñāna)、九には盡智(kṣaya-jñāna)、十には無生智(anutpāda-jñāna)なり。

二智

是の如きの十智は、總じては唯、二種のみなり。有漏と無漏との性の差別あるが故なり。

---

tadanyobhayathāryā dhir, anyā jñānaṃ dṛṣṭaś ca sat

舊譯——無垢忍非ㇾ智、盡無生非ㇾ見、異ㇾ彼聖智二、餘智、見有ㇾ六。婆沙九五(毘曇部、十一、二八三頁以下)同、一九六(毘曇部十七、八四頁)舊譯卷一九、三八三頁下、正理卷七三、參照。

【三】八忍は其斷ずる所の疑と倶生して之を斷ぜんとする位にして、未だ疑の得の爲めに障へられて決斷すること能はず。又は忍は未だ嘗て見ざる四諦の理を今初めて見るものにして、未だ重觀せざるが故に分明ならず、故に智と名けず。而も忍は推考し推し計りて起るものなるが故に見の性に攝す。

【四】所餘とは八忍と盡無生の二智を除きたる餘の無漏慧をいふ。

【五】有漏慧は、眞の對治に非ず、倘退することありと雖も決斷の性あるが故に皆智に攝するなり。

【六】五の染汚の見とは身見等の五見をいふ。

【七】婆沙卷一〇五—一〇六(毘曇部十二、一二八頁以下)同、卷九八(毘曇部十一、三六三頁以下)等、舊譯卷一九、二八五頁下、正理七三等光記

卷の第二十六〔分別智品第七の一〕

本論第七編 [一]分別智品

第一章 忍と智と見との關係

慧の忍・智・見分別

[二]前品の初めに、諸忍と諸智とを說き、後に於いて、復た正見と正智とを說けり。忍(kṣānti)にして智に非ざるもの有りと爲んや、智(jñāna)にして見(dṛṣṭi)に非ざるもの有りと爲んや。

頌に曰はく、

(1)聖慧の忍は智に非ず。　盡と無生とは見に非ず。
餘は二なり。有漏の慧は　皆な智なり。六は見の性なり。

慧の二種

論じて曰はく、慧に二種有り。有漏と無漏となり。唯、無漏の慧のみに立つるに聖の名を以てす。

八忍（第一句）

此の聖の慧の中にて、[三]八忍は智の性に非ず。自らの所斷の疑、未だ已に斷ぜざるが故なり。見の性に攝む可し、推度の性なるが故なり。

盡無生二智

盡と無生との二の智は見の性に非ず、已に求むることを息めて心に推度せざるが故なり。

所餘の無漏慧

[四]所餘は皆智と見との二性に通ず。已に自疑を斷じ、推度の性なるが故なり。

有漏慧

[五]諸の有漏の慧は皆智の性に攝む。中に於いて、唯六は亦た、是れ見の性なり。謂はく、[六]五の染汚の見と世〔俗〕の正見とを六と爲す。

【一】分別智品は舊譯に、分別慧品とあり。上來分別賢聖品四卷に於て修行果としての賢聖を明し來りたるが、以下の二品に於て、是の如き聖果を得すべき因緣を明さんとす。その中今は親因としての如上の賢聖の內包たる聖智を解說するものなれば智品と名く。その中二大科有り。初に諸の智の差別を明し、後に智所成の功德を明す。第二十六卷は前問題を論したるものにして、第二十七卷は後問題を論じたるものとす。

【二】忍にして智にあらざる云云。忍・智・見の三は共に七十五法よりすれば慧(prajñā)の異作用なり。然れども其間に區別ありて、忍は忍可とて、大體に於て諦理の眞相を認めながらも、未だ決斷に至らざるをいひ、智とは確かに相違なしと決斷する作用をいひ、見とは主として推理尋求の作用をいふ。今は智品の總說として、其三者の法相的意義を明にせんとしたるものなり。頌中、初二句と第三句の前半は無漏の慧を明にしたるものにして、其餘は有漏慧を明にしたるものとす。

(1) nāmalāḥ kṣāntayo jñānam, kṣayānutpādadhīr na dṛk,

く染を離るゝが故に。

第三單句　厭にして亦た離なるものあり。苦・集を緣じて能く惑をして斷ぜしむる所有忍と智となり。

第四倶非句　厭と離とに非ざるもの有り。謂はく、滅・道を緣じて惑をして斷ぜしめざる所有忍と智となり。

前四句の重釋　[一七六]應に知るべし、此の中、先に欲染を離れて、後に諦を見る者の、所有法忍と、及び諸の智の中の加行と解脱と勝進との道に攝むるものとは、惑をして斷ぜしめず。惑は已に斷ずるが故に、斷治に非ざるが故なり。

【一七六】應に知るべし云云。上の四句の意を重て釋明する、先に離欲せる者にして後に見道に入るものゝ法忍は若し苦・集諦を緣ずるときは厭にして離に非ず、惑已に斷ずるが故に(第一句の攝)。若し滅道を緣ずるときは厭にも非ず又離にも非ず、欣境を緣ずるが故に、惑も已に斷ずるが故に(第四句の攝)。又諸の智の中、見道の解脱道に攝するものと、修道の加行・解脱・勝進の三道に攝するものとは、若し苦集を緣ずるときは、厭なるも、離に非ず、厭境を緣じ、然も、斷對治に非ず。無間道のみ惑を斷ずるが故なり。(第一句の攝)。若し滅・道を緣ずるときは厭離倶に非ず、欣境を緣じ、且つ斷治に非ざるが故なり。(第四句の攝)。

結を斷ずるをいひ、滅界と言ふは、所餘の貪等の隨眠の隨增する所の事を滅するを謂ふなり。故に、經に說く、「三界は卽ち無爲解脫なり」と。

第六節　厭と離との關係

厭と離

〔問ふ〕[一七五]若し事の能く厭するは、必ず能く離するや。〔答ふ〕爾らず。云何となれば、

頌に曰はく、

(79)厭は苦・集を緣ずる慧なり。　離は四を緣じて能く斷ず。
　相對するに互に廣狹あり。　故に應に四句を成ずべし。

厭の體

論じて曰はく、唯、苦・集を緣じて起す所の忍と智とをのみ、說きて名づけて厭(nirveda)と爲す。餘は則ち然らず。

離

四諦の境の中に於いて起す所の忍と智との能く惑を斷ずるものは、皆、離(virāga)の名を得す。

〔此の二には〕廣狹の殘りあるが故に、四句を成ず。

厭と離との四句分別　第一器句

厭にして離に非ざるもの有り。謂はく、苦・集を緣ずるも惑をして斷ぜしめざる所有忍と智となり。厭の境を緣ずるが故に、染を離るゝに非ざるが故に。

第二單句

離にして厭に非ざるもの有り。謂はく、滅・道を緣じて能く惑をして斷ぜしむる所有忍と智となり。欣境を緣ずるが故に、能

約せば、體に差別無し、一一の擇滅は皆、斷とも離とも滅ともなすが故なり。

【一七四】婆沙及び光寶によれば以下の說明は九結による卽ち離界は貪愛結の離に、斷界は餘の八結の斷に、滅界は所餘の諸の有漏法の滅に名くとなり。

【一七五】若し事の云云。一口に厭離と云へど、厭と離との間には廣狹の差異あることを明にしたるものなり。

(79) nirvidyate duḥkhahetu-
kṣāntijñānaiḥ, virajyate,
sarvair jahāti yaiḥ,
[evaṃ cātuṣkoṭikasaṃbhavaḥ].

舊譯—厭離由苦集、　忍智、故離欲、
二由一切滅、　此中立四句。

特に、厭につきては婆沙一九六(毘曇部十七、八七頁以下、婆沙卷二八毘曇部八、一一一頁以下)其他は、舊譯卷一八、二八五頁中、正理七二、光記二五、三八二頁下參照

なれば、惑の得と俱なること無ければなり。

斷障の時

第三項　道の斷障時と解脫

[一六九]道は何れの位に於いて障の生ずるをして斷ぜしむるや。

頌に曰はく、

(77b)道は唯正滅の位にのみ、　能く彼の障をして斷ぜしむ。

正滅と正生

論じて曰はく、[一七〇]「正滅の位」の言は、現在に居ることを顯はす。「正生」の言は、未來世を顯はすが故なり。

道の斷障

道の能く障を斷ずるは、唯正滅の時のみなり。餘の位には定んで斷障の用無きが故なり。解脫が、未生のものにも通ずるが如きには非ず。〔解脫は〕生と未生と、離障同じきを以ての故なり。

[一七一]第四項　斷・離・滅の三界無爲解脫

經に三界を說く。[一七二]「謂はく斷と離と滅となり」と。〔こは〕(一)何を以て體と爲すや。(二)差別は云何。

頌に曰はく、

斷・離・滅界三界の體

(78)無爲を三界と說く。　離界は、謂はく貪を離るゝなり。

斷界は餘結を斷ずるなり。　滅界は彼の事を滅するなり。

論じて曰はく、[一七三]斷等の三界は、卽ち前に說ける無爲解脫を分ちて以て自體と爲す。

三界の差別

[一七四]離界と言ふは、但だ貪を離するを謂ひ、斷界と言ふは、餘の

【一六九】道は何れの位云云。無學心の生ずるを障ゆるものを斷ずるは、何れの位なりやとの問なり。但しここに道とは金剛喩定と考へば理解し易し。頌意は、金剛喩定はその現在に於て障を破する力あり、過去未來に於てにあらずといふにあり。嚴密にいはゞ、道が能く障を斷ずるは、道が唯現在正滅相時に居する時にして、其時、現の惑の得を衰へしめ、惑の勢力をして後の惑の得を引いて、生相に至らしめざるに至る、此の時を斷障と言ふとなり。

(77b) niruddhyamānamārgas

tu prajahāti tadāvṛtim.

舊譯―正滅道能滅二　能障レ道諸惑一。

【一七〇】正滅位と正生位とに關しては、婆沙卷一八三(毘曇部十六、一七三頁)參照せよ。

【一七一】三界に就きては婆沙卷第二九(毘曇部八、一一九頁以下)舊譯卷一八、二八五頁中、正理卷七二、光記二五、三八二頁下參照。

【一七二】謂はく斷離滅云云。雜阿含第十七第四六四經(大正二、一一八頁中)長含第八衆集經等に斷と離と滅とを名けて三界といへり、(一)其三界の體はいかん(二)その區別はいかんの二間を論ずるはこの項の目的なり。頌は初句にて第一間に答へ、後三句にて第二間に答へたるものとす。

(78) [asaṃskṛtā dhātur iti],

virāgo rāgasaṃkṣayaḥ,

[prahāṇadhātur anyeṣām,

nirodha iti] vastunaḥ.

舊譯―無爲解脫界、　離レ欲謂欲滅、

滅界餘惑滅、　永除別類滅。

【一七三】此の斷等の三界は皆擇滅を以て體となるが故に且く、世俗に約して、三界の異を立つるのみ、實義に

心の解脫時に就きて

(77a)無學の心の生ずる時、正しく障より解脫す。

論じて曰はく、[一六二]本論に說くが如し、「初無學の心の未來生の時、障より解脫す」と。

障 何をか謂ひて、障と爲すやといふに、謂はく、煩惱の得なり。彼の〔得〕は能く此の〔無學〕心の生ずるを遮するに由るが故なり。

正解脫 金剛喩定の正滅の位の中に彼の得は、正しく斷じ、初無學心の正生の位に於いて、正しく解脫を得するなり。

已解脫 金剛喩定の已滅の位の中に、彼の得は已に斷じ、初無學の心の已生の位に於いて、已解脫と名づくるなり。

無學心及び世俗心の解脫 未生の無學〔心〕と及び世俗心も、[一六三]爾の時に當りて亦た、解脫すと名づく。然も今は且らく[一六四]決定して生ずるものゝみを說く。爾の時に於いて〔無學の初心は〕[一六五]身と世とに行ずるを以ての故なり。

特に、世俗心の解脫 [一六六]諸の世俗の心は何より解脫するやといふに、亦た、即ち彼の心の生ずることを遮する障より〔解脫する〕なり。

難 [一六七]未だ解脫せざる位に此〔世俗心〕は豈に生ぜざらんや。

釋 已に生ずること有りと雖も、今の者に似ず。

問 彼れは何の似る所ぞ。

答 [一六八]〔彼は〕惑の得と倶なるものなり。此の後に、若し生ずるもの

び無學の有漏の善心が障より、即ち煩惱の得より、解脫する時を明にするなり。因みに心とは心所をも含む

(77a) 〔vimucyate jāyamānam cittam aśaikṣam āvṛteḥ〕.

舊譯—解脫正生心、無學從惑障。

【一六二】本論とは發智論第一（大正二六、九二一頁中）に「何等心解脫、過去耶、未來耶、現在耶。答。未來無學心生時、解脫一切障」とあり參照。初無學の心とは無學の初の盡智のこと。それが未來生相位に有るとき、障を解脫するを正解脫と名くとの意。こは現在世を已解脫と名くるを簡ぶ命名なることを忘るべからず。

【一六三】爾の時とは無學の初心位をいふ。

【一六四】無學の初心及び世俗心は、金剛喩定の滅位に、決定して解脫するも、其の他の場合は、生ずることもあり不生のこともあるを以て、今は此の決定位のみをとくとなり。

【一六五】身と世とを行ず云云。無學の初心は定んで現身と現世とに行ずれど、餘の心はその生不生定まらずとなり。

【一六六】諸の世俗心とは、ここにては無學者の生ずる世俗の善心を指す。俗人のそれにあらず。

【一六七】未だ解脫云云。有漏世俗の心の未解脫の位より已に生じつつあり。然るに、今、如何にして解脫すと稱することを得べきやとの難意なり。

【一六八】彼は惑の得云云。無學心の生ぜざる時の有漏の善心は惑の得と倶行すれど、無學心の起れる以後のそれには、惑の得を伴はずして淸淨なりとなり。

無學の正解脱支の體

[156]解脱の體に二有り。謂はく、有爲と無爲となり。有爲解脱とは、無學の勝解を謂ひ、無爲解脱とは、一切の惑の滅を謂ふ。有爲解脱を無學支と名づく。支の名を立つることは有爲に依るを以ての故なり。無學支に攝する解脱に復た二種有り。即ち餘の[157]經には心〔解脱〕と慧解脱といふ。應に知るべし。此の二は即ち解脱蘊なることを。

經部難ず

若し爾らば、[158]契經の中に〔是の言を〕說くべからず。〔謂はく〕契經に言ふが如し「云何が解脱の清淨の最勝なる。謂はく、心は貪より離染解脱し及び瞋・癡より離染解脱し、〔此の〕解脱蘊に於いて未滿を滿さんが爲めと、已滿を攝せんが爲めに、欲勤等を修す」と。故に解脱蘊は唯勝解のみには非ざらん。

有部徵す

若し爾らば是れ何ん。

論主答ふ

[159]有餘師の說く、「眞智の力に由りて、貪瞋癡を遣り、即ち心に〔煩惱〕垢を離るゝを解脱蘊と名づく」と。

正智の體

是の如く已に正解脱の體を說きつ。正智の體は前の覺に說くが如し。謂はく、即ち前に說きたる盡〔智〕無生智なり。

[160]第二項　無學心の正解脱の時

[161]心は何れの世に於いて正しく解脱を得し、而も無學の心の解脱と言ふや。

頌に曰はく、

【一五六】解脱の體に二有りとは、一に無爲解脱は擇滅を體とするものにして、不變不動なるが故に之を無爲といふ。二に有爲解脱はその無爲解脱を得す勝解の名にして、動くが故に之を有爲解脱といへるなり。

【一五七】餘の經とは雜阿含第八、第二一一經に曰く、亦當下不レ久得中盡二諸漏一無漏心解脱慧解脱上（大正二、五三頁中）心解脱とは心王と相應する勝解、慧解脱とは慧の心所と相應する勝解なり。此の二の勝解は、五分法身即ち五無漏蘊中の解脱蘊に攝するなり、而して、この解脱蘊は無學の正見正智と、相應する勝解にして有爲解脱なるなり。

【一五八】契經とは、雜阿含卷第二十一、第五六五經（大正二、一四九頁上）參照。此の經に四種の清淨の最勝を明す、第一戒、第二定、第三見、第四解脱なり。今は第四の解脱なり。今は第四の解脱を說明せる一段につきて言ふなり。經中には已に解脱は心が貪等より解脱なりと言ひて而も解脱は勝解なりとは言はざるが故に勝解のみが解脱には非ざるべしとの意。

【一五九】有餘師とは、光寶は共に（經部の有餘師と言ふ此の師の意は、有部が無學の正見智と相應する勝解を有爲解脱蘊の體とするに對して、廣く心王を解脱の蘊の體とせんとするにあり。

【一六〇】本項は前項と共に、所謂、分別論者の心は本性淨なるも客塵煩惱に染汚せらるゝが故に、相不淨なりと言ふと、有部の、心は煩惱に約せば、本性は淨にて本來解脱するも、行世と相續とによりて、無學心正生勝解脱すと言ふべしとの論爭に關する微妙なる論述なりとす（婆沙卷二七毘曇部八、九二頁以下）參照。

【一六一】心は何れの世等。（正理顯宗兩論には何れの位に作る）こは正解脱と稱せらるるは三世の中、何れの位にあるやを明にしたるもの、即ち、無學の無漏の心及

第五節　正智・正解脱に就いて

第一項　無學の正智と正解脱

學の八支と無學の十支成就

[一五三]經に言はく、「學位は八支を成就し、無學位の中には具さに十を成就す」と。

何に緣りて有學位の中に正解脱あり及び正智有りと說かざるや。正〔解〕脱と正智とは、其の體、是れ何ぞや。

頌に曰はく、

(75b)學には餘の縛有るが故に、正脱と智との支無し。

(76)解脱は爲なると無爲なるとなり。謂はく、勝解と惑の滅となり。

有爲なるは無學の支なり、即ち二は解脱蘊なり。

正智は覺に說くが如し。謂はく、盡と無生との智なり。

有學に正解脱正智支無き所以（前二句）

論じて曰はく、有學の位の中には、尙ほ餘縛の未だ解脱せざるもの有るが故に、解脱支無し。少縛のみを離るゝを脱者と名づく可きに非ず。解脱の體無きに解脱の智を立つ可きに非ざればなり。

無學は已に諸の煩惱の縛を脱し、復た能く[一五四]二の解脱を了する智を起す。[一五五]二が顯了なるに由りて、二支を立つ可きなり。

有學は然らず。故に唯八をのみ成ず。

【一五三】經。中阿含卷第四十九聖道經（大正一、七三六頁中）及び同卷第四十七五支物主經。（大正一、七二一頁下）參照。
八支とは八聖道支、十支とは其に正智支・正脱支を加へたるもの。此の項の問題は（一）何故に有學にも正智正解なきかと（二）正智正脱とは何ぞやとの二點にあり頌は初二句にて第一問に答へ、後の六句にて第二問に答へたるものとす。

(75b)〔baddhatvān noktā vimuktir
aṅgaṃ śaikṣasya, sā dvidhā〕.
(76) asaṃskṛtā kleśahānam,
adhimokṣas 〔tu〕 saṃskṛtā,
〔sāṅgam saiva, vimuktī dve〕,
jñānaṃ bodhir yathoditā.

舊譯―解脱非二學分一、有レ繫故二種、
惑滅是無誌、心淨了有爲、
此分、即二脱、慧如レ說二菩提一。

有學の八支及び無學の十支成就に就きては婆沙卷九三―九四（毘曇部十一、二四〇頁及び二六九頁以下等）參照、倘、舊譯卷一八、二八五頁上、正理卷七二、光記二五、三八一頁下を見よ。

【一五四】二の解脱を了する智とは有爲と無爲との二解脱を了する智にして、盡智と無生智との二なり。この盡・無生の二智が正しく正智支の體なり。

【一五五】二の顯了とは正解脱と正智。

のみなり。

四證淨の有・無漏門

是の如き四種は唯是れ無漏のみなり。有漏の法は證淨に非さるを以ての故なり。

證淨の意義

何の義に依りて證淨の名を立つと爲んやといふに、如實に、四聖諦の理を覺知するが故に名づけて證と爲し、正しく三寶及び妙尸羅(śīla)を信ずるを皆名づけて淨と爲す。不信の垢と破戒の垢とを離るゝが故なり。淨を證得するに由りて、證淨の名を立つ。

四證淨の次第

[一四九]〔現〕觀〔を出づる〕時の現起の次第の如くなるが故に、觀の內の次第は是の如しと說くなり。

如何が出時の現起の次第なりやといふに、謂はく、[一五〇]出觀の位に、先づ世尊は是れ正等覺なりと信じ、次に正法と毘奈耶との中に於いて是れ善說なり〔と信じ〕、後に聖僧は是れ妙行者なりと信ず。正しく三寶は猶し良醫の如く及び良藥と看病者との如しと信ずるが故なり。心の淨なるに由るが故に[一五一]淨尸羅を發す。是の故に尸羅を說いて第四と爲す。要ず淨信を具して此〔の尸羅〕が乃ち現前すること[一五二]三緣に遇うて、病の方に除くが如くなるが故なり。

異解

或は此の四種は猶し導師と道路と商侶と及び所乘の乘との如し。

【一四九】出觀の時の現起の次第云云。佛法僧戒の四證淨の次第は、四諦を觀察してその現觀より出づる時に、行者の心の中に起る次第によりて順序立てたるものなり。

【一五〇】婆沙卷一〇三に、五說を擧ぐる中、二三を示せば佛は良醫の如く、信法は無病の如く、信僧は看病者の如く、信戒は妙藥の如しとし、又、佛は商主の如く能く道路を示し、信法は寶の島の如く正に所趣を示し、信僧は商侶の如く能く助伴となり、信戒は資糧の如くよく行者を任持す云々と言へり。

【一五一】淨尸羅とはこゝにては無漏の道俱戒なり。

【一五二】三緣とは上の良醫、良藥看病の三。

兼ぬ。
法とは謂はく、三諦の全と　菩薩と獨覺との道となり。
信と戒との二を體と爲す。　四は皆唯無漏なり。

四　證　淨

見道位と證淨

論じて曰はく、[一四四]經に證淨（avetyaprasāda）を説くに總じて四種有り。一には[一四五]佛に於いて證淨、二には法に於いて證淨、三には僧に於いて證淨、四には聖戒證淨なり。

[一四六]且らく、見道の位にて三諦を見る時は、一一に、唯、法と戒との證淨をのみ得し、見道諦の位には、兼ねて佛と僧とを得す。謂はく、爾の時に於いては、兼ねて佛を成ずる諸の無學の法と聲聞僧を成ずる學・無學の法とに於いて、亦た證淨を得ればなり。「兼ぬ」の言は、見道諦の時、亦た法と及び戒とに於いても、證淨を得することを顯はさんが爲めなり。

法の二種

然るに信ずる所の法に略して二種有り。一には別にして、二には總なり。[一四七]總じては四諦に通じ、別しては唯三諦の全と、菩薩と獨覺との道となり。故に、四諦を見る時、皆、法の證淨を得するなり。[一四八]聖の所受の戒は現觀と俱なるが故に、一切時に亦た得せざること無し。

四證淨の體

所信の別なるに由るが故に、名に四有るも、應に知るべし、實事は唯二種あるのみ。謂はく、佛等の三種の證淨に於いては信を以て體と爲し、聖戒證淨は戒を以て體と爲す。故に唯二ある

【一四四】經にとは雜阿含卷第三十、第八三三經以下の諸經（大正二、二一三頁以下）第三十三卷、第九三五卷經（大正二、二三九頁中）等參照。證淨を舊譯には證解淨信とせり。

【一四五】佛に於いて證淨。四諦の理を證するによつて、佛寶に於て無漏の信を發することなり。他は準じて知るべし。

【一四六】且らく云云。見道位に苦・集・滅の三諦を證するときは、無漏の心が俱起して三諦の理を信ず。その信を法證淨といひ、その無漏道には必ず隨心轉の道具戒あり。故に夫れを戒證淨といふ。更に第四の道を見る時其無漏慧は佛身中の諸無漏無學法を觀じて無漏の信を起し―（佛證淨）又僧中の有學・無學の法を觀じて之れを篤信し僧（僧證淨）前の二證淨に加へて四證淨を得するなり。

【一四七】總じては云云。法證淨に於ける法とは、概括的に言へば四諦全體なれど、區別して云へば苦・集・滅三諦の全部と第四の道諦の中　菩薩身中の未知・已知の二無漏根等の學法と、獨覺身中の三無漏根等の學・無學法となり。此の二が僧證淨に攝せられざるは、菩薩と獨覺とは、各々獨自に出世するものなるが故に（四人以上）の意味を有する僧中に攝せられず、從つて僧證淨に攝せられざればなり。

【一四八】聖の所受の戒云云。是れ戒も法と同じく見四諦に通ずることを明にしたるものにて、道俱戒は四諦を現觀する時、必ず俱時に起るが故に、四諦全體に通じて起るといふ意味なり。

初禪　論じて曰はく、初靜慮の中には三十七を具す。

未至地　未至地に於いては喜覺支を除く。[一四〇]近分地の中には力を勵まして轉ずるが故に。下地の法に於いて猶ほ疑慮するが故に。

第二禪　第二靜慮には正思惟を除く。彼の靜慮の中には已に尋無きが故なり。

此れに由りて、二地には各三十六なり。

第三四兩禪と中間定　第三第四の靜慮と中間〔定〕とには、雙べて喜と尋とを除く。各三十五なり。

前三無色定　前の三無色には[一四一]戒の三支を除き、並びに喜と尋とを除く。各三十二なり。

欲及び有頂　欲界と有頂とには覺〔支〕道支を除きて各二十二なり。無漏無きが故なり。

[一四二]第四節　四種の證淨

[一四三]覺分の轉ずる時必ず證淨を得す。(一)此に幾種有りや。(二)何の位に依りて得するや。(三)實體は是何なる法なりや。(四)有漏なりや無漏なりや。

頌に曰はく、

證淨に四種有り、　謂はく、佛と法と僧と戒となり。
(73b)三を見るに法と戒とを得す。(74)(75a)道を見るに佛と僧とを

【一四〇】近分地は力を盡して道を起すが故に喜受無し。未至定は下地と相隣るが故に、下地の煩惱に障へられんかとの疑有るが故に、力を盡して道を起し、安心無きが故に喜覺支無きなり。

【一四一】戒の三支とは正語・正業・正命をいふ。無色界には色法なきを以て此の三道支なし。

【一四二】婆沙卷一〇三(毘曇部十二、七八頁以下)舊譯卷一八、二八四頁下、正理卷七二、光記二五、三八一頁上以下參照。

【一四三】覺分の轉ずる時云云。前節の覺分が順決擇分より修道まで轉ずる時に、佛、法、僧、戒の四に於て證淨を得す。今はその證淨に關する說明なり。問題は(一)その種類(二)之を得する位(三)その實體(四)漏無漏の間に涉る。頌中、初二句は第一問に、次の四句は第二問に、第七句は第三問に、第八句は第四問に答へたるものなり。

(73b) trisatyadarśane śīladharmā-
vetyaprasādayoḥ
(74) lābho mārābhisamaye
buddhasaṃghayor api,
dharmaḥ satyatrayaṃ
[bodhisattvapratyekabuddhayoḥ
(75a) mārgaś ca, dravyatas tu
dve śraddhā śīlaṃ ca, nirmalāḥ].

舊譯―見₂三諦₁得レ戒、　及法正解信、
於₂見道₁信レ佛、　及信₂弟子衆₁、
法謂三諦及、　菩薩獨覺道、
若約レ物唯二、　信戒皆無流。

るに喩ふ」と。

故に知る。八道支は通じて二位に依りて說くことを。

第五項　菩提分法の有漏・無漏分別

菩提分の有漏無漏分別

增位に隨ひて次第を說くことは既に然り。理實に言ふべし、此の三十七の幾は有漏に通じ、幾は無漏なりや。

頌に曰はく、

(71a 一三六) 七覺と八道支とは、一向是れ無漏なり。
三の四と五の根と力とは、皆な二種に通ず。

覺支と正道とは唯無漏

論じて曰はく、此の中、七覺と八聖道支とは唯だ是れ無漏なり。唯、修道と見道との位の中に於いてのみ、方に建立するが故なり。(一三七) 世間にも亦た正見等の法有り、而も彼は聖道支の名を得るにあらざればなり。

所餘の諸支は二に通ず

(一三八) 所餘は皆有漏・無漏に通ず。

第六項　菩提分法と依地

菩提分法の依地分別

此の三十七は何れの地に幾く有りや。

頌に曰はく、

(71b 一三九) 初靜慮には一切あり。未至には喜根を除く。
(72) 二靜慮には尋を除く。三と四と中とには二を除く。
前の三無色地には、戒と前の二種とを除く。
(73a) 欲界と有頂とに於いては、覺と及び道支とを除く。

如來の修行の本路とせらるゝが故に、以て八聖道支は見修兩道に通せる敎證をなすなり。

【一三六】(71a) anāsravāṇi bodhyaṅga-mārgāṅgāṇi, dvidhetare.
舊譯—無流覺道分、　餘法有二二種一。

【一三七】婆沙九十五によれば、道支は覺支の後に說けば定んで是れ無漏なるも、前にあれば有漏無漏に通ずとせり。(毘曇部十一、二九九頁)

【一三八】所餘とは、頌に「三の四と、五の根と力と」あるが如く、四念住・四正斷・四禪定・五根・五力なり。

【一三九】(71b) [te sarve prathamadhyāne, anāgamye prītivarjitāḥ].
舊譯—於二初定一具足、　非至定除レ喜、
(72) [dvitīye] saṃkalpavarjyāḥ, [dvayos taddvayavarjitāḥ, dhyānāntare 'pi] gzugs med pa gsum na ḥan de daṅ thsul yan lag
第二定離レ覺、　於レ二三所離、
及中定離二戒、　前二三無色、
(73a) kāmadhātau bhavāgre ca bodhimārgāṅgavarjitāḥ.
於二欲界有頂一、　離二覺聖道分一。

て其の心が馳散するを以て、先づ念住を修して其の心を制伏するなり。故に[一三〇]契經に言はく、「此の四念住は、能く境界に於いて其の心を繫縛し、及び正しく[一三一]耽嗜依の念を遣除す」と。是の故に、念住を説いて最初に在くなり。此の勢力に由りて勤は遂に増長し、[一三二]四事を成ぜんが爲めに正しく心を策持す。是の故に、正斷を説いて第二と爲す。

精進に由るが故に憂悔の心無く、便ち能く勝定を修治するに堪ふること有り。是の故に、神足は説いて第三に在り。

勝定を依と爲して、便ち信等をして出世の法の與めに増上緣と爲らしむ。此れに由りて、五根を説いて第四と爲す。

根の義既に立ちて、能く正しく所治の〔煩惱〕の現行を伏除し牽いて聖法を生ぜしむ。此れに由りて、五力を説いて第五と爲す。

見道の位に於いて覺支を建立す。如實に、四聖諦を覺知するが故なり。[一三三]通じて二位に於いて道支を建立す。倶に通じて直ちに涅槃の城に往くが故なり。[一三四]契經に説くが如し。「八道支に於いて修すること圓滿なる者は、四念住より七覺支に至るまでに於いても、亦た修すること圓滿す」と。又、[一三五]契經に説く、「苾芻、當に知るべし、如實の言を宣る者を四聖諦を説くに喩ふ。本路に依りて速かに行出せしむる者を、八聖道支を修習せしむ

【一三〇】契經とは中阿含卷第五十二、調御地經(大正一、七五八頁中)に曰く「此四念處、謂在ニ賢聖弟子心中一、繫ニ縛其心一、制ニ樂家意一、除ニ家欲念一、止ニ家疲勞一、令下樂ニ正法一修中習聖戒上」と。

【一三一】耽嗜依の念とは貪愛を所依とする念のこと。

【一三二】四事とは未生と已生の三善を修し、未生と已生の二惡を斷ずること。

【一三三】通じて二位とは見・修二道のこと。

【一三四】契經に說くが如しとは雜阿含卷第十三、六分別六入處經(大正二、八七頁下)に曰はく、「八聖道修習滿足已四念處修習滿足、四正勤、四如意足、五根、五力、七覺分、修習滿足、云云」と。八聖道は修道にも在る意を示す經なり。

【一三五】又、契經云云。雜阿含卷第四十三(一、一七五經)(大正二、三一五頁下)に曰く、「譬知下有ニ邊國王一、善治ニ城壁一、門下堅固、交道平正。於ニ四城門一、置ニ四守護一、悉皆聰慧、知ニ其來去一、當ニ其城中一、有ニ四交道一、安ニ置床榻一、城主坐レ上、若東方使來、問ニ守門者一城主何在彼卽答言、主在ニ城中四交道頭床上一而坐、彼使聞已往詣ニ城主一、受ニ其敎令一、復レ道而還。南西北方遠使來人、……復如レ是……受ニ其敎令一。各還ニ本處一。佛告ニ比丘一、我說斯譬、今當レ說レ義。所レ謂城者、以譬ニ人身麁色一、如ニ篋毒譬經說一。善治城壁者、謂之正見、交道平正者、謂內六入處。四門者謂四識住。四守門者謂四念處一。城主者識受陰。使者謂正觀。如實言者謂四眞諦。復道還者ニ以八聖道云云」と。

但し、光・寶は共に、中阿含卷第三十四にある商人求財經中の物語を以て、本論に引く文の前文とせり、意味は光寶の解釋を妥當とするも、今は經文の出據を主とし本經を擧げたり。

要するに、本路とは、八聖道支をさす。こは、過去佛

煖法位と正斷

煖法の位の中には、能く[一二五]異品の殊勝の功德を證する勤の用勝るが故に、正斷增すと說く。

頂法位と神足

頂法の位の中には、能く勝善を持して無退の位に趣く、定の用勝るが故に、神足增すと說く。

忍位と根

忍法の位の中には、[一二六]必ず退墮せず、善根堅固にして增上の義を得するが故に、根增すと說く。

世第一法位と力

第一の位の中には、惑と世法との能く屈伏する所に非ず、無屈の義を得するが故に、力增すと說く。

修道位と覺支

修道の位の中には、菩提の位に近くして覺を助くること勝るが故に、覺支增すと說く。

見道位と道支

見道の位の中には、速疾にして轉じて通行勝るが故に、道支增すと說くなり。

經の次第

然るに[一二七]契經の中にては、數の增に隨ふをもて、先に七、後に八と說く。修の次第には非ざるなり。

特に、道と道支並に覺と覺支の關係

[一二八]八の中、正見は是れ道にして、亦た道支なり。餘は是れ道支にして道に非ず。

[一二九]七の中、擇法は是れ覺にして、亦た覺支なり。餘は是れ覺支にして覺に非ず。毘婆沙師の說く所、是の如し。

有餘師の菩提分順位說

有餘は此に於いて、契經に說く所の次第を破せずして念住等を立つ。「謂はく、修行者の修行せんとする時、多境の中に於い

【一二五】異品云云。煖位にては、前と異り、より以上に勝れたる順決擇分の殊勝の功德を得證せんとして勵んで勤むるが故に、勤の用勝るを以て正斷增すとす。

【一二六】退墮せずとは惡趣に墮せざる意。

【一二七】契經の中とは雜阿含卷第二十四第六二八經(大正二、一七六頁下)二十六第六四八經(大正二、一八六頁下)、此の經には四五六七八と次第に數の增す義邊にて七覺支八聖道と次第するも、若し修行の次第よりすれば、見道にて八正道を修し、後の修道にて七覺分を修するべく順序を定むべきなりと。

【一二八】八聖道の八の中、正見の一は即ち見道なると同時に見道位に修する所の八聖道の一支として、道を助成する支分の一たりとの意。

【一二九】七の中云云。覺支とは覺の支分といふ義なるが、中に於て擇法覺支は、擇法即ち覺なるを以て、覺なると同時に覺支なり。餘の六は凡て覺に到るの支分のみにて覺そのものにあらずとなり。

種種の神境を受用し、一を分ちて多と爲し、乃至、廣說、足は謂はく、欲等の四の三摩地なり」と。此の中には、佛は、定の果を說いて神と名づけ、欲等の所生の等持を足と名づくればなり。

根と力との區別

何に緣りて、信等を先には說いて根と爲し、後には名づけて力と爲すやといふに、

[一二一] 此の五法は、下と上との品に依りて先と後とを分つに由るが故なり。

又、屈伏す可きと、屈伏す可からざるとによるが故なり。

信等五の次第

信等は何に緣りて次第すること是の如くなるやといふに、

[一二二] 謂はく、因果に於いて先づ信心を起して果の爲めに因を修し、次に精進を起す。精進に由るが故に念は所緣に住し、念力の持するに由りて心は便ち定を得す。心が、定を得するが故に能く如實に知る。是の故に信等は是の如く次第するなり。

第四項　修行の各位に增現する菩提分法

覺分の增

當に何れの位に何れの覺分が增すと言ふべきや。

頌に曰はく、[一二三]

(70) 初業と順決擇と　及び修と見との道の位に、
念住等の七品は、　應に知るべし、次第に增す。

修行各位に增現する菩提分法

初業位と念住

論じて曰はく、[一二四] 初業の位の中には、能く審かに身等の四境を照了する、慧の用の勝るが故に、念住增すと說く。

【一二一】此五法は云云。同じく信・勤・念・定・慧なりとも、その下品なるを五根と云ひ、上品なるを五力と名く。若しくは屈伏し得べき程度の信勤等をば根といひ、屈伏し得べからざる程、堅く進めるを力といふとなり。

【一二二】謂はく因果等云云。因果の道理に於て先づ信じ、信ずるに由りてその果を求め、果を要望して精進を起し、その精進の力によりて念力が境に住して所緣の境を明記し、之によりて心を任持し以て定に入り法の性相を如實に知る。是の故に信等は一連の過程に於て功用を作す時の分位により、かく次第す云云。

【一二三】(70) ādikārmikanirvedhabhāgīyeṣu prabhāvitāḥ(?) bhāvanāyāṃ ca dṛśi ca saptavargā yathākramam.

舊譯—初發行、決擇　分中所分別、
於修位見位、　七部次第知。

三賢と四善根即ち順決擇分・修道・見道等の諸位の中、何れの位に三十七覺分の何が顯現するやと言ふを明すなり。

【一二四】初業の位とは順決擇分の前の別相念住・總相念住の位にして、此の位に於ては、身受心法の四を明に照し、その自相・共相を了ずるが故に、慧の用最も勝れ、念住顯現す。

諸の加行善を攝す。然るに同品の增上なる善根に隨ひて、次の如く、說いて慧と勤と及び定と爲す。

念住と慧毘婆沙師の說

何に縁りて慧に於いて念住の名を立つるやといふに、毘婆沙師は、是の如きの說を作す、「慧は念力が持して〔境に〕住せしむるが故なり」と。

論主の正意

理實には、慧が念をして境に住せしむるに由る。如實に見る者は能く明かに記するが故なり。一二五念住〔論〕の中に已に廣く成立したるが如し。

勤と四正斷

何の故に、勤を說いて名づけて正斷と爲すやといふに、正しく一二六斷修を修習する位の中に於いて此の勤の力が能く懈怠を斷ずるが故なり。

或は正勝(samyakpradhāna)とも名づく、正しく身・語・意を一二七持策する中に於いて、此は最勝なるが故なり。

定と四神足

何に縁りて定に於いて神足の名を立つるやといふに、一二八諸の靈妙の德の依止する所なるが故なり。

異說

一二九有餘師は說く、「神は卽ち是れ定なり、足は謂はく欲等なり」と。

論主異說を破す

一三〇彼れ〔に從へば〕、應に〔三十七〕覺分の事に十三有ることとなるべし。欲と心とを增すが故なり。又、經說に違す。契經に言ふが如し。「吾れ今、汝が爲めに神足等を說かん。神は、謂はく、

の法をも含めて出體すれば、凡ての加行善を攝するも、其の善品中增上なるもの卽ち功能の最も勝れたるものを別出して云へば、念住は慧を主とし、正斷は勤を主とし、神足は定を主とするを以て、三者に配したるなりと。

【一二五】念住の中云云。本論卷第二十三初め參照。

【一二六】斷修とは勤めて已生、未生の二惡を斷じ、已生・未生の二善を修するに際し、勤の心所が勝力を有し、斷と修とを怠る所の懈怠を斷ずるが故に、正斷と名くる意。

【一二七】持策とは邪を離れて、身・語・意の三業を任持し勵んで善を修するとき、此の勤の心所が最も勝るるが故に名くる意。

【一二八】諸の靈妙の德云云。定は能變化心等を起して、諸の神變不可思議の境界(神)を變作する所依止(足)となるが故に名くるなりと。

【一二九】有餘師の異說の意にては、定は神變不可思議の妙用を顯はすものなるが故に定に卽ち神と名け、欲・勤・心・觀の四はその定の因となるが故に、足と名く、卽ち定及びその因に名くる意なりと。

【一三〇】彼れは云云。若し足が欲・勤・心・觀の四を體とすと說かば、覺分の體は上の毘婆沙師の十一說の上に更に欲・心の二を加へて十三と爲るべしとの謂。卽ち勤(精進)と觀(思惟)卽ち尋とは、十一體中に在るも、欲と心とは無きが故に、かく增と言へるなり。

定 四神足と定根と定力と定覺支と正定とは、定を以て體と爲す。

信 信根と信力とは、信を以て體と爲す。

念 念根と念力と念覺支と正念とは、念を以て體と爲す。

喜・行捨・輕安 喜覺支は、喜を以て體と爲し、捨覺支は行捨を以て體と爲し、輕安覺支は輕安を以て體と爲す。

戒・尋 正語と正業と正命とは戒を以て體と爲し、正思惟は尋を以て體と爲す。

是の如く、覺分の實の事は唯十のみなり。卽ち是れ信等の五根・力の上に、更に喜と捨と輕安と戒と尋とを加へたるものなり。

毘婆沙師の說 [二二]毘婆沙師は說く。「十一あり、身業と語業と相ひ雜らさるが故に、戒を分ちて二と爲し、餘の九は前に同じ」と。

第三項 特に、念住・正斷・神足の體、並に五根・五力の區別に就いて

[二三]念住等の三の名は別の屬〔當〕ある無し。如何にして獨り說いて慧と勤と定と爲すや。

頌に曰はく、

(68b)(69)四念住と正斷と、神足とは增上なるに隨ひて、
說いて慧と勤と定と爲す。實は諸の加行善なり。

論じて曰はく、[二四]四念住等の三品の善法の體は、實には遍く

安覺支(praśrabdhisaṃbodhyaṅga) (6)定覺支(samādhisaṃbodhyaṅga) (7)捨覺支(upekṣāsaṃbodhyaṅga)

(七)八聖道支(āryamārgāṅga)

(1)正見(samyagdṛṣṭi) (2)正思惟(samyaksaṃkalpa) (3)正語(samyakvāk) (4)正業(samyakkarmānta) (5)正命(samyagājīva) (6)正精進(samyagvyāyāma) (7)正念(samyaksmṛti) (8)正定(samyaksamādhi) なり。

【二一】(67b) nāmato [dravyato daśa],
(68a) śraddhā vīrya smṛti
samādhi prajñā prīti upekṣā
praśrabdhi śīla saṃkalpa.

舊譯―由ㇾ名實義十、　信精進憶念、
三摩提智慧、　喜捨及輕安、
戒覺。

【二二】婆沙卷九六(毘曇部十一、三一一頁)には、體を十一或は十二なりとし、有說として十體說をとけり。

【二三】念住等の三の名云云。四念住、四正斷、四神足の中には特に十實事に屬當すべきものなし。何故に前に、念住をば慧に配當し、正斷を勤に、神足を定に配當したりやとの問なり。頌は之に答へたるものなり。

(68b) prajñā hi smṛtyupasthitiḥ,
(69) vīryaṃ samyakprahāṇākhyaṃ,
ṛddhipādāḥ samādhayaḥ.
pradhānagrahaṇe[naite]
sarve prāyogikā guṇāḥ.

頌譯―慧念處、　精進名二正勤一、
如意足名二定、　由二隨ㇾ勝立一名、
一切加行得。

【二四】四念住等云云。四念住等の三は、相應と倶有と

念住と四正斷と四神足と五根と五力と七等覺支と八聖道支となり。

覺

盡〔智〕と無生智とを說いて名づけて、覺と爲す。

三菩提

覺する者の別に隨ひて三菩提を立つ。一には聲聞の菩提、二には獨覺の菩提、三には無上菩提なり。

覺の意義

無明と、睡眠との皆永く斷ずるが故に、及び如實に已に己の事を作し、復た作さずと知るが故に、此の二を覺と名づくるなり。

菩提分法

三十七の法は菩提に順趣す。是の故に、菩提分法と名づく。

第二項　菩提分法の體

〔問ふ〕此の三十七の體は各各別なりや。〔答ふ〕爾らず。云何となららば、

頌に曰はく、

(67b 二二)此の實の事は、唯十なり。(68a)謂はく、慧と勤と定と信と

念と喜と捨と輕安と、　及び戒と尋とを體と爲す。

菩提分法の體

論じて曰はく、此の覺分の名は三十七なりと雖も、實の事は唯十のみなり。即ち慧と勤と等なり。

慧

謂はく、四念住と慧根と慧力と擇法覺支と正見とは、慧を以て體と爲す。

勤

四正斷と精進根と精進力と精進覺支と　正精進とは、勤を以て體と爲す。

---

janayati)

(2)律儀斷又は已生惡令永斷 (utpannānāṃ pāpakānāṃ akuśalānāṃ dharmāṇāṃ prahāṇāya chandaṃ janayati)

(3)隨護斷又は未生善令生 (anutpannānāṃ kuśalānāṃ dharmāṇāṃ utpādāya chandaṃ)

(4)修斷又は已生善令增上 (utpannānāṃ kuśalānāṃ dharmāṇāṃ sthitāya bhūyobhāvāya asaṃpramoṣāya paripūraṇāya chandaṃ janayati)

(三)四神足(ṛddhipāda)とは、

(1)欲三摩地斷行成就神足(又は欲如意足) (chandasamādhiprahāṇa-saṃskāra samanvagato ṛddhipāda)

(2)心三摩地斷行成就神足(念如意足) (cittasamādhi prahāṇasaṃskāra-samanvagata ṛddhipāda)

(3)勤三摩地斷行成就神足(精進如意足) (vīryasamādhi prahāṇasaṃskāra samanvagata ṛddhi pāda)

(4)觀三摩地斷行成就神足(思惟如意足) (mīmāṃsā samādhi prahāṇa saṃskāra samanvāgata ṛddhi pāda)

(四)五根(indriya)とは、

(1)信(śraddhendriya) (2)精進(vīryendriya)

(3)念(smṛtindriya)　(4)定(samā dhindriya)

(5)慧(prajñendriya)

(五)五力(bala)とは、

(1)信力(śraddhābala)　(2)精進力(vīryabala)

(3)念力(smṛtibala)　(4)定力(samādhibala)

(5)慧力(prajñābala)

(六)七覺支(bodhyaṅga)とは、

(1)念覺支(smṛtibodhyaṅga) (2)擇法覺支 dharmapravicayasambodhyaṅga) (3)精進覺支(vīryasambodhyaṅga) (4)喜覺支(prītisambodhyaṅga) (5)輕

樂通行 道の根本四靜慮に依りて生ずるを、[一〇六]樂通行と名づく。支を攝受し、止觀平等にして、任運に轉ずるを以ての故なり。

苦通行 道の無色と未至と中間とに依るを、[一〇七]苦通行と名づく。支を攝せず、止觀等しからずして、艱辛にして轉ずるを以ての故なり。謂はく、無色の定は、觀減し止增す、未至と中間とは、觀增し止減すればなり。

遲速の別 卽ち此の樂・苦の二通行の中、鈍根を遲と名づけ、利根を速と名づく。二行が、境に於いて通達するに稽遲するが故に、遲通と名づけ、此れに翻ずるを速と名づく。或は遲鈍の者の起す所の通行を遲通行と名づけ。速なるは、此れと相違するなり。

第三節 三十七菩提分法[一〇八]

第一項 三十七菩提分法の名數

道を亦た名づけて菩提分法(bodhipakṣadharma)と爲す。此れに幾くの種有りや、名義は云何。

[一〇九]頌に曰はく、

(67a)覺分に三十七あり。 謂はく、四念住等なり。
覺とは、謂はく、盡・無生なり。 此れに順ずるが故に分と名づく。

三十七覺分 論じて曰はく、[一一〇]經に覺分を說くに三十七有り。謂はく、四

【一〇六】樂通行とは恰も船にて流を下るが如く、努力せずして任運に轉ずるをいふ。樂受の多き通行といふ義にあらず。これ四根本靜慮には後に述ぶるが如く十八禪支を具備し、觀智と定心とが平均し居るを以てなり。

【一〇七】苦通行とは恰も步行して陸路を行くが如く、努力を要するをいふ、同じく苦受ある道といふ義にあらず。これ未至中間は觀勝りて止劣り、無色は止勝りて觀劣り、兩者の平均を缺くによる。

【一〇八】婆沙卷九六(毘曇部十一、三一〇頁以下)、同卷一四一(毘曇部十四、一二八頁以下)等、舊譯卷一八、二八三頁中、正理卷七一、光記二五、三七八頁上以下參照。

【一〇九】頌に云云。前二句は名數を擧げ、後二句は覺分の名を解したるものとす。

(67a) [kṣayānutpādayor jñānaṃ bodhiḥ], tadānulomyataḥ saptatriṃśat tu tatpakṣāḥ.

舊譯—盡無生二智、 菩提由ㇾ順ㇾ此。
三十七覺助。

【一一〇】經とは三十七道支の名目は、雜阿含卷第二十六第六九四經及び同上第六八四經にあり、其の一一の支の說明に就きては、雜阿含第二十六、七、八卷の三卷に亙りて精し、增一阿含卷十八には三十七道品の文句あり參照。

三十七菩提分法とは次の如し、
(一)四念住(smṛtyupasthāna)とは
(1)身念住(kāya-smṛtyupasthāna)
(2)受念住(vedanā-s.) (3)心念住(citta-s.)
(4)法念住(dharma-s.) (詳細は本論卷二十三參照)
(二)四正斷(samyakprahāṇa)とは、
(1)斷斷又は未生惡令不生 (anutpannānāṃpāpakānām akuśalānāṃ dharmāṇāṃ anutpādāya chandaṃ

故なり。

或は復た道とは、謂はく、求の所依なり。此れに依りて涅槃の果を尋求するが故なり。

解脱勝進を道と名づくる所以

[九九]解脱と勝進とを如何にして道と名づくるやといふに、[一〇〇]道と類同じくして、上の品に轉ずるが故なり。或は、[一〇一]前前の力にて、後後に至るが故なり。或は、[一〇二]能く無餘の依に趣入するが故なり。

第二節　四通行[一〇三]

道は餘處に於いて、[一〇四]通行の名を立つ。能く通達して涅槃に趣くを以ての故なり。

四種通行

此れに幾くの種有りや、何に依りて建立するやといふに、

頌に曰はく、

(66)[一〇五]通行に四種有り、　樂は四靜慮に依る。
苦は所餘の地に依る。　遲・速は鈍・利の根なり。

論じて曰はく、經に通行を說くに總じて四種あり。一には苦遲通行(duḥkhā pratipad dhandhābhijñā)、二には苦速通行(duḥkhā pratipat kṣiprābhijñā)、三には樂遲通行(sukhā pratipad dhandhābhijñā)、四には樂速通行(sukhā pratipat kṣiprābhijñā)なり。

【九九】解脱と勝進とは已に擇滅を證し、趣求する相無し。故に道と名く可きにあらずやとの疑問なり。

【一〇〇】道と類同じく云云。道と同樣に、後の上品の位に向ふものにして、下品の解脱と勝進とは、轉じて中品の加行道無間道となるが故にとの意。

【一〇一】前前の力とは前の解脱・勝進の力にて後の諸行に至る故にとの意。

【一〇二】能く無餘の依とは解脱・勝進二道は無餘涅槃に趣入する意義有るが故にとの意。

【一〇三】婆沙卷九三(毘曇部十一、二五三頁以下)、舊譯卷一八、二八三頁中、正理七一、光記二五、三七八頁上以下參照。

【一〇四】通行(pratipad)を舊譯には唯、行といふ。增一阿含卷第二十三(大正二、六六八頁上)には行跡といふ。中阿含卷第五十九第一得經(大正一、八〇〇頁中)の四斷、長阿含卷第十二自歡喜經(大正一、七七頁上)の四道論等參照。

【一〇五】(66) dhyāneṣu mārgaḥ pratipat sukhā, (duḥkhānyabhūmiṣu,
[dhandhābhijñā mandabuddheḥ
· kṣiprābhijñetarasya tu].

舊譯—依レ定道樂行。　於二餘地一苦行、
遲智軟根人、　速智約二利根一。

上の如く道をその通達して、涅槃に赴く意義に依りて通行(增一には行跡、中阿含、第一得經には有斷)と名く。之れに苦遲、苦速、樂遲、樂速の四別有り。今之れを說明す。爰に苦樂といふは、所依の定によりて分ち、遲速といふは、所依の人の根の鈍と利とに由りて分つ。

具滿　具さに二に由りて獨り名づけて滿と爲ること有り。謂はく、不時解脫の已に滅盡定を得せるなり。

第八章　諸道論

第一節　加行・無間・解脫・勝進の四道論

四種の道の差別　廣く諸道を說くに、差別無量なり。謂はく、世と、出世、見と、修道等なり。略說せば、幾くの道が能く遍く攝するや。頌に曰はく、

(65b)[九七]應に知るべし、一切の道に、略說するに、唯四有り。謂はく、加行と無間と、解脫と勝進との道なり。

加行道　論じて曰はく、加行道(prayoga-mārga)とは、謂はく、此れより後に、無間道を生ずるをいふ。

無間道　無間道(ānantarya-mārga)とは、謂はく、此は能く應に斷ずべき所の障を斷ずるをいふ。

解脫道　解脫道(vimukti-mārga)とは、謂はく、已に應に斷ずべき所の障を解脫して、最初に生ずる所〔道〕なり。

勝進道　[九八]勝進道(viśeṣa-mārga)とは、謂はく、三の餘の道なり。

道の意義　道の義は、云何。

謂はく、涅槃の路なり。此れに乘じて能く涅槃の城に往くが

【九七】(65b) [caturvidho mārgaḥ samāsataḥ saviśeṣavimuktyānantarya-prayogākhyayaḥ].

舊譯―略說ᵥ道、四加行無間、解脫・增進道。

第二十二卷より受け來り、諸道卽ち世俗道と出世道、見道と修道と種種有る中、今は略攝の關係によりて加行、無間、解脫、勝進の四道となす。加行道は準備的施設、無間道は正しく斷惑する施設、解脫道はその結果として得する勝道にして、茲に擇滅涅槃を證得するなり。かくて一連の修行終る。而して、此の三道に攝せざる諸の施設を凡べて勝進道と名く。

【九八】勝進道は舊に增進道といふ。

なり。

果の滿（分滿）

有學の者にして、但だ果にのみ由るが故に、亦た滿の名を得するものあり。謂はく、信解の不還の未だ滅盡定を得ざるものなり。

根果の滿

有學の者にして、根と果とにのみ由るが故に、亦た滿の名を得するものあり。謂はく、見至の不還の未だ滅盡定を得せざるものなり。

果定の滿

有學の者にして、果と定とにのみ由るが故に、亦た滿の名を得するものあり。謂はく、諸の信解の滅盡定を得するものなり。

有學の具滿

有學の者にして、具さに三に由るが故に、獨り滿の名を得するものあり。謂はく、諸の見至の滅盡定を得するものなり。

有學の者は、但だ定に由るが故にのみ、及び根と定との故にのみ、亦た滿の名を得することは無きなり。

無學の滿（後二句）

諸の無學の者は、無學の位に於いて、根と定との二に由りて獨り滿の名を得。無學の位の中には、果滿に非ざること無きが故に、果に由りて亦た滿の名を立つること無し。

根滿

但だ根に由りては、亦た、名づけて滿と爲ることあり。謂はく不時解脱の未だ滅盡定を得せざるなり。

定滿

但だ定に由りて亦た、名づけて滿と爲ること有り。謂はく、時解脱の滅盡定を得するなり。

無學圓滿德、由レ二。

【九五】根と果と定。有學位にありて完全たるの條件は（一）その果を得することと（二）利根なることと（三）滅盡定を得することの三を具するにあり。之を圓滿といひ、その一二を具するを分滿といふ。

【九六】諸の見至云云。見至は利根なるが故に根滿の資格はあるも欲染を離れざるは、不還果を得せざるを以て、果滿なく滅定を得ざれば定滿なし、斯の如きを即ち分滿といふ。

何等を倶と及び慧との解脱と名づくるや。

倶解脱

頌に曰はく、[九一]

(64a)倶は滅定を得するに由る。　餘をば慧解脱と名づく。

論じて曰はく、諸の阿羅漢の滅定を得する者をば倶解脱と名づく。慧と定との力に由りて煩惱と解脱との障を解脱するが故なり。

慧解脱

所餘の未だ滅盡・定を得ざる者をば慧解脱と名づく。但だ慧の力にのみ由りて煩惱の障に於いて解脱を得するが故なり。

第三節　學・無學位に滿たる條件

世尊の説くが如し。[九二]五煩惱を斷じて　牽引すべからざるもの[九三]も、未だ滿の學とは名づけず」と。[九四]學・無學の位は各々幾くの因に由りて、等しき位の中に於いて獨り稱して滿と爲すや。

有學の具滿
(初二句)

頌に曰はく、

(64b)有學を名づけて滿と爲るは、　根と果と定との三に由る。

(65a)無學に滿の名を得るは、　但だ根と定との二に由る。

論じて曰はく、學が、學位に於いて獨り滿の名を得するは、具に三因に由る。謂はく、[九五]根と果と定となり。

利根の滿漢

有學の者にして、但た根にのみ由るが故に、亦た滿の名を得するものあり。謂はく、[九六]諸の見至の未だ欲染を離れざるもの

【九一】 (64a) nirodhalābhy ubhayato, vimuktaḥ [prajñayetaraḥ].
舊譯—得二滅定一倶脱、　餘人慧解脱。
七種聖人を明す第二段、倶解脱と慧解脱とを別に詳釋する條なり。前頌は倶解脱を明し、後頌は慧解脱を明す。

【九二】 世尊云云。舊譯にては偈に作りて、若捨二此五結一、不壞法具學。と記す。
雜阿含卷第二十九第八二〇經(大正二、二一〇頁下)に曰く、
「斷二此五下分結一、得生二般涅槃一阿那含、不レ還二此世一、是名二增上意學一、何等爲二增上慧學一、是比丘、重於レ戒戒增上、重於レ定定增上、重於レ慧慧增上、彼如レ是知、如レ是見、欲有漏心解脱、有有漏心解脱、無明有漏心解脱、解脱知見、我生已盡、梵行已立、所作已作、自知レ不レ受二後有一、是名二增上慧學一。云云」と。

【九三】 「索引すべからず」とは、前經の「不レ還二此世一」の文に當る。稱友は此を不退の性質と譯す。茲の意は、五下分結を永斷して不還果を成じ、再び欲界の惑業のために索引されざる不退位に至るとも云云の意なり。

【九四】 學無學の位云云。同じく學位、無學位と稱するも、その中に種種の種類あることは前來已に述べ來たれる處なるが、然らば學位及び無學位に於て當該位の最高に達するの條件はいかにといふ問意なり。頌中、前二句は有學位に於ける滿たるの條件を述べ、後二句は無學位のそれを述べたるものとす。
(64b) [samāpattindriyaphalaiḥ
śaikṣasya paripūrṇatā],
舊譯—由二定・根・果一故、　説二圓滿具學一、
(65a) [dvābhyām aśaikṣaya].

滅定を得するに依りて身證の名を立つ。身に由りて滅盡定を證得するが故なり。

慧解脱と倶解脱

解脱の異りに依りて後の二種を立つ。謂はく、唯、慧のみに依りて煩惱障を離るる者に慧解脱を立つて、兼ねて定を得するに依りて解脱障を離るるをば、倶解脱と立つるなり。

七聖人の體（後二句）

此の名は七なりと雖も、[八六]事の別は唯六なり。謂はく、見道の中に二の聖者あり。一には隨信行、二には隨法行なり。此れは修道に至りて別して二の名を立つ。一には信解、二には見至なり。此れは無學に至りて復た二の名を立つ。謂はく、時解脱と不時解脱となり。

隨信行等の種類

應に知るべし、此の中にて、一の隨信行は根の故に三と成る。謂はく、下・中・上なり。性の故に五と成る。謂はく、退法等なり。道の故に十五と成る。謂はく、八忍・七智なり。離染の故に[八七]七十三と成る。謂はく、具縛と八地の染を離るるとなり。依身の故に九と成る。謂はく、三洲と[八八]欲天となり。若し根と性と道と離染と依身と相乘ずれば、合して[八九]一億四萬七千八百二十五種と成るなり、と。

隨法行等は、理の如く、應に思ふべし。

[九〇]第二節　特に倶解脱と慧解脱

【八六】事の別は唯六とは見道、修道、無學道の三道に渉りて利鈍の二あるを分ちて七聖とするをいふ。有部にては身證は信解、見至の外に、體無きを以て事としては別物ならずとす。

【八七】七十三とは三界の見惑・修惑を殘らず具したる具縛の聖者を一人とし、下八地の九品の修惑を斷ずる聖者が、八九、七十二人あるが故なり。

【八八】欲天とは六欲天。之れに三洲（北洲を除く）を加ふるが故に九となる。

【八九】十萬を一億とす。

【九〇】前節指示の婆沙の所處の外に、婆沙卷一〇一（毘曇部十二、四九頁以下等參照。

二覺

獨覺と大覺とを二の覺者と名づく。

下下等の九品の根の異るに由り、無學の聖をして九の差別を成ぜしむるなり。

第七章　學・無學位に渉る諸問題

第一節　七聖人[八〇]

七種の聖人

學・無學位に七聖者有り。一切の聖者を皆此の中に攝す。一には[八一]隨信行、二には隨法行、三には信解、四には見至、五には身證、六には慧解脫、七には倶解脫なり。

[八二]何に依りて七を立つるや。事の別に幾ばくか有る。

[八三]頌に曰はく、

(63)加行と根と滅定と、　解脫との故に七を成ず。

此の事の別は唯六のみあり。三道に各々二あるが故なり。

七聖者
隨信・法行

論じて曰はく、加行の異に依りて初めの二種を立つ。謂はく[八四]先の時に、他及び法に隨ひて所求の義に於いて加行を修するに依るが故に、隨信行と、隨法行との名を立つ。

信解及び見至

[八五]根の不同に依りて次の二種を立つ。謂はく、鈍と利と、信と慧との根の増するに依りて、次の如く、名づけて信解と、見至と爲す。

【八〇】婆沙一〇九（毘曇部十二、二一四頁）婆沙五四（毘曇部九、二四三頁以下）、舊譯卷一八、二八二頁下、正理卷七〇等參照。

【八一】（一）隨信行（śraddhānusārin）は、舊譯に由信隨行とす。（二）隨法行（dharmānusārin）は舊譯に由法隨行とす。（三）信解（śraddhādhimukta）とは舊譯に信樂とあり。（四）見至（dṛṣṭiprāpta）は舊譯に得見至とあり。（五）身證（kāya-sākṣin）。（六）慧解脫（prajñā-vimukta）。（七）倶解脫（ubhayatobhāga-vim-ukta）は舊譯に二分解脫とあり。

【八二】何によりて云云。右の七聖者に關して、（一）七聖を建立する理由と（二）その實體の數との二問題に關する質問なり。

【八三】頌に云云。初の二句は初問に答へ、次ぎの二句は第二問に答へたるものとす。

(63)〔prayogākṣasamāpattivimukty-
ubhayabhāvitāḥ (?)
pudgalāḥ sapta, ṣaḍ vaite,
evaṃ mārgatraye dvikam〕.

舊譯—加行根滅定、　解脫二故成、
七人二或六人、　三道人雙故。

【八四】先の時云云。見道以前に於て、他の敎を信じて行を修するを隨信行をいひ、自ら敎義に隨ひ義に隨ひ行を修する聖者を隨法行の聖者と名く。

【八五】根の不同云云。見道鈍根の隨信行が修道に至れば、信が増上して無漏の勝解の顯れ來るに由りて信解を立て、見道利根の隨法行が、修道位に至り慧が増上して見現はる。之に由りて見至を立つ。

練根の無間・解脱二道の性

是の如き無間と及び解脱との道は、一切、唯、是れ無漏の性の攝なり。聖者は必ず有漏道を用つて根を轉ずる理無し。增上に非ざるが故なり。

練根の依身

「依」とは謂はく、〔依〕身と〔依〕地となり。此の所依の身は唯人の三洲なり。[七六] 餘は退無きが故なり。

練根の依地

此の所依の地は、無學は九に通ず。謂はく、未至と中間と四定と〔下〕三無色となり。

有無學は、唯、六のみなり。謂はく、後の三を除く。所以何となれば、[七七] 夫れ轉根には果及び勝果道を捨すること有る容く、所得は唯果のみにして向道に非ざるが故に、有學の果は無色地に攝すること無きが故に、學の練根は但だ六地のみに依るなり。

第九項　九無學

諸の無學位の補特伽羅に、總じて幾く種有りや。何の差別に由るや。

頌に曰はく、

(62a) 七は聲聞なり、二は佛なり。[七八] 差別は九根に由る。

九無學

論じて曰はく、無學位に居する聖者に九あり。謂はく、七の聲聞と二の覺者となり。

七聲聞

退法等の五と、不動——〔不動に〕二を分つは[七九] 後と先との別なるが故なり——と、〔合して〕七の聲聞と名づく。

ば一加行・一無間一解脱道有り、無學ならば一加行・九無間・九無學道有るなり。其の中、加行道は有漏・無漏に通ずるも無間・解脱道は唯無漏の性なり。

【七六】 餘とは、色・無色の二界及び六欲天には無漏道は有れども退失すること無きが故に、練根を修せず。唯人の三洲には退失有るが故に、夫れを恐れて練根を修するなり。

【七七】 夫れ轉根云云。有學の轉根に下三無色を除く所以を明にす。轉根とは今までの果道及び向道を捨してただ增上の果を得するを欣ぶをいふ。從つて有學の前二果は必ず未至により、不還は未至、中間、四根本の六地による、見道を得するときの如きが故に、卽ち、有學果の初得は、欲界地と色界地とに攝す、見道は六地に依るが故に。然るに有學の練根も亦果のみを得す故に、有學の練根は六地に依るなり。

【七八】 (62b) 〔dvau buddhau, śrāvakāḥ sapta, te saṃavavidhendriyāḥ〕
舊譯—二佛聲聞七、　有レ九由ニ九根一。

【七九】 後と先云云。後とは練根して不動羅漢と成りたるもの (之を練根不動といふ)。他の先來不動とは練根に依らず、先來本得の不動なり。之れ等九種の差別は根に下下品より上上品に至る九種の差別有るに由る。

第八項　練根の不同

練根の差別

上に言ふ所の如くんば、練根にして無學・有學を得すること有り。[七一]正しく練根する時、(一)各々幾くの無間、幾くの解脫道ありや、(二)何れの性の攝ぞ、(三)何れの所依なりや。

[七二]頌に曰はく、

(60b)練根は、無學の位には、　九の無間・解脫あり。

久習なるが故なり。(61)學は一なり。無漏なり。依は人の三なり。

無學は九地に依る。　有學は但だ六に依る。

(62a)果と勝果との道を捨して、　唯、果道をのみ得するが故なり。

聖者の練根の道

無學の練根

論じて曰はく、勝種性を求めて練根を修する者が[七三]無學の位の中にて一一の性を轉ずるには、各々九の無間と、九の解脫とあり。應果を得するが如し。所以何となれば、彼の鈍根の性は久しく慣習するに由りて、少功力の能く轉ぜしむ可きに非ず。學と無學との道の所成は堅なるが故なり。

有學の練根

有學の位の中にて、一一の性を轉ずるには、各々一の無間と一の解脫道とあり。初果を得するが如し。[七四]上と相違するが故なり。

加行道

[七五]彼の加行道の諸位は各々一なり。

【七一】正しく練根する時云云。此間に三問あり、(一)練根と無間道解脫道との關係、(二)其無間解脫道は有漏か無漏か、(三)何の地によりて練根するかとの三なり。

【七二】頌に云云。初の三句は初問に答へたるもの、第四句の無漏なりは第二問に答へたるもの、その以下は第三問に答へたるものとす。

(60b) [vimuktyānantaryapathā navākopye niṣevaṇāt].

(61) [ekaikas tu dṛṣṭiprāpte, anāsravāḥ nṛṣu vardhanam],

aśaikṣo nava niśritya bhūmīḥ, śaikṣas tu ṣaṭ, [yataḥ]

(62a) saviśeṣaṃ phalaṃ tyaktvā phalam āpnoti vardhayan.

舊譯—無間解脫九、　不壞、由二久事一、

於二見至一一、　無流、人道增、

無學依二九地一、　有學但依レ六、

捨二有差別果一、　得二勝果道增一。

【七三】無學の位の中云云。個個の種姓を障る不染無知に九品有るが故に、之れを斷ずる無間道と解脫道とにも各々九有り。そは恰も有頂の惑を九無間道・九解脫道にて斷ずるが如し。鈍根の無漏道は有學位と、無學位との二位に倶に起して、久しく慣習し、九品の不染無知は堅牢にして少しの功力にて轉ず可きに非ず。九の無間・解脫二道によりて初めて斷じて、鈍根の道を捨し、利根の道を起し得べきが故なり云云の意。

【七四】上と相違すとは有學の鈍根は久しく慣習せざるが故に轉じ易きこと。

【七五】彼の云云。加行道は有學も一加行を發し、無學も一加行を起す。即ち聖者が練根するには、有學なら

如くなれば、難を爲すべからず」と。

退果者の還得と事業

[六五]第七項　退果者の還得と其の事業

〔問ふ〕[六六]諸の阿羅漢が、既に果を退すと許さば、更に生ずと爲んや不や。

諸の果に住する時に作さゞる所の事を、退する時に作すや、不や。〔答ふ〕爾らず。何に緣るやといふに、

[六七]頌に曰はく、

(60a)一切の果より退するものは、　必ず得し、命終せず。

果に住するとき、爲さゞる所のことは、　慚の增するが故に作さず。

退果者の還得經の文

論じて曰はく、果より退して中間に命終すること無し。退し已りて須臾にして必ず還た〔之を〕得するが故なり。[六八]契經に說くが如し、「苾芻よ、當に知るべし、是の如き多聞の諸の弟子は正念を退失しても、速かに復た還りて、能く[六九]退して起せし所のものをして盡・沒・滅・離せしむ」と。

若し然らずと謂はゞ、[七〇]梵行を修するも、果は應に安隱にして委信す可き處に非ざるべければなり。

果位の不作事を退時にも不作

又、住果の位に、爲すべからざる所の果に違する事業は、慚の增すに由るが故に、暫らく退する時に於いても、亦た必ず造らず。譬へば、壯士の蹶くと雖も、仆れざるがし。

【六五】婆沙卷六一毘曇部十、一五頁)、舊譯卷一八、二八二頁中、正理七〇、光記二五、二七五頁下參照。

【六六】諸の阿羅漢云云。羅漢は退果せるまゝ命終せず必ず還得すること、及び羅漢位にて作さざることは退果しても爲さざることを明にしたるものなり。

【六七】頌に云云。前二句は第一問に答へたるもの、第二句は第二問に答へたるものとす。

(60a) mriyate na phalabhraṣṭaḥ,
[na cākāryaṃ karoti saḥ].

舊譯—退位不死故、　不作非所作。

【六八】契經は雜阿含卷第四十三、第一一七三經(大正二、三一四頁中、下)。

【六九】退起する所云云。退果して煩惱を起すも速に又得果して、所起の煩惱を盡沒せしむといふ義。

【七〇】梵行とは、無間・解脫・勝進の三道のことにして清淨行の義なり。文意は、若し還つて果を得することと能はずんば、梵行を修して得せる果は、安穩に委信して安住すること能はざるべしと言ふ心。

頌に曰はく、

(59) 應に知るべし、退に三あり。[六一] 已と未との得と受用となることを。

佛は唯最後のゝみあり。 利には中と後とあり、鈍には三あり。

三種の退
(一)已得退
(二)未得退
(三)受用退

論じて曰はく、應に知るべし、諸の退に總じて三種有り。一には[六二] 已得退、謂はく、已得の殊勝の功德を退することとなり。二には未得退、謂はく、未だ殊勝の功德を得すること能はざるをいふ。三には[六三] 受用退、謂はく、諸の已得の殊勝の功德の現在前せざることとなり。

世尊と退

此の三の中に於いて、世尊には唯一の受用退のみ有り。衆德を具するも、一時に頓に現前すべきこと無きを以ての故なり。

六種羅漢の退

餘の不動法には、具に受用及び未得退有り、亦た、已に勝れる殊勝の功德に於いて猶ほ未だ得せざるものあるが故なり。餘の五の種性には具に三有るべし、亦た已得の德をも退失すべきが故なり。

不動法の現法樂住の退

受用退に約して不動法は現法樂を退すと說くものなれば、相違の過無し。

經部の說

無退論者は是の如き說を作す。「諸の無漏なる解脫を皆不動と名づく。然も別して第六の不動法を立つるは、[六四] 前に釋通するが

【六一】(59) [prāptāprāptopabhogebhyaḥ parihāṇis tridhā matā
antyā śāstur, akopyasya madhyāpy, anyasya tu tridhā].
舊譯—退墮有三種、　已得未得用、
最後佛不壞、　中間餘有三。

【六二】已得退とは、已に一度得しながら、何等かの因緣によりて之を退失することにして、眞に文字通りの退なり。未得退とは、未だその位を得せざるに名けたるものなれば、全く消極的立言なり。

【六三】受用退とは、假令、其位を得るも、之を受用せざるをいふ。これ恰も懷に金錢を持ちながら之を使用せざるが如きものにて、受用を休ませ置く點に於て暫らく退と名けられたるなり。

【六四】前に釋通云云。有漏定の現法樂住を退すると退せざるとに由りて羅漢に六種姓を分ち、或る鈍根の者は退あり、利根の者には退なし、而して其利根なるものは不動種姓なること前に已に明せるが如し、又羅漢に無漏法の退なし、されば今、何故に不動法が現法樂住を退するやとは問にならずとなり。

惱の」起るの義無し。前は學位に依るが故に、「かく」說けるに失無きなり。

有部に歸す

毘婆沙師は定んで是の說を作す。「阿羅漢果にも亦た退の義有り」と。

學位と凡位の六種性

第五項 特に學位と凡位の六種性 [五六]

[五七]唯だ阿羅漢にのみ種性に六ありや。餘も亦た、六種の性有りと爲んや。設し有りとせば、皆能く練根を修するや、不や。

頌に曰はく、

(58ᵇ)學と異生とにも亦た、六あり。練根は見道には非ず。

論じて曰はく、有學と異生とにも種性に亦た六あり。六種の應果は彼れを先と爲すが故なり。

見道位と練根

然るに見道の位には必ず練根無し。此の位には加行を起すべきこと無きが故なり。[五八]唯、信解と異生との位の中に於いてのみ能く練根を修するものあること、無學位の如し。

不動羅漢の現法樂住の退と三種の退

第六項 三種の退 [五九]

[六〇]契經に說くが如し、「我れは、斯の所證の四種の增上の心所の現法樂住の隨一に由りて、所得を退すること有りと說く。不動なる心解脫を身に作證せるものは、我れ決定して此れより退する因緣無しと說く」と。

如何にして不動法は現法樂住を退すると言ふやといふに、

【五六】 凡位の種性につきては、婆沙卷七(毘曇部七、一三一頁)、及び有學位の六種性に就きては婆沙六八(毘曇部十、一四四頁)、舊譯卷一八、二八二頁上、正理卷七〇、光記二五、三七五頁上以下參照。

【五七】 唯、阿羅漢のみ云云。羅漢の六種性を明せる序でに、學位と凡位とにも亦た六種あることを明にしたるものなり。

(58ᵇ) [ṣaḍgotrā anāryaśaikṣāḥ], darśanamārge nendriyasaṃcārah.

舊譯—凡學人六性、 見道無ㇾ練根。

【五八】 唯信解と異生と云云。信解は修道位、異生は凡夫位。

【五九】 三種の退。こも退果退性論に乘じて、序でに總じて、退と言はるるものに三種あることを明にしたるものなり。

婆沙卷六一(毘曇部十、八頁)、舊譯卷一八、二八二頁上、正理卷七〇、光記二五、三七五頁中參照。

【六〇】 契經とは中阿含卷四十九大空經(大正一、七四〇頁中)に相似の文あり參照。

四種の增上の心所とは四根本定のことなり。意は、佛說に順へば、佛は一面に現法樂住の四根本定の隨一が現前すれば、他の三は現前せず。故に此の三に約して退といふ。他方に於ては、不動心解脫身作證の羅漢は此の解脫を退せずといふ。然らば彼は現法樂住を退すべき理無かるべきなり。之れは奈何なる理由に坐するやとの問題提起なり。

若し阿羅漢は煩惱をして畢竟じて起らざらしむること有るは、治道已に生ずればなり。是くのごとくんば則ち退して煩惱を起すべからず。若し阿羅漢にして此の道未だ生ぜずんば、未だ永く煩惱の種を拔くこと能はざるが故に、漏盡に非ざるべし。若し漏盡に非ずんば寧ぞ說いて應と爲さんや。

有部難ず

是を理に由る證と名づくるなり。

若し爾らば、[五四]炭喩契經を釋すべし。「多聞の諸の聖弟子が若しくは行じ若しくは住するに、處有り時有りて失念するが故に、惡不善の覺を生ずることあり」と說くが如し。此の經には唯、阿羅漢果をのみ說くなり。〔そは〕此の經に、「彼の聖弟子の心、長夜に於いて遠離に隨順す。廣說して乃至、涅槃に臨入す」と言ふに由る。〔又〕、餘の契經の中に、卽ち此の遠離に順ずる等を說いて應果の力と名づくる有り。又、此の經に、「彼れ一切の漏に順ずるに於いて已に能く永く吐き已に淸涼を得す」と說けり。

經部通釋

此れに由りて、定んで知る。是れは阿羅漢なることを。

實に後に說く所は是れ阿羅漢なり。然も、[五五]彼の乃至、行と住との時に於いて未だ善く通達せざるものには此の事有るべし。謂はく、有學の者は行と住との時に於いて失念に由るが故に、煩惱を起すことあるべければなり。後に無學を成じては則ち〔煩

【五四】炭喩契經とは雜阿含卷第四十三（大正二、三一四頁中）に曰く「或時、多聞聖弟子、失二於正念一、生二惡不善覺一、長二養欲一、長二養恚一、長二養癡一、是鈍根。多聞聖弟子、雖起二集滅一以レ欲覆レ心、譬如下鐵丸燒令二極熱上、以二少水一灑尋即乾消。如レ是多聞聖弟子、鈍根生レ念尋滅云云」と參照。經に行住の位に於て多聞の聖弟子も時に不善の覺を起すこと有りと說く。之れは次下の文によれば、阿羅漢果に約していふ所なり。彼の文に次下の文に「彼多聞聖弟子、其心長夜臨趣、流注浚輸、向於遠離、向於離欲、而於涅槃寂靜捨離、樂於涅槃、於有漏處、寂滅淸涼云云」といへる中、遠離といひ離欲といふは羅漢の相なり。このことは、又雜阿含卷第二十六第六九四經に、「佛告二舍利弗一、漏盡比丘有二八力一、何等レ爲八。謂漏盡比丘、心順二趣於離一、流二注於離一、浚二輸於離一、類二趣於出一、流二注於出一、浚二輸於出一、順二趣涅槃一、流二注涅槃一、浚二輸涅槃一」云云。（大正二、一八頁中）等と說き、又炭喩經の次文に一切有漏の法に於て、「已に能く永く吐き、已に淸涼を得ず」といふは明に應果の相なるが故なり云云の意。

【五五】彼のとは前文に說く所といふ義。卽ち後文は羅漢に就きて說きたるも、前文は有學位に就きて述べたるものなりといふ義。

すこと無し。但だ說いて應に證すべきものとのみと名づくるなり。

又、鈍根所攝の應果を說いて、名づけて應に起るべきものと爲さば、何の義を顯はさんが爲めなりや。若し彼の〔應果〕が能く起りて現前せることを顯はさんが爲めならば、則ち餘の利根は最も應に能く起すべし。若し彼が應に起りて現前すべきことを顯さん爲めならば、亦た餘の利根は最も應に起るべき所なり。故に時解脫は應果の性に非ざるなり。

有部難ず

若し爾らば、何が故に時解脫の應果と說くや。

經部の答

謂はく、應果有り。根性の鈍なるが故に、要らず時を待つが故に、〔有漏〕定が方に現前するなり。若し彼れと相違するものならば、不時解脫と名づく。

論書に於ける羅漢果不退の證

[五一]阿毘達磨にも亦た、是の言を作す。「欲貪隨眠は三處に由りて起る。一には欲貪隨眠を未だ斷じ遍知せざるが故なり。二には彼の纏に順ずる法の正しく現在前するが故なり。三には彼に於いて正しく非理の作意を起すが故なり」と。若し「[五二]彼れは因を具して生ずるに據りて說く」と謂はゞ、[五三]復た何の法有りて因を具せずして生ずるものありや。

應果不退論の理證

是れを敎に由る〔應果不退說の證〕と名づくるなり。

如何なる理に由る〔證なり〕や。

【五一】阿毘達磨とは品類足論卷三（大正二六、七〇二頁中）參照。論には上揭の如き三因に據りて欲貪を發すと說く、今の證として用ゐる所は、其の第一と第三とにあり。阿羅漢果は貪を斷じ已り、非理作意も起さざれば、惑を起して退すべき筈なしとの意。

【五二】彼れはとは上の品類足の說はといふ意。

【五三】品類足は因の具足して煩惱の生ずる場合を說けるが、或は又た因の具足せずして、卽ち唯だ境界力のみに由りても煩惱の生ずることありと解するならば、之れ亦理に應ぜず、因を具足せずして生ずる法は決して無ければなりとの意。

現法樂住に於いて有退・無退あるが故に、退・不退の法と名づくるなり。

經部の不退・安住・不動の差別說

是の如く思〔法〕等〔の四種性羅漢〕も、理の如く思ふべきなり。〔問ふ〕不退と安住と不動とに何の別かある。〔答ふ〕練根に非ずして得するを名づけて不退と爲し、練根の所得を名づけて不動と爲す。此の二の所起の殊勝の等至は設ひ、退緣に遇ふとも、亦た退する理無きなり。安住法とは、但だ已住の諸の勝德の中に於いて、能く退失すること無きも、更に餘の勝德を引いて生ずること能はず、設ひ復た引生すとも、彼れより退すべきをいふ。是れ不退等の三種の差別なり。

經部經說を通ず

然も、[四九]喬底迦は、昔學位に在りて、時解脫に於いて極めて嗜味したるが故に、又、鈍根の故に、數數退失し、深く厭責して刀を執りて自害しぬ。身命に於いて戀惜する所無きに由りて、命終の時に臨んで阿羅漢を得し、便ち般涅槃せり。故に喬底迦も亦た、阿羅漢果を退失したるには非ず。

時解脫は應果に非ざる證

[五〇]又、增十經に是の如きの說を作す。「一法の應に起すべきあり、謂はく時愛心解脫なり。一法の應に證すべきあり、謂はく、不動心解脫なり」と。若し應果の性を名づけて時愛心解脫と爲さば、何が故に此の增十經の中に於いて再び應果を說くや。又、曾て處として阿羅漢果を說いて名づけて應に起るべきものと爲

【四九】喬底迦（舊譯瞿提柯）(Gautika)の記事は、雜阿含卷第三十九第一、〇九一經（大正二、二八六頁上參照。之れに關しては異說有りて、有部に於ては、六度阿羅漢果を退して第七度に於て本の如く羅漢果を得し、之を失はんことを恐れて自害すと言ひ、經部に於ては、六返退は有學位に於ける有漏定の退のことと解し、時解脫に深く愛味を發し、下地の惑を起して數數退せしを、深く厭ひて刀を取りて自害し、其の刹那に於て不惜身命の故に羅漢果を得し無餘涅槃に入れりと解す。

【五〇】又、增十經云云。時解脫といふは、有漏定のことにして、應果性は無漏道なれば、時解脫は應果に非ずと言ふ義理を證する文なり。經中、時解脫と不動心解脫とを別說するは體の別になるに由るとの謂ひなり。經とは長阿含卷第九、十上經（大正一、五三頁上）と參照せよ。但し現存の漢譯には、「一生法、謂有漏解脫……一證、法謂無礙心解脫」とあり。

を障ふと說く」と言ふこと有りと雖も、阿羅漢果を退すとは說かず。但だ現法樂住を退失すと說くのみ。[四三]經に、「不動なる心解脫を身に作證せば、我れ定んで此れより退する因緣無しと說く」と言ふが故なり。

救を作りて破す

若し、「退有り。[四四]經に、時愛解脫有りと說くに由る」と謂はゞ、我れも亦た然りと許すも、但だ彼の退する所を觀察すべし。應果の性よりなりと爲んや、靜慮等よりなりと爲んやと。

經部は時愛解脫を定よりの退者とす

然も、彼の根本靜慮と[四五]等持とは要ず時を待ちて現前するが故に時解脫と名づけ、彼は、現法樂住を獲得せんが爲めに、數數現前を希ふが故に、名づけて愛と爲すなり。[四六]有るは說く、「此の定は是れ愛味する所なればなり」と。諸の阿羅漢の果性の解脫は、恒に隨逐するが故に時に名づくべからず。更に欣求せざるが故に愛とも名づけざればなり。

若し應果の性より退する者有るべしと云はゞ、如何にして、世尊は、但だ所證の現法樂住にのみ退す可き理有りと說かんや。此れに由りて證知す。諸の阿羅漢の果性の解脫は必ず是れ不動なることを。

經部の現法樂住による六種羅漢說

[四七]然るに、利等の擾亂の過失に由りて所得の現法樂住に於いて自在を退失すること有り。謂はく、諸の鈍根のものなり。若し諸の利根のものならば則ち退失すること無きが故なり。[四八]所得の

【四三】經に不動心解脫云云。前揭大空經及び雜阿含卷第八(第二一二經(大正二、五三頁下)參照。經部に於ては、此の經には所謂不動心解脫のみを以て一切の羅漢と解するものにして、經部よりすれば、阿羅漢は惑の爲に退動せられざるが故に不動と名くるものなり。

【四四】經。前揭中阿含大空經の次下の文にして、經部に於ては、時愛解脫は有漏の根本靜慮の現法樂住より退する者に名くるものと解するものにして、經文は羅漢果より退するものを時愛解脫と言ひしには非ずとするにあり。

【四五】等持とは、四無色定のことなり。

【四六】有とは稱友によれば大德羅摩(Bhadanta-Rāma)の說とせり。「愛」の字の見方を出す。

【四七】然るに云云。經部に於ては現法樂住の定の退不退に就きて、六種の羅漢を立つ。但し無漏の果性に就きていはば、一切の羅漢は皆果性を退動せざるが故に不動羅漢なり。

【四八】所得の現法樂住云云。現法樂住の定を退する鈍根者を退法羅漢といひ、之を退することなき利根者を不退法羅漢と名くとなり。

と名づく。諦理は眞實なるをもつて、楷定として依る可く、聖慧にて已に證するときは必ず退する理無し。事相は浮僞なれば定んで依る可きこと無きをもつて、彼に迷ふ惑を斷ずとも失念の退有るなり。

或は、修斷の惑は審慮より生ずるに非ず。昧鈍の性なるが故なり。見所斷の惑は審慮に由りて生ず。推度の性なるが故なり。聖も審慮せざれば。麁事の中に於いて、〔卒爾に〕失念して惑生ずることあり。審慮すれば爾らず。繩等に於いて卒爾に蛇と謂ふが如し。故に修斷の惑は聖も退して起すこと有るなり。卒爾に由りて見惑を起す可きに非ず。聖、若し審慮すれば、便ち諦理を見るが故に、聖の見斷は定んで退の義無し。

阿羅漢有退・無退に就きて

經部の說

經部師の說く、「阿羅漢よりも[三九]亦た退する義無し」と。

論主評取

彼の說は理に應ず。

有部の問

云何にして然ることを知るや。

經部の答

敎と理とに由るが故なり。

有部徵す

如何が敎に由るや。

經部の應果不退論の敎證

[四〇]經に言はく、「苾芻の聖慧を以て惑を斷ずるを、名づけて實斷と爲す」と。[四一]又、契經に言はく、「我れ說く、有學は應に放逸ならざるべし」と、阿羅漢には非ず。

[四二]經に、佛は、慶喜に告げて、「我れは、利養等も亦た、阿羅漢

【三八】又見斷の惑云云。見惑は單に現體に迷ひて事物その者に關せざれば、之を無事の惑と稱し、修惑は事體そのものに迷ふが故に有事の惑と稱すべしとなり。

【三九】亦とは、亦に見道所斷より退の義無きのみならず、亦た阿羅漢位よりも退無きときの意。最初得に非ざる一來、不還は世道所得の場合あるべきを以て退することあるべしとの意なり。

【四〇】經に言はくとは中阿含卷第一十三、如靑白蓮華喩經（大正、一五七四頁下）に、增・伺・諍訟・恚・恨・瞋・纒・不語・結・慳・嫉・欺誑・諛諂・無慚・無愧・惡欲・惡見は身口によりて滅せずして、慧見によりてのみ滅すと說けり、參照すべし。經部の意にては、聖者が無漏慧を以て煩惱の種子を拔きて再び現行せしめざるを實斷といふ。一來・不還は有漏道によりて得することあるを以て、其の際には唯惱の現行を伏するのみにして、種子を拔こと能はず。故に之は退する義有るも、初めの預流と後の阿羅漢とは、無漏道にて煩惱の種子をも斷ずるものなるが故に、實斷にして不退なりとの意。

【四一】又契經とは中阿含卷第五十一阿濕貝經（大正一、七五一頁中雜阿含卷第八參照。第二一二經（大正二、五三頁下）の經には有學を誡めて放逸なるべからずとの敎へあり。之れ、有學は退すること有るが故にして、羅漢は退すること無きが故にここに除けりと解する意。

【四二】經に佛云云。中阿含經卷四十九、大空經（大正一、七三八頁以下）の意を參照せよ。此の意は利養等が、阿羅漢を障ふとは言ふも、阿羅漢果を退すとは說かず。ただ阿羅漢と雖も四靜慮による現法樂住を退失することありと說くのみと。

有部有事無事を差別す

皆是の如くなりと雖も、而も差別有り。修斷の惑には各々別事有るを以てなり、即ち是れ可意不可意等なり。所緣の境に於いても、此の相、無きに非ず。見所斷の惑は我等有りと計するも、諸の諦境に我等の相有るに非ず。無事を以ての故に修斷と別なり。

謂はく、[三六]色等の所緣の境の中に於いて我見が妄に增して、作者・受者・自在にして而も轉ずるも〔色等は〕實の我の性に非ず。邊執見等は此れに隨つて生ず。故に、並びに說いて無事に依るの惑と爲すなり。

若し修所斷の貪・瞋・癡ならば、色等の境の中に唯、染著と憎背と高擧と不了との行をのみ起して轉ずるが故に、並びに說いて有事に依るの惑と爲すなり。

[三七]又、見斷の惑は、諦理の中に於いて、我・我所と斷と常との見等を執するも、諦の中には、少の我等の事有るに非ず。見斷の食等は此を緣じて生ず。是の故に、皆無事に依る惑と名づく。

修所斷の惑は、色等の中に於いて、好・醜等と謂ふなり。然も色等の境に、少分の好・醜等の別無きに非ず。是の故に有事に依る惑と名づく可し。

[三八]又、見斷の惑は諦理に迷うて起るをもつて、無事に依ると名づけ、修所斷の惑は麁事に迷つて生ずるをもつて、有事に依る

諍を叙する文なり。

【三三】先の果とは預流、一來、不還の隨一の見道による最初所得の果を指す。

【三四】見所斷は無事云云。見惑は我見を根本として成立するに、その我は元來存在せざるものなれば、一度その迷見を打破すれば、再び之を起すことなし。これ見惑を打破して得する初得の果に退なき所以なりといふにあり。

【三五】若し爾らば云云。有部は無所緣心あるを認めず我見の如きも我體はなきも五取蘊を所緣とすると說くが故に、此の難を作る。

【三六】色等云云。色等の五蘊の中に、全然虛妄なる我を增益して作者なり、受者なりと計し、自在に轉ずるも、要するに虛妄の計にして、色等は實に我たるに非ず。邊執見等も、此の我見に依りて起る。故に之れ等は皆無事の惑と名くとの意。要するに有部の意よりすれば、無事の惑とは物(色等)それ自體に約して、それより直接に生ずる惑にてはなく、それ等の事物に對して非理の作意を施設し、その虛妄なる施設に對して起るものか即ち我見等にして、從つて直接に色等を所緣とせざる意に於て無事の惑たり。修惑は直接に色等を條件として起る意味に於いて有事の惑たりと言ふにあり。

【三七】又見斷云云は、上の議論より必然に來る結論にして、既に見斷の惑は直接色等を所緣として起るものに非ざるが故に、現實的にその妄計の所緣は與へられたるものには非ず。されど、修所斷の惑に至りては、勿論その幾分は主觀的なりとするも、亦幾分は實事として與へられたる條件そのものに坐して生ず。此の點に於いて二者は亦異る。(事と理との境に就きて有事無事を辨ず)。

増進すると、二には[二七]退して學に住すると、三には[二八]自位に住して般涅槃するとなり。

思法羅漢の四種

思法には四有り、三は前に說くが如し。更に一種の退〔法〕の種性に住するものを加ふ。

餘に五・六・七種

餘の三〔種性〕には、次の如く、五・六・七有り。應に知るべし。[二九]後は一一を増するが故なることを。

[三〇]思法等の四〔種羅漢〕が退して學位に住する時は、還りて退に住して餘に非ず。若し此れに異らば、勝種性を得することあるが故に、應に是れは進にして退に非ざるべければなり。

第四項　特に四沙門果の退不退に關する[三一]諸部の論諍

見道退・不退に就きての論淨

[三二]何に緣りて定んで[三三]先の果を退する者無きや。

有部の說

[三四]見所斷は無事に依るを以ての故なり。謂はく、有身見は我處に依りて轉じ、見所斷の惑は此の見を根と爲す。我體既に無きをもて、無事に依ると名づく。無事を以ての故に必ず退する理無し。

大衆部難ず

[三五]若し爾らば、應に此の惑は無を緣ずと說くべし。

有部答ふ

此れは無を緣ずるに非ず、諦を境と爲すが故に。然も諦境に於いて實の如く緣ぜざるのみなり。

大衆部難徵す

諸の煩惱の中、誰れか是の如くならざらんや。

位まで引續けるものは、同じくその無學果を退することなし。學・無學の二道によりて堅められたればなり。但し、退法種性のものは、たとひそは凡位より學位に、學位より無學位に繼續したりしても餘の退失あるべきは、その名稱よりしても自ら明ならんとなり。

【二四】又亦先の所得の果云云。先の所得の果とは、最初所得の果なり。預流果は得する人(次第證)と、得せる人(超越證)とあれども、若し得せば、必ず最初なるを以て此を退せず、一來と不還との次第證者は最初の得果に非ざれども、超越證者には最初得なれば、此の場合には退することとなし。以上の外の一來、不還と阿羅漢果とは退あるなり。

【二五】是の故に云云。預流果は最初所得の果なるを以ての故なり。

【二六】根を増進すとは練根して思法種性となること。

【二七】退して云云。有學の聖者と成るもののこと。

【二八】自位に住し云云。退法羅漢の儘にて入涅槃すること。

【二九】後は一一を増すとは例せば、護法羅漢ならば、思法の四の上に更に護法より退して思法に住するもの一を加ふるが如し。

【三〇】先は之れ退性なりしものが無學に至りて進んで思法等となりし後、退緣に遇ひて果を退する時は、先時の退性に住し、思法種性等に住するに非ずとなり。

【三一】舊譯卷一八、二八一頁上以下、正理卷第六八、光記卷二五、三七三頁中以下參照。

【三二】何に緣りて云云。大衆部にては四果中の初三果は有退にして、第四の阿羅漢果は無退と立て、經部にては初の預流、後の阿羅漢の二は無退にして、中の二果は有退と立て、有部は初一果は決定不退にして、後の三果は有退と說く。今は有部を中心として三者の論

退の義有り。

性と果とよりの退に就きて

中に於いて、後の四は性より退すること有るも、退法〔羅漢〕の一種は性より退するの理無し。[一八]此の種性は最も下に居るに由るが故なり。

果の退先性は退せず

五種は皆果より退する義有り。[一九]倶に退有りと雖も、然も並びに先のよりに非ず。

特に、性の退不退
先性不退

[二〇]謂はく、諸の無學にして、先の學位の中に住せし所の種性は彼は此の性より必ず退するの理無し。學・無學道の成ずる所にして、堅なるが故なり。[二一]若し諸の有學にして先の凡位の中に住せし所の種性は、彼は此の性より亦た退するの理無し、世・出世の道の成ずる所にして、堅なるが故なり。

後性に退あり

若し[二二]此の位に住して後に、練根を修して得する所の思等の四種の種性は、彼は此の性より退するの理有る容し。

特に、果の退・不退
先性の果の不退

[二三]二の先位の中より思等の性に住するときは、必ず亦た、此の所得の果を退すること無し。唯、先の退法のみ退果の義有るなり。

先果は不退

[二四]又、亦た先の所得の果を退すること無し。後の所得の果は退する義有る容し。

前五種性の羅漢の運命
退法羅漢の三種

[二五]是の故に、定んで預流果を退すること無し。此れに由りて、應果の退法〔種性〕には三有り。一には[二六]根を

此の頌は新譯は、梵文と反つて一致せり。此の舊譯の後の四句は、次項の論諍の內容に關するものなるも、今便宜上、ここに揭ぐ。

【一八】此の種性云云。此の退法は六種の中の最下位に居するを以て、此上に退し得ざればなり。

【一九】倶に退ありと雖も云云。これ第二句の先にあらずを解したるものなり。而してこの「先にあらず」とは、先性を退せざると先果を退せざるとの二義を含むものなれど、性と果とにありて、先の義に些か相違あるを忘るべからず。

【二〇】謂はく諸の云云。これ先性は退せずの義を明にしたるものにして、其意味は、例へば學位にありし時、思法種性なりしものが、進んで無學位に到るも、思法種性を繼續し居るならば、その性は學・無學の兩道にて堅められたるを以て、退失することなしといふにあり。

【二一】若し諸の有學云云。こは無學の種性に關連しての序での說明なり。卽ち學位より引き續ける無學位の種性を退することなきが如く、凡夫位より引續ける學位の種性は同じく退せずとなり。

【二二】此の位とは有學・無學位のこと。例せば、無學位に住して、退法種性が練根して、思法種性となる場合の如く、一般に、新に練根して得たる性は、その住する所の有學と無學とに別無く、有學・無學二道の所成に非ずして堅牢ならざるが故に退すること有る意。

【二三】この先位の中云云。これ種性と關連して、果の不退を論じたるものなり。二の先位とは、無學果よりは學位、學位よりは凡位を指したるものなり。謂ふ心は、凡位にありて思法等の種性に住して學位に至るも、同じく思法等の性に住すとせば、そは世道・出世道の二によりて養はれたるものなるが故に、其有學果を退することなく、同樣に學位にありて思等の性に住して無學

(六)不動法　不動法とは、彼れ必ず退すること無きものをいふなり。

六種性の差別の標準と居處

此の六種のうち、先の學位の中にありて、初めの二は[一三]恒時の及び尊重の加行を闕くなり。根に異り有るに由るが故に[一四]「かく」差別有るなり。

第三は、唯恒時の加行のみあり。第四は、唯、尊重の加行のみあり。第五は、二を具するも而も是れ鈍根なり。第六は利根にして〔而も〕二の加行を具するなり。

六種と三界

[一五]退法種性は、必ずしも定んで退するに非ず。乃至堪達は必ずしも能く達するに非ず。但だ有り容きことに約して此の名を建立せるのみの故に六阿羅漢は三界に通じて皆有るなり。若し退する者は必ず定んで應に退すべく、乃至堪達は必ず能く達すと執するものならば、彼は、「欲界は具足して六あるも、無色界の中には唯だ安住と不動とのみなり。彼には退失と自害と自防と及び練根を修するとの無きが故に、唯二のみ有り」と執すべし。

第三項　羅漢の性又は果よりの退不退

六種性の退義の有無

是の如き六種の阿羅漢の中に、[一六]「誰れは何より退するや、性よりと爲んや、果よりと爲んや。」

[一七]頌に曰はく、

(58a)四は種性より退す。五は果よりす。先のよりに非ず。

論じて曰はく、不動種性は必ず退する理無し。前の五種は皆

【一三】恒時とは、恒時に加行を修すること。尊重とは加行を發すに際し、法を尊び重んずること。

【一四】此の二は皆二を缺くも、退法は鈍根にして、思法は退法より少しく利なり。而も、六種性の差別あるは此の恒時と尊重との加行の全缺、一存、二具の別と、それに多少の利鈍の意を加へて建立せるものなり。

【一五】退法種云云。六種羅漢の區別は、ただ、その可能性(容有)に約して建立したるものにして、退法羅漢なりとて、必ず退する者と定まれるにあらず。若し退法は必ずしも退し堪達は必ず上進するものと定まらば無色界には六種性なく、ただ安住と不動とのみならん。何んとなれば無色界は極めて靜寂の處なれば、退失とか自害とか、自防とか、護種とか、錬根とかいふが如き變動なければなり。然も法相上、六種は三界に通じてありと立つる所以は、その區別の可能性に約するが爲なりと。

【一六】誰れは何により云云。時解脫の羅漢はその位より退することあり。然らばその退とはいかなる義ぞ、種性を退して下の種性となる義なりや、第四果を退して下の果となる義なりや性と果と並び退する義なりやといふ問なり。

【一七】頌に曰く云云。頌意は大體よりすれば退法種性の一は、果を退するのみにて(これより以下の種性なきを以て)種性を退することなきも、他の四種は、種性と同時に果よりも退失す。但し性と果と共に先きの學位より得し來れるものは退失せずといふにあり。

(58a) [caturṇāṃ gotrāt pañcānāṃ phalād dhāniḥ], na pūrv[ak]āt.

舊譯—退性有二四人一、　五退果非レ先、
見惑無レ類故、　說レ無二放逸事一、
時解脫瞿提。　由火聚譬退。

り有りと爲んや、後に方に得すと爲んや。〔答ふ〕不定なり。云何となれば、

頌に曰はく、

(57ｂ)是れ先よりの種性なるものも有り、　後に練根して得するものも有り。

論じて曰はく、退法種性は必ず是れ先より有り。思法等の五は亦た後に得するものも有り。謂はく、先來より是れ思法の性なるものも有り、先には退法の性なれども後に練根して思と成るものもあり。乃至不動も應に隨ひて當に說くべし。

六種性の說明

(一)退　法

退法と云ふは、小緣に遇へば、便ち所得を退するものをいふ。思法等は非らず。

(二)思　法

思法と言ふは、退失を懼れて恒に自害せんことを思ふものをいふ。

(三)護　法

護法と言ふは、所得に於いて喜びて自ら防護するものをいふ。

(四)安住法

安住法とは、勝れたる退緣を離れては、自ら防がずと雖も、亦た、能く退せず。勝れたる加行を離れては、亦た增進せざるものをいふ。

(五)堪達法

堪達法とは、彼の性は、堪能にして、好んで練根を修して速に不動に達するものをいふ。

によるや、將た後天的修養の差異によるやを明にしたるものなり。頌意は、先天的なるものあり、後天的なるもありといふ義なり。

(57b) tadgotrā āditaḥ ke cit,
[ke cid uttāpanāt punaḥ].

舊譯—有餘本得生、　有餘練レ根得。

り生じたるものなり。即ち此れを總じて[三]時愛心解脫と名づく。恒時に愛護し及び心解脫するが故なり。

時解脫

亦た說いて名づけて[四]時解脫とも爲す。要ず時を待ち及び解脫するを以ての故なり。[五]初の言を略するが故に。[六]酥瓶と言ふが如し。此れは、時を待ちて方に能く入定するに由る。謂はく、[七]資具と無病と處と等の勝緣の合する時を待ちて方に入定するが故なり。

不動心解脫

不動法の性を〔頌に〕說いて名づけて「後」と爲す。即ち此れを名づけて[八]不動心解脫と爲す。退動無く、及び心解脫するを以ての故なり。

不時解脫

亦た說いて名づけて[九]不時解脫とも爲す。時を待たず及び解脫するを以ての故なり。謂はく、三摩地が欲するに隨ひて現前し、勝緣の和合する時を待たざるが故なり。

兩解脫に對する異釋

[一〇]或は、暫時と畢竟との解脫に依りて、時解脫と不時解脫との名を建立することあり。退墮する時有るべきと、退墮する時無かるべきとの故なり。

第二項　六種性と先天性と後天性、並に六種性の性質及び居處

[一一]此れは學位の見至の性より生ず。

六種性の先天後天分別

[一二]〔問ふ〕是の如く、明す所の六阿羅漢の所有種性は、是れ先よ

【三】時愛心解脫 (sāmayikikāntā ceto-vimukti) は已得の功德を退失せざるべく恒時愛護し及び心に煩惱の繫縛を解脫するが故に名く。こは有學の心に解脫なきに對す。

【四】時解脫 (samaya-vimukta) とは阿羅漢果を得るも、適當の機會に相遇せざれば入涅槃し得ざる故に、時解脫といふ。

【五】初の言云云。待時解脫といふべきを待の字を略して、時解脫といふとの意。

【六】蘇瓶の如しとは、嚴密には「盛レ蘇瓶」と言ふべきを、初の盛を略して、單に蘇瓶と言ひ習はせるを喩とせるものなり。

【七】資具云云。婆沙論第一百一卷(毘曇部十二、四八頁參照)には六勝緣を說く。謂はく、(一)得二好衣一時、(二)得二好食一時、(三)得二好臥具一時、(以上資具の三なり)、(四)得二好處所一時、(五)得二好說法一時、(六)得二好補特伽羅一時なり。

【八】不動心解脫 (akopyā cetovimukti) 即ち不動性は利根にして煩惱に退動せられず、心も亦煩惱を解脫するが故に不動の心解脫といふ。

【九】不時解脫 (asamaya-vimukta) は、いかなる場合にても隨意に入定し入涅槃し得るが故に、之を時機を待たずして解脫し得るものといふ意味にて不時解脫と名く。

【一〇】暫時云云。暫時解脫して退墮する時の有るを時解脫と名け、畢竟じて根本的に解脫し、退墮すること無きを不時解脫と云ふ意。

【一一】此れは云云。不時解脫は上機根の獲得する所にして、有學位に於ける見至の人が無學果に至るときに入る位なり。

【一二】是の如く云云。阿羅漢の六種性は先天性の差異

本論第六　賢聖品第四

[一]第五節　阿羅漢の六種性等に就きて

第一項　六阿羅漢

六阿羅漢

〔問ふ〕前の所說の如くんば、不動の應果は初めの盡智の後に無生智を起すといふ。諸の阿羅漢にも預流等の如く差別有りや、不や。〔答ふ〕亦た有り。云何となれば、

[二]頌に曰はく、

(56)阿羅漢に六有り。謂く、退より不動に至る。
前の五は信解より生じ、總じて時解脫と名づく。
(57a)後は不時解脫なり。前の見至より生ず。

六種の名

論じて曰はく、契經の中に於いて「阿羅漢は種性の異なるに由るが故に、六種有りと說く。一には退法(parihāṇa-dharman)、二には思法(cetanā-dharman)、三には護法(anurakṣaṇā-dharman)、四には安住法(sthitākampya-dharman)、五には堪達法(prativedhanā-dharman)、六には不動法(akopya-dharman)なり。

時愛心解脫

此の六の中に於いて、前の五種は先の學位の信〔勝〕解の性よ

【一】阿羅漢の六種性等に關しては、婆沙卷六二（毘曇部十、二四頁以下、又は卷一〇一（毘曇部十二、四六頁以下）等、並に、舊譯卷一八、二八〇頁中、正理卷六七等參照。

【二】頌に曰く云云。前四句は六阿羅漢中の前五阿羅漢、即ち時解脫者を明にし、後の二句は不動羅漢、即ち不時解脫者を明にしたるものとす。

(56) [arhantaḥ ṣaṭ matāḥ,
teṣāṃ] pañca śraddhādhimuktijāḥ.
sāmayiki [tadvimuktiḥ,
akopyākopyadharmaṇaḥ],
(57a) [asamayavimukto 'taḥ],
dṛṣṭiprāptānvayaś ca saḥ.

舊譯―阿羅漢有レ六、　前五信樂性、
彼脫依二時愛一、　不壞法無壞、
故非時解脫、　此先見至類。

が故なり。〔然も〕見道を離れては、已離欲の者たりとも不還果を超證するの義有る可きに非ず。

特に、上界に見道なき所以

何に緣りて上界には必ず見道無きやといふに。且らく、無色の中には正聞無きが故に、又、彼の界の中にては下を緣ぜざるが故なり。〔次に〕色界の異生は勝定の樂に著し、又、苦受無きをもつて、厭を生ぜざるが故なり。厭有ること無くして能く見道を得るに非ざればなり。

敎證

敎とは復た云何といふに、〔二〇〇〕經に說くに由るが故なり。經に言はく、〔二〇一〕五の補特伽羅有り。此の處に通達し、彼の處に究竟す。說く所の中般乃至上流なり」と。

此の〔二〇二〕通達の言は唯、見道にのみ名づく。是れ圓寂を證する初めの加行なるが故なり。

此に由りて見道は上界には定んで無きなり。

【二〇〇】經とは古來雜阿含廿一に近似の文有りといふも不明、一般に本卷初に明したる五種不還の條下に引ける諸經を參照せよ。

【二〇一】五の補特伽羅とは中般等の五不還のこと。此の處とは欲界、彼の處とは色界をさす。

【二〇二】通達とは四諦に通達することにして此の要即ち欲界にて四諦に通達して、彼の處即ち色界にて涅槃を究竟するの意。

轉の意義

已に作證せり、此れ已に修習せりとなり。

云何が轉と名づくるやといはば、此に由りて法門が、他相續に往いて、義をして解せしむるが故なり。[一九六]或は諸の聖道は皆是れ法輪なり。所化の生の身の中に於いて轉ずるが故なり。[一九七]他の相續に於いて見道の生ずる時、已に轉の初めに至るが故に、已に轉ずと名づけしなり。

第五項　沙門果を得しうる依身に就きて

得果の依身

何れの沙門の果は何の界に依りて得するや。

[一九八]頌に曰はく、

(55)三は欲に依る、後は三にてなり。　上に見道無きに由るなり。

聞無く、下を緣ずること無く、　厭ふこと無く、　及び經あるが故なり。

論じて曰はく、前三は但だ欲界の身に依りて得す。阿羅漢を得するは三界の身に依る。

不還果が欲身にのみ依る所以

〔問ふ〕前二果は未だ欲を離れざるが故に、上に依りて得するに非ざる理は且らく然るべし。[一九九]第三〔果〕は云何にして上に依りて得するに非ざるや。

〔答ふ〕理と教とに由るが故なり。

理證

且らく、理とは云何といふに、上界の身に依りては見道無き

【一九六】或は云云。上は言教を輪と云ふことの理由にして、今は一切所設の聖道即ち見・修・無學三道を皆法輪と云ひ得との意なり。

【一九七】他の云云。若し一切の聖道皆な法輪ならば、何故に憍陳如に見道の生ぜるときを轉と名けたるやとの問を豫想しての答なり。他の相續とは憍陳如を指す。

【一九八】頌に云云。第一句は、初三果は必ず欲界の身により、第四果は三界の身によりて得することを明にしたるの。第二句以下は上界身によりて前三果、特に不還果を得せざる理由を明にしたるものなり。

(55) [kāme trayāptiḥ, antyasya triṣu], nordhvaṃ hi dṛkpathaḥ.
aśrutodvegād iha vidhā
tatra niṣṭheti cāgamāt.

舊譯—欲三、三界後、　上界無見道、
無厭故、此作、　彼究竟、經故。

【一九九】第三果も次第證の人は初て欲界の惑を離れて第三果を得すれば欲界の身なるも、超越證の人は凡夫位に於て已に欲界の惑を斷盡するが故に、色界の身に於て、第三果を得す可きに非ずやとの問意。

名づく。

即ち是の如く、一一に轉ずる時に於いて、別別に、眼(cakṣus)と智(jñāna)と明(vidyā)と覺(buddhi)とを發生す。此れを說いて、名づけて十二行相と曰ふ。

十二行相

是の如きの、三轉十二行相は、[一八九]諦諦に皆有り、然れども數等しきが故に、但だ三轉十二行相とのみ說くなり。[一九〇]二法七處善等を說くが如し。

此れに由りて、[一九一]三轉は次の如く見道・修道・無學道の三を顯示す。

毘婆沙師の論ずる所、是の如し。

法輪に對する論主の批評と解釋

一切の三轉十二行相は法輪なり

若し爾らば、三轉十二行相は唯見道のみに非さらん。如何にしてか唯見道に於いてのみ法輪の名を立つと說く可きや。是の故に、唯應に即ち[一九二]此の三轉十二行相の所有の法門を名づけて法輪と爲すべしと云ふこと、正理に應ず可し。

如何が三轉なりやといはば、三周に轉ずるが故なり。

如何が十二行相を具足するやといはば、三周に四聖諦を循歷するが故なり。謂はく、[一九三]此れは是れ苦なり、此れは是れ集なり、此れは是れ滅なり、此れは是れ道なり。[一九四]此れ應に遍く知るべし、此れ應に永く斷ずべし、此れ應に作證すべし、此れ應に修習すべし。[一九五]此れ已に遍知せり、此れ已に永斷せり、此れ

【一八九】諦諦皆有りとは各諦に皆有りとの意。

【一九〇】二法とは六根と六境と合して十二處有れども、略して根と境の二が相對する法として二法といひ、五蘊各七有りて三十五有れども、各蘊・七の故に略して七處善といふが如しとの意。

【一九一】三轉は次の如く云云。こは苦諦なり集諦なり……とあるは見道。此を遍知すべしといへるは修道。こを已に遍知せりとあるは無學道なり。

【一九二】此の三轉云云。上の理由によりて見道の作用に非ずして三轉十二行相の言敎一切を法輪と名くべし。三轉とは四諦を三周に說く意にして、四諦を三周に循歷するが故に三四十二行相を具足すといふ云云。

【一九三】此れは是れ云云は第一周。

【一九四】此れ應に徧く知るべし云云は第二周。

【一九五】此れ已に遍知せり云云は第三周。

と相應す。是の故に世尊をのみ獨り梵と名づくべし。[一八四]契經に「佛を說きて亦た、梵と名づけ、亦た寂靜と名づけ、亦た清涼と名づく」といへり。

法輪

即ち此の中に於いて、唯、見道に依りて、世尊は[一八五]有る處に說いて法輪と名づく。世間の輪の速等の相有るが如く、見道も彼に似たるが故に法輪(dharmacakra)と名づくるなり。

見道と輪

見道は如何にか彼れと相似するやといふに、速行等の彼の輪に似たるに由るが故なり。謂はく、見諦の道は[一八六]速疾に行ずるが故に、捨取有るが故に、未伏を降すが故に、已伏を鎭むるが故に、上下に轉ずるが故に、此の五相を具すること世間の輪に似たればなり。

妙音の說

尊者妙音は是の如き說を作す。「世間の輪に輻等の相の有るが如く、八支聖道の彼の〔輻等〕に似たるを輪と名づく。謂はく、正見・正思惟・正勤・正念は世輪の輻に似、正語・正業・正命は轂に似、正定は輞に似たり。故に法輪と名づくるなり」と。

法輪を見道に局る根據

寧ぞ法輪のみ唯是れ見道なることを知るやといふに、[一八七]憍陳那等に見道の生ずる時を、說いて「已に正法輪を轉ず」と名づくるが故なり。

特に、三轉十二行相

三轉

云何が[一八八]三轉十二行相なりやといふに、「此は苦聖諦なり。此を應に遍知すべし。此れを已に遍知せりといふ、是れを三轉と

【一八二】遣除(vāhana)とは婆羅門(brahman; brāhmaṇa)と同一語原に屬するものと見て義を與へたり。勿論俗的解釋と知るべし。

【一八三】無上云云。無上の無漏道を所有する義。

【一八四】契經とは中阿含卷第三十四、世間經(大正一、六四五頁中)に曰く、「如來是梵有、如來至冷有、無煩亦無熱、眞諦不虛有云云」と。A. IV. 23. Loka(vol. 11. p. 24)

【一八五】有る處とは雜阿含卷第十五、第三七九經(大正二、一〇四頁上)參照。

【一八六】速疾等。所謂轉輪王の輪寶に速疾等の五相あるが如く無漏の見道にも五相あり。(一)十五刹那に四諦を現觀するは速疾に行くなり。(二)無間道と解脫道と順番に、又は上下四諦八部順次に進むは捨取あるなり。(三)無間道にて有身見等を斷ずるは未伏を降するなり。(四)解脫道にて離繫得の俱生するは已伏を鎭するなり。(五)欲の苦、上二界の苦、欲の集等と上下交番に觀智の轉ずるは上下に轉ずるなり。

【一八七】憍陳那(kauṇḍinya)等の五比丘が、初めて鹿野園に於いて佛の說法を聞き、見道に入りしとき、地神天神は佛が已に法輪を轉ぜりと稱せり。雜阿含卷十五第三七九經(大正二、一〇四頁上)參照。

【一八八】以下法輪の說明の序いでとして、此を明すなり。三轉十二行相(tri-parivartadvādaśākāra)は前註指示の雜阿含卷十五に出づ。

引證

由りて、[一七六]契經に言はく、「云何が[一七七]一來果なる。謂はく、三結を斷ぜし薄貪瞋癡なり。云何が不還果なる。謂はく、五下分結を斷ぜしものなり」と。

有漏所得の果の無漏の支持

又、世俗道の所得の擇滅は無漏斷の得の住持する所なるが故に、此の力に持せらるるに由りて、[一七八]退すれば命終せざるが故に、亦た、名づけて沙門の果體と爲すことを得。

[一七九]第四項　沙門性の異名特に轉法輪に就きて

〔問ふ〕此の沙門の性に異名有りや。〔答ふ〕亦た有り。云何んとなれば、

[一八〇]頌に曰はく、

(54)所說の沙門の性を、　亦たは婆羅門と名づく。
亦たは名づけて梵輪と爲す。　眞の梵の轉ずる所なるが故なり。
中に於いて、唯だ見道を說いて名づけて法輪と爲す。
速等は輪に似或は福等を具するに由るが故なり。

婆羅門

論じて曰はく、卽ち前の所說の眞の沙門の性を、[一八一]經に亦た、說きて、婆羅門の性 (brāhmaṇya) と名づく。能く諸の煩惱を[一八二]遣除するを以つての故なり。

梵輪

卽ち此れを亦た、說きて名づけて梵輪(brahma-cakra)と爲す。是れ眞の梵王の力の轉ずる所なるが故なり。佛は[一八二]無上の梵德

【一七六】契經。雜阿含卷第廿九、前揭第七九七經に曰く「何等爲須陀洹果、謂三結斷。何等爲斯陀含果、謂三結斷貪瞋癡薄、何等爲阿那含果、謂五下分結盡云云」と。(大正二、二〇五頁下)

【一七七】三結云云。經中の薄貪瞋癡とは、見道所斷惑の身見・戒禁取・疑の三結の斷と、及び修惑の前六品の斷との合せしものを薄貪瞋癡と名け、これ卽ち一來果なることを示し、五下分結を斷ずとは、五法中、三は見斷なり、二は修斷なり、此の二斷の合成が不還果なることを示す。卽ち經意は、こは無漏斷と有漏斷果との相雜が夫々一來果、不還果を成ずことを示すなり。

【一七八】沙門果を退することあるも、そのまま命終せずして、必ず還得して後命終すとなり。婆沙卷六一(毘曇部十一、五頁)參照。

【一七九】舊譯卷一八、二七九頁下、正理卷六七、光記二四、三七〇頁上以下、參照。倘、法輪・轉法輪等に就きては婆沙卷一八二(毘曇部十六、一四三頁以下)三轉七二行相につきては、婆沙卷七九、(毘曇部六三七〇頁)等參照。

【一八〇】頌に云云。沙門性を亦、婆羅門性、梵輪・法輪等と名くることを明したるものとす。

(54) [brāhmaṇyam eva tad],
brahmacakraṃ tu brahmavartanāt,
brahmacakraṃ tu dṛś-
mārgaḥ], āśugatvādyarādibhiḥ.

舊譯―婆羅門梵輪　說此梵轉故、
法輪名見道、　疾行等輻等。

【一八一】經に云云。中阿含卷四十八馬邑經「云何梵志、謂遠離諸惡不善之法諸漏穢汚、爲當來有本煩惱苦報生老病死因。是謂梵志……是謂沙門、是謂梵志、是謂聖云云」とあり。(大正一、七二五頁下)參照。

らば、佛は、經の中に於いて建立して果と爲せり。

五因と言ふは、一には曾道を捨す。謂はく、先に得せし果と向との道を捨するが故なり。二には勝道を得す。謂はく、果に攝する殊勝の道を得するが故なり。三には總じて[一七三]斷を集む。謂はく、總じて一の得をもつて諸の斷を得するが故なり。四には八智を得す。謂はく、四の法と四の類との智を得するが故なり。五には能く頓に十六行相を修す。謂はく、能く頓に無常等を修するが故なり。

四果の位に於いては、皆五因を具するも、餘の位は然らざるが故に、佛は説かざるなり。

第三項　一來不還の二果に就きて

有漏道所得の一來不還果が沙門性なる所以

若し唯淨道のみ是れ沙門の性ならば、[一七四]有漏道の力を以て得する所の二果は、如何にして亦た、是れ沙門果に攝するや。

頌に曰はく、

(53b)世道所得の斷と、聖の所得と雜するが故に、
無漏の得〔此を〕持するが故に、亦た、沙門果と名づく。

論じて曰はく、世俗道を以て二果を得する時、此の果は唯、世俗の道を以て得する所の擇滅のみを斷果の性と爲すに非ず。

一來果と不還果の成分

[一七五]兼ねて見道所得の擇滅を以て、中に於いて相雜して、總じて一果を成ず。同一の果道の得の得する所なるが故なり。此れに

【一七三】斷とは擇滅のこと。

【一七四】有漏道にて得する二果とは一來・不還の二果をいふ。頌意は、この二果は單に有漏道の所得の果のみにあらずして、其間に無漏道所得の擇滅も交りて夫々の果を成ずるのみならず、その所得の擇滅を持するは無漏斷の果なれば沙門果の性たるを失はずとなり。

(53b) [laukikāptaṃ phalaṃ
miśrānāsravaprāptidhāraṇāt

舊譯―世道得㆑離故、　得㆓無流持果㆒。

【一七五】修道の斷果のみならず、見道の斷果も合して、一の沙門果を成ずるが故なり。

に趣くこと能はざるが故に、眞の沙門に非ず。

沙門果の體と其の數

[一六八]有爲と無爲とは是れ沙門の果なり。契經には、此の差別に四有りと說くも、理實には位に就いて、八十九有り。皆、解脫道と擇滅とを性と爲す。謂はく、見所斷の惑を永斷せんが爲に、八の無間と八の解脫との道有り。及び修所斷の惑を永斷せんが爲に、八十一の無間と八十一の解脫との道有ればなり。

沙門性と有沙門果との分別

諸の無間道は唯沙門の性のみなり。[一六九]諸の解脫道は亦た、是れ沙門の有爲の果體なり。是れ[一七〇]彼の等流と士用との果なるが故なり。

擇滅

[一七一]一一の擇滅は唯是れ沙門の無爲の果體なり。是れは彼の離繫と士用との果なるが故なり。

是の如く合して八十九種と成る。

第二項　四果建立と五因

四果建立の五因

[一七二]若し爾らば、世尊は何ぞ具さに說かざるや。果に多有りと雖も、而も說かざることは、

頌に曰はく、

(52)五因をもて四果を立つ、曾を捨すると、勝道を得すると、斷を集むると、(52a)八智を得すると、頓に十六行を修するとなり。

論じて曰はく、若し斷道の位に於いて五因を具足するものな

【一六八】有爲とは有爲の無漏の五蘊、無爲とは擇滅無爲なり。契經とは雜阿含卷第七九七經（大正二、二〇五頁中）の沙門法と沙門果とを說く條參照。沙門法としては八聖（又は正）道を說き、沙門果として須陀洹等四果を說く。其の他中阿含卷第二六師子吼經には、第一沙門第二、三、四沙門ありと說けり（大正一、五九〇頁中）參照。

【一六九】諸の解脫道は是れ沙門の性にして、亦、是れ沙門の果なり。無間道は煩惱を斷じて解脫道を引起するもの故に、單に因卽ち沙門性にして果に非ず。

【一七〇】彼のとは「無間道の沙門性の」の意。

【一七一】一一の擇滅とは、見所斷の上下四諦八部の法斷と修道位九地九品の修惑法の斷と合して八十一の一一をいふ。

【一七二】若し爾らば云云。かく八十九種となれど、特に四沙門果と立つる理由を明す。

(52) catuḥphalavyavasthā tu
pañcakāraṇasaṃbhavāt,
pūrvatyāgo 'nyamārgāptiḥ
kṣayasaṃkalanaṃ pl ale

(53a) jñānāṣṭakasya lābho
'tha ṣoḍaśākārabhāvanā.

舊譯—成ニ立四種果一、由ニ五因俱有一、捨ニ前得ニ別道一、得ニ遍滅ニ果果一、及至ニ得八智一、修ニ習十六行。

退すべきが故なり。

不動性羅漢と正見

〔問ふ〕前の不動種姓には正見の生ずること無きや。〔答ふ〕正見の生ずること有り。而も說かざるは、一切の應果には、皆此れ有るが故なり。謂はく、不動法は無生智の後に無生智起り、或は無學の正見なること有ればなり。

第四節　道　果 [一六四]

第一項　道と沙門性と沙門果

〔問ふ〕[一六五]前に四果を說けり。是れは誰の果なりや。〔答ふ〕此の四は。應に知るべし、是れ沙門の果なることを。

何を沙門の性と謂ふや、此の果の體は是れ何ぞ、果位の差別に總じて幾種有りやといはゞ、

頌に曰はく、

(51)淨道は沙門の性なり。　有爲と無爲との果なり。
此に八十九の、　解脫道と及び滅とあり。

沙門の性及び沙門

論じて曰はく、諸の無漏道は是れ沙門の性(śrāmaṇya)なり。此の道を懷く者を名づけて沙門(śrāmaṇa)と曰ふ。能く勤勞して、煩惱を息むるを以ての故なり。

引證

[一六六]契經に說くが如し。「能く勤勞して種種の惡不善の法を息除するを以て、廣說して乃至、故に沙門と名づく」と。異生は、[一六七]異ることなく究竟して涅槃

【一六四】婆沙卷六五（毘曇部十、八九頁以下）、舊譯卷一八、二七九頁中、正理卷六七、光記二四、三六九頁中參照

【一六五】前に四果を說く云云。上來、四果を說き來りてここに更に沙門果に就て說明す。三問あり(一)沙門とは何ぞや(二)四果と五果との關係いかん(三)果位の數云何との三なり。頌中、第一句は第一問に答へ、第二句は第二問に答へ、後の二句は第三問に答へたるものとす。

(51) śrāmaṇyam amalo mārgaḥ
saṃskṛtāsaṃskṛtaṃ phalam,
[etāny ekonanavatiḥ
muktimārgāḥ saha kṣayaiḥ]

舊譯―沙門無垢道、　有爲無爲果、
彼一滅ニ九十ノ、　解脫道與レ滅。

【一六六】契經とは中阿含卷第四十八、馬邑經第一、（大正一、七二五頁下）に曰く、「云何沙門、謂息ㇾ止諸惡不善之法、諸漏穢汚爲ニ當來有本煩熱苦報生老病死因、是謂ニ沙門ニ云云」と。參照。

【一六七】異ることなくとは異生は無想の如きを涅槃なりと計す、此を異趣涅槃と名く。故に異生は異ること無く卽ち相違なく眞實の涅槃に趣くこと能はずとなり。

特に、麁等の行相

麁行相

[一五七]寂靜に非ざるが故に說いて名づけて麁と爲す。大劬勞に由りて方に能く越ゆるが故なり。

苦行相

[一五八]美妙に非ざるが故に說いて名づけて苦と爲す。多くの麁重の能く違害するに由るが故なり。

障行相

[一五九]出離に非ざるが故に說いて名づけて障と爲す。此は能く自地を越ゆることを礙ふるに由るが故なり。獄の厚壁が能く出離を障ふるが如し。

靜・妙・離

靜妙離の三は此に翻じて應に釋すべし。

[一六〇]第三節　盡智の後に生ずる智に就きて

傍論已に了る。應に本義を辯ずべし。

盡智の後起の智無學智

盡智の無間に、何れの智の生ずること有りや。

[一六一]頌に曰はく、

(50)不動は盡智の後に、必ず無生智を起す。
餘は盡、或は正見なり。此れは應果に皆有り。

不動性羅漢と無生智

論じて曰はく、[一六二]不動種姓の諸の阿羅漢は、盡智の無間に無生智を起す。更に盡智と無學の正見との、生ずること有るには非ず。

餘の五阿羅漢の後智

不動法を除いて[一六三]餘の阿羅漢は、盡智の無間に盡智生じ、或は卽ち無學の正見を引生して、無生智に非ざること有り。後に

【一五七】下地の有漏法は、上地の寂靜なるに同じからざるが故に、說きて麁となす。大劬勞云云は、下地の寂靜に非ざる理由なり。

【一五八】下地は上地の如く美妙に非ざるが故に苦なり。下地は煩惱麁重にして調柔性に違害するが故なり。

【一五九】出離に非ずとは、出離すべきを障ける法の意。

【一六〇】婆沙卷一〇二(毘曇部十二、五六頁以下)、舊譯卷一八、二七九頁中、正理卷六六、光記卷二四、三六九頁に以下參照。

【一六一】頌に云云。阿羅漢果を得、盡智を發得したる後に、いかなる智を生ずるやを明にする段なり。前二句は利根の羅漢を明し、後の二句は鈍根の羅漢に就て說けるものとす。

(50) [yady akopyaḥ kṣayajñānād anutpādamatiḥ], na cet kṣayajñānam aśaikṣī vā dṛṣṭiḥ, [sarvārhatāṃ tu sā].

舊譯—若不壞盡智、後無生不生、盡智或無學、正見此通應。

【一六二】不動種姓云云。後に述ぶるが如く羅漢に六種ある中、最上の利根者を不動種姓といふ。この種羅漢は煩惱已に盡きたりといふ自覺を生ずると殆ど同時に「更に煩惱の盡くすべきなし」云云といふ、所謂無生智を生ずるものにて、盡智の後に、更に盡智又は正見を生ずることなしと。

【一六三】餘の阿羅漢は云云。退法思法などの鈍根の阿羅漢は、後に退轉することもあるを以て、未だ「更に煩惱の盡すべきなし」といふ大自覺心を起し得ずして、盡智の後に前の如く盡智か、又は無學の正見を起すに過ぎず。

分となり。即ち未至定にて欲界の染を離し（此の一は上地の煩惱も離すれども今は除いて言はず）、第二定の近分にて初定の染を離し、第三定の近分にて第二定の染を離す。但し此の際第九解脱道の現前する時は根本定に入ることも有り、又近分定に入ることも有り。

〔一五一〕上の五近分は各々下の染を離る。第九の解脱の現在前する時は、必ず根本に入る。即ち近分に非ず。近分と根本と等しく捨根なるが故なり。

理由

下の三靜慮の近分と根本とは受根の異なるが故に、〔一五二〕入ること能はざるものあり。〔一五三〕轉じて異受に入ることは少しく艱難なるが故なり。下の染を離るゝ時は、必ず上を欣ふが故に、若し受の異ること無きときは、必ず根本に入るなり。

第五項　道の特に有漏道の所緣と行相

無漏道

諸の出世道の無間と解脱とは、〔一五四〕前に既に已に四諦の境を緣ずる十六行相を說くをもつて、義准じて〔一五五〕自ら成ず。

有漏道の所緣と行相

世道は何を緣じて何なる行相を作すや。〔一五六〕頌に曰はく、

(49)世の無間と解脱とは、次の如く、下と上を緣じて、
　麁苦障の行と　及び靜妙離の三とを作す。

論じて曰はく、世俗の無間と及び解脱との道は、次の如く、能く下地と上地とを緣じて、麁苦障と及び靜妙離とを爲す。謂はく、諸の無間道は、自と次下との地の諸の有漏法を緣じて、麁苦等の三の行相の中の隨一の行相を作す。若し諸の解脱道ならば、彼の次上の地の諸の有漏法を緣じて、靜妙等の三の行相の中の隨一の行相を作すなり。

【一五二】上の五近分、即ち第四定以上には、第九の無間道迄は近分定なるも、第九解脱道に至れば必ず根本定に入る。第四定以上にては近分も捨受、根本定も捨受にて、受の同じきによつて近分より根本に入り易きを以てなり。

【一五三】入ること能はざるものとは即ち下根のもの。

【一五三】轉じて云云。下三定の近分定は凡べて捨受なるに、根本定は初二定は喜受、第三定は樂受なれば、受を異にするによりて入ること難し。勿論、下地の惑を離するときは必ず上地を欲求するが故に、受にして若し異らずんば必ず根本定に入るなり。

【一五四】前にとは第廿三卷參照。

【一五五】出世道は四諦の境を緣じて十六行相をなすこと明らかなり。

【一五六】(49)〔laukikās tu vimuktyānantar-
　yamārgā yathākramam〕
　śāntādyudārādyākārāḥ,
　uttarādharagocarāḥ.

舊譯—解脱無間道、　世間如ㇾ次第、
　寂靜麁重等、　想ㇾ上下地境ㇾ。

諸地の無漏道と離染

餘の八は自と上とを離す。有漏の次下を離す。

論じて曰はく、諸の無漏道の、若し未至の攝なるは、能く欲界乃至有頂を離し、靜慮中間と及び四靜慮と三無色とに攝するものは、其の所應に隨ひて、各能く自及び上地の染を離するも、下をば離せず。[145]已に離するが故なり。

諸地の有漏道と離染

諸の有漏道の一切は、唯、能く次下の地をのみ離し、自地等に非らず。[146]自地の煩惱の隨增する所なるが故なり。勢劣なるが故なり。已に離るゝが故なり。

第四項 無間・解脫道と八近分定の離染[147]

諸の近分に依るものは、下地の染を離る。

〔問ふ〕無間道が、皆、近分の攝なるが如く、諸の解脫道も亦た、近分なりや。〔答ふ〕爾らず。云何んとなれば、[148]頌に曰はく、

(48)近分にて下の染を離するに、初の三の後の解脫は、根本或は近分なり。上地は唯、根本のみなり。

八 近分定

近分定の所離九

論じて曰はく、[149]諸の道の所依の近分には八有り。謂はく、四靜慮と無色との下邊なり。

離する所は、九有り。謂はく、欲と八定となり。

近分定に依る離染の第九解脫道の近分根本分別

[150]初の三の近分は下三の染を離る。第九の解脫の現在前する時は、或は根本に入り、或は卽ち近分なり。

九八六

(47b) anāsravena vairāgyam anāgamyena sarvataḥ

舊譯—由₌無流非至₁、離₌欲一切地₁。

梵文、舊譯共に、新譯の頌の後の二句相當文を缺く。

【一四五】已に離すとは、斷じ終りて無漏の根本定等を得するが故なり。

【一四六】自地の煩惱云云。自地の煩惱を斷ぜざるは自地の煩惱の隨增する所なるが故にして上地の惑を斷ぜざるは勢の劣なるに依り、次下以外の下の諸惑を斷ぜざるは、已に離するが故なり。

【一四七】以下は、近分定に依りて離染するとき、各地の第九品の解脫道も亦、依然として近分定に依るや、根本定に依るやを明にする段なり。無漏の未至定なれば、欲より乃至有頂惑迄をも斷ずるが故に今は主として有漏定を述ぶるなり。

【一四八】頌に云云。頌意は長行によるべし。

(48) [dhyānāt sāmantakād vāntyo muktimargas tribhūmijit nordhvasāmantakāt āryair aṣṭabhiḥ svordhvabhūmijit]

舊譯—從定近分後、解脫道三地、勝、非上近分、聖由八自上滅。

【一四九】諸の道の所依云云。無間道、解脫道、有漏道、無漏道を論道といふ。近分中には、有漏道は勿論、無漏の所依となるものあり(未至定これなり)。無間道は勿論、解脫道の所依となるものあるを以て、諸道の所依と言へるなり。近分定とは屢屢言へるが如く、四禪定四無色定の豫備定の名にして根本定に近きものといふ點に於て、その名を得たるものなれば、之に八種あるは勿論なり。(初禪の近分を特に未至といふ。)

【一五〇】初の三とは未至定と第二定の近分と第三定の近

皆成ぜざるべけん。是くのごとくんば則ち還つて應に彼の煩惱を成ずべし」と。

論主の批評

[一三〇]此の證は理に非ず。所以は何となれば、彼の聖は、設ひ有漏斷の得無きも、亦た、上地の煩惱を成就せざること、分に有頂を離れて轉根を得する時と及び異生が上生して惑を成ぜざるとの如くなるが故なり。謂はく、[一四一]分に有頂地の染を離れ、後に靜慮に依りて轉根を得する時、無漏斷の得は既に頓に捨て、彼の地の離繫には有漏の得も無し。而も彼の地の惑を亦た成就せざるが如く、又[一四二]異生の二定等に生ずるとき、欲界等の煩惱の斷の得を捨すと雖も、而も欲界等の煩惱を成就せざるが如く、此れも亦た然るべし。故に證と成らず。

論主頌意への補說

既に、聖者は二を以て八の修を離るゝに、各々、能く二の離繫得を引生すと說く。義准ずるに、異生は有漏道を用つて唯能く有漏斷の得をのみ引起し、[一四三]並びに諸の聖者は無漏道を用つて見斷の惑及び有頂の修を離し、唯能く無漏斷の得のみを引生するなり。

第三項　有漏・無漏道と離染との依地の關係

何れの地の道に由つて何れの地の染を離するや。

[一四四]頌に曰はく、

(47)無漏の未至道なるは、能く一切の地を離す。

【一四〇】有餘の異說が破斥さるる所以は、無漏道を以て離繫得を得する時は必ず有漏の離繫得を得すといはば、下八地のみならず、有頂惑及び見惑の斷の時も、亦、共に有漏の離繫得をも得し得るやとの疑ひ生ずべきが故なり。かくして不完全の點あればなり。

【一四一】分にとは全分に比して一分と云ふ義なり。謂く、有頂地の惑を一品より乃至八品まで離する時は、所對治が有頂の惑の故に、勿論無漏道にて斷ずること決定の道理にして、有頂の有漏の離繫得は無し。其が後に四根本定によりて轉根して先の鈍の無漏道を悉く捨するときも、依然として有頂地の有漏の離繫得は無きも而も惑を重得すること無きが如しとなり。

此の重得なき所以を、正理は、前のを捨すとも勝進するものなるが故に、惑の得の生ずるを遮するなりと言へり。

【一四二】異生云云。異生が未至定に依つて欲界の惑を斷じ離繫得を起して擇滅を得し、進んで初定までの惑を斷じ、命終して後に第二定に生ずるときは、命終と越界地との故に初定の善法は悉く捨するを以て欲界初定の煩惱の擇滅の得は無きも、而もその惑を成就すること無きが如しとの意。附記。舊譯は「此異生云云」以下にて、卷を改めて第十八卷に移る。

【一四三】茲に幷びにとは諸聖者は、有漏と無漏との二道に由り、下八地の修惑のみは二の離繫得を得するも、更にその上、異生と異り見道と有頂惑とは、唯無漏道のみを以て離繫を得すとの意なり。

【一四四】頌に云。前二句は未至定による無漏道の一切地を治することを述べ、第三句は中間・四根本・下三無色地によるものは自地と上地とを治することを明し、第四句は有漏道の次下を治するを明したるものとす。

が、能く彼を對治するときは、則ち彼は此に於いて必ず隨增せざるが故に、自地の道は自地を治せざるなり。

餘の八地の二道に依る離染

餘の八地を離るゝには、通じて二道に由る。世・出世の道によりて、倶に能く離るゝが故なり。

第二項　有漏・無漏道と離繫得

旣に通じて二に由りて八地の染を離すとせば、各各幾種の離繫得有りや。

頌に曰はく、

(46)(47)[一三七]聖は二をもつて、八の修を離る、各二の離繫得なり。

有學の聖者の有漏無漏道と離繫得

論じて曰はく、諸の有學の聖は有漏道を用つて下の八地の修斷の染を離るゝ時、能く具さに[一三八]二の離繫得を引生す。無漏道を用つて彼を離るゝときも亦た然り。二種の道は所作を同じくするに由るが故なり。

有餘の異說

[一三九]有餘師は釋す、「無漏道を以て彼の染を離るゝ時、何に緣りて亦た、有漏の離繫得を生ずと證知するかといはゞ、無漏の得を捨するときも煩惱の成ぜざること有るが故なり。謂はく、有學の聖が、無漏道を以て彼の染を離るゝ時、若し同治の有漏の離繫得を引生せずんば、則ち聖道を以て具さに八地を離れ、後、靜慮に依つて轉根を得する時、頓に先來の諸の鈍の聖道を捨し唯、靜慮の利果の聖道を得するのみにして、上惑の離繫は應にりと。

【一三七】(46) Laukikenāryavairāgye visaṃyogāptayo dvidhā.
'kecil lokottareṇāpi, tyakte kleśasamanvayāt.
(47a) bhavāgrārdhavimuktordhva-
jātavat tu samanvayaḥ.

舊譯―由世道聖人、離欲至得二、
餘說由出世、捨惑不應故、
有頂半解脫、如上生不應。

此の頌は梵文及び舊の後の二句の意は新譯の頌句中に見えず。然も今、長行を見るに、梵文及び舊譯の頌の如し。新譯は(故意に除き)しか脫文なりや。可考。

【一三八】有漏と無漏との二。

【一三九】有餘師云云。異說なり。意は、無漏道に依つて下八地の惑を斷ずるとき亦、有漏の離繫得を引起する理由は次の如し、有學の聖者が無漏道を以て下八地の惑を離るる時、後に色界の四根本定によつて鈍根の不還より轉じて利根の不還に至るときは、前より成就せる鈍の無漏道は向道果道の別無く悉く捨し、唯不還果の利根の果道の無漏をのみ得するを以て、下三無色の惑の擇滅に對する無漏の離繫得は無となるべし。故に前に、若し兼ねて有漏の離繫得をも得し居らずんば、下三無色の煩惱の擇滅を成就せず、從つて煩惱の現行することあるに至るべし、然も斯ること無きが故に、前に無漏の離繫得と共に有漏のも得し居るべきなりと言ふにあり、但し、此の理を理解せんには、無漏道は、退と得果と轉根とに捨し、有漏道は退と命終と越界地と斷善根との四緣の外捨せざるを念頭に置きて考ふべし。

八聖の體

す。向を行じ、果に住するに、各四有るが故なり。謂はく、預流果を證得せんが爲の向と、乃至所證の阿羅漢果となり。名に八有りと雖も事は唯だ五有り。謂はく四果に住すると及び[一三〇]初果向となり。後の三果向は前の果を離れざるを以ての故なり。

超越證の聖者

此れは漸次に果を得する者に依りて說けるなり。[一三一]若し倍離欲と全離欲との者にして見道の中に住するものならば、名づけて一來と不還との果の向と爲す。前の果に攝するには非ず。

[一三二]第二節　治道と種種相

第一項　有漏・無漏道と離染

修道の二種としての有漏無漏道

前の所說の如き、修道に二種有り。有漏と無漏と差別有るが故なり。

何等の道に由りて何の地の染を離るゝや。

[一三三]頌に曰はく、

(45b)有頂は無漏に由り、餘は二に由りて染を離る。

無漏道のみ有頂惑を斷ずる理由

論じて曰はく、唯だ無漏道のみ有頂の染を離す有漏道には非ず。所以何となれば[一三四]此の上に、更に世俗の道無きが故に。自地は自地を治すること能はざるが故に。自地の煩惱の隨增する所なるが故に。[一三五]若し彼の煩惱にして此れに於いて隨增するときは、此れは必ず彼の煩惱を治すること能はず。[一三六]若し此の力

【一三〇】初果向は、前果の攝すべきもの無きが故に別に一と立つるなり。

【一三一】若し倍離欲云云。若し欲界の修惑の六品を離れ、又は九品を離るる等の超越證の人が見道に入るときは、預流果一來果を超證するが故に、其の向道は前果に攝せらるべき筈無し。故にそれ等は別體にして一來向(倍離)、不還向(全離)を認むとの意。

【一三二】治道の種種相。この節は無學論に關連して、言はば序でに述べたるものにして、廣く修道に關して、種種の問題を取扱へるものとす。舊譯卷一七―一八、二七七頁下以下、正理卷六六、光記二四、三六七頁中以下參照。

【一三三】頌に云云。地の染を離るると、有漏道(卽ち世道又は世俗道)と無漏道(卽ち出世道)との關係を明にしたるものなり。

(45b) lokottareṇa vairāgyaṃ bhavāgrāt, anyato dvidhā.

舊譯―由出世離欲　有頂、餘二種。

【一三四】此の上に云云。有漏道の斷惑は例の六行觀にして上地は淨・妙・離、下地は粗・苦・障の觀をなして、上地の近分定にて次の下地の煩惱を斷ずるものなるも、有頂地には上の定地無く、隨つて上地の近分定もなきが故に有漏道の斷も無し。又自地の有漏道は自地の惑を治する能はざるの定め有り、加之自地の有漏道は、却つて煩惱の隨增の資と成ること有るが故なり。

【一三五】若し彼の煩惱云云。自地の道は自地を治し得ざる理由を述べたるものなり。「彼れ」とは彼の地の煩惱のこと。「此れ」とは此の地の治道のことなり。

【一三六】若し此の力云云。此の有漏道が能く自地の煩惱を對治するならば、この煩惱は有漏道に從つて隨增する筈無し。然るに隨增するは治道の力なきが爲めな

正學を失すべきが故に。此れに由りて、善逝は再び學の言を説く。[124]契經の中に佛が憺怕に告ぐるが如し。「所應の學を學し、所應の學を學するを、我れ唯だ此をのみ說きて有學の者と名づく」と。

經を釋す

正に學すべき所を學して退失すること有ること無きを有學の者と名くることを了知せしめんが爲めの故に、薄伽梵は重ねて學の言を説けるなり。

難

聖者の[125]本性に住するを、如何にして有學と名づくるや。

答

[126]學意未た滿たざるが故なり。行く者の暫く息ふが如し。或は學法の得が、常に隨逐するが故なり。

[127]第二項　學法と無學法

學法と無學法

學法とは云何といふに、謂はく、有學の者の無漏有爲の法なり。無學法とは云何といふに、謂はく、無學の者の無漏有爲の法なり。

涅槃を學・無學と名けざる所以

〔問ふ〕云何ぞ、涅槃を名づけて學と爲さゞるや。〔答ふ〕無學も異生も亦た、成就するが故なり。

〔問ふ〕此れは復た何に緣りて無學と名づけざるや。〔答ふ〕有學も異生も亦た、成就するが故なり。

[128]第三項　八の聖補特伽羅

八聖者

是の如く、有學及び無學の者を總じて八の聖の補特伽羅と成

【一二四】契經とは、雜阿含卷第三十五、第九七六經、(大正二、二五二頁中、下)參照。

【一二五】本性(prakṛti)に住すとは、預流果、一來果、不還果等の聖者が果に住して、退轉もせず、進修(勝果道に進む)もせざるを言ふ。

【一二六】學意云云。恰も行く人の暫時休むが如く、聖者の本性に住するものも、表面の平靜に拘らず、更に進まんとの意業の曾て休むこと無きが故に依然として有學たり。乃至學ぶべき戒定慧の法の得の常に身に隨逐するによつて有學と名くるなり。

【一二七】本項は、有學・無學を明せる序でに、學法と無學法に論及せるものなり。

【一二八】本項は、賢賢品の見道位以來の聖者の總結として、八聖を明す段なり。

盡智の釋名

是の斷惑の中にて最後の無間道なり。所生の盡智は是れ斷惑の中の最後の解脱道なり。[二七]此の解脱道は、諸の漏盡の得と最初に俱に生ずるに由るが故に、盡智と名づくるなり。

阿羅漢果と無學

是の如く、盡智已に生ずる時に至りて、便ち無學の阿羅漢果を成ず。已に[二八]無學の應果の法を得するが故なり。[二九]別果を得んが爲めに修すべき所の學は、此に有ること無きが故に、[三〇]無學(aśaikṣa)の名を得す。

阿羅漢の釋名

[三一]即ち此れは唯、他のための事をのみ應作が故に、諸の有染の者が、應に供すべき所のものとなるが故に、此の義に依りて阿羅漢の名を立つ。

有學

義准ずるに、已に前來辯ずる所の四向・三果を、皆[三二]有學(śaikṣa)と名づくること成ず。

三學

〔問ふ〕何に緣りて、前の七は有學の名を得るや。〔答ふ〕漏盡を得んが爲に、常に學を樂ふが故なり。學の要に三有り。一には增上戒〔學〕(adhiśīlam śikṣā)、二には增上心〔學〕(adhicittam śikṣā)、三には增上慧〔學〕(adhiprajñam śikṣā)なり。戒・定・慧を以て三の自體と爲す。

難

若し爾らば、異生をも應に有學と名づくべし。

釋

爾らず。未だ[三三]如實に諦理を見知せざるが故に。彼は後時に

【二七】此の解脱道は三界一切の煩惱を斷盡して得たる擇滅の得、即ち諸の漏盡の得と俱生する最初のものなるが故に盡智と名く。餘の無生智、無學の正見の如きが、漏盡の得と俱行すと雖も初に非ざると異る。

【二八】無學の應果無學の阿羅漢果の義なり。即ち阿羅漢は應(供)なれば阿羅漢果を、ここに應果と謂ぜしなり。

【二九】別果とは、阿羅漢果と別なる預流・一來・不還果等なり、この別果を得んとして修する所の學を有學と言ふ。

【三〇】無學最早、學ぶべきものなき人といふ義。有學に對する名なり。

【三一】即ち此れは云云。阿羅漢(arhan)は譯して應といふ。應とは、(一)衆生の利益を作すべく、(二)他の供養を受くるに相應する資格ありといふ義なりと。

【三二】有學とは、尙ほ學ばざるべからざるものある人といふ義。

【三三】如實に云云。たとひ、凡夫は戒學を學ぶも未だ無漏智を以て諦理を見ず、又一旦學びながらも再び退失することあるが故に有學と名けず。佛は此事を明にせんが爲めに、有學者に於て、學の言を二度繰返へせりと。

滅を緣ずる滅類智と有ること無きが故に。然も下地を緣ずる〔能〕對治道は同品の道が互に因と爲るを以ての故なり。

第二說

[二二]有るが說く、「此の定は智と行と緣との別るゝを以て、未至地に攝むるものに八十種有り。謂はく、道類智が、八地の道を緣ずるに、亦た、各々別に四行相有り。此れに由りて、前に於いて、二十八を增す。未至に攝むるものに八十種有るが如く、中と四靜慮とも應に知るべし亦た爾ることを。空處に四十あり。識處に三十二あり。無所有處は二十四あり」と。

第三說

[二三]復た、金剛喩定は智と行と緣との別るゝを以て、未至地に攝むるものに總じて一百六十四種有らしめんと欲するもの有り。謂はく、「滅類智の八地の滅を緣ずるに、別有り總有り。各々四行相あり。應に此れに由りて、[二四]初めに於いて百一十二を增すべし。

未至に攝むるものに百六十四あるが如く、中と四靜慮とも應に知るべし、亦た、然ることを。空處は五十二、識處は三十六、無所有處は二十四あり」と。

種性根等の差別

若し種性と根と等に就いて分別すれば、更に多種と成る。理の如く、應に思ふべし。

金剛喩定と盡智（第七句）

此の定は、既に能く有頂地の第九品の惑を斷じ、能く此の惑の[二五]盡の得と倶に行ずる[二六]盡智を引きて起らしむ。金剛喩定は

にして、又、道諦を緣ずる道類智にありては此の說によれば自地・上・下地を通じて一類として總觀ずるを以て、ただ四行相あるのみなれば、上述の如き計算となるといふにあり。

【二二】有るが說く。以下は、第二師の算定なり。此の說の中、空無邊處の四十とは、此の說に據れば、道智も亦別緣なるが故に、從つて道類智は下を緣ぜず、故に、未至定の八十より、滅道二法智、下に四靜慮を緣ずる滅・道の八類智との各々の四行相の別による四十の金剛喩定を除くが故に、空無邊處のは四十となるなり。識無邊處の三十二は、更に此の四十より空無邊を緣ずる滅道の二類智各四行相による八を除くが故なり以下之に準ず。

【二三】復た金剛喩定云云。以下は第三師の說。第三說の特長は、道類智は第一說の如く只總緣にして、四行相のみあるも、滅類智は、八地を別に緣ずるあり、總に緣ずるあり別を緣ずる中にも、二を合し、又三を合し、乃至七を合して別緣し、各々四行相ありとする所に、前二說との異りあるなり。而も此の說は毘婆沙師の正說なり（詳細は毘曇部八、一〇四頁を見よ）。

【二四】初めに於いてとは、第一說の五十二に此の百十一を加へる義。

【二五】盡の得とは、擇滅の得のこと。

【二六】盡智とは、煩惱已に滅し我生盡きずといふ大自覺をいふ。後の智品參照。

即ち此に說く所の阿羅漢向の中にて、有頂の惑を斷ずる第九の無間道を、亦た說きて名づけて金剛喩定(vajropama-samādhi)と爲す。一切の隨眠を皆能く破するが故なり。[一〇三] 先に已に破したるが故に、一切を破せざれども、實は能く一切を破する功能有り。諸の能く惑を斷ずる無間道の中にて、此の定と相應するものを最も勝れたりと爲すが故なり。

金剛喩定の多種

智と行と緣との差別

第一說

金剛喩定に多種有りと說く。謂はく、[一〇四] 有頂の第九品の惑を斷ずる無間道の生ずるは、通じて九地に依る。

故に[一〇五] 此の定には智と行と緣との別ありて、未至定に攝するものに、五十二有りと說く。謂はく、苦・集の類智は有頂の苦・集を緣ずるに、各四行相有るをもつて、應に八有るべく、滅・道の法智は各四行相有るをもつて、應に八有るべく、滅類智は[一〇六] 八地の滅を緣ずるに、一一に各四行相有るをもつて、應に合して三十二となるべく、道類智は八地の道を緣ずるに、總じて四行相有るをもつて、應に四有るべし。[一〇七] 八地を治する類智品の道は同類相因りて必ず總緣するを以ての故なり。

未至に攝むるものに五十二有るが如く、中〔間〕と四靜慮とも應に知るべし亦た、爾ることを。

[一〇八] 空處には二十八あり。[一〇九] 識處には二十四あり。[一一〇] 無所有處には二十あり。[一一一] 無色に依るを以て、〔滅・道の二〕法智と及び下の

【一〇三】先に已に云云。下地の煩惱は先に已に破するが故に今は破せざれども、其實は一切の惑を破する功能有り。諸の無間道中に在りて、此の定と相應する無間道を最も勝れたるものとなすが故に、之を金剛に喩へたるなり。

【一〇四】有頂の云云。有頂の第九品の惑を斷ずることは、未至・中間・四根本・下三無色の九地の無漏定による。故に九地に通じ、その何れによるも、その無間道を金剛喩定と名く。

【一〇五】此の定の智と行と緣と云云。金剛喩定を說くに智の區別(法智、類智)、行相の區別(苦空等)、緣の區別(四諦)等に約して、之を考ふる時は、同一定に攝せらるるものにても數多に分るべし。本論に於ける、金剛喩定の數へ方に關する三の異說は、婆沙卷二八の所說に據るものなり。從つて詳細を婆沙に讓る(毘曇部八、一〇〇頁以下參照)。

【一〇六】八地とは、四禪と四無色。

【一〇七】八地を治する云云。上八地の能對治たる類智品の道は互に同類因となるが故に、八地の道諦を緣ずるに、之を別緣にせずして總緣するを以て、ただ道如行出の四行相あるに過ぎず。

【一〇八】空處の二十八とは前の五十二行の中より、滅道二法智と下四靜慮の滅を緣ずる類智との六智、下の各四行相即ち四六、二十四行相を除けるものなり。

【一〇九】識處の二十四は前の二十八より、空處の滅を緣ずる類智の四行相を去れるもの。

【一一〇】無所有處の二十は前の廿四より識所の滅を緣ずる滅類智の四行相を去れるものなり。

【一一一】無色に依るを以て云云。かく次第に行數を減ずる所以は、無色界によるが故に、法智なきは勿論、亦無色にありては下地の滅諦を緣ずる滅類智なきが爲め

是の如く、乃至上流も亦た、爾なり。總じて計るに、[九八]五種を積數して合して一萬二千九百六十と成るなり。

第六章　無學道

第一節[九九]　阿羅漢向果と有學・無學等に就きて

第一項[一〇〇]　阿羅漢向特に金剛喩定論と並に阿羅漢果等に就き

已に第三の向と果との差別を辯ぜり。次に、應に第四の向と果とを建立すべし。

[一〇一]頌に曰はく、

(44)上界の修惑の中に、　初定の一品を斷ずるより、
　有頂の八品に至るまでは、　皆阿羅漢向なり。
(45a)第九の無間道を、　金剛喩定と名づく。
　盡の得と倶なる盡智は、　無學の應果と成る。

阿羅漢向

論じて曰はく、即ち不還の者が進みて色界及び無色界の修所斷の惑を斷ずるに、[一〇二]初定の一品を斷ずるを初めと爲して有頂の八品を斷ずるを後と爲すに至るまでを應に知るべし、轉じて阿羅漢向と名づくることを。

【九八】　五種。中般以下上流迄五種各二千五百九十二の故に全數は積みて一萬二千九百六十と成るとの意なり

【九九】　婆沙卷五四(毘曇部九、二四三頁以下)、金剛喩定に關しては、婆沙卷二八(毘曇部八、一〇〇頁以下等)倘、有學、無學等に就きては、婆沙七七(毘曇部十、三一七頁)及び、一四四卷、毘曇部十四、一八九頁)等參照すべし。舊譯卷一七、二七七頁下以下、正理卷六五、光記二四、三六五頁下以下參照。

【一〇〇】本項は阿羅漢向を述べ特に金剛喩定を明し、次に無學即ち羅漢果を述ぶる序いでに有學法を明す段なり。

【一〇一】頌に云云。阿羅漢向果を述べたるものなり。前四句は阿羅漢向を述べ、第五句は特に金剛喩定を說明し、第六、七句は無學果を說きたるものとす。

(44)　ābhavāgrāṣṭabhāgakṣid
　arhattve prat̍ipannakaḥ,
　[ānantaryye 'pi navame sa
　tu vajropamaḥ (smṛtaḥ), saha]
(45a)　tatkṣayāptyā kṣayajñānam,
　aśaikṣa 'rhann asau tadā].

舊譯―滅二有頂八品一、　成二阿羅漢向一、
第九無間道、　此名二金剛定一、
由レ得二第九滅一、　盡智無學應。

【一〇二】初定の一品を斷ずる等。之を圖表すれば次の如し。

上二界修惑

阿羅漢向―┬下七地具縛者より各九品斷
　　　　　├有頂地前八品斷と第九無間道即ち
　　　　　└金剛喩定位迄

阿羅漢果―有頂地第九品斷の―解脫道、盡智の得以上

多千と成る。

中般涅槃不還に約して

其の義、云何といふに、且らく、中般の如きは、根に約して建立すれば、便ち三種と成る。下・中・上の根に差別有るが故なり。地に約して建立すれば、則ち四種と成る。[九三]初定に往く等の差別有るが故なり。種性に約して建立する時は、則ち[九四]六種と成る。退法種姓等の差別有るが故なり。處に約して建立すれば十六種と成る。梵衆天等の處の差別あるが故なり。地と離染とに約すれば、[九五]三十六と成る。色界の具縛と乃至已に第四靜慮の八品の染を離るるとの故なり。處と種性と離染と根とに約して建立すれば總じて、二千五百九十二と成る。

處に約して

云何にして是の如くなるやといふに、

且らく、一處に於いて、種姓に六有り。一一の種姓を離染門に約すれば〔その〕差別九と成る。謂はく、隨つて何れの地にも具縛を初めと爲し、乃至已に八品を離るるを後と爲し、是の如くにして六九、五十四と成る。十六處を以て五十四に乘ずれば八百六十四と成る。根を以て之に乘ずれば得た三倍と成る。故に總じて二千五百九十二と成るなり。

五種不還の總數。

[九六]諸の下地の九品の染を離るる者を卽ち說きて名づて上地の具縛と爲す。一一の地の離染の[九七]數の等しきことを成ぜんが爲の故なり。

【九三】初定の中般より第四定の中般迄四種有り。

【九四】六種姓のことは論第二十五卷に出づ。

【九五】三十六とは四定の各の離染に各九人（具縛より乃至八品の斷迄）有るが故なり。

【九六】諸の下地云云。例せば、具縛とは欲界の第九品の惑を斷じたるを色界の具縛といふが如し。已に欲界の染を全斷せるも、未だ色界初地の一品だに離れざるを以てなり、從つて具縛は各地に一人づゝ九地に九人あるなり。

【九七】數の等しきことは、四定に於て各各九あらしめんがためなり。卽ち初定には具縛を一とし、一品乃至前八品斷を八とし合して九あるべく、第二定に第三定亦是の如し。第四定は具縛と一品乃至八品斷にて九あるべし、第九品斷は卽ち無色界の具縛なれば此を除くなり。

(43ｂ) 滅定を得る不還を、轉じて名づけて身證と爲す。[八七]

滅定の得
身證釋名

論じて曰はく、滅定の得有るを滅定を得すと名づく。卽ち不還の者にして、若し身中に於いて滅定の得有らば、轉じて身證と名づく。謂はく、不還の者は身に由りて涅槃に似たる法を證得するが故に、身證と名づく。

身證と名くる理由

〔問ふ〕如何にして彼れを說きて但だ身證と名づくるや。

〔答ふ〕[八八]心は無なるを以ての故に、身に依りて生ずるが故なり。

有部の說
世親簡取の說

[八九]理實には、應に言ふべし、「彼は滅定より起ちて[九〇]先に未だ得ざる有識身の寂靜を得し、便ち此の思を作す、「此の滅盡定を最も寂靜と爲す。極めて涅槃に似たり」と。是の如く、身の寂靜なるを證得するが故に、身證と名づく。得及び智の現前するに由りて、身の寂靜を證得するが故なり」と。

有經の十八有學說と身證

〔問ふ〕[九一]契經に十八有學有りと說く。何に緣りて、中に於いて、身證を說かざるや。〔答ふ〕依因無きが故なり。

何をか依因と謂ふやといふに、謂はく、[九二]諸の無漏の三學と及び果となり。彼の差別に依りて、有學を立つるが故なり。滅定は學に非ず、亦た學の果にも非ず、故に彼れを成ずるに約しては、有學の差別を說かざるなり。

第九項　特に不還の種類に關して

不還の種類の數

不還の差別の麁相は、是の如し。若し細かに分析せば、數、

【八七】 (43b) [anāgāmī mataḥ kāyasākṣī nirodhalābhataḥ].
舊譯—得二滅定一那含、說名爲二身證一。

【八八】 心は無なるを以ての故に云云。滅盡定なれば心心所は滅して無く、無識の身を所依として起るに由る

【八九】 理實には云云。身證といふは滅定にある時の名にあらずして、滅定より出觀して、その身に未曾得の有識身の大寂靜を感ずる處に名くるものなりと。此の中、色身に識あるを有識身と名くるなり、卽ち無識とす前說と異るなり。

因みに、光記は、以下を論主は經部の解を述ぶとす。倘、婆沙五四の外國諸師の說として身證は、特に身證道を得すと言ふに近し倘、可考。

【九〇】 先き未だとは、入定前のこと。

【九一】 契經等。中阿含卷第三十福田經(大正一、六一六頁上)に二十七賢聖を說く段參照。本論所說の十八有學とは、預流向·果、一來向·果、不還向·果、阿羅漢向、隨信行、隨法行、信勝解脫、見至、家家、一間、中般生般、有行、無行、上流往色究竟をいふ。光記參照。此中に身證なきを以て以下の問あるなり。但し、福田經中には、阿羅漢向の代りに身證を入れ、本論引用の契經の文と內容相違せり。

【九二】 諸の無漏云云。凡そ有學と立つる者は、(一)に無漏の三學有り(二)に擇滅の果有るものに局る。然るに今の身證不還の得せる滅盡定は有漏なるが故に三學に非ず、有爲なるが故に離繫果に非ず、此の相違有るが故に餘の有學の中には身證を說かず、となり。

雜修の五品と五淨居

〔問ふ〕何に緣りて淨居處に唯五のみ有りや。

頌に曰はく、

(43α)[八一]五品を雜修するに由りて、生に五淨居有り。

論じて曰はく、第四靜慮を雜して熏修するに五品有るに由るが故に、淨居に唯五のみあるなり。何をか五品と謂ふやといふに、[八二]謂はく、下と中と上と上勝と上極との品の差別あるが故なり。此の中、初品は三心現前して便ち成滿することを得。謂はく、初めは無漏にして、次には有漏を起し、復た無漏を起すなり。第二品は[八三]六あり。第三品は九あり。第四品は十二あり。第五品は十五あり。

是の如く、五品の雜修靜慮は其の次第の如く五淨居を感ずるなり。

應に知るべし、此の中、無漏の勢力は[八四]有漏を熏修して、淨居を感ぜしむることを。

異說

[八五]有餘師の言はく、「信等の五が次第に增上するに由りて、五淨居を感ずるなり」と。

第八項　身證

身證不還

[八六]經に不還を說きて、身證(kāyasākṣin)と名づくること有り。何なる勝德に依りて、身證の名を立つるや。

頌に曰はく、

【八一】(43α)〔tat pañcadheti pañcaiva śuddhāvāsopapattayaḥ〕.
舊譯—由ニ雜ニ修五品一、淨居生有レ五。

【八二】謂く下と中と上云云。雜修の五品と、五淨居天との關係を圖表すれば次の如し。

下　品(三　心)—無　煩　天
中　品(六　心)—無　熱　天
上　品(九　心)—善　現　天
上勝品(十二心)—善　見　天
上極品(十五心)—色究竟天

【八三】第二品の六は、前の三心を加行として、更に三心を加へたるもの。後の九、十二、十五も凡て三心づつを加へ行くこと前に准ず。從つて前品を近の加行となすにより成滿位のみを言へば、五品凡て唯三心のみなり。

【八四】有漏を熏習してとは、無漏心自身が、五淨居を感ずるにあらずして、有漏をたすけて生ぜしむるをいふ。無漏法は有を感ずる直接因たることなければなり。

【八五】有餘師とは稱友には大德室利羅多なりとせり。此の說は信・勤・念・定・慧の五根の中、信根が增上して靜慮を雜修せば、無煩を、乃至慧根增上して雜修せば色究竟天を感ずと說くものなり。

【八六】身證とは心證を簡べる言なり。經とは中阿含卷第五一、阿濕貝經(大正一、七五一頁中、下)に曰く、「若有ニ比丘一、非ニ俱解脫一、亦非ニ慧解脫一、而有ニ身證一、云何比丘而有ニ身證一、若有ニ比丘一、八解脫身觸成就遊、不ニ以ニ慧見ニ諸漏已盡已知一、如レ是比丘而有ニ身證一云云」と。因みに、婆沙卷五四、(毘曇部九、二四三頁以下)、舊譯一七、二七七頁下、理正卷六五、光記二四、三六五頁品下參照。

（二）根本圓成

次に後に唯、一念のみの無漏より一念の有漏を引起して現前し、無間に復た一念の無漏を生ず。是の如く有漏の中間の刹那に、前後の刹那の無漏雜るが故に、雜修定の根本圓成すと名づく。[七七]前の二刹那は無間道に似、第三の刹那は解脫道に似たり。

下三定の雜修

是の如く第四定を雜修し已りて、此の勢に乘じて其の所應に隨つて亦た、能く下三靜慮を雜修するなり。

修定の處

先に欲界の人趣の三洲に於いて是の如く諸の靜慮を雜修し已りて、後に若し退失して色界の中に生ぜば、亦た、能く前の如く靜慮を雜修す。

雜修の目的

不還の修する目的

靜慮を雜修するは三種の緣の爲めなり。一には受生の爲、二には現樂の爲、三には煩惱を起して退することを遮止せんが爲めなり。謂はく、不還の中に於いて、諸の利根の者は現法樂と及び淨居に生ぜんが爲にし、諸の鈍根の者は亦た、退を遮せんが爲にするなり。彼は退を畏るが故なり。〔而して〕是の如きの雜修は[七八]味相應の等持をして遠ざからしむるが故なり。

羅漢の修する目的

諸の阿羅漢は、若し利根の者ならば、現法の爲にし、若し鈍根の者ならば、亦た煩惱を起して退することを遮防せんが爲にするなり。

[七九]第七項　五淨居天

五淨居天

〔前項に〕、靜慮を雜修するは[八〇]淨居に生ぜんが爲なりといふ。

れ、容易に目的を達し得べきを云ふ。次卷に說く四通行中の樂通行なればなり。

【七六】是の如く云云。未離欲の聖者は根本定に入ること能はず。離欲の異生は根本定に入るとも、無漏定を修すること能はざればなり。

【七七】前の二刹那云云。前の一の無漏と一の有漏との二刹那は恰も無間道の如く、第三の無漏は解脫道の如しとなり。前の二刹那に於て不染無癡の定障を滅し、後の一刹那に於て正さしくその不成就を得すればなり。

【七八】味相應の等持。味定は退果せしむる緣なればなり。

【七九】婆沙一七五―一七六（毘曇部十六、二四頁以下特に三三頁以下を見よ）、舊譯卷一七、二七七頁中正理六五、光記二四、三六四頁中以下參照。

【八〇】淨居五天とは無煩と無熱と善現と善見と色究竟との五天のこと。不還者の生ずる所の故に亦、五阿那含天ともいふ。

り」と。

第六項[七三]　雜修靜慮に就て

[七四]前に、上流は靜慮を雜修するを因と爲して能く色究竟天に往くことを說けり。

〔問ふ〕(一)先づ應に何等の靜慮を雜修すべきや。(二)何等の位に由りて、雜修が成ずることを知るや。(三)復た何の緣の爲めに靜慮を雜修するや。

頌に曰はく、

(42)先に第四を雜修す。　成は一念の雜に由る。
受生と現業と及び煩惱の退とを遮せんが爲めなり。

雜修の初と其の理由

論じて曰はく、諸の四靜慮を雜修せんと欲する者は、必ず先づ第四靜慮を雜修す。彼の等持は最も堪能なるを以ての故に、諸の[七五]樂行の中にて、彼は最勝なるが故なり。

能修の人

[七六]是の如く、諸の靜慮を雜修する者は、是れ阿羅漢或は是れ不還なり。

雜修の加行と圓成

(一)加行

彼は必ず先づ第四靜慮に入りて、多念の無漏を相續し現前して、此より多念の有漏を引生し、後に復た多念の無漏現前す。是の如く旋還して、後後は漸く減じて、乃至最後に二念の無漏、次に二念の有漏を引いて現前し、無間に復た二念の無漏を生ずるを、雜修定の加行成滿と名づく。

て殊妙なるが故なりとの意。

【六九】　何に緣りて云云。預流一來の聖者が中般し得ざる理由を明にしたるものにして、義便の說明とす。

【七〇】　聖道云云。聖道未だ淳熟せざるが故に現前し易からず、又隨眠も極劣に非ざれば、以上の二理由によりて、中般涅槃なし。以上論主の說。

【七一】　諸の欲界の法とは未離欲者の成就せる煩惱・業・及び異熟果のこと。

【七二】　彼れは侚ほ等。未離欲の聖者は侚努力し應に作すべき多くの事柄有り。一には欲界の不善の煩惱と、上界の無記の煩惱とを皆斷ぜざる可からず。二には不還・阿羅漢の二果、又は之れに一來を加へて、三果を得せざるべからず。三には欲等三界の煩惱等の法を總べて越えざるべからず。等之れなりと。

【七三】　婆沙卷一七五、(毘曇部十六、二四頁以下)舊譯卷一七、二七七頁中、正理卷六五、光記卷二四、三六四頁上以下參照。

【七四】　前に上流云云。この項は言はば不還果論に對する餘論とも見るべきものなり。間に三箇條あるに應じて答も然り。卽ち第一句は第一問に答へたるもの、第二句は第二問に答へたるもの、第三四句は第三問　答へたるものとす。

(42)　〔ādau caturthākiraṇam
sidhyate kṣaṇamiśraṇāt,
upapattivihārārthaṃ
kleśabhīrutayā[pi ca].

舊譯―先雜二修後定一、　成由二一念雜一、
爲三生及趣戲、　並怖二畏惑退一。

【七五】　樂行とは止觀平等に轉じて、尋伺等の動亂を離

と名づくる有り。我れ後に退落せば、當に彼に生ずべし」といふ〔經文〕につきては、[六六]毘婆沙師は是の如き釋を作す。「彼れは對法の相を了ぜざるに由るが故に、喜ばしめんが爲めの故に佛も亦た、遮せざるなり」と。

即ち此の已に欲界の生を經る者と、及び已に[六七]此れより上界に往いて生ずる諸聖とには、必ず練根と並びに退と無し。

經生の聖者に練根及び退墮無きに就て

〔問ふ〕何に緣りて欲界の生を經ると及び上生との聖者には、練根と並に退と有ることを許さざるや。〔答ふ〕必ず無きを以ての故なり。

〔問ふ〕何に緣りて必ず無きや。〔答ふ〕經生のものは、[六八]習根が極めて成熟するが故に、及び殊勝の所止を得せるが故なり。

來離欲の聖者が中有に般涅槃せざる理由

〔問ふ〕[六九]何に緣りて、有學にして未だ欲貪を離れざるものは、中有の中に般涅槃する者無きや。〔答ふ〕彼れは[七〇]聖道未だ淳熟せざるが故に、未だ能く現在前せしめ易からざるが故に。所有の隨眠は極劣なるに非ざるが故なり。毘婆沙師は是の如き釋を作す。[七一]諸の欲界の法は極めて越え難きが故に。[七二]彼れは尙ほ餘多くの所作有るが故に。謂はく、應に進みて不善と無記との二煩惱を斷ずべきが故に。及び應に進みて、若くは二若くは三の沙門果を得すべきが故に。並びに應に總じて三界の法を越ゆべきが故に。〔而も〕中有の位に住しては是の如き能無きが故な

毘婆沙師をして會通せしめん爲めなり。

【六五】天帝釋云云。稱友に依るに、天帝釋曰く、「我此處に沒して人間に生れ、阿羅漢果を得て般涅槃せずんば、我曾て色究竟天あることを聞けるを以て、死して其天衆中に生るべし」と此の言の中、彼帝釋は天の中にて預流果を得て居りながら、人間に生れて涅槃すると云ふは聖者として經生するものなるを顯す。死して色究竟天に生るべしと云ふは上界に生ずる證なり云云中阿含卷第三十三、大品釋問經(大正一、六三八頁上)に曰く。

「捨二離於天身一、　來下生二人間一、
不二愚癡入一レ胎、　隨二我意所樂一、
得二身具足一已、　逮二質直正道一、
行具二足梵行一、　常樂二於乞食一、
學レ智、學レ智已、若得レ智者、便得二究竟智一、得二究竟邊學智一、學智已、若得レ智不レ得二究竟智一者、當レ作二最上妙天一、諸天聞レ名二色究竟天一、往二生彼中一、大仙人願當レ得二阿那含一、大仙人我今定得二須陀洹一、云云」と。

【六六】毘婆沙師云云、(婆沙論卷五十三の終り參照)。帝釋天が退落して色究竟天に生ずと考ふることは、法相に違せざるが爲めにして、亦、佛がその誤りを訂正せざるは佛は、彼の帝釋の言は理には違へど、道を障えざることと及び、此の道理は何れ彼が法性に入れば自ら了解し得べき所なることを知るが故に、今は暫らく、帝釋の喜びをそのまゝにして置かんとの考に基きてなりと。

【六七】此れより上界とは色界より無色界に到るものをいふ。

【六八】習根云云。生を經て無漏根を修習するを以て、無漏根が極めて成熟し、その所依身も亦聖者の身とし

通經

く、若しくは有學の正見を成する者」と言ひ、乃至廣説するや。諸の餘の有學も、若し異門に就かば、亦た、說いて善士の性有りと爲す可し。諸の有學は[58]五種の惡に於いて、皆、畢竟じて不作律儀を獲得するを以ての故に。[59]不善の煩惱は多く已に斷ずるが故なり。〔然るに今〕、善士趣を立つるものは異門に就かず。唯善をのみ行じて、惡を行ぜざるに約するが故に、唯だ勝因に託して上界に往く〔に約する〕が故なり。

[60]第五項　經生の聖者

經生聖者の特質

〔問ふ〕[61]諸の聖位に在りて曾て經生する者にも、亦た、此れ等の差別の相有りや。〔答ふ〕爾らず。云何んとなれば、

頌に曰はく、

(41)欲界の生を經る聖は　餘界に往いて生ぜず。
此れと及び上に往いて生ずるとには、　練根と並びに退とは無し。

欲界の經生の聖者

論じて曰はく、若し聖位に在りて欲界の生を經るものならば必ず[62]往いて色・無色界に生ぜず。彼は不還果を證得し已れば、定んで現身に於いて般涅槃するに由るが故なり。

色界經生の聖者

[63]若し色界に於いて經生する聖者は、無色界に上生する義有るべし。色界に行いて有頂を極むる者の如し。

以下經意を通ず

[64]然るに、[65]天帝釋は是の如き言を作す。曾て聞く、天の色究竟

の有學も正見を成ずるが故に善士の中に攝するに非ずやとなり。

【五八】五種云云。異門に就きて餘の有學を善士と說き得る第一因。五種の惡とは殺生・偸盜・邪婬・妄語・飲酒のこと。

【五九】不善の煩惱云云。第二因。見所斷の不善は永斷せるが故に。

【六〇】婆沙卷五三（毘曇部第九、二三頁以下）、舊譯卷一七、二七七頁上、正理卷第六五、光記卷二四、三三六頁中以下參照。

【六一】諸の聖位に在りて云云。他界に往かずして常に或る一界のみに生死してゐる聖者を經生の聖者といふ。問意は、この經生の聖者も不還果を得る時は、矢張り前述の如く、生、中、上流等の區別を來たすや否やといふにあり。頌は之に答へんとしたるもの。

(41) kāme [parivṛttajanmā (āryo)]
dhātvantaraṃ na gacchati,
sa cordhvajaś ca naivākṣa-
saṃcāraparihāṇibhāk.

舊譯―欲界轉生聖、　不レ往二生餘界一、
此及上生人、　無二練根並退一。

【六二】往いて色無色に生ぜず云云。欲界のみにて生死したる聖者は、欲界の劣惡のみを經驗し居るを以て、上界も亦然るべしと思ひ、そこに往かずして、般涅槃すと。

【六三】若し色界に於いて等。色界に經生せるものは、色界の善美なるを知るを以て、更に無色界に進むを厭はざるによるなり。

【六四】然るに以下の文は、先に欲界經生の聖者で色界に行かずと述べたるに對して、次の如き經文を引きて反對するものあるを豫想して、其の反證となる經文を

よりて三・九の別を成ず」と。

第四項　七善士趣[51]

七善士趣建立

若し爾らば、何故に諸の[52]契經の中に佛は「唯、七善士趣有り」とのみ說くや。

頌に曰はく、

(40) [53]七善士趣を立つることは、上流の別無きに由る。
善と惡とを行ずると行ぜざると、往くこと有りて還ること
無きとの故なり。

論じて曰はく、中と生とに[54]各々三ありとし、上流を一と爲して、經には此れに依りて、七善士趣を立つ。上流の法を有する故がに上流と名づけ、此の義の同じきに由りて、且らく「上流を總じて」、立てて一と爲すなり。

不還にのみ善士趣を立つる理由

[55]何ぞ獨り此に依りてのみ善士趣を立て、所餘の有學の聖者に依らざるや。

[56]趣は是れ行の義なり、所餘の有學は皆善業を行ずるも、差別無きが故なり。唯此の七種のみは皆善業をのみ行じて、惡業を行ぜず、餘は則ち然らざればなり。又、唯七種のみ上界に行往して、復た還り來らず、餘は則ち然らざればなり。

故に、獨り此れに依りて善士趣を立つるなり。

經を引いて難ず

若し爾らば、何が故に[57]契經の中に「云何が善士なる。謂は

【五一】婆沙卷一七五(毘曇部十六、一七頁以下)、舊譯卷一七、三七六頁下、正理卷第六五、光記二四、三六二頁下參照。

【五二】契經とは中阿含卷第二、善人往來經、(大正一、四二七頁上)參照。七善士趣 (sapta satpuruṣa-gatayaḥ) は舊譯に七種賢聖人行と記す。

【五三】(40) ūrdhvasrotur abhedena
sapta sadgatayo matāḥ,
[sadasati vṛttyavṛttyor
gatā apunarāgateḥ]?

舊譯―上流非二差別一、說二七賢聖行一、
善惡行不行、由三往不二更還一。

とは不還果を明す中の第四段、義便に七善士趣(舊譯七種賢聖人行)を說明す。その中前二頌は正しく問に答へ、後の二頌は獨り不還果にのみ善士趣を立てて、所餘の預流・一來果に然らざる理由を明す。

【五四】各三とは、速と非速と經久との三なり。

【五五】何ぞ獨り云云。唯不還果にのみ善士趣を立てて所餘の預流、一來の聖者には何故に立てざるやとの問意。

【五六】趣は是れ云云。趣は行の意にして、所餘の有學の聖者も皆善業は行ずれども、不善心を以て非梵行等を行ずる點に、凡夫と簡ぶ所無きものあるに對し、不還の七種は善行を爲すと共に、凡て不善心を以て行ずる非梵行等を離れ、又此の七種の不還のみ上界に往いて欲界に歸らず、故に此の不還のみに善士趣を立つとなり。

【五七】契經とは前引の中阿含二善人往來經參照。問意は、有學の正見とは四諦を觀じて苦・非我等の行相を成ずるものにして、見道の苦法智忍以去をいふ。故に餘

なるに由るが故なり。

生般の三種

生般涅槃に亦た、三種を分つ。[四六]生と有行等との般涅槃あるが故なり。此れは皆生じ已りて般涅槃を得するものなり。是の故に並びに名づけて生般と爲す。

上流の三種

上流の中に於いて亦た、三種を分つ。[四七]超と半超と等の差別有るが故なり。

三種不還の總と九の別との根據

然るに諸の三種は、一切が皆、速と非速と經久とに般涅槃を得するに由るが故に、更互に相望して雜亂の失無し。是の如き[四八]三種九種の不還には、業と惑と根との差別有るに由るが故に速と非速と經久との不同有るなり。

且らく、總じて三と成る〔中と生と上流との不還〕は、(一)[四九]順起と〔順〕生と〔順〕後との業を造し増長するの差別に由るが故に、(二)其の次第の如く、下・中・上品の煩惱の現行するに差別有るが故に、(三)及び上・中・下根の差別あるが故に。〔卽ち〕此の三は一一其の所應の如く、亦た業と惑と根とに差別有るが故に、各三の別有り、故に九種と成るといふなり。

謂はく、[五〇]初と二との三は、惑と根との別に由りて、各々三種を成ず。業の異るに由るに非ず。後の三は、亦た順後受業にも差別有るに由るが故に、分ちて三種を成ず。

故に說く、「是の如く色に行く不還は業と惑と根との殊なるに

【四六】生と有行と無行とは前註の如し。

【四七】超と半超と遍沒となること前項所說の如し。

【四八】三種九種とは、總じて三種に分ち、更に別に中の三は速、生般の三は非速、上流の三は經文なれば九種に分つといふなり。

【四九】順起とは起は中有の異名(論第八卷參照)順起業は中般を、順生業は生般を、順後業は上流般を引く。他も準じて知るべし。

【五〇】初と二との三云云。中般と生との一一の時間的に分たれたる三種は、下・中・上三品の惑と上・中・下の三品の根との差別によりて分ち、上流般の超・半・遍の三種は、惑と根と及び順後受業とに更に差別有るに由りて分つとの意。

此の五〔種不還〕を名づけて色界に行く者と爲す。

無色界に行く不還

四一 無色界に行く者の差別に四有り。謂はく、欲界に在りて、色界の貪を離れ、此れより命終して無色に生ずるに、此の中の差別に唯四種有り。生般涅槃等に差別有るに由るが故なり。此れを前の五に併せて、六不還と成る。

現般涅槃

復た色〔界〕にも無色界にも行かずして、即ち此に住して能く般涅槃するもの有り。四二 現般涅槃（dṛṣṭa-dharmaparinirvāyin）と名づく。前の六に幷せて七と爲すなり。

第三項　九種不還

色界に行く一不還の中に於いて、復た異門有り。其の差別を顯さば、四三

頌に曰はく、

(39)色界に行くに九有り、謂はく、三に各三を分つなり。
業と惑と根とに殊り有り。　故に三・九の別を成す。

九種の不還

論じて曰はく、即ち色界に行く五種の不還を總じて、立てて三と爲し、各々に三種に分つが故に、九種と成る。何等をか三と爲すやといふに、四四 中と生と上流との差別有るが故なり。

中・生・上流の三の三

〔問ふ〕云何にして三種を各々分ちて三と爲すや。

中般の三種

〔答ふ〕且らく、中般涅槃を分ちて三種と爲す。速と非速と經久とに般涅槃を得するものあること、四五 三の火星の喩の顯はす所

【四一】 此の無色に行くものは、欲界に在りて色貪を離れ、此より沒して色界に生ぜずして、直に無色に生ずるものをとくなり。四種とは無色界には中有無きが故に、上の色界に行く五種の中にて中般涅槃の一を除けばなり。而して此の無色に行く四種を凡べて一と見做し前の五に合せて六不還と數ふ。

【四二】 現般涅槃の中には、七生、家々、一間等の經生の聖者も、此欲界にて般涅槃するときは、現般涅槃中に攝するなり。

【四三】 頌に云云。とは色界に行く五不還を、中、生、上流の三に攝し、その三を更に業と惑と根との相違を基礎として九種となすことを述べたるものなり。

(39) [trayasyāpi tridhā bhedād rūpagā navoditāḥ],
tadviśeṣaḥ punar karma-kleśendriyaviśeṣ[aṇ]āt.

舊譯—三人更分ㇾ三　應ㇾ知九色行、
復彼人差別、　業惑根異故。

【四四】 中と生と上流とは、五種不還の中の有行と無行とをば生般に攝すればなり。

【四五】 三の火星云云。速般は速に涅槃を得ること、札火星の忽に飛びて忽に消ゆるが如く、非速般は中有に幾時か住して然る後涅槃に入ること、鐵火の小星の暫時飛びて滅するが如く、經久般は久時を經て入涅槃すること、鐵火の大星の遠方に至りて消ゆるが如し。本論卷第八、第三節參照。

に偏歿と名づく。

不還者は一處に再生せず

不還の者は已生の處に於いて、第二生を受くること無し。彼れは生に於て勝進を求むべく、等と劣とに非ざるに由るが故なり。即ち此れに由るが故に、不還の義滿つ。必ず曾て生ぜる處には還た生ぜざるが故なり。尙ほ本處に生ぜず、況はんや下に生ずること有らんや。

特に、不雜修上流

應に知るべし、此れを[三六]二上流の中にて、雜修靜慮の因有るに由るが故に、色究竟に往いて般涅槃する者と謂ふことを。

餘の、靜慮に於いて雜修すること無き者は、能く有頂に往いて方に般涅槃す。謂はく、彼れは先に雜修靜慮無きをもて、[三七]諸定に於いて愛味を緣と爲るに由りて、此に歿して[三八]徧く色界の諸處に生ずるも、唯、五淨居天には往くこと能はず。色界に命終して、三無色に於いて次第に生じ已りて復た有頂に生じ、方に般涅槃するなり。

二種の上流結語

[三九]二上流の中にて、前は是れ觀行にして、後は是れ止行なり。樂慧と樂定と差別有るが故に。

上流不還の上下地に於ける般涅槃の可能性

二の上流の者が、下地の中に於いて般涅槃を得することも理に違せざるを[四〇]見る。而も此を色究竟天及び有頂天に往くを極處と爲すと言ふは、此れ彼を過ぎては行處無きに由るが故なり。預流の者の極七返生の如し。

の一導師との見を起すこと。

【三六】二上流とは、雜修行によりて色究竟天に行く者と、無雜行によりて有頂に行く者となり。

【三七】諸定とは四禪定をいふ。

【三八】徧く色界の諸處とは十六天中、第四禪の五淨居を除ける十一處をいふ。五淨居天に往く能はざる所以は、ここは雜修によりて生ずべき處なるが故なり。此の節の第七項を見よ。此の樂定上流にも、全超・半超・一切處歿あること前に準じて知るべし。

【三九】二上流の中、雜修定ある者は觀行の人にして、觀に勝ぐれ、無雜修の者は止行の人にして止に勝る。前者は樂慧の人にして、後者は樂定の人なるに由る。

【四〇】見るとは論主自己の見なり。

方に般涅槃するものなり。

二種の上流　即ち[三二]此の上流の差別に二有り。因及び果に差別有るに由るが故なり。因の差別とは、此れ靜慮に於いて雜修と無雜修と有るに由るが故なり。果の差別とは、色究竟天と及び有頂天とを極處と爲るが故なり。

特に、雜修靜慮の上流　謂はく、若し靜慮に於いて[三三]雜修有る者ならば、能く色究竟に往いて方に般涅槃す。即ち此に復た三種の差別有り。全超と半超と徧歿と異るが故なり。

（イ）全超　全超と言ふは、謂はく、欲界に在りて、四靜慮に於いて已に具さに雜修し、緣に遇ひて上三靜慮を退失して、初靜慮の愛味を〔執するを〕緣と爲るを以て、命終して梵衆天處に上生し、先世の慣習の勢力に由りて、復た能く第四靜慮を雜修し、彼の處より歿して色究竟に生ずるものなり。最初の處に歿して、最後の天に生じ、頓に中間〔の諸天〕を越ゆるが、是れ全超の義なり。

（ロ）半超　半超と言ふは、[三四]彼より漸次に下の淨居に生ずるに乃至中間に能く一處を越えて、色究竟に生ず。超ゆること全に非ざるが故に、名づけて半超と爲す。聖は必ず大梵天處に生ぜず、[三五]僻見の處なるが故に。一導師なるが故に。

（ハ）遍歿　徧歿と言ふは、彼より漸次に一切處に於いて皆徧く受生し、最後に方に能く色究竟に生ずるものなり。一切處に死するが故

なれば有行般の分は（速進道なく（努力を俟つて涅槃を成辨するに反し、無行の分は努力なきも、速進道ありて成辨し得ればなり。こは生般涅槃は無行よりも一層、努力を要せずして而も速進道を得するの例にても明ならんと。

【三一】生般云云は、無行般涅槃と生般涅槃と同じく速進の道を具せるを以て、其の差別を辯ず。

【三二】此の上流の差別に二あり云云。これを圖表すれば、左の如し。

上流般 ┬ 雜修（因）┬ 全超 ┐
　　　 │　　　　　├ 半超 ┼ 色究竟天（果）
　　　 │　　　　　└ 遍歿 ┘
　　　 └ 不雜修（因）──── 有頂天（果）

【三三】靜慮に於いて雜修あるものとは、靜慮にも有漏と無漏とあるに、靜慮を相續して修する間に、二刹那の無漏の靜慮を以て中間に有漏の靜慮を修し、これを遍熏し嚴飾し、明淨ならしむるを雜修靜慮とす。詳しくは次下第六項を見よ。

【三四】彼の梵衆天より沒して、漸次に生じ行き、色究竟天の次下の淨居天に生ずるに、梵衆天より色究竟迄の其の中間には十四處天あり。その十四天中の極少生なるものは、十三天を超えて、隨一處に生ずるのみにて色究竟に生じ、極多生なるものは中間に隨一處のみを超えて十三處に生じて色究竟に生ずるなり。而して、全體にて此の上流には十五類ある理なり。從つて極少生のものは色界の三處天にのみ生じ、極多生のものは十五處に生ずるなり。但し、聖者は大梵天處をば必ず超ゆるものとす（有部は大梵天處を一處と認めずして、十六天說なるに、論主は十七天說をとるが故にこの注意をなせるなり）。

【三五】僻見の處とは、梵天處の主たる梵天は、自ら是れ一切世間の因なりとの戒禁取見を起し、又一切世間

異說の批評

此れは理に應ぜず。[二六]彼れは壽を捨するに於いて自在なること無きが故なり。

有行般涅槃

有行般とは、[二七]謂はく、色界に往くに生じ已りて長時加行して息まず、多くの功用に由りて方に涅槃するものなり。此れは唯勤修のみ有りて、速進の道無きが故なり。

無行般涅槃

無行般とは、謂はく、色界に往いて生じ已りて久しきを經て加行を懈怠し、多くの功用あらずして便ち般涅槃するものあり。勤修と速進との道を闕くを以ての故なり。

異說

[二八]有るは說く、「此れに二の差別有り。有爲と無爲とを緣ずる聖道に由りて、其の次第の如く、涅槃を得するが故なり」と。

有行・無行に關する論主批評

此說は理に非ず。[二九]太過の失あるが故なり。

[三〇]然るに、契經の中には、先に無行を說きて、後に有行涅槃を說く。是の如く次第するは理に相應す。速進の道有ると、速進の道無きとは、無行と有行とにして而も成辦するが故に、功用に由らずして得すると、功用に由りて得するとの故なり。[三一]生般涅槃は最速進の最上品の道を得し、隨眠最も劣なるが故に、生じて久しからずして便ち般涅槃するなり。

上流

上流と言ふは、是れ上行の義なり。流と行とは其の義一なるを以ての故なり。謂はく、欲界に歿して色界に往いて生じ、未だ即ち中に於いて能く圓寂を證せず、要ず轉じて上に生れて、

じ已りて長時加行を設けて般涅槃するを有行般涅槃と名く。同樣にして而も特別の加行を設けずして般涅槃するを無行般涅槃と名け、又欲界より梵衆天に、梵衆天より梵輔天と、次第に上地に生じて般涅槃するを上流と名く。

【二四】勤修を具すとは、勤勉なること、速進の道を具すとは勞力を要せざること。

【二五】有餘依とは、有餘涅槃の意。同樣に次行の無餘依とは無餘涅槃のこと。

【二六】彼れは云云 色界にては自在に促壽する力を有せされば、自由に捨壽して無餘涅槃に入る理無しとなり。

【二七】謂はくとは、眞諦譯には「彼說」の二字に作り、稱友に依るに原本に kila（傳說）の字あり。恐くは今本は此處に傳說の字を脫せるか、若し然らば、此處に傳記の語を置くは、論主の自義は後に出すが故に、例に由りて不信を表せるものと知るべし。

【二八】有るは云云。此の說とは有爲法を緣ずる無漏道にて涅槃するは有行般、無爲法を緣ずる無漏道にて涅槃するを無行般とする意にして、こは婆沙卷一七四所引の集異門足論足所說中の一說に相當す。

【二九】太過の失云云。若し異說者の言の如くんば、中般生般も有爲法を緣ずる無漏道を起し、或は無爲法を緣ずる無漏道を起すが故に、之れも亦有行般無行般と名けざるべからざるの不都合を來たさんとなり。

【三〇】然るに契經の中云云。光記によるに、以下は有行無行に對する經部の解を述べて論主が之を至當とせし文なりと。謂へらく經に、雜阿含卷廿九、第八二一經（大正二、二一一頁上）に參照。中、生、無行、有行、上流の順序にて五種不還を說く。而してその價値よりすれば前位にある程、勝れし順なるを以て、從つて有行般よりも無行般を上位とせざるべからず。何と

(38)超と半超と徧歿とあり。餘は能く有頂に往く。

無色に行くに四有り。此れに住して般涅槃するも有り。

色界に行く五種不還

論じて曰はく、此の不還の者は、總じて說くに七有り。且らく、色界に行くに差別五有り。一には中般涅槃(antarāparinirvāyin)、二には生般涅槃(upapadyaparinivāyin)、三には有行般涅槃(sābhisaṃskāra parinirvāyin)、四には無行般涅槃(anabhisaṃskāra parinivāyin)、五には上流(ūrdhvasrotaparinirvāyn)なり。

總釋

此れが中間に於いて、般涅槃(parinirvāti)するが故に、此れを說きて名づけて中般涅槃と曰ふ。是の如く、應に知るべし、此れが生じ已るに於いて、此れが有行に由りて、此れが無行に由りて、般涅槃するが故に生般等と名づくることを。此れが上流するが故に、名づけて上流と爲すなり。[三三]

中般涅槃
以下別釋なり

中般と言ふは、謂はく、色界に往くに中有の位に住して、便ち般涅槃するものなり。

生般涅槃

生般と言ふは、謂はく、色界に往き生じ已りて、久しからずして便ち般涅槃するものなり。[二四]勤修と速進の道とを具するを以ての故なり。此の中に說く所の般涅槃とは、謂はく[二五]有餘依なり。

異說

有餘師の說く、「亦た、無餘依なり」と。

瞋の二結を斷ずるも、今の第三果の位にては此の五の斷が揃ふを以て、特に五下結斷を云ふとなり。

【三一】 婆沙卷一七四(毘曇部十六、四頁以下)舊譯卷一七、二七六頁上、正理卷六五、光記二四、三六〇頁中以下參照。

【三二】 頌に云云。不還果は其名の示すが如く、再び欲界に還來することも、一處に再生することもなく、上界に於て解脫すれど、其解脫の仕方は一樣ならず。こは、その七種を擧げたるものなり。頌中、初め六句は色界に於て般涅槃する五種の不還を說き、第七句は無色界に往きて般涅槃する者を、第八句は、現般者、卽ち欲界に於て般涅槃する者を說きたるものとす。

(37) [so 'ntarotpannasaṃskārā-
saṃskāraparinirvṛtiḥ
ūrdhvasrotāś ca, sa
dhyānaṃ vyavakiryākaniṣṭhagaḥ],

舊譯—此中生有行、　無行般涅槃、
上流、此於定、　雜修行無下。

(38) sa pluto 'rdhaplutaḥ
sarvacyutaś ca, anyo bhavāgragaḥ,
[arūpyagaś caturthānyaḥ]
iha nirvāpako 'paraḥ.

超出半超出、　遍退、餘行頂、
行無色餘四、　欲界滅復別。

此の中、無下は新譯の色究竟なり、「無下」は西藏譯に合す)。

【三三】 此が云云。此れがとは、「不還者が」の意なり、此の不還者が、中有と生有との中間に於て(欲界に死して色界に生ずるとき)般涅槃するを中般涅槃、色界に生じ已りて間もなく般涅槃するを生般涅槃、色界に生

故なり。

一間の釋名

[一七]間とは謂はく、間隔なり。彼の餘の一生が間隔を爲すが故に圓寂を證せず、或は餘の一品の欲の修所斷の惑が間隔を爲すが故に不還果を得せずといふ〔かゝる〕一間を有する者を說きて一間と名づくるなり。

不還向

即ち修惑の七八品を斷ずる者を、應に知るべし亦た[一八]不還果向(anāgāmi-phala-pratipannaka)と名づくることを。[一九]先に三・四と七・八との品の惑を斷じて見諦に入る者は、後に果を得る時乃至未だ後の勝果道を修せざるあいだならば、仍ほ名けて家家とも一間とも曰はず。未だ彼を治する無漏根を成ぜざるが故なり。

不還果の聖者

五下結斷

若し、第九を斷ずるは不還果を成ず。必ず還び欲界に來生せざるが故なり。此れを或は名づけて五下結斷とも曰ふ。必ず先きに[二〇]或は二或は三を斷ずと雖も、然も此のときに於いて總じて斷を集むるが故なり。

[二一]第二項　七種不還

不還の位に依りて、諸の契經の中に、種種の門を以て差別を建立せり、今、次に彼の差別の相を辯ずべし。

[二二]頌に曰はく、

(37)此に中と生と有行と　無行との般涅槃あり。
上流の若し雜修するものならば、　能く色究竟に往く。

---

so 'nāgāmi navakgeyāt]:

舊譯—已滅二七八品一、……一生名二一間一、則向二第三果一、……滅レ九阿那含。

【一四】一間とは、一來果と不還果との中間にある位なり。頌の九品全體を斷ずるは不還果なるに、ここまで至りかねて、その七八品を斷じたるままにて命終するをいふ。今一息なれども欲界を超越し得ざる點に於て一間と稱せらる(一間の法相的意味は本論內にあり)。

【一五】前にとは、第十八卷參照。(一)忍善根位を得るとき惡趣業が障へ、(二)不還果を得するときに、欲界繫の業が障へ、(三)無學果を得するときに色・無色界繫の業が障ふるをいふ。

【一六】彼のとは、煩惱の等流地たる欲界、又其の異熟果の有る欲界を越ゆるが故なりとの意。

【一七】間とは云云。人又は天に於て必ず一生を受けて、その次生に般涅槃すべく、現生と涅槃との間に一生又は一惑の間隔有るが故に、涅槃又は不還果を得べからざるを以て一間と名く。

【一八】不還果向。七八品を斷ずる點に於て、不還向も一間と同じきも、一間は三緣を具せざるべからざるに、不還向は緣のいかんを問はず、ただ斷惑に約す。

【一九】先きに三四と七八云云。凡位にて欲の三四品又は七八品を斷じて第十六心にて得果するも、苟も勝果道を起さざる限り、之を家家とも一間とも言はず、勝果道を起すに至りて成根の條件を具備するを以て、家家一間と稱せらるとなり。即ちこは單に三四若くは七八を斷ずるは家家又は一間の條件にあらざることを注意したる文なりとす。

【二〇】或は二云云。超越證の人は異生の位に貪瞋の二、後の見道にて身見・戒禁取・疑の三結を斷じ、又、次第證の人は前の見道にて三結を全斷し、後の修道にて貪・

瞋癡とも曰ふ。唯下品の貪瞋癡をのみ餘すが故なり。

第四節 不還果[一二]

第一項 不還果一般

已に一來の向と果との差別を辯じつ。次に不還向・果を建立す[一三]べし。

頌に曰はく、

(36)七或は八品を斷じて一生するを一間と名づく。此れ即ち第三の向なり九を斷ずるは不還果なり。

不還向特に一間一間たるの三條件

論じて曰はく、即ち一來の者の進みて餘の惑を斷ずるに、若し三緣を具するときは轉じて一間[一四](ekavicika)と名づく、一には斷惑に由る。欲の修斷の七・八品を斷ずるが故に。二には根を成ずるに由る。能く彼れを治する無漏根を得するが故に。三には受生に由る。更に欲有の餘の一生を受くるが故なり。

頌の釋明

頌の中には、但だ、初と後との二緣をのみ說きて、根を成ずること說かざるの義は、前に釋するが如し。

第九品の惑の得果を障ふる理由

如何にして一品の惑は不還果を得することを障ふるやといふに、彼れ若し斷ずれば、便ち界を越ゆるに由るが故なり。[一五]前に「三時の業は極めて障をなす」と說きしが、應に知るべし、煩惱も亦た、業と同じきことを。[一六]彼の等流と異熟との地を越ゆるが

て必ず第六品の惑を斷じ、直ちに次の一來果の聖位に至るが故に五品斷の家家といふものを認めず。第六品の惑は五品斷の聖者を障へて得果せしめざる力無ければなり。一來果となるとも欲界を越ゆるに非ざるが故なり。

然るに一惑にして能く得果を障ふるものあり。そは、欲の修惑の最後の一品の惑が不還果になるを障ふるをいふ。即ち七八品を斷じて、一二品を殘すものを一間といふことと次下の如し。

【九】 天家家。欲界の天趣の中に於て二生又は三生して、次に涅槃に入る。その二生三生を受くるには同一天處に於てするもあり、又は六欲天中にて、その度に天處を易ゆることも有り。(二處に二生三生し、三處に三生するの如し)。

【一〇】 人家家。上に准じて知るべし。

【一一】 此れを過ぎてとは、この一往來を過ぎてなり。

【一二】 此の中、一間に就きては、婆沙卷五三—五四(毘曇部九、二三七頁以下)、其の他不還に關しては、特に婆沙卷一七四—一七五(毘曇部十六、初)を、舊譯は、卷一七、二七六頁上、正理卷六四の後半より六五、光記二四、三五九頁下以下を參照すべし。

【一三】 不還云云。第三果として不還果を明す段なり。この不還果は欲界を超越するの聖位なるを以て、四果中に於ても極めて重要の意義を有するものなり。從つて經中に之に關して種種の說明ある關係上、本論に於ける說明も可なりに複雜にて、數項に分る。この項は言はば不還果一般論ともいふべきものなり。

(36) kṣiṇasaptāṣṭadoṣāṃśa ekajanmaikavicikaḥ
[pratipannakas tṛtīye

斷五品の家家なき所以

[7]然るに、復た應に三に生を說くべきは、增進すること有るを以て、所受の生に於いて、或は少く、或は無く、或は此れに過ぐることあるが故なり。

何に緣りて此れに五品を斷ずる者は無きや。

[8]第五を斷ずれば、必ず第六を斷ずるを以てなり。一品の惑が能く得果を障ふること、猶ほし一間に如くものは非ず。未だ界を越えざるが故なり。

種種の家家

應に知るべし。總じて二種の家家有り。

天家家

一には[9]天家家なり。謂はく、欲の天趣に、三・二家に生じて圓寂を證するものなり。或は二〔天處に三・二家に生じ」或は三〔天處に三家に生ずること」あるなり。

人家家

二には、[10]人家家なり。謂はく、人趣に於いて三・二家に生じて圓寂を證するものなり。或は一洲處に或は二〔洲處に三・二家に生じ」、或は三〔洲處に三家に生ずること」あるなり。

一來向

即ち預流の者の進みて欲界の一品の修惑乃至五品のを斷ずるを、應に知るべし轉じて一來果向(sakṛdāgāmiphala-pratipannaka)と名づくることを。

一來果の聖者

若し第六を斷ずれば、一來果を成ず。彼れは天上に往き、一たび人間に來りて般涅槃するを以て、一來果と名づく。[11]此れを過ぎて以後は、更に生無きが故なり。此れを或は名づけて薄貪

薄貪瞋癡

不還向		下上	
		下中	(一生)
不還果		下下	

倘、欲修惑の一品・二品・五品を斷ずる中間に於ては、死生すること無きが故に、上上の一品斷の五生家々、上上、上中の二品斷の四生家家前五品斷の一生半家家の如きは立てざるなり。

(倘ほ次の不還果の條にもこの表を參照せよ)

【四】 欲の修斷云云。此三品四品を斷ずる者に二類あり。一は異生位に三品四品を斷じて見道に入れるものと、二には預流果に住して後に進んで三品四品を斷ずるものとなり。

【五】 根を成ず云云。異生位に三・四品を斷ぜる者が初果に住し、未だ勝果道を起さずんば、初緣ありと雖も此を斷ずる無漏根を成ぜざるが故に此の第二緣を闕くなり。

【六】 初後の緣とは、三緣中、頌の三四品を斷ずといへるは第一緣を擧げたるもの、三二生なるはといへるは、第三緣を擧げたるものなれど、第二の根を成ずるの義を說かざるをいふ。

【七】 然るに復た三二生云云。第二緣を說かざるは義准ずるによると言はば、第三緣たる三二生も亦第一緣より義准じ得るにあらずやとの難を豫想しての辯解なり。頌の三四品を斷じたりとて必ずしも三生二生を受くべきものとなるとのみは限らず、三品四品を斷じ終りて更に增進したる結果として、或は一來に到ることもあるべく(少く)、或は現般涅槃して全く受生せざることもあるべく(無く)、或は不還の聖者となり上流般者なりて四生を受くることも(過ぐる)あるべきが故なりと。

【八】 第五を云云。第五品の惑を斷ずれば此の生に於

卷の第二十四〔分別賢聖品第六の三〕

本論第六　賢聖品第三

第三節　一來果

已に果に住して未だ修惑を斷ぜざるを名づけて預流の生極七返と爲すことを辯ぜり。今、次に、應に斷位の衆聖を辯ずべし。且らく應に一來向・果を建立すべし。

頌に曰はく、[二]

(34b)欲の三四品を斷じて、　三二生なるは家家なり。

(35)斷ずること五に至るは二向なり。　六を斷ずれば一來果なり。

一來向特に、家家の聖者

家家の聖者の三條件

論じて曰はく、[三]即ち預流の者が、進みて修惑を斷ずるに、若し三緣を具するをば、轉じて家家(kulaṃkula)と名づく。一には斷惑に由る。[四]欲の修斷の三四品を斷ずるが故に。二には根[五]を成ずるに由る。能く彼れを治する無漏根を得するが故に。三には受生に由る。更に欲有の三・二生を受くるが故なり。

頌說の釋明

頌の中に、但だ[六]初と後との緣をのみ說くは、預流果の後に進みて惑を斷ずることを說くを以て、能く彼を治する諸の無漏根を成ずることは義准じて已に成ぜり。故に具さに說かざるのみ。

【一】婆沙にては特に、卷五三（毘曇部九、二三七頁以下）舊譯卷一七、二七五頁下、正理卷第六四、光記二四、初以下參照。

【二】頌に云云。初の二句は家家を明し後の二句は一來向果を明したるものなり。

(34b) [prakāratricaturmukto]
dvitrijanmā kulaṃkulaḥ,
(35) yāvat pañcaprakāraghno
dvitīye pratipannakaḥ
[kṣiṇaṣaṣṭhaprakāraś
tu sakṛdāgāmy asau bhavet].

舊譯―若滅二三四品一、　二三生家家、
已滅至二五品一、　是向二第二果一、
已滅二第六品一、　則成二斯陀含一。

【三】即ち預流の者の云云。一來果は、欲界九品の修惑の（七生を潤ふすものの中、）ただ一生を潤すだけ即ち後三品(下上・下中・下下品)の惑を除いて、他の全部即ち前六品を斷ずることによりて得らるる果なり。然どもこの六品は必ずしも現在の一生に於て斷ぜらるるものにあらずして、時に前三品を斷じ、時に前四品を斷じて死するものあり。然る時は前三品を斷じたるものは、已に四生を潤すだけの惑を斷じたる譯なれば、殘るは三生だけとなるべく、前四品を斷じたるものは、五生だけの惑を斷じて殘るは二生だけとなるべし。これ即ち家家と稱せらるる聖者にして、言はば預流果と一來果の中間に位するものとす。試みに之を圖表せん。

欲の修惑斷の九品

一來向―上上（二生）、上中（一生）、上下（一生）、中上（一生）、中中
　上上・上中―三生家家
　上下・中上―二生家家
一來果―中下・中中―（一生）

の生長の業の與果に違するが故に、[一九四]強盛の善根は彼の身を鎭するが故に、[一九五]加行と意樂とが、倶に淸淨なるが故なり。[一九六]諸有の決定の墮惡趣の業は尙ほ忍〔位にすら〕起らず。況んや預流を得するに於てをや。故に有る頌に言はく、

引證

[一九七]愚の作る罪は小なりとも、亦た、惡に墮ち、
智の爲くる罪は大なりとも、亦た、苦を脫す。
團鐵は小なりとも亦た、水に沈み。
鉢に爲る鐵は大なりとも、亦た、能く浮ぶが如しと。

苦の邊際としての預流果

〔問ふ〕[一九八]經に、「預流は苦の邊際を作す」と說く。何なる義に依りて苦の邊際の名を立つるや。
〔答ふ〕[一九九]此の生に齊りて後には更に苦無きに依る。是れは後の苦をして相續せしめざる義なり。或は苦の邊際とは所謂涅槃なり。
〔問ふ〕[二〇〇]如何にして涅槃は是れ所作なるべきや。〔答ふ〕[二〇一]彼の得の障を除くが故に「作す」との言を說く。空を作すと言ふことは、謂はく、臺觀を毀つことなるが如し。

餘の位の不定

[二〇二]餘の位にも亦た、極七返生有れども、決定するに非ず。是の故に說かざるなり。

---

pātrīkṛtam mahad
api plavate tad eva //
舊譯—愚作ニ小罪ー生ニ惡道ニ、　智作ニ大罪ー離ニ惡道ニ、
如ニ小圓鐵心沈レ水、　大鐵成レ鉢別得レ浮。

【一九八】經は、上の雜阿含卷第三十四(前揭)第九四七經參照。

【一九九】此の生に云云。唯此の生限り苦を受けて、未來には苦を受けざるの義。

【二〇〇】如何にして云云。上の經に、「苦の邊際を作す」といふ。然るに涅槃は擇滅無爲の法なり。何故に作すと云ふやとなり。

【二〇一】彼の得云云。涅槃の得を障ふる煩惱を除く義によりて作すといふ。恰も無間に空を作すといふは、空そのものを作る謂に非ずして、臺觀を除却する意なるが如し。

【二〇二】餘の位とは、非聖位なり。非聖位卽ち凡夫にも、極七返生にて般涅槃するものあるも、決定するに非ず。故にとかずと。

彼は人・天の中に於て各七生を受くるものにして、合して七を受くるに非ざることを證するや。

有部答ふ

契經に、「天の七、及び人」と說くを以てなり。[一八五] 飲光部の經には、分明に別に「人・天の處に於いて各七生を受く」と說く。是れに由りて此の中、固く執すべからず。

第八有を受けざる理由

若し人趣に於いて預流果を得せば、彼れは人趣に還りて般涅槃を得し、天趣に於いて得するものは還りて天趣に於いてす。

〔問ふ〕何に緣りて彼れは第八の有を受くること無きや。〔答ふ〕[一八六] 相續の此れに齊りて必ず成熟するが故なり。聖道の種類は、法〔爾〕として是の如くなるべし。七步蛇と第四日瘧との如し。又、彼れには餘の七結の在ること有るが故に。「七生を受くるなり」。謂はく、[一八七] 二の下分と、之の上分との結なり。

第七生の滿時の聖者

[一八八] 中間に聖道の現前すること有りと雖も、餘の業力の持することあるを以て、圓寂を證せざるなり。

第七有に至りて、[一八九] 佛法無き時に逢へば、彼れは居家に在りて阿羅漢果を得す。既に得果し已れば必ず家に住せず。法爾として自ら苾芻の形相を得す。

異說

有るは言はく、「彼れは[一九〇] 餘道に住して出家す」と。

預流果を無退墮法と名くる所以

〔問ふ〕[一九一] 云何にして、彼れを無退墮法 (avinipātadharman) と名づくるや。〔答ふ〕[一九二] 退墮の業を生長せさるを以ての故に、[一九三] 彼

故に、七結ありと言ふなり。

【一八八】中間云云。此の七生は、中途に無漏道の現前することと有りとも、業力がその人を持して涅槃に入らしめず、是非とも七生を受けしむることとあればなり。

【一八九】佛法無き時とは、佛敎の流通せざる時なり、此の時には出家の儀式無く、在家の儘にて阿羅漢果を得す。而も得果せば法爾自然に內道の比丘の形相を成ずとなり、

【一九〇】餘道とは、外道のこと。佛法無きが故に外道に歸依して出家し外道の形相をなすとの說なり。

【一九一】無退墮法とは、三惡趣に退墮せざる性質の謂にして、預流果の者に名く。雜阿含卷第三十四、第九四七經(大正二、二四二頁上、中)、參照。

【一九二】今此の問意は、預流には倘、不善の修惑を起すことあるに、何が故に彼を無退墮法と名くるやとなり。

【一九三】退墮の業云云とは、新たに惡趣を引く業を造らざること、次の彼の生長云云とは、先に造りし惡趣を招く不定業は與果すること能はずとなり。

【一九四】强盛の善根云云。强盛の無漏の善が其の身を鎭めて惡事を起さしめざる事。

【一九五】加行云云。身語の加行も意業も共に淸淨にして惡に感染せられず。

【一九六】諸有の決定云云。決定して惡趣に墮する如き所謂定業は、忍位に於ても起さず。況んや、第十六心の住預流果の位に至りて起さんやとの意。

【一九七】 kṛtvābudho 'lpam api
pāpaṃ adhaḥ prayāti
kṛtvā budho mahad api
prajahā y anartham /
lohaṃ jale 'lpam api
majjati piṇḍarūpam

す。一來と不還とは、定んで初めに得するには非ざるに、此は定んで初めに得するが故に預流と名づくるなり。

預流果を第八預流向に目けざる所以

〔問ふ〕何に緣りて此の名を第八に目けざるや。〔答ふ〕[一七五]要ず道類智を得する時に至りて具さに向と果との無漏道を得するが故に、具さに見と修との無漏道を得するが故に、現觀の流に於いて遍く至得するを以ての故に、預流の者と名づく。第八は然らず、故に預流の名は第八には目けず。

極七返生の別釋

[一七六]彼れは此れより後に別に人中に於いて極多なるは、七の中有と生有とを[一七七]結し、天中にも亦た然るをもつて、總じて二十八あるなり。皆七にして等しきが故に、極七生と說く。[一七八]七處善及び七葉樹の如し。——毘婆沙師の所說は是の如し。

問　[一七九]若し爾らば、何の故に、[一八〇]契經の中には、「見〔道〕圓滿者にして、更に、第八有を受くること有る可き義は〔その處も無く容も無し〕」と言へるや。

有部答ふ　此の契經の意は、一の趣に約して說く。[一八一]若し言の如くに執せば、中有も無かるべけん。

難　[一八二]若し爾らば、上流の有頂を極る者にも、亦た一趣に第八生無かるべし。

有部答ふ　[一八三]欲界に依りて說くが故に此の過無きなり。

難徵　[一八四]此れは何を證と爲すや。教と爲んや、理と爲んや。何を以て

二四頁上）を見よ。問意は、經には第八有を受くることは處り無しといふ。若し人天各七有ならば唯十四有を受く。第八有のみに止まらざるに非ずやと。

【一八一】若し言の如く云云。此の經の意は唯人又は天の一趣のみに約して言へるに過ぎず。從つて二趣に約して言はば十四有を受くること無きに非ざるなり。加之、單に經の表面の意のみ取りて、言辭に執著せば所謂中有の如きも撥無して、經は生有の七生をのみ認むるものと解せざるべからざるべし。

【一八二】若し爾らば云云。若し一趣に約して第八有を受けずといふが經の意なりと曰はば、上流の阿那含が色界の生を徧く受け、更に無色界に生じて後に有頂に入り、遂に涅槃に入るが如きは天趣に於ける生の數は唯に八、十にして止まらず。之れは而も見道圓滿の聖者なり。之れを奈何せんとするか。

【一八三】欲界云云。第八有を受けずといふは、欲界の一趣に局りて云ふとの意。

【一八四】此れは云云。有部の人天各受七有の說の根據云何といふ意。

【一八五】經とは、別譯雜阿含卷八（大正二、四三四頁中）に「如來記、彼得須陀洹、於人天中、七生七死、得盡苦際」の文あるも、別譯雜阿が果して、飲光部の所傳と斷ずべきや否や、倘研究を要す。

【一八六】相續云云。依身た、相續身が第七生に至りて必ず聖道を成就し、法として能く惑を斷じ盡すが故に、第八生を受くる要無し。恰も一類の毒蛇に嚙まるるときは第七步目には必ず死するが如く、又一類の瘧は第四日目には必ず發するが如し。

【一八七】二の下分云云とは、下分結中、身見・戒禁取・疑の三結は、見道にて全斷するも、他の貪結と恚結との二の修惑なるものあると、五上分結の全體とがあるが

預流卽ち極七返有の聖者

頌に曰はく、

(34)α[一七一]未だ修斷の失を斷ぜず、果に住するは極七返なり。

論じて曰はく、諸の住果の者の一切地に於ける修所斷の失を都べて未だ斷ぜざる時を、名づけて預流となす。[一七二]生ずること、極にして七返なり。

極七返生の意釋

「七返」の言は、七たび生に往返することを顯はす。是れ人と天との中に各々七生するの義なり。

「極」の言は、受生の最も多きを顯はさんが爲めなり。諸の預流は皆七返を受くるには非ざるが故なり。[一七三]契經に「極七返生」と說くは、是れ彼の最も多きは七返生ずるの義なり。

預流の釋名

諸の無漏の道を總じて名づけて流と爲す。此〔の無漏〕を因と爲して涅槃に趣くに由るが故なり。

「預」の言は、最初に至得することを顯はさんが爲めなり。〔而して〕彼れが〔無漏法の〕流に預るが故に說いて預流と名づく。

〔問ふ〕此の預流の名は何の義に因ると爲すや。[一七四]若し、初めて道を得るを名づけて預流と爲さば、則ち預流の名は第八に目くべし。若し初めて果を得るを名づけて預流と爲さば、則ち倍離欲と全離欲との者の道類智に至るをも、應に預流と名づくべし。〔答ふ〕此の預流の名は初の得果に目く。然るに、遍く一切の果を得する者の初めに得する所の果に依りて、此の名を建立

【一七五】要ず云云。道類智の位を預流果と名づくるは三緣に依る、卽ち、三緣とは、(一)向道・果道の無漏を得すること、(二)具さに見道・修道の無漏を得すること、(三)現觀の四諦十六心にて無漏道を得すること。是れなり。而るに第八の預流向の位は、未だ此の三義無し、故に預流と名けざるなり。

【一七六】彼れは云云。預流果の聖者が此の預流果を得して後には人の中にて極多なるものは、中有七、生有七を受け、天の中にも亦同樣なり。故に人・天の生中の二有を合して、二十八有を受くるも、(此の生の外に)第二十九有は受けず。中有・生有人天各七にして等しきが故に七生と名く。恰も五蘊を各七種づつに觀ずるが故に五七、三十五なれども、七の數の等しきにより て七處善と名け、七葉樹は葉の數は甚多なれども、一枚に於ては必ず七葉なるが故に七葉樹と名づくるが如しとなり。

【一七七】「結し」とは、結の續くこと不斷の義なり、或は、結は煩惱の謂ひにして、この結によりて七生を受くる義なり。

【一七八】七處善(sapta-sthāna-kuśala)とは、苦、集、滅、道、愛味、過患、出離の七見地より五蘊を觀ずること。七處善に就きての詳細は、婆沙卷一〇八、毘曇部十二、二〇二頁參照。

【一七九】若し爾らば云云。光師は或は彌沙塞部(Mahīśāsaka)卽ち化地部の間と釋す。斯部に於ては、上の所謂七生を人七天七等とせず、人天を合して七なる意とし、その中に立ち入りて見れば有時には人四・天三の時有り、又は人三・天四の時も有りと說くが故なり。(但し化地部には中有を立てず。)

【一八〇】契經。中阿含卷第四十七、多界經(大正一、七

惑障と對治との關係

上の下と、上の中と、上の上との品なり。

應に知るべし、此の中に、下下品の道の勢力は能く上上品の障を斷ず。是の如く、乃至上上品の道の勢力は能く下下品の障を斷ず、上上品等の諸の能治の德は、初めには、未だ有らざるが故に、此の德有る時は、上上品等の失は已に無きが故なり。衣を浣ふ位に、麁垢は先づ除き、後後の時に於いて、漸く細垢を除くが如く、又、麁闇は小明に能く滅し、要ず大明を以て方に細闇を滅するが如く、失と德との相對する理も亦た、然るべし。[一六七]白法は力强くして、黑法は力劣なるが故に、刹那の頃に劣道現行して無始時來、展轉增益する上品の諸惑を能く頓に斷ぜしむ。久時を經て集る所の衆病も少の良藥を服するに能く頓に愈えしむるが如く、又、長時に集る所の大闇も一刹那の頃の小燈に能く滅するが如し。

[一六八]第二節　預流果

已に失と德との差別の九品を辯じつ。[一六九]次に、彼れに依りて聖者の別を立つべし。

修惑未斷位の住果の聖者

[一七〇]且らく、諸の有學の修道の位の中に於いて、總じて亦た名づけて信解・見至と爲す。〔而も〕位に隨つて復た多種の差別有り。先づ、應に都べて未斷の者を建立すべし。

多寡に從ひて聖者は又種種差別す。その中、欲界の修惑を未だ一品も斷ぜずして見道に入り、第十六心卽ち修道の初位によりて果に住するものを預流と稱し、之を亦、極七返生の聖者とも名く。今先其の義を辯ずべしとの意なり。

【一七一】(34a)〔akṣiṇabhāvanāheyaḥ phalasthaḥ saptakṛtparaḥ〕.

舊譯—未ㇾ滅ニ修惑品一、　住ㇾ果七生竟。

【一七二】生ずること極にして七返とは、欲界九品の修惑は七生を潤ずる力あり。卽ち上上品の惑は二生を潤し、上中、上下、中上の三品は各一生づつを潤す力あり、中中、中下の二品は合して一生を潤し、最後に下の上・中・下は三品合して一生を潤し、總じて七生となるなり。欲の修惑の一品をも斷ぜざる預流果が、最高限度として七往來するは、此の原則に基くものとす。

【一七三】契經とは、中阿含卷第一、水喩經中の第四水喩人として須陀洹を說ける中に、「極受ニ七有一天上人間七往來已、便得苦際」の文あり(大正一、四二四頁下)參照。倘中阿含卷三十六、問德經(大正一、六五九頁上)にもあり。

極七返生は又極七返有(saptakṛtva-bhava-parama)なり。

【一七四】若し初めて無漏道を得るを、名けて預流と爲すと云はば、見道の初念より初めて無漏の聖道を得るが故に、此の預流向の位に名くべし。(第八とは四向四向を阿羅漢果より逆に數ふるとき、預流向は第八に當る)。又若し初めて果を得るに約して名くとせば、欲界六品道の修惑を斷じて道類智の位に一來果を得せるものも、又九品の修惑を全斷せるものが道類智の位にて初めて不還果を得するも、共に亦初めて得果するものなれば、預流果と名く可しとの意。

成ずとは說く可からざればなり。

第五章　修道(有學道)

[一六二]第一節　修惑と治道との數

修惑八十一品と能對治道

是の如く已に[一六三]先具と倍離と及び全離欲とにして見諦に入る者の、十六心の位に依りて、衆聖の別を立てたり。當に修惑に約して漸次に能對治道を生ずる分位の差別を辯ずべし。

[一六四]頌に曰はく、

(33)地地の失と德とに九あり。　下・中・上に各三あればなり。

失と德との意義

論じて曰はく、失とは、過失を謂ふ。卽ち所治の障なり。德とは、功德を謂ふ。卽ち能治の道なり。

所斷の障と對治道との各九品

[一六五]先に已に欲の修斷の惑の九品の差別を辯ずるが如く、是の如く、上地乃至有頂も、例して亦た、爾るべし。[一六六]所斷の障が一一の地の中に各々、九品有るが如く、諸の能治の道も無間と解脫とに、九品有ること亦た、然るなり。

失と德を各九品の分ち方

失と德とは如何にして各々、九品に分つやといふに、謂はく、根本の品に下・中・上有り。此の三に各々下・中・上の別を分つ。此れに由りて失と德とは、各々、九品を分つなり。謂はく、下の下と、下の中と、下の上と、中の下と、中の中と、中の上と、

【一六二】舊譯卷一七、二七五頁上、正理卷第六四、光記二三、三五四頁下以下、婆沙は隨所に散見す參照。

【一六三】先具と倍離と全離欲。先具とは、所謂具縛にして、特に、見道に入る前に、欲界修惑の一品をも斷ぜざるもの卽ち、欲の修惑の全體を具する者をいひ、倍離欲とは欲界修惑の九品中の一部分(六、七、八品)を斷じたるをいひ、全離欲とはその九品全體を斷じたるをいふ。

【一六四】頌云云。頌文は修惑とその能對治道との品數を擧げしものなり。

(33)　navaprakārā doṣā hi
　　bhūmau bhūmau, tathā guṇāḥ,
　　mṛdumadhyādhimātrāṇām
　　[mṛdu]mṛdvādibhedataḥ].

舊譯—諸失有二九品、　地地德亦爾、
　　軟中上三品、　更軟等差別。

【一六五】先にとは、隨信、の隨法行者を明す處を指す。卽ち三界九地に總じて八十一品の修惑ありとなり。

【一六六】所斷の障云云。修惑に各地に各〻九品あるが如く、之を治する無間道も解脫道も各〻九品あり、從つて九地各〻九品にて、總じて八十一となる。

【一六七】白法とは、對治道に喩へ、黑法とは諸の惑に喩ふ。

【一六八】預流果に就きては、婆沙は特に、卷四六(毘曇部九、九四頁以下)、舊譯卷一七、二七五頁上、正理卷第六四、光記二三、三五四頁下以下參照。

【一六九】次に彼れに依りて云云。九品が惑斷によりて聖者の別を立つる意。

【一七〇】且らく云云。諸の有學の修道位の聖者を總じて名くるときは根の利・鈍によりて信解・見至と名く。然るに之を細別して說かば、その九品の惑を斷ずる數の

利根の者の先に隨法行と名づくるは今は見至と名づくるなり。此の二の聖者は、信と慧との互ひに增すが故に・信解・見至の名の別を標す。

第三項　住果が向に非ざる所以及び勝果道の引生に就きて

住果が向に非ざる所以

何に緣りて先に欲界の修惑の一より五に至るまでを斷ずる〔一五八〕等を第十六の道類智の心に至りて、但だ說きて名づけて預流果等と爲して、後果の向には非ざるや。〔一五九〕頌に曰はく、

(32)諸の得果の位の中には、　未だ勝果道を得せず。
故に未だ勝道を起さざるをもつて、　住果と名づけ向には非ず。

論じて曰はく、〔一六〇〕諸の得果の時は、勝果道に於いて必定して未だ得せざるが故なり。果に住するとき乃至未だ勝果道を起さざる時は、但だ住果とのみ名づけて、後の向とは名づけざるなり。

現生に勝果道を起すもの

然れども、諸の先に欲界の修惑の一より五に至る等を斷じて得果するに至る時は、此の生に必定して勝果道を起す。〔一六一〕此に由りて、先に三靜慮の染を離れて後に下地に依りて見道に入る者は、彼れ得果し已りて、現生の中に於いて、必ず能く後の勝果道を引生す。若し此に異らば、聖は上地に生じて定んで樂根

名けざる所以を明にすると共に、廣く、住果の者を向と名けざる所以をも推知せしむるにあり。頌意を要するに、此の位は一時の安住位にして上に向ふ精進位にあらずといふにあり。

(32) [phalāptaḥ phalaviśiṣṭaṃ mārgaṃ na labhate yataḥ]
aprayukto viśeṣāya phalastho 'pratipannakaḥ.

舊譯—得果果勝道、　由レ不能レ得故、
未レ修ニ行勝道一、　故住レ果非レ向。

【一六〇】諸の得果云云。第十六心位に初果等を得せる位には、果此の果を得したるのみにして未だ其の果より勝れたる道起らず。此の故に唯今の得果にのみ約して住果と名け、向とは名けずとの意。勝果道とは向道の義にして、前の果道に勝れる道といふ義なり。或は後果を勝と名け、彼に趣く道にあるを勝果道と名く。

【一六一】此れに由りて云云。例示なり。先きに凡位にありて下三靜慮の染を離れたるものは已に有漏の樂根を斷ず。此人が後に第二定・初定・未至定等の下地に依りて見道に入りて第十六心位に得果(不還果を)し、そのまま向道を起さずして死して第四靜慮に生じたりとすれば彼は樂根を成ぜざることとなるべし。何んとなれば已に有漏の樂根を斷じ、四禪以上の捨地に生れたりとすれば、樂根を成ずべき理由なければなり。而も發智論第六、大正二六、九四七頁上には「上地に生ずる聖者は定んで樂根を成就す」といへる所以は、定んで勝果道を起して、無漏の樂根を修することを豫想しての言に外ならずとなり。(婆沙卷九〇、毘曇部十一、一七二頁參照)

はく、[153]不還果(anāgāmin)なり。〔第三果といふ第三の〕數は前に准じて釋せよ。

第二項　第十六心位修道の初位と聖者の別

聖諦現觀第十六心位の聖者の別

次に、修道の道類智の時に依りて衆聖を建立するに差別有り。[154]頌に曰はく、

(31)第十六心に至りて、　隨ひて三向の果に住するを、
信解・見至と名づく。　亦た、鈍と利との別なるに由る。

住果の意義

論じて曰はく、卽ち前の隨信と隨法との行者のが、第十六の道類智の心に至るを、名づけて果に住すと爲し、復た向とは名づけず。

三向の住果

隨つて前の三向は今は、三果に住す。謂はく、前の預流向は今は預流果に住し、前の一來向は、今は一來果に住し、不還向は今は不還果に住するなり。

[155]阿羅漢果は必ず初めて得すること無し。見道には修惑を斷ずべきこと無きが故に、世道にて有頂を離るべきこと無きが故なり。

信解と見至との名

住果の位に至りて二名を捨得す。謂はく、復た隨信・法行とは名づけず。轉じて、[156]信解(śraddhādhimukta)・[157]見至(dṛṣṭi-prāpta)の二名を得す。此れも亦た、根の鈍・利の差別に由る。諸の鈍根の者の先に隨信行と名づくるは今は信解と名づけ、諸の

故なり。

【一四九】預流果とは、須陀洹とも譯ず。聖道の流に預れる位なるを以て、その名を得たり。

【一五〇】第二果向。之に三人あり、欲修の第六品を斷じたるもの乃至第八品を斷じたるものとなり。

【一五一】一來果とは、斯陀含とも譯ず天上に生れ、一度欲界に歸り來りて、涅槃するが故に此の名を得。

【一五二】第三果向。六十四人あり、欲修の九品を斷じたるものを一人として、上七地の各〻九品の惑を斷ずる者に六十三人あればなり。

【一五三】不還果は、阿那含とも音譯す。この世に沒して天上界に於て解脱する者をいふ。

【一五四】(31)〔pratipannako yo yatra phalasthas tatra ṣoḍaśe
śraddhādhimuktadṛṣṭyāptau
mṛdutīkṣṇendriyau tadā.〕

舊譯—十六二住果、　隨所向三人、
是時信樂得、　見至軟利根。

【一五五】阿羅漢果は直接に初めて得すること無く、必ず不還果を得して後、有頂の修惑を斷じ、その上にて阿羅漢を得。

【一五六】信解とは、前の隨信行位の信が、此の位に至りて增上し、初めて無漏の勝解の開くるによつてかく名づく。

【一五七】見至とは、見に至るの意。此の位には又慧增上して、正見の慧の顯現するが故に名づく。

【一五八】等とは、欲の前六・七・八品斷乃至無所有所の第九品斷を等取し、從つて次の預流果等の等は、一來果、不還果を等取す。

【一五九】頌に曰く。凡位斷惑者について、第十六心の道類智に至れる時、之を果位と名けて上果の向(豫備)と

以て其の性と成すに由るが故に、隨信行の者と名づく。[一四五] 彼は先に他を信じて [一四六] 義に隨ひ行ずるが故なり。

隨法行

此れに准じて應に隨法行の者をも釋すべし。彼れ [一四七] 先時に於いて自ら契經等の法を披閲するに由りて、義に隨ひ行ずるが故なり。

特に、此の二聖者の三別

即ち二の聖者は、修惑の具と斷に殊なり有るとに由りて、立てて三の向と爲す。

具縛

[一四八] 謂はく、彼の二聖にして、若し先時に於いて未だ世道を以て修斷の惑を斷ぜざるものならば、名づけて具縛と爲す。

初果向

或は先に已に欲界の一品乃至五品を斷じて此の位に至るものならば、初果向と名づく、初果に趣くが故なり。初果と言ふは、謂はく、[一四九] 預流果(srotāpanna)なり。此れは一切の沙門果の中に於いて必ず初めて得するが故なり。

第二果向

若し先に已に欲界の六品或は七・八品を斷じて此の位の中に至るものならば、[一五〇] 第二果向と名づく、第二果に趣くが故なり。第二果とは、謂はく、[一五一] 一來果(sakṛdāgāmin)なり。徧く果を得する中、此は第二なるが故なり。

第三果向

若し先に已に欲界の九品を離れ、或は先に已に初定の一品を斷じ乃至具さに無所有處を離れて此の位の中に至るものならば [一五二] 第三果向と名づく、第三果に趣くが故なり。第三果とは、謂

〔ahīnabhāvanāheyau
phalādyapratipannakau〕
(30) yāvat pañcaprakāraghnau.
dvitīye 'rvāg navakṣayāt,
kāmād viraktāv ūrdhvaṃ
vā tṛtīye pratipannakau.

舊譯—鈍利根二人、　於レ中信法行、
若已滅ニ修惑一、　於ニ初果道一向、
乃至滅ニ五品一、　向レ二滅レ九前。
離欲欲色界、　則向第三果、

因みに、此の舊譯の頌位法相上、正しからず。

【一四三】 隨信行は舊譯に信隨行とし隨法行は舊譯に法隨行とす。

【一四四】 見位に信を以て標名となす所以は、彼が異生位中他を信じ隨行せしの義に由るが故に、加行位より名を立て、見位に法を以て標名とするも、同じく加行位に契經等の法を披閲して隨行せしの義により立てしなり彼は隨信の行を有するが故に、隨信行者と名くるは、信行の成就に約して釋名せしなり。

【一四五】 彼は先に云云。異生位に於て、他の敎を受け、誘導を蒙つて、信じ其の義に隨ひ行ずるの義によつてそが慣習性となれるを隨信行と名づくとの意。此は習修習性に從つて釋名せしなり。

【一四六】 義に隨ひ云云。苦等の諦を見るが故なり。

【一四七】 先時とは、異生の位。契經等の等は十二部經の他の十一部を等取するなり。

【一四八】 謂はく云云。隨信・隨法二聖者の中、異生位に於て欲界の修惑の九品中、其一をも斷ぜざるもの(具縛の聖者)と、初一品を斷ぜるものと乃至前五品を斷ぜるものとの合計六人が見道に入るとき初果向と名く。此の六人は第十六心に至りて初果(預流果)を得するが

するなり。

〔一四〇〕第四節　聖諦現觀と聖者の區別

已に見・修二道の生ずる異りを説けり。〔一四一〕當に此の道の分位の差別に依りて、衆聖の補特伽羅を建立すべし。

第一項　見道位と聖者の別

且らく、見道の十五心の位に依りて衆聖を建立する差別有りとは、

〔一四二〕頌に曰はく、

(29)(30)隨信・法行と名づくるは、　根の鈍・利の別に由る。
修惑を具すると、一を斷ずるより　五に至るまでとは、
初果に向たり。
次の三を斷ずるは　二に向たり、　八地を離るるは三に向たり。

隨信行と隨法行(前二句)

論じて曰はく、見道の位の中、聖者に二有り。一には〔一四三〕隨信行(śraddhānusārin)、二には〔一四四〕隨法行(dharmānusārin)なり。根の鈍利に由りて、別ちて二の名を立つるなり。諸の鈍根を隨信行の者と名づけ、諸の利根を隨法行の者と名づく。

隨信行

信に由りて隨ひ行ずるを隨信行と名づく。彼れは隨信の行を有するをもつて隨信行者と名づく。或は此の隨信行を慣習して

而もこは難とならず。道類智の退なきは、不退の見斷を任持するものなるが爲めにして、つまり見道所斷の擇滅のつまり不退の上に立ち居るが故に、退すべきやうなきが爲に外ならずと。

【一三六】即ち此れに由るが故に云云。見斷を任持すること、聽て見道の特徵ならずやとの敵の難なり。

【一三七】太過の失あるが故云云。見斷の擇滅を任持するが故に見道なりと言はば、後の一來果等も亦之を任持するが故に見道なりと言はざるべからざるの不都合を來たさんとなり。

【一三八】何に緣りて云云。重見を以て修道の一特徵とするならば、苦法智乃至滅類智に至る七智も亦、それぞれ前の忍の見たるものを重見するが故に、修道の攝にあらずやとの問なり。

【一三九】諸の諦理云云。七智の間は未だ上下の八諦を見盡す能はざるが故に、未だ究竟に非ざるが故に見道の攝となすなり。

【一四〇】婆沙にては、卷五四(毘曇部九、二四三頁)の如きを參照せよ、舊譯卷一七、二四七頁中、正理卷第六四、光記二三、三五三頁下以下參照。

【一四一】當に此の道云云。この十六心を修行する上に於て、其機根によりて聖者に區別あることを明にしたるものなり。之を二に分つ。第一に前十五心即ち見道位に就て論じ、第二には第十六心位即ち修道初位に就て之を辯ずるなり。

【一四二】頌に曰く。初の二句は見道行者に隨信行者と隨法行者の二類あることを示し。次の二句はこの行者の初果向たるの條件を明し、第五句は二果向たるの條件、第六句は三果向たるの條件を明にしたるものなり。

(29) mṛdutīkṣṇendriyau teṣu śraddhādharmānusāriṇau,

て其の中に、總じて十五刹那有り。皆、見道の所攝なり。未見の諦を見るが故なり。

第十六心是れ修道

第十六の道類智の時に至れば、一の諦理として未だ見ざるを今見ること無し。[一三〇]曾見を習ふが如し。故に修道に攝す。

特に、道類智修道所攝に關する論議

難

[一三一]豈に爾の時道類忍を觀ずるは、見道諦の理において未だ見ざるを今見るにあらずや。

釋

[一三二]此の中には諦に約す。刹那に約せず。一刹那の見ざるものを今見るとも、今、未見の諦理を見るとは名づく可きに非ず。畦稻を刈るに、唯、一科をのみ餘せるを、名づけて此の畦は未だ刈らずと爲す可からざるが如し。

道類智の見道に非ざる四因

又、道類智は是れ果に攝するが故に、[一三三]頓に八智十六行を修するが故に、前の道を捨するが故に、[一三四]相續して起るが故に、餘の修道の如し。〔故に〕見道の攝に非ず。

道類智は不退

[一三五]然るに、道類智は必ず不退なりとは、見道所斷の斷を任持するものなるが故なり。

難

[一三六]卽ち此れに由るが故に、見道の攝なるべし。

論主釋通

此の難は然らず。[一三七]太過の失あるが故なり。

餘の七智の見道攝なる所以

〔問ふ〕[一三八]何に緣りて七智は亦た、見道の攝なりや。

〔答ふ〕[一三九]諸の諦理を見ること未だ究竟せざるが故なり。謂はく、未だ周遍して諸の諦理を見ず。中間に起るが故に亦た見道に攝

---

tatra pañcadaśa kṣaṇāḥ.

舊譯—由見未曾見、　見道十五心。

【一三〇】曾見を習ふとは、道類智は凡べて重見にして、一諦として未曾見のもの無し。しばしば見るが、修道位の特徴なるを以て、この一は修道の中に攝すとなり。

【一三一】豈に云云。第十六心に關して、他はともも角として、道諦の中の前念の道類智忍を第十六心が初めて觀ずるもの故その理によりて見道に攝すべからざるやとなり。

【一三二】此の中には云云。なるほど、其の道理有れども、そは刹那に約する議論なり。然れども、今の議論は一諦全體を所緣として觀ずるに約するが故に、道諦としては重見といふの外無し。從つて第十六心は見道位に攝する能はず。

【一三三】頓に八智云云。見道位にては例せば苦法智現在するときは、唯未來の苦法智をのみ得修して餘の七智を得修せず、又苦諦下の行相の起るときは未來の苦諦下の四行相のみを得修し餘の十二行相を得修せず。乃至道類智忍に於けるも亦然り。然るに今の道類智は此の一刹那の位に道類智のみならず、未來の八智を修し及び道諦の一行相のみならず、四諦の十六行相をみな得修す。これ餘の見道に異る點にして、又修道に攝する所以なり。

前の道云云。道類智を得するときは前十五心の向道を捨す。此の前の向道を捨すること、又餘の修道の如し。

【一三四】相續して起るとは、見道の忍智は何れも唯一刹那なれども、今の道類智は多刹那相續して起る。之れも亦餘の修道の如しとなり。

【一三五】然るに云云。これ伏難を通ずるなり。見道には退なし修道には退ありとは、法相上の定なるに、道類智には退なし。故に修道にあらざるべしとの難あらん。

智は是れ解脱道

智は是れ解脱道なり。已に惑の得を解脱して、離繫得と倶時に起るが故なり。

忍智の次第

二の次第を具する理は定んで然るべし。猶し世間の賊を驅ると戶を閉づるとの如し。

以下、異計を通ず

見道八忍說の破

[一二五]若し第二も唯無間道にして、離繫得と倶時に生ずと謂はば、則ち此の位の中には、彼彼の境に於いて應に定んで已に疑を斷ぜりとの智は起らざるべし。

唯忍斷惑說への難

[一二六]若し見位にては唯忍のみ惑を斷ずと謂はば、卽ち本論に「九結聚を說く」と相違せん。

通

此の難は然るべからず。[一二七]諸の忍は皆是れ智の眷屬なるが故に、王の眷屬の所作の事業を王の所作と名づくるが如し。

[一二八]第三節　聖諦現觀位の十六心の見・修所斷分斷

十六心の見修所斷分別

〔問ふ〕此の十六心は皆諦理を見るに、[一二九]一切は、見道の攝なりと說く可きや。

〔答ふ〕爾らず。云何となれば、

頌に曰はく、

(28b)前の十五は見道なり。　未會見を見るが故なり。

見道の十五心

論じて曰はく、苦法智忍を初めと爲し、道類智忍を後と爲し

爲めに惑の得は現在に在りと雖も、續起すること能はず。これ忍の力にして此の用を障ふる者無く、次念には無間に擇滅を得するが故に無間道と名づく。此の意義によりて十六心中の八忍を無間道といふ。婆沙一〇七(毘曇部十二、一八三頁)參照。

【一二五】若し第二は云云。こは一類の計する者ありて、忍卽智と主張し、惑を斷じ擇滅を證することは、第一念に苦法智忍・第二念に苦類智忍によるといひ、無間道のみにして解脱道なしとするものあり。以下之を破するなり。若し第二刹那は苦法智に非ずして苦類智忍なりとし、此の位に離繫得倶生すとし、卽ち苦法智の作すべきことを苦類智忍が成ずと云はば、欲界繫の苦に於て已に疑を斷ぜりと云ふ智は起る理なけん、何となれば、苦法智忍の時は疑と倶に轉ずる位にして、苦類智忍の時は欲界の境を緣ぜざるが故なり。餘の法忍と類忍と此に准じて知るべし。

【一二六】若し見位にては云云。見道にて惑を斷ずるは唯忍の力なりと言ふならば、「發智論第五に、『有九部結、謂苦法智所斷乃至修所斷結』(大正二六、九四〇頁下)卽ち九結は智の所斷なりといふに反せん」と。九結聚とは四法智所斷と四類智所斷と修道所斷とをいふ。

【一二七】諸の忍は云云。忍は智の眷屬なるが故に、忍の所作を智に寄せて九結を智にて斷ずと說けるに外ならず。

【一二八】舊譯卷一七、二七四頁上、正理卷六三、光記二三、三五三頁上參照。

【一二九】一切云云。現觀の十六心を凡て見道位の攝とすべきか否やを明にする段なり。頌意は十六心中、前十五は見道の攝にして、後の一心は修道の攝なることを明すにあり。

(28b) adṛṣṭadṛṣṭer dṛṅmārgas

頓現觀說の經證を破す

の如き等の三の經有り。一一の經に[二七]別喩有り。

若し『[二八]經有り。是の如きの說を作す。「但だ苦諦に於いて惑無く疑無ければ、佛に於ても亦た無し」と。故に、頓現觀なり』と謂はば、此れも亦た證に非ず。〔是れは〕[二九]定んで行ぜざると或は必ず當に斷ずべきとの密意に依りて說けるが故なり。

十六心の依地

已に現觀に十六心を具することを辯ぜり。此の十六心は何れの地に依ると爲すや。

頌に曰はく、

(21b)[三〇]皆世第一と、同一地に依る。

論じて曰はく、隨つて[三一]世第一の所依の諸地なるものは、應に知るべし、即ち此の十六心の依〔地〕なることを。[三二]彼の「世第一法」が六地に依ること、先に已に說くが如し。

第二節　忍と智との作用と其次第

[三三]何に緣りて必ず是の如きの忍と智とは前後次第し、間雜して起ること有りや。

頌に曰はく、

(28a)忍と智とは次第の如く、無間と解脫との道なり。

忍・智の作用

忍は是れ無間道

論じて曰はく、十六心の中に於いて、忍は是れ無間道なり。[三四]惑の得を斷ずるに能く隔礙するもの無きに約するが故なり。

【二七】別喩とは、前註所載の三種の經に三種の別喩を擧げて、四諦を現觀するに必ず漸次ならざる可からざる理を示せり。即ち第一經の喩は蓮華の葉と、葉の合と、器と水を盛り遊行するとなり。第二經の喩は四階道に登るに必らず初級初階より順次にすること、第三經の喩は、陛梯(四段の梯子を)上るに必らず一陛づつ上ることとの喩なり。

【二八】經有り云云。雜阿含卷第十六、第四三〇經、(大正二、一一一頁上)參照。佛に於てとは佛身中の無漏法の謂ひにして、道諦に攝するものなり。從つて苦諦に於て疑無ければ、道諦に於ても疑無しとの頓現觀を極成する意の引證なり。

【二九】定んで行ぜざるに依るとは、苦諦下の疑を斷ずるときは同時に道諦下の疑を斷ずるには非ず。定んで唯現行せざるが故に、その現行せざる意によつてのみかく說くものなり。或は聽がて斷ずる當斷の意にて密意を以てかく說けるのみ。

【三〇】(27b)〔80 'gradharmaikabhūmikaḥ〕.
舊譯—世第一同地。

【三一】隨つて云云とは、如何なる地なりとも、世第一法が所依とする所の地に隨つて、その地が正しく此の十六心の依地となるとなり。

【三二】彼は六地云云の六地とは、未至・中間・四根本をいふ。

【三三】何によりて云云。十六心が忍智、忍智と次第に行ずる理由を明にしたるもの也。
(28a)〔kṣāntijñānāny ānantar-
yamuktimārgā yathākramam?〕
舊譯—忍智無間道、　解脫道次第。

【三四】惑の得云云。此の忍位には惑の最後刹那の得が現在に在り、未來生相位には擇滅の離繫得有るなり。

一行相に約しての頓現觀說の非理

て必ず然らず。[一一]諸の諦の中の行相別なるを以ての故なり。
若し一の無我の行相を以て總じて諸諦を見ると言はば、則ち應に苦等の行相を以て苦諦等を見るとすべからざらん。是の如くんば便ち[一二]契經と相違す。契經に言ふが如し。「諸の聖弟子は苦の行相を以て苦を思惟し、集の行相を以て集を思惟し、滅の行相を以て滅を思惟し、道の行相を以て道を思惟す」と。[一三]無漏作意と相應するは擇法なればなり。

[一四]若し此の經は修道の位を說くと言はば、此れも亦た、然らず。見の如く、修もあるが故なり。

一諦に約しての頓現觀說は理

若し彼が復た一諦を見る時、餘の諦の中に於いて自在を得るが故に、頓現觀と說くと謂はば、理は亦た失無し。[一五]然るに、是の如き現觀の中間に於いて起と不起と有るをもて、「こは」別に應に思擇すべきなり。

若し彼れが復た「苦を見る時に於いて卽ち能く集を斷じ、滅を證し、道を修するを頓現觀と說く」と謂はば、理として亦た、失無し。先に已に苦諦を見る時、餘の三諦の中に於いて、事現觀有りと說くに由るが故なり。

有部の見現觀に依る漸現觀說

見現觀に依るに、契經の中に於いて誠文有りて、漸現觀を說くを見る。[一六]契經に說くが如し。「佛、長者に告ぐ、四聖諦に於いては頓現觀に非ず。必ず漸現觀なり」と。乃至、廣說す。是

【一一】諸の諦の中の行相。十六行相をいふなり。諦によりて行相各別なれば、それ等の行相を爲す慧が一刹那に用らくことは同一刹那同上有情に二心不倶起なりとの有部の心的活動の原則上不可能なり。

【一二】契經。雜阿含卷一五、第三八二經以下及び第一六卷に四諦に就きての諸說あれど、本引用文の如きは見當らず、倘可尋。

【一三】無漏云云。思惟すとは、無漏の作意のことなり。光記に據れば、諸の行相は、無漏作意と相應する擇法なりとあり、即ち各〻慧を體とすることを顯せり。舊譯には、此の一句を、「與〻無流思惟〻相應智、說名〻擇法覺分〻」と譯ぜり。

【一四】若し」此の經」云云。汝が救釋して此の經は修道の位を說くものなりと云はば、之れも非なり。修道は見道の如くに數數修するものに外ならずして、見道の觀を數數起すこと是れ即ち修道なるが故なり。從つて見道中次第現觀ならば、修道中も亦然るべく、一方が頓觀なれば他方も亦然るべければなり。

【一五】然るに云云。上の如く四諦を見る時、現觀の中間に於て、有る部の人は現觀を出づと說き、有餘部は出でずと說きて、諸部の間に異說有り。その義は別に思擇すべしとの意。(現觀を出づ、出でずの論は宗輪論を見よ)。

【一六】契經。雜阿含卷第一六、第四三五第四三六經、第四三七經(大正二、一一二頁)の三經に、四聖諦の漸次無間等と一頓無間等の問題を佛が須達長者に對して說けり。就きて見よ。

道類智忍と道類智

次に、餘の界の道聖諦の境を縁じて類智忍の生ずる有り、道類智忍 (mārge' nvaya-jñāna-kṣānti) と名づく。此の忍の無間に即ち此の境を縁じて類智の生ずる有り、道類智(mārge' nvaya-jñāna)と名づく。

聖諦現観

是の如く、次第に十六心有り。總じて說いて名づけて聖諦現観(ārya-satyābhisamaya)と爲す。

頓現観說

此の中に、[一〇五]餘部は是の言を作すこと有り、「諸の諦の中に於いて唯頓に現観す」と。

頓現観說に對する有部の批判

[一〇六]然るに、彼れの意識は應に更に推尋すべし。彼の現観の言に差別無きが故なり。

現観の三種

諸の現観を詳にするに總じて三種有り。謂はく、見と縁と事との差別すること有るが故なり。

唯、無漏の慧が、諸の諦境に於いて現見すること分明なるを[一〇七]見現観と名づく。此の無漏の慧と並びに餘の相應〔法〕とが同一所縁なるを[一〇八]縁現観と名づく。此の諸の能縁と並びに餘の倶有なる戒と生相等の不相應法とが同一事業するを[一〇九]事現観と名づく。

三現観と四諦

[一一〇]苦諦を見る時は、苦聖諦に於いては三現観を具せども、餘の三諦に於いては唯事現観のみなり。謂はく、斷と證と修となり。

見現観に約しての頓現観說の非理

若し諸の諦の中にて見現観に約して頓現観を說かば、理とし

【一〇五】餘部とは、稱友は法密部等光記は大衆部等といふといひ、婆沙卷五一（毘曇部九、一八七頁以下）參照。

【一〇六】然るに云云。餘部の所謂現観の意義は云何。之を審尋せざるべからず。現観といふには種種の別有り。その何れなるか之を差別指示すること無きが故にとなり。

【一〇七】見現観 (darśanābhisamaya)。無漏智のみの觀察をいふ。

【一〇八】縁現観 (ālambanābhisamaya)。無漏の慧とその相應の心心所が同一に諦境を所縁とするをいふ。

【一〇九】事現観(kāryābhisamaya)。無漏慧を中心として、心心所、道共戒、四相等の一聚心の意が同一事業をなすといふ。事業には、知・斷・證・修の四あり。

【一一〇】苦諦を見る時云云。苦諦を觀るとき、無漏慧が苦諦を推求するは見現観なり。心心所が苦諦を縁ずるは縁現観なり。同一に苦を知る事業を成ずるは事現観なり。餘の三諦には事現観のみにして、苦を見るとき見苦所斷の惑を斷ずるが故に、集を斷ずる事現観あり。苦を見る時其の苦諦の惑を斷じて擇滅を得するは證滅の事現観なり。證に二種あり、見證と得證となり、その中、此にては得證するなり。苦を見る時、無漏智の現前するを道を修するの事現観なり。此の三諦に於ては見るにあらざるが故に見現観無く、餘の三諦を縁ぜざるが故に縁現観も無し。

集法智忍と集法智

聖諦の境を緣じて法智忍の生ずる有り、集法智忍(samudaye-dharma-jñāna-kṣānti)と名づく。此の忍の無間に、即ち欲の集を緣じて法智の生ずる有り、集法智(samudaye dharma-jñāna)と名づく。

集類智忍と集類智

次に餘界の集聖諦の境を緣じて類智忍の生ずる有り、集類智忍(samudaye' nvaya-jñāna-kṣānti)と名づく、此の忍の無間に即ち此の境を緣じて類智の生ずる有り、集類智(samudaye' nvaya-jñāna)と名づく。

滅法智忍と滅法智

次に、欲界の滅聖諦の境を緣じて法智忍の生ずる有り、滅法智忍(nirodhe dharma-jñāna-kṣānti)と名づく。此の忍の無間に即ち欲の滅を緣じて法智の生ずる有り、滅法智(nirodhe dharma-jñāna)と名づく。

滅類智忍と滅類智

次に、餘界の滅聖諦の境を緣じて類智忍の生ずる有り、滅類智忍(nirodhe' nvaya-jñāna-kṣānti)と名づく。此の忍の無間に即ち此の境を緣じて類智の生ずる有り、滅類智(nirodhe' nvaya jñāna)と名づく。

道法智忍と道法智

次に、欲界の道聖諦の境を緣じて法智忍の生ずる有り、道法智忍(mārge dharma-jñāna-kṣānti)と名づく。此の忍の無間に即ち欲の道を緣じて法智の生ずる有り、道法智(mārge dharma-jñāna)と名づく。

【九八】彼れも此れも云云。異生性も世第一法も共に世間法即ち有漏法なり。故に世間法にて世間法を捨するの道理無しとの謂ひなり。

【九九】怨の肩云云。二人は共に世間なれども、性、相異するが故に、一の能く他を害すること、賊の賊を害するが如しとなり。

【一〇〇】此の二とは世第一法と苦法智忍とが、倶に異生性を捨す。世第一法は無間道の如く、苦法智忍は解脫道の如しとの意なり。

【一〇一】餘界とは上二界のこと。

【一〇二】苦類智。

【一〇三】諸法の眞理。苦諦を非常・苦・空・非我と觀ずること。

【一〇四】此の後云云。後とは上界をいひ、前とは欲界をいふ。上界は境も行相も前の欲界に似るが故に、上界の忍と智とを類智類忍と名くとの意。

餘師通釋 性の相違するが故に亦た、失有ること無し。
[九九]怨の肩に上りて能く怨の命を害するが如し。

有餘師異説(二) 有餘師の說く、[一〇〇]「此の二が共に〔異生性〕を捨す、無間道と、解脫道との如くなるが故なり」と。

苦法智 此の忍の無間に即ち欲の苦を緣じて法智の生ずる有り、苦法智(duḥkhe dharma-jñāna)と名づく。應に知るべし、此の智も亦た、無漏の攝なることを。前の「無漏」の言は遍く後に流〔至〕するが故なり。

苦類智忍 欲界の苦聖諦の境を緣じて苦法忍と、苦法智との生ずること有るが如く、是の如く復た法智の無間に於いて總じて[一〇一]餘界の苦聖諦の境を緣じて類智忍の生ずる有り苦類智忍(duḥkhe' nvaya-jñāna-kṣānti)と名づく。

苦類智 此の忍の無間に、即ち此の境を緣じて類智の生ずること有り、[一〇二]苦類智(duḥkhe' nvaya-jñāna)と名づく。

法智及び類智 最初に[一〇三]諸法の眞理を證知するが故に、法智と名づく。[一〇四]此の後の境の智は、前と相似たるが故に、類の名を得たり。後は前に隨ひて境を證するを以ての故なり。

餘の見道の十二心 苦諦の欲界及び餘〔界〕のを緣じて、法と類との忍と、法と類との智との四が生ずるが如く、餘の三諦を緣ずる各の四亦た、然なり。謂はく、復た前の苦類智の後に於いて、次に欲界の集

るものなり。初の十句は聖諦現觀、即ち十六心發生の次第を述べたるものにして、後の二句は現觀の種類に三種あることを明にしたるものとす。

(25b—26a) [laukikebhyo 'gradharmebhyo] dharmakṣāntir anāsravā,
kāmaduḥkhe, tato 'traiva

舊譯—世第一無間、　無流法智忍。
欲界苦、次中　法智、復爾生、

(26b) dharmajñānam, tathā punaḥ
śeṣaduḥkhe 'nvayakṣānti-
jñāne, satyatraye tathā,

於餘苦類忍、　及智、三諦爾。

(27a) evaṃ ṣoḍaśacitto 'yaṃ satyābhisamayaḥ,[tridhā
dṛgālambanakāryākhyaḥ].

如此十六心　觀四諦、有三
見、境界及事。

【九六】此の忍云云。此の苦法智忍は前の四善根中の忍法と異るが故に、その差別を標示せんが爲めに、その忍の等流なる次念の苦法智の名を頭に冠して苦法智忍と名く。因と爲りて次念に能く苦法智を引起するが故なり。恰も華果を生ずる樹を華果樹と名くるが如しとの意。

【九七】此れ未來生相位に來るを(世第一法の位に)異生性を捨すと名く。即ち有部に於いては、此の苦法智忍が世第一法の位に未來生相位に來るときに、異生性を捨する力用有り。恰も燈に未來より生ずる闇を止滅する用有りて、闇をして生ぜざらしめ、又生相に生法の用有るが如し。而して餘の法に能く此の用あるに非ざれば「餘には非ず」と云へるなり。

を名づけて苦法智忍（duḥkhedharma-jñāna-kṣānti）と爲す。

釋名

[九六]此の忍は是れ無漏なることを顯はさんが爲めの故に、後の等流を擧げて以て標別と爲す。此れ能く法智を生じ、是れ法智の因なれば、法智忍の名を得たるなり。華果樹の如し。

入正性離生又は正性決定

即ち此れを正性離生(samyaktva-nyāma)に入ると名づく。亦た、復た正性決定(samyaktva-niyāma)に入るとも名づく。此れは是れ初めて正性離生に入り、亦た、是れ初めて正性決定に入るに由るが故なり。

其の釋名

經に説く、「正性とは所謂涅槃なり」と。或は正性の言は、諸の聖道に目く。生とは煩惱を謂ひ、或は根の未だ熟せざるをいふ。〔而して〕聖道は能く、〔此れを〕超ゆるが故に離生と名づく。能く決して涅槃に趣き、或は諦の相を決了するが故に、諸の聖道は決定の名を得。〔而して〕此の位の中に至るを説いて名づけて「入る」と爲すなり。

苦法智忍の用

此の忍の生じ已るとき聖者の名を得す。[九七]此れが未來に在るとき、異生性を捨す。謂はく、此の忍が未來生せざる時に、此の用有り、餘には非ずと許すなり。燈及び生相の如し。

有餘師異説（一）破す

有餘師の説く、「世第一法によりて異生性を捨す」と。

此の義は然らず。[九八]彼れも此れも同じく世間法と名づくるが故なり。

文も順解脱分の説明を主として、ここに及ぶの經過を示さんとせり。

(24b) [tatpūrvaṃ mokṣabhāgīyam]
kṣipraṃ mokṣaṃ tribhir bhavaiḥ,

舊譯—前彼解脱分、　速解脱三生、

(25a) [śrutacintāmayaṃ, karmatrayam, ākṣipyate nṛṣu].

聞思性、三業　　引生於人道。

【八九】身の法性に入る云云。佛の正法に入る法性に證入して（第一生に順解脱分を起すこと）、それが成熟し（第二生に順決擇分を得すること）、遂に解脱す（第三生の入涅槃す）ること。

【九〇】傳説云云。光記は下につけて訓むも、寶疏の如く上文の下に付するを可とすべし。

【九一】最勝云云。勿論其の中心的なるものにつきて言へば、聞慧と思慧とに相應する意業を體とするも、其の意業の思願が攝して自已の有として發する身・語業も順解脱分の體とす。例へば一食を施し一戒を持するにも、その身・語業にして、涅槃を得んとの深き思願力に任持せらるるときは、又順解脱分と名づくとの意。

【九二】餘は云云。三惡趣は苦を厭ふ意は强きも、有情の智慧劣り、天は般若(prajñā)の睿智は勝るるも、苦輕くして厭離心淺く、北洲も亦同樣に苦輕く厭心淺く且つ智も劣る。故に順解脱分の種子を植するの處は唯人の三洲に局る。

【九三】入觀の次第云云。以上の三賢四善根を終りて、彌彌聖位に進む。以下は凡て聖位論なるが、中に就て、先づ見道位より説くなり。

【九四】、舊譯卷一七、二七三頁中、正理卷第六二、光記二三、三五頁上以下參照。

【九五】頌に云云。四諦に於ける無漏の十六心を明した

異説 るなり。有餘師の言は〻、「亦た、獨覺に遇ふときもあり」と。

第四章　聖諦現觀(見道位)

第一節[九二]　聖諦現觀位の十六心と、頓漸現觀論並に其依地

已に便に因みて順解脱分を說きつ。[九四]入觀の次第こそ、是れ正しく論ずる所なれ。中に於いて、已に諸の加行道は世第一法を其の後邊と爲ることを明せり。應に斯れより復た何の道を生ずるやを說くべし。[九五]頌に曰はく、

(25b)(26)世第一の無間に、　卽ち欲界の苦を緣じて、
無漏の法忍を生ず。　忍の次に法智を生ず。
次に、餘界の苦を緣じて、　類忍・類智を生ず。
集・滅・道諦を緣じて、　各各四を生ずることも亦、然なり。
(27a)是の如き十六心を、　聖諦現觀と名づく。

此れに總じて三種有り。謂く、見と緣と事との別なり。

苦法智忍 論じて曰はく、世第一の善根より無間に、卽ち欲界の苦聖諦の境を緣じて、無漏に攝する法智忍の生ずること有り。此の忍

舊譯—轉ニ弟子姓ニ、　成佛、轉レ三餘
(23b) śaikṣagotrād vivartya dve buddhaḥ syāt, triṇy apitaraḥ.
不レ求ニ利レ他故、　餘轉姓不レ遮、
至覺彼一坐、　後定佛獨覺。
(24a) [ābodhim aekāsnato dhyānāntye śāstṛkhaḍginau].

【八一】 聲聞種姓の云云。煖・頂の二位にありては、聲聞種姓のそれと定まりたるものにても途中に於て、佛乘のそれと轉向し得。然れども已に一旦、聲聞種の忍位を得すれば、最早轉向の餘地なし。何となれば正覺を成ずる爲には、菩薩の時に屢屢惡趣に往いて下化衆生の修行を經ざるべからざるに、忍位を得すれば惡趣に非擇滅を得すればなりと。

【八二】 菩提薩埵 (bodhisattva) とは菩薩のこと。譯して覺有情といふ。此の文舊譯次の如し。

彼說レ由ミ已過ニ度諸惡道生ー故。諸菩薩由ㇾ化ニ作他ー利益爲ㇾ自勝事ㇳ故、意能往ニ諸惡趣ー受レ生云云。

【八三】 佛乘の外云云。頌に之は餘なりとある餘とは、獨覺の義なり。但しここに獨覺といへるは、所謂部行獨覺のことなり。

【八四】 麟角喩とは、麟の一本角の如く、無佛世界に生れて自ら修行し、佛の如くなる獨覺をいふ、部行獨覺よりも勝る。

【八五】 後とは卷第廿六を見よ。

【八六】 有餘の獨覺とは部行獨覺のこと。

【八七】 婆沙卷七 (毘曇部七、一三七頁)、舊譯卷一七、二三七頁上、正理卷六一、光記二三、三五〇頁中、以下參照

【八八】 頌に云云。こは前の三賢位(順解脱分)より最少限度として幾何の時期を經ば、この四善根(順決擇分)位に到達し得べきかを明にしたるものなり。從つて頌

れば、

八八 頌に曰はく、

(24 b)前の順解脱分は、　速なるは三生に解脱す。
(25 a)聞・思の成なり、三業なり、　殖ること人の三洲に在り。

論じて曰はく、順決擇分を今生に起す者は、必ず前生に順解脱分を起したるものなり。

四善根の得に至る加行として順解脱分

諸有の創めて順解脱分を植うるものにして、極速なるは三生にして方に解脱を得べし。謂はく、初生に順解脱分を起し、第二生に順決擇分を起し、第三生に聖に入りて乃至解脱を得するなり。譬へば種を下すと苗の成ずると實を結ぶとの、三位の不同なるが如く、八九 身の法性に入ると成熟と解脱との三位も亦た、爾なり。

九〇 傳說すること是の如し。

順解脱分の體

順決解脱分は唯、聞・思所成にして、通じて三業を體とす。九一 最勝に就きていはば、唯是れ意業なりと雖も、此の思願の攝して起す身・語も亦た、名づけて順解脱分と爲すことを得。一食を施し、一戒を持する等のことも、深い解脱を樂ふ願力に持せらるゝこと有らば、便ち順解脱分を種植すと名づく。

植の處時

順解脱分を植うるは唯人の三洲のみなり。九二 餘には厭離と般若とが應の如く無きが故なり。佛の出世に遇うて此の善根を植う

【七四】 忍は二失五德有り。二失とは(一)命終捨と(二)異生に住することとなり、五德とは(一)久しからずして入涅槃す(二)畢竟じて善根を斷ぜず(三)退捨無し(四)無間業を造らず(五)惡趣に墮せざることとなり。

【七五】 趣とは五趣中の三惡趣なり、この下忍位に不生法卽ち非擇滅を得すなり、生とは四生中の卵と濕の生なり、この二生は愚癡多きが故なり。處とは無想天と北俱盧洲と大梵天處となるが、無想天と大梵天とは僻見の招く處にして、俱盧には現觀無きが故なり。身は不具根者をいふ、煩惱多きが故なり。有は欲界の第八有なり、已見諦の聖者は極は七返有にして欲界の第八有を受けざるが故なり。生以下第八有に至る五の不生法は上忍位に得すなり。

【七六】 世第一法は一失一得有り一失とは尙異生の位に住すること。一德とは能く見道に入ることなり。

【七七】 能く無間道云云。無間道が煩惱を正しく斷ずるが如くに、これも正しく異生性を斷ずとなり。

【七八】 婆沙卷七(毘曇部七、一三一頁)、舊譯卷一七、二七二頁下、正理卷第六一、光記二三、三五〇頁上參照。

【七九】 此の四善根に各三品あり云云。同じく四善根といへど、上・中・下の三品あり、上品のそれは佛乘のになるべし。中品は獨覺乘の加行、下品は聲聞乘の加行なり。然らば是等を轉向して例せば聲聞になるべき四善根を獨覺乘又は佛乘のそれとなし得べきや否やといふは、本節の問題なり。

【八〇】 頌の第一と第二句の前半は、聲聞種姓たるべき煖頂の二を佛乘に轉向し得べきことを述べたるもの、第二句の後半は煖・頂・忍の三を轉じて獨覺乘に向はしめ得べきことを述べたるもの、後の二句は佛と麟角とのそれは轉向し得べからざるを明にしたるものとす。

獨覺乘への可轉位

聲聞の種姓の煖・頂・忍の三は、皆轉じて獨覺と成る可き義有り。[八三]佛乘の外に在るが故に〔頌に〕說いて餘と爲す。

獨覺佛種性の轉根不可轉位

「麟角と佛」との言は、[八四]麟角喩と及び無上覺との煖等の善根を顯はす。〔此の二は〕並びに移轉して餘乘に向ふの義無し。皆、第四靜慮を以て依と爲し、一坐に便ち自乘の覺を成ずるが故なり。第四靜慮は、是れ傾動せず。最極明利なる三摩地なるが故に、麟角喩と無上覺との所依と爲るに堪へたり。

覺の體

此の中の「覺」の言は、盡〔智〕無生智を顯はす。[八五]後に當に辯ずべし。此れは菩提の性なるが故なり。

一坐の意義

「一坐により」と言ふは煖善根より乃至菩提まで座を起たざる〔謂〕なり。有餘師は說く、「「不淨觀より座を起たずして乃し菩提に至る〔謂〕なり」と。

可轉位

[八六]有餘の獨覺は麟角喩と異る。彼の種姓が初の二の善根を起して、轉じて餘乘に向ふことは、〔其の〕理、遮礙すること無ければなり。

[八七]第十一節　四善根位に至る修行期間
（順解脫分）

〔問ふ〕頗し此の生に創めて加行を修するものが、即ち、此の生に順決擇分を引起すること有りや。〔答ふ〕爾らず。云何となれ

失は德に由ることあり、例せば得果又は離染越界等により下法を失ふが如し。失の過に由るとは、例せは、邪見に由りて善根を失するが如し、故に必ずしも然らずといへるなり。

【六九】　婆沙卷六——七（毘曇部七、一二〇頁——一二三頁）、舊譯卷一七、二七二頁下、正理卷第六一、光記二三、三四九頁中以下參照。

【七〇】　頌に曰く云云。こは四善根と聖道との關係を述べたるものにて、四句の一一はそれぞれ四善根の功德を說明したるものなり。

(23a)　mūrdhalābhī na mūlacchit,
kṣāntilābhy anapāyagaḥ.

舊譯—暖不受邪故、　頂不斷善根、
忍不墮惡道、　世第一離凡。

【七一】　煖法には六失一德有り。六失とは(一)伏してある見惑を起して煖善根を退捨す(二)因果撥無の邪見を發して生得善を斷ず(三)無間業を造る(四)三惡趣に墮す(五)命終の時煖善根を捨す(六)倘異生の攝なることなり。今はその中の四失を擧げ、餘は等の言の中に收む。一德とは、是の如き失に拘はらず、設ひ惡趣に墮することと有りとも、久しく流轉すること無くして、涅槃に入らしむるをいふ。

【七二】　若し障礙無くんば云云。(一)若し惡趣に墮する等の障礙無き限り遠からずして見道に入ること、四諦を觀じて十六行相を發し見道と行相同じきこと、此の二點に於て三賢位たる順解脫分と異るもの有りとの意

【七三】　頂法は五失二德有り。五失とは(一)退捨(二)無間業を造る(三)惡趣に墮す(四)命終の際に頂法を捨す(五)頂位は倘異生なることとなり。二德とは、(一)久しからずして涅槃に入る(二)畢竟じて善根を斷ずること無きことなり。

るなり。

世第一のみ入離生なる所以

〔問ふ〕何に緣りて唯此のみ能く離生に入るや。〔答ふ〕已に異生の非擇滅を得するが故に、[七七]能く無間道の如く異生性を捨するが故なり。

第十節　四善根位に於ける三乘の轉根[七八]

[七九]此の四善根に各三品有り。聲聞等の種姓の別なるに由るが故なり。

隨ひて何れの種姓のものにても善根の已に生ずるとき、彼れ移りて餘乘に轉向すべきや不やといふに、

[八〇]頌に曰はく、

(23b)聲聞の種姓を轉じて、　二は成佛す、三は餘なり。

(24a)麟角と佛とは轉ずること無し、　一坐により覺を成ずるが故なり。

聲聞種性の轉根佛善への可轉位

論じて曰はく、[八一]聲聞種姓の煖と頂との已に生じたるは、轉じて無上正覺を成じ容し。然れども、彼れ若し忍を得すれば成佛するの理なし。謂はく、惡趣に於いて已に超越するが故なり、[八二]菩提薩埵は利物を〔本〕懷と爲し、有情を化せんが爲めに必ず惡趣に往くに、彼の忍の種姓は廻轉す可からず。是の故に定んで成佛を得する義無きなり。

四善根を捨失す。然れども欲界に死して欲界に生ずるが如きときは之を失ふことなし。凡夫は、死後、地を變改すると否とに關はらず、とにかく命終すれば之を失ふものとす。其の所以は、聖者は見道力に資助さるるが故に、死有時に善根をも捨せず、唯、上界の中有等の起る時に、下の善根を捨するなり。異生は資助なきが故に、必ず死有時に捨すればなり。

【六四】　根本地云云。四根本定は止觀均等にして任運に快く轉ず。故に、樂通行と稱し、生死を厭ふ心盛にして深く厭ふに依りて必定して此の生にて見道に入る。未至定・中間定は觀のみ增上にして、止觀均等に轉ぜず。故に苦勞有り。之を苦通行といひ、厭心劣なるが故に、必ずしも此の生にて見道に入ることとあらず。(樂通行等は卷第廿五を見よ)。

【六五】　若し先に云云。一旦捨して再び四善根をも得する時は、恰も別解脫律儀の一旦捨して、後に得するものは未曾得の一段勝れたる律儀なるが如く、新なる四善根を得す、其の所以は、四善根は未曾得のものにして曾習のものに非ず、之を得するには、又大努力を要するが故に、曾得のものを欣ばずして、聖道に於て昇進せんと願ふが故に、未曾得の勝れたるものを得すとなり。

【六六】　若し先に云云。前生に煖等の善根を得るも、命終に由りて捨せる經生の者は、若し宿住智により彼の修行程度を知れる善說法者の誘導を蒙るときは、彼が爲めに頂等を說くが故に今生に於て初より彼は頂を得しうべし。若し說法の誘導を蒙らずんば、又本の煖法より始むとなり。

【六七】　失と退云云。頌文に失地捨と退捨との言をなせるを以て其の體と區別とを明す。

【六八】　退は云云。退は必ず過を生じたる結果なれど、

頂法の勝利

若し[七三]頂法を得すれば、退等有りと雖も、畢竟じて善根を斷ぜざることを増す。

忍法の勝利

若し[七四]忍を得する時は、命終のとき捨して異生の位に住すと雖も、退すること無きと、無間を造らざると、惡趣に墮せざることとを増す。然るに頌には、但だ「惡趣に墮せず」との言をのみ說くも、義准ずるに已に無間業を造せざることを知る。〔そは〕無間業を造する者は必ず惡趣に墮するが故なり。忍位は退すること無きは、前に已に辯ずるが如し。此の位に諸の惡趣に墮せずとは、已に彼れに趣く業・煩惱に遠ざかるが故なり。

忍位と非擇滅の得

若し忍位に至れば、少しの趣と生と處と身と有と惑との中に於いて、不生の法を得するが故なり。〔此に〕[七五]趣とは、諸の惡趣を謂ひ、生とは、卵・濕の生を謂ひ、處とは、無想と北倶盧と大梵處とを謂ひ、身とは、扇搋と半擇迦と二形との身を謂ひ、有とは、第八等の有を謂ひ、惑とは、見所斷の惑を謂ふなり。此れは下と上との位に於いて所應に隨ひて得す。謂はく、下忍に於いて惡趣の不生を得し、所餘の不生は上忍に至りて方に得するなり。

世第一法の勝利

[七六]世第一法を得すれば、異生位に住すと雖も、能く正性離生に趣入す。頌に「命終捨を離る」と言はずと雖も、既に無間に正性離生に入るといふは、義准ずるに、已に命終捨無きことを成ず

には無し。又無色界の定心は欲界の法を緣ぜず。遠なるが故なり、然も欲界の苦諦は必ず先に遍知し、集諦は先に斷ずべきが故に見道は必ず先に欲界を緣ず、從つて無色界には見道無く、見道無きが故に亦煖等も無し。

【五八】此の四善根云云。此の四善根は有漏なれば、色界五蘊の異熟を感ずるに際して附帶的圓滿の原因となるも中心的原因（引因）とはならず。一種の聖道に順ずるものとして、三有に違背するものなるが故なり。

【五九】「或は」云云。頌の中に「二は或は」とあるが、こは煖頂の二の依地に關して異說有ることを意味するとの意。

【六〇】人天の九處とは人の三洲と六欲天。

【六一】後は云云。後に相續起する（初起以外の）ものは六欲天にても續いて現前す。何が故に、前三善根が三洲に初起し天等は非らざるやと言ふに、婆沙卷七によれば、此の三は、勝依身と勝厭離作意と存する處にのみ起る。惡趣は前者をかき天は後者を缺くが故に、三善根の初起は人の三洲のみに限ると。

【六二】此の四善根云云。四善根を得する資格あるは具根者に限り、扇搋乃至無形等は得せず。而も煖頂忍の三は男女共に當時の性（男か女か）の三善根のみならず、亦後に轉根して變性しても支障なき樣に、別性（男は女の、女は男の）のそれをも得す。然れども世第一となれば女は男に轉根する場合あるを以て男性のをも得すれども、男は最早女に轉ずることなきを以て、男性の世第一をのみ得して、女性のそれを得することなしと。

【六三】聖は此の地によりて等。四善根の捨に失地捨、命終捨、退捨の三緣あり。聖者は例せば欲界にて四善根を得し、後に色界に生ずることありとすれば、その

るときの如し。未だ曾て熟修せざるを以て大功用を以て成ずるが故なり。

經生者の四善根の得

六六 若し先に已に煖等の善根を得せしも、經生ずるが故に捨するものは、分位を了ずる善き說法師に遇はば、便ち頂等を生ず。若し遇はざれば、還た本より修するなり。

捨の體

六七 失と退との二の捨は、非得を性と爲す。

六八 退は必ず過を起すも、失は必ずしも然らず。

六九 第九節　四善根の功能

此の善根を得するとき、何なる勝利有りや。

七〇 頌に曰はく、

　煖は必ず涅槃に至る、(23a)頂は終に善を斷ぜず。
　忍は惡趣に墮せず、第一は離生に入る。

煖法の勝利

論じて曰はく、四善根の中に於いて、若し七一煖法を得るときは、退し、善根を斷じ、無間の業を造り、惡趣に墮すること等有りと雖も、久しく流轉すること無くして必ず涅槃に至るが故に、〔煖は必ず涅槃に入ると言へるなり〕。

順解脫分との差別

〔問ふ〕若し爾らば、何ぞ順解脫分に殊らん。〔答ふ〕七二若し障礙無くんば、見諦を去ること近きと、此れと見道とは行相同じきとの故なり。

はその依地を、第四句は依身を明にし、第五六の二句は男女と四善根を得するの關係を明にし、第七八九の三句は四善根を捨する條件を明し、第十、十一兩句は得を明にし、第十二句は捨の體を明にするものとす。

(20) [evaṃ nirvedhabhāgīyam
　caturdhā bhāvanāmayam],
　anāgamyāntaradhyāna-
　bhūmikam, [dve adho 'pi, vā]

舊譯—如ㇾ此決擇分　能四修慧類、
　未來中間定、　地說二下地一、

(21) [kāmāśrayam], agradharmān
　dvyāśrayān labhate 'ṅganā.
　bhūmityāgāt tyajaty āryas
　tāni, anāryas tu mṛtyunā.

　欲依三第一、　女得由二二依一、
　由ㇾ捨ㇾ地聖捨、　非聖捨由ㇾ死、

(22) [ādye dve parihāṇyā ca,
　maulebhya iha satyadṛk,
　vihīnaṃ labhyate 'pūrvam,
　dve hāni asamanvayaḥ].

　初二由ㇾ退捨、　由二本中一見ㇾ諦、
　退已得非ㇾ先、　二退非至得。

【五五】 決は謂はく云云。能く疑を斷ずる決斷と、能く四諦の相を分別する簡擇とは卽ち見・修・無學の三聖道の用なり。かくて決擇には三分あり、卽ち見道と修道と無學道との三分なり、その決擇の一分なる見道に順ずるものなるが故に、此の四善根を順決擇分と名づく云云の意。

【五六】 等引地とは定地の意。

【五七】 餘の上地とは四善根は見道の眷屬なり。而して其の見道は無色定に由りて起ること無し。故に無色定

北俱盧を除く。

初起と續起

前の三善根は三洲にのみ初起し、(六一)後には天處に生じても亦た續いて現前す。〔然れども〕第四の善根は天處にても亦た、〔初めて〕起る。此には初後無し。一刹那なるが故なり。

四善根の依身と男女の別

(六二)此の四善根は、唯男女にのみ依る。前の三は、男・女倶に通じて二を得す。第四は女身にては亦た、二種を得す。男に依るは唯男身の善根をのみ得す。已に女身の非擇滅を得するが故なり。

四善根の捨

聖者と異生との捨

(六三)聖〔者〕は、此の地に依りて此の善根を得し、此の地を失する時は善根をも方に捨す。異生は、地に於いて若しくは失するも失せざるも、但だ衆同分を失せば必ず此の善根を捨す。

四善根の捨の別

初の二善根は亦た、退に由りても捨す。死と退とに由りて捨すとは、唯、異生にのみありて、聖に非ず。地を失するに由りて捨するは唯聖のみにして異生に非ず。忍と及び世第一とは、異生にも、亦た、退無し。

其他の諸問題

根本地に依り四善根を得するもの

(六四)根本地に依りて煖等の善根を起すものは、彼れ此の生に於いて必定して、見諦を得す。生死を厭ふ心極めて猛利なるが故なり。

四善根と重得

(六五)若し先に捨し已りて後に重ねて得する時の所得は、必ず先の捨せし所のものに非ず。捨し已りて重ねて別解脱の律儀を得す

しては四行相（現の一行相の屬する隨一諦の四行相なり）を得修す。更に此の際滅諦を緣ずる法念住を行修し未來修も亦法念住を修し、現在の隨一行相に對して未來修としては四行相（現の行相の屬する諦下の）を得修するなり。然るにこの煖位の初安足のとき行修の隨一行相が、ただ未來修として四行相をのみ得修して、十六行相全體に及び能はざる所以は、この位にて初めて四諦を觀察するを以て觀智未だ弱く、所謂同分以上に及び得ざればなり。同分とは、例へば現に欲の苦諦を、非我の行相にて緣じたりとせば、その欲の苦諦の四行相たる苦、空、非常、非我を指すものにて、他界又は他諦のそれを不同分といふに對する語なり。以上は煖位の初安足に於ける場合なるが、更に增進位に到れば趣きを異にす。已に初安足にて四諦の觀察に慣れ居るを以て、未來修の範圍も廣くなるなり。即ち前三諦に於ても後の一諦に於ても、現の一念住に對して未來修としては四念住を得修するのみならず、其隨一行相に對しては、單に同分の四行相のみならず、不同分の十二行相にも及び、全體として十六行相を得修し得るなり。此の煖位に於ける說明を利用して頂・忍・世第一の場合も解すべきなり。

【五二】異分無きが故に云云。世第一法に於て未來修の十六行相なき所以は、已にここに至れば滅緣行の結果として最早苦諦外の異分無きが爲めにして、亦その行相が見道の一行・一剎那に似たるが故に、自諦の四行相のみを修するなり。

【五三】婆沙は特に卷第六、（毘曇部七、一一七頁以下）舊譯卷一六——一七、二七二頁上、以下、正理卷第六一、光記二三、三四七頁中以下參照のこと。

【五四】頌に曰はく云云。十二句中初の第一句は標示、第二句は四善根が修定の攝なることを明にし、第三句

決擇に非ざる」ことを顯はす。決擇の分なるが故に、決擇分の名を得せるなり。此の四が緣と爲りて決擇分を引き、彼れを順益するが故に、彼の〔見道〕に順ずとの名を得。故に此れを名づけて順決擇分と爲すなり。

四の慧分別

是の如き四種は皆修所成にして、聞思の所成に非ず。唯、[五六]等引地なるが故なり。

四の中、前の二は是れ〔修慧の〕下品の攝なり。倶に動く可く猶ほ退く可きを以ての故なり。忍は中品の攝なり。前の二に勝るが故に、〔而も〕世第一といふ其の上なりとさるゝもの有るが故なり。世第一法は獨り是れ上品なり。

依地分別（第三句）

此の四善根は皆六地に依る。謂はく、四靜慮と未至と中間となり。欲界の中には無し。等引を闕くが故なり。[五七]餘の上地にも亦た無し。見道の眷屬なるが故に。又、無色界の心は欲界を緣ぜざるが故に。欲界は先に應に遍知し、斷ずべきが故なり。

因としての四善根

[五八]此の四善根は能く色界の五蘊の異熟を感ずるため、圓滿の因とは爲るも牽引すること能はず。有を惛背するが故なり。

煖頂二法の依地に關する異說

[五九]「或は」の聲は、二に異說有ることを顯はさんが爲めなり。謂はく、煖・頂の二なり。尊者妙音は說く、「前の六と及び欲との七地に依る」と。

四善根の依身依處

此の四善根は欲の身に依りて起るも、[六〇]人・天の九處のみなり。

然も若し煖等が得をも體とせば煖等を重ねて現ずる過あり、此に由りて得をこれより除くなり。

【五〇】行修得修。以下の長行は頌文中には表はれざるものにして、四善根に涉りてその行修得修の相を明にしたるものなり。行修とは、現に實際に修行することにて、得修とはその現修によりて、現修と同樣の可能力として、未來に修力を得するものにして、いはば念住と行相と法前得を得することとなり。此の中、文に集諦を緣ずる法念住を現在に（修し）とあるは、現在修即ち行修を現し、未來は四を修すといふが如きは、未來修即ち得修を現す。此の未來修得を記す文は嚴密には「未來修として念住（又は行相）を修す」と讀むべきものとす。更に論は此行修・得修を說くに當りて、之を念住と行相（十六行相）とに分ち、又更に四善根の一一を（分ち得るものは）初安足と增進位とに分ちて其兩位に對して、念住と行相との行修得修を明せんとせり。尙、四諦の觀察に於て前三諦を緣ずる場合は、有爲法に關し後の滅諦を緣ずる場合は無爲法に關するものと解せばこの二の場合を分つ所以を了解し得べし。尙、本文の讀み方に就きては、婆沙卷七の本文（毘曇部七、一二三頁）、特に、婆沙卷一八八の本文（毘曇部十六、二八二頁）の行修と得修とを明す文を參照せり。就きて見よ、若し本論は主として未來修を說くものとみば、「法念住の現在に、未來の四を修す」との如くよむも可なり。舊譯卷一六、二七一頁下、正理卷六一、參照。

【五一】此の中煖法の初安足等。先づ煖位の初安足の際は、苦集道三諦を緣ずる法念住を行修すれど、未來修としては四念住全體に及ぶ、即ち現在に於ける法念住の修行力は、未來に於て四念住を引發するの力を養ふことになるなり。次に之を行相の方よりすれば、現在に於て十六行相中の何れかの一行相を修するも、未來

未來は四を修す。隨一の行相を現在に、未來は四を修す。[五二]異分無きが故に、見道に似たるが故なり。

第八節[五三]　四善根の諸門分別

已に所生の善根の相と體とを辯じたり。今、次に、此れが差別の義を辯ずべし。

[五四]頌に曰はく、

(20)此の順決擇分は、　四とも皆修所成なり。

六地なり。二は或は七なり。(21)欲界の身に依る。九なり。

三は女も男も二を得す。　第四は女は亦爾なり。

聖は失地に由りて捨す。　異生は命終に由る。

(22)初めの二は、亦、退捨あり。　本に依るは必ず諦を見る。

捨し已りて得するは先に非ず、　二の捨性は非得なり。

順決擇分

釋名

論じて曰はく、此の煖と頂と忍と世第一法との四の殊勝の善根を順決擇分(nirvedhabhāgīya)と名づく。

何の義に依りて、順決擇分の名を建立するかといふに、[五五]決とは、決斷を謂ひ、擇とは、簡擇を謂ふなり。決斷・簡擇は、謂はく、諸の聖道なり。諸の聖道は能く疑を斷ずるを以ての故に、及び能く四諦の相を分別するが故なり。分とは分段を謂ふ。此の言の意は、順ずる所が唯是れ見道の一分にして(修・無學道の

此れど、際(并單に減緣と言ひて、滅行と言はず)。かくて最後に殘されたる次の苦諦下の一行相を審慮と決定の二心(苦法智忍と苦法智との如し)にて觀察するが即ち中忍の滿位なり。

然らば、最後に殘す苦諦下の一行相は何なりやといふに、此際は必ずしも苦の行相に限らず、機によりて異るものあり。利根者(之を見行といふ)なれば、我に執する者は非我の一行を止め、我所に執する者は空の一行相を止め、鈍根者なれば、我慢に執するものは無常の一行相を止め、懈怠の者は無我の一行相を止むるものとす。故に最後に殘る一行相を汎稱して苦諦下の隨一行相といふ。婆沙卷五、(毘曇部七、九九頁以下)參照

【四六】此の位より云云。中忍の滿位は苦諦下の隨一行相を以て二刹那の觀をなす處にあるが、更に觀智の進むに從つて之を一刹那に觀察し得るが即ち上忍なり。從つて上忍位はただ一刹那に過ぎず(恰も苦法智忍の如し)

【四七】世第一法に就きては、婆沙卷二以下、特にここにては名義の項婆沙卷三を見よ。

【四八】士用力あり云云。この世第一法の無間に見道の無漏智を引生す。然れども世第一法は有漏智なるを以て、無漏智の同類因たるにあらざるが故に之を同類因を離れてといふ。而もその無漏智は世第一法によりて引發されたるものなれば、世第一法の士用力によるといふなり。

【四九】煖等の四善根の體より得を除く所以は、元來煖等は、聖道を求めんが爲めに修せしものなれば、已に聖道を得して後は、理としてこの加行善根を再起すべからず、無用なるが故なり。然も聖を得せし後も煖等の有漏の善法は成就せることあり、有漏法は、退と越界地と斷善根と命捨との外捨すること無きが故なり。

〔修〕は一を修す。隨一の行相を現在に、未來は四を修す。此の種性のものは、先に未だ曾て得せざるに由りて、要らず同分のものをのみ、方に能く修するが故なり。

後の增進の時には、三諦を緣ずる隨一の念住を現在に〔修し〕未來は四を修す。隨一の行能を現在に、未來は十六を修す。滅諦を緣ずる法念住を現在に、未來は四を修す。隨一の相を現在に、未來は十六を修す。此の種性のものは、先に已に曾得するに由りて、不同分のものをも亦た能く修するが故なり。

頂法の行修・得修

頂の初安足のときは、四諦を緣ずる法念住を現在に〔修し〕、未來は四を修す。隨一の行相を現在に、未來は十六を修す。後の增進の時には三諦を緣ずる隨一の念住を現在に、未來は四を修す。隨一の行相を現在に、未來は十六を修す。滅諦を緣ずる法念住を現在に〔修し〕、未來は四を修す。隨一の行相を現在に、未來は十六を修す。

忍位の行修・得修

忍の初安足及び後の增進のときには、四諦を緣ずる法念住を現在に〔修し〕、未來は四を修す。隨一の行相を現在に、未來は十六を修す。

然るに、增進に於いて所緣を略する時は、彼の所緣を略するに隨ひて、彼の行相を修せざるなり。

世第一法の行修・得修

世第一法にては欲の苦諦を緣ずる、法念住を現在に〔修し〕、

この減緣減行は、四諦に對する觀智を銳敏にするの方便なれども、毘婆沙以前には餘り論ぜられざる說にて婆沙以後大に盛になりたるものとす。然れども今は之を詳細に論ずる暇なきを以て、その要領だけを示すに止めん。觀慧の對象となるものに八あり、即ち上二界繫の四諦所斷法と欲界のそれとにて上下合しての八諦なり、之を緣といふ。之を觀察する慧に卌二あり。即ち上下苦諦下の八行相(上下の苦、空、非常、非我)と同じく集諦の八行相(二界の因、集、生、緣)と、同じく滅諦の八行相(二界の滅、靜、妙、離)と同じく道諦の八行相(二界の道、妙、行、出)となり。この卌二行相を以て上下八諦を觀察するに當つて、具觀に始り、次第に略觀に趣くが即ち減緣減行にて、所謂、中忍の位の修行なり。初の第一回には、欲界の苦諦を四行相にて觀じ、次いで上界の苦諦も同じて四行相にて觀察し、斯して欲の集より上の集に、欲の滅より上の滅に進み欲の道より上の道に進みて、之を道、如、行、出と觀察するに當つて、最後の出の一行だけを略するが、即ち減行の初めなり。かくして第二回目には前と同じ順序に進みながら最後に至りて更に行出の二行を省き、三回目には更に如を加へこの三を省き、第四回に到りて道如行出の四行相全體を省くや、ここに即ち上界の道諦全部を省くことになるが、即ち第一回の減緣なり故に第四回目は減行にして同時に減緣たるなり。かくして次には欲界の道諦に於て同じく三回に減行し、第四回目に減緣し、逐次に進みて上界の減諦より欲界の減諦に移り、遂に最後に欲界の苦諦下に於て、一行相を殘すに至るまで減緣し減行す。即ち之を通計すれば一行づつ減じて卌一回目に其目的を完成する譯にて、此間に減緣は七回あることとなる。故に之を廿四周に行を減し、七周に緣を減ずと言ふ。)減緣の時も減行な

所緣に於いて、漸く減じ漸く略す、乃至但だ二念の作意のみ有りて、欲界の苦聖諦の境を思惟す。此の以前を齊りて中忍の位とづ名く。

上品忍

[四六]此の位より無間に勝善根を起して、一行一刹那なるを上品の忍と名づく。此の善根は起りて相續せざるが故なり。

世第一法

釋名

上品の忍の無間に[四七]世第一法(laukikāgradharma)を生ず。上品の忍の如く、欲の苦諦を緣じて一行相を修すること唯一刹那のみなり。此は有漏なるが故に名づけて世間と爲し、是れ最勝なるが故に名づけて第一と爲す。此の有漏の法は世間の中にて勝なり。是の故に世第一法と爲す。[四八]士用力有りて同類因を離れて聖道を引きて生ずるが故に、最勝と名づくるなり。

四善根の體

是の如く、煖等の四種の善根は念住の性なるが故に、皆、慧を體と爲す。若し助伴を併すれば、皆五蘊の性なり。然れども彼の得を除く。諸の聖者の煖等の善根は重ねて現前すること無きが故なり。

[四九]第七節 [五〇]四善根の行修・得修に就きて

煖位の念住と行相との行修得修

[五一]此の中、煖法の初安足の時には、〔苦・集・道の〕三諦を緣ずる法念住を現在に〔修し〕、未來は四を修す。隨一の行相を現在に未來〔修は〕四を修す。滅諦を緣ずる法念住を現在に〔修し〕未來

【三九】煖頂の二種云云。此二が初めて四諦の十六行相を觀じて、その位に安足する時は、法念住に止まるものにして、他の三念住に住することなし。見道は法念住なるを以て、この二は之に順ずるが爲なり。

【四〇】後に增進の時云云。煖位又は頂位より、その上位に進まんとして觀行の功積む時を增進と言ひ、此時は稍稍容預あるを以て四念住を具するも先の位の四念住よりも勝たれる善根をのみ現前して、前生の非勝の善根は現前すること無し。

【四一】忍法に就きては婆沙卷五(毘曇部七、九四頁以下)參照。

【四二】忍可とは、是れは苦、是れは集等と四諦の理を忍可し自證すること。單に忍可するにつきて言へば、廣く煖法のときよりすれども之れはその度强く、又世第一法の位には勝れたる忍可をなすも、其對象が唯苦諦の一に局らるるに反し、これは四諦全體に及ぶ。故に四諦の忍可は忍法を以て最勝とす。

【四三】然るにこの忍法云云。忍位を更に分ちて上中下の三位とす。下品には頂法と同じく、具さに四諦の十六行相を觀じ、中品にては、所謂、減緣減行の觀法をなし、上品に到れば、ただ苦諦下の隨一行相を念ずるを相違とす。卽ち複より單に到る相違によりて之を三品に分つなり。

【四四】此の義によりて等。前說せる所よりして煖位にても頂位にても、欲界につき一の四諦十六行相を觀じ上二界を合して一の四諦觀十六行相をなし上・下合し卌二行相を具さに緣ずることは言ふまでもなしとの義

【四五】謂はく瑜伽師云云。これ卽ち中忍の住に於ける減緣減行の相を述べたる文なり。文面は簡單なれど、其の說は甚だ複雜にして、古來より、減緣減行の金兜と稱して、俱舍論中の一名所とせらるる段なり。蓋し

初安足と增進との時

是の如き[三九]煖・頂の二種の善根は、初安足の時は唯法念住なり。

何の義を以ての故に初安足と名づくるやといふに、謂はく、隨つて何れの善根も、十六行相を以て最初に四聖諦の迹を遊踐することをいふ。

[四〇]後に增進の時には四念住を具す。諸の先の所得は後は現前せず。彼れに於いて欽重の心を生ぜざるが故なり。

忍法(忍善根)

此の頂善根の下・中・上品と漸次增長して成滿に至る時、善根生ずること有り。名づけて[四一]忍法(kṣānti)と爲す。四諦の理に於いて能く[四二]忍可する中にて、此は最勝なるが故に、又は此の位には忍して退墮すること無きが故に、名づけて忍法と爲すなり。此の忍善根は安足も增進も皆法念住なること、前と別なるもの有り。

忍法の下中二品の用

[四三]然るに此の忍法に下・中・上有り。下と中との二品は頂法と同じ。謂はく、具さに四聖諦の境を觀察し、及び能く具さに十六行相を修するなり。

上品忍の用

上品は異るもの有り。唯だ欲の苦をのみ觀ず。世第一と相隣りて攝するが故なり。

准說

[四四]此の義に由りて准ずるに、煖等の善根は、皆能く具さに三界の苦等を緣ずる義已に成立す。簡別無きが故なり。

中忍位の減緣減行

[四五]謂はく、瑜伽師は、色・無色の對治道等の一一の聖諦の行相の

は我所見に違ふと觀ずること、(四)無我とは一切法は我見に違すと觀ずること。

【三二】煖善根に就きて、婆沙卷六(毘曇部七、一一〇頁以下參照)

【三三】集聖諦下の(一)因とは煩惱と業とは將來苦果を感ずる原因にして種子の道理の如しと觀ずること(二)集とは惑と業とが能く等しく結合し出現する義有りと觀ずること(三)生とは惑業は三有の果を相續引生せしむと觀ずること(四)緣とは惑業は苦果に對して緣となると觀ずること。

【三四】滅聖諦下の(一)滅とは涅槃は一切の垢染を滅盡して法淨となると觀ずること(二)靜とは涅槃は三毒を止息して淨なりと觀ずること(三)妙とは涅槃は一切の內變なしと觀ずること(四)離とは涅槃は一切の外患を離ると觀ずること。

【三五】道聖諦下の(一)道とは無漏智は凡夫より聖者に向ふ門なりと觀ずること(二)如とは無漏智は如實の眞理に契當すと觀ずること(三)行とは無漏智は涅槃に趣向するものと觀ずること(四)出とは無漏智に因りて永く生死を超出すと觀ずること。

【三六】後にとは本論卷二六智品第一をいふ。

【三七】頂法に就きては、婆沙卷六(毘曇部七、一〇二頁參照)

【三八】此は云云。此の頂法は又前の煖法より一段勝るが故に特別の名を立つ。而して之れは煖法と共に又退すること有るが故に動善根(cala-kuśala-mūla)と名くるも、その中に在りては最も勝れて山頂又は頭頂の如くなるが故に頂法と名く、更に又忍と世第一法との二は唯進の一面にして動ずる卽ち退することなし、然るに煖頂の二は進み又退すること、恰も登山に於ける途中と、山頂の進退兩際に亙るとの如くなりといふ。

には苦(duḥkha)、三には空(śūnyatā)、四には非我(anātmaka)なり。

[32]集聖諦を觀ずるに四の行相を修す。一には[33]因(hetu)、二には集(samudaya)、三には生(prabhava)、四には緣(pratyaya)なり。

[34]滅聖諦を觀ずるに四の行相を修す。一には滅(nirodha)、二には靜(śānta)、三には妙(praṇīta)、四には離(niḥsaraṇa)なり。

[35]道聖諦を觀ずるに四の行相を修す。一には道(mārga)、二には如(nyāya)、三には行(pratipatti)、四には出(nairyāṇika)なり。

頂法(頂善根)

此の相の差別は、[36]後に當さに辯ずるが如し。

此の煖善根は下・中・上品と漸次に增長して、成滿の時に至りて善根の生ずるもの有り。名づけて[37]頂法(mūrdhan)と爲す。

釋名 [38]此は轉勝るるが故に、更に異名を立て、動善根の中にて、此の法最勝なること人頂の如くなるが故に、名けづて頂法と爲せしなり。

別釋 或は此れは是れ進と退との兩際にして、山頂の如くなるに由るが故に、說いて名づけて頂と爲す。

その功用 此も亦た、煖の如く具さに四諦を觀じ、及び能く具さに十六行相を修す。

全體に關してその體を明したるものなり。

(17) tata ūṣmagatotpattiḥ,

〔tac catuḥsatyagocaram,

ṣoḍaśākāram, ūṣmāt tu

mūrdhānaḥ te 'pi tatsamāḥ〕.

舊譯―從此暖行生、　具二四諦一爲レ境、

有二十六種行一、　從レ暖頂亦爾、

(18) 〔dvayor dharmeṇākaraṇam

anyair api vardhanam,

tataḥ kṣāntiḥ, dvayaṃ tadvat〕,

sarvasyā dharmavardhanam,

於レ二由二法念一、　安相、長由レ餘、

從レ彼忍、二忍、　同レ彼、法念長、

(19) 〔kāmāptaduḥkhaviṣayā-

dhimātrā, ekakṣaṇā tu sā,

de bzhin, chos mchog thams

cad phuṅ po lṅa, thob pa ma gtogs.

欲界苦爲レ境、　增上品一念、

世第一亦爾、　諸五陰離レ至。

【三〇】 總緣共相法念住云云。總雜法念住中の上上品たる總相念住に達して觀智次第に成熟す。其上上品の念住の次念に順決擇分の初の煖善根生ず。之を煖法と名く。恰も火の起る前に煖が生じて火の前相となるが如く、道にても煩惱の芽を燒く聖道の火の前兆の煖なり。故に煖法と名くといふ。體は亦、慧の心所なり。

【三一】 十六行相に就きての詳細は、智品第一、本論卷第二十六に至りて論ぜらるるも今、大意を婆沙卷七九の文を參照して記せば次の如し、苦聖諦下の(一)非常とは有爲法の所作は刹那滅なること及び衆緣生のものなりと觀ずること(行相)、(二)苦とは有漏法は傷痛逼迫し聖心に違ふと觀ずること、(三)空とは凡て一切法

第六節　四善根[二八]

[二九]此の觀を修し已りて、何なる善根をか生ずる。

頌に曰はく、

(17)此れより煖法を生じ、　具さに四聖諦を觀じて、

　十六行相を修す。　次に頂を生ずることも、亦た、然り。

(18)是の如きの二善根は、　皆、初めは法、後は四なり。

　次に忍は唯法念のみなり。　下・中品は頂に同じ。

(19)上は唯欲の苦をのみ觀じて、　一行・一刹那なり。

　世第一も亦た、然り。　皆慧なり。五なり。得を除く。

煖法煖善根釋名

論じて曰はく、[三〇]總緣共相法念住を修習すること漸次に成熟して、乃し上上品に至る。此の念住より後、順決擇分の初めの善根(kuśala mūla)生ずること有り。名づけて煖法(uṣmagata)と爲す。

此の法は煖の如くなれば、煖法の名を立つ。是は、能く惑の薪を燒く聖道の火の前相なり。火の前相の如くなるが故に、名づけて煖と爲す。

煖善根の觀察と修相(特に十六行相)

此の煖善根は分位長きが故に、能く具さに四聖諦の境を觀察し、及び能く具さに[三一]十六行相を修す。

苦聖諦を觀ずるに四の行相を修す。一には非常(anitya)、二

觀₂法無常苦、　　　空無我相₁故。種種合緣の雜緣法念住より遂に總雜法念住に入る、觀行者は此の總相念住に於ては身受心法の四を合して總合的に觀じ、非常、苦、空、非我の行相を起し、四對境を總じて是の如しと觀ず。これ所謂雜法念住なり。卽ち此等四境を觀じて一切有爲は非常なり、諸の有漏は苦なり、一切法は空なり非我なりとの行相を起すなり。

因みに、三賢位より煖位の念住迄の念住に加行・生起の順位を婆沙卷八八を參照して圖示せば、不淨觀・持息念(以上念住の加行)より自別相念住卽ち自相念住中の身念住・受・心・法念住・雜緣法念住・三義觀(こは俱舍にては省略す)總相念住の前加行に屬する聞所成の身念住の苦諦を緣ずる非常苦空・非我・行相の生起、次に同じく集諦・道諦を緣ずる各四行相の生起・無間に聞所成の受・心念住の順に苦・集・道の三諦を緣ずる十二行相の生起の無間に聞所成の法念住の四諦を緣ずる十六行相の生起・聞所成の法念住より無間に思所成の身・受・心・法念が、聞所成の如くして起り、此の思所成但し已離欲者の時は修所成の法念住の苦諦を緣ずる四行相(總緣共相法念住)の後に修所成の法念住(初煖位)が起るなり。毘曇部十六、二七三頁、及び光記二三、三四四頁參照

【二八】婆沙は四善根の各の項下に參照すべき個處を記せり、舊譯卷一六、二七一頁中、正理六一、光記二三、三四四頁下以下參照。

【二九】此の觀を修し已り云云。前節の總相念住までの三賢位を外凡位と名く、亦之を順解脫分ともいふ。これより更に四善根に進む、四善根とは、煖、頂、忍、世第一の四位にして之を內凡位と言ひ、亦、順決擇分ともいふ。この四位は密接に關連して離し難きを以て、之を纏めて說明することとなれるなり。三頌十二句より成る中、前十一句は四善根を各別にとき第十二句は

初めに在り。然れども身を貪することは受を欣樂するに由り、受を欣樂することは心の不調なるに由り、心の不調なるは惑の未だ斷ぜざるに由る。故に、受等を觀ずることは、是の如く次第するなり。

四念住の對治と數

[二三]此の四念住は次いでの如く、彼の淨・樂・常・我の四種の顚倒を治す。故に唯四有るのみにて、增せず減せざるなり。

四念住の雜緣不雜緣分別

[二四]四の中にて、〔前の〕三種は唯不雜緣のみなり。第四の所緣は雜と不雜とに通ず。〔此に〕若し唯法のみを觀ずるものならば、不雜緣と名づけ、若し身等に於いて二か三、或は四を總じて觀察するものならば、名づけて雜緣と爲すなり。

[二五]第五節　總相念住

[二六]是の如く、身等を雜緣する法念住を熟修し已りて、復た何れの所修かある。

頌に曰はく、

[二七](16)彼は法念住に居して、　總じて四の所緣を觀じて、
　非常と及び苦と　空と非我との行相を修す。

論じて曰はく、彼の觀行者が、總雜法念住を緣ずる中に居して、總じて所緣の身等の四境を觀じて四の行相――所謂、非常と苦と空と非我となり――を修するなり。

なり。

【二二】　生ずる〔次第〕に從ふ。觀法の生ずる次第をいふ。

【二三】　此の四念住云云。身を觀じて不淨となすは淨倒を治せんが爲め、受を觀じて苦となすは樂倒を治せんが爲め、心を觀じて無常とするは常倒を治せんが爲め、最後に法を觀じて無我とするは我倒を治せんが爲なり。故に、此の念住は增して五以上ともならず、減じて三以下ともならざるなり。

【二四】　四の中にて云云。雜緣とは或は身受心法の四を觀ずる上に雜緣と不雜緣とあり。雜緣とは或は身受の二を合し、或は身法の二を合し、乃至心法の二を合し進んで三法を合し四法を合して觀ずるをいふ。光記に據るに、雜緣法念住に十一種あり、身等の四の中の、夫夫二を合觀するもの六と、夫夫三を合觀するもの四種と、四を總觀するもの一となりと、不雜緣とは之に反して一法一法を別に(身・受・心法の自相)を觀ずることなり。

【二五】　婆沙卷一八七(毘曇部十六、二五六頁及び二七三頁)、舊譯卷一六、二七一頁中、正理六一參照。

【二六】　是の如く云云。四念住の次第は初めに不雜緣の身念住を發し、次の受、心、法念住の不雜緣念住の不雜緣念住を發し、最後に雜緣の法念住を發し、法念住の中にも、初めに簡單なる雜緣としての二合緣の雜緣法念住を發し、以下次第して四を總じて觀察する雜緣の法念住より遂に總相念住に移るなり。此の總相念住は七加行中の三賢位の最後段階なり。

【二七】　(16)　〔sa dharmasmṛtyupasthāne
samastālambane sthitaḥ
　〔tān eva paśyaty anitya-
duḥkhaśūnyanirātmataḥ〕.

舊譯―此人法念中、　總攝二境界一住、

の持するに由るが如し」と。

論主の正意

[一六]理實には應に、慧は念をして住せしむ、是の故に、慧に於いて念住の名を立つと言ふべし。慧の所觀に隨つて能く明記するが故なり。此に由りて、[一七]無滅は是の如きの言を作す。「若し能く身に於いて循身觀に住すること有らば、身を緣ずる念は住することを得」と乃至廣說す。[一八]世尊も亦た說く、「若し身に於いて循身觀に住すること有る者は、念は便ち住して謬らず」と。

通經

然るに、[一九]有る經に「此の四念住は何に由るが故に集り、何に由るが故に滅するや。[二〇]食と觸と名色と作意との集るが故に、次の如く、身・受・心・法を集らしめ、食と觸を名色と作意との滅するが故に、次の如く、身・受・心・法を滅せしむ」と言ふは、應に彼れは所緣念住を說くと知るべし。念が、彼れに於いて安住することを得るを以ての故なり。

念住の十二種別

又、[二一]念住の別名は所緣に隨ふ。〔所緣中に於て〕自と他と俱との相續を緣ずること異なるが故に、一一の念住に各三種有りとす。

四念住の說示の次第

此の四念住の說次は、[二二]生ずる〔次第〕に隨ふ。

〔問ふ〕生ずることは復た何に緣りて次第、是の如くなりや。

〔答ふ〕境の麁なるものに隨ひて、先づ觀ずべきが故なり。或は諸の欲貪は身處に於いて轉ず。故に、四念住は身を觀ずること

に慧住と名づくべけん。何が故に念住と名づくるやとの問意。

【一五】毘婆沙師云云。念力が加はりて慧をはたらかしむるが故に、因に從つて名を立てたりとなり。

【一六】現實云云。論主は慧の力にて念を境に住せしむるが故に、念住の名を立つとの意。

【一七】無滅(Aniruddha)云云。無滅は、舊譯に滅命、阿尼婁馱、又阿那律、阿㝹律陀等と記す。文意は、慧の心所が循身觀によりて身を觀ずる時、俱時の念の心所が、慧の心所の觀じたる結果を憶持して、身境の上に住することを得となり。雜阿含卷十九、第五三五經(大正二、一三九頁中)參照。

【一八】世尊云云。雜阿含卷第十一、第二八一經に曰く、「云何修二四念住一……如レ是順身身觀、住二彼順身身觀一住時、繫念安住不レ忘。」大正二、七七頁下。

【一九】有る經とは雜阿含卷廿四第六〇九經(大正二、一七一頁上)參照。集るとは起ること。

【二〇】食によりて身、觸によりて受、名(心心所)色によりて心、作意によりて法は、集り又は滅す云云の義。此の文より見れば、念住の體に食と觸と名色と作意との四有るが如く見え、從つて念住の體を慧とは言ひ難きが如きも、之は所謂所緣念住を說くものにして、念が此等身・受・心法の四の上に安住するが故に、その四を念住と名けしものに外ならず、自性よりすれば矢張慧は中心とするなりと。

【二一】念住の別名はその所緣によりて身念住、受念住、心念住、法念住と名づけ、更にその各に於て、その所緣たる身等が自身のみの所屬なるか、他のみの身に局るか、乃至自身と他の身との兩者に通じて觀ずるかの異るによりて三種を分つが故に、合計十二の念住有り、即ち自身念住、他身念住、共身念住等あるなりと

身・受・心法の自相

身の自性とは大種と造色となり。[八]受と心との自性とは自らの名に顯はるるが如し。法の自性とは三を除いて餘の法なり。傳說すらく、[九]「定に在りて極微と刹那とを以て各別に身を觀ずるを、身念住の滿と名づく。餘の三の滿の相も應の如く當に知るべし」と。

念住の成滿

四念住の體

何等をか四念住の體と爲る。

此の四念住の體に各三有り。自性と相雜と所緣との別なるが故なり。

三種の念住

[一〇]自性念住は慧を以て體と爲す。此の慧にも三種有り。聞等の所成を謂ふなり。即ち此れを亦た三種の念住とも名づく。[一一]相雜念住は慧と所餘の俱有とを以て體と爲す。[一二]所緣念住は慧の所緣の諸法を以て體と爲すなり。

自性念住の體慧なる根據

〔問ふ〕寧ぞ知らん、自性〔念住〕は是れ慧にして、餘に非ざることを。〔答ふ〕[一三]經に說く、「身に於いて循身觀（kāyānupaśin）に住するを身念住と名づく。餘の三も亦た然なり」と。諸の循觀(anupaśin)の名は唯、慧の體にのみ目く。慧に非ずんば循觀の用有ること無きが故なり。

慧を念住と名くる所以

〔問ふ〕[一四]何に緣りて慧に於いて念住の名を立つるや。

毘婆沙師の說

[一五]毘婆沙師の說く、「此の品は念の增するが故なり。是れ念の力が慧を持して轉ずることを得る義なり。斧の木を破るは楔の力

【七】一切の有爲は云云。共相觀は、諸法一般の共通の相を觀ずること。

【八】受と心との自性云云。受は領納隨觸の自性。即ち六地の身。心の自性は六識身。法の自性とは身・受・心以外の諸法の自性にして、色蘊・受蘊・識蘊を除く、想蘊と行蘊と三無爲法との如きをいふ。

【九】定に在りて云云。例せば身念住なれば、大種と五根・五境とを、空間的には一極微に至る迄分析し、時間的には一刹那に約して、その自相共相を觀ずるを成滿位と稱す。

【一〇】自性念住(svabhāva-smṛty-upasthāna)とは、聞・思・修の三慧を體となす。之れ念住は慧を根本として成立するが故なり。

【一一】相雜念住(saṃsarga-smṛty-upasthāna)とは、慧と相應（心々所法）と之と俱有の法得・四相とを以て體とす。即ち慧を中心とする心全體なり。

【一二】所緣念住（ālaṃbana-smṛty-upasthāna）とは、自相念住・相雜念住の慧の觀ずる身・受・心・法の諸法をいふ。念住は之を所緣として成立するが故なり。

【一三】經とは雜阿含卷二十四、第六〇七經（大正二、一七一頁上）以下の諸經及び、中阿含卷第二十四念處品（大正一、五八二頁）等參照。雜阿含第六〇七經に據るに、「世尊告諸比丘、有二一乘道一、淨二諸衆生一、令越憂悲、滅惱苦、得如實法、所謂四念處、何等爲レ四、身身觀念處、受・心・法觀念處云云」と。亦、長阿含卷第八衆集經（大正一、五〇一頁下）には、「復有二四法一、謂四念處、於レ是比丘、內身身觀精勤不懈憶念不レ忘、捨世憂愛……。外身身觀精勤……。內外身身觀……。受法意觀亦復如是とあり。

【一四】何に緣りて云云。念住の體にして慧ならば、方

卷の第二十三〔分別賢聖品第六の二〕

[一]第四節　別相念住

別相念住

是の如く已に[二]修に入るの二門を說けり。此の二門に依りて心は便ち定を得るなり。心は定を得已つて、復た何の所修かある。

[三]頌に曰はく、

(14)已に止を修成するに依りて、觀の爲めに念住を修す。自相と共相とを以て、身・受・心・法を觀ず。

(15)自性は聞等の慧なり。餘は相雜と所緣となり。說の次第は生ずるに隨ふ。倒を治するが故に唯四のみなり。

四念住の修習としての自共相觀

論じて曰はく、[四]勝れたる奢摩他を已に修し成滿することに依りて、毘鉢舍那の爲めに四念住を修す。

如何に四念住を修習するやといふに、謂はく、[五]自〔相〕と共相とを以て、身と受と心と法とを觀ずるなり。

自相觀

[六]身・受・心・法の各別の自性を名づけて自相と爲す。

共相觀

[七]一切の有爲は皆非常の性なり、一切の有漏は皆是れ苦の性なり、及び一切の法は空と非我との性なるを、名づけて共相と爲す。

九二四

【一】別相念住。三賢位中の第二位なり。此位は、身・受・心・法を以て、これを別別に觀念して、その觀智を進めんとするを別相念住とは名づく。婆沙卷一八七—一八八(毘曇部十六、二五四頁以下、正理六〇、光記二三、三四三頁以下)、舊譯卷一六、二七一頁以下參照。

【二】修に入るの二門とは不淨觀と持息念となり。

【三】頌に云云。初の二句にて念住を修すべき理由を述べ、次の二句(三四句)は念住の仕方を示し、次の二句五六は念住の體を明し、第七句は身受心法の順序の根據を示し、第八句は、念住の數の四に限る理由を明にしたるもの。

(14) [niṣpannaśamathasyaiva smṛtyupasthānabhāvanā]
kāyavic[cittadharmāṇāṃ dvilakṣaṇaparīkṣaṇāt],

(15) [prajñā śrutādimayī], anye saṃsargālambanāt [kramaḥ yathopapatti, catvāri viparyāsavipakṣataḥ].

舊譯—修觀已成就、方修四念處、身受及心法、由簡擇二相、性慧聞思修、餘相應境故、次第如生四、對治倒等故。

【四】勝れる奢摩他は勝れたる止なり。不淨觀と持息念とによりて心の勝れて靜まれるをいふ。毘鉢舍那とは觀なり。

【五】諸法の自相共相分別に就きては婆沙卷四二(毘曇部九、三頁以下)參照。

【六】身受心法云云。例へば身とは四大種と所造色たる五根・五境とより成る。此の相を觀ずるを身念住の自相觀といふ。

しく現前するとき、息は爾の時に於いて方に轉ずることを得るが故なり。

[二〇二]第四定等を出ずるとき及び初生の時には、息最も先きに入り、第四定等に入るとき、及び後に死する時には、息最も後に出づ。

（三）依情門　息は有情數の攝なり。有情の身分なるが故に。

（四）非執受門　有執受に非ず。根と相離するが故に。

（五）五類門　是れ等流性なり。同類因より生ずるが故に。所長養に非ず、身が、增長する時、彼れは損減するが故に。異熟生に非ず、斷じ已つて後時に更に相續するが故に。餘の異熟の色は是の如くなること無きが故に。

（六）觀心緣息門　唯自と上との地の心の所緣なり。[二〇三]地の威儀・通果心の境に非ざるが故に。

【二〇二】第四定云云。第四定を出づるときと初生のときは、入息が初めにして、第四定に入るときと、命終するときとは出息が最後となる。

【二〇三】下地の威儀云云。例せば第二禪に生じて、初禪の心を起すは威儀心・通果心なり。威儀は借起識にして、是は唯初禪の色・聲・觸を緣ずるも、息心を緣ぜず、又通果心は天眼通なれば色・聲を緣じ、變化心の故に色聲味觸を緣ずるも、息心を緣ずること無ければなり。

なる大種と造色と及び色に依りて住する心と及び心所とを觀じ、具さに五蘊を觀じて以て境界と爲すことあり。

轉　轉(vivartanā)[一九七]とは、謂はく、息風を緣ずる覺を移轉して、後後の勝善根の中、乃至世間第一法の位に安置することなり。

淨　淨(pariśuddhi)[一九八]とは、謂はく、昇進して見道等に入ることなり。

異說　有餘師の說く、「念住を初めと爲し、金剛喩定を後と爲すを、轉と名づけ、盡智等を方に淨と名づく」と。

重頌　六の相を攝せんが爲めの故に、頌を說いて言はく、

[一九九]持息念には應に知るべし、六種の相の異有ることを。謂はく、數と隨と止と觀と轉と淨との相の差別なり。

息の差別相

[二〇〇]息の相の差別は、云何が應に知るべき。

頌に曰はく、

(13)入・出息は身に隨ふ、二の差別に依りて轉す。
有情數なり、非執受なり、等流なり、下緣に非ず。

論じて曰はく、身の生ずる地に隨つて、息は彼の地の攝なり。

(一)依地門　息は是れ身の一分の攝なるを以ての故なり。

(二)依息門　此の入出の息の轉ずるは、身と心との差別に依るなり。無色界は生ずると及び羯剌藍等と、並びに無心定及び第四定等に入るものとには、此の息は彼れに於いて皆轉ぜざるを以ての故なり。謂はく、[二〇一]要ず身の中に諸の孔隙有りて入・出息の地の心正

【一九七】轉とは息を緣ずる覺を移して四念住已去の後後の勝義の法又は、息念觀の增上力にて起れる世第一法の位に置くこと。

【一九八】淨とは息念の覺が進みて無漏の見道に入ること

【一九九】gaṇanānugamasthāno palakṣaṇā vivartanaḥ, pariśuddhiḥ ṣaḍākārā ānāpānasmṛtiḥ smṛtā. 頌譯―

舊譯一數二隨行、　三安四占相、
　五轉六淸淨、　說名二息念觀一。

【二〇〇】息の相の差別云云。持息念は、息を觀察することなれば、特に此段に於て其息の相を詳にせんとするなり。此間に六門を含む。(一)依身門(二)依息門(三)依情門(四)非執受門(五)五類門(六)觀心緣息門なり。その一一は長行を見よ。

(13)　ānāpānau yataḥ kāyaḥ,
　[sattvākhyam anupāttikau]
　　rgyu mthun las byuṅ
　[adharamanasā nopalakṣitau].

舊頌譯―入出息隨レ身、　衆生名、非取、
　等流、非二下心一、　所緣非二餘心一。

【二〇一】婆沙卷二六には、入出息の轉ずるは、四緣を具するに據る。一には必ず入出息をなす所依の身を要し、二には口・鼻等の風道通あること、三には毛孔の開くこと、四には入出息の屬する地の發心の現前することなり。此の中、前三は身の差別に依り、第四は心の差別を顯すなり。無色界に生ずるものには四事皆なく、其他の轉ぜざる地には、この中の隨一等を缺けばなり。例せば、羯剌藍等位にては、風道未通、毛孔未開なるが故に息轉せざるが如し(詳細は婆沙四二六參照)

出に於いて入と謂ふなり。

若し是の如き三種の過失を離るるを名づけて正數と爲す。若し十の中間に心散亂する者あらば、復た應に一より次第に之れを數へ、終りて復た始めて、乃し定を得るに至るべし。

(二)隨

隨(anugama)は、謂はく、心を繫けて入出の息を緣ずるに、加行を作さず、息に隨つて行ず。息の入出する時、各各遠く何れの所に至るかを念ず。謂はく、息入は、徧身に行ずると爲んや、一分に行ずと爲んやと念じて、彼の息入に隨つて行いて喉・心齋・髖・髀・脛に至り乃し足の指に至るまで、念、恆に隨逐す。若し息出なれば、身を離れて[一九四]一磔、一尋に至ると爲んやと念じ至る所の方に隨つて念、恆に隨逐することなり。

異說

有餘師の說く、「息出の極遠なるは乃至[一九五]風輪或は吠嵐婆なり」と。

破

此れは理に應せず。此の念は眞實の作意と倶なるが故なり。

(三)止

止(sthāna)とは、謂はく、念を繫けて唯鼻端に在き、或は眉間乃至足の指に在き、所樂の處に隨つて其の心を安止し、[一九六]息が身に住するを觀ずること、珠の中〔を貫く〕縷の如し、〔而して此の息は身を〕冷すと爲んや、煖むと爲んや、損すと爲んや、益すと爲んやと〔觀ずる〕なり。

觀

觀(upalakṣaṇā)とは、此の息風を觀察し已つて、更に息と倶

【一九四】一磔(vitasti)は一張手とも云ふ、手の指を擴げて拇指と小指との距離の長さなり一尋(ヒロ)とは一弓の長さなり。

【一九五】風輪(vāyumaṇḍala)は下方の極點を擧げ、吠嵐婆、(舊譯鞞嵐婆風 vairumbha)は日月を運轉する風なり、此れ上方の極點を擧げたるなり。

【一九六】息の身に云云。心を鼻端等に止めて、身中の息の住相を觀ずること珠の中を貫通せる縷の如く、その息は息を冷すか、煖むるか、損ずるか、益するかと觀ず。

異說

[一九〇]有るが說く、「根本の下三靜慮の中にも亦た捨受有り」と。彼は說く、「〔持息念は〕八地に依る、[一九一]上定現前せば息有ること無きが故に」と。

(三)境界

此の定は風を緣ず。

(四)依地

欲〔界〕の身に依りて起り、〔而も〕唯人・天の趣のみあり、北倶盧を除く。

(五)二得

離染得と及び加行得とに通ず。

(六)作意

唯、眞實の作意とのみ相應す。

(七)簡邪

正法の有情の方に能く修習するところにして、外道には有ること無し。說く者無きが故に、自ら微細の法を覺すること能はざるが故なり。

持息念の圓滿相

此の相の圓滿するは[一九二]六因を具するに由る。一には數、二には隨、三には止、四には觀、五には轉、六には淨なり。

(一)數

數(gaṇanā)とは、謂はく、心を繫けて入・出の息を緣ずるに[一九三]加行を作さず、身・心を放捨して、唯念じて入・出の息を憶持し、數へて一より十に至りて、減ぜず增せず。心が境に於いて極めて聚散することを恐るるが故なり。

數に於ける三失と正數

然るに、此の中に於いて三の失有るべし。一には數減の失あり、二に於いて一と謂ふなり。二には數增の失あり、一に於いて二と謂ふなり。三には雜亂の失あり、入に於いて出と謂ひ、

【一九〇】有るが云云。異說にては下三定の中にも、捨受あるが故に又持息念有りとなり。從つて此の說よりせば、持息念は八地を所依とす。

【一九一】上定現前せばとは、第四禪以上の定に入る時は捨受ありと雖も息なし、從つて持息念もなしと。ただ八地に限る理由を明にしたる文なり。

【一九二】舊譯には、一に數、二に隨（隨逐の義）、三に安、四に相、五に轉、六に淨とあり。

【一九三】加行を作さずとは、息を出入に任せて、特に力を用ゐて緩急ならしめず、身心の二に關するも同樣に自然に任せ唯念を出入の息にかけて一より數へて十に至り、十に至れば又改めて算するなり、十より減ぜざるは心が息風に凝ること無からしめんが爲めにして、十より增さざるは、心が數に執縛され散ずることあるを恐るゝが故なり。

持息念の名義

[182] 次に應に持息念を辯ずべし。此の差別の相は云何。

頌に曰はく、

(12) 息念は慧なり。五地なり。風を緣ず。欲の身に依る。
二得なり。實なり。外には無し。六有り。謂はく、數等なり。

息念

論じて曰はく、息念と言ふは、卽ち[183]契經の中に説く所の阿那阿波那念なり。阿那(āna)と言ふは、息を持して入るを謂ふ。是れは外風を引いて身に入らしむる義なり。阿波那(apāna)とは、息を持して出すを謂ふ。是れは內風を引いて、身より出でしむる義なり。[184]慧念力に由りて、此の〔入出息〕を觀じて境と爲すが故に阿那阿波那念と名づくるなり。

持息念の諸門分別

(一)持息念の體

〔此の觀は〕慧を以て性と爲す。而るに〔持息〕念と説くことは念力の持するが故に境に於て分明に[185]所作の事を成ずることと[186]念住の如くなるが故なり。

(二)所依地

通じて五地に依る。謂はく、[187]初と二と三との靜慮の近分と中間と欲界となり。此の念は唯、捨〔受〕と相應するが故なり。[188]謂はく、苦・樂の受は能く尋を引くに順ずるに、此の念は尋を治するが故に〔苦樂の受と〕俱起せず。[189]〔又〕喜樂の二受は能く事注することに違す。〔然るに〕此の念は境に於いて事注するが故に成ず。此の相違に由るが故に〔苦樂の二受と〕俱起せず。

【一八二】 次に應に云云。五停心中の數息觀を明す段なり。頌は簡單なれど、此中に出體、依地、境界、依身、得、作意、簡邪、辨相の八門を明せり。舊頌は、

(12) ānāpānasmṛtiḥ prajñā
〔pañcabhūr vāyugocarā
kāmāśrayā, na bāhyānām,
ṣaḍvidhā gaṇanādayaḥ〕.

阿那波那念、　慧五地風境、
依欲身外道無、　六由數等。

【一八三】 契經とは雜阿含卷第二十九、卷第八〇二經(大正二、二〇六頁上)に曰く「世尊告諸比丘、當修安那般那念、若比丘修習安那般那念、多修習者得身止息及心止息、有覺有觀、寂滅純一明分想、修習滿足云云」と。阿那阿波那念とは、卽ち āna-apāna-smṛti の音義譯にて入出息念の義なり。

【一八四】 慧念力とは、此の息を觀ずる心所は慧の心所なれどもその慧は念心所に助けらるるが故に念といふ。

【一八五】 所作の事とは息を觀ずること。

【一八六】 念住云云。四念住は次卷を見よ。四念住は慧を體とすれども、その慧は念の力にて境に住するが故に念住といふ。

【一八七】 初と二と云云。この持息念あるは欲界と中間と下三禪の近分定との五地に限る。第四禪には息風なきを以て、隨つて持息念もなし。又此持息念は捨受とのみ相應するものなるが故に下三禪の根本にはなし。

【一八八】 謂はく、苦樂受云云。欲界の苦樂二受は多尋に隨順して尋を引起するものにして、此の持息念は、かくの如き尋心所を對治するものの故に相應せず。

【一八九】 〔又〕喜樂の二受云云。色界の喜樂二受と相應せざることをいふ。

(11)無貪の性なり。十地なり。欲の色を緣ず。人生なり。
不淨なり。自世緣なり。有漏なり。二得に通ず。

論じて曰はく、先きに問ひし所の如く、今次第に答ふべし。

(一)體 性　謂はく、此の觀は無貪を以て性と爲す。

(二)所依の地　通じて十地に依る。謂はく、[175]四靜慮と及び四近分と中間と欲界となり。

(三)所 緣　唯だ欲界は所見の色境を緣ず。所見とは何ぞやといふに、謂はく、顯・形の色なり。[176]義を緣じて境と爲すこと、此れに由りて已に成ず。

(四)生起する趣處　唯人趣の生なり。[177]三洲なり。北〔倶盧〕を除く。尙ほ餘趣に非ず。況んや餘界の生をや。

(五)行 相　旣に不淨の名を立つれば、唯だ不淨の行相のみなり。

(六)世 緣　隨つて何れの世に在りても、自世の境を緣ず。[178]若し不生の法ならば、通じて三世を緣ず。

(七)有・無漏門　[179]旣に唯、勝解作意とのみ相應す。此の觀は理として應に唯是れ有漏のみなるべし。

(八)得 門　離染得及び加行得に通ず。[180]曾得のと未曾得のとが有るに由るが故なり。

此れにて不淨觀の相の差別已りたり。

[181]第三節　持 息 念

【一七五】四靜慮四近分、中間によりて起す不淨觀は定心にして、唯欲界によつて起すもののみは散心なり。無色は色法を緣ぜざるが故に此には無色定を除けるなり。

【一七六】義を緣じて云云。已に顯形の色を凡べて緣ずる以上は名・義の中にては、名を離れて直ちに內容たる義を緣ずることは、自ら其の中に明なりとの意。

【一七七】三洲云云。五趣の中の人趣の中にも不淨觀は唯南・東・西の三洲に局りて起り、北倶盧洲には起らず。靑瘀等の不淨無きが故なり。

【一七八】若し不生云云。若し未來に止まる畢竟不生の物の不淨觀ならば、所緣の境が三世に流るべき性質のものなるが故に、隨つてその不淨觀も通じて三世を緣ずとす。

【一七九】旣に唯云云。此の不淨觀は勝解の作意と相應して、不淨に非ざるものを假りに不淨と觀ずる假觀なるを以て、此の觀は理として、有漏なり。(無漏は十六行相の共相作意のみ、此の中には、有漏なる勝解作意と相應する假觀を攝せず。

【一八〇】曾得云云。曾得の不淨觀は離染得にして、下地の染を離るる位に於て、上地の不淨觀を得るをいふ、こは過去無數劫の間に三界輪廻中、上界に生ぜし場合に旣に屢々得せしことあるものなれば、曾得と言ふ。又未曾得の不淨觀は、加行得にして、大加行を起してその力によりて不淨觀を發すをいふ。こは、佛道修行、又は練根等の加行をなすによりてのみ得する不淨觀にして、從前未だ曾て得せしこと無きものなり。

【一八一】婆沙卷二六(毘曇部八、五七頁以下)、舊譯卷一六、二七〇頁中、正理卷六〇、光記二二、三四〇頁下參照。

いて、漸く略して觀じ、乃至、唯一の具の骨鎖を觀ず。此の漸く略する不淨觀を成ずるを齊りて、瑜伽師の初習業の位と名づく。

(二)已熟修

略觀の勝解力をして增さしめんが爲めに、一の具の中に於いて、先づ足の骨を除いて餘の骨を思惟し、心を繫けて住し、漸次に乃至頭の半骨を除いて半骨を思惟し、心を繫けて住す。

此の[一六八]轉略の不淨觀を成ずるを齊りて、瑜伽師の已熟修の位と名く。

(三)超作意

略觀の勝解をして自在ならしめんが爲めに、半の頭骨を除いて、心を眉間に繫けて、一緣に專注し湛然として住す。此の極略の不淨觀の成ずるを齊りて、瑜伽師の超作意の位と名づくるなり。

四句分別

[一六九]有る不淨觀には、所緣小なるも、自在小に非ざるものあるに由りて、應に四句を作るべし。此は、[一七〇]作意の已熟と[一七一]未熟と[一七二]未熟[一七三]已熟とに由り、及び所緣に自身と海に至るとの、差別有るに由るが故なり。

不淨觀の諸門分別

[一七四]此の不淨觀は何の性なりや、幾の地なりや、何れの境を緣ずるや、何れの處の生なりや、何の行相なりや、何れの世を緣ずるや。有漏なりと爲んや、無漏なりと爲んや、離染得と爲んや、加行得と爲んや。

頌に曰はく、

【一六八】轉略とは、うたた(漸次に)略除する意。

【一六九】不淨觀有り云云。四句分別は、一身の骨觀(所緣)の大小と自在と不自在とを望めて四句を分別するものなり。

【一七〇】作意の已熟。第一單句謂はく、所緣小なるも自在少に非ざるもの作意の已熟の位に至らば、數數自身を觀ずるに由りて骨鎖觀は已に熟し、特別の作意を要せず。故に自在なりと雖も、唯自身の一具の骨鎖をのみ觀ずるに止るを以て、所緣は小なるなり。

【一七一】未熟とは第二單句にして、自在小なるも、所緣小に非ざるもの。作意が未熟の故に、自在は小なれども、所緣の骨鎖は海に至る迄光滿すと觀ずるものなるが故に、所緣は少に非ざるなり。

【一七二】次の未熟とは第三俱句にして、自在、所緣と俱に小なるもの、未熟の位に、自身を觀ずるものなり、理は上に準じて知るべし。

【一七三】第四の已熟とは第四俱非句にして、所緣自在俱に小に非ざるもの――作意已熟の位に骨鎖海に至る迄充滿すと觀ずるものなり。

【一七四】此の不淨觀は云云。不淨觀に關する諸門分別なり。頌は簡單なれど八間に答へたるものとす。

(11b) alobho daśabhūḥ kāma-
dṛśyālambā nṛjāśubhā.

舊譯―無貪性十地、　欲見境人生。

因みに、梵文と舊譯との頌には、共に、第三句の不淨……以下を缺くことを注意すべし。

らるること等を縁じて不浄観を修すれば、第二の貪を治す。[一六四]蟲蛆等を縁じて不浄観を修すれば、第三の貪を治す。屍の動かざることを縁じて不浄観を修すれは、第四の貪を治するなり。

若し骨鎖を縁じて不浄観を修すれば、通じて能く是の如き四貪を對治す。骨鎖の中には四貪の境無きを以ての故なり。

特に、骨鎖観

應に且らく骨鎖観を修することを辯ずべし。

骨鎖観の修と煩悩の伏

此れは唯勝解の作意の攝なるが故に、[一六五]少分を縁ずるが故に、煩悩を斷ぜず。唯能く制伏して現行せざらしむ。

骨鎖観を修する三位

然るに瑜伽師の骨鎖観を修するに、總じて三位有り。一には[一六六]初習業、二には已熟修、三には超作意なり。

(一)初習業

謂はく、観行者は是の如き不浄観を修せんと欲する時には、應に先づ心を自らの身分に繋ぐべし。或は足の指に於いてし、或は額に、或は餘の所樂の處に隨つて、心住することを得已りて、勝解の力に依りて自らの身分に於いて假想思惟して、皮肉爛墮し、漸く骨をして淨からしめ、乃至具さに全身の骨鎖を観ず。

[一六七]一の具を見已りて、復た第二を観じ、是の如く漸次に廣く、一房一寺一園一村一國に至り、乃至地に偏し、海を以て邊と爲して、其の中間に於いて、骨鎖充滿すと[観ず]。勝解をして增長することを得せしめんが爲めの故に、廣くしたる所の事に於

る貪を治せんが爲めなり。

【一六三】食せらるとは、死骸が鳥獸等に喰はるる相を縁ずること。これ端正の相に耽じて彼への執着を治す。

【一六四】蟲蛆云云。死骸より出でたる蟲などのことを縁ずること。こは妙觸貪を治す。

【一六五】少分を縁ずとは、骨鎖はただ五蘊の中、色蘊の一部分を縁ずるのみ。

【一六六】初習業(ādikarmika)は舊譯に初發觀行とあり、已熟習(kṛta-parijaya)は舊譯に已數習成行とあり、超作意(atikrānta-manasikāra)は舊譯に已過量行とあり。

【一六七】一の具とは、自己の身分の全體の骨鎖を遍く觀ずるを言ひ、第二とは他の身分の全を觀ずるを言ふ。

なり。

異　解(其一)

有餘師の言はく、「[一五四]此の持息念は多縁に非ざるが故に能く亂尋を止む。不淨は多く顯・形の差別を縁ずるをもて、多尋を引く。故に[一五五]彼れを治するに能あること無し」と。

異解(其の二)

有餘復た言はく、「此の持息念は内門に轉ずるが故に、能く亂尋を止む。不淨は多く外門に於いて轉ずるが故に、猶ほ眼識の如く、彼れを治するに能ある無きなり」と。

[一五六]第二項　不淨觀

不淨觀の相

[一五七]此の中、先づ不淨觀を辯ずべし。

是の如き觀の相は云何。

頌に曰はく、

(9b)通じて四の貪を治するが爲めに、　且らく骨鎖を觀ずることを辯ず。

(10)廣く海に至つて復た略するを、　初習業の位と名づく。

足を除くより頭半に至るを　名づけて已熟修と爲す。

(11a)心を繫けて眉間に在るを　超作意の位と名づく。

不淨觀の目的と四種の貪

論じて曰はく、不淨觀を修するは正しく貪を治せんが爲なり。然るに、貪の差別に略して四種有り。一には[一五八]顯色貪、二には[一五九]形色貪、三には[一六〇]妙觸貪、四には[一六一]供奉貪なり。

貪の對治としての不淨觀

[一六二]青瘀等を縁じて不淨觀を修すれば、第一の貪を治す。[一六三]食せ

【一五四】持息念は息風を縁ずるが故に、顯・形色の差別得べからざるをいふ。

【一五五】彼れとは尋の心所。

【一五六】婆沙卷四〇、毘曇部八、三四五頁以下、舊譯卷一六、二六九頁下以下、正理卷五九、光記二二、三三九頁下參照。

【一五七】此の先づ云云。不淨觀の觀じ方に種種あれど、ここにては專ら所謂、骨鎖觀を說明して、不淨觀の代表とせり。

(9b) śṛṅkhalā sarvarāgiṣu.

舊譯—骨觀通欲ㇾ治、　骨量遍至ㇾ海、

(10) āsamudrāsthivistāra-
saṃkṣepād ādikarmikaḥ,
pādasthar ākapālārdhaṃ
kṛtaparijayāhvayaḥ.

增減名㆓初發㆒　除㆓脚頭骨半㆒、
說名㆓數習成㆒、

(11a) atikrāntamanaskāro
bhrūmadhye cittadhāraṇāt.

安㆓心於眉間㆒、　說名㆓過思量㆒。

【一五八】顯色貪は舊譯に色欲とあり。紅白等の色合を執着すること。

【一五九】形色貪は舊譯の形貌欲とあり。姿形容貌に執着すること。

【一六〇】妙觸貪とは舊譯二觸欲とあり、肌觸などに執着すること。

【一六一】供奉貪は舊譯に威儀欲とあり。妙姿なる起居動作を執着すること。

【一六二】青瘀等を縁じとは、いかなる美人も死して日を經るに從ひ、靑ぶくれになるものと思ひ定めて、その相を心中に浮べ出すこと。これ美妙なる紅白等に對す

四聖種を說くと。我所の事とは、謂はく、衣服等なり。我の事とは、謂はく、自身なり。彼を緣ずる貪を名づけて欲と爲す。暫く、前の三の貪を止息せんが爲の故に、前の三聖種を說き、永く四種の貪を滅除せんが爲の故に、第四の聖種を說きたるなり。

第三節　五停心

第一項　總說〔一五一〕

〔一五二〕是の如く已に修の所依たる器を說けり。何の門に由るが故に能く正しく修に入るや。

頌に曰はく、

(9)[a]修に入る要に二門あり、　不淨觀と息念となり。

貪と尋と增上なる者　次第の如く應に修すべし。

入修の二門

論じて曰はく、正しく修に入る門の要なるに二有り。一には不淨觀(aśubhā bhāvanā)、二には〔一五三〕持息念(ānāpāna-smṛti)〔是れなり〕。

入修の門と機

誰れは、何れの門に於いて、能く正しく修に入るやといふに、次の如く、應に貪と尋との增する者なりと知るべし。謂はく、貪の猛盛にして數數現在前する是の如き有情を貪行者と名づく。彼れは不淨を觀ずれば能く正しく修に入るなり。尋多く心を亂すを尋行者と名づく。彼れは息念に依りて、能く正しく修に入る

【一五一】婆沙卷七四(毘曇部十、二七一頁以下)、舊譯卷一六、二六九頁下、正理卷五九、光記二二、三二九頁中參照。

【一五二】是の如く已に云云。これより彌よ加行位に於ける階級的修行に入る所謂三賢四善根の加行を修するなり。ここに述ぶる五停心は、その中、三賢位卽ち外凡位の最初位なり。此頌は、先づ五停心の總說ともいふべきものなり。元來五停心とは不淨觀、慈悲觀、因緣觀、界差別觀、數息觀の五の何れかを修して、心病を治する修行に名づけたるものなれど、ここにては、その中にて、不淨觀と持息念(數息觀)の二を最も高調したるなり。

(9a)〔tatrāvatāraṇty aśubhayā-
nāpānasmṛtena ca
rāgavitarkabahulāḥ.
舊譯—入レ修由二二因一、　不淨觀息念、
多欲多覺觀。

【一五三】持息念は一般舊譯にては阿那波那念とす。

隨つて皆な喜足を生ずることなればなり。第四の聖種は、謂はく、[一四二]樂斷修なり。

樂斷修の體の是れ無貪なる所以

〔問ふ〕如何にして、亦た、無貪を用ゐて體と爲すや。〔答ふ〕能く[一四三]有と欲との貪を棄捨するを以ての故なり。

四聖種を立つる所以

〔問ふ〕何の義を顯はさんが爲めに四聖種を立つるや。〔答ふ〕諸の弟子が、[一四四]俗の生具と及び俗の事業とを捨して、解脫を求めんが爲めに、佛に歸して出家するを以て、法王世尊は彼れを愍んで助道の二事を安立す。〔謂はく〕、一には生具、二には事業なり。[一四五]前の三は卽ち是れ助道の生具なり。最後のは卽ち是れ助道の事業なり。[一四六]汝等、若し能く前の生具に依りて後の事業を作さば、解脫久しきに非ず」と。

生具と事業と安立の所以

〔問ふ〕何が故に是の如く[一四七]二事を安立するや。〔答ふ〕[一四八]四種の愛の生ずるを對治せんと欲するが爲めなり。故に、[一四九]契經に言はく、「苾芻、諦聽せよ、愛は衣服に因りて應に生ずべき時は生じ、應に住すべき時は住し、應に執すべき時は執す。是の如く、愛は飲食と臥具と及び有と無有とに因る」と。——皆、是の如く說けり。——

此の四を治せんが爲めに、四聖種を說けるなり。

四聖種安立の別

[一五〇]卽ち是の義に依りて、更に異門をもつて說く。謂はく、佛は我所と我との事欲を暫息し、永除せんと欲するが爲めの故に、

【一四二】樂斷修とは煩惱を斷じて聖道を修することを願ふこと。從つて喜足を以て體と爲すに非ざるが故に、無貪を體とするや否やに關して、次に質問あり。

【一四三】有貪とは上二界の貪。欲貪とは欲界の貪。（本論第十九參照）。

【一四四】俗の生具とは、衣服・飲食・臥具等をいひ、俗の事業とは、農・工・商等をいふ。

【一四五】前の三とは、衣服・喜足乃至臥具喜足の三をいひ、最後とは樂斷修をいふ。

【一四六】汝等云云。中阿含卷第二十一、說處經（大正一、五六三頁中、下）參照。

【一四七】二事。生具及び事業。

【一四八】四種の愛とは（一）衣服愛（二）飲食愛（三）臥具愛（四）無有愛。

【一四九】契經とは、大集法門經卷上（大正一、二二九頁下）に、四愛生を說けり參照すべし。

【一五〇】卽ち此の義云云。四聖種が四貪を對治する義に依つて安立の名目を更へて說くとの意。

(二)喜足少欲

此の二の成ず可きことの易きは、喜足少欲に由る。喜足と言ふは、不喜足無きなり。少欲とは、大欲無きなり。

[一三九]無とする所の二種の差別は云何。

不喜足と大欲との別

對法の諸師は咸な是の說を作す。「已得の妙衣服等に於いて更に多く求むるを不喜足と名づけ、未得の妙衣等に於いて多く希求するを大欲と名づく」と。

難

豈に[一四〇]更に求むるは、亦た、未得を緣ずるにあらずや。此の二の差別は便ち應に成ぜざるべけん。

論主自釋

是の故に、此の中には應に是の說を作すべし、「已に得る所が妙ならずとするを不喜足と名づけ、未だ得ざる所の衣服等の事に於いて、妙を求め多を求むるを名づけて大欲と爲す」と。

喜足少欲と不喜足大欲

喜足と少欲とは、能く此れを治するが故に、此れと相違するなり。〔故に〕應に差別ありと知るべし。

喜足と少欲とは三界と無漏とに通ずるも、所治の二種は唯欲界の所繫なり。

喜足と少欲との、體は、是れ無貪なり、所治の二種は欲貪を性と爲す。

(三)四聖種

能く衆聖を生ずるが故に聖種(ārya-vaṃśa)と名づく、[一四一]四聖種の體も亦た是れ無貪なり。四の中、前の三は〔其の〕體、唯喜足のみなり。謂はく、衣服と飲食と臥具とに於いて、所得の中に

【一三九】無とする所とは喜足せずといふこと無きと、大欲無きとの二。

【一四〇】更に求むる云云。上に不喜足は已得のものに於て、更に求むる謂なりといへるが、更に求むといふ以上は、未得を緣じても更に求むるに非ざるや。若し爾らば、之れは大欲と差別無からんとの難。

【一四一】四聖種とは(一)衣服喜足聖種(二)飲食喜足聖種(三)臥具喜足聖種(四)樂斷修。

所なることを顯はさんがためなり。猶ほ世間に、命と牛と等に於いて、次の如く、是れ食と草との所成なりと說くが如し。

第二節　身器清淨[一三六]

身器清淨

諸有の修に於いて精勤して學ばんと欲する者は、云何にして身器を淨めて、修をして速かに成ぜしむるや。

[一三七]頌に曰はく、

(6)身・心の遠離を具すると、不足と大欲との無きとなり。
　謂はく、已得と未得とに　多求することを無とする所に名づく。
(7)治は相違す。界は三なり。　無漏なり。無貪の性なり。
　四聖種も亦た、爾なり。　前の三は唯喜足のみなり。
(8)三は生具なり。後は業なり。　四愛の生ずるを治せんが爲めなり。
　我所と我との事の欲を、　暫く息めて、永く除くが故なり。

身器清淨の三因

論じて曰はく、身器の清淨なるは略して三因に由る。何等か三因と謂ふやといふに、一には、身・心の遠離、二には喜足少欲、三には四聖種に住するなり。

(一)身心遠離

身の遠離とは、[一三八]相雜住を離るるなり。心の遠離とは、不善の尋を離るるなり。

【一三六】頌に云云。これ加行道中、修即ち禪定に入る最初の豫備條件としての身器清淨を明にする故なり。身器清淨を成就するに三條件あり、一には身心遠離、二には喜足少欲、三には四聖種なり。右の中、喜足少欲に就きては婆沙卷四一(毘曇部八、三八六頁)又、四聖種に就きては、婆沙一八一(毘曇部十六、一二三頁以下)參照。倘、舊譯卷一六、二六九頁上、正理卷五九、光記二二、三三八頁中以下參照。

【一三七】三頌十二句より成る中、初の六句は、身心遠離と喜足少欲を明にしたるものにして、後の六句は、四聖種を明にしたるものとす。

(6) 〔vyapakarṣadvayavataḥ,
　nāsaṃtuṣṭamahecchayoḥ,
　　prāpte punas tṛṣṇātuṣṭir,
　aprāptecchā mahecchatā〕

舊譯―有ニ二離一人、無、　不知足大欲、
前已得求レ多、　後未レ得求得、

(7) bzlog pa de yi gñen po dug
　de gñis khams gsum gtogs dri med.
〔alobhaḥ āryavaṃśāś (ca)
　tesāṃ tuṣṭyātmakaṃ trayam〕

翻ニ此二一對治、　或三界、無流、
無貪類、聖種、　前三知足體、

(8) 〔uktā vṛttis tribhiḥ karmā-
　ntyena tṛṣṇodayaṃ prati,
　mamātmagrāhavastvicchā-
　tatkālātyantaśāntaye.〕

後顯ニ業三生一、　受生對治故、
我所我類愛、　爲ニ暫永除滅一。

【一三八】相雜住すとは實疏に依るに、惡友雜り住することゝ。此の惡友より離れ住するは即ち身の遠離なり。

三慧の差別

此の三慧の相は、差別云何。

毘婆沙師の說

[一三二]毘婆沙師の謂はく、「三慧の相は、名と俱と義とを緣ずるに、次の如き別有り。聞所成の慧は唯だ[一三三]名の境をのみ緣ず。未だ文を捨て義を觀ずること能はざるが故なり。思所成の慧は名と義との境を緣ず。有る時は文に由りて義を引き、有る時は義に由りて文を引く。未だ全く文を捨てて義を觀ぜざるが故なり。修所成の慧は唯義の境をのみ緣ず。已に能く文を捨てゝ唯義をのみ觀ずるが故なり。譬へば、人有り、深き駛水に浮ぶに、曾て未だ「水泳を」學ばざる者は[一三四]所依を捨てず。曾て學ぶも未だ成ぜざるものは、或は「所依を」捨て、或は執る。曾て善く學べる者は、所依を待たずして自力にて浮び渡るが如く、三慧も亦た、爾るなり。

有人前說を難ず

有るは言はく、[一三五]若し爾らば、思慧は成ぜざるべし。謂はく、此は既に通じて名を緣じ義を緣ずるをもて、次の如く應に是れは聞と修との所成なるべし」と。

世親自解

今、詳かにするに、三の相に過無し。「其の差」別は、謂はく、修行者の、至敎を聞くに依りて生ずる所の勝慧を聞所成と名づけ、正理を思ふに依りて生ずる所の勝慧を思所成と名づけ、等持を修するに依りて生ずる所の勝慧を修所成と名づくればなり。

所成の言を說くは、三の勝慧は、是れ聞・思等の三因の成ずる

【一三二】三慧に就きては、婆沙卷四二（毘曇部九、一頁以下）舊譯、卷一六、二六九頁上、正理卷五九、光記二二、二三七頁下參照。

【一三三】名の境とは、義を詮はす所の文句のこと。聞慧は此の文句に依り之を通じて、その表詮する意義を緣ず。未だ此の文句を離れては、義を緣ずること能はず。

【一三四】所依とは浮袋、浮木の類。

【一三五】若し爾らばとは、若し名と義との境を緣ずるならば、名境を緣ずるは聞慧、義境を緣ずるは修慧の外に、思慧は別立し得ざらんとの意。

第三章　見道の加行論(三賢四善根)

第一節　緒言としての戒安住と、聞・思・修所成慧論

聖道加行の總論

已に諸諦を辯じつ。應に云何に方便勤修して見道諦に趣くやを說くべし。

頌に曰はく、

(5)[一二八] 將に見諦の道に趣かんとすれば、應に戒に住して、聞・思・修の所成を勤修すべし。謂はく、名と倶と義との境なり。

戒安住と三慧の勤修

論じて曰はく、諸有の發心して將に見諦に趣かんとするものは、應に先づ[一二九]清淨の尸羅(śīla)に安住して、然る後に聞所成等を勤修すべし。謂はく、[一三〇]見諦に順ずる聞を攝受し、聞き已りて所聞の法義を勤求し、法義を聞き已りて無倒に思惟し、思ひ已りて方に能く定に依りて修習す。

行者は是の如く戒に住して勤修し[一三一]聞所成(śrutamayī)の慧に依りて、思所成の慧を起し、思所成(cintāmayī)の慧に依りて、修所成(bhāvanāmayī)の慧を起す。

【一二八】(5) vṛttasthaḥ śrutacintāvān bhāvanāyāṃ prayujyate,
dhīyaḥ śrutādiprabhavā nāmobhayārthagocarāḥ.
舊譯—住二善行一有レ聞、思後學二修慧一、名二義境界、聞思修三慧。

【一二九】清淨の尸羅とは淨戒のこと。

【一三〇】以下、聞とは耳にて聞くを謂ひ、思とは思量を謂ひ、修とは等持を謂ふなり。

【一三一】見諦に順ずる云云。見道諦に隨順する法義を聞くこと。

又、若し[一一九]物有り、慧を以て析除するに、彼の覺が、便ち無くならば。亦た、是れも世俗なり。[一二〇]水が、慧によりて色等に析せらるる時、水の覺は則ち無くなるが如し。火等も亦た爾るなり。[一二一]即ち、彼の物は未だ破析せざる時に於て世想の名を以て施設せるなり。彼は施設有なるに爲るが故に名づけて世俗と爲すなり。

世俗の理に依りて瓶等有りと說く。是れは實にして虛に非ざれば、世俗[一二二]諦と名づく。

勝義諦

若し物の此に異るものあらば、「是れを」勝義諦と名づく。謂はく、彼の物の覺が、彼「の境」の破るるときも無くなるに非ず。及び慧もて析除するも、彼の覺が仍ほ有るとき、應に彼の物を勝義諦と名づくと知るべし。[一二三]色等の物が、碎けて極微に至るも、或は勝慧を以て味等を析除すれども、彼の覺は常に恒に有るが如し。[一二四]受等も亦た、然なり。此れは眞實に有り。故に勝義と名づく。

勝義の理に依りて色等有りと說く。是れは實にして虛に非ざれば、勝義諦と名づくるなり。

異師の古師の說

[一二五]先の軌範師は是の如きの說を作す。[一二六]出世の智と及び此の[一二七]後得の世間の正智との取る所の諸法の如きを勝義諦と名づけ、此の餘の智の取る所の諸法の如きを、世俗諦と名づくるなり」と。

【一一九】物とはこの場合は一聚俱生の所造色の如きを意味す。

【一二〇】水（假の水大）は、色・聲・味・觸の聚成する所なり。從つて「色等に析す」とは、之れを慧の作用によつて、成素たる色等に還元分析すること。

【一二一】卽ち彼の物云云は此の瓶水等は之を未だ智慧を以て分析せざるときに、立てし名にして、土の積集又は色等の所造に假に施設安立せる所なり。故に世俗と名くとの意。

【一二二】諦とは實の義なり。

【一二三】色等云云。色は勝慧を以て之を分析して極微に至るも、一一の極微も亦色と名け、勝慧を以て味等を析除するも、一一の極微には依然として色たるの覺あり、かく麁より細に至るも尙色覺存するが如し。

【一二四】受等とは受・思・想等の法を勝慧を以て析除して、其唯一個に至るも、受等の覺は依然として有るなり。故に此等も亦た實有なり。

【一二五】先の軌範師云云。光記は、經部中の先範規範師なりと言ひ、寶疏は經部の異師なりと言ふ。

【一二六】出世の智（lokottara-jñāna）とは無漏の觀智のこと。

【一二七】後得の正智（pṛṣṭha-labdha-samyag-jñāna）とは有漏の正智にして、無漏定より出觀して起る世俗の正智なり。

後身を取るに、更に法の封執堅著なるもの貪愛に如くもの有ること無し。[二三]䵃豆屑を澡浴の時に於いて水に和して身に塗るに、乾燥の位に至りて身に著きて離し難きこと、餘の以て加ふるものあること無きが如く、是の如く、餘が因法と爲りて後身を執取すること、[二四]我愛に如くもの有ること無きなり。

此の理に由りて、愛は起因と爲ることを證するなり。

[二五]第四節　二諦觀

是の如く、世尊は諦に四有りと説けり。〔然るに〕、餘の經には復た諦に二種有りと説けり。一には[二六]世俗諦、二には勝義諦なり。

世俗勝義の二諦

是の如き二諦は其の相、云何。

[二七]頌に曰はく、

(4)彼の覺も、破すれば便ち無し。慧をもて餘を析くも亦爾なり。

瓶水の如くなるは世俗なり。此に異るを勝義と名づく。

世俗諦

論じて曰はく、[二八]若し、彼の物の覺が、彼れの破ぶるるとき便ち無くならば、彼の物を、應に世俗諦と名づくと知るべし。瓶が破ぶれて瓦と爲る時、瓶の覺は、則ち無くなるが如し。衣等も亦た、爾るなり。

因因と説けるなり。

【一九】別に云云。前に引ける經を見るも別に有取の識及び四識住等を因と説けり。故に唯愛のみを因として集諦と名づくべきには非ず云云。

【二〇】界と趣と云云。有情の自體に欲界の有情、色界の有情等の別有り。又人天畜鬼(趣)胎卵等(生)の品類の別有ること。

【二一】彼の二因とは、業は生因愛は起因と爲る。

【二二】相續は云云。五蘊の依身か後有に趣くこと。

【二三】䵃豆は豆なり。䵃豆屑は洗粉なり。

【二四】我愛とは、我の五蘊を緣じて起る愛のこと。

【二五】婆沙卷七七(毘曇部十、三二八頁以下)、舊譯卷一六、二六八頁下、正理卷五八、光記卷二二、二三七頁以下參照。

【二六】世俗諦 (saṃvṛti-satya)。舊譯は俗諦。勝義諦 (paramārtha-satya)。舊譯は眞諦。

【二七】(4) [bheda yadi na tadbuddhir
anyāpohe dhiyāpi ca],
ghaṭāmbuvat saṃvṛtisat,
[tad]anyat paramārthasat.

舊譯―若破無二彼智一　由レ智除レ餘爾、
俗諦如二瓶水一　異レ此名二眞諦一。

倘ほ、新譯の第一句は、舊譯の如く若しその覺の内容たるものが破すれば、彼覺も便ち無しといふ義なり、

【二八】若し彼の物の覺云云。其内容たるものの破るるによりて、それに對する觀念も破壞され得べきが如き法を、世俗諦と名くとの義。今は且らく眼見の麁顯なる色法につきて言ふ。

り、緒有り」と顯示するが故なり。

[一〇九]別に種子及び田を建立して、有取の識及び四識住を說くに爲るが故に、唯、愛のみ集諦の體と爲すには非ざるなり。

特に、生因・起因に就て

〔問ふ〕何れの法を生と名づけ、何れの法を起と名づくるや。

〔答ふ〕[一一〇]界と趣と生と等の品類の差別して自體が出現するを說いて生と爲し、若し差別無くして後有が相續するのならば、說いて名づけて起と爲す。業と有愛とが、其の次第の如く、[一一一]彼の二因と爲る。譬へば、種子が穀・麥等の別種類の芽の與めに能生の因と爲り、水が一切無差別の芽の爲めに能起の因と爲るが如く、業と及び有愛とが、生〔因〕と起因とに爲ることも、應に知るべし、亦た、爾ることを。

特に、愛を起因とする所以

〔問ふ〕愛を起因と爲ることとは、何の理を證と爲すや。〔答ふ〕(一)愛を離れては、後有が必ず起らざるが故なり。謂はく、有愛のものと離愛のものとの二が倶に命終するに、唯有愛の者にのみ後有の更に起るを見るなり。此の理に由りて、愛を起因と爲すことを證す。起ることの有るも、起ることの無きも、定んで愛に隨ふが故なり。(二)又、愛に由るが故に、[一一二]相續は後に趣く。現見するに、若し是の處に於いて愛有れば、則ち心は相續して數數彼れに趣けばなり。此に由りて比知す、愛有るを以ての故に、能く相續をして後有に馳趣せしむることを。(三)又

されば此の經文は集諦を說くこと明らかなり、而して餘經(前所引)には亦た業等をも說きて因と名くるが故に、今の經に但だ有取識と識住とのみを因と說けるは即ち密意の說なり。然るに論にては法相に順じて、有りの儘に有漏を皆集諦と說くとの意。

【一〇五】業と愛と無明云云。業は生因愛は起因、無明は因因。此は具さに因を說くものにして、經の起因のみを說くの不了義なると異ることを示すなり。因みに、因因とは、業の因の與めに因と爲り、或は業と愛との因の與めに因と爲るが故に、因々と名くとなり。

【一〇六】彼の因とは生、起二因を指す。

【一〇七】彼の經とは、雜阿含卷第十三、第三三四經(大正二、九二頁中)に曰く、「眼有㆑因眼有㆑緣有㆑縛。何等爲㆓眼因眼緣眼縛㆒、謂眼業因業緣業縛、業、有㆑因有㆑緣有㆑縛。何等爲㆓業、因業緣業縛業㆒、謂業愛因愛緣愛縛愛、有㆑因有㆑緣有㆑縛、何等爲愛因愛緣愛縛、謂愛無明因無明緣無明縛、無明有㆑因有㆑緣有㆑縛、何等無明因無明緣無明縛謂無明不正思惟因㆓不正思惟緣、不正思惟縛、不正思惟有㆑因有㆑緣有㆑縛何等不正思惟因不正思惟緣、不正思惟縛、謂緣㆓眼色㆒生㆓不正思惟㆒、生㆓於癡㆒。緣㆓眼色㆒生㆓不正思惟㆒生㆓於癡㆒彼癡者是無明、癡求㆑欲名爲㆑愛、愛所作名爲㆑業、如㆑是比丘、不正思惟因㆓無明㆒爲愛無明因㆑愛、愛因爲㆑業、業因爲㆑眼、耳鼻舌身意亦如㆑是說、是名㆓有因有緣有縛法經㆒云云」と。因に記す。婆沙は此の經を大因緣法門經といふ。

【一〇八】後の行とは十二因緣の系列中、無明の次に行(=業)有るが故に後といふ。意は、此の因緣緒(縛の字は寫誤なり)の三は因の異名なり、其の行等の因は道理として無明のことならざるべからず。非無明が因となりて、第二の行を生ずるが故にて、從つて無明は生因、起因たる業・愛の爲の因となるなり。故に此には無明を

有部の答

いて集と爲すが故なり。

經は勝に就〔いて説〕くが故に愛を説きて集と爲すも、理實には、[100]所餘も亦た、是れ集諦なり。

〔問ふ〕是の如き理趣は何によりて證知するや。〔答ふ〕餘の契經の中には、亦た餘をも説くが故なり。[101]薄伽梵の伽他の中に言ふが如し。「業と愛と及び無明とが、因と爲りて、後の行を招き諸の有をして相續せしむるを、補特伽羅と名づく」と。

又、契經に、[102]五種の種子を説けり。是れ即ち別の名にて有取識を説くなり。又、[103]彼の經に「地界の中に置く」と説くは、此は即ち別名にて、[104]四識住を説けるなり。

故に、經の所説は是れ密意の言にして〔眞の了義に非るに〕、〔今の〕阿毘達磨は法相に依りて〔説きて諸の有漏は皆集諦と〕説く。

有部經を通ず

然るに、經の中に愛をのみ説いて集と爲るは偏に起因をのみ説けるなり。伽他の中に、[105]業と愛と無明とを説いて皆因と爲るは、具さに生〔因〕(upapattihetu)と起〔因〕(abhinirvṛttihetu)と及び[106]彼の因の因とを説けるなり。

問 云何にして爾ることを知るや。

答 業を生因と爲し愛を起因と爲すことは、經に説く所なるが故なり。又、[107]彼の經の中に、「次第に[108]後の行等は因有り、緣有

【一〇〇】所餘とは業等なり。

【一〇一】薄伽梵の伽他(gāthā 頌、偈)云云。雜阿含卷第十三、第三〇七經(大正二、八八頁中)の偈に曰く

「於㆓斯等作想㆒、施設㆓於衆生㆒、
那羅摩㝹闍、及與摩那婆、
亦餘衆多想㆒、皆因㆓苦陰㆒生、
諸業愛無明、因積㆓他世陰㆒」

舊譯には唯、

業貪愛無明、此三於㆓未來㆒、
能爲㆓諸有因㆒、

とのみいふ。

【一〇二】五種の種子云云。稱友の釋にては五種の種子は、(一)不缺(akhaṇḍāni)(二)不穿(acchidrāṇi)(三)不腐(apūtini)(四)不被風日損(avātātapa-hatāni)(五)堅實(sārāṇi)也。一言にして、完全なる種子と云ふと同じ。雜阿含卷第二、第三九經(大正二、八頁下)に曰く、有㆓五種種子㆒、何等爲㆑五、謂根種子、莖種子、節種子、自落種子、實種子、此五種子、不㆑堅不㆑壞不㆑腐、不㆑中㆑風、新熟堅實、有㆓地界㆒而無㆓水界㆒、彼種子不㆓生長增廣㆒。若彼種、新熟堅實、不㆑斷不㆑壞不㆑腐不㆑中㆑風、有㆓水界㆒而無㆓地界㆒、彼種子亦不㆓生長增廣㆒。若彼種子新熟堅實不㆑斷不㆑壞不㆑腐不㆑中㆑風有㆓地・水界㆒、彼種子生長增廣。比丘、彼五種子者、譬㆓取陰俱識㆒、地界者譬㆓四識住㆒、水界者譬㆓貪喜四取攀緣住㆒云云」と。光記には五種々子を、根・莖・支・節・子の五とせり。有取の識とは有漏の識蘊のこと。

【一〇三】彼の經とは、前所引の雜阿含の文に、四識住を地界とするをさす。

【一〇四】四識住。色受想行の四蘊なること卷第八世間品中に既に說けるが如し。種子は即ち因なり、因は即ち集なり、識住も亦た建立因(物の依存し得る因)なり。

第三理證の苦易脫生樂說を破す

又、[九三]靜慮の樂は何を治するが故に生ぜんや。是の如き等の破は、前に准じて應に說くべし。

又、彼の所說の「苦の易脫する中に、樂の覺乃ち生ず。肩を易ふるが如し」とは、[九四]此の身の分位は、實に能く樂を生ず。乃至身の是の如き分位が未だ滅せざる前には、必ず樂生ずること有るも、滅すれば則ち爾らず。若し此れに異らば、此の位の後時には、樂は應に轉た增すべし、苦は漸く微となるが故なり。是の如く、身の四威儀を易脫して、樂を生じ勞を解くも、應に知るべし、亦た、爾ることを。

[九五]〔問ふ〕若し先に苦無くんば、最後の時に於いて、何にして欻然として苦の覺を生ずるや。〔答ふ〕[九六]身の變易の分位の別なるに由るが故なり。酒等にも、後時に甘醋の味の起ること有るが如し。

結成

是の故に、樂受は實に有りとの理成ず。

此れに由りて定んで知る、諸の有漏の行は三苦の合するが故に、應の如く苦と名づくることを。

第三節　特に集諦に就て

愛の外に業・無明等をも集諦となすに就て難ず

[九七]卽ち苦の行の體を亦た集諦とも名づくるなり。

此の說は必定して契經に違越す。[九八]契經には、唯、[九九]愛をのみ說

と誤想すと謂はば、其能對治の微細の苦が、後に滅し已りて不生の位に至れば、微細の苦も無かるべく、從つてその時には極樂の覺を生ずべく、樂を生ずることは、唯香味觸を受用する時のみならず、後にも之れ有ることとなるべしとの難意。

【九三】靜慮云云。下三靜慮の樂受は如何なる苦を對治して生ずるやとの意。

【九四】此の身の分位等。肩を換へたへりといふ分位に積極的の樂が生じたるものにして、その分位の續く限り、その樂も繼續する譯なり。若しその樂は消極的の下苦なりとせば時間の經過するに從つて、肩の苦みの次第に薄らぐにつれて、樂の程度も增すべき筈なるに、然らざるは何故なりやと。

【九五】飲食等の場合の如し。

【九六】身の變易云云。身が變易して、前と後との分位が異る爲めに、前には樂を生じ、後には苦を生ずるなり。恰も酒等が初めは甘く、後に時日を經れば、始めより苦受のみ有るに非ずと。

【九七】卽ち苦の行の體云云。以下、集諦觀に關する研究問答なり。婆沙卷七八、一毘曇部十、三四〇頁以下、舊譯卷一六、三六八頁下、光記二二、三三六頁下參照。

【九八】契經とは、中阿含卷第七、分則聖諦品(大正一、四六八頁中、下)に曰く、

「諸賢、云何愛習苦習聖諦、謂衆生實有ニ愛內六處一、眼處・耳・鼻・身・意處、於ㇾ中若有ㇾ愛有ㇾ膩有ㇾ染有ㇾ著者、是名爲ㇾ習、諸賢、多聞聖弟子、知下我如ㇾ是知ニ、此法一如是見、如是了、如是視、如是覺上、是謂ニ愛習苦習聖諦一云云」と。

此中、習は元・明本俱に集にして、卽ち愛習苦聖諦はこの愛集苦集聖諦に同じ。

【九九】愛(taṇhā tṛṣṇā)。

且らく、諸の樂の因は[八五]皆不定なるを以ての故にといふ、此れは正理に非ず。因の義に迷ふが故なり。謂はく、[八六]所依の分位の差別と諸の外の境界とを觀〔待〕して、方に樂の因と爲り、或は苦の因と爲るものにして、唯外境のみにてには非ず。若し此の外境が此の所依の是の如き分位に至らば、能く樂の因と爲るも、未だ曾て此れに至らずんば、樂の因と爲らざればなり。是の故に、樂の因は、決定せざるには非ず。〔恰も〕[八七]世間の火が、煮炙する所の分位の差別を觀じて、美熟の因と爲り、或は違因と爲る。唯彼の火のみにてには非ず。若し[八八]此の火が、此の煮炙する所の是の如き分位に至れば、美熟の因と爲るも、未だ曾つて此れに至らずんば、美熟の因となるに非ず。故に美熟の因は決定せざるに非ざるが如し。

樂の因も、亦た、爾ること決定して理成ず。

又、[八九]三靜慮の中の樂は因豈に定るにあらずや。彼のうちの因は、時として能く苦を生ずること無きが故なり。

第二の理證治苦生樂說を破す

又、彼れの所說の「要らず苦を治する時、樂覺を起す」とは、[九〇]前に准じて已に破す。[九一]謂はく、殊勝の香・味・觸等の所生の樂を受くる時、何の苦を對治して世〔人〕は中に於いて樂の覺を起すや。[九二]設し爾の時麁苦を治すと許さば、此の能治の苦が已に滅し未だ生ぜざる爾の時には、轉じて應に極樂の覺を生ずべし。

「摩訶男、若色非二一向是苦一非レ樂、非レ隨レ樂非二樂長養一、離レ樂者。衆生不レ應三因レ此而生二樂著一。摩訶男、以レ色非二一向是苦一非二樂隨レ樂樂所長養一不レ離レ樂、是故衆生於レ色染著、染著故繫、繫故有レ惱云云」と(大正二、二一頁上)參照。

【八五】皆不定云云。經部にては衣食等も程度によりて苦因ともなるが故に、樂の因は定まらずといへるを破するなり。

【八六】所依の云云。所依の身には種々の分位有り。此分位と衣服等の外境界と對待して、樂の因ともなり、苦の因とも爲るものにして、唯外境のみにては苦樂の因とならずとの意。身の分位とは寒暖饑渴等をいふ。

【八七】世間の火の云云。適當に炙く時は美味となれど、炙き過ぐれば却て食に適せざるに至るは、一に火と炙かるる物との程度の適合する所にあるものにして、獨り火が美、不美の原因にあらず。樂も內外相俟つて成立するものにして、獨り外的條件のみならずとなり。

【八八】此の火云云。この火より流通本と異れるものあり。(旭雅本、八枚左參照)。

【八九】三靜慮とは、下三靜慮にして、色界以上には苦受なければなり。

【九〇】前にとは所依身の分位のことを指す。卽ち、此の治レ苦生レ樂のことに關しては、又所依身の分位のことを併せ考ふる必要有り、從つて此の點に關しては、前に分位差別の條下に已に破したるも同じなりとの意。

【九一】謂はく云云。逼迫せらるるに非ずして、唯、而して直接に殊勝の香味を受用する時には、何の苦を對治して樂覺を起すやとなり。

【九二】設し爾の時云云。設し、爾の時にも麁苦有りて、之を香味所生の微細の苦が對治す。その微細の苦を樂

[七八]又、殊勝の香・味・觸等の所生の樂を受くる時、何の下苦有〔り〕て世〔人〕の中に於いて樂受の覺を起すや。若し爾の時下苦有りと許さば、是の如き下苦が已に滅して[七九]未だ生ぜざるとき、世〔人〕には應に爾の時、極樂の覺有るべし。此の位には衆苦都べて有ること無きが故なり。欲樂を受くる時〔に就きて〕徵聞することも亦た、爾り。

[八〇]又、下品の受が、現在前する時は、受は分明猛利にして取る可しと許し、中品の受が、現在前する時は、此れと相違すと許す。〔是れは〕如何にしてか理に應ぜん。[八一]下の三定には樂有りと說くが故に、應に下苦有るべし。[八二]以上の諸地には捨有りと說くが故に、應に中苦有るべし。[八三]定が勝れて、苦增すといふこと、豈に正理に應ぜんや。

故に、下等の三苦に依りて次の如く樂等の三受ありと建立すべからず。

經に依り、有樂說を證す

[八四]又、契經に說く、「佛大名に告ぐ、若し色が、是れ一向に苦にして、樂にも非ず、樂の隨ふ所にも非ずんば……」と。乃至、廣く說く。故に、定んで少分の實の樂有ることを知るなり。

是の如く、且らく彼れの引く所の教は、實樂無きことを顯すべき證たることを成ぜざることを辯じたり。

無樂說の理證一を破す

所立の理言も、亦、證を成ぜず。

【七八】又殊勝の云云。全く苦を豫想せずして成立する樂受の例として擧げたるなり。

【七九】未だ生ぜざるときとは、未來を指す、即ち若し苦の下微なるによりて樂の大となること有るが如く苦と樂とが反比例するものならば、下苦は過去に滅し去りて未だ生ぜざる時は、最上樂のみあることとなるべしとなり。

【八〇】又下品の受云云。又彼の師、は樂受は下品の苦受、捨受は中品の苦受なりとも說くも、之を實際の場合に徵して考ふるに、所謂下品の苦受たるべき樂受の起るときは分明猛利にして能く分るも、所謂中品の苦受たる捨受の起るときは却て劣にして能く分らざることとなり、若し然れば中品の受の相が下品の受の相より劣なりと結論せざるべからず。是の如きは應理の論と稱すべからずとの謂。

【八一】下の三定。色界の四禪の中初三禪をいふ。此三禪には受樂有る定まりなり。故に之を無樂說の立場より云はば即ち下品の苦受有りと曰はざるべからざらんとの謂。

【八二】以上の諸地とは第四禪以上のこと。准じて知るべし。

【八三】定勝れて云云。定は初禪等より第四禪以上と進み行くに對して、彼の師の說よりせばその中の受は、下品の苦より中品の苦と逆進することに歸すべし云云の意。

【八四】又契經云云。經の意は、若し色にして一向に是れ苦にして、樂にも非ず、樂の隨つて起るにも非ずんば、有情は之れに樂著することあらざる可し。而も少分の樂受喜受の隨逐するもの有るが故に、有情は樂を求めんとして色に染著す。故に實の樂受有りとの意。經は雜阿含卷第三、第八一經にして、其の文に曰く、

た、苦の性有り。然るに諸の世間にては唯觀じて樂とのみ爲すが故に、顚倒を成ずるなり。諸の妙欲の境は樂少く苦多し。〔然るを〕唯觀じて樂とのみ爲すが故に、顚倒を成ず。

諸有につきても亦た、然なり。

總結

故に、[71]此に由りて能く樂受は實に無しとの理を、成ずることを證するにあらず。

更に無樂說を駁す

若し受の自相にして實に皆苦ならば、佛の三受と說くことは何の勝利あらんや。若し世尊は俗に隨つて說くと謂はば、正理に應ぜず。[72]世尊は「我れ密かに、受は苦に非ずと云ふこと無し」と言ふを以ての故なり。

又責む

[73]又、五受を觀ずるに於いて、〔經には〕如實の言を說くが故なり。謂はく、契經に說く、「所有の樂根と所有の喜根と應に知るべし、此の二は皆是れ樂受なり」と。乃至廣く說く。復た是の說を作す。「若し正慧を以て如實に是の如き[74]五根を觀見せば、[75]三結は永斷す」と。乃至廣く說く。又、佛は如何にして一の

違理の失

苦受に於いて、世俗に隨順して分別して三と說くや。若し世間が、[76]下・上・中の苦に於いて其の次第の如く樂等の三覺を起すを、佛は彼れに隨順して樂等の三を說くと謂はば、理亦た、然るべからず。[77]樂にも亦た、三あるが故に、應に下等の三苦に於いては、唯だ上等の樂覺をのみ起すべければなり。

【七一】此れに由りてとは、以上の三經によりて、無樂受說を證し得とするは成立せずとなり。

【七二】世尊は云云。已に一切の受は苦なりと言ふが密說なりと言はば、顯說たる三受說を以て俗說に順ずるものとするは正解にあらざるべしとなり。

【七三】又五受云云。俗に隨ふと救揮すれども、經には五受根を說くに當りて如實と說くを以て、單に五受の開合に外ならざる三受に於いて、特に如實說を捨てて、世俗に隨ふものと言ふべき理無しとの意。

【七四】五根とは憂・喜・苦樂・捨の五受根をいふ。

【七五】三結とは身見と戒禁取見と疑との三結なり。

【七六】下上中の苦云云。下品の苦に樂覺を起し、上品の苦に苦覺を起し、中品の苦に捨覺を起し云云の意。

【七七】樂も亦云云。、苦に下・上・中の三別有らば、樂にも同樣の別有りて、從つて、凡べてが又前と同じかるべし。

意に依りて說くものにして、眞の了義に非ざることを顯示するものなり。

無樂說者の第二經證を通ず

又、契經に言はく、「汝、應に苦を以て樂受を觀ずべし」とは、應に知るべし、此の經の意は、樂受に二種の性有ることを顯はすことを。一には樂の性あり。謂はく、此の樂受は自相門に依る。是れ可愛なるが故に。二には苦の性あり。謂はく、異門に依る。亦た、是れ無常變壞の法なるが故に。然るに、「〔此の二の中にて〕、樂を觀ずる時には能く繫縛を爲す。諸の有貪の者は此の味を嗽ふが故なり。若し苦を觀ずる時は能く解脫せしむ。是の如く觀ずる者は、貪を離るることを得るが故なり。佛は、苦を觀ずれば能く解脫せしむるを以ての故に、有情に勸めて、樂を觀じて苦と爲さしむるのみ。

〔問ふ〕如何にして、此の自相が、是れ樂なることを知るや。

〔答ふ〕有る頌に曰へるが如し。

[六九] 諸佛正徧覺は、　諸行は非常なり、
及び有爲は變壞すと知る。　故に受は皆苦なりと說く」と。

無樂說者の第三經證を通ず

又、契經に「苦に於いて樂と謂ふを、顚倒と名づく」と言ふは、此れ別意の說なり。〔卽ち〕諸の世間にては、諸の樂受と妙欲と[七〇]諸有の一分の樂の中とに於いて一向に樂と計するを以ての故に、顚倒を成ず。謂はく、諸の樂受は、若し異門に依れば、亦

【六九】舊譯―
已知二行無常一、　復觀二彼變異一、
故說二諸受苦一、　正遍覺智者。
雜阿含卷第一七、第四七三經（大正二、一二一頁上）に曰く。
知二諸行無常一、　皆是變易法、
故說二受悉苦一、　正覺之所レ知。

【七〇】諸有とは三有卽ち三界のこと。

者有るべからず。若し愛を起さずんば、離染の時に於いて、聖者は餘の行相を以て樂受を觀察して深く厭患を生ずべからず。故に、自相に由りて實の樂受有るなり。

無樂說者の第一教證を通ず

然るに、世尊の、「諸の所有の受は苦に非ずといふこと無し」と言ふは、佛自から釋通す。[六七] 契經に言ふが如し。「佛、慶喜に告ぐ、我れは諸行の皆是れ無常なると、及び諸の有爲の皆是れ變壞するとに依りて、密かに是の說をなす。諸の所有の受は是れ苦に非ずといふこと無し」と。故に知る、此の經は、苦苦〔の意〕に依りて是の如き說を作せしに非ざることを。

若し自相に由りて諸の受を皆苦なりと說くものならば、何に緣りて慶喜は是の問を作して言へるや。「佛は餘の經に於いて三受有りと說けり。謂はく、樂と苦と及び不苦不樂となり。何の密意に依りて此の經には、復た諸の所有の受は是れ苦に非ずといふこと無しと言へるや」と。〔若し諸受皆苦ならば〕[六八] 慶喜は但だ應に是の如きの問を作すべし。「何の密意に依りて三受有りと說くや」と。世尊も亦た但だ是の答を作すべし。我れは此の密意に依るが故に三受有りと說く」と。〔然も〕、經の中には既に是の如き問答無し。故に、自相に由るに實に三受有るなり。世尊の既に「我れは密意をもて、諸の所有の受は是れ苦に非ずといふこと無しと說く」と言ふは、卽ち已に此の所說の經は別

【六七】 契經とは雜阿含卷一七、第四七四經（大正二、一二一頁上）に曰く、「爾時尊者阿難……（今は慶喜といふ）白ㇾ佛言、世尊、我獨一靜處、禪想念言、如ニ世尊說ニ三受、樂受・苦受・不苦不樂受、又說ニ一切諸受悉皆是苦ㇾ、此有ニ何義ㇾ。佛告ニ阿難ㇾ、我以ニ一切行無常ㇾ故、一切行變行變易法故、說ニ諸非有受悉皆是苦ㇾ、又復阿難、我以ニ諸行漸次寂滅ㇾ故說、以ニ諸行漸次止息ㇾ故、說ニ一切諸受悉是苦ㇾ云云」と。

【六八】 慶喜は但だ云云。若し、自相に依りて、諸の受は皆苦ならば、何故に樂と苦と非苦非樂との三受ありと說くに不審を懷きて、何の密意により三受有りとけるやと問ふべく、「所有の受は苦に非ずと言ふことと無し」の經文に不審を懷くの理由なからんとなり。

には決定して能く、樂を生ずる因無し。苦の易脫する中に、愚夫は樂と謂ふこと、重擔を荷うて暫く肩を易ふるとき等の如し。

理證（三）

故に、受は唯だ苦のみなり。定んで實の樂無し。

結文

對法の諸師は、「樂は實に有り」と言ふ、此の言は、理に應ず。

有部の有樂說

〔問ふ〕云何にして然ることを知るや。〔答ふ〕且らく、樂無しと撥する者を反徵すべし。〔彼は〕何を名づけて、苦と爲すや。若し逼迫なりと謂はば、[六四]既に適悅も有り、樂有ること應に成ずべし。若し損害なりと謂はば、既に饒益有り、樂有ること應に成ずべし。若し非愛なりと謂はば、既に可愛有り、樂有ること應に成ずべし。[六五]若し可愛の體は實を成ずに非ず、諸の聖者が離染する時に於(ける)いては、可愛も復た非可愛と成るを以ての故にと謂はば、爾らず。可愛も聖が染を離るる時は、異門に由りて觀じて非愛と爲るが故なり。謂はく、若し、有る受にして〔其〕の自相が愛すべきものなら、此の受は未だ曾て非可愛と成るに非ず。然るに、諸の聖者の染を離るる時に於いては、餘の行相を以て此の受を厭患するなり。謂はく、此の受は是れ放逸の處にして、要ず[六六]廣大の功力に由りて成る所なるも、〔然も〕變壞し無常なるが故に、可愛には非ずと觀ずればなり。彼れの自相が是れ非愛の法なるがためには非ず。

反難

若し彼れの自體が是れ可愛に非ずんば、中に於いて愛を起す

【六四】既に云云。逼迫は適悅を豫想せざれば成立せず。

【六五】若し可愛の體は云云。若し無樂者が救釋して可愛の體は實の可愛には非ず、聖者が之を厭ひて離染する時にはその可愛の境は非可愛の境となればなりと謂はんも、こは理として正しからず云云となり。

【六六】直に苦を生じ、又は不苦不樂を生ずるが故に、樂受を繼續せしめんとするには大努力を要す。

なり。

教證

云何が教に由るや。

[59]世尊の言ふが如し。「諸の所有の受は是れ苦に非ずといふこと無し」と。又、契經に言はく、「汝、應に苦を以て樂受を觀ずべし」と。又、契經に言はく、「苦に於いて樂と謂ふ、是れを名づけて顚倒と爲す」と。

理證（一）

云何んが理に由るやといふに、

諸の樂の因は、皆不定なるを以ての故なり。謂はく、諸の所有の衣服・飲食・冷煖等の事を、諸の有情の類は計して樂の因と爲すも、此れを、若し非時に〔又は〕過量に受用せば、便ち能く苦を生じて、復た苦の因と成る。樂の因とは成るべからざればなり。[60]増盛の位に於いても、或は平等なりと雖も但だ非時なるのみに由りても、便ち苦の因と成りて能く苦を生ず。故に知る、衣〔服〕等は本是れ苦の因なることを。苦の増盛なる時は其の相方に顯はるるなり。

理證（二）

[61]威儀の[62]易脱も、理として亦た、然るべし。又、[63]苦を治する時方めて樂覺を起し、及び苦易脱すれば樂覺乃ち生ず。謂はく、若し未だ、飢渴・寒熱・疲欲等の苦に逼迫せらるるに遭はざる時は、樂の因に於いて樂覺を生ぜず。故に重苦を對治する因の中に於いて、愚夫は妄りに、「此れ能く樂を生ず」と計するも、實

【五九】世尊云云は前掲の雜阿含卷第一七を參照せよ。次の契經云云も同卷參照。

【六〇】増盛の位云云。増盛の位とは過量のことにして、食ひ過ぎ、冬にても室內の溫度の暑過ぎるが如し。或は平等なりともとは、過量には非ざるも、夏の綿入、冬の氷柱の如き非時なるによりて反つて苦の因と成ることあるを示す。

【六一】威儀とは、行住坐臥の威儀。

【六二】易脱とは立ち居りし者が坐し、永く坐し居りし者が立つことを得るときの如し、立ち居りし者が坐すれば、當座は樂有るも、暫く坐せば又苦となる。

【六三】實の樂なく、唯だ比較的に少なき苦に於て樂の覺を起すのみなることを、二個の場合を擧げて說明す。

となす」と。

〔問ふ〕如何にして亦た、樂受を觀じて苦と爲すや。〔答ふ〕[五二]性、非常にして、聖心に違するに由るが故なり。[五三]苦の相を以て色等を觀ずる時の如きの、彼の苦相は、一に苦受の如くなるに非ず。[五四]有るが、「樂受は是れ苦の因なるが故に、諸聖も亦た彼れを觀じて苦と爲す」と謂へる、此の釋は理に非ず。[五五]能く苦の因と爲るは是れ集の行相なり。豈に苦に關せんや。又、諸の聖者の色・無色に生ずる時、[五六]彼れを緣じて如何にしても苦の想轉ずること有らん。所以云何となれば、彼の諸蘊は苦受の因と爲るに非ざればなり。又、[五七]經に、復た行苦を說くは、何の用ぞ。

外（苦因論者）難

若し非常なるに由りて樂を觀じて苦と爲さば、非常と苦との觀の行相に何なる別かある。

論主の答

生滅の法なるが故に觀じて非常と爲し、聖心に違するが故に之れを觀じて苦と爲すなり。但だ非常なるを見て、聖心に違することを知るが故に、非常の行相は能く苦の行相を引くとするなり。

第二項　特に、無樂說と有樂說との論爭

有餘師の無樂說

[五八]有餘部師は是の如き執を作す。「定んで實の樂無し。受は唯是れ苦のみなり」と。

〔問ふ〕云何にして然るを知るや。〔答ふ〕敎と理とに由るが故

【五二】性非常とは滅諦を簡び、聖心に違ふとは道諦を簡違することを顯す。

【五三】苦の相を以て云云。行苦の相を以て色等に對する時、それは苦と觀ぜらるれど、其苦相たるや腹痛、頭痛等苦受と異るが如し、樂を苦や觀ずるも亦、爾りとなり。

【五四】有るは謂はく云云。以下論主は上揭の有餘の頌譯の苦因なるが故に樂も苦なりといふ說を破す。二破あり。

【五五】能く苦の因と爲る云云。苦の因となるは集諦なり、此れを苦諦の理由と爲すべからずとなり。

【五六】彼れ云云。彼とは色無色界の蘊。上界には苦受無きが故に如何にして苦の想あらんや。

【五七】經とは雜阿含、徇一七、第四七四經、大正二、一二一頁上に「一切諸行變易法故、說諸所有受悉皆是苦」と說くが如し、難意は、若し苦の因となるが故に樂を苦と觀ずと云はば、即ち苦苦に據りてのみ苦諦と稱することとなるも、若し然らば無常なるが故に苦なりと說く行苦の性に何の用ありや、苦諦は苦苦の外乃至行苦にも據るとする必要なからんとなり。

【五八】有餘部師とは光記は經部、大衆部等の執として、寶疏は大衆部、及び經部の異師の計とせり。稱友は大德室利羅多(bhadanta rSilata)の說とせり。

特に、道諦と行苦

〔問ふ〕道諦も亦た、應に是れ行苦に攝すべけん。有爲の性なるが故なり。〔答ふ〕道諦は苦に非ず。聖心に違逆すること、是れ行苦の相なるに、聖道は起るも聖心に違逆するに非ず。此に由りて能く[四八]衆苦の盡を引くが故なり。〔經に〕「若し諸の有爲の涅槃を觀ぜば寂靜なり」といふも、亦た先づ、彼の法は是れ苦なりと見て、後に、彼の滅を觀じて以て寂靜と爲るに由るが故に、有爲の言は唯だ有漏なる〔法〕をのみ顯はす。

諸法中に樂ありとし而も苦聖諦とのみ說く所以

若し諸法の中に亦た樂有りと許さば、何に緣りて但だ苦をのみ說きて聖諦と爲すや。

有部師の說

[四九]有る一類は釋す「樂少きに由るが故なり。綠豆を烏豆聚の中に置くに、少きを以て多きに從つて烏豆聚と名づくるが如し。誰れか有智の者にして、水を灑いで癰を澆め、少の樂の生ずること有るを以て、癰を計して樂と爲んや」と。

第二釋

[五〇]有餘は、此に於いて、頌を以て釋して言はく、

「能く苦の因と爲るが故に、能く[五一]衆苦を集むるが故に、
苦有れば彼〔樂〕を希ふが故に、樂を說きて亦た、苦とも名づく」と。

論主の正義

理としては、實に應に言ふべし、聖者は諸有及び樂の體は、皆、是れ苦なりと觀察す。行苦の同じく一味なるに就くを以ての故なり。此れに由りて、苦を立てて諦とするも、樂には非ず

(Kumāralāta)師の作なりといふ。

舊譯—譬如一睫毛、　在掌人不覺、
此若落眼中、　作損及不安、
凡夫如手掌、　不覺行苦睫、
聖人如眼睛、　由此生厭怖。

[四七] 有頂の蘊云云。有頂地は三界中の最高の妙處なれば、聖者は、尙ほ行苦の處として此を恐怖す。凡夫が地獄の苦を恐れざることは此聖者の怖よりも劣れり。

[四八] 衆苦の盡とは涅槃のこと。

[四九] 婆沙論七十八(毘曇部十、三四〇頁)に出づ。婆沙にては此の說を正義として許取せるも、論主は婆沙の許取に從はず。

[五〇] 有餘云云。光記寶疏・稱友は共にここに有餘といへるは、經部の鳩摩羅羅多の頌なり。

duḥkhasya ca hetutvād duḥkhaiś ca cānalpakaiḥ samuditatvāt,
duḥkhe ca sati tadiṣṭer duḥkhaṃ iti sukhaṃ vyavasyanti.

[五一] 衆苦を集むとは此の樂受は未來の衆多の苦果の因たる義のあるものなるが故なり。

若し諸の苦受ならば、[三八]體に由りて苦の性と成る。[三九]契經に言ふが如し。「諸の苦受は、生ずる時も苦なり。住する時も苦なり」と。不苦不樂受は、[四〇]行に由りて苦の性と成る。衆緣の造るが故なり。[四一]契經に言ふが如し。「若し非常なる〔ものならば〕卽ち是れ苦なり」と。

[四二]受の如く、受に順ずる諸行も亦然るなり。

異解

[四三]有餘師の釋す、「苦は卽ち苦の性なるを〔以て〕苦苦の性と名づけ、是の如く、乃至行は卽ち苦の性なるを〔以て〕行苦の性と名づく」と。[四四]應に知るべし、「此の中に、可意と非可意とを壞苦と苦苦と爲すと說くことは、不共なるに由るが故にして、理としては實に、一切は行苦の故に苦なることを」。

伏難を通ず

[四五]此は唯だ聖者のみの、能く觀見する所なり。[四六]故に、有る頌に言はく、

一の睫毛を以て掌に置かば、　人は覺せざるも、
若し眼睛の上に置かば、損を爲し及び安からざるが如し。
愚夫は、手掌の如く行苦の睫を覺せず。
智者は、眼睛の如く緣じて極めて厭怖を生ず。

諸の愚夫が、無間獄の劇苦を受くる蘊に於いて苦怖の心を生ずること、衆聖のが、[四七]有頂の蘊に於けるにも、如かざるを以てなり。

今現に苦受とは相應せざるも、三苦の性の何れかと合し居るを以て、賢者よりすれば畢竟するに一切は苦なりと。

【三七】契經とは中阿含卷第五十八、法樂比丘尼經（大正一、七八九頁下）に、樂覺、苦覺、不苦不樂覺の三覺說參照。

【三八】體に由りてとは、自體が苦なるが故にとの意。

【三九】契經とは上の中阿含の文と一連。

【四〇】行に由りてとは、不苦不樂の捨受は、遷流生滅する行法なるが故に苦となるとの意。

【四一】契經とは雜阿含卷第一七、第四七四經（大正二、一二一頁上）に曰く、「我以二一切行無常一故、一切行變易法故、說二諸所有受、悉皆是苦一」云云と。雜阿含卷第三、第八三經（大正二、二一頁中）等參照。

【四二】受の如く云云。以上の受同樣に、受に順ずる有漏行の一切法も皆同じとの意。

【四三】有る餘師云云。此は苦苦性、壞苦性、行苦性の字の分け方（離釋）の異にして、義に異あるに非ず、卽ち苦の苦性に非ずして、苦は卽ち苦性乃至行の苦性に非ずして、行は卽ち苦性と見て、何れも所謂持業釋と見るなり。

【四四】應に知るべし云云。通門にて云へば、三苦は共に念念生滅の法の故に行苦にして、一切有漏の法は行苦ならざるもの無し。爾るに今此の中に可意の有漏行を壞苦と名け、非可意の有漏行を苦々と名くるは、別門によりて說くものなりとの謂。

【四五】此は云云。伏難を通ずる意なり。謂く若し一切行苦の故に苦ならば、何が故に一切の人が、是の如く苦と見ざるやとの難意を通ず。「此」とは行苦のこと。

【四六】故に有る頌云云。光記に從へば經部の鳩摩羅多

諸有漏行を苦諦と稱する所以

[31]唯だ受の一分のみ、是れ苦諦苦の自體なり。所餘は並びに非らず。〔然るを〕如何にして諸の有漏の行は、皆是れ苦諦なりと言ふ可きや。

頌に曰はく、

(3)[32]苦は三苦と合するに由る、所應の如く一切の
可意と非可意と、餘との、有漏の行の法なり。

三苦と有漏行

論じて曰はく、三苦の性有り。一には[33]苦苦の性、二には[34]行苦の性、三には[35]壞苦の性なり。[36]諸の有漏の行は、其の所應の如く、此の三種の苦の性と合するが故に、皆な是れ苦諦なり。亦た失有ること無し。

詳説

此の中、可意の有漏の行の法は、壞苦と合するが故に名づけて苦と爲す。諸の非可意の有漏の行の法は、苦苦と合するが故に名づけて苦と爲す。此れを除いて所餘の有漏の行の法は、行苦と合するが故に名づけて苦と爲すなり。

可意等の意義

何を謂ひて可意と非可意と餘と爲すや。

謂はく、樂等の三受は、其の次第の如く、三受の力に由りて、樂受等に順ずる諸の有漏の行をして可意等の名を得せしむ。所以は云何といふに、若し諸の樂受ならば、壞に由りて苦の性と爲る。[37]契經に言ふが如し。「諸の樂受は、生ずる時も〔亦〕樂なり。住する時も〔亦〕樂なり。壞する時は苦なり」と。

故に、滅諦を成就すること能はず、餘の苦・集二諦は聖諦と非聖諦とに通ず、聖も凡も共に成就するが故にと此は得に約して解釋せる説なりとす。二に曰く、滅・道二諦は唯無漏なるが故に、唯聖のみの觀ずるものなるが故に、故に唯聖諦なるも、苦・集二諦は、聖も亦觀ずるが故に聖諦と名くるも、唯有漏なるが故に、凡も亦、觀ずるが故に非聖諦とも名くと。

【三〇】 婆沙は特に、卷七八(毘曇部十、三三八頁以下)、舊譯卷一六、二六六頁下、正理卷五七、光記卷二二、三三三頁下以下參照。

【三一】 唯だとは三受の中に於ける唯だ苦受のみの意にして、所餘とは、從つて三受中、苦受以外の樂捨の二を指す。

【三二】 (3) [duḥkhaṃ triduḥkhatāvattvād]
yathāyogam aśeṣataḥ
[manāpā amanāpāś ca
tebhyo 'nye caiva sāsravāḥ].

舊譯—苦由二三苦一應　如ㇾ理皆無ㇾ餘、
可愛非可愛、　及餘有流行。

苦に三種有り。苦苦、行苦、壞苦之れなり。諸の有漏の行法は、其の所應の如く、可意なるは壞苦と、非可意なるは苦苦と、非可意非非可意なるは行苦と、各々合するが故に、總じて攝して苦と稱し、名づけて苦諦と爲す。

【三三】 苦苦の性(duḥkha-duḥkha-tā)とは、體是れ苦なるもの、即ち苦受なり。

【三四】 行苦の性(saṃskāra-duḥkha-tā)とは、體の無常(行)なるが故に苦なること。

【三五】 壞苦の性(vipariṇāmaduḥkha-tā)とは、今は樂なるも遂に壞滅する故に苦なること。

【三六】 諸の有漏の行云云。凡ての有漏行は、たとひ、

ふ」[二二]涅槃に對向し、正しく境を覺するが故なり。此の覺は眞淨なるが故に、「正しく」名を得るなり。

四諦の體性

應に知る可し、「[二三]此の中、果性の取蘊を名づけて苦諦と爲し、因性の取蘊を名づけて集諦と爲す。是れ能く集むるが故なり。此に由りて苦・集は、因果の性分にして、名に殊り有りと雖も、物に異り有るには非ず。[二四]滅道の二諦は物も亦た殊り有るなり」と。

聖諦の意義

〔問ふ〕何の義を[二五]經の中に說きて「聖諦」と爲すや。

有部の義

〔答ふ〕是れは聖者の諦なり。故に聖の名を得するなり。

難

[二六]非聖の者に於いても此れは豈に妄と成らんや。一切に於いて是の諦の性は顚倒無きが故なり。

答

然るに唯聖者のみ實に見るも、餘は非らざればなり。[二七]是の故に經の中に但だ聖のみの諦と名づく。非聖の諦には非ず、顚倒して見るが故なり。有る頌に言ふが如し。

引證

[二八]聖者が、是れ樂と說くことを、　非聖は說いて苦と爲す。
聖者が、說いて苦と爲すことを、　非聖は是れ樂と說く。

有餘師の解

[二九]有餘師の說く、「二は唯聖諦なり。餘の二は是れ聖と非聖との諦に通にず」と。

[三〇]第二節　特に苦諦に就て

第一項　苦諦及び有爲無漏と樂等との關係

【二二】　涅槃云云。(一)涅槃に對向してその果に赴くためには無漏ならざるべからず。(二)正しく、邪を離れて四諦の境を覺するには、亦無漏ならざれば能はず。此の理由に由りて、現觀は無漏に局る。

【二三】　此の中云云。苦集二諦は體としては別物ならず共に五取蘊なれど、その中に因たる方面を集といひ、果たる方面を苦と名づくるに過ぎずとなり。

【二四】　滅諦は無爲無漏にして、道漏は有爲無漏なり。

【二五】　經とは、雜阿含卷第一五、第三七九經(大正二、一〇三頁)以下、中阿含卷第七分別聖諦經(大正一、四六七頁)等參照。聖諦の原語は梵語にては、ārya satya 巴利にては arya sacca。

【二六】　非聖の者に於て云云。有部は ārya を聖者の義に解したれど、四聖諦の理は、聖者のみならず、何人にも妥當なるべき眞理ならずやとの難なり。

【二七】　是の故に。聖者所見の諦の意にて、聖諦と名づく。

【二八】　舊譯――
聖人說二是樂一、　餘人說爲レ苦、
餘人說二是淨一、　聖人說爲レ苦
雜阿含卷第十三、第三〇八經(大正二、八八頁下)に曰く
「賢聖見レ苦者　世間以爲レ樂
世間之所レ苦　於レ聖則爲レ樂」
Samyutta Nikāya vol. iv. p. 127 に據るに、
yam pare sukhato āhu, tad ariyā āhu dukkhato.
yam pare dukkhato āhu, tad āriyā sukhato vidū.

【二九】　有餘師云云。光記に據るに、此を上座部の師の說とし、寶疏は經部等の說とせり、此の意は光記に二解を擧ぐ、一に曰く、滅道の二種は唯是れ聖諦のみなり、唯聖のみが成就し、凡は成ぜざるが故に、凡は但、伏惑するのみにして正しく惑を斷ずること能はざるが

に最も初めに苦を觀ず。苦とは卽ち苦諦なり。次に復た、苦は誰を以て因と爲すやと觀ず。便ち苦の因を觀ずるなり。因は卽ち集諦なり。次に復た、苦は誰を以て滅すと爲んやと觀ず。滅は卽ち滅諦なり。後に、苦の滅するは誰を以て道と爲すやと觀ず。卽ち滅の道を觀ずるなり。道は卽ち道諦なり。病を見已りて、次に病の因を尋ね、續いて病の愈ゆることを思ひ、後に良藥を求むるが如し。

良醫經の喩說

契經にも、亦た諦の次第の喩を說けり。

〔問ふ〕何の契經に說るや。〔答へて〕謂はく、[一七]良醫經なり。彼の經に言ふが如し。「夫れ醫王は、謂はく、四德を具して能く毒の箭を拔く。一には善く病の狀を知り、二には善く病の因を知り、三には善く病の愈を知り、四には善く良藥を知る。如來も亦た爾なり。大醫王と爲りて、實の如く苦・集・滅・道を了知す」と。故に、加行の位に是の如く次いでして觀ず。現觀の位の中の次第も亦た爾るなり。加行の力に由りて引發する所なるが故なり。已に[一八]地を觀じ、馬を縱して奔馳せしむるが如し。

現觀の名義

〔問ふ〕此の[一九]現觀（abhisamaya）の名は何の義に目くと爲んや。〔答ふ〕應に知るべし、此れは[二〇]現等覺(abhisaṃbodha)の義に目づくることを。

現觀十六心の唯無漏なる理由

〔問ふ〕何に緣りて、[二一]此は唯だ是れ無漏のみなりと說くや。〔答

【一七】良醫經(Vyādhyādi-sūtra)とは、雜阿含卷第十五第三八九經（大正二、一〇五頁上五左）又宋施護譯の醫喩經一卷(大正四、四八〇二頁)參照

【一八】地を觀ずるは加行位の四諦の觀に喩ふ。馬を縱すは見道位の現觀に喩ふ。

【一九】現觀(abhisamaya)。

【二〇】現等覺とは現前に平等に境を覺觀する義。

【二一】此はとは現觀十六心のこと。

云何となれば、[一一]先に辯ずる所の如し。體、彼れに同じきことを顯はさんが爲めの故に、〔頌の中に〕「亦た然り」との聲を說けるなり。

四諦次第の根據

〔問ふ〕四諦は何に緣りて是の如く次第するや。〔答ふ〕[一二]現觀の位の先後に隨ふて說くなり。謂はく、現觀の中にて、先に觀る所のものを便ち先に在て說くなり。若し此に異らば、應に先に因を說き、後に方に果を說くべけん。然るに或は法にして、〔其の〕說の次〔第〕が、生起に隨ふものあり。〔例へば〕[一三]念住等の如し。或は復た法にして、說の次〔第〕が[一四]便に隨ふものあり。[一五]正勝等の如し。謂はく、此の〔四正勝の〕中には、決定の理趣として、是の如き欲を起して先づ已生〔の惡〕を斷じ、後に未生〔の惡〕を遮すとするもの無し。但だ言の便に隨へるのみ。今、四諦を說くは、[一六]瑜伽師の現觀位の中に於ける先後の次第に隨ふなり。

現觀の次第の根據

〔問ふ〕何に緣りて、現觀の次第は、必ず然るや。〔答ふ〕加行位の中にて、是の如く觀ずるが故なり。

〔問ふ〕何に緣りて加行〔位〕に〔於いては〕、必ず是の如く觀ずるや。〔答へて〕謂はく、若し法の是れ愛著する處にして、能く逼惱を作すもの有らば、脫の因を求めんが爲めに、此の法を理として應に最初に觀察すべし。故に、修行者は、加行の位の中

【一一】先に辯ずる所とは、界品に說ける所の「無漏は道諦と云云」等の說明を指す。

【一二】現觀の位の云云。苦・集・滅・道の順序は因果の順によらずして、果因、果因の順序になり居るは、觀法の順序によるが故にとなり。

【一三】念住は(一)身念住(二)受念住(三)心念住(四)法念住と次第す。こは身念住は先きに生じ、乃至、法念住は最後に生ずるを以て、その生起の順によりて列したるものなり。

【一四】顯示すること又は了解せしむるに都合よしと云ふ意なり。

【一五】正勝等云云。即ち四正斷の例なり、(一)已生の惡を斷じ(二)未生の惡を生ぜざらしめ(三)未生の善を生ぜしめ(四)已生の善を增長せしむることなり、而も、此の四正斷の列順は、觀法又は思惟の法則上必ず斯くある可き理あるによりてかく列示せしものに非ずして分り易からしむる爲めの便利上の順列なり、何となれば已生は未生よりも了解し易く又た惡は善よりも所化に取りて了解し易ければなり。

【一六】瑜伽師(yogin)とは、禪觀者のこと。

第二章　聖諦論

向に「見諦に由るが故に」と言ふ所の如き此の所見の諦は、其の相云何。

第一節　四　諦[八]

頌に曰はく、[九]

(2)諦に四あること、先に已に說けり。謂はく、苦・集・滅・道なり。

彼の自體も亦た然なり。　次第は現觀に隨ふ。

四　諦

論じて曰はく、諦に四種有り。名は先に已に說けり。

〔問ふ〕何れの處に於いて說けるや。〔答へて〕謂はく、初めの品の中の[一〇]有漏・無漏の法を分別したる處なり。

〔問ふ〕彼に如何に說けるや。〔答へて〕謂はく、彼の頌に言はく、「無漏は謂はく聖道なり」と、此は道諦を說けるなり。「擇滅は謂はく離繫なり」と、此は滅諦を說けるなり。「及び苦・集・世間なり」と。此は苦・集諦を說けるなり。

四諦の次第

〔問ふ〕四諦の次第は彼に說けるが如くなりや。〔答ふ〕爾らず。云何となれば、今、列ぬる所の如く、一には、苦(duḥkha)、二には集(samudaya)、三には滅(nirodha)、四には道(mārga)なり。

四諦の自體

〔問ふ〕四諦の自體には亦た異ることありや。〔答ふ〕爾らず。

【八】婆沙卷七七（毘曇部十、三一九頁以下）、舊譯卷一六、二六六頁上、正理卷五七、等參照

【九】頌に曰はく等。四諦のことは已に界品に於ても述べたる所なるを以て、頌も之を豫想して說を立てたるなり。

(2) [satyāny uktāni catvāri
duḥkhaṃ samudayas tathā
nirodho mārgaḥ], eteṣāṃ
yathābhisamayaṃ kramaḥ.

舊譯—已說諦有四、　謂苦諦集諦、
滅道諦亦爾、　對正觀次第。

【一〇】有漏無漏云云。界品第一章參照。

卷の第二十二〔分別賢聖品第六の一〕

第六編　賢聖品

第一章[一]　道の體性

道の相

是の如く、煩惱等の斷は九の勝位に於いて徧知の名を得することを說けり。然るに、斷は必ず道の力に由るが故に得するなり。[二]此の由る所の道は其の相云何。

頌に曰はく、

(1)已に煩惱の斷は、見諦と修とに由るが故なりと說けり。
見道は唯無漏のみなり、修道は二種に通ず。

論じて曰はく、[三]前に已に廣く諸の煩惱の斷は、見諦道(satyadarśanamārga)と及び修道(bhāvanāmārga)とに由るが故なりと說けり。

見・修二道の有漏無漏分別

〔問ふ〕道は唯無漏のみなりや、亦た有漏もなりや。〔答ふ〕見道は應に知るべし唯だ是れ無漏のみにして、修道は、[四]二に通ずることを。所以は何。[五]見道は速に能く三界〔の見惑〕を治するが故に、[六]頓に九品の見所斷を斷ずるが故に、[七]世間道に此の堪能有るに非ざるが故に、見位の中の道は唯無漏のみなるなり。

修道は〔上の二因に異るもの〕有るが故に、二種に通ず。

【一】以下の中、特に見修所斷に關しては、婆沙卷五一、(毘曇部九、一九七頁以下)、舊譯卷一六、二六六頁上正理卷第五七、光記二二、三三二頁以下參照。

【二】此の由る所云云。斷惑の道たる見道・修道に就て、その有漏・無漏を明にする段なり。

(1) kleśaprahāṇam ākhyātaṃ
satyadarśanabhāvanāt,
dvidho bhāvanāmārgo
darśanākhyas tv anāsravaḥ.

舊譯—煩惱滅已說　由二見修四諦一
修道有二二種一　見道唯無流。

【三】前に已にとは、卷第十九及び廿一、參照。

【四】二とは有漏・無漏の二。

【五】見道は速に云云。見道十五心はただ十五刹那にて成就するが故に、速かにと言ひ。見道は、第一に速かに三界の見惑を治すること、第二に頓に九品の見所斷の法を斷ずることの二因ありて有漏、世間道と異る有漏道は無色界の下三無色迄は斷ずるも有頂は之を斷ずること能はざればなり。

【六】頓に云云。苦諦以下各諦に各九品の見惑有りて、之れを一刹那に頓斷するが故にとの意。尙、九品の見惑とは修惑の一一を各々上上、上中、乃至下下の九品に分つが如く、見惑をも九品に分ち得と見てかく說きしものなり。

【七】世間道とは有漏道のこと。

遍知の得捨

〔三二二〕誰か、幾種の徧知を捨し、得するや。

頌に曰はく、

(70b)一と二と五と六とを捨す。得することも亦た爾り。五を除く。

遍知の捨門

（一を捨するもの）論じて曰はく、「〔三二三〕一を捨す」と言ふは、謂はく、無學と及び色愛盡と全離欲とより退するものなり。

（二を捨するもの）「〔三二四〕二を捨す」と言ふは、謂はく、諸の不還の色愛盡なるより欲の纒を起して退するときと、及び彼れが阿羅漢を獲得する時となり。

（五を捨するもの）「〔三二五〕五を捨す」と言ふは、謂はく、先に離欲して後に見諦に入りたるものは、道類智の時に、下分盡を得して前の五を捨するが故なり。

（六を捨するもの）「〔三二六〕六を捨す」と言ふは、謂はく、未離欲の所有の聖者が離欲を得する時なり。

遍知の得門（第二句）

「得することも、亦、爾り」とは、謂はく、一を得し二を得し六を得すること有り〔との謂なり〕。唯、〔三二七〕五を得することを除く。

（一を得するもの）一を得すと言ふは、謂はく、〔三二八〕未得のを得するときと、及び〔三二九〕無學より色纒を起して、退するときとなり。

（二を得するもの）二を得すと言ふは、謂はく、〔三三〇〕無學より無色界の諸の纒を起して退する時なり。

（六も得するもの）〔三三一〕六を得すと言ふは、謂はく、不還を退するときなり。

隨眠を辯ずるに因みて、斷を分別し畢れり。

遍知を得しゐたるものが進んで阿羅漢果を得する時には色愛盡遍知と五下分遍知との二を捨して、一切結盡遍知の一を得す。

【三二五】五を捨すとは、超越證の人が先きに離欲して後に見道に入り、道類智起る時には、第六の色・無色見道遍知を得せずして、直ちに五下分結遍知を得するを以て、此時前の見諦位の五遍知を捨す。

【三二六】六を捨す云云。次第證の人は、第十六心の道類智の位にて初果に往して、六遍知を成就するも、進んで欲界修惑の第九品を斷盡する時は、前の六遍知を捨して、一の五下分遍知を得す。

【三二七】五を得することを除くとは、五遍知を得する場合が假りにありとすれば、それは、預流果より退して、見道位の道法智乃至道類智忍位に住するか、又は、先に離欲染にして正證離生に入りし者が不還果より退して、見道位の道法智乃至道類智忍位に住するかの二の場合なるべし。然るに有部にては預流果を退することゝ無く、亦、特に凡位に全離欲せる人の所得の不還果は有漏二道所成にして堅牢なるが故に退果の義なきを以て、從つて五を得すと云ふことはあり得べからずとなり。

【三二八】未得云云。何れの遍知たりとも初めて得する時は必ず一を得す。

【三二九】無學云云。無學果より、色界の惑を起して退する時には、五下分遍知の一を得す。

【三三〇】無學より無色界の云云。無學の聖者が、無色界の煩惱を發して退する時は、五下分結盡遍知と色愛盡遍知との二を得す。

【三三一】六を得すとは、次第證の人が不還果を退する時は、五下分結盡遍知を捨して、見惑の六遍知を得す。

一の遍知をのみ成ず。謂はく、順下分盡なり。

二七 色愛盡と、及び無學位とより色纒を起して退するときも、亦一をのみ〔成ずる〕こと、前の如し。

二八 色愛を有せし者は色愛の永盡より、先に色を離れし者は色盡の道を起してより、〔倶に〕未だ全く無色の愛を離れざる前に至るまでは、下分盡と色愛盡との二を成ず。

無學位の聖者

無學より退して無色の纒を起すものは、二の遍知を成ず。二九 名は前に說くが如し。

無學の位に住するものは、唯一をのみ成就す。謂はく、一切結永盡遍知なり。

第五項　遍知の集處

不還・羅漢果位に一遍知をのみ立つる所以

三〇 何に緣りて、不還と阿羅漢との果には諸の斷を總集して一の遍知をのみ立つるや。

頌に曰はく、

(70a)越界と得果との故に、　二處に遍知を集む。

論じて曰はく、二緣を具するが故に、一切の斷を總集し、建立して一の遍知と爲す。三一 一には越界、二には得界なり。〔而して〕唯彼の兩位にのみ、〔此の〕二緣を具足するが故に、彼の遍知を總集して一と爲すなり。

第六項　遍知の得捨

【三〇】何に緣りて云云。遍知論の第五項として遍知を總集して一となすの理由を明にする段なり。卽ち何故に不還果にありては三界見惑の擇滅と欲界修惑の擇滅とを總集して一の五下分結盡遍知と立て、阿羅漢果卽ち無學果にありては三界の見惑の擇滅と欲界修惑の擇滅と色・無色二界修惑の擇滅とを總集して一の一切結盡遍知と立つるやを明すにあり。

(70a)〔t' gāṃ〕saṃkalanaṃ
〔ahātuvairāgyaphalalābhataḥ〕

舊譯—算レ彼由二離界一、　及至二沙門果一。

【三一】卽ち不還果は欲界を越ゆると共に不還果を得し、阿羅漢果無色界(總じて三界)を越ゆると共に、無學位を得すを言ふ。須の遍知位には、此の二條件を具するもの無きが故に總集して一となすと論ぜず。

【三二】誰か云云。第六項として行者が遍知を得し、又は捨する次第を述べたるもの。第一句は捨の方を、第二句は得の方を述べたるものとす。

(70b) ekāṃ dve pañca ṣaṭ kaścij
jahāty āpnoti yuñca na.

舊譯—有レ人捨二一、二一、　五、六一無レ得レ五。

頌意は長行釋に明なり。

【三三】一を捨する場合に三あり、(一)無學の人が何れかの界の煩惱を起して退する時には無學を捨するが故に、從つて彼の一切結盡遍知の一を捨す、(二)色愛盡より色愛を起して退する時は色愛盡遍知の一を捨す、(三)欲界の惑を起して全離欲より退する時は五下分結盡遍知の一を捨す。

【三四】二を捨するに二あり、(一)諸の不還果の色愛盡遍知を得せるものが、欲界の惑を起して退する時は色愛盡遍知と五下分遍知との二を捨す。此の時には此二を捨して見所斷の六遍知を得す、(二)不還果の色愛盡

界の緣を立つ。[二〇六]三地の雙因を滅するとも、未だ遍知を立てざるが故なり。

第四項　補特伽羅と遍知の成就

機根と遍知の成就

[二〇七]誰れは、幾くの遍知を成就するや。

頌に曰はく、

(69)見諦の位に住するものは、無と、或は一より五に至るを成ずるとなり。

修は六と一と二とを成じ、無學は唯一をのみ成ず。

異生

論じて曰はく、異生は、定んで遍知を成ずる理無し。

見道位の聖者

若し諸の聖者の見諦の位に住するものの、[二〇八]初より乃至集法忍の時までならば、諸の遍知に於いて亦未だ成就せず。[二〇九]集法智・集類忍の時に至らば、唯、一をのみ成就す。[二一〇]集類智・滅法忍の時に至らば、便ち二を成就す。[二一一]滅法智・滅類智忍の時に至らば、便ち三を成就す。[二一二]滅類智・道法忍の時に至らば、便ち四を成就す。[二一三]道法智・道類忍の時に至らば、便ち五を成就す。

修道位の聖者

修道の位に住するものは、[二一四]道類智を初と爲し乃至未だ全くは欲界の染を離るることを得ざるものと、及び離欲より退せしものとは、皆六を成就す。[二一五]全く欲を離るゝに至るも、色愛の未だ盡くさざるものと、[二一六]或は先に欲を離れしものが、道類智にあるときより未だ色盡の勝果道を起さざる前のときとは、唯

の一に色・無色の見苦集斷の遍知を加ふ。

【二一一】滅法智(第十心)滅類忍(第十一心)に至りては上の二に、欲界見滅斷の遍知を加ふ。

【二一二】滅類智(第十二心)道法忍(第十三心)に至りては、上の三に、色無色界見滅斷の遍智を加ふ。

【二一三】道法智(第十四心)道類忍(第十五心)に至りては、上の四に、欲界見道斷の遍知を加ふ。

【二一四】道類智を云云。第十六心の道類智を初めとして、欲の修惑の、第六品を斷ぜざる以前の人と、一旦之を斷しながらも再び退したる人とは、前の五遍知の外に色・無色見道遍知を得し、凡て六遍知を得す。

【二一五】全く云云。は次第證の人が欲界九品の惑を斷盡し、更に色界の惑の若干を斷ずるも而も全斷せざる場合。

【二一六】或は先に云云は、超越證の人にして、(一)に異生の位に欲界の煩惱を離れ、後に見道に入るものと、(二)異生位に欲界の惑と併せて色界の惑若干をも斷じ、後に見道に入るものとの二は、未だ色界の惑を悉く斷ぜざる限り、五順下分結盡遍知の一をのみ得す。

【二一七】色愛云云。(一)色愛を斷盡せる者が後に色界の惑を起して退するときと、(二)無學果位にあるものが色界の惑を起して退するときとの二も亦五下分遍知の一をのみ得す。

【二一八】色愛を有せし者云云。(一)色愛を有せし者の色愛の永盡せしもの、即ち次第證の者が、第四禪の第九解脫道に達せしより、無色愛を全斷するに至らざる間、(二)超越證の人にありては、先に已に色愛を離れて正性離生に入りしものが、更に色盡の勝果道を起しながらも、未だ無色愛を全く脫し得ざる間は—共にただ下分盡と色愛盡との二遍知を得す。

【二一九】名は云云。下分盡と色愛盡との二。

と雖も、未だ有頂を缺せず、未だ雙因を滅せず。苦類智・集法忍の位に至らば、亦、有頂を缺すと雖も猶ほ未だ雙因を滅せず、未だ見集斷の諸の遍行因を滅せざるが故に、〔未だ遍知と名づけず〕。後の法智・類智の位の中に至るとき、諸の得する所の斷は、三緣を具するが故に、一一の位に於いて、遍知を建立するなり。

修道の四緣

具さに、四緣に由りて、[二〇〇]三の智の果を立つ。〔四緣とは〕謂はく、前の三に界を「越ゆるが故に」を加ふるなり。界を越ゆるとは、謂はく、[二〇一]此の界の中の煩惱等の法を、皆、全く離るるが故に〔爾いふなり〕。

遍知の五緣建立說

[二〇二]有るは、「離倶繫なること」を立て、亦た、是れ一緣なりとするが故に、遍知を立つる緣に、總じて五種有るなりといふ。離倶繫なることとは、謂はく、[二〇三]此れ斷ずと雖も未だ遍知と立てず、要らず所餘の此の境を緣ずる惑を離るるとき、方に建立すべしとすることとなり。

論主の前說詳取

此の離倶繫なると雙因を滅すると、及び界を越ゆるとの緣とは、[二〇四]用に別無きが故に、義には異ること有りと雖も而も〔今は〕別に說かざるなり。[二〇五]諸の界を越ゆる位には皆雙因を滅すと雖も、而も雙因を滅する時は皆界を越ゆるには非さるが故に、滅雙因の外に、別に越

ずるを以て修惑の倶繫を離るるが故に、用に別無しと云ふ。

【二〇五】 諸の越界云云。例へば欲界九品の惑を全離せる位には欲界五部の煩惱は皆滅し、自部の同類因も、他部の遍行因も倶に滅す。故に越界即ち滅雙因なりとも考へらる、されど、逆に越界の時には定んで雙因を滅すれども、雙因滅すればとて、必定して越界するに非ず。故に別立すとの意。

【二〇六】 三地云云。有漏道斷惑の場合には初・二・三定又は下三無色の雙因を滅するも、未だ越界せざるが故に、遍知と立てず。此れに依りて雙因を滅する外に、越界の一緣を立つ云云の意なり。

【二〇七】 誰れは幾くの云云。九遍知論の第四項として、行者と遍知の獲得との關係を明にしたるものなり。初二句は見道位の行者に就て第三句は修道位に就て、第四句は無學位に就て、それぞれ遍知獲得の數を述べたるものとす。

(69) naikayā pañcabhir yāvad
darśanasthāḥ [samanvitāḥ]
bsgom la gnas pa drug gam ni
gcig gam yaṅ na gñis daṅ ño.

舊譯—無與一至五、　在見位相應、
住修復與六、　乃至與一二。

【二〇八】 初より乃至集法忍云云。見道十五心中、初めの五位、即ち集法智忍の位までは未だ三緣具足せざるを以て遍知を得することなし、頌に「無と」といへるは之を意味す。

【二〇九】 集法智(第六心)に至り初めて三緣を具して一遍知を成就す。所謂欲界見苦・集斷遍知なり。第七心の集類智忍位迄も亦同様なり。

【二一〇】 集類智(第八心)滅法忍(第九心)に至りては、上

所得の六果なり。[一九三]類智品の果には五有り。謂はく、即ち、是れ前の類智と類忍との所得の五果なり。品の言は通じて智及び忍を攝するが故なり。

第三項　九遍知の建立

九遍知に局る理由

[一九四]何が故に一一の斷に別に遍知を立てずして、唯前の如き九位に就きてのみ〔遍知を〕建立するや。

頌に曰はく、

(68)無漏の斷の得を得すると、及び第一有を缺すると、
　雙因を滅すると、界を越ゆるとの故に、九遍知を立つるなり。

九遍知建立の四緣論

論じて曰はく、[一九五]有漏法の斷には多くの體と位とありと雖も、而も四緣あるが故に九遍知を立つ。

見道の三緣

且らく、三緣に由りて、六忍の果を立つ〔三緣とは〕謂はく、無漏の離繫得を得するが故にと、[一九六]有頂を缺するが故にと、[一九七]雙因を滅するが故にとなり。諸の斷は要らず是の如き三緣を具するとき、徧知の名を立つるも、闕けば則ち爾らず。如ば[一九八]異生の位にては雙因を滅すること有れども、無漏斷の得無く、未だ有頂を缺せざるが故に、亦た、斷を得すと雖も、遍知とは名づけず。[一九九]若し聖位の中にては、見諦に入りてより苦類忍の現行する以前に至るまでは、已に無漏道の得を得すること有り

ざるが故に、偏知の資格なし。かくして遂に集法智忍集類智に至るや、ここに初めて三條件を具して、見苦集斷遍知と稱す、無漏得の得と有頂の欠とは前位の如く、雙因を滅するは、集法智忍集法智に由つて、欲界遍行の惑と、自部自地の同類因とを共に滅すればなり。集類忍・智に至るとき、色・無色見苦集斷遍知の名を得す、爾後かくて見道位の遍行の名を得するに至るなり。

【二〇〇】三の智の果とは、修道の智の果としての三遍知のこと。

【二〇一】此の界云云。欲界九品の惑を全く離るるときは欲界を越え、第四定の九品の惑を全く離るるときは色界を越え、有頂の九品の惑を全く離るる時は無色界を越ゆる意にして五順下分結盡遍知は欲界を越ゆる位、色愛盡遍知は色界を越ゆる位、一切法盡遍知は無色界を越ゆる位なり。

【二〇二】有るはとは、對法論師光記には雜心師等の異說とするも、こは正しく婆沙の正說なり（毘曇部十、三三頁參照）。俱繫と言ふに、二の意義あり、一に見道にては、自部繫と他部繫とあるを俱繫となすもの、二には、見道に於けるは前と同じく、修道なるは、自品を一繫となし、他品他部を一繫となして共にあるを俱繫となすものなり。この二繫を離るるを離俱繫（ubhaya-saṃyoga-visaṃyoga）と名づく。

【二〇三】此れ云云。欲界苦諦下の惑を斷ずとも、未だ集諦下の他部遍行惑の所緣となりて繫縛さるるが故に苦諦下の惑の得せる擇滅を遍知とは立てず。その集諦下の他部の遍行の惑をも斷じたるときの擇滅に初めて遍知の名を附すべしとなり。

【二〇四】用に別無しとは、雙因を滅するときには要らず見惑の俱繫を離れ、越界するときには修惑の九品を斷

（三）無色の近分と根本との果の一對

今、次に、無色地の[一八八]眷屬と根本との與めに果と爲る差別を辯ずべし。

無色の邊地の果は、唯一のみ有り。謂はく、空處の近分地の道に依りて色愛盡遍知の果を得するが故なり。

前の三根本の果も亦唯一のみなり。謂はく、無色の前の三根本に依りて、一切盡遍知の果を得するが故なり。

（四）世俗道と聖道との果の一對

今、次に、世俗道と及び聖道との與めに、果と爲る差別を辯ずべし。

[一八九]俗道の果には二有り。謂はく、俗道の力は唯能く順下分の盡と及び色愛の盡との遍知の果のみを獲得するが故なり。

聖道の果には九有り。謂はく、聖道の力は遍く能く三界の法を永斷するが故なり。

（五）法智類智の一對（第八句）

今、次に、法〔智〕と類智との果と爲る差別を辯ずべし。

[一九〇]法智の果には三有り。謂はく、法智の力は能く三界の修所斷を斷ずるが故に、後の三果を得すればなり。

[一九一]類智の果には二有り。謂はく、類智の力は但だ能く色・無色界の修所斷をのみ永斷するが故に、後の二果を得すればなり。

（六）法智品類智品の果の一對

今、次に、法と類との智の同品の諸道の與めに果と爲る差別を辯ずべし。

[一九二]法智品の果に六有り。謂はく、即ち是れ前の法智と法忍との

八八二

又修道位の三遍知は、更に第四の條件を加へて欲界九品の惑を全く離れて欲界を越ゆるか、第四靜慮の九品の惑を離れて無色地を越ゆるか、即ち、上の如き三條件を具する上、更に越界の緣を得する時の擇滅にのみ遍知の名を立つ。故に擇滅の數は上の如く數多しと雖も、その中に唯九遍知のみを立つるなり。

【一九六】有頂を缺くとは、有頂地の五部の煩惱の中の隨一以上を成就せざるを有頂を缺くと名く。單に斷ずるも、倘惑の得あれば、缺くとは名けざるなり。

【一九七】雙因とは、光記に據るに二解あり、（一）に若し見道に就きて言へば、自部の惑を一因となし、他部の遍行の惑を復一因となすを言ひ、修道九地に就きて言へば、各地の中、自品を一因となし、他品を亦、一因となすと解するものなり。（二）には、見道に就きては、前解の如く、修道に就きては自品を一因となし、他品他部を一因となすと解するものなり。此の二因を續けざらしめ、成就せざらしむるを雙因を滅すと言ふ。

【一九八】異生云云。異生凡夫の位には、欲界五部に亙る九品の惑を凡べて斷じて同類因遍行因を滅すと雖も、而も未だ無漏の離繫得無く有頂を缺かざるが故に、其の擇滅は遍知の名を得する能はず。

【一九九】若し聖位云云。聖位即ち見道に入りても、未だ前述の三條件を具せざる限りは遍知と名けず。先づ苦法智忍、苦法智を得する時は、第一の無漏道の得するも、未だ他の二條件が具はらざるが故に、之を遍知と言ひ得ず。進んで苦類智・集法智忍に到れば、已に無漏得と有頂を缺く（苦類智によりて有頂の苦諦下の惑を斷ずるを以てなり）の二條件を具すれども、未だ集法智生ぜざるを以て、双因を滅するの條件にまで達せ

忍の果をも遍知と說く理由

なり。此の三遍知は是れ修道の果なるに由るが故なり。

[183]〔問ふ〕如何にして忍の果を說きて遍知と爲すや。〔答ふ〕、諸の忍は皆是れ智の眷屬なるが故なり。王の眷屬に假りに王の名を立つるが如し。[184]或は、忍と智とは同一果なるが故なり。

(二)未至と根本との果の一對

今次に、[185]靜慮地の眷屬と根本との與めに果と爲る差別を辯ずべし。

未至定の九

未至靜慮の果には、具さに九あり。謂はく、此れを依と爲して、能く三界の見・修所斷の煩惱等を斷ずるが故なり。

四根本定の五或は八

根本靜慮の果には五、或は八有り。言ふ所の五とは、[186]毘婆沙師の說く、「根本地のみが唯、能く永く色・無色に攝する煩惱等を斷ずるが故なり。〔而して〕欲界所繫の煩惱等の斷を、彼れは唯是れ未至のみの果と許すが故なり」と。言ふ所の八とは、[187]尊者妙音の說く、「根本地も亦た、欲界の諸の煩惱等の與めに斷對治と爲る。諸有の先に欲界の染を離れたる者が、根本地に依りて見諦に入る時、欲界繫の見斷の法の斷に於いて、別道ありて無漏の得を起すものありと許すが故なり。此れに由りて、亦た是れも彼の見道の果なり。〔唯〕順下分結盡遍知を除く。彼は唯是れ未至〔定〕のみの果なるを以ての故に、彼の斷對治を修す容きこと無きが故なり」と。

中間定の果

中間靜慮〔の果に就きて〕は、根本に說くが如し。

る無漏道のこと。之れは欲界の修惑を斷じて五順下分結盡遍知を得し、滅道の法智にて第四定の惑を斷じて色愛盡遍知を得し、有頂の惑を斷じて一切結盡遍知を得す。

【一九一】類智(anvaya-jñāna)とは、上界の修惑を斷ずる無漏道のこと。その斷は色愛盡と一切の結盡とにして、色愛盡遍知と一切結盡遍知とを得するなり。

【一九二】法智品とは、法智と法智忍とを總括したるもの。その果は法智の果としての修道の三と見道の法忍の三と合して六果なり。

【一九三】類智品とは、類智と類智忍との總括。之は修道にて得する二遍知と見道にて得する三遍知と合して五遍知を果と爲す。

【一九四】何が故に云云。九遍知論の第三項として、惑の斷位には八十九位あるに、何故に遍知を九と立つることと九位に限るやを明にする段なり。

(68) anāgravaviyogāpter
bhavāgravikalīkṛteḥ
hetudvayasamudghātāt
parijñā dhātvatikramāt.

舊譯—得₂無流離₁故、　損₂有頂分₁故、
拔₂除二因₁故、　斷智過界故。

【一九五】有漏法の斷云云。有部に從へば、擇滅の數は有漏法の數だけ有りといふ。從つて理を以て云へば偏知は亦同樣に無數なるべきなれども、之を九には限る條件は次の如し、見道位中に於て立てらるる六偏知は三條件を具する位の擇滅にのみ立せらる、即ち(一)擇滅に對して無漏の得を起すこと、(二)有頂地の五部の煩惱中の隨一以上を缺くこと、(三)自部に同類因となり他部に遍行因となる。即ち雙因としての惑を滅することとなり。

是の如きを名づけて三界修道所斷の法の斷の三種の遍知と爲す。

〔問ふ〕何なる因緣を以て色・無色界の修道所斷の煩惱等の斷には[一七八]別して遍知を立つるも、見所斷は非らざるや。〔答ふ〕[一七九]修所斷は、治が不同なるを以ての故なり。

第二項　道の果としての九遍知分別

道の果としての遍知

[一八〇]是の如く立つる所の九種の遍知は、中に於いて、幾何の道の果なるやを辯ずべし。

頌に曰はく、

(65)中に於いて、忍の果に六有り。　餘の三は是れ智の果なり。
(66)未至の果は一切なり。　根本のは五、或は八なり。
無色の邊の果は一なり。　三根本のも亦爾なり。
(67)俗の果は二なり、聖のは九なり。　法智のは三なり、類のは二なり。
法智品の果は六なり、　類智品の果は五なり。

論じて曰はく、此の九の中に於いて、且らく、應に先づ忍と智との道の與めに果と爲るの差別を辯ずべし。

(一)忍智の果

[一八一]忍の果に六あり。謂はく三界繫の見〔所〕斷の法斷の六種の遍知なり。

[一八二]智の果に三あり。謂はく、順下分と色愛と一切結との盡遍知

【一八三】如何にして云云。忍の作用は惑を斷ずるにあり、智のそれは擇滅を得するにあり。然るに遍知は擇滅に關するものなるを以て、此の間を生じたるなり。

【一八四】或は云云。無間道の忍と解脫道の智とが相扶けて、同一の擇滅を得するが故に、智の果たる擇滅が、聽て忍の果ともなるを以て、之を遍知といへるなりと。

【一八五】靜慮地の眷屬云云。眷屬とは未至定のことにして、根本とは四根本靜慮の義。

【一八六】毘婆沙師の正義よりせば、色界の根本定は欲界惑を斷ずる斷對治道に非ずして唯、色・無色界の惑のみ斷ずるものなれば、欲界見惑の遍知の三と欲界修惑なる五下分結の遍知の一とを合して四は、根本定の果に非ず、從つて四根本定は唯餘の五遍知をのみ果とすとの意。

【一八七】妙音は、色界の四根本定も亦欲界見惑の斷對治ともなると說くものなり。從つて見諦斷による六遍知は皆根本定の果ともなるなり。唯欲界の修惑は色界の四根本定の斷對治に非ざるが故に、五順下分結盡遍知のは、その果に非ずとするなり。預流一來と進む聖者の場合は勿論、他の異生も、共に未至定によりてのみこの修惑を斷じ、根本定にて斷じ得るの理なきが故なり。他の二修惑(上二界)による二遍知は、當然、根本定の根となる。故に根本定の果としての遍知は八なりといふなり。

【一八八】無色地の眷屬。空處の近分定のこと。根本とは下三無色の根本定をいふ。

【一八九】俗道とは、有漏道のこと。之れによりて欲界五部九品の惑を斷盡し、五順下分結盡遍知を得し、又第四靜慮の五部九品の惑を斷盡して色愛盡遍知を得することを得るなり。

【一九〇】法智(dharma-jñāna)とは、欲界の修惑を斷ず

斷を顯はす。

是の如くにして、欲界の見諦所斷の煩惱等の斷に三遍知を立つるなり。

欲界の三の如く[一七五]上界も亦爾なり。謂はく、色・無色の二界の所繫にも亦た、初の二の斷に一と、〔次の〕二〔の斷〕に各一と、合して三あり。

是れ見苦集と見滅と見道との[一七六]所斷の法の斷を合して三と立つる義なり。

是の如きを名づけて、三界の見諦所斷の法の斷の六種の遍知と爲す。

修道の三（遍知）

餘の三界繫の修道所斷の煩惱等の斷に三を立つることは云何。

五順下分結盡遍知

謂はく、欲界繫の修所斷の煩惱等の斷に一の遍知を立つ。應に知るべし、卽ち是れ[一七七]五順下分結の盡遍知なることを。前〔の諸斷〕を併せて立つるが故なり。

色愛盡遍知

色界所繫の修道所斷の煩惱等の斷に一の遍知を立つ。應に知るべし、此れば卽ち是れ色愛の盡遍知なることを。

一切結永盡遍知

無色界繫の修道所斷の煩惱等の斷に一の遍知を立つ。卽ち一切の結の永盡遍知なり。此れも亦前のを併せて合して一と立つるが故なり。

聖道の一對、（五）法智類智一對、（六）法智品類知品一對なり。

頌は十句より成る中、初の二句は第一の忍智一對に就て、その果としての遍知を明せるもの、次ぎの二句（三四句）は第二の未至・根本の一對に就て遍知を明せるもの、次の二句（五六）は第三の無色の近分・根本一對の果を明し、次の一句卽ち第七句は第四の俗・聖の智の果を明し、第八句は第五の法智・類智の果を明し、最後の二句（九十）は第六の法智品・類智品の果を明にせるものなり。

(65b) 〔ṣaṭ kṣāntiphalam
jñānasya.........phalam〕.

舊譯—六忍餘智果、　非至果一切、

(66) anāgamy pʹ al ṃ sarvā,
dhyānānāṃ pañca aṣṭau vā,
〔phalaṃ sāmantakasyaikā,
maulārūpyatrayasya ca〕.

本定五或八、　無色定果一、
本三無色一、　聖道果一切、

(67) 〔āryamārgasya sarvā dve
laukikasya, anvayasya ca.
dharmajñānasya tisraḥ〕
ṣaṭ tat〔sa〕pakṣasya pañca ca.

世道二類兩、　法智三二類、
六五永斷智。

【一八一】忍の果云云。苦法智忍、苦類智忍等の八忍の果として見諦の六遍知あり。卽ち見苦集斷遍知乃至色無色見道斷遍知の六なり。見道の斷惑は忍なるが故なり。

【一八二】智の果云云。修斷の三遍知、卽ち順下分結盡遍知乃至一切結盡遍知の三は、智の果なり。蓋し修道の斷惑は智にあるを以てなり。

第六節　九遍知論 [一六九]

第一項　九遍知の名稱

九遍知

[一七〇]即ち諸の離繫は彼彼の位の中にて、遍知の名を得。遍知に二有り。一には智遍知、二には斷遍知なり。智遍知とは、無漏智を謂ひ、斷遍知とは、即ち諸の斷を謂ふ。此れは果の上に因の名を立つるが故なり。

〔問ふ〕[一七一]一切の斷に一の遍知を立つと爲んや。〔答ふ〕爾らず。云何となれば、

頌に曰はく、

(64)斷遍知に九有り。　欲の初の二斷に一と、
二に各一とにて、合して三あり。　上界の三も亦爾なり。
(65a)餘の五順下分と、　色と一切の斷とに三あり。

論じて曰はく、諸の斷に總じて九種の遍知を立つ。謂はく三界繫の見諦所斷の[一七二]煩惱等の斷に六遍知を立て、所餘の三界の修道所斷の煩惱等の斷に三遍知を立つ。

見諦斷の六遍知

且らく、三界繫の見諦所斷の煩惱等の斷に六を立つとは云何となれば、謂はく、欲界繫の初の二部の斷に、[一七三]一の遍知を立つ。初の二部と言ふは即ち見苦と見集との所斷を顯はす。次の二部の斷に[一七四]各一の遍知を立つ。次の二部と言ふは見の滅と道との

八七八

ekā, [dvayakṣayo dve te, tathordhvaṃ tisra eva tāḥ]

舊譯—永斷九、欲界　初二部惑滅　一、後二滅離　二、上三亦爾、

(65a) [t.sro 'nyā adhobhāgiya-rūpasarvāsravakṣayaḥ parijñāḥ].

所餘下分色、　一切惑滅盡、　更三永斷智。

【一七二】煩惱等とは、煩惱と相應する心心所と得と、俱有の四相とを等取するなり。

【一七三】一の遍知。之を見苦集斷遍知と名づく。

【一七四】各一の遍知。見滅斷遍知と見道斷遍知との二なり。

【一七五】上界も亦爾なり等。色・無色見苦集斷遍知、色・無色見滅斷遍知、色・無色見斷遍知の三なり。

【一七六】所斷の法の斷とは、所斷の煩惱の擇滅即ち遍知の意。法・斷とは擇滅の異名なればなり。

【一七七】五順下分結の盡遍知とは、正しくは欲界修惑の擇滅のことをいふも、兼ねては、前に證得せる見惑の擇滅と幷せ取りて名づく。

【一七八】別して云云。修斷の惑に對して色・無色界の擇滅を別立するも、見斷の惑に於ては色・無色を合して、一切遍知と立つるやとの問意。

【一七九】修所斷云云。見惑は同一對治道たる類智品道にて斷ずるも、修惑は色界と無色界とによりて對治道が別なるに由るとの答意。

【一八〇】是の如く立つる所の等。九遍知論の第二項たる道の果としての九遍知を分別する段にして、之を六對の道によりて分別するが故に六對果と言ふ。その六對とは次の如し、(一)忍智一對、(二)未至定根本定一對、(三)空處の近分と下三無色の根本定と一對、(四)俗道

謂はく、[一六三]欲界繫の見四諦斷と及び色・無色の見三諦斷との所有の離繫は、六時を具して得す。色・無色界の見道諦斷の所有の離繫は、唯五時得なり。治の生ずる時卽ち得果なるが故に。此に於いて分ちて二時と爲すべからざればなり。

[一六四]欲界修斷の五品の離繫も亦た、五時得なり。預流果を除く。

第六〔品〕の離繫は唯四時得なり。謂はく、前の五より又一時を除く。得果と治の生ずるとは時に異り無きが故なり。

第七八品の〔離繫〕も亦た、四時得なり。得果の四の中より、[一六五]前の二を除くが故なり。

第九の離繫は唯三時得なり。謂はく、前の四より、又一時を除く。亦治生の時に卽ち得果するが故なり。

色・無色界の修所斷の中、唯有頂の第九の離繫を除ける所餘の離繫も亦た、[一六六]三時得なり。得果の四の中より、前の三を除くが故なり。

有頂の第九は唯二時得なり。謂はく、前の三の內より、又一時を除く。亦た治生の時に卽ち得果するが故なり。

特に、利根の超越證と靈得

是の如きは且らく有り容きの理に就きて說けるなり[一六七]利根の者は前の諸位の中より、一一皆練根の得を除くを以ての故に、〔前に於て各一を缺くものとす〕[一六八]諸有の超越して聖道に入る者は、應に隨つて預流等を除くこと有るが故に〔不定とす〕。

中に於いて各位に一時を除く。

【一六八】諸有の超越云云。例へば欲界九品の惑を斷じたる者が後に見道に入れば、第十六心の位に於いて第三果を得するが故に、初果と二果とを除くが如し。故に結局は不定とす。

【一六九】婆沙卷六二(毘曇部十、二八頁以下)、舊譯卷一、二六五頁上、正理卷第五六、光記卷二一、三二七頁中以下參照。

【一七〇】卽ら諸の離繫云云。第六に九遍知を明にする段なり。遍知 (parijñā) は舊譯に永斷と云ふ。本文にもある如く、一方には無漏智(智遍知)を意味すると同時に、他方にはその無漏智の結果たる擇滅(斷遍知)を意味する語なり。この遍知は斷惑に最も關係深きを以て、本論にありても、大に之を重視し、六項に分けて之を明せり、(一)九遍知の名稱、(二)道の果としての九遍知の分別、(三)遍知を建立する因緣、(四)遍知の成就(五)遍知を集むるの所、(六)遍知の得捨。

【一七一】一切の斷に云云。第一に九遍知の名を擧ぐ。問意は見修八十九品の一一の斷に遍知の名を附するや不やといふにあり。答は、その然らざることを示して、見修に涉りて、ただ九遍知のみを立することを述べたるものなり。因みに、欲界と上二界との各各四諦斷にて合して見所斷の八諦斷と、修所斷の三界九地九品にて八十一品とにて、見修合して八十九品の斷と立つるなり。頌の六句中、初の一句は數を擧げ、次の三句は見諦に六遍知を立つることを示し、後の二句は修道に三遍知を立つることを述べたるものとす。

(64) 〔parijñā nava〕, kāmādyuprakāṃdvayasaṃkṣayāḥ

惑は再斷無し

頌に曰はく、

一五八 (62)諸の惑には再斷なし。　離繫には重得あり。

謂はく治生と得果と、　練根との六時の中なり。

論じて曰はく、諸の惑は、若し彼れの能斷の道を得れば、卽ち彼の道に由りて此の惑を頓に斷ず、必ず後時に再び惑を斷ずる義無し。*

離繫重得

一五九 所得の離繫は道に隨つて〔自體が〕漸く勝進する理無しと雖も、道の進む時は重ねて彼の勝なる得を起す義有る容し。

離繫重得の六時

〔問ふ〕言ふ所の重得には總じて幾時有りや。〔答ふ〕總じて六時有り。

〔問ふ〕何等をか六と爲すや。〔答へて〕謂はく、治道の起ると得果と練根となり。

一六〇 治道の起る時とは、謂はく、解脫道なり。得果と時とは、謂はく、預流と一來と不還と阿羅漢との果とを得るときなり。

一六一 練根の時とは、謂はく、轉根の時なり。

此の六時の中に、諸の惑の離繫は、道の勝進するに隨つて重ねて勝なる得を起す。

特に、鈍根の次第證と重得

一六二 然るに、諸の離繫は、應に隨つて應に知るべし、六時を具して勝なる得を起す者あり、乃至亦た唯、二時のみ〔勝なる得を起す者も〕あることを。

時あるも、凡ての無爲は必ずしも六時全體によりて重得せらるるに非ず、之を純根の者よりすれば、所斷の煩惱によりて見に六時に重得するもの乃至二時にのみ重得するものの相違あり。但しここに所斷の煩惱を數ふるには見道四諦を上界と欲界とに分ちて八品とし、修惑を九地各々九品にて八十一品とし、合して八十九品に就て無爲の重得を明かにせんとしたるなり。

【一六三】欲界繫の見四諦斷と及び無色界の見三諦斷云云。これ六時得の例なり。欲界の見惑を斷ずるには、法智生ずる時、卽ち治道(解脫道)解脫道によりて無爲を得し、初果より初まりて四果を得する每に、夫々の果に攝する無爲の得を重ねて得し、更に轉根する時、亦重得するが故に、六時得全部を具することとなる。同樣に上二界の見三諦斷(見道諦斷を除く)の惑を斷ずる際の離繫得も然り。上界の見道斷を除く理由は、道類智卽ち解脫道生ずる時は、直ちに預流果を得するを以て、治道の生ずると初果の得果とは同一なるによる。

【一六四】欲界修斷の五品云云。欲の修惑に九品ある中、その前五品を斷ずるまでは預流果なり。從つて其五品に對する無爲を得する上に於ても、得果の一を缺くが故に五となす。何んとなれば預流の得果は、見道十五心を終りて、第十六心の時、已に成就し居ればなり。

【一六五】前の二とは、初果(預流)と一來との二果。蓋し以下は凡て此流義にて解釋すべし。

【一六六】三時得とは、能對治の起る時と、第四果を證する時と、練根の時との三時をいふ。之れは不還果の人が進みて上界の修惑を斷ずるものなるが故に前の三果を除けばなり。

【一六七】利根のものには練根の必要無きが故に、前記の

には作用既に無し。〔然るを〕如何にして近と名づくるや。若し現に遍く無爲を得するに由るが故に近と名づくと謂はば、[一五二]去・來二世も例して亦然るべけん。[一五三]虛空無爲〔の如きは〕如何にしてか近と名づけんや。若し過・未は更に互に相望めて現在を隔つるに由るが故に名づけて遠と爲すも、現〔在〕を〔過・未の〕二世に望むれば倶に極めて相隣り、〔亦た〕無爲も隔無きが故、、皆近しと謂はば、[一五四]則ち應に去・來も現在世に隣ると、相望めて隔り有るとの故に、〔遠と近との〕二名を具すべく、應に一向に說いて名づけて遠とは爲すべからざらん。

論主の說

若し正理に依らば、應に[一五五]去・來を法の自相を離るるが故に名つけて遠と爲すと說くべし。未來は未だ法の自相を得ざるが故に。過去は已に法の自相を捨するが故なり。

頌の「等」字

〔頌の中の〕[一五六]「等」の言は、事を擧ぐることの未だ盡さざることを明んが爲めなり。

第五節　惑の再斷無き義と離繫の重得に就きて

[一五七]前に惑の斷ずるは治道の生ずるに由ると言ひたるが、道の勝進する時んば、所斷の諸惑は再斷すと爲んや、不や。〔又〕所得の離繫は重得すること有りや。

ゐたるは、尙ほ此外にも種種の例ありとの義を示せり。種々の例とは、相違に就ては、尙所造色等の相違を說かず、治遠にては、善・不善の例を說かず、處遠にては、南北海等を說かず、時遠のみは一切を說きしも、多分に從つて、等の言にて之等の事例の成立することを示すとなり。

【一五七】前に惑の斷云云。第五に惑を斷じ滅を得することを明かにする段なり。即ち對治道によりて一旦、惑を斷じたる者が更に勝進道に進む時、一旦斷じたる惑を再び斷ずるや否や。之を反面より云へば治道によりて一旦、離繫得を得せる者は、勝進道に際して再び離繫得せることありや否やとなり。

【一五八】(63) sakṛtkṣayaḥ visaṃyogalābhaḥ tebhyaḥ punaḥ punaḥ],
pratipakṣodayaphalaprāpti-
ndriyavivṛddhiṣu.

舊譯―諸惑同一滅、　重得ニ彼永離ヿ、
對治生、得果、　練根、六時中。

＊ 但し、退する時は、再び斷ずることあるも、今は之に觸れざるなり。

【一五九】所得の離繫は、無爲なるが故に、無間道にて得せるものより勝進道にて得せるものが勝るゝと言ふが如き理なきも、其の得は、より確實なるを得る點に於て勝なる得を得ると言へるなり。

【一六〇】治道の起る時云云。解脫道は擇滅の得を得すると同時に而も之れを確乎任持する得を得すが故に解脫道が現在前せば、擇滅の勝なる得を得す、即ち重得すと言ふなり。他の五時は推知すべし。

【一六一】練根とは、鈍根の羅漢が轉根して利根となる時のこと。

【一六二】然るに諸の離繫云云。擇滅無爲を重得するに六

四種の遠性

論じて曰はく、[一四五]傳說すらく、「遠性に總じて四種有り。一には[一四六]相遠性(lakṣṇaa-dūratā)。四大種は復た倶に一聚の中に在りて生ずと雖も、相の異るを以ての故に、亦た名づけて遠と爲すが如し。二には治遠性(vipakṣa-dūratā)[一四七]。持犯戒は復た倶に一身の中に在りて行ずと雖も、相治するを以ての故に、亦た名づけて遠と爲すが如し。三には處遠性(deśa-dūratā)。東西の海は復た倶に一世界の中に在りと雖も、方處の隔たるが故に、亦た名づけて遠と爲すが如し。四には時遠性(kāla-dūratā)。過未[の二]世は復た倶に一法の上に依りて立つと雖も、時分の隔たるが故に亦た名づけて遠と爲すが如し」と。

論主時遠を難ず

[一四八]何に望めて遠と說くや。

有部答

現在世に望めてなり。

論主難

無間の已滅と及び[一四九]正生の時とは現[在]と相隣る。如何にしてか遠と名づけん。

有部答

[一五〇]世性の別なるに由るが故に遠の名を得るものにして、久しき曾と當と[なるを以ての故に]、方に遠と名づくることを得るには非ず。

論主諸の救釋を擧げて難破す

若し爾らば、現在も亦た、應に遠の名を得べし。去・來世に望むるに、性、亦た別なるが故なり。若し去・來の法は作用無く作用を離るるが故に名づけて遠と爲すと謂はば、[一五一]諸の無爲法

の各各異るが如きをいふ。

【一四七】持犯戒とは、持戒(不殺生等の無表)と犯戒(殺生等の無表)とは同一身内にありとも、相互に反して、而も一は他を治する點より之を遠といふ。

【一四八】何に望め云云。過未を遠しといふは、その標準所待云何との問。

【一四九】正生の時とは、未來生相位をいふ。

【一五〇】世性云云とは、過去・未來と現在とは世の性違ふとの謂ひ。

【一五一】有部宗にては、三無爲法は皆名けて近と爲す。正理五五に、虚空の體は一切處に遍く、相無礙の故に近と名く、非擇滅の體は、功用に依らずして一切處一切時に得すべきが故に近と名く、擇滅無爲は諸修行者が諸惑を斷ずる時、一切の體に於て皆證得するが故に、近と爲すと言へり。

【一五二】去來二世も例して云云。過去法は法後得を起して得し未來法は法前得を起して得す。その得は、何れも現在世にあること、無爲法の得の如きが故に近といはざる可からずとの謂ひなり。

【一五三】虚空無爲は得の無きものの故にかくいふ。

【一五四】應に去來云云。過未は現在に隣る點よりしては近と名くべく、過去と未來とを相望めては現在を相隔てる點に於いて又遠く名くべく、かくて過去と未來とはその體は一にして、その對待の異によりて、二名を得ることとなるとの難意。

【一五五】去來の法が、法の自相を離れたりとは、過去の法自相を捨したれば、遠と名づけ、未來は未だ法の自相を得せざる故に遠と名づくとの意にして、こは、光記によるに經部の過・未無體の義によりて釋せる所なりといふ。

【一五六】等の言云云。頌中に異方と二世等と等の字を用

論じて曰はく、應に知るべし、[139]「諸惑の得の永斷する時、其をして相應の法を離れしむべからず。但だ彼れをして所緣をのみ遠離せしむべし。所緣に於いて復た生ぜざらしむるが故なり」と。

論主難

[140]未來の惑を斷ずる理は、且らく然るべし。境に於いて復た生ぜざらしむべきが故なり。過去の諸惑は云何にして斷ずと說かんや。若し、頌に「所緣に從ふ」との言を說くは、〔其の〕意に、遍く所緣を知るが故に斷ずることを顯はすと謂はば、此れ亦た理に非ず。決定せざるが故なり。

論主の自釋

[141]此れに由りて應に說くべし、煩惱等の斷は定んで何に從ふ所なるかを。〔卽ち〕自相續の中の煩惱等の斷ずるは、〔其の〕得の斷ずるに由るが故なり。他相續の中の諸煩惱等と及び一切の色と不染法との斷ずるは、能く彼れを緣ずる自相續の中の所有の諸惑、が究竟して斷ずるに由るが故なり。

[142]第四節　遠生の四種

遠生の四種

[143]言ふ所の遠分の[144]遠性に幾かあるや。

頌に曰はく、

(72)遠性に四種あり、　謂はく、相と治と處と時となり。
大種と尸羅と　異方と二世等との如し。

ふにあらずして、所緣を遍知するを斷と名くとの義なり」と救釋せんも、これも亦理に契はず。何んとなれは斷は必ずしも遍知と定まり居らざればなり。例せば、苦・集諦下の他界緣の遍行惑を斷じ、滅・道諦下の有漏緣の惑を斷ずるば、必ずしも所緣を遍知したる結果ならざることは、前に述べたる如ければなり。

【一四一】此れに由りて云云。論主自身にて斷の意義を明にしたる文なり。論主に從へば斷に二種あり、自性斷と緣縛斷となり。若し自身の中の煩惱の得を斷ずることは、卽ち自性斷にて、之によりて自相續の煩惱を斷じ得べし。若し他人の煩惱乃至不染等は、彼を緣ずる自身中の所有の煩惱を究竟斷ずることによりて斷じ得べし。之を緣縛斷に由ると名くとなり。

論主の說意は、過・未の法の實有說を否定せる立場よりの解釋として、前說と比較せば、其意のある所明ならん

【一四二】婆沙卷一七(毘曇部七、三二一頁以下)、舊譯卷一五、二六四頁下、正理五五、光記卷二一、三二五頁中以下參照。

【一四三】言ふ所云云。前々節に遠分對治と言ひしかば、今はこの第四段として四遠の性を明す段なり。

(62) vailakṣaṇyā vipakṣatva-
deśaviccheda kālataḥ
bhūtaśīlapradeśādhva-
dvayānām iva dūratā.

舊譯—相異對治故、　各處別時故、
四大戒處所、　世二如ﾚ遠義。

【一四四】遠性(dūratā)とは、「遠くあること」と云ふ義。

【一四五】傳說とは、論主が役に自意の贊說を擧げんとする前提なり。

【一四六】相遠性とは、法の相卽ち法の特質の別になるをいふ。例へば四大種が同一聚內にあるも、四大の特質

bhāva-pratipakṣa)、謂はく、解脫道の後の所有の道なり。彼の道は能く此の所斷の惑の得をして更に遠ざからしむるに由るが故なり。

異說

有餘師は說く、「亦た解脫道〔も遠分對治〕なり。解脫道も彼の〔解脫道の後の所有の道の〕如く、能く此の所斷の惑の得をして更に遠ざからしむるを以ての故なり」と。

(四)厭患對治

四には[一三七]厭患對治(vidūṣaṇā-pratipakṣa)、謂はく、若し道の此の界の過失を見るもの有りて深く厭患を生ずることあるなり。

論主、四種對治の次第を正す

然るに此の對治を若し善說せんと欲せば、理として實に是の如きの次第を爲すべし。「一には厭患對治、謂はく、苦集を緣じて加行道を起すことなり。二には斷對治、謂はく、一切を緣じて無間道を起すことなり。三には持對治、謂はく、一切を緣じて解脫道を起すことなり。四には遠分對治、謂はく、一切を緣じて勝進道を起すことなり」と。

第三節　斷惑の處

斷惑の處

[一三八]諸惑の永斷は、定んで何れに從ふとせんや。

頌に曰はく、

(61ₐ)應に知るべし、所緣に隨つて　諸惑をして斷ぜしむべきことを。

無間道は擇滅の得を起し、解脫道は擇滅と倶生して擇滅の得を任持するが故なり。

【一三六】遠分對治。眞諦の遠離對治が能く原語に合す。玄奘所覽の本には恐くは dūra-bhāga-pratipakṣa とありしか。遠分對治とは、解脫道の後の精進道なり。

【一三七】厭患退治は、加行道・無間道・勝進道の四道に通じて言はる。何んとならば無間道 解脫・勝進道の中にても苦集諦を緣ずるものは、亦、厭患退治なればなり。されど、婆沙一八一には、之を煩惱の伏又は背に當つるが如く、ここにても、別して多分に從つて加行道即ち無間道等の準備の道を言ふものと解すべし。

【一三八】諸惑の永斷云云。第三段は斷惑の處を明す。即ち法相上斷惑とはいかなる意味なるかを說明するにあり、

(61ₐ) prahātavyaḥ
kleśā ālambanān mataḥ.

舊譯―應ㇾ除、惑於二自境界一。

【一三九】諸惑の得云云。惑の得を斷じたりとて、惑と心心所との相關關係即ち同聚關係を分離せしむるにあらず。何んとなれば三世實有なるを以て、惑なりとて絕滅することなく、而して惑ある限り、必ず心心所と同伴の性あればなり。故に煩惱を斷ずとは、所詮、所緣の境より能緣の煩惱を遠離せしむることに外ならずとの意なり。前卷所說の有隨眠心の段を參照せよ。

【一四〇】未來の惑云云。これ論主の難にして、所緣に於て能緣の煩惱を起らざらしむるを煩惱の斷なりと言はば、過去法は已に生じ了れるものなれば之に對して煩惱を生ぜざらしむるといふ斷の特徵を表し得ざるべく、從つて過去法を斷ずといふこと能はざるに至らん。此難に對して、汝が『頌に「所緣に從ふ」』といへるは、單に所緣に於て能緣の煩惱を生ぜざらしむるを斷と言

所縁の断 なり。

[129]二には、彼の所縁を斷ずるに由るが故に斷ずるは、謂はく、見滅・道斷の有漏縁〔の惑〕なり。無漏縁のは能く彼の境と爲るを以て、所縁が若し斷ずれば、彼れは、隨つて斷ずるが故なり。

修惑の断 [130]若し修所斷の惑〔の斷〕は後の一因に依る。謂はく、但だ第四の對治の起るに由るが故に斷ず。若し此の品の對治道の生ずる時は、則ち此の品の中の諸の惑は頓に斷ずるを以てなり。〔問ふ〕何れの品の諸惑は誰を對治とするや。〔答へて〕謂はく、上上品の所有諸惑は下下品の道が能く對治を爲し、〔乃〕至下下品の所有諸惑は上上品の道が能く對治を爲すなり。

是の如き義門は[131]後に當に廣く辯ずべし。

第二節[132] 四種の對治

四種の對治 [133]言ふ所の對治に總じて幾種有りや。

頌に曰はく、

(61a)對治に四種有り、　謂はく、斷と持と遠と厭となり。

(一)斷對治 論じて曰はく、諸の對治門に總じて四種有り。一には[134]斷對治(prahāṇa-pratipakṣa)、謂はく、無間道なり。

(二)持對治 二には[135]持對治(adhāra prati pakṣa)、謂はく、此の後の道なり、彼れは能く此の斷の得を持するに由るが故に。

(三)遠對治 三には[136]遠分對治(dūri-

はその自界縁の惑を縁とする、即ち他界縁の惑は縁ぜらるゝものにして自界縁の惑は能縁たり。この能縁たる自界縁の惑を斷ずる時は、所縁たる他界縁の惑も自ら斷ぜらるるを「彼の能縁を斷ずるが故に斷ず」と名づく。

【一二九】三には云云。滅・道諦下の貪等の有漏縁の惑は能縁となりて、邪見疑無明の無漏縁の惑を縁ず。此際、その所縁たる無漏縁の惑を滅道智忍が斷ずれば、能縁たる有漏縁の惑も自ら斷ぜらる。之を「彼の所縁を斷ずるが故に斷ず」と名づく。

【一三〇】若し修所斷の惑云云。修惑にありては、その對治道の起るによりて斷ぜらる。即ち九品の修惑は九品の對治道によりて、而も上上品の惑は下下品の道により、下下品の惑は上上品の道によりて斷ぜらるるを「對治起るが故に斷ず」といふなり。

【一三一】後に。第二十三卷修道を語るの章參照。

【一三二】婆沙卷一八〇(一毘曇部十六、一三六頁以下)、舊譯卷一五、二六四頁中、正理卷五五、光記卷二一、三二四頁下參照。

【一三三】言ふ所の對治云云。惑滅の第二段として四種對治を明す段なり。

(61a)〔caturdhā prahāṇādhāra-dūribhāvaviduṣaṇāḥ pratipakṣaḥ〕.

舊譯―滅持能遠離、　厭惡對治四、說次異。

【一三四】斷對治は無間道なりとは、正しく能く彼の惑を斷ずる道なり。

【一三五】持對治は、無間道による斷の得即ち擇滅の得を確と任持すること。此の後の道とは、無間道の次念に起る解脫道の義なり。

一三二 第一節　煩惱の滅と斷惑の四因

煩惱の斷滅

一三三 今、應に思擇すべし、「一三四 他界の遍行と及び見滅・道斷の有漏緣の諸惑とは、彼の斷ずる位に於いて彼の所緣を知らず、彼れの所緣を知る時は、彼れは斷ぜざることを。

斷惑の四因

〔問ふ〕一三五 是の如き諸惑を斷ずるは何の因に由るや。〔答ふ〕要ずしも所緣を遍知するが故にのみ斷ずるには非ず。〔問ふ〕若し爾らば、斷惑は總じて幾の因に由るや。〔答ふ〕四種の因に由るなり。

何等を四と爲るや。

一三六 頌に曰はく、

(60)所緣を遍知するが故に、　彼の能緣を斷ずるが故に、
　彼の所緣を斷ずるが故に、　對治起るが故に、斷ず。

見惑の斷盡

論じて曰はく、且らく、見所斷の惑の斷ずるは、前の三因に由る。

所緣の遍知

一三七 一には、遍く所緣を知るに由るが故に斷ずるは、謂はく、見苦・集斷の自界緣と及び見滅・道斷の無漏緣と〔の惑〕なり。

能緣の斷

一三八 二には、彼の能緣を斷ずるに由るが故に斷ずるは、謂はく、見苦・集斷の他界緣〔の惑〕なり。自界緣のは能く彼れに於て緣たるを以て、能緣が、若し斷ずれば、彼れも隨つて斷ずるが故

いふなり。第二は滅・道諦下の有漏緣の所緣を知る場合にして、この際は、その所緣は邪見・疑・無明なるを以て、之を知るの智は苦集智忍ならざるべからず。何んとなれば邪見、疑、無明は、たとひ滅・道諦下にありとするも、それ自身としては苦集なるを以てなり。從つて單に苦集・智忍だけにて、未だ滅・道智忍の起らざる限りは、その兩諦下の邪見・疑・無明は未だ斷ぜられざるを、「彼れ斷ぜず」といふなり。

【一三五】是の如き云云。以上、所緣を遍知することにより斷惑する義を述べしも、尙其文にては不充分なる點あるを以て、以下は此外にも斷惑の因由あることを明にせんとするなり。

【一三六】頌に曰く云云。斷惑の四因を一句一句にと述べたるものなり。其中、前三因は見惑を斷ずる因にして、第四因は修惑を斷ずるの因なりとす。

(60) ālambanaparijñānāt
tadālambanasaṃkṣayāt
ālambanaprahāṇāc ca
pratipakṣodayāt kṣayaḥ.

舊譯―由了別彼境、　能緣境滅故、
境界惑滅故、　對治起故盡。

【一三七】一には遍く云云。所緣とは苦集滅道の四諦にして、この四諦を遍く知ることによりて、之を斷じ得るを、「所緣を遍知するが故に斷ず」とはいふなり。而して之を遍知するには、苦集にありては苦集智忍の發生によるものにして、之によりて、その自界緣の惑(九上緣以外のもの)を斷じたるを、苦集を遍く知れりといふ。滅道の場合にありては滅道智忍によりて、その六無漏緣(邪見、疑、無明)を斷ずる時、之を遍知せりといふなり。

【一三八】二には彼の能緣云云。苦・集諦下の他界緣の惑

として應に惛眠〔蓋〕の前に說くべし。必ず定に依りて方に慧が生ずることあるを以てなり。定障も亦た慧障より先なるべきが故なり。

異師第一說

是の如き理に依りて、[一一七]有る餘師の言はく『此の五蓋の中にて、惛眠と掉悔とは次いでの如く、能く定蘊と慧蘊とを障ふ。此れに由りて、契經に是の如きの說を爲す。「等持を修する者は惛眠を怖畏し、擇法を修する者は掉悔を怖畏す」と』と。

異師の蓋の五因の別說

有餘〔師〕は、別に說て唯、五因を立つ。彼れの說は云何といふに、「謂はく、[一一八]行位に在りて、先づ色等の種種の境の中に於いて愛憎すべき二種の相を取るが故に、後に[一一九]住位に在りて、[一二〇]先のを因と爲すに由りて便ち欲貪と瞋恚との二蓋を起す。此の二は能く定に入らんとする心を障ふ。此れに由りて後時正しく定に入る位に、[一二一]止及び觀に於いて正しく習ふこと能はず。此れに由りて、便ち惛眠と掉悔とを起して其の次第の如く奢摩他と毘鉢舍那とを障へて起ることを得ざらしむ。此れに由りて後の出定の位の中に於いて、法を思擇する時、疑が、復た障を爲す。故に、蓋を建立することは、唯、此の五のみ有るなり」と。

第四章　煩惱の斷滅

斷惑して滅を得すると、(六)九種遍知なり。

【一二四】他界の遍行云云。こは斷惑論の總說ともいふべきものにして、斷惑の四因を明にすに先ちて、先づ之を述べたるものなり。他界の遍行とは九上緣の惑を指し、見滅・道所斷の有漏緣の惑とは滅・道下の貪・瞋・慢及び見取と、此等と相應する無明とを指す。彼の所緣とは、九上緣惑と有漏緣惑との二の所緣を意味するものにして、之を分ちて言はば、九上緣惑の所緣に上界の苦集、有漏緣惑の所緣は滅道諦下の邪見、疑、無明の三なり。そは、九上緣の惑は上界の自部を緣じ、滅・道諦下の有漏緣の惑は自部の無漏緣の惑たる邪見・疑・無明を緣ずるものなればなり。彼の斷ずる位とは、他界遍行にありては苦・集智忍の生ずる位にして、滅・道諦下の有漏緣惑にありては、滅道智忍の生ずる位なり。何んとなれば、其等智忍・の生ずることによりて當該煩惱を斷ずればなり。かくて彼の斷ずる位に於いて彼の所緣を知らずとは、九上緣惑を斷ずるは、上界の苦集を知らざる苦・集法智忍の起る位にあり。何んとなれば、法智品は見道位にては欲界の苦集諦のみを緣じ、上界を緣ぜざればなり。有漏緣の惑を斷ずるは其所緣の邪見、疑、無明を知らざる滅道の法智忍及び類智忍の位にあるを言ふ。何んとなれば、滅・道法智忍は唯無漏の境をのみ緣ずるも、有漏の邪見等は緣ぜざればなり。然らば逆に彼の所緣を知る時はいかにといふに、之に答へたるは即ち「而も彼れ斷ぜず」の文にして而も之に二樣の意義あるなり。第一は九上緣の所緣を知る場合にして、九上緣の所緣は上界の苦集諦なるを以て、之を知るは即ち苦集類智の起れる場合なり。而して此際は已に、前の苦集法智によりて九上緣惑を斷じ居るを以て、之を斷ずる必要なき點より「彼れ斷ぜず」と

性をして沈昧ならしむればなり。

掉悔蓋の食・非食

掉と悔とは二なりと雖も、食と非食と同じきなり。〔問ふ〕何等を名づけて、掉悔蓋の食と爲すや。〔答へて〕謂はく、四種の法あり。一には[一〇七]親里の尋、二には[一〇八]國土の尋、三には[一〇九]不死の尋、四には隨つて昔の種種の更けし所の戲笑・歡娛・承奉等の事を念ずることなり。[一一〇]〔問ふ〕何等を名づけて、此の蓋の非食とするや。〔答へて〕謂はく、[一一一]奢摩他なり。

是の如く二種の事の用も亦た同じ。謂はく、倶に能く心をして寂靜ならさらしむればなり。

此れに由りて、食と治と用と同じきが故に惛眠と掉悔と二を合して一と爲すと說けるなり。

蓋の唯五なる理由（第四句）

〔問ふ〕諸の[一一二]煩惱等には皆蓋の義あり。何が故に如來は唯此の五をのみ〔蓋と〕說きしや。〔答ふ〕唯、此れのみ、[一一三]五蘊に於いて能く勝障と爲るが故なり。謂はく、貪と恚との蓋は能く戒蘊を障へ、惛沈と睡眠とは能く慧蘊を障へ、掉擧と惡作とは能く定蘊を障ふ。〔かくして〕定・慧無きが故に、四諦に於いて疑ひ、疑ふが故に能く乃至[一一四]解脫と解[一一五]脫知見とをして皆起ることを得ざらしむ。故に、唯、此の五のみを建立して蓋と爲すなり。

論主、有部を難ず

[一一六]若し是の如く經の意を解釋することを作さば、掉悔〔蓋〕は理

【一一四】解脫とは、無學の無漏の勝解の心所をいふ。

【一一五】解脫智見とは、盡智、無生智なり。

【一一六】若し是の如く云云。五蓋はかく無漏の五蘊を障ふる順序にて說かれたるものとするならば、何故に惛眠蓋の次に掉悔蓋を說けるや、掉悔蓋の次に惛眠蓋とするが、至當ならずや何んとなれば、所障の方が定慧と次第する以上、能障の方と定障（掉悔）、慧障（惛眠）と次第せざるべからざればなり。已に、然らざる以上、汝の解釋は正當ならずとなり。

【一一七】有餘師云云。有部にては、惛眠は慧蘊を障へ、掉悔は定蘊を障ふと解釋するに對して、此の師は惛眠は定蘊を、掉擧は慧蘊を障ふと解するなり。光記は以下有餘師を共に經部說とす。

【一一八】行位云云とは、行乞するに際して美人の形を見、婦人の聲を聞く等のときは此を可愛とし、無慈悲の人に逢へば可憎とす。

【一一九】住位とは、定室に入る位。

【一二〇】先きのをとは、行位に出會せる愛憎の相のこと。

【一二一】止（奢摩他 samatha）及び觀（毘鉢舍耶 vipaśyanā）は、禪定修行に於て、心を靜むる方を止といひ、觀察を銳くする方を觀といふ。

【一二二】隨眠の能緣所緣の關係に就きては、婆沙卷五五（毘曇部九、二八〇頁）、煩惱の滅に就きては特に、婆沙二二（毘曇部七、四二七頁以下）、舊譯卷一五、二六四頁上、正理卷五五、光記卷二一、三二四頁上以下參照。

【一二三】今應に思擇すべし云云。以上にて、隨眠品中に於ける、所謂、惑の體を明にせしが、以下は、その惑の滅を明にする部門にして、而も次品の賢聖等の連絡を司るものなり。之を六段に分つ。（一）斷惑の四因、（二）四種の對治、（三）斷煩惱の處、（四）四遠の性、（五）

五蓋は唯欲界に在り（第一句）

〔問ふ〕此の中に說く所の[97]惛と掉と及び疑とは、[98]欲貪と瞋恚と眠と悔との如く、唯欲界にのみ在りと爲んや、〔又は〕三界に通ずとせんや。〔答ふ〕應に知るべし、此の三も亦た唯欲にのみあることを。契經に「是の如きの五種は純ら是れ圓滿の不善聚なり」と說くを以ての故なり。〔而して〕色・無色界には不善あること無き〔が故〕なり。然るに此の五種は純ら不善なるが故に、唯、欲界にのみありて、色・無色には非ず。

特に、惛眠蓋と掉悔蓋（第二句）

〔問ふ〕何が故に惛眠と掉悔との二蓋には[99]各二體あるを、合して一と立つるや。〔答ふ〕食と治と用との同じきが故に、合して一と立つるなり。[100]食とは、謂はく、所食なり。亦た資糧とも名づく。[101]治とは謂はく、能治なり、亦た非食とも名づく。[102]用とは、謂はく、事用なり。亦た功能とも名づく。

[103]〔問ふ〕此の經の中に、是の如きの說を、作すに由る。「惛と眠とは二なりと雖も、[104]食と非食と同じ」。

惛眠蓋の食と非食

何等を名づけて、惛眠蓋の食となすや。〔答へて〕謂はく、五種の法なり。一には[105]瞢瞢、二には不樂、三には頻申、四には食不平等の性、五には心昧劣の性なり。〔問ふ〕何等を名づけて、此の蓋の非食となすや。〔答へて〕謂はく、[106]光明の想なり。是の如く、二種の事の用も、亦た同じ。謂はく、倶に能く心

……」とあるも、餘の貪欲蓋及び瞋恚蓋に就きては、有欲有貪、有瞋有恚等と言はず。故に、眠卽ち惛と眠とは二、掉と悔とは二なりと知るなり。

【一〇四】五蓋の食に關しては、雜阿含卷第二十七、第七一五經（大正二、一九二頁上、中）を見よ。

【一〇五】（一）瞢瞢(tandrī)とは、眼の明かならぬこと。舊譯に惓（倦）とあり、眠に入る前の眠のモウローなり。（二）不樂(arati)は、アクビすること。舊に不安と飜ず。勞倦より生ず、(vijṛmbhikā)とは、（三）頻申因に果の名を與へたるなり。（四）食不平等の性(bhakte 'samatā)とは、消化の不良なることなり。（五）心昧劣の性(cetaso līnatva)とは、明了の感知なきことなり。

【一〇六】光明の想とは、光明の想を起して心卽ち發悟し分明となること、こは惛眠を退治し惛眠を蓋せざるが故に非食と稱す。雜阿含には此の字明照思惟とす。蓋し觀智の意なり。

【一〇七】親里の尋とは、親屬のことを尋思すること。

【一〇八】國土の尋とは、故鄕等所愛の國土を尋思すること。

【一〇九】不死の尋とは、若し死せずば、此の如きことをなさんなど云ふ尋思なり。

【一一〇】此の親里等の尋を起して、くよくよと思ひ煩ひ心を散亂せしめ、掉擧を增し、滿足せずして憂悔を生ずるなり。

【一一一】奢摩他(śamatha)は、雜阿含には寂止思惟と有り。心の動搖を沈むる禪定をいふ。

【一一二】煩惱等は、隨煩惱を等取す、何れも無漏聖道を覆蓋する義有ればなり。

【一一三】五蘊とは、無漏の五蘊の謂卽ち戒、定、慧、解脫、解脫智見なり。

るを遮することなし。譬へば無明の遍く〔一切の惑と〕相應するが如くなるが故なり。

無慚愧惛掉の四

餘の無慚〔無〕愧と惛沈と掉擧との四は、遍く五受と相應す。前の二は是れ大不善地法の攝なるが故なり。後の二は是れ大煩惱地法の攝なるが故なり。

第十三節[九四]　五　蓋

五蓋

[九五]說く所の煩惱と隨煩惱との中に、異門に依りて、佛は說いて蓋と爲すことあり。今、次に應に〔是れを〕辯ずべし。

蓋の相は云何。

頌に曰はく、

(59)蓋に五あり。唯、欲にのみ在り。食と治と用と同じきが故に。

二なりと雖も一蓋と立つ、蘊を障ふるが故に唯五あるのみ。

五蓋

論じて曰はく、佛は、[九六]經の中に於いて、「蓋に五有り。一には欲貪蓋(kāma-cchandanivaraṇa)、二には瞋恚蓋(vyāpāda-nivaraṇa)、三には惛眠蓋(styāna-middha-nivaraṇa)、四には掉悔蓋(auddhatya-kaukṛtya-nivaraṇa)、五には疑蓋(vicikitsā-nivaraṇa)なり」と說く。

にせんとする段なり。初の二句は五蓋の界繫とその性質とを明にしたるもの、第三句は惛と眠、掉と悔とを合して惛眠、掉悔の二となしたる理由を、第四句は蓋が五とのみさるる理由を明にしたるものとす。

(59)　kāme nivaraṇāni,
　ekavipakṣāhārakṛtyataḥ
　　[dve ekam, skandhopaghātād
　vimatitaś ca pañca tu??].

舊譯—欲界中五蓋、　一對治食事、
　合二一能破、　法聚起疑故。

【九六】經の中に於いてとは、特に、雜阿含卷第二十六の第七〇四經以下卷第二十七中阿含卷第二十四因品念處經(大正一、五八二頁中)等。

【九七】惛・掉・疑は本來三界に通ずる惑にして、欲貪・瞋恚・眠の三は本來より欲界に局る惑なり。この五を簡單に貪・瞋・眠・掉・疑と記憶すべし。

【九八】契經とは、雜阿含卷第二十七、第七二五經(大正二、一九五頁中)に曰く、「爾時世尊告諸比丘、說ニ不善積聚ー者、所謂五蓋。是爲ニ正說ー所以者何、純一不善聚謂五蓋故。」

【九九】各二體あることとは惛眠は惛沈と眠、掉悔は掉擧と追悔と各二體あるをいふ。

【一〇〇】食(āhāra)とは、蓋を助くる食の謂にして、助くる邊の意よりして別に資糧と名づくとの意。

【一〇一】治(pratipakṣa)は即ち退治にして、二蓋を退治する能退治なり。恰も食の反對なるが故に非食と稱するが如し。

【一〇二】用(kṛtya)とは、二蓋の起す用なり。

【一〇三】此の經とは、雜阿含卷第廿七第七一三經(大正二、一九一頁中)に、五蓋の十を明す中に、「有睡有眠、彼睡彼眠、即是蓋。……有掉有悔、彼掉彼悔、即是蓋

頌に曰はく、

(57)諸の隨煩惱の中に、　嫉と悔と忿と及び惱と
害と恨とは、憂と倶起す。　慳は喜受と相應す。
(58)諂と誑と及び眠と覆とは、　憂と喜とに通じて倶起す。
憍は喜と樂とに皆は、捨になり。　餘の四は遍ねくに相應す。

欺誑及諂曲、　覆藏睡二種、
醉喜樂捨遍、　餘四五根應。

嫉等六惑

論じて曰はく、隨煩惱の中にて、[九二]嫉等の六種は、一切皆、憂根と相應す。感行に轉じ、唯、意地のみなるを以ての故なり。

慳

慳は喜と相應す。歡行に轉じ、唯、意地のみなるを以ての故なり。歡行に轉ずとは、慳の相が、貪と極て相似せるが故なり。

諂誑眠覆

諂と誑と眠と覆とは、憂と喜とに相應す。歡と感との行に轉じ、唯、意地のみなるが故なり。歡と感と行なりとは、或は時ありて歡喜の心を以て諂等を行じ、或は時に憂感の心を以て行ずることあるをいふ。

憍

憍は喜と樂とに相應す。歡行にして唯、意のみなるが故なり。〔卽ち〕第三靜慮にありては、樂と相應し、若し下の諸地にありては、喜と相應するなり。

凡てに捨と相應す

此の上に說く所の諸の隨煩惱の、一切は皆捨受と相應す。相續の斷ずる時には、皆捨に住するが故なり。〔亦〕[九三]通行として唯捨地にのみ在るものも有るが故に、捨が一切に於いて相應す

【九二】嫉等の六種とは、嫉、悔、忿、惱、害、恨の六。

【九三】通行にして云云。通行とは歡と感とに通ずる行相の略なり。憍は我身を染著する煩惱の故に第四定已上の捨地にも通ず。上の十二の隨惑は此の如く唯捨受のみある地にも通ずるが故に、一切は捨受と相應すとの意。

【九四】婆沙卷四八(毘曇部九、一三〇頁)舊譯卷一五、二六三頁下、正理卷五五、光記卷二一、三二三頁上參照。

【九五】說く所の煩惱云云。以下は煩惱・隨煩惱の或る部分を合して、煩惱の別なる一組織としての五蓋を明

八四〔答ふ〕次いでの如く、先に罪・福業を造るが故なり。

疑

疑は憂と相應す。八五感行に轉じて、唯、八六意地のみなるを以ての故なり。猶豫を懷く者は、決定して、知らんことを求めて、心に愁慼するが故なり。

餘の四見と慢

餘の四見と慢とは喜と相應す。歡行に轉じて、唯意地のみなるを以ての故なり。

已に別相に約して受相應を說きたり。

特に、捨の受相應（第五句）

〔若し〕通相に就いて受相應を說かば、一切は皆捨受と相應す。諸の隨眠が、八七相續を斷ずる位に〔その〕勢力衰歇すれば、必ず捨受に住するを以てなり。

上地の煩惱の受相應

欲界は既に爾り。上地は云何といふに、

皆、所應に隨つて、遍く自地の自識と倶起する諸受と相應す。

謂はく、若し地の中に具に八八四識あるときは、彼の一一の識の起す所の煩惱は各遍く自識の諸受と相應す。

八九若し諸地の中に、唯意識のみあるものは、即ち彼の意識の起す所の煩惱は遍く意識の諸受と相應す。

上の諸の地の中の識と受との多少は、九〇前に已に辯ぜるが如し。故に別に說かず。

隨煩惱の受相應門

九一已に煩惱の諸受と相應することを辯ぜり。今、次に隨煩惱を辯ずべし。

【八四】 次の如くとは、前に罪業を造りて後に因果を撥無する（邪見）は、罪は造りても未來の果報無しと信じて歡びの行相にて起り、又前に福業を造りて後に因果を撥無する（邪見）は、前に造れる福業無益となると思惟して慼の行相にて起るとのなり。

【八五】 慼行轉の故に、樂受とは相應せず。

【八六】 意地なるを以て身受たる苦受とは相應せず。

【八七】 相續の斷ずる位とは煩惱の休む位なり。

【八八】 四識とは、眼耳身意。文の意は初禪天の如き眼等四識の在る地にては眼識の起す煩惱は遍く眼識と相應する受と相應し、（眼識相應の受とは樂及び捨）……乃至第六識の起す煩惱は遍く第六識と相應する受と相應すとの意。

【八九】 若し諸地の中云云。二禪天以上第六識のみ在る地にては、第六識相應の煩惱は第二禪にては第六の喜受捨受とのみ相應し、又は第三禪にては樂捨受と相應し、第四禪以上にては唯捨受とのみ相應するなり。

【九〇】 前に已にとは、識の多少は本論卷二第二十二節、受は本論卷三、及び卷二第二十二節參照。

【九一】 已に煩惱の云云。受相應門中の第二として、隨煩惱との相應を明す段なり。

(57) 〔daurmanasyena kaukṛtyam
irṣyā krodho vihiṃsanam
upanāhaḥ pradāśaś ca,
mātsaryaṃ tadviparyayāt〕.

舊譯—憂根應ニ憂悔、　嫉妬忿逼惱、
結過不捨邪、　慳悋翻此義、

(58) 〔śāṭhyamāyāmiddham-
rakṣā ubhayasaṃyutāḥ madaḥ
sukhābhyām sarvagopekṣā
catvāro 'nye tu pañcabhiḥ〕.

第十二節[七九]　根本煩惱及び隨煩惱の五受根相應分別

根本煩惱の受相應門

[八〇]先に辯ぜし所の如き樂等五受根と、今此に明す所の煩惱と隨煩惱とのうち、何れの煩惱等は何れの根と相應するや。

[八一]此に於いて、先づ應に諸の煩惱につき辯ずべし。

頌に曰はく、

(55)欲界の諸の煩惱のうち、　貪は喜と樂とに相應し、
　瞋は憂と苦とに、癡は遍く、　邪見は憂と及び喜とに、
(56)疑は憂に、餘の五は喜に、　一切は捨に、相應す。
　上地のは皆應に隨つて、　自識の諸受に遍し。

欲界繫の煩惱の受相應

貪　論じて曰はく、欲界所繫の諸煩惱の中の、貪は、喜と樂とに相應す。[八二]歡行に轉じて六識に遍ずるを以ての故なり。

瞋　瞋は憂と苦とに相應す。慼行に轉じて六識に遍ずるを以ての故なり。

無明　無明は遍く前の四と相應す、歡と慼との行に轉じて、六識に遍ずるが故なり。

邪見　邪見は通じて憂と喜とに相應す。歡と慼との行に轉じて、[八三]唯意地のみなるが故なり。

〔問ふ〕何に緣りて邪見は歡と慼との行に轉ずるや。

【七九】婆沙卷五二(毘曇部九、二一〇頁)、正理五五、光記卷二一、三二二頁上參照。舊譯卷一五、二六三頁中、

【八〇】先に辯ずる云云。憂喜苦樂捨の五受根と煩惱との相應を論じたるもの。これに二あり、一は根本惑と五受との相應にして、二は隨惑との相應なり。

【八一】此に於いて等。先づ本惑の相應を明にす。

(55) sukhābhyāṃ [saṃyuto rāgaḥ,
　pratighas tadviparyayāt],
　sarvair avidyāḥ, [manasaḥ
　sukhaduḥkhena nāstidṛk],

舊譯—欲與喜樂應、　瞋與憂苦應、
無明一切應、　邪見憂喜應、

(56) [manoduḥkhena vim tiḥ,
　anye sukhena?? kāmajāḥ
　sarva upekṣayā, svaiḥ
　svair yathābhūmy ūrdhvabhūmikāḥ].

疑憂應、餘惑　與喜應、欲生、
一切與捨應、　隨自自如地、
上地惑相應。

【八二】歡行に轉じ云云。貪隨眠は歡びを相とし、而も貪はそは身心の兩方に跨るを以て、身受たる樂にも心受たる喜にも通ずとなり。

【八三】唯意地に局るが故に苦樂の二の身受と相應すること無し。

惛掉憍

惛と掉と憍との三は、通じて三界に在り。

餘の十一隨煩惱

所餘の一切は、皆唯欲にのみ在り。謂はく、[七二]十六の中の五は前に辯ずるが如く、所餘の十一は唯、欲界繫なり。

第十一節[七三] 根本煩惱及び隨惱煩の六識相應分別

六識相應門

[七四]已に隨眠及び隨煩惱を辯ぜり。中に於いて、幾くか唯意地に在り、幾くありてか通じて六識地に依りて起るや。

頌に曰はく、

(54)見所斷なると慢と眠と、　自在の隨煩惱とは、
　皆唯意地にのみ起る。　餘は通じて六識に依る。

意地起の惑（前三句）

論じて曰はく、略して說くに、應に知るべし、「諸の見所斷〔の煩惱〕と、及び修所斷の一切の慢と眠と、[七五]隨煩惱の中の自在起のものとの、是の如き一切は、皆意識にのみ依〔りて起る〕。[七六]五識身に依りては起る容きこと無きが故なり。

六識起の惑（第四句）

所餘の一切は通じて六識に依る。謂はく、修所斷の貪と瞋と無明と、及び彼と相應する諸の隨煩惱、卽ち無慚と〔無〕愧と惛と掉と及び餘の[七七]大煩惱地法に攝せらるゝ隨煩惱とは、[七八]六識身に依りて皆起る容きが故なり。

用せられたり。

【七二】十六とは、十纏六垢。其の中の五とは六垢中の諂・誑・憍・惛・掉の五なり。

【七三】婆沙卷五二（毘曇部九、二一〇頁以下）の五受根相應分別中に併せ說けり、雜心論卷四、（大正二八、九〇五頁中）舊譯卷一五、二六三頁中、正理五五、光記卷二一、三二二頁上）參照。

【七四】已に隨眠云云。諸の煩惱・隨煩惱の六相相應門を明す段なり。頌意明なり。

(54) [samānamiddhā dṛgheyā
manovijñānabhūmikāḥ],
upakleśāḥ svatantrāś
cā[nye ṣaḍvijñānasaśrayāḥ].

舊譯―見滅及慢睡、依二意識地一生、
自在小分惑、餘依二六識一起。

【七五】隨煩惱の中の自在起のものとは、十纏中の嫉、慳、忿、覆、悔の五と六垢との十一なり。

【七六】五識身云云。上に擧げたる諸煩惱は何れも內的に心中のみに起る心的作用なるが故に、外界と交涉ある前五識に依るべき理由なしとなり。

【七七】大煩惱地法に攝する隨惑とは、放逸、懈怠、不信の三をいふ。

【七八】六識身云云。ここに述べたる諸煩惱は、獨り心的の作用なるのみならず、亦、五體も關連して起るを以ての故に、通じて六識によるといふなり。

自在起

に、唯修所斷なり。唯修斷の[六八]他力〔によりて起る〕の無明と共に相應するが故に、自在起と名づくるなり。

第二項　三性門

三性門

[六九]此の隨煩惱は誰が何の性に通ずるや。

頌に曰はく、

(52$_b$)欲の三は二なり。餘は惡なり。　上界のは皆無記なり。

欲界繫のもの

論じて曰はく、欲界所繫の眠と惛と掉との三は、皆不善と無記との二性に通ず。所餘の一切は皆唯不善なり。

上界繫のもの

上二界の中の應に隨つて所有一切は、唯是れ無記性にのみ攝するなり。

第三項　界繫門

三界繫門

[七〇]此の隨煩惱は誰か、何れの界の繫なりや。

頌に曰はく、

(53)諂と誑とは欲と初定とにあり。　三は三界なり、餘は欲なり。

諂誑

論じて、曰はく、諂と誑とは唯欲界と初定とにのみあり。

〔問ふ〕、寧ぞ梵世〔即ち初定〕に諂と誑と有ることを知るや。

〔答ふ〕、大梵王は[七一]己の情事を匿し、相を現じて馬勝苾芻を誑惑したるを以てなり。此の二は前に於いて已に分別すと雖も、義、相關はるが故に今復た重ねて辯じぬ。

(svātantrikās tathā malaḥ).

有ㇾ二、餘修滅、　及自在惑垢。

【六六】二部の煩惱云云。二部とは見道と修道となり。隨煩惱は上記の如く、根本煩惱に隨從して起るものなる故に、其所斷門に於ても根本煩惱に准じ、その見所斷なるに隨從し相應して起るものは見所斷、又修所斷の根本惑に隨從し相應して起るものは修所斷なりとの意。

【六七】見此諦所斷とは、見所斷の四部ある中、苦諦乃至道諦を觀じ智見することに依りて斷ぜらるる。夫夫の煩惱の意なり、見苦所斷の十隨眠乃至見道所斷の八隨眠等の如し。

【六八】他力の無明とは、不共無明にあらざることを明にしたるものなり。即ち忿等も無明と相應するが故に、自在起にあるざるべしとの疑に對して、忿等に相應する無明は、却て忿等の惹起されたる他力生のものなるが故に、之の無明を起す忿等は、無明に相應すと雖も、反つて自在起なりと會通せるなり。

【六九】此の隨煩惱云云。諸門分別第二の三性門なり。

(52$_b$)〔kāme śubhā dvidhā trīṇi〕, pareṇāvyākṛtās tataḥ.

舊譯—於欲惡三二、　上界彼無記。

【七〇】此の隨煩惱云云。諸門分別、第三の界繫門なり。

(53) śāṭhyaṃ māyā ca kāmādya-dhyānayor, brahmavañcanāt, styānauddhatyamadā dhātutraye,〔'nye kāmadhātujāḥ〕.

舊譯—誑諂從二欲界一、初定梵誑故、疲掉醉三界、　餘惑唯欲界。

【七一】已の情事を匿すは諂にして、現に相誑惑するは誑なり。此の物語は已に本論卷四、第七節第二項に引

六垢と根本煩惱との關係

煩惱垢と名づく。

此の六種の煩惱垢の中に於いて、誑と憍とは是れ貪の等流なり。害と恨とは是れ瞋の等流なり。惱は是れ見取の等流なり。諂は是れ諸見の等流なり。

[六三]「何をか曲といふやといふに、謂はく、諸の惡見なり」といふが如し。故に、諂は定んで是れ諸見の等流なり。

隨煩惱

此の垢と並びに纏とは煩惱に從つて起る、是の故に皆隨煩惱の名を立つ。

[六四]第十節　特に、隨煩惱の諸門分別

第一項　見修所斷門

見修所斷門

[六五]此の垢及び纏は何の所斷と爲すや。

頌に曰はく、

無慚等（初二句）

(51b)纏の、無慚・愧と眠と、　惛と掉とは見と修との斷なり。

(52a)餘と及び煩惱垢とは、　自在なるが故に唯修のみなり。

論じて曰はく、且らく十纏の中にて、「無慚」等の五は見と修との〔所〕斷に通ず。此れは通じて[六六]二部の煩惱と相應して起るに由るが故なり。隨つて[六七]見此諦所斷と相應するものを、即ち說いて名づけて見此諦所斷と爲す。

餘の纏と一切の垢（後の二句）

「餘の」嫉と慳と悔と忿と覆と並に〔六〕垢とは自在起なるが故

八六〇

不捨及紲過、　　逼惱、從ㇾ欲生、
誑醉、瞋恚生、
(51a) pradāśo dṛkparāmarśāt
śāṭhyaṃ dṛṣṭisamutthitam].
結過及逼惱、　從ニ見取ニ不捨、
從ㇾ見諂曲生。

【六〇】論じて曰く云云。六垢の名稱は頌文中にあるを以て、之を省略して直にその說明に入れるなり。

【六一】惱(pradāsa)とは、有罪即ち諸染汚法（又は智者可厭の諸法）を堅執して捨てず。その惱力によりて他の諫を容れず悔ひ改めざるを相とすとの意。

【六二】前にとは、本論巻第四、參照。

【六三】何をか曲云云。諂を諸見の等流と見ることは稍稍解し難き處あるを以て、諂の異名ともいふべき曲が、惡見の等流なるを示して行を證せんとしたるものなり。舊譯には偈に造りて、

何法名ニ邪曲ー、　　謂邪見等見。

といへり。

【六四】本節の見修所斷門は、婆沙巻五一（毘曇部九、一八六頁）、三性門は巻五〇（毘曇部九、一六八頁）、界繫門は巻五二、（同上、二一六頁）參照のこと。舊譯巻一五、二六三頁上、正理五四、光記巻二一、三二一頁下以下參照。

【六五】此の垢及び纏云云。以下は上に述べたる隨煩惱の諸門分別門なり。之を三段とす、(一)見修所斷分別、(二)三性分別なり。(三)三界分別なり。今はその第一の三斷門にして、纏と垢との見斷修斷分別を明にしたるものとす。

(51b) [tatrāhrikyānapatrāpyastyāna-
middhoddhati dvidhā].

舊譯―此中無羞慚、　　疲弱睡掉起、
(52a) tebhyo' nye bhāvanāheyāḥ

等流なること、[五八]有知と無知とは其の次第の如し」と。」

第三項　煩惱垢

煩惱六垢

[五九]餘の煩惱垢は其の相云何。

頌に曰はく、

(49b)—(50) 煩惱の垢に六あり。惱と害と恨と諂と誑と憍となり。

誑と憍とは貪より生ず。害と恨とは瞋より起る。

惱は見取より起る。諂は諸見より生ず。

惱　[六〇]論じて曰はく、[六一]惱は、謂はく、諸の有罪事を堅執し、此れに由りて如理の諫・悔とを取らざることなり。

害　害(vihiṃsā)は、謂はく、他に於いて能く逼迫を爲し、此れに依りて能く打罵等の事を行ずることなり。

恨　恨(upanāha)は、謂はく、忿の所緣の事の中に於いて數數尋思し、怨を結んで捨てざることなり。

諂　諂(māyā)は、謂はく、心の曲れるなり。此に由りて實の如く自ら顯はすこと能はず、或は矯げて非撥し、或は方便を設けて解をして明かならざらしむ。

誑　誑(śāṭhya)は、謂はく、他を惑はすなり。

憍　憍(mada)は、[六二]前に已に釋せり。

是の如き六種は煩惱より生じて、穢汚の相、麁なるをもつて、

益を與ふること。

【五二】前に已にとは、本論卷第四、參照。

【五三】入定する時も、心をして昧略ならしむるも、能く身を執持する方あり。故に今は此入定心に簡ばんが爲に功力の身を執待云云と言へり。

【五四】悔は善惡に通じ、眠は三性に通ずるも、纒に攝する限りはその中染行のもののみを取るとの意。

【五五】前に釋すとは、本論卷第四、參照。

【五六】瞋(vyādāha)とは、有情に殺、縛、割切、災難等を與へんと欲すること。害(vihiṃsā)とは有情を脅迫、膺懲する等のこと。忿(krodha)とは情非情に對して前の二以外の心の憤發し憤激すること。

【五七】等流とは、近の等流果の意なり。

【五八】有知……其次第の如しとは、國王等に知られたる人が、名利を貪りて己の罪をかくす如き有知者の覆は貪の等流なり。世に知られざる人が、他人に對し懺悔せずして、罪を覆すが如ぎ無知の覆は、之れは無明の等流なりとなり。

【五九】餘の煩惱垢云云。隨煩惱中の十を說きしかば、次ぎに六垢を明にする段なり、これも根本煩惱の等流にして、而も、至極穢汚なるものとして六種を撰べるを六垢となす。

前二句は六垢の名を擧げ、次ぎの四句にて其の等流を明にしたるものとす。

(49b)—(50) [anye 'pi ṣaṭ kleśamalā,
māyī śāṭhyaṃ madaś tathā
pradāśa upanāhaś ca
vihiṃsanaṃ ca, rāgajau
māyāmadau, pratighaje
upanāhavihiṃsane.

舊譯—復餘六惑垢、　　誑諂醉如ㇾ前、

十あり」と説く。謂はく、前の八に於いて更に忿と覆とを加ふるなり。

纏の名義

無慚と無愧とは[五〇]前に已に釋せるが如し。

嫉

嫉とは、謂はく、他の諸の興盛の事に於いて、心をして喜ばざらしむることなり。

慳

慳とは、謂はく、財と法との[五一]巧施と相違して、心をして悋著ならしむることなり。

悔

悔とは、即ち惡作なり。[五二]前に已に辯ずるが如し。

眠

眠とは、謂はく、心をして昧略ならしむるを性と爲す。「是れが起れば」、[五三]功力の身を執持するもの有ること無し。

[五四]悔と眠との二纏は、唯染汚のをのみ取る。

掉擧と惛沈

掉擧と惛沈とも亦[五五]前に釋するが如し。

忿

[五六]瞋と及び害とを除いて、情と非情とに於いて、心をして憤發せしむるを、説いて名けて忿と爲す。

覆

自の罪を隱藏するを説いて名けて覆と爲す。

十纏と根本煩惱との關係

此に説く所の十種の纏の中に於いて、無慚と慳と掉擧とは是れ貪の[五七]等流なり。無愧と眠と惛沈とは是れ無明の等流なり。嫉と忿とは是れ瞋の等流なり。悔は是れ疑の等流なり。

覆に關する異說

或は説く、「覆は是れ貪の等流なり」と。或は説く、「是の〔覆〕は無明の等流なり」と。或は説く、「是れは〔貪と無明との〕俱の

憂悔疲弱睡、
(48) 〔krodho mrakṣaś ca,
rāgotthā āhrikyauddhatyamatsarāḥ.
vivādo mrakṣa, 'vidyātaḥ
styānaṃ(tu)middham atrapā〕,
倒起惑有八、　　及忿覆、欲生、
無羞掉起悋、
(49b) kaukṛtyaṃ vicikitsātaḥ
〔krodherṣye pratighodbhave〕.
於覆諍、癡生、　　疲弱睡無慙、
憂悔從ㇾ疑生、　　忿、妬瞋恚流。

【四六】根本煩惱を云云。纏は元來、煩惱の異名なるを以て、初の用法は必ずしも有部のいふが如く定まりゐたるものにあらずして、直ちに根本煩惱の名としたることもあるなり。然れども、今は根本煩惱より派生したるものの名と見るなり。

【四七】經にとは、雜阿含卷第三十五第九七七經（大正二、二五三頁上）に曰く、「尸婆有二五因五緣一生二心法憂苦一、何等爲ㇾ五、謂因二貪欲纏一緣二貪欲纏一生二心法憂苦一、因二瞋恚・睡眠・掉悔・疑纏一、緣二瞋恚・睡眠・掉悔・疑纏一生二彼心法憂苦一云云」と。

【四八】品類足とは、其の卷第一（大正二六、六九三頁下）を參照すべし。八纏とは無慚、無愧、嫉、慳、悔(又は惡作)睡眠、掉擧、惛沈。

【四九】十纏とは、無慚(āhrikya)、無愧(anapatrāpya)、嫉(īrṣyā)、慳(mātsarya)、掉擧(auddhatya)、悔(kaukṛtya)、惛沈(styāna)、眠(middha)、忿(krodha)、覆(mrakṣa)。

【五〇】前に釋すとは、卷第四參照。

【五一】巧施(kauśalaya-pradāna)。汎く他に施して便

隨煩惱

頌に曰はく、

(46)隨煩惱は、此の餘の　染の心所の行蘊なり。

論じて曰はく、[四〇]此の諸の煩惱をも、亦た隨煩惱と名づく。皆心に隨つて惱亂の事を爲すを以ての故なり。

[四一]復た此の〔根本煩惱の外に〕、餘の諸〔の根本〕煩惱に異なる染汚の心所にして、行蘊に攝するものあり。〔根本〕煩惱に隨つて起るが故に、亦隨煩惱と名づけ、煩惱とは名づけず。根本に非ざるが故なり。廣く彼の相を列ぬることは、[四二]雜事の中の如し。

[四三]第二項　纏

纏

[四四]復た當に略して纏と煩惱垢とに攝するものを論ずべし。

[四五]且らく應に先づ纏の相の云何を辯ずべし。

八纏說と十纏說(初頌)

頌に曰はく、

(47)纏に八あり。無慚・愧と、　嫉と慳と並びに悔と眠と、

及び掉擧と惛沈となり。(48)或は十なり。忿と覆とを加ふ。

無慚と慳と掉擧とは、　皆貪より生ずる所なり。

無愧と眠と惛沈とは、　無明より起る所なり。

(49)α嫉と忿とは瞋より起る。　悔は疑よりす、覆には諍あり。

論じて曰はく、[四六]根本煩惱をも亦名けて纏と爲すことあり。[四七]經に、「欲貪纏を緣と爲す」と說くが故なり。

然るに[四八]品類足には「八纏あり」と說き、毘婆沙宗には、「[四九]纏に

癡、忿、恨、覆、惱、嫉、慳、誑、諂、無慚、無愧、慢、過慢、慢過慢、我慢、增上慢、卑慢、邪慢、憍、放逸、傲、憤發、矯妄、詭詐、現相、激磨、以利求利、惡欲、大欲、顯欲、不喜足、不恭敬、起惡言、樂惡友、不忍耽嗜、遍耽嗜、染貪、非法貪、著貪、惡貪、有身見、有見、無有見、貪欲、瞋恚、惛沈、睡眠、掉擧、惡作、疑、瞢憒、不樂、嚬申、欠呿、食不調性、心昧劣性、種種想、不作意、麁重、觝突、饕餮、不和輭性、不調柔性、不順同類、欲尋、恚尋、害尋、親里尋、國土尋、不死尋、陵蔑尋、假族尋、愁、歎、苦、憂、擾惱、云云」と。

【四三】婆沙五〇(毘曇部九、一六五頁)卷四七(同上、一一七頁)、舊譯卷一五、二六二頁下、正理五四、等參照。

【四四】復は當に略して云云。前項隨煩惱論の總論にして、以下、述ぶる所の十纏と六垢とは、言はば其各論といふべきものにて、又その綱要を說かんとして復た當に略してと云へり。但し此「復た」は大正本に後とあれど、今は光記に從つて「復た」と訂正す。尙ほこの「復た當に略して云云」の文を光は、前文に引續くものと見たれど寶は後文に屬すと見たるが、今は寶疏に從ふ。

【四五】頌に曰く云云。十句よりなる中、初の四句は、八纏と十纏の名稱を擧げたるものにして、後の六句は其等結纏が根本煩惱より等流派出したることを明にしたるものとす。

(47)〔āhrīkyam anapatrāpyam
irṣyā mātsaryam uddhatiḥ
kaukṛtyastyānamidhāni
paryavasthānam aṣ'adhā〕

舊譯―無羞及無慚、　妬悋及掉起、

三縛の根據

何に緣りて唯此の三のみを說きて縛と爲すや。

〔答ふ〕。三受に隨ふに由りて縛に三ありと說く。謂はく。樂受に於いては貪縛隨增す。所緣と相應と倶に隨增するが故なり。苦受に於いては瞋、捨受に於いては癡〔の隨增することも〕、應に知るべし亦爾ることを。捨受に於いても亦、貪と瞋との〔隨增すること〕有りと雖も、[三六]癡の如く〔多分〕に非ざるが故に、〔唯、癡のみ隨增すと說けるなり〕。

〔上來は〕、自相續の樂等の三受の縛の所緣と爲すに約して此の定說を作す。〔若し他相續の三受なれば、不定なり〕。

隨眠

第八節　隨眠の分類

[三七]已に縛を分別せり。隨眠は云何。

頌に曰はく、

隨眠は前に已に說きつ。

論じて曰はく、隨眠に六、或は七、或は十、或は九十八あり。前に已に說くが如し。

[三八]第九節　隨煩惱論

第一項　總論

隨煩惱

隨眠は既に已に說けり。[三九]隨煩惱は云何。

隨眠義於レ前已釋。

とあるのみ。

【三八】十纒六煩惱垢等に就きては、婆沙卷四七（毘曇部九、一〇四頁、乃至一一七頁等）に散說せり、正理卷五四、顯宗二七、舊譯卷一五、二六二頁下以下光記二一、三二〇頁下等參照すべし。

【三九】隨煩惱(upakleśa)。舊譯に小分惑といふ。根本煩惱に隨伴して起るものなるが故にその名を得たるなり。こは結等の五種中の第四なり。頌にはこの隨煩惱の體を明せり。

(46) ye 'py anye caitasāḥ [kliṣṭāḥ saṃskāraskandhasāhvayāḥ.
kleśebhyas ta upakleśā
na te kleśā itiritāḥ].

舊譯—餘染污心法、　說名爲二行陰一、
於二煩惱小分一、　說二彼非一煩惱一。

【四〇】此の諸の煩惱云云。六種の根本煩惱等をも亦、隨煩惱と稱することあり。こは常に心に隨ひ種種惱亂の事を起すが故なり。然れども玆に所謂、隨煩惱といへるは、心に隨ふ意味にて云へるものにあらず、その根本煩惱に隨ふ意味にて云へるものなれば、前の義による隨煩惱を指すにあらず。

【四一】復た此の餘の云云。以下は玆に說かんとするの隨煩惱の說明なり。この隨煩惱は根本煩惱に從つて起るが故に、之を煩惱と言はず、必ず隨煩惱といふとなり。

【四二】雜事(Kṣudravastuka)とは、法蘊足論卷九、雜事品（大正二六、四九四頁下）をいふ。曰く、「一時薄伽梵、在二室羅筏一、住二逝多林給孤獨園一、爾時世尊告二苾芻衆一、汝等若能永二斷一法一、我保二汝等一、定得二不還一、一法謂貪、若永斷者、我能保レ彼、定得二不還一、如レ是、瞋、

ることを顯はさんが「爲めの」故に、三を斷ずと說きしなり」と。

五上分結

第六節[三〇]　五上分結

[三一]佛は餘の經に於いて、「順下分の如く、順上分にも亦た五種あり」と說く。

頌に曰はく、

(45a)順上分にも亦五あり、　色と無色との二貪と、
　掉擧と慢と無明となり。　上を超えざらしむるが故に。

論じて、曰はく、[三二]是の如きの五種は、若し未だ斷ぜざる時は、能く有情をして上界を超えざらしむ。上界を順益するが故に、順上分結と名づく。

三縛

第七節[三三]　三　縛

[三四]已に結を辯ぜり、縛は如何。

頌に曰はく、

(45b)縛に三あり、三受に由る。

論じて曰はく、縛に三種あり。一には貪縛(rāga bandhana)、謂はく、[三五]一切の貪なり。二には瞋縛(dveṣa bandhana)、謂はく、一切の瞋なり。三には癡縛(moha bandhana)、謂はく、一切の癡なり。

【三〇】婆沙卷四九(毘曇部九、一四五頁以下)、舊譯卷一五、二六二頁中、正理五四、光記卷二一、三二〇頁上)參照。

【三一】佛は云云。前の五下分結に對する五上分結(pañcadhaivordhva-bhāgīya)の說明なり。經は、長阿含卷八、衆集經(大正一、五一中)參照。頌意は別段の說明を要せずして明ならん。

(45a) pañcadhaivordhvabhāgīyaṃ
　〔rūpāpyajarañjane
　auddhatyamānamohāś ca〕,

頌譯―上分結有ㇾ五、　二色非色欲、
　掉起慢無明。

【三二】是の如きの五種とは、頌文にある色・無色の二貪と、掉擧と慢と無明との五をいふ。

【三三】縛とは、正理卷五四に據るに、能く繫縛を以て、縛と稱す、卽ち是は縛して離染に趣くを能く遮するの義なり、品類足卷一(大正二六、六九三頁中)舊譯卷一五、二六二頁下參照。

【三四】已に結を云云。結等の五種中、第一の結を終りて、第二の縛の說明に入る段なり。頌意明なり。

(45b) vittivaśāt tribandhanam.

頌譯―因ㇾ受說二三縛一

【三五】一切とは、三界五部に通じて云ふ。

【三六】癡は猛利ならざるを以て猛利ならざる不苦不樂受に多く隨順するが故に、容易に隨增するなり。

【三七】已に縛を分別しつ等。五種中の第三たる隨眠の說明なり。然どもこはただ體裁上、並べたるのみにて、その說明は已に前に濟み居るを以て再說せざるなり。この頌に當る偈は梵文にも見えず舊譯には缺け、唯長行に、

情を超ゆることを障へ、後の二は能く下界を超えざらしむるが故に、五は皆、順下分の名を得たり」と。

經に、預流は三結を斷ずと說く理由

[二五]諸の預流を得るときは六の煩惱を斷ずるに、何に緣りて但だ三結を斷ずと說くや。

第一解答（第四句）

理實には應に六煩惱を斷ずと言ふべし。〔然も〕門と根とを攝するが故に但だ三を斷ずと。

[二六]謂はく、所斷の〔六隨眠の〕中、類に三種有り、唯一〔部の所斷〕なると、二に通ずると、四部に通ずるとなり。故に三種を斷ずと說けば、彼の三門を攝するなり。[二七]又、所斷の中、三は三に隨つて轉ず。謂はく、邊執見は身見に隨つて轉じ、見取は戒取に隨つて轉じ、邪見は疑に隨つて轉ず。〔是れに由りて〕三種を斷ずと說けば、彼の三根を攝すればなり。故に、「〔此の〕三〔の根本〕を斷ずと說けば、已に六を斷ずと說く〔こととなる〕」なり。

異說（第五八句）

有るは是の釋を作す。「凡そ[二八]異方に趣くに三種の障あり。一には發することを欲せず。二には正道に迷ひて邪道に依るが故に。三には正道を疑ふなり。解脫に趣くものにも亦た斯の如き相似の三障あり。〔卽ち〕(一)身見に由りて[二九]解脫を怖畏して發趣することを欲せず(二)戒禁取に由りて邪道を執するに依りて正路を迷失す。(三)正道を疑ふに由りて深く猶豫を懷くを謂ふ。佛は、預流とならば永く是の如き解脫に趣く障を斷ずるものな

【二二】後の二とは、欲貪と瞋恚。

【二三】守獄の卒云云。守獄の卒は獄の出口を守る番人にして貪・瞋の二に比すべく、防邏の人は、外部を守りて、逃げ出す者を欲界といふ獄に追ひ込む役目にして身・戒・疑の三に比すべし。

【二四】有餘師云云。瑜伽派の解釋によれば、下分とは、有情と欲界とを總括したる語にして、五結の役目は、初の身・戒・疑によりて下分有情ならしめ、後の貪・瞋によりて下分界に結び付くるなり。

【二五】諸の預流云云。預流果卽ち須陀洹果を得るには唯見惑としての五見と疑との六根本煩惱を斷ぜざるべからず。然るに、經には、例へば雜阿含卷第卅九、第七九七經（大正二、二〇五頁下）の如き、「何等爲須陀洹果謂三結斷」といひて、三結卽ち身・戒・疑の三を斷ずるを以て、預流果と名くるは何故なりやとの難なり。

【二六】謂はく所斷の中云云。攝し方の相違によつて、三結を斷ずと云ふものなりとの意。卽ち以上の六煩惱は斷門の立場より三種に分類し得。身邊二見は苦諦一部所攝の惑にして一類、戒禁取は苦・道の二諦に通じてある第二類、見取と邪見と疑とは、四諦卽ち四部に通じてある第三類なり。故に三種と云へば、その中に六煩惱の凡べてを包含するものなり。

【二七】又、所斷の中云云。六煩惱の中、邊見は身見に隨つて起り、見取は戒禁取に從つて起り、邪見は疑に從つて起るが故に、その中の根本たる身・戒禁・疑の三種は能生の根として、此の三種を斷ぜば、派生の三も亦自ら斷ず。故に根本の三に派生の三をも攝すとの謂なり。

【二八】異方とは他處のこと。

【二九】解脫を怖畏するとは、涅槃を得ば、我れ斷滅せんと怖るとの意なり。

[20]善は、餘處に於いて、差別門に依りて卽ち結の聲を以て五種有りと說く。

第五節　五下分結[19]

頌に曰はく、

(43)又、五順下分といふあり、二に由りて欲を超えず、三に由りて復た下に還へる。門と根とを攝するが故に三なり。

(44)或は發趣せんと欲せず。道に迷ひ及び道を疑ふことは、能く解脫に趣むくことを障ふ。故に、唯三を斷ずと說く。

五下分結の名

論じて曰はく、何等をか五となすやといふ。謂はく、有身見と戒禁取と疑と欲貪と瞋恚となり。

名義

何に緣りて此の五を順下分と名づくるやといふに、此の五は[21]下分の界を順益するが故なり。謂はく、唯欲界にのみ下分の名を得。此の五は彼に於いて能く順益を爲すなり。

下分結の理由

[22]後の二種に由りて欲界を超ゆること能はず。設ひ能く超ゆること有りとも、前の三に由りて還た下る。[23]守獄の卒と防邏の人との如くなるが故なり。

異說

[24]有餘師は說く。「下分と言ふは、謂はく、下の有情卽ち諸の異生と、及び下界卽ち欲界となり。〔而して〕前の三は能く下の有

【一八】 他〔部〕及び云云。此の二は自他の衆を惱す。卽ち嫉に由るが故に他の明を惱亂し、內に慳を懷くに由るが故に自部を惱亂す。

【一九】 婆沙卷四九(毘曇部九、一四二頁以下)、特に、三結を斷ずれば預流果を證すと言ふに就きては、婆沙四六(毘曇部九、八六頁以下)舊譯卷一五、二六二頁上、正理卷五四參照。

【二〇】 佛は云云。中阿含卷第五十六、五下分結經。(大正一、七七九頁上)長阿含卷第八、衆集經(大正一、五一頁下)其他參照。

結の一分類としての五下分結を明にする段なり。こは次の五上分結(pañchordhvabhāgīya)と相俟て有情を三界に結び付くる煩惱にして、就中五下分結は欲界に結び付くる作用あるを以て下分結の名を得たるものとす。二頌中、初の三句は五結の欲界結たるの役目を明にしたるものにして、後の五句は、預流は三結を斷ずといふ法相上の義理を解釋せるものなり。

(43) pañcadhāvarabhāgiyam,
dvābhyāṃ kāmānatikramaḥ,
〔tribhir nivartanam
mūlamukhayoḥ saṃgrahāt trayam

頌譯—五種下分結、由レ二不レ過レ欲、由レ三更還下、由二執門根一三、

(44) 〔gamanāprārthanā〕 mārga-
vibhrama 〔mārgasaṃśayāḥ
mokṣagativighnakarās
tāvantaḥ………………〕.

不欲去、亂道、疑道、是三事、是障二解脫行一、故說レ滅二三結一

【二一】 下分の界とは、上二界を上分界と稱するに對する名稱にして、欲界の異名とす。

結と爲すやといふに、三見と二取とは、物と取と等しきが故なり。謂はく、[9]彼の三見に十八物あり。[10]二取も亦然り。故に物等しと名づく。[11]三は等しく所取にして、二は等しく能取なり。故に取等しと名づく。〔されど〕所取と能取との差別あり。故に立てて二結と爲せるなり。

嫉・慳二纏別立の所以

何が故に、纏の中に嫉と慳と二種を建立して結と爲し、餘の纏は非らざるやといふに、〔謂く〕、二は、唯不善のみにして、〔並びに〕自在に起るが故なり。謂はく、唯、此の二つのみ兩義具足し、[12]餘は皆然らず。故に唯〔此の〕二のみを立つるなり。

異　解

[13]若し纏にして唯八のみならば、此の釋は然る可きも、十纏有りと許さば此の釋は理に非ず。忿と覆との二種も亦〔此の〕兩義を具するを以ての故なり。此れに由りて、若し具さに十纏有りと許さば、應に言ふべし、「嫉と慳とは〔其の〕過失尤も重し。謂はく、此の二種は數數現行するが故に。又、[14]二は能く賤と貧との因と爲るが故に。〔又〕、遍ねく慼と歡との[15]隨煩惱を顯はすが故に。〔又〕、[16]出家と在家との〔二〕部を惱亂するが故に。或は[17]天と阿素洛と〔の二部〕を惱亂するが故に。或は人と天との二〔部〕の勝趣を惱ますが故に。或は[18]他〔部〕と、及び自部とを惱亂するが故なり」と。

きも以て同じく見繫なし。〔三〕而も、この相應法は、已に二取の相應法なる以上、言ふまでもなく、見取戒取の二隨眠の相應隨增する所となるが故に、所謂、見隨眠の隨增せざるにはあらずといふ資格を具することとなるなり。

【九】彼の三見に十八とは、身・邊二見は唯見苦斷の攝、邪見は四諦に通ず。故に總じて六種有り。三界各六の故に十八と成る。

【一〇】二取も亦然りとは、戒禁取は唯苦・道諦所斷の根、見取は四諦に通ず。故に總じて六種有り。三界各六の故に十八物と成るなり。

【一一】三は等しく云云。身・邊・邪三見は見取・戒禁取の爲に取せられ、見取・戒禁取は身・邊・邪見の三を能く取することを意味す。

【一二】餘は皆然らずとは、無慚・無愧は唯不善なりと雖も、自在起に非ず。悔は自在起なれども唯不善のみなるに非ず。睡眠・惛沈・掉擧等は全然此の兩義を缺けり。

【一三】若し纏にして云云。纏に十纏家と八纏家と有り。八纏家とは上來說き來れる家の說にして、十纏家とは八纏に忿と覆との二纏を加ふ。

【一四】嫉は賤の因と爲り、慳は貧の因となる。

【一五】隨煩惱に二種有り、一に行相と倶なるものと、二に歡行相と倶行するものと有り。嫉は前者を、慳は後者の行相を顯はす。

【一六】出家は敎行の中に於て、嫉及び慳に由りて極めて惱亂し、在家の衆は、財位の中に於て嫉及び慳に由りて極めて惱亂を爲す。

【一七】天の中には美味を好み、阿素洛の中には女色を好むが故に、夫は味を慳しみて色を嫉み、阿素洛は女色を慳しみて、味を嫉む。

纒の中に唯嫉と、慳とのみを建立して二結と爲す。
或は二は數行なるが故に、　賤と貪との因と爲るが故に、
遍く隨惑を顯はすが故に、　二部を惱亂するが故に。

九結

論じて曰はく、[四]結に九種あり。一には愛結、二には恚結、三には慢結、四には無明結、五には見結、六には取結、七には疑結、八には嫉結、九には慳結なり。

愛結等

此の中、愛結とは、謂はく、三界の貪なり。[五]餘は所應に隨つて當に其の相を辯ずべし。

特に、見結と取結との關係

見結とは、謂はく、[六]三見なり。取結といふは、謂はく、[七]二取なり。[八]是の如きの理に依るが故に、有るは說いて曰はく、「頗し見と相應する法にして、愛結の爲めに繫せらるるも、見結の繫に非ずして、〔而も〕見隨眠の〔是れに於いて〕隨增すること非ざるに非ざるものありや。〔答へて〕曰はく、有り。〔そは〕云何といふに、〔謂く〕集智已に生じ滅智未だ生ぜざるとき、見滅・道所斷の〔見と戒禁との〕二取相應の法なり。彼れは、〔自部の〕愛結の爲めに所緣繫となるも、見結繫には非ず、遍行の見結は、已に永斷せるが故に。〔而して〕〔非遍の見結には所緣・相應の二は、倶に無きが故なり。然も彼れに〔於いて〕見隨眠の隨增すること有るは、二取の見隨眠が彼れに於いて隨增するが故なり」と。

三見・二取別立の所以

何に依りて三見を別して見結と立て、二取を別して立てて取

---

na)。(六)取結(parāmarśa-saṃyojana)。(七)疑結(vicikitsā-saṃyojana)。(八)嫉結(īrṣyā-saṃyojana)舊譯は嫉妬結。(九)慳結(mātsarya-saṃyojana)。舊譯、慳恪結なり。

【五】恚・嫉・慳の結は唯、欲界繫、慢・無明・見・取・疑の結は三界繫なり。

【六】三見とは、身・邊・邪の三見なり。

【七】二取とは、見取・戒禁取の二。

【八】是の知きの理云云。こは法相上、見結取結に區分あることを引文によりて證せんとしたるものなり。文の出所は、通例、發智論第三卷（大正二六、九三四頁上）の文にして、そを縮めたるものなりと傳へたるに、雜心論法義(大正六一、二九三頁上)は之を非として、雜心論第四(大正二八、九〇五頁上)より來れるものなりと言へり。發智論に此の正文の無きは事實なれど、已に、婆沙卷五六には此の正文あり往見すべし。(毘曇部九、二九四頁參照) 問意は或る見に相應する法ありて、そは愛結即ち貪の爲めに縛せられながらも、見結即ち身・邊・邪の三見によりては縛せられず、而もその法に於て十隨眠中の見隨眠が相應增するものありやとなり。答意は已に苦・集智生じて、苦集諦下の隨眠を斷じながらも未だ滅・道智生ぜざる場合に於ける滅道諦下の見戒禁の二取に相應する法は、即ち、問へるが如き資格を有するものなり。何んとなれば、彼れ相應法は(一)自部即ち滅道諦下の貪の爲めに緣ぜらるるが故に、所謂愛結の爲めに所緣繫となる。(二)已に、苦集諦下の隨眠を斷じたるを以て、その徧行惑たる三見が、滅道諦を緣ずるの力なきを以て、遍行惑による見繫なく、亦、滅道諦下の邪見は、尙ほ存すと雖も、そはただ無漏を緣ずる惑なれば、前の所謂見取・戒禁取の相應法に對して所緣隨增することも、相應隨增することもな

卷の第二十一〔分別隨眠品第五の三〕

本論第五　隨眠品第三

第三節　結乃至纏の五種の名に就きて

結等の五種

[一]是の如く已に隨眠と並びに纏とを、世尊が說きて漏・暴流等と爲すことを辯ぜり。〔煩惱〕は唯、爾所のみと爲んや。復た餘有りと爲んや。

頌に曰はく、

(41)$_a$ 結等の差別に由りて、　復た五種有りと說く。

論じて、曰はく、　卽ち諸の煩惱は結(saṃyojana)と縛(bandhana)と隨眠(anuśaya)と隨煩惱(upakleśa)と纏(paryavasthāna)との〔各〕義の差別あるが故に、復た五種を說くなり。

[二]第四節　九結

結

且らく、結とは云何。

[三]頌に曰はく、

(41)$_b$ 結に九あり。物と取とは等しきをもつて、　見と取との二結を立つ。

(42)二は唯不善のみなると、　及び自在起なるとに由るが故に、

【一】是の如く云云。前卷に引續いて煩惱の種種の分類を明にしたるものなり。前には漏等の四門を明したるが、以下結等の五種を明にす。此の頌は、先づその總論なり。

(41a) saṃyojanādibhedena te
punaḥ pañcadhoditāḥ.

舊譯—由二結等差別一、　復說二彼五種一。

【二】九結に就きては、婆沙卷五〇（毘曇部九、一六二頁）舊譯卷一五、二六二頁上、正理卷五四、光記卷二一參照。

【三】頌に曰く等。五種の各論の中、先づ九結を明にしたるものなり。

(41b) [dravyāparāmarśasāmyād]
dṛṣṭi saṃyojanāntaram

舊譯—物取平等故、　立レ見爲二別結一、

(42) yata ekāntākuśalasvatantram
ubhayaṃ [tataḥ]
īrṣyāmātsaryam eṣūktaṃ
[pṛthak saṃyojanadvayam].

由二一向不善一、　由二二自在一故、
於二中惑妬悋、　別立爲二二結一、

(42b) alpeśākhyālpabhogatva
kāraṇasarvasūcanāt,
dvipakṣakleśanatvāc ca
mātsaryerṣye pṛthakkṛte.

無二貴重富財一、　因故、徧相故、
能損二二部故、　別立二妬悋結一。

【四】結に九種あり云云。（一）愛結(anunaya-saṃyojana)の舊譯、隨順結。（二）恚結(pratighasaṃyojana)舊譯は違逆結。（三）慢結(māna-saṃyojana)。（四）無明結(avidyā-saṃyojana)。（五）見結（dṛṣṭi-saṃyoja=

(39) aṇavas [te, 'nusajjan'a],
ubhagato 'nuśerate
anubadhnanti[ca yata
uktā anuśayās tataḥ].

舊譯—微細隨逐故、　　二種隨眠故、
非ニ功用ー恆故、　　故說ニ彼隨眠ー

(40) āsayanty āsravanty [ete]
haranti śleṣayanti [ca]
upagṛhṇanti[ti tato
niruktā āsravādayaḥ]

令ㇾ住及令ㇾ流、　　能牽及能合、
能取故說ㇾ彼、　　名ニ流暴河等。

【二三〇】能く所緣及び所相應に於て云云。所緣とは隨眠に緣ぜらるゝ法を言ひ、隨眠が之に於て所緣隨增するを、惛滯を增すと言ひ、所相應とは隨眠に、相應さるゝ法にして、卽ち隨眠が相應隨增するを、惛滯を增すと言ふなり。

【二三一】隨眠の原語 anu-śaya を類似の語 aṇu-śaya にて解釋したるなり、aṇu は卽ち「微細」と云ふ字なり。

【二三二】漏の原語 ā-srava は實は ā-sru てふ動詞より來るも、今は類似の語 ās（坐る）の使役法 āsayati（住せしむ）より來れるものと解し「稽留して……住せしめ」と言へるなり。

【二三三】此は正しく ā-sru の使役法 āsravayati(＝āsrāvayati)より來れる形と見て解釋したるなり。

【二三四】六瘡門は六根のこと。此を漏泄の義ととるは、āsru の單純形より成れる名詞（āsrava）の意味に解せるものにして、此の解こそ一般に通用する所のものなり。

【二三五】和合とは牛を車に軛するが如く、束縛するをいふ。

【二三六】隨眠に由るが故に識の相續が六境に向ひ行き、其の結果として種種の過を泄すなり。ā-sru は「漏る」と云ふ義なると同時に、「向ひ行く」の義もあれば、論主は兩義に見たるなり。

【二三七】契經とは雜阿含卷第十八第四九三經、（大正二、一二八頁中、下）參照。

【二三八】善法を行ずることの大加行を要するに喩へたるなり。

【二三九】境界の中に於て煩惱が自然に不斷に流注するの義あるを漏とせると釋すべしとなり。

【二四〇】軛は流と體同じなるも、名義異あるを示すなり。現行の時、極めて增上ならざるは軛、極めて增上なるは暴流なり。

【二四一】極めて增上に非ずとは煩惱の起るときは、何時の間に起れるか了知すべからず、唯有情を種々の苦と和合せしむるが故に名く。

【二四二】欲等とは五欲の境界の意にして、等とは見、戒、我語の三を等收す。取は貪を以て體とすと上に世親の自釋する所に順じて、釋する處なり。

爲すなり。

暴流　若し勢の増上なるを、説いて暴流と名づく。謂はく、諸の有情は、若し彼れに墮ちなば、唯隨順すべく、能く違逆すること無し。涌泛漂激して違拒し難きが故なり。

軛　[二三〇]現行の時に於いて[二三一]極めて増上に非ざるを、説いて名づけて軛と爲す。但だ有情をして種種の類の苦と和合せしむるが故に、或は數數現行するが故に、名けづて軛と爲す。

取　[二三二]欲等を執するが故に、説きて名けて取と爲すなり』と。

【二三〇】四取とは、欲取、見取、戒禁取、我語取なり。

【二三一】然るに云云。四取と四軛とはその體同じきも、立て方少しく異る。欲取は欲軛の二十九に欲界の五の無明を合せたる三十四物。我語取は有軛の二十八に、十の無明を合したる三十八物に名く。

【二三二】見を分ちて云云。見取見戒禁取見の二に分つ。

【二三三】僧佉(Sāṃkhya)瑜伽 yoga 等の智に由りて解脱を得べしと謂うて、聖道に悖れる戒禁を受入るればなり。

【二三四】此の誑惑とは戒禁取に誑されて生死に著し、生天を冀ひて減食絶食などすること。

【二三五】可愛の境を捨すとは、極端なる粗食をなし、地に臥し、垢穢を身に蒙むり、又は裸體となり、髪を拔く等を計して眞正のものと謂ふなり。

【二三六】然るに契經云云。此の經文は集異門足論巻第八(大正二六、三九九頁上)に出づると同じ。以下は、光寶共に論主が經部師の宗を述するものとせり、即ち其の意は經證に依りて、軛も取も其の體は唯貪なること

【二〇五】漏に於いて獨り等。見を獨立に取り扱ふ時は漏と言はざれば、之を、他と合して漏といふ中に收めしなりと。

【二〇六】是の如く云云。四十一の欲漏の中にて、十二見を析出するが故に、餘の二十九は自ら欲暴流となる。

【二〇七】貪瞋慢云云。五部に渉りてあるが故に三五の十五となる。疑の四とは修道になく見道の四部のみにあればなり。

【二〇八】貪と慢とに各各十とは、二界に各各五部あるが爲めなり。瞋は上界にはなきを以て之を立てず。

【二〇九】各各十二見とは、各界の見苦斷下の五見、集・滅下の二見づつ合して四、道諦下の三見を總計したるものをいふ。

を示すにあり。

【二三七】欲貪欲欲云云。光記に據るに、此の契經の意は欲軛とは如何ん、謂く、五欲の境に於て、欲に於て貪を起し、貪を起し親主心を起し乃至貪者を起すの意とせり、即ち欲軛とは欲を緣じて貪を起すものなるが故に、軛は貪を以て體とす。同様に有軛は有を緣じて貪を起し、見軛は見を緣じて貪を起すものにして皆貪を以て體とすると言ふにあり。

【二三八】欲等の四云云とは。五欲の境を緣じて貪を起すを欲取と名け、見を緣じて貪を起すを見取と名け、戒禁を緣じて貪を起すを戒禁取と名け、三界の我語を緣じて貪を起すを我語取と名くとなり。即ち以上の二經論によりて論主は四軛四取は欲を體とすと解するなり

【二三九】是の如く云云。前節の續きとして、この段は、煩惱の諸の名義を釋せんとするにあり。初の二句は隨眠の義を説明し後の二句は漏、暴流、軛、取の名義を明かにしたるものなり。

隨の三義

て、惛滯を増すが故なり。(二)隨逐と言ふは、能く〔隨眠の〕得を起して、恒に有情に隨ひ常に過患を爲すを謂ふ。(三)加行を作して彼の〔隨眠〕をして生ぜしむることを爲さず、或は劬勞を設けて彼れの起るを遮することを爲せども、而も數現起するが故に、隨縛と名づく。是の如きの義に由るが故に、[二二一]隨眠と名づくるなり。

漏等の名義

漏の住・流・泄の義

有情を[二二二]稽留して、久しく生死に住せしめ、或は生死の中に[二二三]流轉せしめ、有頂天より無間獄に至る。彼の相續は[二二四]六瘡門に於いて泄るる過窮り無きに由るが故に、名けづて漏と爲す。

暴流

極めて善品を漂はすが故に、暴流と名くづるなり。

軛

有情を[二二五]和合するが故に、名けづて軛と爲す。

取

能く依執と爲るが故に、名けづて取と爲すなり。

論主の自釋

若し善釋せば、應に是の言を作すべし。[二二六]諸の境界の中に、相續を流注し、過を泄して絕えざるが故に、名けづて漏と爲すと。[二二七]契經に說くが如し。「具壽よ、當に知るべし。譬へば、船を挽き、[二二八]流に逆ひて上るが如し。大功用を設くれども、行くこと尙ほ難しと爲す。若し此の船を放ちて、流に順ひて去らしむれば、功用を捨つと雖も行くこと難しと爲さず。善と染との心を起すも應に知るべし。亦爾ることを」と。此の經の意に准ぜば、

漏

[二二九]境界の中に於いて、煩惱の絕えざるを、說きて名けづて漏と

【一九四】隨眠とは十隨眠の中より瞋と無明とを除きたる餘の八。

【一九五】隨煩惱(upakleśa)とは根本煩惱に對する派生的第二義の隨眠をいふ、放逸・懈怠・不信・惛沈・掉擧・(大煩惱地六より無明を除くもの)と、諂・誑・憍の三小煩惱地法との八なり。

【一九六】纏とは即ち十纏中、上二界にありとする惛沈と掉擧の二。

【一九七】今、此の中とは、今、此に有漏を說くに際しても、品類足の如く、二纏を有漏に何故に加へざるやとの意。

【一九八】彼の界には云云。十纏中僅かに二纏あるに過ぎざる上に、その二纏も、他に誘はれて起り、自力にて起るにあらざるが故に、之を勘定に入れずとなり。

【一九九】同じく云云。上界の隨眠は凡て(一)三性門中にては無記性に屬し、(二)內・外門にては主として內門に轉じ、即ち定地及び自身を緣じて起る方に屬し、(三)定・散二地中にては定地に依る。

【二〇〇】前に云云。前卷第二節に於いて、「欲貪とを說きし中、有貪と名けし所以の項參照。

【二〇一】之に准じて三界の十五云云。前の欲漏有漏を立て、而もその中には無明を攝せざる道理よりして、「三界五部の十五無明を獨立せしめたる理由を了解すべきなりと。

【二〇二】暴流及び軛の體云云。欲暴流、有暴流、無明暴流(軛も同じ)の體は、大體に於て欲漏等と同じきも、唯だ、見暴流、見軛を獨立せしめたる處は、漏と稍異る所なりと。

【二〇三】謂はく猛利なるが故に。見は推求を性とするをいふ。

【二〇四】住せしむとは生死海中に留住し滯留せしむる義

なり。謂はく、了せざるの相を說いて無明と名づくるをもつて、彼れは能取に非ず。猛利に非ざるが故なり。但だ餘と合してのみ、立てて取と爲す可ければなり。

軛・取の體に關する論主の釋

[三六]然るに契經に說く、「欲軛とは云何。謂はく、諸の欲の中の[三七]欲貪・欲欲・欲親・欲愛・欲樂・欲悶・欲耽・欲嗜・欲喜・欲藏・欲隨欲著の心を纒壓する、是れを欲軛と名づく。有軛・見軛も應に知るべし、亦、爾ることを」と。

又、餘の經に說く「欲貪を取と名づく」と。此れに由るが故に知る、[三八]欲等の四に於いて起す所の欲貪を、欲等の取と名くるを。

第二節　隨眠等の名義

隨眠等の名義

[三九]是の如く已に隨眠並びに纒を經に說いて漏・暴流・軛・取と爲すことを辯ぜり。此の隨眠等の名に何なる義有りや。

頌に曰はく、

(39)微細と二隨增と、　隨逐と隨縛と、
(40)住と流と漂と合と執と、　是れ隨眠等の義なり。

根本煩惱の名義

論じて曰はく、根本煩惱の現在前する時、行相知り難きが故に、微細と名づく。

眠の義

(一)二隨增とは、〔隨眠は〕[四〇]能く所緣と及び所相應とに於い

---

itn rnams gsal phyir logs šig bstan
nāsravesv asahāyānām
āsnānanukūlatā.

暴河繫亦爾、　別立見明故、
非於流無伴、　由非順流故。

(38) yathoktā evn sāvidyā,
dvidhā dṛṣṭiviveenāt
[upādānāni], avidyā tu
grāhikā neti miśritā.

如所說共癡、　有二分見故、
名取由無明、　非能取故合。

【一八八】欲界の煩惱云云。欲の見所斷の惑に三十二ある中より四諦各下の無明を去りて廿八あり、之に修道斷の四より無明を去りて殘りの三を加へて三十一となし之に十纒を加へて四十一物となる、之を欲漏と名くるなり。(無明を去る所以は、之を別に無明漏と立つるを以てなり。)

【一八九】色無色界の云云。上二界の見修惑より無明を去りて各各廿六あるを合すれば五十二となるなり。之を有漏と名づく。但しここに有漏といへるは、欲漏に對するものにて原語は bhavāsrava なり。通常の sāsrava の有漏と混同せざるを要す。

【一九〇】豈に彼れに云云。十纒中、餘の八は上界には無きも、惛沈・掉擧の二は止觀の障となるものにして、上二界にも有り。何故に此二を有漏とせざるやとの難意。

【一九一】品類足とは卷第六(大正二六、七一七頁中)。

【一九二】結とは九結中より無明結を除く、餘の八結中、上界になき恚・嫉・慳を除ける愛・慢・疑・見・取の五結をとる。卷二十一參照。

【一九三】縛とは三縛の中、上界になき瞋縛と別立の無明縛とを除きたる貪縛の一をいふ。

軛＝暴流

應に知るべし、四軛は暴流と同じきことを。[二〇]

四取（十三—十六句）

四取は、應に知るべし〔其の〕體は四軛に同じきことを。[二一]然るに欲と我語とには各無明を併せること、[二二]見を分ちて二と爲すことは、前の軛と別なり。

欲取

卽ち前の欲軛と並びに欲の無明との三十四物を、總じて欲取と名づく。謂はく、貪と瞋と慢と無明との、各五と、疑に四有ると、並びに十纒となり。

我語取

卽ち前の有軛と並びに〔上〕二界の無明との三十八物を、總じて我語取と名づく。謂はく、貪と慢と無明との各十と、疑の八と有ればなり。

見取

見軛の中に於いて、戒禁取を除いて餘の三十物を總じて見取と名づく。

戒禁取

除く所の六物を戒禁取と名くづ。

戒禁取別立の所以

何に緣りて別して戒禁取を立つるやといふに、此れは獨り、[二三]聖道の怨と爲るに由るが故に、〔亦〕雙べて在家・出家の衆を誑すが故なり。謂はく、在家の衆は[二四]此の誑惑に由りて、自餓等を計して生天の道と爲すが故なり。〔又〕諸の出家の衆は、此の誑惑に由りて、計して[二五]可愛の境を捨するを淸淨の道と爲すが故なり。

無明取を立せざる所以

何に緣りて無明を別に取と立てざるやといふに、能く諸有を取るが故に取の名を立つ。然るに諸の無明は能取に非ざるが故

【一八一】纒には無慚、無愧、嫉、慳、悔、眠、掉擧、惛沈、忿、覆の十あり、次卷に詳し。

【一八二】經は雜阿含卷一八、第四九〇經（大正二、一二七頁上）長阿含卷八、衆集經（大正一、五〇—五頁）の如し。

【一八三】有漏は又は有流とも作る。無明漏は又は無明流とも作る。

【一八四】暴流とは、瀑流の如く、煩惱が善品を能く漂流し去るが故に名く。

【一八五】軛とは有情をして苦と和合せしむること、牛馬を車に軛して離れざらしむるが如くなるが故に煩惱の異名とす。

【一八六】我語取とは上二界に於ける內身に對する執著なり。

【一八七】頌に曰く云云。四頌十六句より成る中、初の二句は欲漏を明にし、次ぎの四句（第三—六句）は有漏を明にし、第七八句は無明漏を明にし、第九句より第十二句に至る一頌は、瀑流と軛とを明にし、最後の一頌四句は、四取を明にしたるものなり。

(35) 〔kāme saparyavasthānāḥ
kleśāḥ kāmāsravāhvayāḥ
vinā mohenānuśayā(eva),
rūpārūpye bhavāsravāḥ〕.

舊譯—欲界共倒起、　煩惱名欲流、
離癡唯隨眠、　色無色有流。

(36) de luṅ ma bstan kha naṅ bltas
mñam gzhag sa paḥi phyir gcig byas.
〔mūlabhāvena......................
avidyā pṛthag āsravaḥ〕

無記內門起、　依寂靜地生、
故合一爲根、　立無明別流。

(37) oghā yogās tathā

問　何に緣りて唯此れのみに別して漏の名を立つるや。

答　無明は能く諸有の本と爲るが故なり。

[202]暴流と及び軛との體は漏と同じ。

然も其の中に於いて、見を亦別に立つ。

四暴流と四軛
（九―十二句）

　謂はく、前の欲漏は卽ち欲暴流及び欲軛なり。是くの如く、有漏は卽ち有暴流及び有軛なり。諸の見を析出して見暴流及び見軛と爲るは、[203]謂はく、猛利なるが故なり。[204]住せしむるを漏と名づく。後に當に說くべきが如し。〔然るに〕見は彼〔の漏〕に順ぜず、性、猛利なるが故なり。此れに由りて[205]漏に於いては、獨り名を立てずして、但だ餘と合して立てて漏と爲す可かりしなり。

欲暴流　[206]是の如くして、已に二十九物を欲暴流と名づくることを顯はせり。謂はく、[207]貪・瞋・慢に各五種有ると、疑に四と、纒に十とあればなり。

有暴流　二十八物を有暴流と名づく。謂はく、[208]貪と慢とに各十と、疑に八とあればなり。

見暴流　三十六物を見暴流と名づく。謂はく、三界の中に[209]各十二見あればなり。

無明暴流　十五物を無明暴流と名づく。謂はく、三界の無明に各五有ればなり。

舊譯―從レ癡疑邪見、　從二身見一邊見、
從レ此戒執取、　次見取、自見、
欲慢、於二他見一　瞋起如二次第一。

【一七四】有餘師の異說にては、見所斷の貪等は他相續には與らずして、必ず自相續の己身に關し見を緣じて境と爲す。爾れば瞋を起すも自らの見に瞋を起すに外ならず」と。

【一七五】婆沙は特に、卷六一（毘曇部十、二一頁舊譯卷一五、二六〇頁下、正理卷三、光記卷二〇、三一七頁上參照。

【一七六】諸の煩惱の起ること等。前に續いて起惑の因を明かにする段なり。頌は前三句にて、起惑の因に三種あることを明かし、最後の一句にて之を結びたるものとす。

(34)　〔aprahīṇānuśayataḥ
paryavasthitagocarāt
ayoniśomanaskārāt
kleśaḥ, sakalakāraṇaḥ〕

舊譯―從二未滅隨眠一　及對レ根現レ塵
由二不正思惟一　惑起具二因緣一。

【一七七】斷ぜずとは無間道にて斷ぜざること。遍知せずとは解脫道にて擇滅を證せざること。

【一七八】或は唯境界力にのみ託して煩惱の起すのは、貪等の一切の煩惱を已斷已遍知して非理の作意を離れたる羅漢が退する場合なり。こは一寸現境に迷ひて煩惱を起し退することとあればなり。倘、此の退法羅漢に就きては、本論卷二五參照。

【一七九】三漏乃至四取に就きては、婆沙卷四七―四八（毘曇部九）舊譯卷一五、二六一頁上、正理卷五三、光記卷二〇、三一七頁上參照。

【一八〇】卽ち上の所說の云云。以下本章經說にある煩惱の種種の異名又は分類を明にす。

り。

三漏
欲漏（初二句）

論じて曰はく、[一八八]欲界の煩惱と並びに纏とより、癡を除きたる四十一物を總じて欲漏と名づく。謂はく、欲界繫の根本煩惱たる三十一と並びに十纏となり。

有漏（三—六句）

[一八九]色・無色界の煩惱より、癡を除きたる五十二物を總じて有漏と名づく。謂はく、上二界の根本煩惱に各二十六あればなり。

難

[一九〇]豈に彼れには、惛沈と掉擧との二種の纏有るに非ずや。[一九一]品類足の中には亦是の說を作す。「有漏とは云何。謂はく、無明を除きて、餘の色・無色二界の所繫の[一九二]結と[一九三]縛と[一九四]隨眠と[一九五]隨煩惱と[一九六]纏となり」と。[一九七]今、此の中に於いて何が故に說かざるや。

毘婆沙師の通

加濕彌羅國の毘婆沙師の言はく、[一九八]「彼の界には纏少くして、自在ならざるが故なり」と。

問

何に緣りて〔上〕二界の隨眠を合說して一の有漏と爲すや。

答

[一九九]同じく無記の性にして、內門に於いて轉じ、定地に依りて生ず。〔此の〕三義の同じきに由るが故に合して一と爲す。[二〇〇]前に說きし所を有貪と名づけしものゝ因の如し。卽ち是れ此の中に、有漏と名づくる義なり。

無明漏（七八句）

[二〇一]此れに准じて、三界の十五の無明を、義として已に立てて、無明漏と爲すに至る。

る。卽ち、相應隨眠は、隨增の性と同伴の性との二に由りて有隨眠と名け、所緣隨增は、唯、隨增の性のみに由りて有隨眠と名くと。卽ち相應隨眠といふ時は、若し未斷位なれば、此の二事に由るが故に、有隨眠と名く、然るに已斷位に於ては隨增すること無きも、實有の貪・瞋等の如きは、夫自身隨眠として心と同伴し生ずべき性質のものにして、聖道生ずとも、此の性質を改むること能はざる意味に於て、やはり有隨眠と名く。然るに所緣隨增（例せば無染心の如き）は、隨增斷ずれば有隨眠に非ずと。倘、同伴の性に就きて、光記は、相應は親近なりと言ひ、麟記は「心と相離る可からしめざること」と言ひ、法義には更に、染汚の習氣にして卽ち類性なりと言ひ、例を引き、前の盜賊は今現には盜まざるも、倘盜賊と稱するが如し」と言へり。但し本來法としての性質屬性を言はるものと解して可ならん。

【一七一】若し無染の云云。有漏の善と無記との心はただ隨增する義に限りて有隨眠と稱せらる。已に斷じて隨增せざるをば有隨眠と名けずと。

【一七二】特に婆沙四七（毘曇部九、一一六頁以下）、舊譯卷一五、二二六〇頁下、正理卷五三、光記卷二〇、三一六頁下參照。

【一七三】上に說く云云。この段は十種隨眠自然生起する次第を明にしたるものにして、次ぎに說く起惑の因と合して一科をなすものとす。頌は次第起の順序に並べたるに過ぎず。

(32b) rmoṅs las the tshom de nas ni,
log lta de nas ḥjig tshogs lta
(33) de nas mthar ḥdzin de nas ni
tshul khrims mchog ḥdzin de nas lta
raṅ gi lta la ṅa rgyal chags
gzhan la zhe sdaṅ de ltar rim.

軛

一八五軛(yoga)とは、謂はく、四軛なり。〔謂はく〕暴流に說くが如し。

取

取(upādāna)は、謂はく、四取なり。〔謂はく〕一には欲取(kāmopādāna)、二には見取(dṛṣṭyupādāna)、三には戒禁取(śīlavratopādāna)、四には一八六我語取(ātmavādopādāna)なり。

第二項　漏等の體

漏等四の體

是の如き漏等は、其の體如何。

一八七頌に曰はく、

(35)欲の煩惱と並びに纏とより、癡を除くを、欲漏と名づく。

有漏は上二界の　唯煩惱のみにして癡を除く。

(36)同じく無記にして內門なり、定地なるが故に合して一とす。

無明は諸の有の本なり。故に別に一漏と爲す。

(37)暴流と軛とも亦然なり。別に見を立つることは利なるが故なり。

見は住に順ぜざるが故に、漏に於いては、獨り立つるに非ず。

(38)欲と有との軛に癡を幷するものと、見を二に分つとを取と名くづ。

無明を別に立てざることは、能取に非ざるを以ての故な

斷の無漏緣の隨眠と相應する識等を緣ずるが故なり。

【一六二】此れには所應に隨ふとは、前の緣識に準じて推知すべきを言ふ、尙、詳細を知らんとせば、婆沙卷八八(毘曇部十一、一二三頁)を見よ。

【一六三】婆沙卷二二(毘曇部七、四一七頁)以下、舊譯卷一五、二六〇頁中、下、正理卷五三、正理卷二〇、三一六頁、中參照。

【一六四】若し心が彼れに由る等。こは前段の斷に約しての繫論に引續いての論題にして、有隨眠(sānuśaya)を論じたるものなり。有隨眠とは、本論にもある通り、「彼れ卽ち隨眠に由る心」にして換言せば隨眠に深く關係を有する心の義なり。

【一六五】彼は此心に於て云云。隨眠はこの有隨眠心に於て必ず隨增するやといふ問なり。

【一六六】或は隨增することとあり云云。とは心と相應するものの斷ぜざるものとは、相應隨增するもののことを指し心を緣ずるものの斷ぜざるとは、所緣隨增するものをいふ。卽ち斷ぜざる限りは、隨眠は有隨眠心に於て隨增するなり。

【一六七】頌に曰く云云。頌は前の略說を纏めて明かにしたるものなり。前の二句は一般論にて後の二句は之を細說したるものとす。

舊譯―有縛心二種、　染無染由ㇾ眠。

【一六八】有染心と無染心。不善と有覆無記とを有染心といひ、卽ち四部所斷の全と、修道の一分との染心を言ふ、修道中の善と無覆無記とを無染心と名く。

【一六九】卽ち相應と緣云云。卽ち相應縛、所緣縛なり。(本章第三節參照)

【一七〇】相應已に斷ずるも云云。相應隨眠は已斷にして隨眠隨增せざるも、尙有隨眠と名くるに就きては婆沙によるに、有隨眠と稱する所以の二義を明に知れば足

此の三の因緣は、其の次第の如く、即ち、因と境界と加行との三の力なり。

條件不具にして起る場合

餘の煩惱の起ることも、此れに類して知るべし。謂はく、此れは且らく因緣を具するに據りて說く。[一七八]或は唯境界の力にのみ託して〔煩惱〕生ずること有り。退法根の阿羅漢等の如し。

第三章　諸の煩惱に關する諸餘の問題

[一七九]第一節　三漏・四瀑流・四軛及び四取に就きて

第一項　漏・暴流・軛・取等の名

經說の惑の諸名

[一八〇]即ち上の所說の隨眠と並に[一八一]纒とを、[一八二]經に說いて、漏・暴流・軛・取と爲す。

漏

漏(āsrava)とは、謂はく、三漏なり。〔謂はく〕、一には欲漏(kāma-āsrava)、二には[一八三]有漏(bhav-āsrava)、三には無明漏(avidyāsrava)なり。

暴流

[一八四]暴流(ogha)と言ふは、謂はく、四暴流なり。〔謂はく〕一には欲暴流(kāmaugha)、二には有暴流(bhavaugha)、三には見暴流(dṛṣṭyogha)、四には無明暴流(avidyaugha)なり。

(一)欲界見苦所斷の遍行隨眠と相應する識と(二)欲界見集所斷の遍行隨眠と相應する識と(三)欲界修所斷の善・染汚及び無覆無記の識とあり何、(四)に見道所斷下の無漏緣の隨眠は無漏の樂根をも緣ずるが故に、この無漏緣の隨眠と相應する識を加へて總じて、樂根を緣ずる識は欲界に四ありと稱するなり。見滅所斷の樂根を緣ずる識なきは、見滅所斷の無漏緣の邪見等は滅をのみ緣じ、見取見等は自部を緣じ、隨つて此の所緣の中に樂根無きが故なり。

【一五五】色界の五とは、第三定の樂根は心悅にして、五部所斷に通ずるが故なり。

【一五六】無色界の二とは、見道所斷の無漏緣の邪見等相應の識は道所攝の樂根を緣じ、修所斷の善の識が亦た道所攝の樂根を緣ずるが故に二と言ふ。

【一五七】一切の樂根は皆な無漏識の所緣なり。何となれば、無漏識は苦・集・道の苦智品・類智品なればなり。

【一五八】所應に隨つてとは、欲界　見苦所斷の遍行隨眠相應には、欲界の見苦所斷の一切と見集所斷の遍行との隨眠が隨增し、乃至、無色界の修所斷の善の識には、無色界の修所斷の一切と遍行との隨眠が隨增するをいふ。第十二の無漏の識には隨眠の隨增すること無きなり、以上の詳細は、十二識の性質と隨眠の隨增とを了解すれば機械的に考へ得るも、此の一一の記述に就きては婆沙卷八六(毘曇部十一、一二二頁)を參照すべし。

【一五九】欲界の四部とは滅諦を除く。

【一六〇】色界の有爲緣とは、五部中の滅諦下の無爲緣の惑を除く。

【一六一】無色界の見苦集斷なりとは、無色界の見苦所斷の遍行の隨眠と相應する識と無色界の見集所斷の遍行の隨眠と相應する識となり。此が樂根の緣々識なるは、共に樂根を緣ずる無色界の見道所

慢—瞋

く已れを愛著して、情に高擧を生じ、他を凌懱するが故なり。此の慢より後に次に瞋を引生す。謂はく、自見の中に深く愛して已を恃んで、他の起す所の已に違へる見の中に於いて情に忍ぶこと能はず。必ず憎嫌するが故なり。[一七四]有餘師は說く、「自の見解に於いて取し捨する位の中に憎嫌を起すが故に、見諦所斷の貪等の生ずる時、自相續の見を緣じて境と爲るが故なり」と。

結文

是の如きは、且らく次第に依りて記するなり。次[第]を越えて起る者を說かば、前後の定無し。

[一七五]第十三節　煩惱生起の因緣

煩惱生起の因緣

[一七六]諸の煩惱の起るは、幾の因緣に由るや。

頌に曰はく、

(34)未だ隨眠を斷ぜざると、　及び隨應の境の現ずると、
非理の作意とに由りて起る。　惑に因緣を具するを說く。

煩惱生起の三因

論じて曰はく、三の因緣に由りて諸の煩惱起る。且らく、將に欲貪纏を起さんとする時の如し。(一)欲貪隨眠を未だ[一七七]斷ぜず、未だ遍知せざるが故なり。(二)欲貪に順ずる境の現在前するが故なり。(三)彼れを緣ずる非理作意の起るが故なり。此の[三]力に由るが故に、便ち欲貪を起すなり。

舊譯—見苦集修滅、　於三界無流、
　五八及十識、　十識所緣境、
　見滅道所滅、　一切自長境。

【一四七】一般の隨眠の隨增論に就きては婆沙卷八六—九〇迄に詳細を極むるも、樂根のそれに關しては婆沙卷八六(毘曇部十一、八八頁以下)樂根の緣識のそれは婆沙八八(毘曇部十一、一二二頁)を參照。尙、舊譯卷一五、二六〇頁中、正理卷五三、光記二〇、三一四頁下參照。

【一四八】婆沙卷八六に樂根は、欲界と初靜慮との唯、修所斷なると、第三靜慮の見修五部所斷なると無漏なるとありと言ふ。

【一四九】欲界の一とは、欲界の樂根は前五識相應のものあるが故に唯修所斷にして、見取道の四部には通ぜず。

【一五〇】色界に五部とは、初定地にあるは眼・耳・身の三識相應にして修所斷なるも第三定にある樂根は第六識相應のものなり。故に色界には四諦修道の五部に通ずる樂根ありと言ふ。

【一五一】無漏とは卽ち第三定地のみにある無漏根中の樂根なり。

【一五二】前に已にとは卷十九第三節參照。

【一五三】此の中…所應に從ふ云云。前の六種の樂根の中欲界修斷の樂根は欲界修斷の惑と欲界苦諦下の遍行の惑と欲界集諦下の遍行の惑とが、此樂根を緣じて隨增す。色界五部の樂根の中、其の修所斷のものを緣じては、修斷の惑と苦諦下の遍行惑と集諦下の遍行惑とが隨增し、「苦諦下の樂根を緣じては苦諦下の一切の惑と、集諦下の遍行の惑とが隨增し、苦・集諦下の樂根を緣じては、集諦下の一切の惑と苦諦下の遍行の惑とが隨增し滅・道諦下の樂根を緣しては、苦・集諦下の遍行の惑と各自部の惑とが隨增す。

【一五四】欲界の四とは、欲界にある、前五識相應の樂根は有漏にして修所斷なるが、此を緣ずる欲界所攝の識には、

貪と慢と瞋と次の如く、前に由りて、後を引いて生ず。

論じて曰はく、且らく、諸の煩惱の次第に生ずる時は、先づ

無明—疑

無明が、諦に於いて了ぜざるに由りて、苦乃至道諦を觀ずることを欲せず。了ぜざるに由るが故に次に引いて疑を生ず。謂はく、二途を聞いて便ち猶豫を懷く。苦と爲んや、非苦とせんやと。乃至、廣く說く。

疑—邪見

此の猶豫に從つて邪見を引いて生ず。謂はく、邪の聞・思が邪の決定を生じて苦諦を撥無す。乃至、廣く說く。

邪見—身見

諦を撥無するに由りて身見を引いて生ず。謂はく、取蘊の中に苦の理を撥無して、便ち決定して、此れは是れ我なりと執するが故なり。

身見—邊見

此の身見に從つて邊見を引いて生ず。謂はく、我に依りて斷と常との邊を執するが故なり。

邊見—戒禁取

此の邊見より戒取を引生す。謂はく、我に由りて隨つて一邊を執して、便ち此の執を計して能淨と爲すが故なり。

戒禁取—見取

戒禁取より見取を引いて生ず。謂はく、能淨と計し已りて必ず執して勝と爲すが故なり。

見取—貪

此の見取より次に貪を引いて生ず。謂はく、自見の中に情に深く愛するが故なり。

貪—慢

此の貪より後に次に慢を引いて生ず。謂はく、自見の中に深

が如し。他は之に準じて知るべし。故に嚴密には、右の五識の中には、欲界の見苦所斷法を緣ずべきものありとの意なり。

【一三九】自の下との三とは(一)色界苦諦下の一切隨眠と相應するの識、(二)色界集諦下の遍行の隨眠と相應する識、(三)色界修所斷の善の識と無覆無記の識、(四)欲界の苦諦下の上界を緣ずる識。是れは他界緣の煩惱と相應する識なるが故に緣ず、(五)欲界の集諦下の上界緣の惑と相應する識、(六)欲界の修斷の善の識、(無覆無記の識は上界を緣ぜず)を云ふなり。

【一四〇】上界の一云云。無色界の空處の近分定の善の識。

【一四一】無漏とは、類智品の無漏識、即ち苦類智品と集類智品となり。

【一四二】三界の三とは苦・集・修所斷の隨眠と相應する三の識を言ふ。

【一四三】五は卽ち前の如しとは、欲の苦・集・修と同じく三部相應の識と、色界の修の識と、無漏識となり。

【一四四】欲界の見滅所斷の有漏緣の隨眠と相應する識なり。

【一四五】九と十一とは色界の見滅・道所斷法は九識が緣ず、卽ち、前の色界繫の三部の能緣の識たる八識の上に、色界の見滅・道所斷の有漏緣の隨眠の相應の隨一を附加せるもの、無色界の見滅・道所斷法は十一、識が緣ずることを準じて知るべし。

【一四六】復た頌を說いて云云。略頌なり。前一頌は見苦・集・修の三部に對する三界繫法の能緣の識を說きたるものにして、後頌中、前二句は見滅、見道の二部に關し、最後の二句は無漏法に關して明したるものとす。

(32a) dvidhā sānuśayam, kliṣṭam akliṣṭam anuśāyakaiḥ.

するものと及び心を緣ずるものとの未だ斷ぜざるときを謂ふなり。相應已に斷ずるときは則ち隨增せざるなり。

相應縛と所緣縛とに由る有隨眠心分別

此の義門に依りて、應に是の說を作すべし。

[一六七]頌に曰はく、

(32a)有隨眠の心に二あり、　謂はく、有染と無染となり。
有染心は二に通ず。　無染は隨增に局る。

有隨眠心の二種

論じて曰はく、有隨眠心に總じて二種あり。[一六八] 有染と無染との心の差別あるが故なり。

相應所緣縛と有隨眠心との關係

中に於いて有染なるは或は隨增あるなり。[一六九]〔即ち〕相應と緣との隨眠の未だ斷ぜざる〔位〕を謂ふ。[一七〇] 相應已に斷ずれば則ち隨增せざるも、〔而も〕仍ほ有隨眠と說くは、恒に相應するを以ての故なり。[一七一] 若し無染のものならば、〔此を有隨眠と名づくるは〕唯隨增にのみ局る。此れを緣ずる隨眠は必ず未だ永斷せず、此れは唯隨增に據りてのみ、有隨眠と名づくるが故なり。

[一七二]第十二節　十隨眠生起の次第

十隨眠の生起の次第

[一七三]上に說く所の如き十種の隨眠が、次第に生ずる時、誰れか前にして誰れか後なりや。

頌に曰はく、

(32b)無明と疑と邪と身と、(33)邊見と戒と見取と、

八三八

見滅道所滅、　一切自長境、
無流三界後、　三無流心境。
trayānāsravagocarāḥ.

【一三四】 五識とは、欲界の苦・集・修所斷の識と色界の修所斷の識と無漏識をいふ。

【一三五】 自界の三とは、欲界の見苦所斷法に就きて言へば

(一)欲界苦諦下の一切の隨眠と相應する識、(二)欲界の集諦下の遍行の隨眠と相應する識、(三)欲界修所斷の善の識と無覆無記の識が緣ずるなり。

次に、欲界の集所斷法は、

(一)欲界の見・苦所斷の遍行の隨眠と相應する識、(二)欲界の見集所斷の一切の隨眠と相應する識と、(三)欲界の修所斷の善と無覆無記との識とが緣ずるなり最後に、欲界の修行所斷法は、

(一)と(二)とは、欲界の見苦・集所斷の遍行の隨眠と相應する識と、(三)欲界の修所斷の善と染汚と無覆無記との識とが緣ずるなり。

【一三六】 色界修所斷の善の識及び無覆無記の識が、欲界の苦帶下の煩惱を緣ず。

【一三七】 無漏とは詳しくは、欲界の見苦所斷法は、苦法智忍品の無漏識、欲界の見集所斷法は、苦集智忍品の無漏識、欲界の緣所斷法は四法智品の無漏識が緣ずるなり。

【一三八】 皆緣ず容きが故にとは、以上の五識の中には、緣ぜざるものも有るが故にかく言ふ。且く、欲界見苦所斷の識につきて言へば、この中には餘部を緣ずる遍行隨眠と相應する識と及び上界を緣ずる他界緣隨眠と相應する識とあり、之等は欲界の見苦所斷法を緣ずること能はず。亦、更に自相の惑たる貪と相應する識の此の法を緣ずるものは、彼の法を緣ずること能はざる

隨眠の隨增すること有りや」と。

〔答ふ〕應に此の識に總じて十二有りと觀ずべし。謂はく、[一五四]欲界に四あり、見滅斷を除く。[一五五]色界の五部あり。[一五六]無色界の二——卽ち見道諦と及び修との所斷——あり。[一五七]無漏は第十二なり。〔是等は〕皆、能く樂根を緣ず。

樂根の緣緣識と此に隨增する隨眠

此れには、[一五八]所應に隨つて、[一五九]欲界の四部と[一六〇]色界の有爲緣と無色界の二部と及び諸の遍行との隨眠が隨增す。

若し復た問ふもの有りて言はく、「樂根を緣ずる緣を緣じて復た幾種の隨眠が隨增すること有りや」と。

〔答ふ〕應に此の識に總じて十四ありと觀ずべし。謂はく、前の十二に更に二種を加ふ。卽ち[一六一]無色界の見苦・集斷なり。是の如き十四の識は能く樂根を緣ずる〔識〕を緣ずればなり。

[一六二]此れには、所應に隨つて、欲・色のには上の如く、無色のには四部の隨眠隨增す。

此の方隅に準じて、餘は應に思擇すべし。

第十一節　有隨眠心[一六三]

有隨眠

[一六四]若し心が彼れに由らば有隨眠と名づく。

問　[一六五]彼は、此の心に於いて、定んで隨增するや不や。

答　此は決定せず。[一六六]或は隨增することも有り、〔卽ち〕心と相應

めたるものをいふ。

【一三二】謂はく法は云云。一切法を煩惱修養論の立場より論ずる際は、四諦・修道の五部と無漏との法にて之を攝し得べし。而して五部は三界の何れにもあれど、無漏は三界繫にあらざるを以て總計十六種となるなり。之れ卽ち所謂、事の總體なるが、之を所緣として隨增する隨眠も要するに十六に對する能緣に外ならざるを以て、先づ境と識との關係を論じて、其基礎を定むべしとは、略婆沙の精神なりとす。

【一三三】頌に曰く云云。三頌十二句よりなる中、初の四句一頌は欲界の苦・集・修の三部を緣ずる識の境を明し、中の四句一頌(第五—第八句)は、色、無色の三部法を緣ずる識の境を明かし、最後の一頌中、初二句(第九、第十句)は三界の、見滅・道の二部法に對する識の境の數を明し、後二句(第十一—第十二句)は無漏法に對する識の境を擧げたるものとす。

(29) duḥkhahetuprgaḥyāsaprahеyāḥ kāmadhātujāḥ
svakatrayaikarūpāptāmalavijñānagocarāḥ,
(30) [svakādharatrayordhvaikāmalanāṃ rūpadhātujāḥ,
ārūpyajās] tridhātvāptatrayānāsravagocarāḥ
(31) nirodhamārgadṛgheyāḥ
sarve svādhikagocarāḥ.
anāsravās tridhātvantya-

頌譯—見苦集修滅、　是欲相應法、
自界三一色、　無垢識境界、
自界下界三、　上一淨識境、
無色三界三、　無流識境界、

見苦と集と修との斷の、　欲と色と無色との繫は、
應に知るべし、次第の如く、　五と八と十との識の緣なり。
見滅と道との所斷は、　各自識の緣を增す。
無漏の法は、應に知るべし。　能く十識の境と爲る。

是の如く、十六種の法は十六の識の所緣の境と爲ることを了知し已りぬ。

[147]第二項　緣識と緣々識との隨眠の隨增

隨眠の隨增

今應に思ふべし、何の事は何の隨眠の隨增なるやを。若し別に疏條せば、恐くは文煩廣とならん。故に我れは此れに於いて略して方隅を示さん。

特に、樂根の緣識と此に隨增する隨眠

且らく、問ふ者有りて言はく、「所繫の事の內の樂根に幾くの隨眠隨增すること有りや」と。

〔答ふ〕應に[148]樂根に總じて七種有りと觀ずべし。謂はく、[149]欲界の一あり、即ち修所斷のなり、[150]色界に五部のあり。[151]無漏のは第七なり。

一切の無漏は諸の隨眠の隨增する所に非ず。〔是れは〕[152]前に已に說きたるが如し。

[153]此の中、前の六には、其の所應に隨つて、欲の修所斷及び諸の遍行と、色界の一切の隨眠と隨增す。

樂根の緣識に隨增する隨眠

若し問ふもの有りて言はく、「樂根を緣する識に、復た幾種の

し。分り易く言へば與へられたる現實界に對する迷は滅する譯なり。然れども、集法智の未だ生ぜざる限り集諦下の煩惱あるべく、而もその中には、遍行の惑あるを以て、この惑は尙ほ苦諦を緣じて、間接に之を繫縛すること、尙、自分は已に解脫するも相手の女が離れざるが如き狀態にあるを以て未だ眞の離繫とは言はれずとなり。

【一二七】修道の位に云云。修道の例を擧ぐれば、後に述ぶるが如く修惑は三界九地に涉りて各之を上上品乃至下下品の九品に分つ。而して之を斷ずる順序は上上品より上中品に及び、最後に下下品に及ぶ。然るに今、假りに欲界九品の修惑に於て、其上上品を斷じたりとせんに、その限り斷なれど、尙ほ上中品等の殘る限り、そは又上上品を緣ずるを以て未だ以て、眞の離繫と稱せられず。

【一二八】事の緣識とは即ち諸三界五部の諸法及び無漏法を緣ずる識を言ひ、緣緣識とは更にその緣識を緣ずる反省上の識にして、本節は其の一一を明し、更に之に如何なる隨增するやを明すを目的とす。

【一二九】本項に關しては、婆沙卷八七（毘曇部十一、一〇九頁）及び婆沙卷一〇七（毘曇部十二、一八三頁以下）舊譯卷一五、二六〇頁上、正理五三、光記二〇、三一四頁下參照）

【一三〇】何の事に幾く云云。是れ事と惑との關係を明にしたるものにして、即ちいかなる事に對していかなる隨眠が所緣隨增するかを論じたる段にして、此は本章第七節初頭に註せる能繫を明す二方面の中の第二、斷惑に約して明さんとするものなり。此段も亦、之を詳說すれば極めて繁鎖となるべきも、今は其繁に堪へざれば略毘婆沙を造りたるものなり。

【一三一】略毘婆沙とは、大毘婆沙の繁雜なるを簡單に縮

色界繫の三部を緣ずる識

若し色界繫の卽ち前所說の三部の諸法ならば、各、八識が緣ずるなり。謂はく、[139]自と下との三は皆前に說くが如し。及び[140]上界の一とは卽ち修所斷のにして、[141]無漏のは第八なり。皆、緣じう容きが故なり。

無色繫の三部を緣ずる識

若し無色繫の卽ち前所說の三部の諸法ならば、各十識が緣ずるなり。謂はく、[142]三界の〔各〕三は皆前に說くが如く、無漏のは第十なり。皆緣じう容きが故なり。

見滅・道所斷の諸法

見滅と見道との所斷の諸法は、應に知るべし、一一に自識が緣ずることを增すことを。

此れは亦如何といふに、苦・集・修所斷の隨眠と相應する三の識を言ふ。謂はく、欲界繫の見滅所斷は、六識の緣と爲る。[143]五〔識〕は卽ち前の如く、〔更に〕[144]見滅斷のを增すなり。見道所斷も、六識の緣と爲る。五は亦前の如く、〔之れに〕見道斷のを增すなり。

色・無色界の見滅・道斷は、應きに隨つて、[145]九と十一との識の緣と爲る。

無漏法を緣ずる識

若し無漏法ならば、十識の緣となる。謂はく、三界の中の各各後の三部、卽ち見滅・道と修との所斷の識なり。無漏は第十なり。皆、緣じう容きが故なり。

前の義を攝せんが爲めに、[146]復た頌を說いて謂はく、

【一二二】婆沙卷五三(毘曇部九、二三〇頁以下)、正理卷五三初頭、光記二〇、三一四頁以下參照。

【一二三】今應に思擇すべし云云。先き(第七節)に世に約して繫を論じたるの續きとして、第二に斷に約して繫を論ずる段なり。問意を理解するには、先づ斷と離との相違を知らざるべからず。斷とは煩惱の得を離るるとは能緣の煩惱の斷ずるに因り、直接に脫する義にして、離とは能緣の煩惱の斷ずるに因り卽ち縛する煩惱より直接に脫する義にして、離とは能緣の煩惱の斷ずるに因り、直接は勿論、間接に之を縛し居る繫縛をも離るるをいふ。分り易き例を以て云へば、男女間の關係に於て、その一人が全くその欲情を斷ずるは所謂斷にて、離とは其上に更に向ふの相手も當方を全然思ひ切るに至るが如きをいふ。故に斷は狹く離は廣し。故に、以下の問答生ずるなり。

【一二四】若し事が云云。離の中には必ず斷を含めど、斷は必ずしも離を含まずとは、其答なり。

【一二五】斷にして離繫にあらず云云。正しく斷に約して離繫を明かにする段にして、一面斷と繫との關係を說明するなり。

(28) prahīṇe duḥkhadṛgheye [saṃyuktaḥ] śeṣasarvagaiḥ,
[prahīṇe prathamākāre]
śeṣais tadviṣayair malaiḥ.

四句中、前二句は、見惑に約して、斷にして離繫にあらざる場合を明かにし、後の二句は修惑に約して之を明すものとす。

舊譯—滅ㇾ苦下惑中　由ニ餘遍行應一
於ニ前類已滅一　餘同境惑應。

【一二六】且らく見道の位云云。先づ見道位の例を擧ぐれば、見道十五心中、初の苦法智忍の次の苦法智生ずるとき、それによりて、苦諦下の諸事は繫縛を斷じ得べ

是の故に應に[一二一]略毘婆沙を造るべし。此れに由りて少少の功力を勞すと雖も、而も能く大大の問流を越度すればなり。

十六種法

[一二二]謂はく、法は多しと雖も、略して十六種と成す。卽ち、三界の五部と及び無漏との法なり。能く彼れを緣ずる識の名數も亦然り。〔此の中にて〕但だ應に何の法は何の識の境なりやを了知すべし。〔然るときは〕何の事には、何の隨眠が隨增するやを思ひ易し。〔故に〕此の中にて、且らく、應に何の法は何の識の境なりやを知るべし。

十六法と能緣の識

[一二三]頌に曰はく、

(29)見苦と集と修との斷にして、　若し欲界の所繫のものならば、
　自界の三と色の一と　無漏との識の所行なり。
(30)色の自と下との各の三と、　上の一と淨との識の境なり。
　無色のは、通じて三界の　各三と淨との識が緣ず。
(31)見滅道の所斷には、　皆、自識の行を增す。
　無漏は三界の中の、　後の三と淨との識の境なり。

欲界繫の三部を緣ずる識

論じて曰はく、若し欲界繫の見苦と見集と修との所斷の法は各、[一二四]五識が緣ず。謂はく、[一二五]自界の三とは卽ち前に說くが如し。及び[一二六]色界の一とは、卽ち修所斷のにして、[一二七]無漏〔識〕は第五なり。[一二八]皆、緣じう容きが故なり。

實なるも、若しくは曾なるも、若しくは當なるも、其が有とする所の如くして、有の言を說くものにして、皆、實有なること現在の如しと言ふには非ず。過去は曾有なり、未來は當有なり、現は是れ實有なり、云云の意なり。但し光記が、之を經部の答とするは、必ずしも妥當ならず(詳細は宗教硏究六の一、「俱舍論上實有思想に對する世親態度」參照。

【一一三】彼の所生等。過去の煩惱の生ぜる隨眠卽ち種子が現在に有るが故と、又未來の煩惱の因となる隨眠卽ち種子が現に有るが故とにて、過・未の能繫の煩惱有りと言ふ。

【一一四】彼れを等。又其の過未の境を緣ずる煩惱の隨眠が現在有るが故に、煩惱に由つて有情が繫せらるる事ありと說く。

【一一五】毘婆沙師云云。以上、廣く、有部を攻擊して、最後に頌の第四句に戾りて、有部をして心細き辯護をなさしめて本宗歸結としたるなり。

【一一六】諸の自愛の者とは、自分の宗義(有部)を愛樂する者の意。

【一一七】異門(paryāya)。舊に別義と云ふ、說き方の不同あることとなり。以下異門の生滅に就きて、詳細は婆沙七六、(毘曇部十、三〇九頁以下參照すべし。

【一一八】一法の上に生滅を說く。卽ち色等の五蘊が各別に生じ各別に滅すと。

【一一九】別法の上に生滅を說く。卽ち未來世の色等生ずれば現在世の受等滅するを言ふ。

【一二〇】正生時。正生時は、未來世に攝せらるるを以ての故なり正生時が未來世に攝せらるに就きては婆沙一八三、(毘曇部十六、一七三頁參照)

【一二一】舊譯に「從世生」と譯す。謂く未來は多剎那あるが故に或る一剎那は其の中より生ずと說く。

断に約して繋を明にす

[一二五]断ずるも、離繋に非ざるものも有りとは、其の事云何。

頌に曰はく、

(28)見苦の已断なるに於ける、　餘の遍行の隨眠と、
　及び前品の已断に於ける、　餘の此れを緣ずるとは猶ほ繋す。

見道位（第二句）

論じて曰はく、[一二六]且らく、見道の位に於いて苦智已に生ずれども、集智未だ生ぜざるときは見苦所断の諸の事は已に断ずるも、見集・所断の遍行の隨眠の、若し未だ永断せざるものが、能く此の「見苦所断の諸の事」を緣ずるをもつて、此れに於いて猶ほ繋す。

修道位（三四句）

及び[一二七]修道の位にて、隨つて何れの道の生ずるも、九品の事の中にて前品は已に断ずとも、餘の未だ断ぜざる品の所有の隨眠が、能く此の「已断の事」を緣ずるをもつて、此れに於いて猶ほ繋す。

断なるも離繋に非ざることとは、是の如しと、應に知るべし。

[一二八]第十節　事の緣識と緣々識と之に對する隨眠の隨增

[一二九]第一項　事法と識との關係

惑の隨增

[一三〇]何の事に幾くの隨眠有りて隨增するや。

略毘婆沙

若し事に隨つて別に答ふれば、便ち多くの言論を費やさん。

業の爲なりといふ。此難は之を豫想しての論にして若し已に因中に果ありと言はば、別段に業を藉らざるも任運に其果が現出するにあらずや云云となり。

【一〇五】若し引いて云云。業の果を引くとは所詮、一所より他所に移すことなりと言はば、其引かるる果は常恆不變といふこととなるべし、而も汝は果を變異とて轉變の無常を免かれずと立つるは何故か。

【一〇六】又、無色の法は云云。又、色法は形有りて餘處に至らしむることも得べけれ、無色の心心所の如きは、云何にして引いて餘處に至らしむることを得べきや。

【一〇七】又、此れが云云。此の業が當來の果を引くといふ意が、引發する義ならば、所引の果は體本無かるべし。

【一〇八】若し但だ云云。若し、業が果に對して功能有りといふことは果を生ぜしむる意には非ずして、果の體を差別せしめ、本に異らしむる謂なりと謂はば、已に本と異りて差別する故に、その間に本無今有の意義有る可しとなり。

【一〇九】是の故に云云。かく雨衆外道に同ずる點より非難し終りて、有部宗主張の非理を總結す。

【一一〇】契經とは、雜阿含卷第十三第三一九に曰く、「生聞婆羅門……白ㇾ佛言、瞿曇、所謂一切有、云何一切有、佛告ㇾ生聞婆羅門、我今問ㇾ汝、隨ㇾ意答ㇾ我、婆羅門、於ㇾ意云何、眼是有不、答言是有、沙門瞿曇、色是有不、答言是有、沙門瞿曇、婆羅門、有ㇾ色有ㇾ眼識ㇾ有ㇾ眼觸ㇾ有ㇾ眼觸因緣生ㇾ受、若苦若樂不苦不樂ㇾ不、答言、有。沙門瞿曇、耳鼻舌身意亦如ㇾ是」と（大正二、九一頁上）

【一一二】梵志(brāhmaṇa)婆羅門のこと。

【一一三】三世は其の有る所の如くとは、光記によれば、三世の一切有なりと言ふは、若しくは假なるも若しくは

有部の正義（第四句）

説き、[二四]彼れを緣ずる煩惱の隨眠有るが故に去・來の所繫の事有りと說く。若し隨眠斷ずれば、離繫の名を得るなり。

[二五]毘婆沙師は是の如き說を作す。「現の如く實に過去・未來有るなり。〔然ども〕所有の中に於いて通釋すること能はざるは、[二六]諸の自愛の者は應に是の如く知るべし。「法性深甚にして尋思の境に非ず」と。豈に釋すること能はずとて便ち撥して〔過・未〕無と爲さんや。

法性甚深

[二七]異門有るが故に、[二八]此れ生じ此れ滅す。謂はく、色等生じ即ち花等滅するなり。異門有るが故に、[二九]異生じ異滅す。謂はく、未來生じ現在世滅するなり。異門有るが故に、即ち世を生と名づく。[三〇]正生時は世に攝せらるるを以ての故なり。異門有るが故に、[三一]世に生有りと說く。未來世には多刹那有るが故なり。

第九節[三二]　事の斷と繫の斷との關係

問　傍論は、已に了りつ。[三三]今應に思擇すべし。諸事の已に斷ずるとき、彼れ離繫なりや。設し事が繫を離るれば、彼は已に斷ずるや。

答　[三四]若し事が繫を離るるものならば、彼れは必ず已に斷ぜり。〔然れども〕事は、已に斷ずるも、而も離繫に非ざること有り。

心を生ずること無きを顯せるものに非ずとなり。

【九四】一切の覺とは、心心所のこと。

【九五】若し境に於て有や無やの猶豫あらば、即ち境にも有と無との差別あることを顯すものにして、從つて有を緣ずるが如く無を緣ずる心もあり得べしと言ふ反語なり。

【九六】薄伽梵云云。雜阿含卷第二十六、第七〇三經（大正二、一八九頁上）參照。

【九七】有上とは、上有る法の意にして劣法のこと。

【九八】無上とは逆に最上無二の法の意にして、從つて最勝の法のこと。即ち擇滅涅槃に當る。

【九九】此の經文を引ける所以は、境に有無の差別あり、從つて無を緣ずる識も有り得べき義を示さんとてなり即ち經文中「有は是れ有、非有は是れ非有」と言ふ處が、正しく其證據となる文なり。

【一〇〇】經部にては過去の業に實體が有りて、それが、果を引くとは說かず。過去の業が起したる現在の相續身に其の業の種子を引起し、その種子が、念念の相續が轉變し差別して、當來の果を生じ行くと說くなり。

【一〇一】破我品とは第三十卷。

【一〇二】若し能く生ず云云。有部にて業は果を生ずと言はば、已に生ずといふ以上、生ぜざる先きには果なきことを意味すを以て云云の意。

【一〇三】雨衆外道は舊に婆沙乾若（vārṣagaṇa）とあり數論學徒のことと言はる。數論は因中有果論（satkārya-vāda）にて、一切の現象は凡て、因たる自性中に包含せられ、少分と雖も已に因中に內在し居らざる果なしと論じ、從つて無より生ずるものなきと同時に、因中に含まれざるものは、神我を除いては、絕對的に非有なりと主張するなり。

【一〇四】若し能く云云。論主の破の第一なり。數論派は已に因中に果ありと說き、而かも現在に種種相あるは

彼れは是の說を作す、「有は必ず常有なり、無は必ず常無なるべし、無は必らず生ぜず、有は必ず滅せず」と。

更に破す

[一〇四]若し能く果をして現在と成らしむと謂はば、如何にして果をして現在に成らしむるや。[一〇五]若し引いて餘の方所に至らしむることなりと謂はば、則ち所引の果は其の體常なるべし。[一〇六]又、無色の法は當に如何にして引くべきや。[一〇七]又、此れが引く所も〔其の〕體は本無なるべし。[一〇八]若し但だ體をして差別有らしむるなりと謂はば、本無くして今有るといふ、其の理は、自ら成ぜん。

論主非を結ぶ

[一〇九]是の故に說一切有部にして、若し實に過去・未來有りと說かば、聖教の中に於いて善說たるに非ず。

論主の一切有の解釋

若し善く一切の有を說かんと欲せば、契經に說く所の如く說くべし。

有部の問

經には如何に說くや。

論主の答

[一一〇]契經に言ふが如し。[一一一]「梵志よ。當に知るべし。一切の有とは唯十二處なることを、或は、唯、[一一二]三世は其の有る所の如く有りとの言を說く」と。

有部の難

若し去來にして無ならば、如何にして能〔繫〕所繫及び離繫有りと說くべきや。

釋す

[一一三]彼の所生と因との隨眠有るが故に、去・來の能繫の煩惱有りと

故に寧ろ正直に無を緣ずといふを勝れりとせずやとなり。

【八九】又若し聲云云。無所緣識の起る場合に關して例を擧げて論ず。例へばここに「前に聲がなかりき」といふことを緣ずる識ありとせんに、この識は何を所緣としたるものなりや。有部は之に對して、若し聲の先時有に非ざるを緣ずるに、卽ち彼の聲を緣じて境と爲すといはゞ、聲の無を求むる者は、應に更に聲を發すべし。聲の非有を緣ずるに、倘、聲を境と爲せば、聲無を求むる者も亦理として聲を發すべければなり、然もこは矛盾にあらずや。又更に、前には聲なかりしも、それは無にあらずしてただ未來世に住するに過ぎずと言はば、三世實有なるを以て、已に前に無かりしといふは矛盾ならずや

【九〇】若し去來に云云。過去・未來にも聲あれど、ただ現在に顯はれざる點に於て無なりといふも當らず、三世の聲は、體一なるを以てなり。

【九一】若し少分だも云云。若し三世の聲は一體ならず其間に區別の存するものありと言はば、少くともその區別の存する限り、現實の聲は、本無今有なりとせざるべからずとなり。

【九二】菩薩とは釋迦菩薩のこと。世間に無き所とは、世間に無き法のこと。此を我れ見我れ知ると云ふ道理なしと菩薩の言へるは、識が無を緣ぜざる經證の如くに見ゆるを以て、此の言を論主が通ぜんとするなり。

【九三】他人は云云。他人の增上慢を懷けるものは未だ證得せざる法中に於て恰も現に證得せしが如き妄想を懷き見ざるものをも見しとし、有らざるものを取して有りと謂ふも、我は唯だ實有の法を實有となすのみにして、非有に於て現有の相を取りて有とするに非ざることを顯示せしものにして、經意は決して無を緣じて

經を引いて證す

理必ず應に然るべし、[九六]薄伽梵の、餘の處に於いて、「善く來れるかな。苾芻よ、汝等、若し能く我が弟子と爲りて、諂無く誑無く、信有り勤有らば、我れは旦に汝を敎へて暮れに勝を獲せしめ、我れ暮に汝を敎へて旦に勝を獲せしめむ。便ち有は是れ有、非有は是れ非有、[九七]有上は是れ有上、[九八]無上は是れ無上と知るならん」と。[九九]

三世實有論の二理證の破

此れに由りて、彼れの說ける「識は境を有するが故に、去・來は有なり」といふも亦、因と成らず。

又、彼れが言ふ所の、「業は果有るが故に、去・來有り」といふも、理として亦然らざるなり。

論主更に諸說を掲げて實有論を破ず

[一〇〇]經部の師は是の如き說を作す。「卽ち過去の業は能く當果を生ず。然も業を先と爲して引れたる相續の轉變し差別して、當果をして生ぜしむるなり」と。〔是れは〕、[一〇一]破我品の中に當に廣く顯示すべし。

別　破

若し實に過去・未來有りと執せば、則ち一切の時に果の體は常有なるべし。〔已に爾らば〕業は彼れの果に於いて何の功能有りや。[一〇二]若し能く生ずと謂はば、則ち所生の果の本無くして今有ること、其の理自ら成ぜん。若し一切の法にして一切の時に有ならば、誰が誰に於いて能生の功能有りや。

又、[一〇三]雨衆外道の邪論を顯成すべし。

し之を許すとせば、極微よりなる色法を常住なりとせざるべからざるに至らんとなり。

【八一】　又色は唯極微云云。三世の色法は、唯極微が聚(現)し散(過未)する迄の相違にして、生滅することは寸分も無しと曰はば、是れ極微常住說を立つる邪命(Ājīvika)外道の宗を遵守して、佛の契經に乘背するものなりとの意。

【八二】　邪命者とは正當の方便によりて生活の方法を得ざるもの通例 Ājīvika 派を指せど、ここは必ずしも、それのみに限らず汎く外道(Pāṣaṇḍin)の意義に用ゐられ、勝論などをも指すと解すべきものなり。

【八三】　善逝(Sugata)とは如來の名。契經は、前引勝義空契經の文なり。

【八四】　又受等云云。極微の散聚に就いて過現未を立つることの非を無色の四蘊につきて述べたるものとす。そは受等、卽ち受想行識の四蘊は極微所成に非ざれは集散の理無きも矢張、之に過・現・未あればなり。

【八五】　是はとは受等四蘊。

【八六】　第十三處。佛家にては十二處の外無し。故に第十三處とは、龜毛、兎角の如き無體を顯はすときに用ふる言なり。

【八七】　此の能緣の識云云。已に汝は第十三處無しと知るにあらずや、この第十三處無しと知る識は何を緣じて起るや。矢張、無を緣したる結果に外ならざるべしとなり。

【八八】　若し卽ち彼の名云云。有部にては、第十三處なしと觀ずる識は第十三處といふ實有の名(不相應法の一)を對象とすと救釋せん。而もこの救釋は當らず、何んとなれば、已に第十三處なしといふ以上は、その第十三處といふ名を撥無することとなり、從つて、所謂、不相應法中の名を否定するの矛盾を來たせばなり。

れ所緣となるべし。

經部の答

諸有の第十三處無しと達する[八七]此の能緣の識は何を所緣と爲すや。[八八]若し卽ち彼の〔第十三處の〕名を緣じて境と爲すと謂はば、是れ卽ち彼の名を撥して無と爲すべきものなり。

轉救を破す

[八九]又、若し聲は先きには有に非ざりしと緣ずるときは、此の能緣の識は何を所緣と爲すや。若し卽ち彼の聲を緣じて境と爲すと謂はば、聲の無を求むる者は應に更に聲を發すべし。

聲無の例

若し聲の無なるは未來の位に住するなりと謂はば、〔汝が宗にては〕未來は實有なり、如何にしてか無と謂はん。

[九〇]若し去・來〔の聲〕が現世無き〔が故に、無と名づく〕と謂はば、此れも亦理に非ず。其の體一なるが故なり。[九一]若し少分だも體の差別有らば、本無くして今有るといふ、其の理、自ら成ぜん。

結論

故に、識は通じて有と非有との境を緣ずるなり。

違文を會す

然るに[九二]菩薩が、「世間に無き所を我れ知り我れ見る といふは、是の處無し」と說けるは、〔其の〕意に說く、[九三]「他人は增上慢を懷いて、亦、非有の〔法〕に於いて〔有の〕相を現じて有りと謂ふも、我れは唯有なるに於いて方に觀じて有と爲すのみ」と。

若し、此れに異ならば、則ち[九四]一切の覺には皆所緣有り。何に緣りてか境に於いて〔有なりや、無なりやとの〕猶豫有ることを得んや。[九五]或は〔有無の〕差別有らんや。

ざる法などまでも緣じて意識を起し得るは何故かとなり。一體、生の緣たるべきものは、相貌分明たるべきに、かかる未來永遠の法相の隱昧なるものが、如何にして能產の緣たるを得んやとてこれ永遠の未來の法か意根の如く生緣としての密接なる關係なきことを指摘したるなり。

【七四】當に有るべきとは、未來可生の法。

【七五】或は當に云云。缺緣不生の法のこと。

【七六】涅槃擇滅は一切の生有に違逆して可得能證すべき法なるに、それが能生の緣となりて第六意識を生ずとするが如きは正理に順ぜずとの意。

【七七】若し法云云。若し法境にして所緣となるのみのものにして別に能生の意義有るには非ずといふならば自分(經部)の方に於ても、亦爾く說くものなれど、その範圍に於ては、法(過・未の)は無體なるも差支なく、從つて過・未有體の證とはならず。

【七八】彼れは等。現在法が所緣の境となるに擬して、彼れ卽ち過・未も所緣となる如きものとして有りとするも現在法が實有として所緣たるが如くに、過未も然りといふ義にあらずとなり。此文は舊譯には「如レ成ニ境界一如レ此有」とあるを參照せよ。

【七九】若し未來の極微云云。若し有部が救ひて、「過去未來の色は現在の如く有なるには非ずして極微が散亂して存在するなりと謂ふとも、實際に於て過・未を緣ずるときは散亂せる極微を緣ずること無く、積集の所造物として相を取るが故に、此の救も亦理に非ず云云の意。

(附記、有部にては、獨離の極微の存在を否定す。之を許すは正量部なり)。

【八〇】又、若し云云。極微の散と聚とによりて現在(聚)と過未(散)とを分たんとする說を破するものなり。若

更に救を牒して破して無所緣識の論證に及ぶ

く、是の如く逆に未來を觀じて有と爲すなり。若し現〔在〕の如く有ならば、應に現世と成るべければなり。

若し體が現に無ならば、則ち應に無境を緣ずる識有りと許すべきことも、其の理自ら成ず。

七九 若し未來の極微は散亂して有り、而も現〔在〕には非ずと謂はば、理亦然らず。彼の相を取る時、散亂に非ざるが故なり。

八〇 又、若し彼の色の有ることとは現在に同じきも、唯、極微の散亂することと有るのみを異と爲すとせば、則ち極微の色は、其の體常なるべし。

八一 又、色は唯極微の聚と散となるべくんば、竟に少分も生滅と名づく可きもの無く、是くのごとくんば則ち 八二 邪命者の論を遵崇するものにして、八三 善逝の說く所の契經に棄背せん。契經に說くが如し。「眼根のは、生ずる位に從來する所無し」と。乃至廣く說く。

有部難ず

八四 又、受等は極微の聚成する〔所〕に非ず。如何にしてか去來は散亂すと言ふ可き。然も受等に於いて追憶し逆觀するも、亦〔前述したる〕未滅・已生の時の相の如し。〔從つて〕若し現〔在〕の如く體有ならば、八五 是は常なるべく、若し體現に無ならば、還つて無の境を緣ずる識有りと許すべしとの理は亦自ら成ぜん。

若し體が、全く無にして是れが所緣とならば、八六 第十三處も是

とは誰れも等しく許す處にして、之は杈譽外道の如きも亦許す處なり。故に此は、此外道が曾有性は信ずるも、倘實有のことを知らざるが故に、佛が爲めに實有を知らしめんと欲し說ける所なるべし云云の意。

【六八】 彼れ云云。彼の業の引起する現在の相續身中の與果の功能ある種子の有るに依るが故に、密意を以て、此の過去の能熏の業を有と名け、所熏の業の因たる種子の能く當果を與ふるを與果の功能と名く。

【六九】 勝義空契經とは、第一義空を說く故に名づく。雜阿含卷十三に曰く、「云何爲二第一義空經一、諸比丘眼生時、無レ有二來處一、滅時無レ有二去處一、如レ是眼不實而生、生已滅盡云云」第三三五經(大正二、九二頁下)參照。

【七〇】 造集する所無し。何處に行き集まると云ふこともなしとの意。

【七一】 若し此の言云云。有部にては前の勝義空經の說を解して、こは現在を基本として、過去・未來が現在に現はれざるを本無・還無といへるのみにて、過去その者、未來その者の無なるをいふにあらずと。今文はそれに對する破なり。謂へらく法を離れて別に時なきが故に、眼根に關して現世といふは、所詮、眼根その者の現在を指すに外ならず。從つて現世を基本として、過未に於ける眼根の無を說くといふことは所詮、眼病が過・未になしといふ結論に達せざるべからずとなり

【七二】 法が意の如く云云。意根が識の所依となりて識を生ずると同じ意義に於て、境たる法も意識を生ずる作用ありとせんや、將た法はただ識を發する爲めの所緣たるに過ぎずとせんやとは問意なり。

【七三】 若し云云。前二問の中、前者の意味なりとすれば、意根が識を生ずる爲めに等無間緣となるが如くに、法も亦、識と密接に連絡すべき筈なるに、吾等は遠き未來に現はるべき法、乃至緣缺不生にて遂に現はれ

是れ則ち眼根の去・來に體無き義、已に成立せん。

三世實有論第二教證の破

又、彼の說く所の、「要らず二緣を具して識方に生ずるが故に、去來の二世は體實有なり」と〔の說〕は、應に共に尋思すべし。意と法とが緣と爲りて意識を生ずとは、[七二]法が意の如く能生の緣と作ると爲んや。法は但だ能く所緣の境と作ると爲んや。

[七三]若し法にして意の如く能生の緣と作るとせば、如何にして未來百千劫の後に[七四]當に有るべき彼の法、[七五]或は當に亦無なるべき〔法〕が能生の緣と爲りて今時の識を生ぜんや。又[七六]涅槃の性は一切の生に違す。立てゝ能生と爲さば、正理に應ぜず。

[七七]若し法〔境〕にして但だ能く所緣の境と爲るのみとせば、我も過・未は亦是れ所緣なりと說く。

有部責

若し無ならば、如何にして所緣の境と成らんや。

經部の答

我れは、[七八]「彼の〔過・未の法〕は、所緣と成るが如くに有り」と說くなり。

有部徵す

如何にして所緣と成るや。

謂はく、曾有と當有となり。過去の色・受等を憶ふ時、現〔在〕の如く分明に彼れを觀じて有と爲すに非ずして、但だ彼の曾有の相を追憶するのみ。逆に未來の當有を觀ずることも亦爾り。

謂はく、曾ての、現在に領せられし色相の如く、是の如く過去を追憶して有と爲し、亦た當の現在に領せらるべき色相の如

くの如き所立は實に自由自作の自在天の仕業なるべしとの嘲弄の言なり。

【五九】 我等とは經部師等。

【六〇】 果因云云。過去は現の果を有するが故に、曾有の因と稱し、未來は現の因を有するが故に、當有の果と名く。又は、未來は當有としての果なり、過去は曾有としての因なり、かく曾有と當有とを立つることによりてのみ、過去と未來と有りと說くものにして、何れにしても、現在は唯有にして、現在を中心として、去來を假立せるもの。決して、現在の如く、去來の二も實有すると言ふには非ずとなり。

【六一】 彼の有とは去來二世の法の有。

【六二】 自性とは、法の自體のこと。過・未の法は現在の如く用の有る自體は無きも、用無き過・未法の自體有りとの謂。

【六三】 曾と當と云云。過去は曾て有なる因の性、未來は當に有なる果の性。此の曾有、當有の因果の二性によりて經には有と說けるなりとの意。

【六四】 我れが今滅するとは、自分が今消せしに非ずして、以前より消えてありしことが有りと云ふ意。

【六五】 世尊云云。法幢は稽古に於て、此の經の典據として中阿含、卷第四、尼乾經(大正一、四四一頁)を引けり。されど增一阿含卷十八(大正一、六三九頁中) Jātaka 522 に杖髻外道が目連を害せるの惡業を、婆沙卷一一二に表業過去し盡すも、猶無表業として業ありとするの說、本引の經文に近し(毘曇部十三、一二七頁)參照すべし。

【六六】 杖髻外道(Laguḍa-śikhiyaka)。舊譯、杖勝外道。

【六七】 豈に彼れは云云。杖髻外道が業曾有のことを知らざるが故に、佛が爲めに之を說きたりしものとせんか、恐らくは爾らざらん。何んとなれば、業曾有のこ

は」有の聲は通じて有と無との法を顯はすが故なり。〔有の聲の「無」を顯はすとは〕世間に、燈の先きに無きこと有り、燈の後に無きこと有りと說くが如く、又、燈の已に滅すること有り、(六四)我れが今滅せしに非らずと言ふこと有るが如し。去來有りと說くことも、其の義亦應に爾るべし。

若し爾らずんば、去來の性は成ぜざらん。

有部の難

若し爾らば、何に據りて(六五)世尊は彼の(六六)杖髻外道の爲めに、「業は過去し盡し滅し變壞すとも、而も猶ほ是れ有なり」と說けるや。(六七)豈に彼れが業の曾有の性を許さゞりしかば、今世尊が重ねて爲めに有なりと說きしとせんや。

經部經を通ず

(六八)彼の〔業〕所引の現相續の中の與果の効能に依りて、密かに說いて有と爲す。若し爾らずして、彼の過去の業が現に實有性ならば、過去豈に成ぜんや。理として必らず爾るべし。薄伽梵は(六九)勝義空契經の中に於いて、「眼根は生ずる位に從來する所無く、眼根は滅する時に(七〇)造集する所無し。本無くして今有り、有り已りて還た無し」と說くを以てなり。去・來の眼根にして若し實有ならば、經に本無くして等の言を說く可からず。

更に經を引き難ず

(七一)若し此の言は現世に依りて說くと謂はゞ、此の救は理に非ず、現世の性と彼の眼根とは體に別無きを以ての故なり。若し現世にして本無くして今有り。有り已つて還つて無きことを許さば、

【五〇】未已生とは未來。

【五一】已滅とは過去。

【五二】先きに云云。法體恆有ならば、抑も未來に何の缺く所あり、過去に何の缺く所あるによりて、未生とされ已滅となるやとの難なり。

【五三】名けて已滅云云。而も法體恆有なる以上、缺るものは有り得ざらんとなり。

【五四】本無くして今有りとは、現在の義。

【五五】有り已つて還つて無とは過去の義、未來の義は、本無くして云云の語より推定することを得。

【五六】一切種とは一切種の有爲法の義なり。

【五七】然るに云云。前の一切種皆成立せざるべしにて、前三句の頌文による破論を一と通り述べ終れり。この「然るに」以下は、頌を離れて、更に廣く、有部宗にて三世の法の體は恆有にして、而も、こは、有爲の諸相と合するが故に有爲法は卽ち行として性は非常なりと主張する間の矛盾を論破せんとするなり、此の點、亦、有部宗自身としても不分明なるが故に、後世體滅用滅の兩派の論爭を來せし理由ある所なりとす、此の論爭と其の解釋に就きては「三世實有論の研究」(宗敎研究八ノ二)を參照せよ。

【五八】法體云云の頌は恐らく經部に傳はれるものなるべし。

svabhāvaḥ sarvadā cāsti
bhāvo nityaś ca neṣyate,
na ca svabhāvād bhāvo 'nyo
vyaktam īśvaraceṣṭitam.

舊譯—法體性恆有、　而不ㇾ許二法常一、
有法不ㇾ異ㇾ性　是眞自在事。

法體は常有にして、生滅に亙らざるも、性は無常にして生滅すと許す。但し體と性とは別體無しといふ。か

更に廣く難ず

五七 然るに、彼れが所說の「恒に有爲の諸相と合するが故に、行は非常なり」と〔の說〕は、此れ但だ虛言有るのみ。生滅の理無きが故なり。體は恒有なりと許しながら、〔而も〕性は非常なりと說く、是の如き義言は未だ曾て有らざる所なればなり。

是の如き義に依るが故に、有る頌に曰はく、

五八 法體は恒有と許して　而も性は非常と說くも、
性と體とには復た別無し、　此れ眞の自在の作なり。

三世實有の論第一教證の破

又、彼の言ふ所の「世尊の說くが故に、去來二世はその體實有なり」といふにつきては、五九 我等も亦、去・來の世有ることを說く。謂はく、過去世の曾有を有と名づく。未來は當有なり。六〇 果と因と有るが故なり。是の如き義に依りて、去・來有りと說くも、去・來は、現〔在〕の如く實有なりと謂ふには非ず。

有部救

誰か言ふ、「彼の有は現在世の如くなり」と。

經部反徵

現世の如くに非ずんば、六一 彼の有は云何。

有部の答

彼は去・來二世の六二 自性を有するなり。

經部又難と其去來の解

此れ復た應に詰るべし。若し倶に是れ有ならば、如何にして是れを去・來の性と言ふべきや。故に、〔經に〕彼れは有なりと說くは、但だ六三 曾と當との因果の二性にのみ據るものにして、體の實有なる〔がため〕には非ず。世尊は、因果を謗る見を遮せんが爲めに、曾と當との義に據りて去來有りと說けるなり。〔そ

由二去體一故。

【四三】若し法の自體云云。法體恒有ならば、之に伴ふ用も恒有なるべき筈ならずや、過去未來にはその作用起らずと汝は言へど、然らば問はん、一體、何の力ありて作用を礙えて起らざらしむるやと。

【四四】常有と許す云云。その因緣も常有なりと汝は主張するが故に、因緣の和合せざる時なければなり。

【四五】此の作用云云。作用は何によりて三世に分るるや。若し更に他の作用有りて、それが原因となりて分れしむと說かば無窮の過あるに至らん。

【四六】若しこの作用云云。作用の自體は過・現・未に涉らざるも而も有なりと言はばこは無爲なりとせざるべからず。已に無爲なりとせば、作用の已滅を過去と云ひ、未生を未來なりなどと說くを得ざるべし。

【四七】若し云云。體と用とを離して論ずるが故に、かかる難あれど、我宗にても體用を不離と見るが故に、此難成ぜずとは有部の救釋なり。

【四八】若し爾らば云云。若し體と作用と不離にして體即用なりと云はばの意。

因みに、以下、難破者は、光寶二釋共に經部師なりと釋するも、かゝる難意は已に婆沙七六卷にもありて、必ずしも經部師の難とのみするを要せず。有部宗內に已に起れるものを有部より出でたる經部師が代表として論ぜりと解せば、又、光寶の二釋も亦、全く誤れるにも非ず。今は便宜上、此の意味に於て光寶の釋を採用せり。

【四九】有爲の法云云。この句に對しては光寶の相違あれど、今は寶によりて經部の說明と見る。即ち前に體用一ならば、用も常恒なるべきを以て過未を成ぜずといへるを、反面より證明せんが爲に、體用一なりと救釋せる有部の矛盾を指摘したるものと解すべきなり。

だ有らざるとの法を去・來と名づくとは言ふべからず。

有部の救（第二句前半）

[四七]若し作用が法體と異ると許さば、此の失有るべし。然も異ること有ること無きが故に、此の過失有りと言ふ可からず。

經部の破（第二句後半）

[四八]若し爾らば、所立の世の義は便ち壞せん。謂はく、若し作用が即ち是れ法の體ならば、體は既に恒有なるを以て、用も亦然るべし。何んぞ有る時は名づけて過・未と爲ることを得んや。故に、彼れの所立の世の義は成ぜざるなり。

有部徵

何爲れぞ成ぜざる。

經部の答

[四九]有爲の法の未だ已に生ぜざるを未來と名づけ、若し已に生じて未だ滅せざるを、現在と名づけ、若し已に滅するを、過去と名づくるを以てなり。

經部復た難ず（第三句）

彼れは復た應に說くべし。若し現在の法體の實有なるが如く、去・來も亦然らば、誰れか[五〇]未已生なる、誰れか復た[五一]已滅なるやを。謂はく、有爲の法體にして實に恒有ならば、如何にして未已生と已滅とを成ずることを得べきや。[五二]先きに何の闕くる所ありて、彼れ未有なるが故に未已生と名づけ、後に復た何をか闕いて、彼れの已に無きが故に[五三]名づけて已滅と爲すや。故に、法の[五四]本無くして今有り、[五五]有り已つて還つて無なることを、則ち三世の義なりと許さずんば、「三世の義成立せざるべし。若し三世の義成立せずんば」應に[五六]一切種は皆成立せざるべし。

【三七】第四の覺天の待說は、相待を原理とする限り、相待には區分なきを以て過去にも未來にも三世あることとなり、遂には、無窮となるべしとなり。

【三八】故に此の四の中云云。論主は婆沙に從ひて、世友の位說を善としたるなり。

【三九】此れはとは、三世實有說に四種の別有ること、及び、第三世友の說が有部の正義なることを指す。この事は能く分りたれど、進んでその根本に解し難き處あれば、之を說明すべしとなり。因みに、光記には以下を經部よりの難論とせるも已に、こは、婆沙論上に觸れられたるものなれば、論主が、之を轉載せるものと見るべし。（婆沙卷七六、毘曇部十三〇六頁參照）

【四〇】若し爾らば等。若し作用有るを現在といふならば、發識取境の作用無き彼同分の眼根等は、何の作用有るに由つて現在と曰はるるか。

【四一】同類因等の等とは異熟因を等取せるなり。此の二は過去にありて與果する作用有り。但し取果の用は無し。故に唯半作用のみ有るが故に、現在とも名づくべく、過去法にても有りと言ひ得ることとなりて世相雜亂とならんとの難意。

【四二】次に當に廣く云云。以下、論主が三世實有論を廣く破とせんとする段なり。頌は四句ある中、初の三句は、破の文にして、第四句は、有部の答なり。

(27) kiṃvighnam, [tad api
kathaṃ]. nānyad [adhvā na yujyate,
tathā san kiṃ ajo naṣṭaḥ,
gambhīrā jātu dharmatā].

舊譯―何礙、緣不具、　非常此云何、
壞悉檀理故、　非能不異故、
世義則不成、　未生滅云何、

是〔の如くんば〕則ち過去の[四一]同類因等は旣に能く與果するをもつて、應に作用有るべし。〔已に〕半作用有らば、世相雜〔亂〕すべけん。

三び難ず

第三項　三世實有論の破

三世實有論の破

已に略して推徵せり。[四二]次に當に廣く破すべし。

頌に曰はく、

(27)何れか用を礙ふる。〔用とは〕云何。　異無くんば、世便ち壞せん。

誰の未生と滅とかあらん。　此れは法性の甚深なるなり。

作用より見たる難點

一、用常生の難(第一句前半)

論じて曰はく、[四三]若し法の自體が恒有なりと說くべくんば、應に一切時に能く作用を起すべし。何の礙力を以てか此の法體より起る所の作用をして、時に有り時に無からしめんや。若し〔そは〕衆緣和合せざればなりと謂はゞ、此の救は理に非ず。[四四]常有と許すが故なり。

二、用無窮の難(第一句後半)

又、[四五]此の作用は、如何にして去・來・今と爲ると說くことを得るや。豈に作用の中に、而も更に餘の作用有りと立つることを得んや。

三、作用無爲の難

[四六]若しこの作用は去・來・今に非ずして、而も復た說いて作用是れ有なりと言はゞ、〔作用は〕則ち無爲なるが故に、應に常にして無に非ざるべし。故に作用が、已に滅したると、及び此が未

【三一】位(avasthā)の不同に云云。舊婆沙と鞞婆沙七とには「時」と譯し、雜心論卷一一〇には分分と譯す。こは一見すれば、時間を靜的に考へ、過去位、現在位、未來位を想定して、法が過去位にあるを過去法といひ、現在位にあるを現在法と名げたるが如きも、有部にては時間を別法と見ざるが故に、その眞意は後に解するが如く、要するに作用を基本として、未作用(未來)現作用(現在)既作用(過去)によりて、三世の法の別を立てたるものなり。

【三二】籌とは、算盤のこと。算盤の例にてその意味を解すべし。

【三三】待(apekṣā)に別云云。舊譯・舊婆沙・論鞞婆沙、雜心論等凡て之を異と翻ぜり。此の說は、三世とは、要するに相待的命名にしてその根據は吾等の認識視點の相違にありと言はんとするにあり。

【三四】此の四種云云。以下は、婆沙評家の說を紹介したるもの。

【三五】第一は云云。法救の類說は、少しもその比喩としての金器の說をのみ見る限り、數論が自性より種種の變異を開展し、再び之を自性に復歸すと主張するに似たるものあるを以て、かくは評破したるなり。然れども、實をいへば、この批評は餘りに例に拘泥したる結果にして、正理も救釋したるが如く、その眞意は、第三の位說と多く異らざることを忘るべからず。正理卷五二、顯宗二六參照。

【三六】第二の所立云云。第二の妙音の相說には、凡ての物は三世相と合すといふが故に、たとひ、それに顯陰の別ありとするも、所詮は、一法に同時に三世ありといふこととなりて世相の亂雜を來たすべし。妻妾の例は當らずとなり。

故なり。

人が妻室に於いて貪を現行するとき、餘の境に於いては貪は唯成就すること有るのみにして、現に貪の起ること無し。何の義をもつてか同と爲んや。

覺天說の破

三七 第四の所立は、前後相待すとせは一世法の中にも三世有るべし。謂はく、過去世の前後の刹那を去・來と名づけ、中を現在と爲すべく、未來と現在とも類して亦然るべし。

世友說の評取（有部の正義）

三八 故に、此の四の中、第三を最も善しとす。作用に約して位に差別有りとするを以て、位の不同に由りて世に異有りと立つればなり。彼れ謂はく、「諸法の作用の未だ有らざるを、名づけて未來と爲し、作用の有る時を名づけて現在と爲し、作用の已に滅するを名づけて過去と爲す。體に殊り有るには非ず」と。

三世實有說の略難

三九 此れは已に具に知れり。彼の〔去・來實有說〕を應に復た說くべし。若し去・來世の體も亦實有ならば、現在と名づくべし。何んぞ去・來と謂ふや。

有部の答

豈に前に作用に約して、立つと言はずや。

復び難ず

四〇 若し爾らば、現在に眼等の根の彼同分に攝する有り。何の作用ありや。

有部の答

彼「の彼同分の眼根」も豈に取果・與果すること能はざらんや。

下〕、十四卷鞞婆沙卷七（大正二八、四六六頁中）、雜心論卷十一（大正二八、九六二頁）等に說述せり。

【三七】 今、此の部の中云云。以下は、三世に法が實有するならば、其の同じく實有する法の上に如何にして三世の別を認むべきや、法の體同じきや、別なりや等を明にする段なり。而もこは已に婆沙論卷七七（毘曇部十、三一五頁）之に關する四論師の說を擧げて批評せるが故に此段は大體に於て其說を紹介したるものなり。

(26) 〔caturvidhāḥ ete bhāvalakṣaṇāvasthānyathānyathikāhvayāḥ,〕
tṛtīyaḥ śobhano 'dhvānaḥ
kāritreṇa vyavasthitāḥ.

舊譯―彼四種彼師、有二相・位・異異、
分別名一第三可、諸世由二切能一立故。

【三八】 類の不同云云。類（bhāva）は舊論には之を「有」と翻じ、雜心論卷一一には「分」と翻じ、舊婆沙卷四十鞞婆沙卷七には「事」と翻ぜり。蓋し此師の考に從へば、法體は恒有なれども、その狀態の相違によつて過・現・未と分るものと言はんとするもの﹅如し。

【三九】 相（lakṣaṇa）の不同。舊俱舍・舊婆沙・鞞婆沙・雜心等皆同じく相と翻ず。光記に從へば、この師は不相應行中に別に三世相なるものを立て、之と正しく合したる法が顯にして余の二に隱ると雖も、其の體は無きに非ざるが故に、其法ば彼の二相と離れずと言ふ。即ち、正しく過去相と合して顯なるものが、過去法にして、その法は他の世相を離れずと言ふなり、他の二世法も推して知るべし。但し、妙音が、不相應法として果して三世相を立てしや否やは尙研究を要す）

【三〇】 姬膝とは、中宮、更衣、御部屋などと言はんが如し。

唯類をのみ捨得するも、體を捨得するには非ず」と。

(二)妙音の相有異説

尊者妙音は是の如き説を作す、[29]「相の不同に由りて三世異有り」と。彼れは謂はく、「諸法の世に行ずる時、過去は正しく過去の相と合す、而も名づけて現、未の相を離ると爲さず。未來は正しく未來の相と合す、而も名づけて過・現の相を離ると爲さず。現在は正しく現在の相と合す。而も名づけて過・未の相を離ると爲さず。人の正しく一の妻室に染する時、餘の[30]姫媵に於いても、染を離るとは名づけざるが如し」と。

(三)世友の位有異説

尊者世友は是の如き説を作す、[31]「位の不同に由りて三世に異有り」と。彼れは謂はく、「諸法の世に行ずる時、〔三世の〕位位の中に至りて、〔三世の〕異異の説を作す。位に別有るに由り、體に異有るに非ず。[32]一籌を運びて一に置くを一と名づけ、百に置くを百と名づけ、千に置くを千と名づくるが如し」と。

(四)覺天の待有異説

尊者覺天は是の如き説を作す、[33]「待に別有るに由りて三世に異有り」と。彼れは謂はく、「諸法の世に行ずる時、前後相待して名を立つるに異有り。一の女人を母と名づけ、女と名づくるが如し」と。

毘婆沙師批評法救説の破

[34]此の四種の説一切有の中にて、[35]第一は、法に轉變有ることを執するが故に、數論外道の朋の中に置くべし。

妙音説の破

[36]第二の所立は、世相雜亂す。三世に皆三世の相有りとするが

諸比丘、有二二因緣一生識何等爲レ二、謂眼色耳聲鼻香舌味身觸意法云云。第二一四經(大正二、五四頁上)、及び S. N. 35. 93. Dvayam

【三〇】若し、未來世云云。經證により識の生ずるは依緣たる六根と境緣たる六境との二緣による、然るに今ここに過去と未來を緣ずる識ありとせんに、若し去來が實有にあらずとせば、これ虛無を緣ずることになり。境緣を缺くことになり經證に違せんとなり。

【三一】識の起る時云云。これ前の教證の第二を理論化したる說に外ならず。

【三二】又、已謝の業云云。これ三時業說による特に異熟因果に據る證明なり、蓋しこは三世實有論を生じたる原始的思想なると同時に亦、三世實有論が實際的意義を帶ぶる根據なりとす。

【三三】果の生ずる時、現因の在ること有るに非ずとは、異熟果は決して異熟因と俱時に在ることも、亦、因と無間なることも其の義理無きが故に、其の因法は過去に在りと言はざるべからず。卽ち異熟因果を認むる限り、過去ありと言はざるべからずとなり。

【三四】未だ與果せざる業とは、未だ果として、實現せざる業にして、潛勢としてあるをいふなり。

【三五】分別說部は宗輪論によれば、過去の業は果を生じ終れば滅して無しとす。又果を生ぜざる間は業の體必ず在りと說くは、飲光部なり。婆沙卷五十一(大正二七、二六三頁下)に曰く、「或復有レ執、諸異熟因果一若熟已因體卽無、如二飲光部一、彼作二是說一諸異熟因果未レ熟位、其體猶有、果若熟已、其體便無、如三外種子、芽未レ生位、其體猶有、芽若生已其體更無云云」と Kathāvatthu 1.8 にも同說あり。

【三六】此の四大論師の異說に關しては殆んど同じ內容を、婆沙卷七七、舊婆沙卷四〇(大正二八、二九五頁

ての故に、是れを說一切有宗（Sarva-astivādin音譯、薩婆多部）と許す。謂はく、若し人有り、三世實有と說かば、方に彼は是れ說一切有宗なりと許すなり。

分別說部と有宗

若し人有り、唯現在世及び過去世の[二四]未だ與果せざる業のみ有りと說き、未來及び過去世の已に與果せる業は無しと說かば、彼れを許して[二五]分別說部（Vibhajya-vādin）と爲すべし。此の部の攝には非ず。

[二六]第二項　三世の別に關する四論師の異說

三世の別に關する四論師の異說

[二七]今、此の部の中の差別に幾く有りや。誰れの定むる所の世が最も善にして依るべきや。

頌に曰はく、

(26)此の中に四種有り。　類と相と住と待との異なり。
　第三は作用に約して　世を立つ。最も善と爲す。

(一)法救の類有異說

論じて曰はく、尊者法救（bhadanta-Dharmatrāta）は是の如きの說を爲す。[二八]「類の不同に由りて三世異有り」と。彼れは謂はく、「諸法の世に行ずる時、類に殊り有るに由り、體に異有るには非ず。金器を破して餘の物と作す時、形は殊ること有りと雖も體は異ること無きが如く、又、乳の變じて酪と成る時、味勢等を捨するも顯色を捨するに非ざるが如く、是の如く、諸法の世に行ずる時、未來より現在に至り、現在より過去に入るに、

【二六】婆沙卷第七六―七七（毘曇部十、三。二頁以下）、舊譯卷一四、二五七頁下、正理卷五〇―五二光記卷二〇、三一〇頁上參照。

【二七】諸の事の過去云云。前に煩惱の繫を說いて三世の事に及ぶことを明にせり。次で本節にては三世法實有論の問題を論ずるなり。問題の出發點となれる疑問は、煩惱が三世の事を繫すといへるが、その三世の法は實有なるによるか、將た又之を假定せる說によるか、といはば常恒說となるべく、假定とするならば能繫とか離繫等の事實なからんとなり。之に對して有部は、教證と理證とによつて、三世實有說を主張したるは、この一段の大要なり。

(25) [sarvesv adhvasu santi ukter] dvayāt [sadvisayāt] phalāt,
[tadastivādāt sarvāstivādi
mataḥ].

舊譯―三世有、說故、　由二、有境、果一、
　由レ執說ニ一切有一許

【二八】契經云云。雜阿含卷第三第七九經（大正二、二〇頁上）に曰はく、「爾時世尊告ニ諸比丘一、過去未來色尙無常、況復現在色、多聞聖弟子如レ是觀察已、不レ顧ニ過去色一、不レ欣ニ未來色一、於ニ現在色一厭離、欲滅寂靜、受想行識亦復如レ是比丘、若無ニ過去色一者、多聞聖弟子、無レ不レ顧ニ過去色一、以レ有ニ過去色一故、多聞聖弟子不レ顧ニ過去色一、若無ニ未來色一者、多聞聖弟子、無レ不レ欣ニ未來色一、以レ有ニ未來色一故、多聞聖弟子、不レ欣ニ未來色一、若無ニ現在色一者、多聞聖弟子、不下於ニ現在色一生ニ厭離一、欲滅盡向上、以レ有ニ現在色一故、多聞聖弟子、於ニ現在色一生ニ厭離一、欲滅盡向、受想行識、亦如レ是故……云云。S. N. 22. 9―11 Atītānāgata-paccupanna

【二九】契經云云。雜阿含卷第八に曰く、再時世尊告ニ

未來の色に於いて欣求を勤斷すべし」と。

教證（二） 又、二緣を具して識は方に生ずるが故なり。謂はく、[一九]契經に說く、「識は二緣より生ず。其の二とは何ぞ。謂はく、眼と及び色と、廣く說きて乃至意と及び諸の法となり」と。[二〇]若し去・來世にして實有に非ずんば、能く彼〔の過未・未來の諸事〕を緣ずる識は二緣を闕くべし。

已に聖教に依りて去・來の有を證したり、當に正理に依りて去來の有を證すべし。

理證（一） [二一]識の起る時は必ず境有るを以ての故なり。謂はく、必ず境有りて識は乃ち生ずることを得るに、〔境にして〕無ならば、〔識は〕則ち生ぜず。其の理決定せり。若し去・來世の境の體が實に無ならば、是れ則ち應に所緣無き識有るべけん、所緣〔已に〕無きが故に識も亦應に無かるべし。

理證（二） [二二]又、已謝の業に當〔來の〕果有るが故なり。謂はく、若し實に過去の體無くんば、善惡の二業の當〔來〕の果は應に無かるべし。[二三]果の生ずる時、現因の在ること有るに非ざればなり。

此の教と理とに由りて、毘婆沙師は定んで去來二世は實有なりと立つ。

說一切有宗の名義 若し、自ら、是れ一切有と說く宗なりと謂はば、決定して實に去來世有りと許すべし。三世は皆定んで實有なりと說くを以

【一四】未來の五識云云。未來に必ず生ずべき、〔不生法を簡ぶ〕、前五識相應の貪瞋（慢は前五識に相應せず）は、前の理由によりて事徧はあれども世徧はなし。何んとなれば前五識を相應するは必ず境と俱なるを以て、一時に三世に繫し得ざればなり。ただ自世、即ち未來にありては未來世、乃至、現在し過去すれば、それぞれ現在と過去とに繫し得るに過ぎず。然れども若しそは、緣欠にして畢竟不生法たるものならば、事徧は勿論世徧もあり。何んとなれば、生ずべきものは生ずることによりて境と俱轉するといふ制限を免れざれど、不生法とならば、そこの制限なく、而も未だ斷ぜざる限り、その所緣法に繫する可能性あるを以て、三世に轉ずる自所緣の法は凡て之によりて繫せらるるを以てなり。

【一五】所餘の一切の云云。共相の惑は、過去未來にあるは世徧と事徧とを具備す。意識相應法なるが故に三世に緣ずるの作用あり、又、共相惑なるを以て現に事の制限を受け居らざるが故に、自所緣の一切に關係し得ればなり。然ども、たとひ共相惑なりとも、現在世に起りつつあるものは、その緣ずる事以外は繫し得ざるものとす。便宜上右述べたる所を圖表すれば左の如し、

未斷
自相惑
未來（可生不生）意識相應の貪・瞋・慢
未來不生五識相應の貪・瞋
過現相應の貪・瞋・慢 ― 有 / 無
過現五識相應の貪瞋 ― 無
未來の五識相應の可生の貪 ― 有 / 無
共相惑（見疑無明）
過去・未來
現緣のもの ― 隨繫此事（事遍不定）
遍行（世遍・事遍）
世遍行
事遍行
非遍行

の過去・未來世なるもの〕實に是れ有ならば、則ち一切の行は恒時に有るが故に、說きて〔以て〕常と爲すべけん。若し實に是れ無ならば、如何にして能〔繫〕所繫及び離繫有りと說くべきや。

毘婆沙師は定んで實有と立つ。然れども、彼の諸行を名づけて常とは爲さず。有爲の諸相と合するに由るが故なり。

三世實有なるも非常

此に立つる所を決定して增明ならしめんが爲めに、略して宗を標して、其の理趣を顯すべし。

頌に曰はく、

(25)三世の有は、說に由ると、二と、境と果とを有するとの故なり。

三世有りと說くが故に、說一切有と許す。

三世實有の論證

論じて曰はく、三世は實有なり。

所以は如何。

教證（一）

〔八〕契經の中に、世尊の說くに由るが故なり。謂はく、世尊の說く、「苾芻よ、當に知るべし。若し過去の色が有に非ずんば、多聞の聖弟子衆は過去の色に於いて厭捨を勤修すべからず。過去の色は、是れ有なるを以ての故に、應に多聞の聖弟子衆は過去の色に於いて厭捨を勤修すべし。若し未來の色が、有に非ずんば、多聞の聖弟子衆は未來の色に於いて欣求を勤斷すべからず。未來の色は、是れ有なるを以ての故に、應に多聞の聖弟子衆は

のみ作用するものなれば、相應の煩惱も亦、前五識と共に、已に過去に落謝し已りて、未斷の煩惱のとしての作用を有せず。故に、本論にては、此に關說せず、俱舍論卷二第十九節參照。

次に第三、第四の現在世の煩惱に就きても未來世のそれの如く、意識相應のものとを嚴密には分つべきなれど、同じく現在一刹那に現に未斷にして作用する點同じければ、本論は、但、現在已生のものとして一に取扱へり。

未來の煩惱に、意識相應と前五識相應とを分け、更に前五識相應に未斷可生なると、未斷なるも緣欠不生なるとを分つは、此の自相惑が別事を緣じて起る煩惱なるを以て、事の差別に從ふべきものなるが故なり。かく考ふれば以下の義解し易からん。

倘、此の隨眠の能繫に關しての詳細は、婆沙卷五六―五九就五八卷(毘曇部九、三二六頁以下)を參照しつつ考ふべし。

【二】定んで遍くとは、これ頌の遍行に相應する字なり。因みに遍行の意義を解釋するに、之に二義あり、世遍行と自遍行となり。世遍行とは過現未の三世に涉りて繫するをいひ、事遍行とは自己所緣の一切に繫するをいふなり。此の中、この過現の貪・瞋・慢は世徧あるも事偏無し、頌文は世徧に通じて讀み得べく、こゝにては一般に事偏世偏兩者を含まざる意にて、かく遍く起さずと言へるなり。

【三】若し未來世の意識相應云云。未だ生ぜざる未來世の意識の種類は無邊なるを以て、三世に繫する可能性あるは勿論、自所緣の一切に繫するの可能性も具す。何んとなれば、已に起れるものには一定の制限あれど、未だ起らざるものは凡てに對して起し得る可能性なればなり。故にこは世遍と同時に事遍なり。

一〇 應の如く、〔頌の中の〕未斷〔の字〕は、後門に流至す。

自相惑の三世の繫
過現の自相惑の繫（第二第三句）

一一 若し此の事の中に於いて貪と瞋と慢と有りて過去世に於いて已に生じて未だ斷ぜざると、現在に已に生ずるとは、能く此の事を繫す。貪と瞋と慢とは是れ自相の惑なるを以て、諸の有情が一二定んで、〔三世の諸事に〕遍く起すに非ざるが故なり。

未來の意識相應の三惑（第四句）

一三 若し未來世の意識相應の貪と瞋と慢との三は三世に遍じて乃至未斷なるは、皆能く繫縛す。

未來の五識相應の貪瞋二惑（五・六句）

一四 未來の五識相應の貪と瞋との若し未斷にして可生なるものならば、唯未來世のをのみ繫し、未來の五識相應の貪と瞋との若し未斷にして不生なるものならば、亦、能く三世の〔事〕を繫す。

共相惑の三世の繫（第七八句）

一五 所餘の一切の見と疑と無明との去・來の未斷のものは、遍く三世のを縛す。此の三種は是れ共相の惑なるに由りて、一切の有情が倶に〔彼の三世の事を〕遍く縛するが故なり。

若し現在世の〔見・疑・無明〕は正しく境を緣ずる時、所應に隨つて能く此の事を繫す。

一六 第八節　三世の法實有說

第一項　三世法實有說の論據

三世法の實有無論

一七 諸の事の過去・未來を辯ずべし。實に有・無にして、方に繫すと說くべしと爲んや。若し〔諸事

---

tu sarvaḥ sarvatra saṃyutaḥ.

一切中由當、　心地餘自世、
不生一切中、　一切餘中應。

【七】自相の惑(sva-lakṣaṇa-kleśa)とは、境の一定してゐる煩惱をいふ。貪は可意の境に起りて不可意のそれに起らず。乃至、瞋は不可意の境に起りて可意のそれを緣ぜざるが如く、別法を緣して起るものなれば之れを自相の惑といふなり。

【八】共相の惑(sāmānya-kleśa)とは區別なく樂受苦受等廣く多法を緣じて起る煩惱をいふ。

【九】事(vastu)に多くあり婆沙一九六(毘曇部十七八四頁)によるに事には(一)自性事(二)所緣事(三)所繫事(四)所因事(五)所攝事の五義あれど、今は第三の所繫事をとるとなり。

【一〇】應の如く云云。第二句の初にある未斷の二字は、その下の一一の句にかゝるものといふ義。即ち煩惱の繫を論ずることは、何れも未だ斷ぜざる限りに就て說くことを明にするなり。

【一一】若し此の事云云。煩惱の未斷なるものの種類を三世に配分して考ふるに、

一、過去已生の煩惱の意識と相應せしものの未斷なるもの。
二、同上前五識と相應せしもの。
三、現在の煩惱の意識相應のもの。
四、現在の前五識相應の煩惱。
五、未來の意識相應の煩惱。
六、(イ)未來の前五識相應の煩惱の未斷にして可生のもの
　　(ロ)同上の未斷なるも緣缺不生のもの

右六種の中、第二の過去の前五識と相應して起りしものは、抑々前五識が單に現在世のみを緣じ起り其の時

卷の第二十〔分別隨眠品第五の二〕

本論第五　隨眠品第二

第七節[一]　隨眠の能繫

隨眠の世に約しての能繫

[二]諸の有情類の、[三]此の事の中に於いて隨眠が隨增するを、[四]此の事を繫すと名づく。

[五]過去・現在・未來の何等の隨眠が能く何れの事を繫するやを說く可し。

[六]頌に曰はく、

(23)若し此の事の中に於いて、　未斷なる貪・瞋・慢の、
過なるものと現に若くは已に起れるものと。(24)未來の意
のものとは徧行に、
五の可生なるは自世に、　不生なるは亦徧行に、
餘の過・未なるは遍行に、　現なるは正しく緣ずるものを、
能く繫す。

自相共相二種の隨眠

論じて曰はく、諸の隨眠に總じて二種有り。一には[七]自相、謂はく、貪と瞋と慢となり。二には[八]共相、謂はく、見と疑と癡となり。

所繫の事（初句）

[九]事に多く有りと雖も、此れは所繫を說く。

【一】特に、婆沙卷五八（毘曇部九、三二六頁以下）、舊譯卷一四、二五七頁中以下、正理卷五〇、光記二〇參照。

【二】諸の有情類の云云。以下惑が能く諸事を繫縛するの相を明にせんとしたるものなり。隨眠の能繫を明する二方面あり、一は三世に約して之を明にし、二は斷惑に約して之を明すなり、此中、本節は三世に約して明さんとする段なり。

【三】此の事とは、惑によりて繫縛せらるる所緣の事のことにして、例せば眼識相應の隨眠を能繫とすれば、色境を此の事といふが如し。而もこは外境よりも寧ろ心心所法と其の能繫とを明すを重要視せり。

【四】或る所緣に於て一有情の隨眠が隨增するときは、その所緣に繫せられたりと名づく。

【五】過去現在未來云云。之れ第一段の三世に約して繫を論じたるものにして、即ち種種の煩惱が、三世に於て、その境をいかに繫するかを明にしたるものとす。頌は二頌八句よりなる中、初句は、所繫の事を明にし、後の七句は能繫の惑を明にしたり。

【六】第二句以下の各句は、種々なる隨眠を三世等に分けて羅列したるものなれば各句の下に何れも能く繫すの文を附下して讀めば、意り易し。

【六】(23) rāgapratighamānais
tair atītapratyupasthitaiḥ
yatrotpannāprahīṇās
te [tatra vastuni saṃyutaḥ]

舊譯—由欲瞋高慢、　過去及現世、
是處起未滅、　於此類相應、

(24) sarvatrānāgatair ebhir
mānasaiḥ svādhvike paraiḥ
[ajaiḥ sarvatra] śeṣais

りとの意。

【三〇九】去來今とは、過去法、未來法、現在法のこと。

【三一〇】詔心有りとは、何か當方の缺點を見出さんとして議論を試みながら、表面にはいかにも問法者らしき態度をとることをいふ。

【三一一】分別すべからずとは、分別記の如くに法に三世の別有り等と答者が言ふ可からず。若し彼れが法に衆多有ることを知らざれば、默然として住せん。若し知らば、更に之れを說けと請はん。かくして、問者自身の無知により、默然たらしめ、又は、問者自ら語らしめることに依りて、答者の述ぶる所にその非無からしむ。

【三一二】二とは、分別記と反詰記。

【三一三】卽ち反詰すとは、例せば富士に登るに大宮口有り吉田口有り御殿場口有り。何れの道を問ふぞと反詰するは是れ問に答ふるものならずやとの意。

【三一四】大衆部の契經。一般に現存漢譯四阿含中、大衆部所傳とさるゝものは增一阿含なりとさるるも、現存增一阿含中には四記問を說くもの見當らず。但し巴利傳の增支部四ノ四一 Pañca padha vyākaraṇīm にはあり經說としては、長阿含十上經(大正一、五一頁中)及び中阿含卷第二十九說處經(大正一、六〇九頁上)、佛說大集法門經卷下(大正一、二三〇頁上)等にあるも本文の如く詳しからず。(宇井博士、印度哲學研究、卷二、一三六頁參照)。

【三一五】士夫の想とは、士夫の名のこと。

【三一六】龐我とは、五蘊の假我のこと。

【三一七】命者(jīva)とは、我の異名なり。

前二句にて四記を明し、後の二句にはその例を擧げたるものなり。

(22) [ekāṃśena vibhāgena
pṛcchātaḥ sthāpanīyataḥ
vyākṛtam], maraṇotpatti-
viśiṣṭātmānyatādivat.

舊譯—一向記分別、　反問及置記、
譬如二死生勝、　及我異等義一。

【二九〇】問の四とは云云。ここに問の四とは、問題の出し方の四種にして、記の四とは、其の四問の一一に應ずる答への仕方を明すなり。

四記とは、

(一)一向記(ekāṃśa-vyākaraṇa)。(二)分別記(vibhajya-vyākaraṇa)。(三)反詰記(paripṛcchā-vyākaraṇa)。(四)捨置記(sthāpanīya-vyākaraṇa)。

【二九一】死とは、有情は死すべきものなりやと問ふ。一向記の問にして然りと答へ得べきもの。

【二九二】生とは、有情は皆當來に生ずるやと問ふ問にて、分別して答ふべき問。

【二九三】勝とは、有情の勝劣を問ふ問にて、反語して答ふべき問。

【二九四】我は一か異か等とは五蘊に約して問ふものにして、重に捨置すべき問なり。

【二九五】何れに云云。何に比較して人の勝劣を定めんと欲するものなりやそれを反詰して次に記答すべしとの意。

【二九六】下とは、地獄・傍生・鬼の三惡趣なり。

【二九七】有情とは、我の異名。

【二九八】石女。產まず女のこと。從つて生ぜざる兒を白いとも黑いとも云ひ難きが如く、本來我無きに我は五蘊と一なりとも異なりとも答へ難しとなり。

【二九九】彼れの問を云云。捨置記とは、默して言はぬ意には非ずして、言を起して、此の問は不可記なり、捨て置くべしと記するが故なりとの謂。

【三〇〇】有るは云云。第二の分別記も亦一向記となし得べしといふ難なり。即ち一切の死者が悉く再生するやとの問に對して、一切は悉くが再生するにはあらずと一向に答へ得べし。何んとなれば、死者の中には再生せぬものもあるが故に問者の「一切」は「悉くなること」を否定し得ればなりと。

因みに、玆に有るは云云の、此の有人說を稱友は bhadanta Rāma 大德羅摩)の說とせり。以下之に從ふ。

【三〇一】然るに云云。右の問の主意は、形式にあるにあらずして、內容にあるを以て、分別して、之を特稱否定と特稱肯定との兩方に分ちて答ふるを至當とすとは論主の答辯なり。

【三〇二】仍ほ未だ云云。全體としては承知するも、倘部分的に明了に承知して如何なるものは生じ、如何なるものは生ぜずとの意を明にせざるが故にとの意。

【三〇三】識の云云。十二緣起の系列に於て、識は前に望むれば果にして名色に望むれば因なるが如し。

【三〇四】一向云云。問者は、人は勝なりや、劣なりやと問ふを以て一向の問と云ふなり。即ち勝か劣かの一端を問ふが故なり。されば答も亦た勝か劣か分別して、その一端を答へ總じて答ふ可からざるものなりとなり。

【三〇五】對法の諸師とは、六足論のみを學ぶ人をさす。

【三〇六】乃至道とは、四諦の中集滅を略すればなり。

集異門足論卷第八、(大正二六、四〇一頁中以下)及び婆沙論卷第十五(毘曇部七、二九四頁)參照。

【三〇七】一向に記すべしとは、然り世尊は如何なり等となり。

【三〇八】直心有りてとは、眞に法を聞かんとするの心あ

【三七五】無記の愛云云。無記根に三種あり、諸の有覆無記の愛と有覆無記の無明と、有覆・無覆の慧の心所との三なり。此の中、無記の愛とは、色・無色界の五部の愛。無記の無明(癡)とは、欲界の有身見、邊執見と相應する無明及び色・無色界の五部の無明なり。有覆無記の慧とは、欲界の有身見・邊執見及び色・無色界の五部の染汚の慧。無覆無記の慧とは、威儀路、工巧處、異熟生、變化心と倶生する慧。諸種の無記中、此三を別立して根となす所以は光記によれば、此三は因と爲りて諸法を生ずること勝るが故なり、即ち愛は是れ煩惱の足たり、癡は即ち遍く諸惑と相應し、慧は能簡擇して衆の導首となるものなるが故なりと。かくして而も以上の三が亦、一切の無記の爲めにも因と爲るが故に無記根と名づくるなり。

【三七六】下は云云とは、前註に記せるが如く、無覆無記の慧中の最下と目せらるる異熟生の慧に至る迄といふ義。

【三七七】二趣に轉ずとは、有とせんか、無とせんかとの二趣の間に動くこと。

【三七八】高く轉ずとは高擧すること。

【三七九】下に轉ずとは、下の方に根を張ること。即ち通常の木の根、草の根などより推して、この根をも說明せんとしたるなり。

【三八〇】彼れはとは、慢と疑となり、此の二は慢は高く轉じ、疑は動搖に在りて、根の義と違ふ。所以に根に非ずとなり。

【三八一】外方の諸師とは、婆沙一五六には西方の諸師とあり、頌疏、及び麟記には西方の經部師をいふも必ずしも、經部師と斷ずべからず、詳しくは、西稿「有部宗內に於ける發智系・非發智系等の學說及び學統の研究」宗教研究、一一卷四—五參照。

【三八二】愛と見と云云。愛に無記といふは皆有覆無記の意。有覆の愛とは色・無色界の五部の愛なり。有覆無記の見とは欲界の身・邊二見と色・無色界の五見となり。同じく慢とは色・無色界の五部の慢。有覆無記の無明とは欲界の身邊二見と相應する無明と色・無色の五部の無明となり。即ち西方師は九十八隨眠中の有覆無記に關するもの凡てをこゝに無記とせるなり。

【三八三】善惡を遮すとは、非善非惡の意。

【三八四】愚夫とは、愚癡無聞の凡夫のこと。慧は、諸の凡夫にして上定を修する者は、或は上定を愛し、上定を見んと欲し、上定に慢ずるものなるが、此等は、愛力、見力、慢力に由るものにして、此の三力は又、無明に由りて轉ずるものに過ぎざるが故に、此に立て、四無記根となすなりとなり。

【三八五】四問記に關しては、婆沙卷一五、毘曇部七、二九四頁以下、舊譯卷一四、二五六頁下、正理卷四九、光記卷一九、三〇八頁上以下參照。

【三八六】諸の契經の中云云。無記根を述べたる序でに、經中(例せば、雜阿含卷第三十四、第九六五經、大正二、二四七頁下)中阿含第六十見經(大正一、八〇三頁下、同箭喩經)(大正一、八〇四頁)に說かるる、問答法の一方式たる十四無記の事に及び、更に之を機會として四記答を明にせんとしたるは、此段の目的なり。

【三八七】十四の無記とは、外道の難に佛の捨置して答へざる問題に十四あるをいふ。本節の末を見よ。

【三八八】應捨置問とは、捨て置くべき問といふ義にして、解脫入涅槃に何等の關係なしとして、不問に附し捨てかへり見ざること。

【三八九】問記門とは、問答の種類と云ふに同じ。四句中

とと知るべし。

【二六三】世尊說とは、經文の出所不明、可尋。見趣(dṛṣṭigati)の趣とは品類差別の義なり。

【二六四】我有らざれば云云。初の我は現在のことを指し、後の「我、當に」云云とは未來のことを指す。

【二六五】自の事に迷ふとは、自分の身心に於て我なり我所なりと執する。

【二六六】例して云云。天上の快樂を貪求し、我慢を起して自事に迷ひ高擧するも、共に他を違害するには非ざれば、此の貪と慢とも無記なるべしとの難。

【二六七】先の軌範師等。身見に先天的（此の身と倶生のもの）と後天的（分別推理によるもの）とを分ち、前者は禽獸も倶有のものにして無記性なるも後者は人の特別のものにして、不善性なりと說く。但し、有部は、身見は唯分別生にして見所斷とて倶生なりと見ざるなり。

【二六八】三不善根に就きては、婆沙卷第四七（毘曇部九、一〇二頁）及び婆沙一二卷（毘曇部十二、三一五頁）、舊譯一四、二五六頁中、正理四九、光記一九、三〇六頁下等參照。

【二六九】上に說く所の云云。第五の根非根分別門なり。根とは、根本的なるものをいひ、非根とは、然らざるをいふ。この問題を亦二に分つ。一は不善根、非不善根にして、他は無記根、非無記根なり。今は先づ不善根を明にする段なり。頌意明なり。

(20a) kāme 'kuśalamūlāni
　　rāgapratighamūḍhayaḥ.

舊譯—於ニ欲界ニ惡根、　貪欲瞋無明。

【二七〇】唯、欲界繫の云云。欲界の繫の一切即ち四諦修道の五部に涉る貪瞋の二は不善根なり。又癡即ち無明にありては身邊二見と相應するものを除きたる、餘の不善性のものは同じく不善根なりとす。

【二七一】世尊に說いて云云。中阿含卷第五十八、大拘絺羅經（大正一、七九〇頁中）及び雜阿含卷第十四、第三四四經（大正二、九四頁中）其の他長含第八衆集經等參照。

【二七二】性は云云。不善根と言ふべき條件にこゝには二あり、（一）その性は全く不善なること、（二）一切不善の根本となることとなり。不善根の性と立つべき條件に、婆沙一一二によれば、五義あり。一に五部に通ずること、二に遍く六識に在ること、三に是れ隨眠性なること、四に能く麁惡なる身業語業を起すこと、五に斷善根の牢强なる加行となることとあり。

【二七三】婆沙卷一五六（毘曇部十五、四七頁以下）、（餘は前項揭）參照。

【二七四】上の所說の云云。第五、根非根分別門の第二として、無記根非無記根を明かにする段なり。頌の六句中、前三句は有部の說を述べたるものにして、前二句にて無記根の體を明かにし、第三句にて無記根に非ざるものを特に理由を附して述べたるものとす。後三句は異說を紹介したるものなり。

(20b) triṇy avyākṛtamūlāni,
　　tṛṣṇāvidyā matiś ca, sā
(21) [dvaidhordhvavṛttito
　　nānye. catvārity aparāntakāḥ,
　　tṛṣṇādṛgmānamohās,
　　te 'vidyāto, dhyāyinas trayaḥ].

舊譯—無記根有レ三、　愛無明及慧、
　　二緣高生故、　餘非、外師說、
　　謂愛見慢癡、　三觀人由レ癡。

や。[二一七]命者は卽ち身なりと爲んや、命者は身に異ると爲んや」と。此の問を名づけて、但だ應に捨置すべしと爲すなり。

【二四五】非遍の隨眠とは、苦・集下各々の貪・瞋・慢、合して六惑と（嚴密にはこの三と相應する無明と加ふべきも、今は三十三隨眠の遍行、六十五隨眠非遍行說に隨ふ詳細は婆沙巻一八、毘曇部七、三五二頁參照）滅諦・道諦下の一切の惑と修道の惑の一切とを指す。

【二四六】唯自部を以て等は、例へば苦諦下の貪惑は、苦諦下所斷の法のみを緣じ、乃至修所斷の惑は、修所斷の法のみを緣ずるが如し。

【二四七】六無漏緣の惑は滅・道諦下の邪見等の惑。九上緣の惑は苦・集諦下の惑なり。

【二四八】所緣の境に於いて云云。たとひ、煩惱が或る法を緣じたりとて、所緣の法が惑に隨順して染汚增長するにあらざれば、之を隨增とは言はず。

【二四九】攝受とは、身見と愛とが攝して己が有とすること。

【二五〇】相違すとは、能緣の惑と矛盾し又は相違すること。

【二五一】衣云云。衣は所緣の法に喩へ、潤濕は身見・愛に喩へ、埃塵隨つて住すとは所有の惑の隨增に喩ふ。

【二五二】炎石云云。炎石とは聖道と涅槃と上地の法等の境に喩へ、「足は聖道等の無漏緣の惑と、上地法に對する下惑との能緣の惑に喩ふ。

【二五三】隨順(anuguṇya)とは、隨順し適合するの意。

【二五四】風病云云。風を引ける者には發汗劑を用ゐて汗を出すべきなるを却て汗を乾かす乾澁劑を用ゐては隨順すといふべからずとの意。風病者は惑に喩へ、乾澁藥は境に喩ふ。

【二五五】隨つて何れの隨眠とは、いかなる隨眠なりともといふ義、卽ち遍行・非遍行、自界緣、他界緣の何れの隨眠にてもとなり。

【二五六】諸の隨增を說くは云云。凡て隨眠について論ずることは、苟も未だ斷ぜざる限りに就ていふが故に、頌首に未斷の語を置きたるなりと。

【二五七】上地を緣ずる遍行隨眠とは、例へば初靜慮の遍行隨眠の上三地を緣ずるが如き場合をいふ。同じく色界なるを以て上界を緣ずるにあらず、又無漏にもあらず。而もそは上地を境とするが故に相應隨增のみにて九上緣の惑が、所緣隨增せざりしが如く所緣隨增するにあらざればなり。

【二五九】幾くか不善云云。諸門分別の第四二性分別門なり。（隨眠中には善なきを以て三性分別にあらず。）四句中、初の三句は無記の隨眠を明し、第四句は不善の隨眠を明にしたるものとす。

(19) 〔ūrdhvā avyākṛtāḥ sarve,
kāme satkāyadṛk saha
antagrāhadṛśāvidyāpi
ca〕, śeṣās tv ihāśubhāḥ.

舊譯―上界惑無記、　於欲界身見、
邊見共無明、　所餘惑惡性。

【二六〇】染汚法の中には不善法と有覆無記とを攝す。

【二六一】我の當の云云。我を執し常住を執する（常見論）者が其の我に當來人天の樂有れかしとて、現在に布施し、戒等を勤修するが故にとの意。施戒等の等字には、有漏定等を攝す。

【二六二】解脫に順ずとは、我は未來世に於て畢竟じて生ぜずと執するが故に涅槃に順じ、從つて不善に非ず。蓋し玆に涅槃に順ずとは勿論消極的の意味にて云ふこ

大衆部所傳の四問記

今契經に依りて、問記の相を辯ぜば、[三二四]大衆部の契經の中に言ふが如し。「苾芻當に知るべし。問記に四有り、何等をか四と爲すや。謂はく、或は有る問ひは、應に一向に記すべきあり。乃至有る問ひは、但だ應に捨置すべきあり。(一)如何が、問有りて、應に一向に記すべきものなりや。〔答へて〕謂はく、諸行は皆無常なりやと問ふ。此の問を名づけて、應に一向に記すべきものと爲すなり、(二)云何が、問有りて、應に分別して記すべきものなりや。〔答へて〕謂はく、若し諸の故思有りて業を造作し已るに何の果を受と爲んやと問ふこと有り。此の問を名づけて、應分別記と爲すなり。(三)云何が問ありて、應に反詰して記すべきものなりや。〔答へて〕謂はく、若し[三二五]士夫の想と我とは一なりと爲んや、異なりと爲んやと問ふこと有らば、應に反詰して言ふべし。「汝は、何の我に依りて是の如きの問を作すや。若し[三二六]麁我に依ると言はば、想と異なりと記すべし」と。此の問を名づけて應反詰記と爲すなり。(四)云何が問有りて、但だ應に捨置すべきものなりや。〔答へて〕謂はく。若し問ふもの有り。

十四無記事

「世は常と爲んや、無常と爲んや、亦常亦無常とせんや、非常非無常とせんや。世は有邊と爲んや、無邊とせんや、亦有邊亦無邊とせんや、非有邊非無邊とせんや。如來は死後有と爲んや、非有とせんや、亦有亦非有とせんや。非有非非有とせん

【三二二】婆沙卷第八六〔毘曇部十一、八二頁以下〕及び婆沙卷二二〔毘曇部七、四一七頁以下〕、舊譯卷一四、二五六頁上、正理卷四九、光記卷第一九、三〇五頁下以下參照。

【三二三】幾くの所緣云云。九十八隨眠の諸門分別の第三段として二種の隨增を明にす。煩惱を隨增によりて說くべきことは已に界品にもあることとなるが、ここはまさしく之を明にする段なり。隨增するとは隨順增長するの義にして隨縛して昏滯を增し、次第に染汚を深めることとなり。之に所緣隨增 (ālambanato 'nuśerate 所緣とするに由りて隨增する) と相應隨增 (samprayogato 'nuśerate 相應するに由りて隨增する) の二あり。所緣隨增とは能緣の惑が、所緣の境を繫縛し昏迷を增すこと、恰も色欲と美人との關係に於けるが如きをいひ、相應隨增とは、煩惱と之に相應する心心所とが相互に隨順して、その煩惱力を增長するをいふ。

【三二四】頌に曰はく云云。二頌よりなる中、初頌四句は、所緣隨增の相を明にし、次ぎの二句(五―六句)は、特に所緣隨增せざるものを指摘し、最後の二句は相應隨增を明にしたるものとす。

(17) 〔sarvatragā anuśayāḥ svabhūmav anuśerate
sarvasyām ālambanataḥ, svanikāye tv asarvagāḥ〕.
舊譯―遍行隨眠惑、　其自地隨眠、

(18) nānāsravordhvaviṣayā, avikārād vipakṣataḥ.
〔yena yaḥ samprayukto 'tra sa eva samprayogataḥ〕.
唯由ニ緣緣一故、　非遍行自部、
非ニ無流上境一、　非ニ自取一對故。

と請はば、應に分別して言ふべし、「此に復二有り。謂はく、表と無表となり。何れを說かんと欲するや」と。

(八)反詰記　反詰記とは、若し[三〇]諂心有り、請じて、「願くは、尊よ、我が爲めに說法すべし」と言はば、應に彼に反詰すべし、「法に衆多有り、何者を說かんことを欲するや」と。應に[三一]分別すべからずして、乃至彼れをして默然として住せしめ、或は自ら記して非を求むるに便り無からしむ。

問　豈に[三二]二の中には、都て問有ること無くして、唯だ請說のみ有り。亦、記有ること無くして、唯反詰して何者を說かんことを欲するかと言ふのみにあらずや。如何にして此の二は問記と成るや。

答　釋　有るは請じて、「我が爲めに道を說け」と言ふが如し。豈に道を問ふに非ざらんや。[三三]卽ち反詰に由りて彼の所問を記す、豈に道を記するに非ざらんや。

若し爾らば倶に是れ反詰記なるべし。

問　答　爾らず。問の意に、直と諂との殊り有るをもつて、記に、分別と無分別と有るが故なり。

(九)捨置記　捨置記とは、若し問うて言ふこと有り、「世は有邊と爲んや、無邊と爲んや等」と。此れは捨置すべし。爲めに說くべからず」と。

【三三八】二の初め云云とは、寶疏によるに、直前所說の如く苦法智・集法智は、一に色無色界の四諦中の初めたる苦集二諦を治すること能はざると、二に見所斷の初めたる上二界の見所斷を治すること能はざると、此の二の初めの治なきが故に、法智は上二界の三隨眠の所緣に非ずとの意。

【三三九】卽ち此の因に由り云云。無漏緣を論じたる序でに便利上、「再び九上緣の惑に論及したるものなり。此因とは滅を緣ずるは自地、道を緣ずるは六九地といふ理由を指す。卽ち右の理由によりて、遍行中の九上緣の惑が上八地の苦集を自由に緣じて別に制限なきこと明なるべしとの義。更に之を詳しく說けば、「互に、緣因と爲る」とは、滅の互に因となるに非ずして、唯自地のみを緣ずると異り、苦集は互に緣因となり、上地をも通じて緣ずることを顯す。勿論、苦集も、異地は親因となるに非ざるも、能作因、又は增上緣（卽ち緣因）となるが故なり。次に、「能對治に非ず」とは、道諦を簡ふ、道は諸地互に因と爲るを以て、道諦下の邪見は通じて異地を緣ずるも、道は六地、九地の對治各別なるが故に法類の邪見の緣ずることも各別なり。然るに、苦集二諦は是れ能對治に非ず、從つて簡別無きが故に、邪見は通じて能く上地を緣ずればなり。卽ち或は一地を緣じ、或は二地を緣じ、乃至八地を總緣する。

【三四〇】何に緣りて云云。滅道諦下の邪見、疑、無明は無漏斷と稱し、滅道の無漏を見て斷ぜられ、而も無漏緣なり。亦同じく滅道諦下の貪、瞋、慢、見取及び道諦下の戒禁取見も無漏斷なれども、無漏緣に非ざる理由[四一]何との問意。

【三四一】若し無漏を緣ぜば云云。無漏法を貪欲するなれば、そは善事となるべければなりと。

づけんや」と。

然も、彼れの問ふ所は、理として應に捨置すべし。記して「應に捨置すべし」と言ふは、云何にして、記と名づけさらんや。

[305]對法の諸師は是の如き說を作す。

毘婆沙師の四問記說

(イ)一向記

『一向記とは、若くは問ふもの有りて、「世尊は是れ如來なりや、應正等覺なりや。所說の法は要らず是れ善說なりや。諸の弟子衆の行は妙行なりや。色乃至識は皆無常なりや。苦[306]乃至道は善施設なりや」と言はば、應に[307]一向に記すべし。實義に契ふが故なり。

(ロ)分別記

分別記とは、若し[308]直心有りて、請じて言ふ。「願くば、尊よ、我が爲めに說法すべし」と。應に爲めに分別すべし。「法に衆多有り。謂はく、[309]去と來と今となり、何を說かんことを欲するや」と。若し、我が爲めに過去の法を說けと言はば、應に復た分別すべし。「過去の法の中に亦た衆多有り、色乃至識なり」と。若し色を說けと請はば、應に分別して言ふべし。「色の中に三有り、善と惡と無記となり」と。若し善を說けと請はば、應に分別して言ふべし。「善の中に七有り。謂はく、離殺生廣說して乃至離雜穢語なり」と。彼れ若し復た離殺生を說けと請はば、應に分別して言ふべし。「此れに三種有り、謂はく、無貪・瞋・癡の三善根の發する所なり」と。若し彼れ無貪より發する者を說け

論主通釋

隨眠は九地の道を緣ず。九地とは、未至、中間、四根本に下三無色を加へたるをいふ。是等九地に於て上界の四諦を觀じて起す智を類智品道と名く。是等の類智品道は、或は各自地の惑を治し、或は上地の惑を治するの力あり。八地繫の三隨眠は、各各自地の道類智を緣ずるを特相とすれど、類智といふ點に於て同じきを以て、亦、九地のそれをも所緣とするなり。

【三〇三】諸地の云云。滅諦は相望するに因果に非ざるも、道諦は六地九地の道が互に相望めて、同類因となるが爲なりとの意。第八句の「相因に由る」とは之を指すなり。

【三〇四】法類品云云。何故に欲界繫の三隨眠が六地のみを緣じて九地にあらざるかの說明なり。謂ふ心は類智品と法智品とは相互に同類因となりうれど、類智品はただ上界のみを對治して欲界を治せざるを以て、欲界繫の三隨眠の所緣とならずとなり。頌に「別治に由る」といへるはこの事實を指す。

【三〇五】法智品は既に云云。滅法智、道法智が色・無色の修惑を斷ずること有り(卅八卷參照)、爾れば法智は上二界の三隨眠の所緣となるべき筈ならずや然るを欲の三隨眠に限るは何故かとなり。

【三〇六】此れは等。法智品の全體が色・無色界の惑を治するには非ず。苦法智・集法智の二は上二界の對治道には非ざるが故なり。蓋し上二界の苦集は極めて細なるに反し、欲界のそれは粗なるを以て、粗を緣ずる苦・集法智は、細なる上を治し得ざればなり。

【三〇七】亦全く云云。又法智の中には滅法智、道法智の如く、色・無色の惑を斷ずるもの有りと雖も、これは修道位に於て唯修惑をのみ斷ずるものにして、見惑を斷ずるには非ず。見道位の滅道二法智は、見道が迅疾急速にして、能く上界の見惑を對治する暇なければなり。

（四）捨置記　若し此の問――〔五〕蘊と有情とは一と爲んや、異と爲んや――を作さば、應に捨置して記すべし。二九七有情は實無きが故に、一・異の性成ぜず、二九八石女の兒の白黑等の性の如し」と。

問　云何にして、捨置するに而も記の名を立つるや。

答　二九九彼れの問を記して「此れは應に記すべからず」と言ふを以ての故なり。

大德羅摩の說　三〇〇有るは此の說を作す「彼の第二問も亦、一向に一切が當に生ずべきには非ずと記すべし」と。

論主通釋　三〇一然るに、問者は、一切の死する者は皆生ずべきや不やと言ふを〔以て〕理として應に分別して彼れの所問を記すべし。總答は成ぜず。總じて知らしむと雖も、三〇二仍ほ未だ解せざるが故なり。

羅摩の說　又是の說を作す「彼の第三の問も亦應に一向に記すべし。人は亦勝にして亦劣なり。所待異るが故なり。三〇三識の果と因との如し」と。

論主通釋　然るに、彼の問者は、三〇四一向に問を爲す。一向記に非ざるが故に應に分別記を成ずべし、但だ此れは、應に問の意と、方ぶる所とを詰すべし。故に此れを名づけて應に反詰して記すべしと爲す。

羅摩の說　又是の說を爲す。「彼の第四の問には、既に全く蘊と有情との、若くは異、若くは一なることを記せず。云何にして記と名

外の隨眠は、たとひ、見滅・道所斷なりと雖も、直接に滅道を緣ずるに非ず、滅道を緣ずる邪見、疑、無明を緣ずるなり、（之を重迷の惑といふ）、之に反して右の六種は直接に無漏法其ものに迷を起す隨眠なればなり。（之を親迷の惑ともいふ）。

【二九六】餘とは、上の六を除いて餘の五部の惑。

【二九七】此の六の中に於いて云云。六無漏緣の惑の中にても滅を緣ずる惑と道を緣ずる惑との間には、緣ずる範圍に區別あり。即ち道諦を緣ずる惑は、次ぎに述ぶるが如く上地の道をも緣ずれど、滅諦を緣ずる方は唯自地の滅のみに限りて緣ずるなり。これ滅即ち擇滅は、所謂「繫の事に從つて各別」なるを以て、上下を相望するに、その間に因果關係なきを以てなり。

【二九八】欲界の諸行の擇滅とは、欲界の有漏法を斷じて得べき擇滅無爲を指す。

【二九九】道諦を緣ずる者云云。道には或る程度まで上下地の間に同類因たるの關係あるを以て、之を緣ずる三隨眠も亦、或る程度まで上下地を緣じ得るなり。即ち欲界繫の三隨眠は六地の道を緣じ得べく、上二界（四禪四無色の八地）の三隨眠は九地の道を緣じ得べし。

【三〇〇】謂はく欲界繫の云云。欲界繫の三隨眠は未至、中間、四根本の六地の道を緣じ得べし。これこの六地には法智品道とて、欲界の四諦を觀じて起す無漏道ありて、その中、未至の法智品道は欲界を對治し、六地の滅・道法智は兼て上地の修惑をも治する力あるによる即ちこの六地の法智品道はその治力、同じからずと雖も、欲を觀じて起す智なりといふ點に於て、その類同じきを以て、未至の道法智を緣ずる三隨眠は亦、上五地の法智品道をも緣ずることとなるなり。

【三〇一】彼れが所緣云云。彼とは欲界繫の三隨眠のこと。

【三〇二】色無色の八地に云云。四禪四無色の八地の各三

四問記論

何等を四と爲すや。

頌に曰はく、

(22)應一向と分別と、　反詰と捨置との記なり。
　死と生と殊勝と、　我と蘊とは一か異か等との如し。

問の四種

論じて曰はく、且らく、[290]問の四とは、一には應に一向に記すべし、二には應に分別して記すべし、三には應に反詰して記すべし、四には應に捨置して記すべしといふをいふ。

此の四は、次いでの如く問ふ者有り。[291]死と、[292]生と、[293]勝と、[294]我は一なりや異なりや等と問ふが如し。

記の四

記に四有りとは、謂はく、四問に答ふるなり。

(一)一向記

若し此の問――一切の有情は皆當に死すべきや不や――を作さば、應に一向に記すべし、「一切の有情は皆定んで當に死すべし」と。

(二)分別記

若し此の問――一切の死する者は皆生ずべきや不や――を作さば、應に分別して記すべし、「煩惱有る者は當に生ずべし、餘ならば非らず」と。

(三)反詰記

若し此の問――人は勝と爲んや劣なり〔と爲ん〕や――を作さば、應に反詰して記すべし、[295]「何れに方ぶる所と爲んや」と。若し天に方ぶと言はば、人は劣なりと記すべく、若し[296]下に方ぶと言はば、人は勝なりと記すべし。

漏縁とは無漏法を所縁として起る隨眠をいふ。頌は三頌十二句より成る中、初頌四句は總じて無漏縁の體を明し、次頌(五―八句)は別して之を説明し、最後の一頌(九―十二句)は特に無漏縁にあらざるものを明にしたるものなり。

(14) mithyādṛgvimati tābhyāṃ yuktāvidyā 'tha kevalā
　nirodhamārgadṛgheyāḥ
　ṣaḍ anāsravagocarāḥ.

舊譯―邪見疑與ㇾ二　應無明獨行、
見滅道所滅、

(15) [svabhūmyupramo, mārgaḥ
　ṣaḍbhūminavabhūmikaḥ],
　tadgocarāṇāṃ viṣayo
　mārgo hy anyonyahetukaḥ.

六無流爲ㇾ境、　自地滅及道、
六地及九地、

(16) na rāgas tasya varjyatvān,
　na dveṣo 'napakāratah.
　[na māno na parāmarśau
　śāntaśuddhottamatvaṃ hi tat].

縁二無淨惑境一　由二道互爲ㇾ因
非二欲所離一故、　非ㇾ瞋非ㇾ過故、
非ㇾ慢非二二取一、　靜淨勝性故。

【二三五】唯、見滅道所斷云云。五部の隨眠中、無漏法を對象として起る隨眠は、先づ第一に滅道二諦下のそれに限る。何んとなれば五部中、無漏法に屬するは滅道二諦の外になければなり。第二に然れども滅道下の隨眠は凡て無漏を縁ずるにあらず、無漏を縁ずるは、滅諦下の邪見、疑、無明と道諦下の邪見、疑、無明の六種のみなり。之を六無漏縁の惑と名く。右、六隨眠以

捨するが故に根と立つべからず。慢は所緣に於いて高擧の相に轉ず。根の法に異なるが故に亦根と立てず。根爲るものは必ず堅く住して、應に[二七九]下に轉ずべきものたること、世間は共に了ぜり。故に[二八〇]彼れは根に非ざるなり」と。

西方諸師の四無記根說

[二八一]外方の諸師は此れに四有りと立つ。謂はく、「諸の無記の[二八二]愛と見と慢と癡となり」と。

〔頌には〕無記を「中」と名づく。[二八三]善惡を遮するが故なり。

何に緣りて此の四を無記根と立つるやといふに、諸の[二八四]愚夫の上定を修する者は、愛・見・慢の三に依托するに過ぎず、〔而も〕此の三は皆無明の力に依りて轉ずるが故に、此の四を立てて無記根と爲すなり。

[二八五]第六節　特に、無記と十四無記事、及び四問記

無記と十四無記

[二八六]諸の契經の中に[二八七]十四の無記の事を說く。彼れも亦是れ此の無記に攝するや。

爾らず。

云何。

彼の經は但だ[二八八]應捨置問に約してのみ無記の名を立つ。謂はく、[二八九]問記門に總じて四種有り。

王を我なり常なりと執するものにして、その行相盲昧にして、分明ならず、故に堅く執する見には非ず。此の不共無明と相應する慧の心所を邪智といふと。婆沙には、邪見に非ざる邪智とは、五識と相應する染法の慧にして、こは貪・瞋・と相應ずる慧なりとせり。(毘曇部十一、三五三頁參照)

【二二六】所餘とは、見取・戒禁取・邪見が大梵天を緣ずるは見にして云云の意。

【二二七】宗を以てとは、毘婆沙の宗を以て定量とする云云の意。卽ち我宗の定として之を見とせずと遮れたるなり。

【二二八】隨行の法とは、十一遍行惑と相應する心心所、四相等をいふ。遍行因といふときは、是等をも含めて指すことは已に說明したるが如し。

【二二九】一果に非ざるが故に云云とは、四相等は隨眠と常に離れざるを以て、同一果なれど得には、前後俱の三得ありて必ずしも常に不離の關係あるにあらざるを以て、隨眠と其の得とは同一果にあらず。從つて得は遍行因の中に數へられざるなり(婆沙卷一、毘曇部七、三五一頁以下を見よ)。

【二三〇】第一句は、遍行隨眠なるも遍行因に非ざるもの。

【二三一】第二句は、遍行因なるも遍行隨眠に非ざるもの。過去現在の彼(遍行隨眠)の俱有法といふ中には心所法と四相とを含むるも、得を含まざることを示す。

【二三二】第三句は、遍行隨眠にして遍行因なり。謂く過去・現在の遍行隨眠なり。第四句は、前の凡べてを除くなり。

【二三三】婆沙卷一七―一八の遍行因の增、雜心論卷第四(大正二八、九〇一頁下)、舊譯卷一四、二五五頁下、正理卷四八、光記卷一九、三〇五頁上以下參照。

【二三四】幾くか有漏緣云云。諸門分別の第二段なり。無

癡と不善根の攝なり。其の次第の如く、[二七一]世尊は說いて貪・瞋・癡の三の不善根と爲せばなり。

不善根たる條件

[二七二]性は、唯不善の煩惱にして、不善の法の根と爲るを不善根と立つるも餘は則ち爾らず。

所餘の煩惱が、不善根に非ざるの義は、准じて已に成ずるが故に、頌には說かざるなり。

[二七三]第二項　無記根

無記根

[二七四]上の所說の無記の惑の中に於いて、幾くか是れ無記根にして、幾くか無記根に非ざる。

頌に曰はく、

(20)無記根に三有り、[二七五]無記の愛と癡と慧となり。

(21)餘は非らず。二と高との故なり。　外方には四種を立つ。中の愛と見と慢と癡となり。　三は定なり、皆癡なるが故なり。

三種の無記根說

論じて曰はく、迦濕彌羅國の諸の毘婆沙師は、無記根に、亦三種有りと說く。謂はく、諸の無記の愛と癡と慧との三なり。[二七六]下は異熟生に至るまで亦無記根の攝なり。

疑慢は無記根に非ず

何に緣りて疑と慢とは無記の根に非ざるや。

疑は[二七七]二趣に轉じ、慢は[二七八]高く轉ずるが故なり。

彼の〔迦濕彌羅國〕師の謂はく、「疑は二趣の相に轉じて性の動

蓋し身見・邊見は各地・各自の身體に對して起す迷なるを以て、他地のそれにまで及ぶことなきを以て、上緣せざるものとす。婆沙卷一八(毘曇部七、三五七頁)に、「何が故に、上地の煩惱は下地を緣ぜざるやと言ふに、已に彼の染を離れし者のみ、上地の煩惱を現前するが故に、離染せし下地の法を上地煩惱が緣ずること無し云云と言へり。

【三二二】理として自と上とを頓に緣ぜざる所以は、要は、煩惱は自界を緣ずる時は、所緣・相應の二隨增の何れかあるに、上界を緣ずるときは、隨增すること無し、所緣法又は相應法の一に於て、同時に隨增あり隨增なきことあるは、理として然るべからず。故に、自界と上界とは同時に合緣することとなきなり。但し次に說く品類足論の文の如く、上二界を合緣するは、同じく隨增なきが故に非理には非ざるなり。(婆沙一九、毘曇部七、三六〇頁參照)。

【三二三】本論とは、品類足論卷第五(大正二六、七二頁上)參照。

【三二三】大梵〔天〕云云。梵天を緣じて、是れ有情なり、是れ常住者なりとの見を起すは、是れ上界を緣ずる身見邊見に非ざるや。何が故に身邊二見を上緣とせざるやとの意。

【三二四】彼れとは、上界の法卽ち大梵天のこと。之を執して我なり我所なりとすることとなきが故に身見・邊見にあらずとなり。

欲界に生ずるものにとりて、上二界の諸蘊は微細にして現見すること能はず、故に執して我・我所と爲さずと。(婆沙卷一八、毘曇部七、三五七頁參照)

【三二五】邪智とは、光記に類說を擧ぐ、初說によるに、先づ欲界の中にて、身邊二見を起して、欲界の五蘊を我なり常なりと執し、其の次に不共無明を起して大梵

樂の爲めに現在に施戒等を勤修するが故なり。斷を執する邊見は能く[二六二]解脫に順ず。故に、世尊の說く、「諸の外道の諸の[二六三]見趣の中に於いて、此の見は最勝なり。謂はく、[二六四]我有らざれば我所も亦有らず、我當に有らざれば、我所も當に有らず」と。

又、此の二見は、[二六五]自の事に迷ふが故に、他の有情を逼害せんと欲するに非ざるが故なり。

論主難ず　若し爾らば、天上の快樂を貪求し、及び我慢を起すも、[二六六]例して亦然るべけん。

經部の釋　[二六七]先の軌範師は是の如きの說を作す。「倶生の身見は是れ無記性なり。禽獸等も身見の現行するが如し、若し分別より生ぜば、是れ不善性なり」と。

不善隨眠　餘の欲界繫の一切の隨眠は、上と相違して皆不善の性なり。

第五節　根非根

[二六八]第一項　不善根

不善根　[二六九]上に說く所の不善の惑の中に於いて、幾くか是れ不善根に非ざる。

頌に曰はく、

(20a)不善根は欲界の、貪と瞋と不善の癡となり。

論じて曰はく、[二七〇]唯、欲界繫の一切の貪と瞋と、及び不善の

も、一切の有漏法を一度にといふ義にあらずして、五部の法の少分づつを一度に緣ずといふ義なりと。

【三〇三】以下光記によらば經部師の難なり。經部にては十一の外に集諦下の我愛と慢とを遍行と立つるを以てかく言ふとせり。但し、婆沙卷一八(毘曇部七、三四九頁)には、種々の異說を擧ぐる中、分別論師は無明・愛・見・慢・心を遍行と說くとせり。

【三〇四】希求は愛。高擧は慢。

【三〇五】應に亦云云。上の如く愛慢も我見等に必ず共に起るが故に遍行なるべしとなり。

【三〇六】此の二とは、愛と慢との二即ちこの二を遍行とする限り、頓に見修の五部法を緣じて起るとせば、こは何の所斷なりやを定むるの必要ありとなり。

【三〇七】雜へて云云。見所斷の愛・慢ならば、見力の行く所其部其部の法を各別に緣ずべし。然るに此の愛・慢は五部の境を雜へても緣ずるが故に、修所斷なりとの意。

【三〇八】毘婆沙師云云。有部にては苦・空・無常・非我等多法を貫きて行はるる共相を緣ずる惑のみ遍行にして、愛・慢の如き各法個別の自相を緣ずる惑は諸法を貫通して頓緣する力無しと說く。自相惑・共相惑に就きては、次卷初頭參照のこと。

【三〇九】說かざるものとは、餘の瞋等も凡て非遍行なること自ら明ならんとなり。

【三一〇】十一の中に於て云云。遍行の一條件は、三界九地に各五部ある中にて、各地各地の五部を緣ずることにてあり、上地を緣ずると否とは同じ義にあらず。然れども十一遍行中には獨り自地の五部に止まらず、上地のそれをも緣じ得るものあり。即ち苦諦下の身・邊見を除きたる以外の九なり、之を九上緣の惑といふ。

惑隨增の限界

[二五六]諸の隨增を說くは未斷に至るを謂ふが故に、初めの頌の首に「未斷」の言を標せり。

特に上地緣惑の相應隨增問

頗し隨眠にして、無漏を緣ぜず、上界を緣ぜずして、彼れの隨增すること但だ相應に於いてして所緣に非ざるもの有りや不や。

答

有り。

謂はく、[二五七]上地を緣ずる諸の遍行隨眠なり。

二性分別

[二五八]第四節　九十八隨眠の性分別

九十八の隨眠の中、[二五九]幾くか不善にして、幾くか無記なる。

頌に曰はく、

(19)上二界の隨眠と　及び欲の身・邊見と、
彼れと倶なる癡とは無記なり。　此の餘は皆不善なり。

無記性の隨眠
上二界の隨眠

論じて曰はく、色・無色界の一切の隨眠は、唯、無記の性のみなり。[二六〇]染汚法にして若し是れ不善ならば、苦の異熟有り。「然るに」苦の異熟果は上二界には無なるを以てなり。他の逼惱の因の彼れには定んで無きが故なり。「故に上界の隨眠は凡て無記なりとす。」

欲界の身邊二
界と癡

身・邊の二見と及び相應の癡との欲界繫の者も亦無記性なり。所以何となれば、此は施等と相違せざるが故に。[二六一]我の當の

二諦下のそれに限る。苦集諦下の煩惱は其の力最も强く、獨り苦集諦のみならず、進んで滅道諦及び修所斷に屬する諸法をも緣じて、之を染するの作用を有するに由る。然れども苦集諦下の各煩惱が凡てこの力を有するにあらず。此力を有するは苦諦下の五有と疑と無明との七種と、集諦下の見取見、邪見の二見と、疑と無明との四種とに限る。卽ち特に智的思惟に關係する惑のみなり。この苦諦との七種と集諦下の四種とを合して述語として、七見二疑二無明の十一遍使と喚ぶ。

【一九八】彼れの相應とは、見・疑と相應する無明のこと。それを相應無明(saṃprayuktāvidyā)と云ふ。

【一九九】不共との無明 (āveṇikyavidyā)とは、獨立して起る無明をいふ。或は獨頭無明ともいふ。卽ち貪・瞋・癡(無明)の隨一として起る無明をさすなり。

【二〇〇】是の如き十一云云。右十一種の隨眠は、自界自地卽ち三界九地の各地に於て、少くとも自地の五部に對して、(一)その何れの法をも遍く緣ずること、(二)緣ずることによりてその所緣たる五部の法を汚すこと、(三)之によりて五部の染法を生ずることの三條件を具備する點に於て遍行と稱せらるるなり。

【二〇一】若し漸次に云云。次第にそれからそれへと緣じ行くを名くるならば、貪等も亦、貪より見によりて五部を緣ずといふが如く、漸緣して一切に及ぶべきが故に遍行と名けらるるべし。若し頓緣を遍行と名くと言はば、實際上に於て、一度に五部法、一切を緣ずること能はざるべきが故に、遍行と名けらるべきものなからんと。例せば、欲界の一切の有漏法を頓に計して勝と爲して見取を爲し、或は此の一切を世間生天の因と爲して戒禁を起すこと無ければなり。

【二〇二】頓に自果地云云。遍行とは頓緣の義に約すれど

るが故なり。謂はく、若し法にして此の地の中の身見及び愛の爲めに攝せられ、已が有と爲らるること有るものならば、此の身見と愛との爲めに地の中の所有隨眠に所緣隨增せらるる理有るべし。[二五一]衣が潤濕すれば、埃塵の隨つて住するが如し。

諸の無漏及び上地の法は、諸の下の身見と愛との爲めに攝せられ、已が有と爲らるることあるに非ず。故に、彼れを緣ずると下〔地〕との惑が、所緣隨增するに非ざるなり。

下地に住する心にして、上地を求むるもの等は、是れ善法欲なり。隨眠と謂ふには非ず。

聖道と涅槃と乃び上地の法とは、能く彼れを緣ずると下〔地〕との惑と相違す、故に彼の二も亦所緣隨增するの理無し。[二五二]炎石に於いては足隨つて住せざるが如し。

異解

有るは說く、「隨眠は是れ[二五三]隨順の義なり。無漏と上〔地〕の境とは、諸の下の隨眠に順ずるに非ざるが故に、是れは所緣なりと雖も而も隨增するの理なし。[二五四]風病者が乾澀藥を服するときは、病者は藥に於いて、隨增さるるに非ざるが如し」と。

已に所緣に約して隨增するの義を辯じたり。今次に相應隨增を辯ずべし。

相應隨增

謂はく、[二五五]隨つて何れの隨眠も自の相應の法に於いては、相應するに由るが故に彼れに於いて隨增するなり。

理卷四八、光記卷一九、三〇三頁中參照。

【一九六】九十八隨眠の中云云。以下八段に渉りて、九十八隨眠の諸門分別を明かにす。第一は遍行非遍行、第二は漏無漏緣、第三は二種の隨增、第四は不善無記の二性分別、第五は根非根、第六は六惑の能繫、第七は惑の隨增、第八は惑の起る次第なり。今はその第一段の遍行非遍行門の分別なり。遍行隨眠とは長行に詳しく說明するが如く、四諦修道の五部の法を緣じて其れ等五部の法を染せしむる作用を有するものを言ひ、非遍行とは、唯自果自部の法を染する力のみありて、他部にまで影響し能はざるをいふなり。頌は二頌八句より成る中、初頌四句は、概括的に遍行惑を明にしたるものにして、後頌四句中、最初の二句(第五六句)は、遍行中、特に上界上地をも緣ずるの力あるもの、卽ち術語にて九上緣の惑を明し、最後の二句は、遍行惑に隨伴するものも得を除いては、んて同じく遍行なることを示したるものとす。

(12) sarvatragā duḥkhahetu-
dṛgheyā dṛg'nyas tathā
dvimatiḥ saha tābhiś ca
yāvidyāveṇikī ca yā

(13) 〔teṣāṃ navordhvaviṣayā〕
dṛṣṭidvayavivarjitāḥ.
prāptivarjyāḥ sahabhuvo
ye 'py ebhis te 'pi sarvagāḥ.

舊譯—遍行見苦集、
滅惑謂諸見、
疑共ㇾ彼無明、
及獨行無明。
九惑上地境、
於ㇾ彼除二二見一、
離二至得一與彼、
俱起亦遍行。

【一九七】論じて曰はく唯見苦集云云。四諦修道の五部の煩惱の中、自界の諸部を緣ずるの力あるものは、苦集

滅道は眞に勝るが故に、亦見取の境と爲すべからず。
是の故に貪等は無漏を緣ぜざるなり。

二四二 第三節　隨眠の相應隨增と所緣隨增

二種隨增

九十八の隨眠の中、幾くか所緣に由るが故に隨增し、二四三 幾くか相應に由るが故に隨增するや。

二四四 頌に曰はく、

(17)未斷の遍隨眠は、自地の一切に於いて、
非遍は自部に於いて、所緣の故に隨增す。
(18)無漏と上緣とは非らず、攝して有とすることなく、違するが故に。
隨つて相應の法に於いては、相應の故に隨增す。

所緣隨增　遍行隨眠

論じて曰はく、遍行の隨眠は、普く自地の五部の諸法に於いて所緣隨增す。能く遍く自地の法を緣ずるを以ての故なり。

非遍行隨眠

所餘の五部の 二四五 非遍の隨眠は、所緣隨增すること唯自部に於いてす。二四六 唯自部のみを以て所緣と爲すが故なり。

六無漏緣・九上緣の惑は所緣隨增せず

此れは總に據りて說く。別して分別せば、二四七 六無漏緣と九上緣との惑は 二四八 所緣の境に於いて隨增するの義無し。

所以は何。

無漏と上〔地〕の境とは、二四九 攝受する所に非ず、及び 二五〇 相違す

とす、これ帝釋(順正理論七十五には三十三天)所乘の象王なり。異生は此の象王となりて長壽を願ふことありとの意。

【一九〇】此の諸のとは、殺生纏、乃至有愛の一分等を指す。

【一九一】修所斷を緣ずとは、殺生・偸盜・邪纏は修所斷の身業を緣じて起り、「虛誑語纏は修所斷の語業を緣じて起り、無有愛は修所斷の衆同分の上の滅相を緣じて起り、有愛の一分は修所斷當有身を緣じて起る。之れ等は修所斷なるも、聖者には、假令、未だ斷ぜざるも、決して起ることなきなり。

【一九二】見所斷法は亦能く修所斷法を緣じて起ることあり(遍行の隨眠の如く)。されど、こは唯修所斷には非ず、然るに殺生纏等は、唯修所斷のみを緣じて起るが故に、唯修所斷なり。

【一九三】頌に曰はく。未斷なりと雖も聖者には、我慢等の起らざる所以を、修道斷一般の立場より明に說かんとせるなり。

(11) vibhavecchā na cāryasya
saṃbhavanti vidhādayaḥ,
nāsmitā dṛṣṭipuṣṭatvāt
kaukṛtyam api nāśubham.

舊譯—非有愛聖人、　不ㇾ起ㇾ慢類等、
無ㇾ見所圓ㇾ故、　惡性憂亦無。

【一九四】見と疑云云。此の慢類等は、見と疑との力にて扶持し、資けて起す所なれども、その支持者たる見疑が、聖者に於ては已に見道にて斷ぜられたれば、人の背を折られたるが如く、已に帮支持なきを以て、聖者には起ることは能はずとの意。

【一九五】婆沙卷第十八(毘曇部七、特に三五二頁以下)、本論卷六、遍行因の項、舊譯卷一四、二五五頁中、正

難　[三三五]法智品は既に能く色・無色を治するをもつて、彼の八地の各三の所緣とも爲るべけん。

通一　[三三六]此れは皆能く色・無色を治するに非ず。苦・集の法智は彼れの對治に非ざるが故なり。

通二　[三三七]亦、全く能く色・無色を治するに非ず、彼れの見所斷を治すること能はざるが故なり。

通結　[三三八]二の初めの無きが故に、彼れの所緣に非ざるなり。

九上緣惑に就て　[三三九]即ち此の因に由りて、遍行の惑が、苦集を緣ずること有るは、諸地に遮無きことを顯はす。境が、互に緣因と爲ると能對治に非ざるとの故なり。

貪等は無漏緣にあらざる理由　[三四〇]何に緣りて貪・瞋・慢・戒禁取・見取見は無漏斷にして、無漏緣に非ざるや。

答

貪　貪隨眠は捨離すべきものなるを以ての故なり。[三四一]若し無漏を緣ぜば、便ち過失に非ず。善法の欲の如く、捨離すべからず。

瞋　怨害の事を緣じて瞋隨眠を起す。滅道は怨に非ず。故に瞋の境に非ず。

慢　麁動の事を緣じて慢隨眠を起す。滅道は寂靜なるが故に、慢の境に非ず。

戒禁取　非淨の法に於いて淨の因と爲ると執するを戒禁取と名づく。滅道は眞淨なり。故に戒禁取の境と爲すべからず。

見取　非勝の法に於いて執して最勝と爲るを名づけて見取と爲す。

【一八一】是の如き云云。七慢中の慢、過慢、卑慢の三が我見を根本として、その對觀する所と及びその對する自己の態度(行解)とによりて、九慢を成ずとの謂。

【一八二】多分に勝る云云。七慢中の卑慢の意味は明なれど、九慢中の第九、即ち彼は我より劣る所なしと思ふことには何處に慢の義ありやとの問なり。

【一八三】發智論とは、卷第二十。(大正二六、一〇二六頁、中、下)

【一八四】品類足云云。光記によるに、我勝慢類の中、劣境を觀じて已勝ると謂ふは即ち是れ慢の攝なり、若し等境を觀じて已勝ると謂ふは是れ過慢の攝なり、若し勝境を觀じて已勝ると謂ふは即ち是れ慢過慢の攝なりと言ふにありと。蓋し、現存の品類足論中には第一卷(大正二六、六九三頁、中)に七慢を明せども、九慢を明すこと無し。

【一八五】此は決定せず、七慢中慢類我慢との以外の五慢は、修所斷なるものあるが故に聖者と雖も未だ斷せざる限りは起すことあるも、慢類と我慢とは、未だ斷せざるも決して起すことなきを以て、しかいふなり。

【一八六】無有愛(vibhava tṛṣṇā)とは、即ち、無常滅の相を無有と名く、即ち願くば我が死後斷壞して有ること無からんと、かく貪るを無有愛と言ふ。

【一八七】有愛(bhava tṛṣṇā)とは、逆に當有に對する貪愛なり。但し聖者は當有中の一分なる惡趣の有を冀ふこと無きが故に一分といふ。蓋し、異生には、發願して大龍王と爲らんことを願ふものもあるにより、かく注意せしなり。

【一八八】三界の無常とは、三界の衆同分の上の滅相にして、即ち衆同分を斷滅させて消滅歸無することを貪求すること。所謂、虛無主義の最上理想なり。

【一八九】藹羅筏拏大龍王(Airāvaṇa)舊譯、伊羅槃那象王

六無漏緣惑

論じて曰はく、[三二五]唯、見滅・道所斷の邪見と疑と、彼れの相應と不共との無明とのみは、各三なれば六を成じ、能く無漏を緣ず。

有漏緣惑

[三二六]餘が有漏を緣ずることは此れに准じて自ら成ず。

緣滅諦の惑の所緣は唯自地

[三二七]此の六の中に於て、滅諦を緣ずる者は、各々自地の滅を以て所緣と爲す。滅は互に相望むるに因果に非ざるが故なり。謂はく、欲界繫の三種の隨眠は、唯[三二八]欲界の諸行の擇滅をのみ緣じ、乃至有頂の三種の隨眠は唯有頂の諸行の擇滅をのみ緣ず。

緣道諦の惑の所緣

[三二九]道諦を緣ずる者は、六〔地〕と九地とを緣ず。[三三〇]謂はく、欲界繫の三種の隨眠は唯六地の法智品道をのみ緣ず。若し、欲界を治するものならば、皆[三三一]彼れが所緣なり、類同じきを以ての故なり。

[三三二]色・無色界の八地には、各三種の隨眠あり。一一は、唯能く通じて九地の類智品の道を緣ず。若くは自地を治し、若くは能く餘を治するものは皆彼れが所緣なり。類同じきを以ての故なり。

緣道諦惑の所緣が六九地なる所以

何が故に、滅を緣ずる〔隨眠〕は自地にして餘に非ざるに、道を緣ずる〔隨眠〕は便ち六〔地〕九〔地〕の同類に通ずるや。

答

[三三三]諸地の道は互に相因るを以ての故なり。

[三三四]法〔智品〕類智品とも亦互に相因ると雖も、而も類智品は欲界を治せざるが故に、類智品の道は欲の三〔隨眠〕の所緣となるに非ず。

分と等しと謂ひて慢ずるをいふ。

【一六九】勝に於て云云。相手が實際上已に勝れたるを等しと思ふよりも更に已がより一層勝れたりと思ひ高ぶるをいふ。舊譯に、之を過々慢と譯す。

【一七〇】多分云云。已と比較し得ざる程勝れたる相手を目して、極めて僅かのみ勝れずと謂ふをいふ。自分の卑劣なるを認むるも、その程度が實際に添はぬ點に於て慢の中に入るなり。舊譯は、卑慢を下慢と譯す。

【一七一】本論とは、發智論卷第二〇(大正二六、一〇二六頁中)參照。

【一七二】我勝慢類(śreyān aham asmiti māna-vidhā)。等しきに於て我れ彼れに勝るとの慢。即ち過慢なり。

【一七三】我等慢類(sadṛśo sadṛśami-māna-vidhā)。等しきに於て彼と我と等しと思ふこと。即ち一なり。

【一七四】我劣慢類(舊譯、我下慢類 hino 'smiti māna-vidhā)。之れは卑慢に當る。勝れるものに於て我は彼に劣ると思ふこと。

【一七五】有勝我慢類(asti me śreyān iti māna-vidhā)。之れも卑慢に當る。勝に於て彼は我より勝れる處ありと思ふこと。

【一七六】有等我慢類(asti me sadṛśa iti māna-vidhā)。之れは慢に攝す。彼と我と等しき所ありと思ふこと。

【一七七】有劣我慢類(asti me hīna iti māna-vidhā)。之れは過慢に攝す。彼は我に劣る所ありと思ふこと。

【一七八】無勝我慢類(nāsti me śreyān iti māna-vidhā)。之れは慢に攝す。彼は我に勝る所なしと思ふこと。

【一七九】無等我慢類(nāsti me sadṛśa iti māna-vidhā)。之れは過慢に攝す。彼は我に等しき處なしと思ふこと。

【一八〇】無劣我慢類(舊、無下我慢類 nāsti me hīna iti māna-vidhā)。之れは卑慢に攝す。彼は我に劣る所なし我れ下劣に居すと思ふこと。

特に隨行の法

謂はく、上に說く所の十一隨眠と並に彼れの隨行とは皆遍行の攝なり。然れども彼れの得を除く。[二一九]一果に非ざるが故なり。

遍行隨眠と遍行因との關係

此れに由るが故に、有るは是の問を作して言はく、「諸の遍行隨眠は皆遍行因なりや不や」と。

答へて謂はく、此れに於いて應に四句を作るべし。[二二〇]第一句は、謂はく、未來世の遍行隨眠なり。[二二一]第二句は、謂はく、過・現世の彼の俱有の法なり。[二二二]第三、第四は、理の如く應に辯ずべし」と。

第二節　九十八隨眠の有漏緣無漏緣分別 [二二三]

有漏緣・無漏緣

九十八の隨眠の中、[二二四]幾くか有漏を緣じ、幾くが無漏を緣ずるや。

頌に曰はく、

(14)見滅道所斷の邪見と疑と相應と、
　及び不共と無明との、六は能く無漏を緣ず。
　中に於いて滅を緣ずる者は、(15)唯自地の滅を緣ず。
　道を緣ずるは六・九地なり。別治と相因とに由る。
(16)貪と瞋と慢と二取とは、並びに無漏緣に非ず。
　應に離すべきと境の怨に非ざると、靜と淨と勝との性なるが故なり。

八は、修斷なるが故に有學の聖者は未だ全斷するに非ず。十二中、四見は唯迷理なるが故に見所斷、八は迷理と迷事とに通ずるが故に見修所斷に通じ其の中迷事のは修斷なりと說く。而して毘婆沙師所引の經文は此れ顚倒の永斷の方便を說きしものなり。如實に四諦を見知すとは必ずしも見道のみに局らず、修道にても惑を斷ずるには總て如實に四諦を見知せざる可からず。是れ經文に此の言ある所以なりと解するなり。

【二六四】七慢に就きては婆沙卷四三（毘曇部九、三八頁）婆沙卷一九九、（毘曇部十七、一五一頁）以下、舊譯一四、二五四頁下、正理卷四七、光記一九、三〇一頁中以下參照。

【二六五】頌に曰く云云。初の一句は慢の種類を擧け、第二句は慢類の見修斷分別を明にし、最後の二句は修所斷の慢中には已に聖者の卽ち見道以下のものとなれば未だ斷ぜざるも決して現行せざるもののあることを、例を引いて明にしたるものなり。

(10)〔māṇāḥ sapta, nava
　vidhās trayaḥ〕, dṛgbhāvanākṣayāḥ
　vadhādiparyavasthānam
heyaṃ bhāvanayā, tathā

舊譯—九慢九慢類、　從ﾚ三、見修滅、
　殺等上心惑、　修滅如ﾚ彼爾。

【二六六】劣に於いて云云。七慢に分つ時の第一の慢とは相手が已より劣れるを見て、已れ勝ると慢じ、相手が已と等しきときは、自分も彼と同等なりとて慢ずるをいふ。故にこは別に事實を誣ふるの過なきも、慢すること自身のため迷の中に數へらるるものとす。

【二六七】高擧とは高ぶること。

【二六八】等に於いて等。相手が自已と等しきを、誣ひて自分が勝れるとなし、相手が自己より勝れるをば、自

一〔界〕をのみ緣じ、或は二〔界〕を合して緣ず。故に[二二二]本論に言はく、「諸の隨眠の是れ欲界繫にして色界繫を緣ずるものあり。諸の隨眠の是れ欲界繫にして無色界繫を緣ずるものあり。諸の隨眠の是れ欲界繫にして色・無色界繫を緣ずるものあり。諸の隨眠の是れ色界繫にして色界繫を緣ずるものあり」と。

約地の分別　地に約して分別することも、界に准じて思ふべし。

問　欲界に生在して、若し[二二三]大梵〔天〕を緣じて有情の見を起し或は常見を起すことあるに、云何にして身・邊〔二〕見は上の界・地を緣ぜざるや。

答　[二二四]彼れを執して我・我所と爲さざるが故なり。

難　若し爾らば、彼れを計して有情とし、常と爲すは、是れ何の見の攝なりや。

答　對法者の言はく、「此の二は見に非ず。是れは[二二五]邪智の攝なり」と。

責　何に依りて[二二六]所餘の、彼れを緣ずるものは是れ見にして、此れも亦彼れを緣ずるものなるに而も見に非ざるや。

答　[二二七]宗を以て量と爲すが故に是の說を作すなり。

第四項　遍行と隨行

遍行の體　遍行の體は唯是れ、〔十一〕隨眠のみなりと爲んや。爾らず。云何んとならば、並びに[二二八]隨行の法となればなり。

ふ中に略示するなり。

【一五六】故にとは上の經の如く十二倒の凡べては見道にて永斷するが故にとの意。但し、有部は、經中の如實見知を見道の忍と智との斷證の意と取りてかく主張せるなり。

【一五七】然るに云云、聖者は樂倒・常倒は離れたるも、境に於て迷亂して樂なり淨なりとの想を起すことありとの意。

【一五八】旋火輪とは輪に非ずして火を旋廻せるに過ぎぬものなり、而も、之を知りつゝ、時として瞬間的に火の輪の想を起すことあるが如しと。

【一五九】晝ける藥叉は覺めば晝に外ならざるを知るも迷亂するときは極く瞬間的に、實の夜叉の想を爲して恐怖心を起すことありと。

【一六〇】慶喜とは阿難陀のこと。所謂阿難なり。舊譯には大德阿難に作る。

【一六一】辯自在（舊譯、婆耆舍 Vāgīśa = Vaṅgīsa）。增一阿含第三弟子品第四（大正二、五五七頁中）に曰く、「能く偈頌を造りて如來の德を歎ず。所謂鵬耆舍比丘是なり。言論辨了にして、而も凝滯無き者も、亦是れ鵬耆舍比丘なり云云」と。

【一六二】S. N. 8. 3. Ānanda (vol. 1. p. 188)

saññāya vipariyesā cittaṃ me pariḍayhati.
nimittaṃ parivajjehi subhaṃ rāgūpasaṃhitaṃ.

頌譯—由レ起ニ想顚倒一　故汝心燋熱。

評して曰ふ、辯自在は初果の聖者なり。頌意は、想顚倒有るが故に、汝辯自在の心が貪に責められて燋熱するなり、後に無學果を證して想顚倒を離れ終はれば、貪滅して心淸淨となるべしと。故に、想・心倒は修斷にも通ずるを知るとなり。

【一六三】八の想云云。此の師は四の想倒と四の心倒との

我見の行ずること有らば、是の處に必ず應に我の愛と慢とを起すべし。若し是の處に於いて淨と勝との見の行ずるときには、是の處に必ず應に[二〇四]希求し、高擧すべければなり。是のごとくんば則ち愛と慢とも[二〇五]應に亦遍行なるべし。

有部の反責

若し爾らば、頓に見・修斷〔の法を〕緣ずるが故に[二〇六]此の二は何れの所斷と言ふべきや。

論主會通

應に修所斷と言ふべし。[二〇七]雜へて境を緣ずるが故なり。或は見所斷なるべし。見力の引くところなるが故なり。

有部の宗義

[二〇八]毘婆沙師は是の如きの説を作す。「此の二の煩惱は自相〔惑〕にして共〔相惑〕に非ず。頓緣の力無きが故に、遍行に非ざるなり。是の故に、遍行は唯、此の十一にして、餘〔の瞋等の惑〕も非らざること此〔の愛・慢〕に准じて、[二〇九]説かざるものも自ら成ず」と。

第三項　九上緣の惑

九上緣の惑

[二一〇]十一の中に於いて、身・邊〔二〕見を除きて、所餘の九種は亦能く上をも緣ず。

上字の解

[二一一]「上」といふ言は、正しく上界・上地を明し、兼て下を緣ずる隨眠有ること無きことを顯はす。

特に、自上緣に就て

此の九は、遍く通じて自と上とを緣ずと雖も、然も、[二一二]理として自と上とを頓に緣ずること有ること無し。

約界分別

上を緣ずる中に於いて　且らく、界に約して説かば、或は唯

るならば受等も見と相應して、行相等しきが故に受倒等を立つべしとの難意。

【一四七】彼れは世間に於いて等。倒想或は倒心といふことは能く世間にも用ゐらるることなれども、倒受といふことは、世間の用ゐざる術語なりとの義。

【一四八】是の如き云云。有部に從へば、諸見とその相應法とは、見道所斷なるを以て、已に見道を通過したる初果なる預流は、これを斷じたるものとせざるべからず。

【一四九】有る餘部。婆沙卷一〇四（毘曇部十二、九二頁以下）及び正理卷四七に從へば分別論師（大衆部の一派）の主張なりといふ。

【一五〇】八とは無常に於ける常の想・心・見倒と、無我に於ける我の想・心・見倒と、苦に於ける樂の見倒と不淨に於ける淨の見倒となり。

【一五一】若し然らずと謂はば等。若し樂想・淨想・樂心・淨心の四倒が修所斷にあらずして、見所斷なりと言はば、何故に未だ欲の繫縛は離れざるも已上に見道を通過したる（初二果）聖者が欲貪を起すことありや。欲貪を起すは見道にては未だ樂淨の心想を斷ぜざりし證據ならずやとなり。

【一五二】女等云云。婦女等及び自身に於て、有情の根と心とを離れて欲等を起すことあるに非ず。既に有情の想と心とを起さば、應に我見の倒を起すべしとの意。

【一五三】見知すとは、無間道にて如實に見（忍）解脫道にて如實に知（智）るを言ふ。

【一五四】乃至とは集・滅・道聖諦に於ても如實に見知することと苦聖諦の如しとなり。爾の時とは見道十五心の位。

【一五五】乃至廣く説くとは、苦、不淨、無我に於ける樂、淨、我の想、心、見倒を皆已に永斷す云云を乃至とい

(12)見苦・集所斷の　諸見と疑と相應と
　及び不共との無明とは　自の界・地に遍行す。
(13)中に於いて二見を除きて、餘の九は能く上緣す。
　得を除きて餘の隨行も、亦是れ遍行の攝なり。

十一遍行

[197]論じて曰はく、唯、見苦・集所斷の見と疑と、及び[198]彼れの相應と[199]不共との無明とは、[其の]力の、能く自の界・地の五部に遍行するが故に、此の十一は皆遍行の名を得。謂はく、七見と二疑と二無明との十一なり。

遍行の三義

[200]是の如き十一は自の界・地の五部の諸法に於いて、遍く緣じ隨眠し因と爲りて遍く五部の染法を生ず。此の三義に依りて、遍行の名を立つるなり。

第二項　五部を緣ずといふことの意義

五部を緣ずといふ意義

問　此の中、言ふ所の「遍く五部を緣ず」とは、漸次に約すと爲んや、頓緣に約すと爲んや。[201]若し漸次に緣ずとすとせば餘も亦應に遍ずべし。若し頓に緣ずとすとせば、誰れか復た普く欲界の諸法に於いて頓に計して勝と爲し、能く清淨を得すと[爲し]、或は世間の因と爲るとせんや。

答　[202]頓に自の界・地の一切を緣ずとは說かず。然れども、力有りて能く頓に五部[の少分]を緣ずと說くなり。

難　[203]爾りと雖も、遍行は亦、唯此れのみに非ず。是の處に於いて

我の第四轉聲も共に別の見と言はざるべからざらん。かゝる不都合なからん爲めには、我見は我所見をも攝すと言ふべしとなり。

【一三七】　推度の性とは推度思慮によりて起るものとの謂。

【一三八】　妄りに云云。法體の上になきものを妄りに有りと増益すること。

【一三九】　戒禁取は推度の性にして増益すること有るも、其の中には有漏の六行觀にて離染清淨を緣じて、劣なりとも清淨を得ること有るが故に一向に卽ち徹頭徹尾顚倒なりとは云ひ得ず。卽ち有漏行にて、下八地の染を離れ彼の染の滅を證することあるを言ふなり。

【一四〇】　少淨とは有漏の六行觀により得る離染道。

【一四一】　斷見と邪見とは見の性にして推度有り、又實有法を無と撥無して一向に倒なる義有れども、妄に増益するの義なく、唯損減するのみなり。何んとなれば斷見、邪見は、有るものを無しと見るも、無きものを有りと見ざればなり。

【一四二】　所餘の貪・瞋・慢・疑等は一向倒の義も在り、妄りに増益もすれど見の性に非ざるが故に推度なし。

【一四三】　若し爾らばとは、若し三見を體として、唯見許りを顚倒の體と爲さばとの意。

【一四四】　契經とは、大集法門經及び七處三觀樹經(前掲等參照。常倒に想、心、見の三倒有り、又樂、淨、我の三にも各此三倒有り。合して十二顚倒ありと云ふ。

【一四五】　唯見のみ云云。經に倒想とか倒心とかあるも、こは、四顚倒の如き嚴格なる意味にて云へることにあらずして、ただ四顚倒に相應する想や心を指すものに過ぎずと。解すべきなりと。

【一四六】　若し見と相應して行相同じきが故に顚倒と立つ

りて聖者は未だ斷ぜざるに起らざるや。

[一九三] 頌に曰はく、

(11ｂ)慢類等と我慢と　惡作の中の不善とは、
聖者には起らず。　見と疑との所增なるが故なり。

頌中の等字の釋

論じて曰はく、〔頌中の〕「等」の言は、殺等の諸纒と、無有愛の全と、有愛の一分とを顯はさんが爲めなり。

慢類等と五見との緣

此の慢類等と我慢と惡の悔とは、是れ見と及び疑との親しく增長する所なり。〔是れ等は何れも〕修所斷なりと雖も、而も[一九四]見と疑との背已に折れたるに由るが故に、聖には起ること能はざるなり。謂はく、慢類と我慢とは有身見の增する所、殺生等の纒は邪見の增する所、諸の無有愛は斷見の增する所、有愛の一分は常見の增する所、不善の惡作は是れ疑の增する所なればなり。故に聖身の中には、皆定んで起らざるなり。

第二章　九十八隨眠の諸門分別

[一九五] 第一節　九十八隨眠の遍行・非遍行分別

第一項　九十八隨眠の分類

(一)第一項九十八隨眠の分類

[一九六] 九十八隨眠の中、幾か是れ遍行にして、幾か非遍行なりや。

頌に曰はく、

---

kaṃ, viparītataḥ,
nītiraṇasmāropāt
cittaṃ saṃjñā ca tadvaśāt].

舊譯―從二見半生、　四倒顚倒故、
決度增益故、　想心隨見故。

【一三〇】邊見の中云云。邊見に斷常の二方面ある中、常倒はその常見の方を取りて立てしものといふ義。

【一三一】諸の見取の中云云。見取見は劣を勝と執するをその持相とするが、今は、苦を執して樂と思ひ、不淨を執して淨と思ふ迷見を立てて、樂倒淨倒の二倒を建立すといふ義なり。

【一三二】有身見云云。有身見に我見、我所見の二ある中、我見をのみ我倒と名づくといふ義。

【一三三】身見の全等。有身見の全分我見と我所見卽ち我なり我所なりと執するを皆攝めて、我倒となすとの解。論主の主意は此の分にあるが如し。

【一三四】倒經(Viparyāsa-sūtra)。四倒經のこと。無我に於て我を執するは顚倒なりと說けるも此の文見當らず七處三觀經(大正二、八七六頁下)及び大集法門經卷上(大正一、二二九頁下)參照。

【一三五】彼れの事とは五取蘊を指す、毘婆沙師は此の經文を以て我の外に我所あるを說くものと解し、我の外に別に我所を說くが故に、我所見は我倒の根に非ざることを明に知るとなり。

【一三六】此れ云云。異說者の經文の通釋なり。畢竟彼は此の我所見は卽ち是れ我見なることを主張するなり。卽ち言ふ、我と我所とは二門に由りて轉ずるに由るが故に、別に說けるのみにして、別物に非ず。我、我見は八轉聲中の第一轉聲卽ち主格、我に屬すは第六轉聲に外ならず、若し此の二が別物ならば、我に由る(ātmanā)といふ第三轉聲も、我の爲め(ātmane)といふ

慢の見修斷分別

是の如き七慢は何の所斷なりや。

一切は、皆見・修所斷に通ず。

未斷の聖者に不現行の修斷の慢

諸の修所斷の慢は、聖の未だ斷ぜざる時には、現行すべしと爲んや。

[一八五]此は決定せず。謂はく、修所斷なるも、而も聖には、定んで行ぜざるもの有り。〔喩えば〕殺生纒の如し、是れは修所斷なるも、諸の聖者には、必らず現行せざるものなり。

未斷の聖者に不現行の修斷の修惑の例

殺生纒とは、此の惑に由りて、故思を發起して衆生の命を斷ずることを顯はす。

等字の解

〔頌に〕「等」と言ふは、盜と婬と誑との纒と[一八六]無有愛の全と、[一八七]有愛の一分とを顯はさんが爲めなり。

無有

無有とは何れの法に名づくるや。謂はく、[一八八]三界の無常なり。此れに於いて貪求するを無有愛と名づく。

有愛

有愛の一分とは、謂はく、當に[一八九]藹羅筏拏大龍王と爲らんことを願ふ等なり。

唯修所斷法

[一九〇]此の諸の纒愛は、一切皆[一九一]修所斷を縁ずるが故に、[一九二]唯修所斷なるのみなり。

未斷の聖者に修斷の慢等の起らざる理由

第三項　特に、未斷の聖者に修斷の慢等の惑の起らざるものある理由

已に慢類等に是れ修所斷なるもの有ることを說きつ。何に縁

るに、いくら外道なりとも、かゝる邪見及び疑を縁じて、戒禁取を起し以て清淨道を得る道とは執せまじ。又彼等外道の中には一方には、如來の眞道を撥無しながらも、他方には積極的に無想定又は其他の定の如きを涅槃道と肯定し、之を清淨道と執著し主張するものあり即ち彼等は餘の道を涅槃道と執する者にして、道諦下の邪見を執するものにあらずと言はざるべからず。かくの如く、汝有部にて執する道諦下の即ち見道所斷の戒禁取は見道所斷の法を緣じて起るものなりとの理論は成立し得べからざらんとなり。

【一二五】又若し見集滅諦の云云。第四の集・滅邪見難なり。汝有部にては謗道邪見等を因とするの戒禁取ありとて之を見道所斷となす。然るに若し謗集邪見、謗滅邪見等を執して清淨の因となすものあらんに、かかる戒禁取は何故に集滅道所斷に非ざるやといふ難なり。文中、此とあるは戒禁取のこと、彼とは集・滅のことなり。

【一二六】婆沙卷一〇四（毘曇部十二、九二頁）、舊譯卷一四、二五四頁中正理卷四七、光記卷一九、二九九頁下參照。

【一二七】前に說く所云云。戒禁取は常我の二倒見より生じたりといへるに因みて、常・樂・我・淨等の所謂四顚倒の相を明かにせんとする段なり。

【一二八】顚倒(viparyāsa)の四種とは、常倒(nitya-viparyāsa)。樂倒(sukha-viparyāsa)。我倒(ātma-viparyāsa)。淨倒(śuci-viparyāsa)なり。

【一二九】頌に曰く云云。初二句にて四顚倒の體を明して第三句にて顚倒と稱せらるべき三條件を擧げ、第四句にて倒想倒心の第二次的命名なることを明にしたるものなり。

（9）〔dṛṣṭitrayād viparyāsacatuṣ-

八には一七九無等我慢類、九には一八〇無劣我慢類なり」と。

九慢と七慢との關係

是の如き九種は、前の七慢の三の中より離出す。

三よりすとは何ん。

謂はく、前の慢と過慢と卑慢とよりす。〔即ち〕一八一是の如き三慢が若し〔我〕見に依り行〔解〕を生ずるに、次〔第〕に殊り有るによりて、三三〔が九の慢〕類を成ずるなり。

初の三は、次の如く、即ち過慢と慢と卑慢となり。中の三は、次の如く、即ち卑慢と慢と過慢となり。後の三は、次の如く、即ち慢と過慢と卑慢となり。

特に、無劣慢に就て

問　一八二多分に勝るるに於いて己れ少し劣なりと謂ふは、卑慢を成ずべし。高ぶる處有るが故なり。無劣我慢の高ぶる所と　是れ何ぞ。

答　謂はく、是の如く、自の愛樂する所の勝れたる有情聚に於いて、己身を顧みて極めて下劣なりと知ると雖も而も自ら尊重するなり。

是の如きは且らく一八三發智論に依りて釋す。

品類足の論

一八四品類足に依りて慢類を釋せば、且らく、我勝慢は三慢より出づ。謂はく、慢と過慢と慢過慢との三なり。劣と等と勝との境を觀ずることの別なるに由るが故なり。

第二項　慢の見修所斷分別

斷と見道斷との隨眠とする説に贊せざるものにて、以下有部の救釋に對して更に四難を設けて、その非を顯はさんとしたり、第一は太過失の難、第二は無二別相一難、第三は、執見疑難、第四は集滅邪見難なり（光記の命名による）。

今、太過失ありと云へるは、その第一難にして、謂ふ心は牛戒等の如きも苦諦即ち現實の事實に對して迷へる結果なれば見苦所斷なりと言はば、抑も有漏法を緣ずる惑にして、一として苦諦に迷はざるものありや。悉く苦諦に迷ふにあらずや。斯の如き理を論據として見集所斷にあらざる理を證明せんとするは、大間違と言はざるべからずと。

【一二一】復た何なる相の云云。第二の無別相の難なり。有部にては戒禁取見をも亦、道諦下の一隨眠即ち見道所斷の惑となせり。今は之を捉へての難なり。若し有部が牛・狗戒等を苦諦に迷ふが故に見苦所斷にして見集所斷にあらずと判ずるならば、いかなる理由に基いて、戒禁取を亦見道所斷としたりや。

【一二二】見道所斷の邪見等の八種隨眠を緣じて生ずる戒禁取見なり。

【一二三】戒禁取見の所緣たる見道所斷の邪見等の八も有漏法にして苦諦下の攝なるが故に見苦所斷にして、見道所斷にあらざるにあらずや。若し正道を謗り邪道を主張するは、道諦の眞相を理解せざるが爲なれば見道所斷とすべしと言はば、戒禁等も亦業因に迷ふ義理ある限り、矢張、見集所斷の中にも攝すべきにあらずやとなり。

【一二四】又、道諦を緣ずる云云。第三の所謂、執見疑の難なり。先に、見道所斷の戒禁取は、見道所斷の邪見等の隨眠を緣じて起ると答へしが若し爾らば、道諦下の邪見及び疑には解脫道を撥無し又は之を疑ふ迷もあ

二には過慢(atimāna)、三には慢過慢(mānātimāna)、四には我慢(asmimāna)、五には増上慢(abhimāna)、六には卑慢（ūnamāna)、七には邪慢(mithyāmāna)なり。

慢の意義

心をして高擧ならしむるものに總じて慢の名を立つるも、行の轉ずること同じからざるが故に、七種に分つなり。[一六六]劣に於いて、等に於いて、其の次第の如く、已を謂ひて勝と爲し、已を謂ひて等と爲して、心をして[一六七]高擧ならしむるものを、總じて説いて慢となす。

過慢

[一六八]等に於いて、勝に於いて、其の次第の如く、勝と謂ひ、等と謂ふを、總じて過慢と名づく。

慢過慢

[一六九]勝に於いて勝と謂ふを、慢過慢と名づく。

我慢

五取蘊に於いて我我所を執し、心をして高擧ならしむるを、名づけて我慢と爲す。

増上慢

未だ證得せざる殊勝の徳の中に於いて已に證得すと謂ふを、増上慢と名づく。

卑慢

[一七〇]多分に勝るに於いて、已は〔彼より〕少しく劣ると謂ふを。名づけて卑慢と爲す。

邪慢

無徳の中に於いて已れ徳有りと謂ふを、名けて、邪慢と爲す。

九慢

然るに[一七一]本論に説く。「慢類に九あり、一には[一七二]我勝慢類、二には[一七三]我等慢類、三には[一七四]我劣慢類、四には[一七五]有勝我慢類、五には[一七六]有等我慢類、六には[一七七]有劣我慢類、七には[一七八]無勝我慢類、

因等虚妄執、　是故見苦滅。

有部に從へば生主、梵天等を第一原理と執する外道の諸派にては、それ等第一原理たる梵天等を、先づその體是れ常(śāśvata)なりと執し、一體の我(ātman)なりと觀想し、以て因の執を起し、第一原理と立つるものなれば、畢竟こは實相を如實に觀ぜざるに基きて起る迷執と云はざるべからず、故に一度如實の智見生ずるに至れば、斯る妄見の如きは釋然として除かれ、因執も亦除かる。故に是の執は即ち見苦所斷にして、從つて見集所斷の惑には非ずとなり云云。

【一一六】或は餘とは、時、自性等を指す。

【一一七】若し爾らば云云。右の解に對する論主の難。現在の事實に迷ふ大梵天等を第一原因と見る迷は、見苦所斷にして見集所斷に非ずと言はば、非因計因の場合には、それにてよしとするも、非道計道の場合には、適應し難き不都合を生ぜん。何んとなれど牛戒等によりて未來に清淨界に生るべしと執するものは、現在の事實即ち苦諦を觀察したりとて、之を離るべき筈なければなり。

【一一八】發智本論 第廿(大正二十六、一〇二九頁上)に之を見苦所斷なりと明言しあるをいかに説明すべきかとはその詰問なり。

【一一九】苦諦に迷ふが故なりとは有部の通難なり。前には暫らく我常倒を戒禁取の代表として説明したれど、尅實して云へば、必ずしも常我の執見のみに限らず、牛戒等を執するも亦戒禁取にして、而も之も亦、現在の麁果たる苦諦に迷ひて起したるものなれば、同じく苦諦を見ることによりて斷じ得らるべし。何んとなれば牛戒等を清淨の因と執することは、牛戒等の眞相を徹見せざるが爲なればなりと(婆沙卷一九九毘曇部十七、一四四頁參照)。

【一二〇】太過失あり云云。論主は、有部が戒禁取を見苦

分別論師の辯駁

迷亂するが如し。

若し爾らば、何が故に尊者[一六〇]慶喜は彼の尊者[一六一]辯自在に告げて言ふ。

[一六二]「想亂倒有るに由るが故に、　汝の心焦熱す。
彼の想を遠離し已りて貪息めば、　便ち淨なり」と。

第三師の說

故に、有餘師は復た是の說を作す、[一六三]「八の想と心との倒は、學は未だ全斷せず。是の如き八種は終に實の如く、聖諦を見知するに由りて方に永く斷ずることを得。此れを離れては餘の永斷する方便無し、故に此の所說は彼の經に違せず」と。

[一六四]第九節　特に慢につきて

第一項　慢の種類

慢の種類

唯、見隨眠にのみ多くの差別有りと爲んや、餘にも亦有りと爲んや。

慢にも亦有り。

如何。

[一六五]頌に曰はく、

(10)—(11a)慢に七あり。九は三に從ふ。　皆見・修斷に通ず。
聖には殺纒等の如く、　修斷にして行ぜざる有り。

七慢

論じて曰はく、且く慢隨眠の差別に七有り。一には慢(māna)、

を眞の涅槃と計するが如きも是の中に含ましむるなり。故に單に見取とのみ言ひては、闕減の恐有るが故に嚴密に言はば、見等の取といふ可きなりといふ意。

【一〇】非の因云云。非因を因と計し、非道を道と計するの迷といふ義。

【一一】大自在天(Maheśvara)と生主(Prajāpati)云云。特に世界の原理に關する非因計因の例。

【一二】水火等云云。種々の無意の苦行を生天の因とするの例。

【一三】唯戒禁を受持し、數と相應と智等の云云。こは非道計道、即ち解脫道にあらざるを解脫道と執するの迷の例なり。此中、唯だ戒禁を受持すとは一類の外道の如く、狗のまねをなし、雞のまねをなし、牛糞を身に塗る等苦行をなすのみを以て解脫道とするを言ふ。佛教にも律等の中には戒禁を說くも、文のみを以て解脫道とはせざるに對す。數と相應との智とは、數は僧佉(Sāṅkhya)の譯、相應とは瑜伽(Yoga)の譯にして、數論派・瑜伽派の智を指す。光記は之を數と相應する智と解し、尼揵子の說と解したれど誤解なり。舊論に曰唯執僧佉瑜伽智等とあるに徵すべし。

【一四】若し云云。前に集諦下には七隨眠(上二界は六)ありといひ、此中に戒禁取を入れざりき。若し因に迷ふが戒禁取の一特徵ならば、何が故に之を集(即ち因)に對する迷としての隨眠中に加へざるやの疑問なり。今、之を解決せんが爲めに特にこの段を設けたり。

【一五】(8)〔Īśādihetvabhiṣvaṅgaḥ śāśvatātmaviparyayāt
pravartate tato heyaḥ
sa eva duḥkhadarśanāt〕

舊譯—於自在等處、　從常我倒生、

の」相應とは見所斷なるが故なり。

分別論師說

[149] 有餘部は說く、「倒に十二有り。謂はく、無常に於いて常と計する倒の中に、想と心と見との三種の顚倒有り、乃至無我に於いて我と計する倒も亦爾り。

中に於いて、[150] 八は唯見斷なり。四は見・修斷に通ず。謂はく、樂と淨との想と心となり。

[151] 若し然らず謂はば、未離欲の聖は樂と淨との想を離るるに、寧んぞ欲貪を起さんや。

有部の破

毘婆沙師は此の義を許さず。「若し樂と淨との想と心との現行すること有るをもつて、便ち聖者にも樂と淨との倒有りと許さば、聖者も亦有情の想と心とを起すをもつて、是れ則ち亦應に〔聖者に〕我倒有りと許すべし。[152] 女等に於いて及び自身に於いて、有情の想と心とを離れて欲貪を起すこと有るに非ざるが故なり。契經の說に由る。「若し多聞の諸の聖弟子有り。苦聖諦に於いて實の如く[153] 見知す。[154] 乃至、爾の時には、彼の聖弟子は無常を常と計する想と心と見との倒を皆已に永く斷ず」と。[155] 乃至廣く說く。[156] 故に、知る。想と心どの唯見倒と相應する力を取りて起るもののみ、是れ倒なるも、餘は非らざることを。

特に、聖の想倒に就て

[157] 然るに、聖は時有りて暫く迷亂するが故に、率爾に境に於いて欲貪現前することあり。[158] 旋火輪と[159] 畫ける藥叉とに於いて

【一〇二】 契經とは雜阿含卷第二、第四五經（大正二、一一頁中）我我所執を起すは何か特別の法有りて、その上に於て起すには非ずして唯五蘊の上に於てのみ起すものなり。因みに本の讀方につきては婆沙卷八（毘曇部七、一四一頁以下）引用の發智の文參照のこと。因みに光記の一說中には、此の契經を「諸有執我者、佛等ニ隨觀見彼一、一切唯於ニ五取蘊一起、非ニ於餘法一」と讀めり。

【一〇三】 等隨觀見(samanupaśyati)とは、餘す所なく周到に見渡すと云ふ義。

【一〇三】 苦等の諦とは苦・集・滅・道の四諦。

【一〇四】 轉ずとは起るといふに同じ。

【一〇五】 臭蘇とは蘇は紫蘇のことにて、その中、特に臭氣の甚だしきを臭蘇と名づく。

【一〇六】 執惡は旃陀羅(caṇḍāla)の譯語にして印度の最下等の賤民なり。旃陀羅にして惡人なるを惡執惡と云ふ。

【一〇七】 此れはとは邪見のことにして、此の文は上の過の甚だしといへるにつきて、其理由を釋す。此の邪見は實有の四諦を無きものと云ひて損害し、餘の四見は無きものを有ると言ひて、强ひて增益し、邊見の一分なる斷見は損減すと雖も、邊見全體として見れば、唯損減するのみには非ざればなり。

【一〇八】 劣に於て云云。見取見に二義あり、一は上の劣等なる身・邊・邪の三見を執して最勝とする迷執にて、他は有漏法の劣なるを執して、最勝と考ふるの迷なり。とにかく、一般に劣れるものを、上等と執する迷見の名なり。

【一〇九】 見等の取とは此の見取見は單に上の如き諸見をのみ勝と見る者には非ず、他の有爲有漏法を執するを包含せしむるものにして、例へば外道が無想天に有情

諸見の廢立

「一三八」妄りに増益するが故になり。

謂はく、「一三九」戒禁取は一向に倒なるには非ず。「一四〇」少淨を縁ずるが故なり。

「一四一」斷見と邪見とは妄りに増益するに非ず。無の門に轉ずるが故なり。

「一四二」所餘の煩惱は推度すること能はず。見の性に非ざるが故なり。三因を具して勝る者に由りてのみ倒を成す。是の故に餘の惑は顚倒の體には非ざるなり。

問 「一四三」若し爾らば、何が故に「一四四」契經の中に、「無常に於いて常と計するに想〔倒〕と心〔倒〕と見倒と有り。苦と不淨と無我とに於いても、亦然り」と言ふや。

通難 理實には應に知るべし。「一四五」唯見のみ是れ倒にして、想と心とは見に隨つて亦倒の名を立てしものなることを。見と相應し行相同じきが故なり。

難 「一四六」若し爾らば、何が故に受等をも說かざるや。

答 「一四七」彼れは世間に於いて極成せざるが故なり。謂はく、心と想との倒は世間に極成するも、受等〔の倒〕は然らず。故に經に說かざるなり。

第三項　十二顚倒に關する有部の見所斷論

有部の見所斷論 「一四八」是の如き諸倒は預流の已に斷ずるところなり。見と及び〔そ

すと執するを云ひ、體の實有なる四諦の道理の如きを否定し無とする如きを邪見と說き、有漏の劣法を執して最勝とするを見取見と說き、大自在天大生主等虛妄の者を建立して世界の第一原因と說き、種種迷妄の方法を執して解脫入涅槃の方便と說くを戒禁取見と名づく。

【九四】以下は經部師の釋なりと光記はいへり、壞するが故にとは、此の五蘊の身は無常遷流の法にして常恆ならざるものの故に、之を sad = sat 即ち「壞」といふとの意。聚は迦耶(kāya)。

【九五】無常とは薩(sat)の譯。和合蘊と迦耶(kāya)の譯。

【九六】常の執を虛妄と知らしむる爲めに薩の字を置き、獨一の執を虛妄と知らしむる爲めに和合の義有る迦耶の字を置くとの意。要は、此の常一の想を先と爲して後方に我と執す故に薩迦耶の見が薩迦耶見なりと。

【九七】薩(sat) は「有」の義なり。

【九八】所緣云云。經部にては初より常一の考を破せんが爲めに、薩迦耶の名を附したるなりといへども、かくしては、元來何を緣じて常一の思想を起すか、所緣が無きこととなるが故に、有身を所緣として常一の思想を起す所より薩迦耶と名づけたりと解せざるべからずとなり。

【九九】諸見の云云。有漏法を緣ずるの見は、凡て有身を緣ずるが故に有身見と言はるべき筈なり。然もかく言はざるは別の趣意ありとなり。

【一〇〇】此の見の薩迦耶云云。我我所見は、眞の我我所は畢竟無なるが故に之を所緣とするにあらずして、實はただ五取蘊を緣ずるに過ぎざることを知らしめんが爲なりとなり。

三見による四倒

頌に曰はく、[129]

(9)四顚倒の自體は、　謂はく、三見に從ふ。　想と心とは、見の力に
　隨ふ。

論じて曰はく、三見に從つて四倒の體を立つ。謂はく、[130]邊見の中にては、唯常見を取りて以て常倒と爲し、[131]諸の見取の中にては樂と淨とを計するものを取りて樂・淨倒と爲し、[132]有身見の中にては唯我見をのみ取りて以て我倒と爲すなり。

特に、我倒に就て

有るは說く、「我倒は[133]身見の全を攝す」と。

毘婆沙師より異說者反徵の問

我倒は如何にして我所見を攝するや。

異說者反徵

如何にして攝せざるや。

毘婆沙師釋

[134]倒經に由るが故なり。「諸有の計する我は[135]彼の事の中に於いて自在力を有するは、是れ我所見なり」とす。

異說者釋及び反徵

[136]此れは卽ち我見は二門に由りて轉ずるをいふなり。是れ我と我に屬するとなり。若し是れ別の見ならば、「我に由る」と「我の爲め」との見も亦別なるべけん。

第二項　顚倒建立の條件とその廢立

問

何が故に餘の惑は顚倒の體に非ざるや。

顚倒建立の三條件

要らず三因を具して勝れたる者のみが倒を成す。

答

[137]三因と言ふは、一向に倒なるが故に。推度の性なるが故に。

堅染にして倘且、欲界を緣じて常見等を起すが故に、彼には欲界の見惑の未斷なるもの倘在りと言はざるべからずとなり。

【九〇】　前際に於て云云。禪定に入りて過去を考察して說を立てたるが故に、しかいふ。四種の常見論者と四種の半常半無常論者と二種の無因論者とを指す。等といへるは其の外有邊無邊論、不死矯亂論等を指す。詳細は婆沙卷二〇〇（毘曇部十七、一六一頁以下參照）

【九一】　毘婆沙師云云。異生も亦下八地の見惑・修惑を共に斷ずることを得るも、欲界の惑を離れて又欲界の五蘊を緣じて邪見を起すは、且らく退墮するに由るものにして、初より欲界の邪見を斷ぜざるによるものに非ずとの意。提婆達多（Devadatta）は四根本定を得し、小兒の身を現じて阿闍世王（Ajātaśatru）の膝上に戲れ、王之を愛して唾を其の舌上に置くや、提婆は利欲を貪りて唾氣を嘗めたりといふ。之れ卽ち欲界の貪煩惱にして、之れは離欲して且らく退墮せるものなりとの解釋なり。（婆沙卷八五、毘曇部十一、七九頁參照）

【九二】　特に婆沙卷第八—九（毘曇部七、一四一頁以下）及び卷四九（毘曇部九、一五〇頁以下）、舊譯一四、二五三頁下、正理四七、光記一九、二九七頁下以下參照。

【九三】（7）　ātmātmiyadhruvocchedanā-
　　stihinoccadṛṣṭayaḥ
　　[ahetvamārgataddṛṣṭir
　　etā hi pañca dṛṣṭayaḥ].

舊譯—我我所常斷、　無、於下勝見、
　　非因道此見、　是名二五見性一。

所謂五見の中、有身見は、有漏の五蘊を執して常一主宰の我有り、我所ありと計するをいひ、邊執見とはかくの如き我我所は或は常住不斷なり或は死後卽ち滅無

は疑ひて解脫道無しといふあり、如何にしてか卽ち此れ〔等〕を能く永く清淨を得すと執せんや。若し彼れ眞の解脫道を撥無して妄りに別に餘の清淨の因有りと執するものならば、是のごときは則ち餘〔の法〕ありて能く清淨を得すと執するものにして、〔こは〕邪見等には非ず。此れが見道所斷の諸法を緣ずる理も亦成せず。

（四）集滅邪見の難

一二五 又、若し見集・滅諦所斷の邪見等を緣じて清淨の因と爲す有らば、此は復た何に因りて彼〔の集・滅諦〕を見て斷ずるに非さるや。

難絕、勸告

故に、〔毘婆沙師の〕執する所の義は更に思擇すべし。

一二六 第八節 四顚倒

第一項 四顚倒の體

一二七 前に說く所の如く〔戒禁取〕は、常と我との倒より生ずと云ふ。但だ斯の二種の顚倒のみ有りと爲んや。

四種の顚倒

應に知るべし、一二八 顚倒に總じて四種有ることを。一には、無常に於いて常と執する顚倒、二には諸苦に於いて樂と執する顚倒、三には、不淨に於いて淨と執する顚倒、四には、無我に於いて我と執する顚倒なり。

四顚倒の體

是の如き四倒は其の體云何。

唯聖者の起す見道無漏智に屬する四類智忍以外には、之を斷じ得る力なしといふにあり。此事を心得れば、長行の文は自ら解し得らるべし。

【八一】 忍の譯云云。頌に忍とあるは法智忍、類智忍の二を含む。

【八二】 唯、類智云云。有頂を緣ずる見惑は、ただその四類智忍、卽ち苦類智忍乃至道類智忍の斷ずる所なり。

【八三】 餘の八地とは無所有處以下欲界に到る八地なり。

【八四】 法と類との智の忍とは、法智忍（欲界の惑を斷ずるもの）類智忍（上界の惑を斷ずるもの）との義。

【八五】 世俗智とは有漏の六行觀のこと。

【八六】 其の所應の如くは、聖者は有漏・無漏智を以て、凡夫には唯有漏智を以てするをいふ。

【八七】 有餘師云云。この師の考は、外道は修惑を伏し得れど、見惑は正智なきを以て、伏斷し得ずといふにあり。

【八八】 大分別諸業契經とは中含卷第四十四、分別大業經（大正一、七〇七頁中以下參照）を指す。卽ち此經に「欲貪を離る」とは修惑を伏したる意味なれど、「邪見行ずることあり」とは見惑を斷じ得ざることを示すものなりと。

【八九】 梵網經。長含卷第十四梵動經又は梵網章二見經（大正一、二六四頁以下）のこと。彼の類とは離欲の外道のこと。

さて本經を引證せる論意は、全常論者も、一分常住論者も此等は共に、上二界の諸法のみならず欲界の諸法をも緣じて、かゝる常見を起せるものなり。然るに之を緣ずる煩惱の性質を考ふるに、色界の惑は決して欲界を緣じて生ぜざるが故に、彼等に欲界の惑が尙存在すと言はざるべからず。然も彼は離欲染者なり、離欲

す。〔而も〕纔に苦〔諦〕を見る時、自在等に於ける常執・我執は、永く斷じて餘り無きが故に、彼より生ずる所の因なりとの執も亦斷ずるなり。

論主難ず

二七 若し爾らば、水火に投ずる等の種種の邪行が是れ生天の因なりと執し、或は但だ戒禁等を受持するに由りて便ち清淨を得と執すること有るは、〔常我の執より生ずるに非ざるが故に〕見苦斷とすべからざらん。然るに 二八 本論には説けり、「諸の外道有り、是の如きの見を起し、是の如きの論を立つ。若し士夫・補特伽羅有りて牛戒・鹿戒・狗戒を受持すれば、卽ち清淨・解脫・出離を得、永く衆の苦樂を超えて、苦樂を超ゆる處に至る。是の如き等の類の因に非ざるを因と執する〔此の〕一切は、應に知るべし、是れ戒禁取にして見苦所斷なることを。」彼れに廣く説くが如し。此れは復た何に因りて、是れ見苦斷なりや。

有部答

二九 苦諦に迷ふが故なり。

特に、戒禁取所攝に關する四難

(一)太過の難

三〇 太過失有り。有漏を緣ずる惑は皆苦に迷ふが故なり。

(二)無別相の難

三一 復た何なる相の別の戒禁取有りて、彼れを説いて見道所斷と爲すべきや。

毘婆沙師答

三二 諸の見道所斷の法を緣じて生ずるものなり。

論主破

三三 彼れも亦苦諦に迷ふと名づくべきが故なり。

(三)執見疑の難

三四 又、道諦を緣ずる邪見と及び疑とには、若しくは撥し若しく

は、後の智品に到りて明かとなるも、大體よりすれば、忍とは眞理に關する忍得を意味し、智的煩惱を正面より破壞する破邪的作用を指し、智とは忍の果としての方面に名けしものにして、其の作用は其力によりて煩惱を内面より徹底的に破る顯正的なるものをいふ。

【八〇】 (6) bhavāgrajāḥ kṣāntivadhyā
〔dṛgheyā eva, śeṣajāḥ
dṛgbhāvanābhyām〕, akṣānti-
vadhyā bhāvanayaiva tu.

頌譯―有頂忍所ㇾ滅、　定見滅、餘生、
見修滅、非ㇾ忍　滅、必修道滅。

前三句は忍所害の隨眠を明かにし、後の一句は智所害の隨眠を明かにしたるものとす。此の頌意の大要を述ぶれば、前に述べし如く、九十八隨眠中、八十八は見道斷にて忍所害に屬し、十は修道斷にて智所害に屬すれど、こは大體論にして、十の修道斷たるには議論の餘地なきも、八十八の見斷なるには、尙ほ論ずべき餘地あり。大體よりすれば八十八使は、見道の無漏智を起して法智忍(欲界の煩惱を斷ずる作用)、類智忍(上界の煩惱を斷ずる作用)によりて之を斷ずるを通規とすれど、又或る程度までは凡夫と雖も、その修練の結果になる有漏智によりて之を斷じ得べし。蓋し、外道もその有漏の六行觀(上地は淨・妙・離、下地は粗・苦・障なりとする觀法)によりて煩惱を斷じ得ることは、有部の認むる所なればなり。卽ち此の有漏智の斷じ得る程度は、欲界より四禪及び下三無色の八地に到る間の惑のみにして、第九地のには及ぶ能はずといふにあり。何んとなれば有頂は最上地なるを以て、この地にては上地は淨・妙・離の觀を起し得ず、從つて之を超越する手段なきを以てなり。頌に「有頂は唯見斷のみなり」といへるはつまり有頂地に屬する見惑卽ち迷理の惑は、

戒禁取見

二〇 因と道とに非ざるに於いて、因なり道なりと謂ふ見の、一切を總じて、說きて戒禁取と名づく。二一 大自在と生主と或は餘の世間の因に非ざるものとに妄りに因なりとの執を起し、二二 水火等に投ずる種種の邪行は、生天の因に非ざるものに妄りに因の執を起し、二三 唯戒禁を受持し、數と相應との智等の解脫の道に非ざるものに妄りに道の執を起すが如し。理實には戒禁等の取の名を立つべきなれども、等の言を略去して戒禁取と名づけたるなり。

是れを五見の自體と謂ふこと、應に知るべし。

第七節　特に戒禁取見に就ての世親の論難

戒禁取が見・集斷にあらざるを難ず

二四 若し非因に於いて是れ因なりとの見を起すとせば、此の見は何が故に見集斷に非ざるや。

頌に曰はく、

(8) 二五 大自在等に於いて、　非因を妄りに因と執するは、
常と我との倒より生ず。　故に唯見苦斷なり。

因執の生起と見苦斷なる所以

論じて曰はく、大自在と生主と 二六 或は餘とが世間の因と僞りて世間を生ずと執する者は、必ず先づ、彼れの體は是れ常なり、一なり、我なり、作者なりと計度して、方に因なりとの執を起

ば此等は道を知れば直ちに斷ぜらるればなり。而して更にこれを所緣とする煩惱とは卽ち貪・瞋・癡・慢の四にして、要するに五見・疑等を前程として更にその上に起す貪等の四は見道斷に屬する所謂見惑なりといふことになる。かくして、苦諦下の五見・疑を緣じて貪等を起す時、此の貪等を見苦所斷の惑といひ、乃至、道諦下の三見疑を緣じて貪等を起す時、此の貪等を見道所斷の惑と名づくるなりと。次に修道所修の煩惱とは、この知的煩惱を前程とせず、ただ習慣的に情意的に起す貪等を指すなり。

【七二】是の如き六とは六隨眠をいふ。

【七三】見を十二に分つとは、苦諦下の身邊の二と、苦道二諦下の戒禁取の二と、四諦各下の邪見の四と見取の四とを合したるをいふ。

【七四】疑を分ちて四とは四諦各下の四なり。

【七五】餘の四とは、貪瞋癡慢のことにして、こは五部に通ずるを以て二十となる。

【七六】五部に各各瞋を除く等。上二界には瞋なきを以て之を除くなり。從つて三十六より五部の一瞋づつを去るを以て三十一となる。

【七七】上二界に瞋無き所以に就きては、光記に四釋あり、一には瞋は苦受に於て起るに、上二界には苦受無きが故に瞋なしと、二には、彼の上界の相續は定に潤さるゝが故に、三に、彼は瞋の異熟因に非ざるが故に、四には彼は、慈等の善根ありて惱害事無きが故に瞋もなしと。

【七八】是れに由りて云云。欲の三十六、色の卅一、無色の三十一合して九十八となり。

【七九】此に辯ずる所云云。こは九十八、隨眠を修行（見道修道中）に何れにて斷ずべきかを論ぜんとする段なり。ここに忍の所害、智の所害とある、その忍智の區別

迦耶の名を以てすべし。然るに、佛が但だ我我所の執に於いてのみ、此の名を標せるは、[一〇〇]此の見が、薩迦耶を緣じて、「起すものにして」、我我所に非ざることを知らしむるにあり。我我所は畢竟じて無なるを以ての故なり。[一〇一]契經に說が如し。「苾芻、當に知るべし。世間の沙門・婆羅門等の、諸有の我を執するものの、[一〇二]等隨觀見する一切は、唯五取蘊のみに於いて起すなり」と。

邊執見

卽ち執する所の我我所の事に於いて、斷と執し、常と執するを、邊執見と名づく。妄に斷と常との邊を執取するを以ての故なり。

邪見

實有の體なる[一〇三]苦等の諦の中に於いて、見を起して撥無することを名づけて邪見と爲す。

一切の妄見は皆顚倒して[一〇四]轉ずるをもつて、並びに應に邪と名くべきも、而も但だ撥無するものをのみ邪見と名づくるは、〔此の邪見の〕過の甚しきを以ての故なり。[一〇五]臭蘇・惡執[一〇六]惡等と說くが如し。[一〇七]此れは唯損減するのみなるに、餘は增益するが故なり。

見取見

[一〇八]劣に於いて勝と謂ふを、名づけて見取と爲す。有漏を劣と名づく、聖の斷ずる所なるが故なり。劣を執して勝と爲るを、總じて見取と名づく、理實には、[一〇九]見等の取といふ名を立つべきも、等の言を略去して、但だ見取とのみ名づけたるなり。

煩惱なれば、苦諦以外にはなきなり。

【六六】邊執見も亦爾りとは、死後に關して斷常の二見を抱くことなれば、邊執見とは、同じく苦諦を所緣とする外に起らざる煩惱なり。

【六七】戒禁取見とは、因にあらざるを因と思ひ、道にあらざるを道と思ふの迷なれば二部に涉るべき筈なり。卽ち外道の如く、大自在天を創造主と立つるが如きは、非因を因と立つるものにして現在の事實に迷へる結果なれば、苦諦を緣ずる煩惱と言ふべく、亦道にあらざるを道と執するは眞道を知らざるの致す所なれば、道諦を緣じて起すの煩惱と言はざるべからず。

【六八】邪見は廣く云はば因果撥無する顚倒の妄見なるを以て、四諦の何れを緣じても起り得べき迷なり。

【六九】見取と疑。見取は、劣等なる見解を高等の見なりと執する迷なれば、四諦の何れに關しても起し得る迷なり、同樣に疑惑も亦爾り。

【七〇】此の中、何の相か云云。この中とは、前に言へる餘の貪等の四と云ふを指す。卽ち貪瞋癡慢の四隨眠なり。十種の隨眠中、五見と疑とは智的煩惱なれば、勿論見道所斷として紛るることなきも、貪等の四は見修の何れにも通ずとさるるを以ていかなる場合の貪等を見惑とし、いかなる場合の貪等を修惑とすべきか分り難きものあればなり。卽ちこの問は、特に紛らはしき此の四煩惱に關しての疑問と解すべきなり。

【七一】若し見が此の所斷云云。見が此の所斷を緣じて境とすとは、「此諦を見ることによりて斷ぜらるるものを所緣とする煩惱」と云ふことなり。而して此とは見苦・集・滅・道の通じて云はば四諦の代名詞にして、此の四諦を見ることによりて斷ぜらるるものとは、要するに苦集諦下の五見・疑の純知的煩惱と及び此と相應法と不共無明と滅道諦下の無漏緣とをいふ。何んとなれ

有部の正釋

[九一]毘婆沙師は彼の經の義を釋す、「見を起す時暫らく退するのみ。提婆達多の如し」と。

第六節　五　見[九二]

五見

行に殊ること有るに由りて見を分ちて五と爲す。名は先に已に列ねたり。自體は如何。

頌に曰はく、

(7)[九三]我我所と、斷と常と、撥無と、劣を勝と謂ふと、
因と道とに非ざるを妄に謂ふと、是れ五見の自體なり。

薩迦耶見

論じて曰はく、我及び我所を執するは、是れ薩迦耶見なり。[九四]壞するが故に薩と名づく。聚は、謂はく、迦耶なり。即ち是れ、[九五]無常なる和合蘊の義なり。迦耶が即ち薩なるを薩迦耶と名づく。此の薩迦耶は即ち五取蘊なり。[九六]常一の想を遮せんが爲めの故に此の名を立つ。要らず此の〔常一〕の想を先きと爲して、方に我を執するが故なり。

經部師の解

毘婆沙師の釋（經部を遮す）

毘婆沙の者は是の如きの釋を作す、「有の故に[九七]薩と名づく。身の義は前の如し。[九八]所緣無くして我我所を計すること勿れ。故に說く、此の見は有身を緣ずと。薩迦耶を緣じて此の見を起すが故に、此の見を標して薩迦耶と名く」と。

通難

[九九]諸見にして、但だ有漏の法を緣ずる者は、皆應に標するに薩

【六二】一と二と云云。こは前に述べし十種の隨眠を四諦修道の上部に配當して說明したる文なり、要するにこの一と二と一と一とは、下の(一)具なる、(二)三見を離する、(三)二見を離する、(四)見と疑とを離するに配當して解釋すべきものなり。次ぎの謂く以下はこの解釋なれど便利上之を圖表すべし。

一、(苦諦)具(十隨眠具足)

二、(集・滅諦) 三見を離す (十より身・邊・戒の三を除く。

一、(道諦)二見を離す(十より身・邊の二を除く)

一、(修道)見と疑とを離す、(十より五見と疑の六を除く)

【六二】合して三十六種云云。之を圖表すれば

【六三】纔かに云云。見道所斷の煩惱は、即ち迷理の惑なれば、四諦の道理に徹せば直ちに斷ぜらるるなり。

【六四】最後に云云。貪瞋癡慢の四は、獨り道理上の迷に止らず、亦、迷事の惑とて、言はば習慣上の迷なれば、こは道理許にては不足にて、絕えず修養練習を要する所謂修道にて斷ぜらるるものとす。

【六五】薩迦耶見(sat-kāyadṛṣṭi)とは、即ち有身見の意なり。こは我々所と執じて特に身心に對してのみ起す

見惑の斷

忍所害の諸の隨眠の中に於いて、有頂地に攝するものは唯見所斷のみなり。[八二]唯類智のみ、方に能く斷ずるが故なり。[八三]餘の八地に攝するものは見・修斷に通ず。謂はく、聖者の斷ずるものは、唯見のみにして修〔斷〕に非ず。[八四]法と類との智の忍が應の如く斷ずるが故なり。若し異生の斷ずるものならば、修〔斷〕にして見〔斷〕に非ず。數數[八五]世俗智を習うて斷ずる所なるが故なり。

修惑の斷

智所害の諸の隨眠の、一切の地に攝するものは、唯、修所斷のみなり。諸の聖者及び諸の異生が、[八六]其の所應の如く、皆數數無漏と世俗との智を習ふに由りて、斷ずる所なるを以ての故なり。

異說

[八七]有餘師は說く、『外道の諸仙は見所斷の惑を伏斷すること能はず。[八八]大分別諸業契經に說くが如し、「欲貪を離るる諸の外道の類には欲界を緣ずる邪見現行すること有り」と。及び[八九]梵網經には亦說く、「彼の類には欲界を緣ずる諸見現行すること有り。謂はく、[九〇]前際に於いて分別する論者には、全常を執する有り、一分〔常〕を執するあり、諸法は因無くして生ずる等を執する有ればなり」と。色界の惑は欲界を緣じて生ずるに非ず。欲界の境に於いて已に貪を離る。故に定んで是れ欲界の諸見は未だ斷ぜざるなり』と。

一切法を根盡する四諦に配分して之を論ずるを主とする。(四諦の詳細は賢聖品參照のこと)卽ち、苦諦・集・滅・道諦の一一の理に迷ふ隨眠を見惑と稱し、其の總じてその事に迷ふを修惑と稱する。

先づ見惑に就きて略言せんに、四諦の中、苦諦とは、心的にしても物的にしても凡て苦と觀ぜらる一切の業報の果處としての現象の世界は凡て苦諦の中に攝せらるるものにして、之は、元來、佛教にては、無常・苦・空・無我なるものなるが、この理に徹せざるが故に、凡夫は、此の苦諦所攝の法を緣じて、貪・瞋・癡・慢・疑及び五邪見を起すが故に、苦諦下には、十隨眠を攝するなり。集諦とは、苦諦の原因、又は條件として打ち立てられたるものなれば、有身見・邊見・戒禁取見の如き、因果緣起の眞諦に迷ふ煩惱は起らざるが故に、之を除く。滅諦は擇滅無爲等なれば、起す所の煩惱も亦、集諦の如く、道諦は、苦より解脫し滅諦を證せんが爲めの修道を諦めんとて建立されたるものなるが故に、主として道の眞諦に迷ふ戒禁取見をも起すが集諦の七隨眠に之を加へ八隨眠を起すとせらる。(婆沙卷五二毘曇部九、二〇五頁參照)

次に、修惑は情意的煩惱なれば、道理に於てのみ起る煩惱としての五惡見は之を除き、余の四をのみ起すなり。以上十、七、七、八、四にて三十六となるが、こは欲界の四諦に對して起さるゝ隨眠なるも、上二界、卽ち色・無色界の四諦に對しては、上二界には瞋恚なしとせらるゝが故に、各々より之を除き、結局三十一の隨眠を色界と無色界に起すとされ、三界に起る隨眠を凡て合して、九十八隨眠ありとせらるゝなり。

【六〇】十と七と云云。見苦所斷に十、見集所斷に七、見滅所斷に七、見道所斷に八、修道所斷に四の意なり。(前註參照)

七一若し見が、此の所斷を緣じて、境と爲るものならば、見苦所斷と名づけ、餘ならば修所斷と名づく。

上二界は各三十一惑

七二是の如き六の中にて、七三見を十二に分ち、七四疑を分ちて四と爲し、七五餘の四に各五あり。故に、欲界の中に三十六あるなり。故に各色・無色界には、七六五部に各瞋を除く。七七餘は欲と同じ。故に各三十一なり。

七八是れに由りて、本論には「六隨眠を行と部と界との殊るを以て九十八とす」と說く。

第五節　隨眠と見・修斷

見・修斷と忍智

七九此に辯ずる所の九十八の中に於いて、八十八は見所斷なり。忍の所害なるが故なり。十隨眠は修所斷なり。智の所害るが故なり。

問　是の如く說く所の見・修所斷は決定すと爲んや。

答　爾らず。

徵　云何。

答　頌に曰はく、

忍と智との所斷分別

(6)八〇忍所害の隨眠も　有頂のは唯、見斷のみなり。
　餘は見・修斷に通ず、　智所害のは唯修のみなり。

論じて曰はく、八一「忍」の聲は、通じて法と類との智の忍を說く。

上の十隨眠は之れを斷ずる斷道の見地と、界繋の見地との二の立場より、九十八隨眠に開くことを得。初の二句は總示にして、次の四句は欲界は三十六隨眠あることを明し、最後の二句(七八句)は上二界に各各三十一隨眠あることを明にしたるものとす。

色惑無色爾、　故立二九十八一。

【五九】　六種の隨眠云云。六種の隨眠は、更に行相の相違によりて、第六の見を開いて五見とするを以て十種となり、此十隨眠は卽ち根本煩惱なり。

前節來、多くの煩惱の種類のある中、特に此の十種の隨眠を擧げ來り、之を根本煩惱と稱するは、有部の敎學上、煩惱斷を斷じて解脫を得する修養階段を說くに際しては、此の十種煩惱を完全に斷ずるにありとするに由るが故なり。卽ち十種を見惑・修惑に分け、三界九十八種に分けて之を四向三果(阿羅漢を除く)の所斷とし、畢竟此の十種を斷盡し已れば、無學果を得し有餘涅槃に入るとなし、余の纒・垢等の煩惱は、此の十種隨眠の斷と共に隨斷さるとするなり。然らば之を如何に、見道所斷と修斷又は三界九十八種に分類するやと言ふが、以下の論述の目的なりとす。

先づ十種隨眠を斷盡する上より見たる性質上、此を見道所斷と修道所斷との二種に大別する。見道所斷の隨眠とは、道理法義を諦むるに由りて斷盡さるものにして、之を略して見斷の惑、卽ち見惑と稱す、いはゞ道理に迷ふ理惑なり。修道所斷の隨眠とは、道理は分明なれども、習慣となり、情執となつてゐる關係上、容易に斷盡し難き性質を有する隨眠をいひ、之を略して修斷の惑、卽ち修惑とも言ふ。情意的方面强きを以て、之を亦は思惑とも事惑とも稱する。

更に、其の內容は、此の十種隨眠は何を所緣として起るやを知るによりて明かとなる。有部敎學に於ては、

る。謂はく、見苦諦より修に至る所斷に、次いでの如く、[60]十と七と七と八と四と有り。即ち上〔述〕の五部は、十隨眠に於いて[61]一と二と一と一と、其の次第の如く、具なると、三見と二見と見・疑とを離するとなり。謂はく、見苦諦の所斷に、十を具す。見集・滅諦の所斷に各七有り。有身見と邊見と戒取とを離る。見道諦の所斷に八あり。有身見と及び邊執見とを離る。修所斷に四あり。〔五　見と疑とを離る。

見所斷

是の如くにして、[62]合して、三十六種となる。〔中に於いて〕前の三十二を見所斷と名く。[63]纔に諦を見る時彼れは卽はち斷ずるが故なり。

修所斷

[64]最後に、四あるを修所斷と名く。四諦を見已りて、後後の時の中にて、數數道を習うて彼れ方に斷ずるが故なり。

十隨眠と五部所斷

是の如くにして、已に十隨眠の中、[65]薩迦耶見は唯だ一部にのみ在り。謂はく、見苦所斷なり。[66]邊執見も亦爾り。[67]戒禁取は通じて二部に在り。謂はく、見苦と見道との所斷なり。[68]邪見は四部に通ず。謂はく、見苦・集・滅・道・所斷なり。[69]見取と疑とも亦爾り。餘の貪等の四は各五部に通ず。謂はく、見の四諦と及び修との所斷なることを頌す。

見惑・修惑の相

[70]此の中、何の相か見苦所斷にして、乃至何の相か是れ修所斷なる。

【五一】有身見＝薩迦耶見（satkāyadṛṣṭi）。我々所身の實有を執する見。

【五二】邊執見（antagrāhadṛṣṭi）。死後斷滅論及び已身常住論。

【五三】邪見（mithyādṛṣṭi）。妙行を信ぜず、惡行を信ぜず、一言にして云へば因果の道理を撥無するの見。

【五四】見取見（dṛṣṭiparāmarśa）。劣法を執して最上淸淨の解脫なりとする迷信なり。

【五五】戒禁取（舊譯、戒執取 śīlavrataparāmarśa）。外道所持の拔髮等の僞戒又は牛戒等を持し、之れを至妙入涅槃の戒法と執するもの、卽ち非因計因、非道計道を指す。

以上の五見は次下の第六節に詳し。

【五六】婆沙卷五〇（毘曇部九、一六八頁）、卷五一（同上、一八六頁）、卷五二（同上、二〇一頁以下）、尙、婆沙卷二二（毘曇部七、四一七頁以下）にも參照すべき文あり、舊譯卷一四、二五三頁中、正理卷四六、光記一九、二九三頁中、以下參照。

【五七】本論とは、發智論卷第四（大正二六、九三九頁上）及び卷五（同上、九四三頁中）に說けり。

【五八】（4） daśaite sapta saptāṣṭau
dṛṣṭidvitrivivarjitāḥ
yathākramaṃ prahīyante
kāme duḥkhādidarśanaiḥ,

舊譯—彼十七七八、　三二見所離、
次第俱斷滅、　見欲苦等故。

（5） catvāro bhāvanāheyāḥ,
[te ca pratighavarjitāḥ
rūpeṣu, tadvad ārūpye
tathāśāntāvatir matāḥ]

四惑名修滅、　合彼唯除瞋、

り。五は見の性に非ず。一には貪、二には瞋、三には慢、四には無明、五には疑なり。

第四節　九十八隨眠[五六]

九十八隨眠

又、即ち說く所の六種の隨眠を、[五七]本論の中に於いて、九十八と說く。

何の義に依りて九十八と說くや。

頌に曰はく、

九十八分の根據(初二句)

(4) [五八]六は行と部と界と異なるが故に、九十八と成る。

欲の見苦等の斷に、十と七と七と八と四とあり。

謂はく、次いでの如く、具なると、三と二との見と

(5) 見・疑とを離するとなり。

色・無色には瞋を除く、　餘は等しくして欲に說が如し。

論じて曰はく、[五九]六種の隨眠は、行と部と界との差別あるに由るが故に、九十八と成る。謂はく。六の中に於いて見の行の異りに由りて分別して十と爲すことは、前に既に辯ずるが如し。

五　部

即ち此の辯ずる所の十種の隨眠は、部と界と不同にして九十八と成る。部とは、謂はく、見の四諦と、修との所斷の五部なり。

三　界

界とは、謂はく、欲と色と無色との三界なり。

欲界の三十六隨眠

且く、欲界の五部の不同に於いて十隨眠に乘じて三十六と成

るを以て外境に執著することなく、專らその禪定と自身のみに執著すればなりと。

【四六】　欲界の貪は有貪が上二界の貪に名けし如く、五欲の境に對する貪に名く。欲界の貪にも亦、內身を緣ずるものありと雖も、多くは外境を緣ずるが故に、多分に從ひて名けて欲貪となせるなり。

【四七】　本論とは、發智論第五(大正二六、九四二頁上)には「聖者十隨眠隨增」の言あれども、こは、九十八隨眠中の修惑の十隨眠(三界の貪・慢・無明と欲の瞋)にして、茲に說くものと相違す、品類第足論卷第三(大正二六、七〇七頁上)に、「有三十六隨眠、謂見苦所斷十……、見苦所斷十隨眠云何、謂有身見ト邊執見ト見苦所斷ノ邪見・見取・戒禁取・疑・貪・瞋・慢・無明」とあり、其他本論と稱せらるゝものゝ中、十隨眠の名稱下に、茲の十隨眠を說くもの見當らず。但し。阿毘曇甘露味論卷上(大正二八、九七二頁上)に、「九十八隨眠……略言實十使、身邪・邊邪・邪・見盜・戒盜・疑・愛・恚・慢・無明」とあり。

【四八】　(3)　[dṛṣṭayaḥ pañca, satkāya-mithyāntagrāhadṛṣṭayaḥ dṛṣṭiśīlavrataṃ parāmarśāv. (anuśayā) daśa].

舊譯—見五、謂身見、　邊見、及邪見、見取、戒執取、　由ㇾ此復成ㇾ十。

上の六隨眠は更に見を開きて五と爲すによりて合して十となる。此の十が後に述する如く根本煩惱と稱せらるるものなり。

【四九】　行(ākāra)とはスガタのこと。

【五〇】　餘の見に非ざるは五なりとは、貪・瞋・癡・慢・疑をいふ。

論主所見

[45]此の中には、自體に立つるに有の名を以てす。彼の諸の有情は多く等至及び所依止に於いて深く味著を生ずるが故なり。彼れは唯自體に味著すと說くも、境に味著するには非ず。欲貪を離るるが故なり。

此れに由りて唯彼れにのみ有貪の名を立つるなり。

欲貪

既に有貪は上の二界に在りと說く。義「上に」准じて、[46]欲界の貪を欲貪と名づく。故に頌には別に顯示せざるなり。

第三節　十隨眠

十隨眠

卽ち上の所說の六種の隨眠を、[47]本論の中に於いて復た分ちて十と爲す。

如何にして十と成すや。

頌に曰はく、

(3)[48]六は見の異なるに由りて十となる。異なるとは、謂はく、

有身見と、

邊執見と邪見と　見取と、戒禁取となり。

五見・五非見

論じて曰はく、六隨眠の中に、見の[49]行の異りを五と爲す。

[50]餘の見に非ざるは五なり。數を積んで總じて十と成るが故に。

十の中に於いて、五は是れ見の性なり。一には[51]有身見、二には[52]邊執見、三には[53]邪見、四には[54]見取、五には[55]戒禁取な

七七六

阿含第十三卷、第三〇四經(及び第三〇五經)に見ゆる茲に所引の文句なし、此に所引の文句は、雜阿含卷第十七、第四六八經(大正二、一一九頁中)を參照せよ。意は經に樂受の位に貪隨眠の現行することを斯く言へるが故に樂受と相應して現起せる貪隨眠のあることを證せりと。

【三九】・「有り」とは、樂受の位に生ずる貪の隨眠ありとは卽ち種子して正しく生ずることありと云ふことにて、隨眠が已に生じ現行してありと云ふに非ず。經には種子の生ずる位を說けるなり。

【四〇】彼れとは、樂受のこと。彼の樂受が種を薫じて睡る時、貪隨眠有りと名くるなりと。

【四一】因に於いて等。因たる貪煩惱の上に、果たる隨眠の名を立てて、貪隨眠といへるものなり。

【四二】彼れとは、色無色二界。

【四三】內門とは、內境のこと。多くはとは、少しは外門轉もありといふ意を含む。宮殿等に於て起る貪は外門轉の貪なり。而も、有は廣くは三界萬有に通ずるも、今は等至と所依止の身心との二の自體を指すものと知るべし。

【四四】彼の所緣とは、外道凡夫等の中には特に上二界の何れかを眞の解脫界なりと執して之を緣じ求むるものあれど、彼の二界も亦、有卽ち輪廻的存在にして、之は求むるは有の貪に外ならず、決して有を滅する解脫界にあらざるを示さんが爲めなり。

【四五】此の中等。上界の煩惱を有貪と名けたるに就て、その有の意義を明にせんとする文なり。有とは、廣く用ふれば內外境の一切の存在を含むの語なれど、上界の貪の所緣の場合にては、特に挾く定心とその所依止の身體とを指し、專ら內境に附したる名稱なり。何んとなれば上界の有情は已に欲貪を離れた

有部の難　何にして然らんや。[三七]差別の因緣は得べからざるが故に。若し爾らば、[三八]六六契經と相違す。經には、「樂受に於いて貪隨眠有り」と說くが故に。

經部通經　經には、但だ[三九]「有り」とも說くも、爾の時卽ち隨眠有りとは言はず。何の違害する所ぞ。

有部の問　何の時に於いて有りや。

經部の答　[四〇]彼れの睡る時に於いてす。或は假りに[四一]因に於いて隨眠の想を立てしなり。

欲貪と有貪　傍論は且らく止め、應に正論を辯ずべし。

貪を二に分つと言ふは、謂はく、欲〔貪〕と有貪となり。

有貪の體　此の中、有貪は何を以て體と爲すといふに、謂はく、〔色・無色二界の中の貪なり。

有貪の名　此の〔有貪といふ〕名は何に因りて唯[四二]彼れに於いてのみ立つるや。

第一釋（第三句）　彼の貪の多くは[四三]內門に託して轉ずるが故なり。謂はく、彼の二界にては多く定貪を起す。一切の定貪は內門に於いて轉ずるが故に。唯、彼れに於いてのみ有貪の名を立つるなり。

第二釋（第四句）　又、人有り、上二界に於いて解脫の想を起すに由りて、彼れを遮せんが爲めの故なり。謂はく、上界に於いて有貪の名を立てて、[四四]彼れの所緣が、眞の解脫に非ざることを顯はせるなり。

煩惱より色心中に生ずる、卽ち熏習すると共に、能く後に現行する煩惱を生ずるなり。此心中差別の功能を煩惱の種子と言ふなり。

【三三】念の種子は云云。ここに證智(anubhava-jñāna)とあるは、光記に據るに五識後に次ぐ意識相應の智とも、或は、定心相應の智とも或は意識と前五識とに倶に相應する智にして、現量の證の智と稱せらる。唯識學にて言ふ四智中の自證智に相當するものと解すべきか、さて念種子は云云とは、前の證智と倶起の念より生じそれが當來の念を果として生する功能差別（卽ち後の記憶を引き出す種々の功能勢力）を名けて念種子と爲す。故に此の文は、嚴密には、「念種子が是れ前念より生ずるが如く云云」と言ふべきなれど、而も「是れ證智より生ず……」と言へるは、前位の心聚中にては智强きが故に總じて證智と名け、後位の心聚中にては念强きが故に、總じて名けて念と爲せしに依り、念種子は、是れ證智より生じ當來の念を生ずる功能差別なりと言へるなり。但し、經部にては念も智も畢竟するに心の分位に外ならずとするが故に、發生的に先なるを總じて證智といひ、次なるを念といひたるものと解すべきなり。（此喩の解釋にも種種あり）。

【三四】能く念を生ずる因は別物にして不相應法なるべしと云ふ疑を破せんが爲に又た喩を說く。

【三五】・此れはとは念種子のこと。

【三六】彼れとは、煩惱の種子のこと。

【三七】差別の因緣云云。煩惱の種子と念の種子とは倶に但、功能のみありて、別の體性無きが故に區別して取扱ふべき理由なしとの義。

【三八】六六契經(Saṭsaṭka)。六六とは六根・六境・六識・六觸・六受・六愛の意なり。六六經に相當するものは、雜

[29]若し隨眠は相應に非ずと許す者ならば、上の三事は是れ隨眠の所爲なりとは許されざればなり。

經部の解

然るに、經部師の說く所は最も善しとなす。

經部の此の〔中に〕於いて說く所は如何といふに、彼れは說く、「欲貪の隨眠の義なり。然れども、隨眠の體は、心相應にも非ず、不相應にも非ず。[30]別物無きが故なり。[31]煩惱の睡る位を說いて隨眠と名づく。覺る位の中に於いては卽ち纒と名づくるが故なり」と。

問 何をか名づけて睡るとなすや。

答 謂はく、現行せずして種子として隨逐することなり。

問 何をか名づけて覺とするや。

答 謂はく、諸の煩惱が、現起して、心を轉ずることなり。

問 何等をか名づけて煩惱の種子とするや。

答 謂はく、[32]自體の上の差別の功能なり。〔前の〕煩惱より生じて、能く〔後の〕煩惱を生ずること、[33]念の種子は、是れ證智より生じて能く當の念を生ずる功能差別なるが如く、[34]又芽等は前の果より生じて能く後の果を生ずる功能差別有るが如し。

經部更に、大衆部等の計を破す

若し煩惱と別に隨眠有りて心と相應せざるを煩惱の種と名づくと執せば、念の種も但だ功能のみに非ずして、別に不相應有りて能く後念を引生すと許すべし[35] 此れは既に爾らず。[36]彼れ如

諸隨眠、染惱心故、覆障心故、能違善故、非不相應」と（法勝阿毘曇卷二、大正二八、八一七頁下）の心爲使煩惱、障礙淸淨違、諸妙善可得、當知相應使の頌と其の長行釋參照）。

【二六】 未生の善云云とは、上文中の心を覆障するの句の釋にして、已生の善云云とは上文の能く善に違すとの句の釋なり。

【二七】 故に隨眠……云云。若し隨眠が心不相應法ならば、かく三覆障となりて心を左右するが如きこと能はざるべしとなり。

【二八】 此の事とは上の法勝主張の如き三覆障のこと。若しそれとも心不相應行法がかくの如き障をなすならば、不相應行法は常に起りつつありとは、汝の許す所なれば、善法は決定して常に起ること有らざるべし。

【二九】 若し隨眠云云。大衆(犢子)部等隨眠は不相應なりと說く者は、上の如き三事は隨眠の仕業とは云はず、現行の煩惱の所爲と說くが故に、上の理由は證と成らずとの謂。

【三〇】 別物無きが故なりとは、功能を體とする種子は、貪等を離れて別體あるに非ざればなり。

【三一】 煩惱の睡る位云云。大衆(犢子)部にては隨眠を不相應法と見、纒を現行の煩惱と解し、宗輪論の中にも「隨眠は纒と異り、纒は隨眠と異る。說くべし、隨眠と心とは不相應なり、纒と心とは相應なりと」といへり。經部が纒を覺位の名、隨眠を眠位の名としたるは、右大衆部の思想と有部の思想とを調和せんとせし結果の如し。

【三二】 自體(ātma-bhāva)の上の云云。自體とは色心自體の事。卽ち色心身體の上に於て、煩惱の種子は、餘の煩惱ならざる種子と異なるが故に、之を差別の功能と言ふ。此の功能が無意識ながら前に現行せし

し。便ち對法に違す。本論に說くが如し。「欲貪隨眠は三根と相應す」と。

答、有部の正義

毘婆沙師に是の如き說を爲す、「欲貪等の體は卽ち是れ隨眠なり」と。

大衆部等徴

豈に經に違するに非ずや。

有部通ず

經に違するの失なし。〔二二〕「〔經に〕」「並びに隨眠」といふは、並びに〔二三〕隨縛の〔謂〕なるが故に。或は經は得に於いて假りに隨眠と說くこと。〔二四〕火等の中に苦等の想を立つるが如きも、阿毘達磨は實相に依りて、「卽ち諸の煩惱を說きて隨眠と名づく」と說く。

結文

此に由つて、隨眠は是れ相應の法なり。

特に、隨眠相應法論

大衆部等問

何の理を證と爲して〔隨眠は〕定んで相應なることを知るかや

有部答

〔二五〕諸の隨眠は心を染惱するを以ての故に、心を覆障するが故に、能く善に違するが故なり。謂はく、隨眠の力は能く心を染惱し、〔二六〕未生の善を生ぜず、已生の善を退失するなり。故に隨眠の體は〔二七〕不相應に非ざるなり。若し不相應にして能く〔二八〕此の事を爲さば卽ち諸の善法の起る時無かるべし。不相應は恆に現前するを以ての故なり。既に諸の善法、起る時有る容し。故に知る、隨眠は是れ相應の法なることを。

論主の破

此れは皆證に非ず。

所以は何。

稱なりと論ず（以上光記參照）。（稱友は、毘婆沙宗にては纏のみを隨眠と云ひ、犢子宗にては得を隨眠と云ひ、經部宗にては種子を隨眠と云ふとす。以下の問答往來を、この點を論明せんとするにあり。

【二〇】 契經云云。此の經文出所不明なり。經意は「或る一類の衆生ありて、たとひ一時欲貪纏の爲めに縛せらるるも決して纏ぜられたるまま永く住するにあらずして、暫時にして之を遣除し、出離の方便を知るものあらば彼は欲貪纏を遣除し、幷に隨眠を斷つ」と。此の經中欲貪纏以外に隨眠を數へし所より判ずれば、欲貪と隨眠とは別種ならざるべからずといふ所にあり。

【二一】 若し是れ云云。更に之を欲貪の隨眠と解するならば、所詮、それは大衆部の主張するが如く隨眠を心不相應の義と解せざるべからざるも、（宗輪論參照）、かくしては發智論第六（大正二六、九四六頁下）に「欲貪隨眠は喜憂捨の四根に相應す」（毘曇部十一、一六六頁）とこれを相應法（心心所）としたるに違反することとならんとなり。

【二二】 前所引の經の末文に、「並びに隨縛を斷ず」とあるは、但、欲貪の體を斷ずるのみならず、並びに貪の相應法と所緣との隨縛をも亦斷ずるが故にかく言へるのみとなり。

【二三】 隨縛とは、他の煩惱の生ずるに隨順してある狀態又は作用を云ふ。欲貪に屬する此の隨縛を隨眠と言へるなり。

【二四】 火卽苦に非ざるも、火は苦の原因なるが故に、火のことを苦といふが如く、貪等の隨眠の得を暫らく隨眠といひ、その得を斷ずることを「並びに隨眠を斷ず」といへるなりと。

【二五】 諸の隨眠云云。この答は、正理及び光理に據るに、法勝論師の說によるものなり。彼の義に謂く「以

なり。

二貪と七隨眠　論じて曰はく、即ち前に說く所の六隨眠の中にて、貪を分ちて二と爲す。故に經には七と說く。

何等を七と爲すや。

一には欲貪隨眠(kāmarāgānuśaya)、二には瞋隨眠(pratighānuśaya)、三には有貪隨眠(bhavarāgānuśaya)、四には慢隨眠(mānānuśaya)、五には無明隨眠(avidyānuśaya)、六には見隨眠(dṛṣṭyanuśaya)、七には疑隨眠(vicikitsānuśaya)なり。

貪と隨眠との體の同異論　[一九]欲貪隨眠は、何なる義に依りて釋するや。欲貪の體は卽ち是れ隨眠なりと爲さんや。是れ欲貪の隨眠の義なりと爲さんや。餘の文の義に於いて徵問することも亦爾り。

有部返問　若し爾らば、何なる失ありや。

外、出過　二、俱に過有り。

若し欲貪の體が卽ち是れ隨眠ならば、便ち契經に違す。[二〇]契經に說くが如し。「若し一類有り、多時に於いて欲貪纒の爲めに心を纒ぜられて住するには非ずして、設ひ心に暫爾欲貪纒を起すも、尋いで實の如く出離の方便を知るものあらば、彼れは是れ欲貪纒に於いて能く正に遣除し並びに隨眠を斷ず」と。

[二一]若し是れ欲貪の隨眠の義ならば、隨眠は是れ心不相應なるべ

上の六隨眠の中、貪を開きて二として經には七隨眠と說くこと有り。欲界の欲貪と上二界の有貪とは、其間自ら大なる差別有りて、殊に上二界の有貪は、欲貪の如く外境に味著すること無しと雖も、上二界の勝定に味著して、常に內門に轉じ、殊に或種の人人は上二界の身を以て解脫涅槃なりと執する者あるが故に、之を遮せん爲に、佛は特に欲貪と分ち、有貪の重大なる意義を知らしめんと欲せしなり。

【一九】欲貪隨眠は何なる云云。煩惱には後に述ぶるが如く、種種の名稱あり。煩惱(kleśa)隨眠(anuśaya)纒(paryavasthāna)……等なり。然ども此等にはその用法に多少の相違あり。殊に學派の相違によりて可なり異れる意味に用ゐられたることあり。今の論點となれる所は、欲貪隨眠を解するに欲貪卽ち隨眠の義と解すべきか、將た欲貪の隨眠といふ義と解すべきかにあり。若し欲貪卽隨眠と解すれば、欲貪の現行の煩惱なるに應じて、隨眠も亦現實的煩惱を意味することとなり、隨眠とは要するに惱煩の一異名に過ぎざることとなれども、若し欲貪の隨眠と解すれば、實にその隨眠とは何ぞやの問題を惹起せざれば收まらざるなり。之を有部、大衆部、の三派に徵するに、有部は隨眠を現行の煩惱の義にとりて欲貪卽隨眠と解すれど、大衆部は隨眠を煩惱の起れる位に、自己の身中に引發せらるる一種の勢用の義なりと解し、之を心不相應法の一類と見做し、欲貪の隨眠は、要するに欲貪の惹起したる心不相應法の名稱となるべしと言はんとせり。更に經部は隨眠を煩惱の種子の義なりと解し、煩惱の眠れる位を隨眠と名け、その覺めたる位を纒と名くと主張するが故に欲貪卽隨眠と解するは不可能なれば、欲貪の隨眠の義にて、而もそは所詮現行ならざる種子としての欲貪の名

を引くこと、五には[九]業有を發すこと、六には[一〇]自具を攝すること、七には[一一]所緣に迷ふこと、八には[一二]識流を導くこと、九には善品を[一三]越えしむること、十には[一四]廣く縛する義あること〔是〕なり、自の界地を越ゆること能はざらしむるが故なり。此れ〔等の、十事を爲す〕に由りて、隨眠は能く有の本と爲るが故に、業は此れに因りて有を感ずるの能有るなり。

六　隨　眠

此れは略して知るべし、差別に六有ることを。謂はく、貪(rāga)と瞋(pratigha)と慢(māna)と無明(avidyā)と見(dṛṣṭi)と疑(vimati vicikitsā)となり。

頌中の亦字の意義

頌に、「亦」の言を說く〔その〕意は、[一五]慢等も亦貪の力に由りて境に於いて隨增することを顯はすなり。

貪に由りて隨增するの義は、後に辯ずるが如し。

〔頌の〕「及び」の聲は、六の體が各不同なることを顯はす。

第二節　七　隨　眠[一六]

七　隨　眠

若し諸の隨眠の體にして唯六有るのみならば、何に緣りて[一七]經には「七隨眠有り」と說くや。

頌に曰はく、

(2) [一八]六は貪の異に由りて七なり。　有貪は上二界のなり。
　　內門に於いて轉ずるが故なり。　解脫の想を遮せんが爲め

【九】業有とは、業卽有にして後有を招くの業をいふ。

【一〇】自具とは、煩惱自らの資糧となるものにして、非理の作意卽ち不如實の思惟のこと。

【一一】境を了ぜず、正慧を損するが故に、所緣に迷ふなり。

【一二】識流とは、二有り。次の生を受くるに際して父母に愛念を起すを續生の識といひ、所緣の境に觸れて起すを觸緣の識といふ。ともに染汚の識に關していふ。導くとは引導引起の意なり。

【一三】越えしむとは違せしむるの義。卽ち、善品を違越し、善品を退失するなり。

【一四】廣く縛するとは、煩惱に由るが故に有情をして三界九地の中の自界自地をして脫し得ざらしむるをいふ。

【一五】瞋のみが貪の力に由て境に於て隨增するに非す

【一六】七隨眠に就きては、特に、婆沙卷五〇（毘曇部九、一五九頁以下）、舊譯卷一四、二五二頁下、正理卷四五、卷記卷一九、（二九一頁下）參照。

【一七】經。雜阿含卷十八（大正二、一二七頁上）七使論增阿含卷第三十四、七日（大正二、七三八頁下）長阿含卷一〇、十上經（大正一、五四頁中）同卷第一一、增一經（大正一、五八頁中の七使論）等參照。

【一八】〔ṣaḍ ami api
(2) rāgabhedena saptoktāḥ].
bhavarāgo dvidhātujaḥ
antarmukhatvāt
tanmokṣasaṃjñāvyāvṛttaye smṛtaḥ.
舊譯—復說彼、　　六由欲別七、
有欲二界生、　　內門起故說、

卷の第十九〔分別[一]隨眠品第五の一〕

本論第五編　隨眠品

第一章　根本隨眠論

第一節　隨眠の性能と根本隨眠

業と隨眠との關係

[二]前に、世の別は皆業に由りて生ずと言ひたり。〔而して是の如き〕業は隨眠に由りて方に生長することを得。隨眠を離れたる業は[三]有を感ずるの能無きなり。

根本隨眠

所以は何ん。隨眠に幾く有りや。

頌に曰はく、

(1)[四]隨眠は諸有の本なり。　此れが差別に六有り。
謂はく、貪と瞋と、亦慢と、無明と見と及び疑となり。

隨眠は有の本

論じて曰はく、此の隨眠は是れ諸有の本なるに由るが故に、業は此れを離れては有を感ずるの能無きなり。

問　何が故に隨眠は能く有の本と爲るや。

答　諸の煩惱は、現起すれば、能く十事を爲すを以ての故なり。〔所謂其の十事とは、謂はく〕一には[五]根本を堅くすること、二には[六]相續を立すること、三には[七]自田を治むること、四には[八]等流

七七〇

【一】隨眠品。隨眠(anuśaya)とは貪等の根本煩惱をいふ。此品は亦纏垢等をも明すと雖も隨眠は根本なるが故に、取りて以て品名とす。

【二】前にとは、論卷第十三、初頭の頌意參照。

【三】有とは三有卽ち欲・色・無色の三界のこと。

【四】(1) mūlaṃ bhavasyānuśayāḥ, 〔ṣaḍ rāgaḥ pratighas tathā māno 'vidyā(ca) dṛṣṭiś (ca) vimatiḥ〕.

舊譯—隨眠惑有ㇾ本、　六、謂如ニ欲、瞋、憍慢、無明、見、　心疑一、

所謂隨眠に六有り。貪以下疑に至る六は卽ち是れにして、此の隨眠は、「根本を堅くす」以下の十事をなすに由りて、此の隨眠より發する業は能く欲等の三有を引起し得るなり。此の意味に於いて隨眠を三有の根本といふなり。

【五】根本とは煩惱の得のこと。卽ち煩惱の起ることによりて、煩惱の得を益益堅固にして、離れ難からしむるをいふなり。

【六】相續とは煩惱の後念の相續を屢々能く連續して起らしむること、立とは起す意。

【七】自田を治む。田とは煩惱を生ずる依身のこと。治むとは煩惱の蕃殖に適するやうに仕立ること。

【八】等流とは、自の如く隨煩惱を引起すること。

無爲は非應習　何が故に無爲を應習と名づけざるや。

數習して増長せしむ可からざるが故なり。又、習は果の爲めなるも、此には果無きが故なり。

解　脫

解脫涅槃を亦、無上とも名づく。一法として、能く涅槃より勝れて是れ善、是れ常にして、衆法を超ゆるもの無きを以ての故なり。餘の法は有上なるの義、准じて已に成ずるなり。

能發とは、即ち是れ能く此の三〔業〕を起すものにして、其の所應の如く、受・想等の法なり。

此の中、[二二一]書と印とは、前の身業と及び彼れの能發の五蘊とを體と爲す。

次に、算と及び文とは、前の語業と及び彼の能發の五蘊とを以て體と爲す。後の、數とは、應に知るべし、前の意業と及び彼の能發の四蘊とを以て體と爲すことを。但だ意思のみ能く法を數ふるに由るが故なり。

第二節　諸法の異名

諸法の異名

[二二二]今應に略して諸法の異名を辯ずべし。

頌に曰はく、

(127)善の無漏を妙と名づけ、　染を有罪、覆、劣といひ、
善の有爲は應習といひ、　解脱を無上と名づく。

善の無漏　染法

論じて曰はく、[二二三]善の無漏法を亦名づけて妙と爲す。諸の染汚法は、亦、有罪とも有覆とも及び劣とも名づく。[二二四]此の妙と劣とに准じて、餘の中なるは已に成ずるが故に、頌には辯ぜず。

善の有爲

[二二五]諸の有爲の善を、亦、應習とも名づく。餘が應習に非ざるは義准じて已に成ず。

【二二〇】如理に起す所云云。正しく書印等の加行を起す處の身・語・意、並にその身・語・意を發する所の四蘊乃至五蘊は、書印等の自體なりといふ義。

【二二一】書と印とは、婆沙に、所造の字及び所造の印に非ずして、能造の字法及び能造の印法なりと言へり、故にこは、因に果名を立つるなり。

【二二二】今應に云云。業品の最後に當りて、諸法を修行の立場より判じて、その異名を明にせんとしたり。頌の第一句は道諦及び擇滅の異名を擧げ、第二句は染法の異名を擧げ、第三句は有爲善の異名を、第四句は解脱のそれを明にしたるものとす。

(127) sāvadyā nivṛtā hīnāḥ
kliṣṭā[dharmāḥ], śubhāmalāḥ
praṇītāḥ, saṃskṛtaśubhāḥ
sevyāḥ, mokṣas tv anuttaraḥ.

舊譯—有ニ訶覆ニ下性、　染汚善無流、
美妙、有爲善、　應事、脫無上。

【二二三】以下の中、善の無漏法は、有漏無漏と擇滅とを以て體と爲し、諸の染汚法は、不善と有覆無記法とを以て體と爲す。

【二二四】此の妙と劣と云云。妙と劣との中間に屬する善有漏の法又は無覆無記法等を餘の中なるものといふ。即ち餘の中の法は妙と劣とに准じて自ら明ならんとなり。

【二二五】諸の有爲の善云云。善の有爲とは道諦の如きをいふ。こは修習して增長せしむる必要あるを以て、習ふべきものといへるなり。

順解脫分

〔二〇五〕順解脫分とは、謂はく、定んで能く涅槃の果を感ずる善なり。此の善生じ已るとき、彼の有情をして名づけて身中に涅槃の法有りと爲さしむ。若し生死には過有り、諸法は無我なり、涅槃には德有りと說くを聞きて、身毛爲めに竪ち、悲泣して涙を墮すことあらば、當に知るべし、彼れは已に順解脫分の善を植ゑたることを。雨を得る場に芽の生ぜるもの有るを見て、其の穴の中に先より種子有りしことを知るが如し。

順決擇分

〔二〇六〕順決擇分とは、謂はく、能く聖道の果を感ずる善にして、即ち煖等の四なり。〔是れは〕〔二〇七〕後に當に廣く說くべし。

第九章　業品餘論

〔二〇八〕第一節　書・印・算・文・數の自體

書印算文數の自體

〔二〇九〕世間に說く所の書と印と算と文と數との如き、此の五の自體は、云何ぞ知るべきや。

頌に曰はく、

(126)諸の如理に起す所の、三業と並びに能發とを、
次の如く、書と印と算と文と數との自體と爲す。

論じて曰はく、〔二一〇〕如理に起すとは、正しき加行にて生ずるとの謂なり。三業とは、應に知るべし、卽ち身・語・意なることを。

感すべき「業類」の謂なり。

(125b) puṇya[nirvāṇa] nirvedhabhāgīyaṃ [kuśalaṃ tridhā]

舊譯—福解脫決擇、　　能感善有レ三、

因みに、梵文は舊譯と共に、順福云云の頌の後二句相當文を欠く。

【二〇四】順福分の善(puṇyabhāgīya kuśala)。婆沙論七(前揭)には、順福分善根は、生人と生天との種子を種ゆ、生人種子は、能く人中の高族富貴に生じ、乃至轉輪聖王に生ぜしめ、生天種子は色・無色界天に生じ、乃至、梵王、帝釋天等に生ぜしむ等と言へり。

【二〇五】順解脫分の善(mokṣabhāgīya kuśala)。婆沙に曰く、「順解脫分の善根は決定解脫種子を種え、此に因りて決定して涅槃の果を得せしむ」と。

【二〇六】順決擇分の善(nirvedha-bhāgīya kuśala)。婆沙論七に曰く、「順決擇分の善根に、煖頂忍世第一法を謂ふ」と。

【二〇七】後にとは、賢聖品參照。

【二〇八】婆沙卷第一二六、(毘曇部十三、二三三頁以下)、舊譯卷一三、二五四頁中、正理四四、光記一八、二八八頁下參照。

【二〇九】世間に說く所云云。以上種種の方面に涉りて業を論じたる最後に、世間の日常事に關する業の自體を明にせんとするは此段の目的なり。所謂日常事とは、手書、手印、語算、文章、計數なり。

(126) [trividhaṃ]sasamutthānaṃ
[karma]yogapravartitam,
lipir mudrā[sa]gaṇanaṃ
kāvyaṃ saṃkhyā[yathākramam].

舊譯—如レ理所レ成業、　　共緣起有二三、
字印及算量、　　文章數次第。

じ」と。

〔頌中の〕「等」の言は是の如き異説を顯はさんが爲なり。

第十四節[一九九]　法施

法施

財施は已に說きつ。[二〇〇]法施は云何。

頌に曰はく、

(125a)法施は、謂はく、實の如く　無染に經等を辯ずるなり。

論じて曰はく、若し能く實の如く諸の有情の爲に無染心を以て、[二〇一]契經等を辯じて、正解を生ぜしむるとき、名づけて法施と爲す。故に顚倒或は染汚心にて、利と名譽と恭敬とを求めて〔契經等を〕辯ずる者有らば、是の人は自他の大福を損ず。

第十五節[二〇二]　順三分の善

順三分善

[二〇三]前に已に別して三福業を釋しつ。今、經の中の順三分の善を釋すべし。

頌に曰はく、

(125b)順福と順解脫と、　順決擇との分の三なり。
愛果と涅槃と、　聖道とを感ずる善なり、次いでの如し。

順福分

論じて曰はく、[二〇四]順福分と言ふは、謂はく、世間可愛の果を感ずる善なり。

【一九八】めて法輪を轉ず（一勝行）の六行を加へたるを十勝行といふと。

【一九九】婆沙卷第二九（毘曇部七、一三七頁以下）舊譯卷一三、二五二頁上、正理四四、光記一八、二八八頁上參照。

【二〇〇】上說の財施(āmiṣadāna)に對し以下法施(dharma-dāna)を解說す。要は能說法者が無染心を以て契經、毘奈耶(律)及び論等を辯じ、善巧覺慧を所說者に生ぜしむることを得れば卽ち是れ法施にして、文義を顚倒し、或は自己の利益、名譽・恭敬等の染汚心有りて、辯ずる者は能化と並びに所化と二者の大福を損ずるものとにして施に非ずとなり。

(125a)〔dharmadānaṃ〕 sūtrādīnām
〔samyag〕akliṣṭadeśanā.

舊譯―法施如實理、　無染說經等。

【二〇一】契經とは、一般阿毘達磨にては十二部敎中の前十一經を指すを恒とせり。十二部經とは、契經・應頌・與記別・諷頌・自說・因緣・譬喩・本事・本生・方廣・希法・論議を指す、詳細は、婆沙卷第一二六（毘曇部十三、二三一頁以下）及び正理卷四四、光記等參照せよ。

【二〇二】本節に就きては、特に婆沙卷第七（毘曇部七、一三六頁以下）、舊譯卷一三、二五二頁上）正理四四、參照。

【二〇三】前に等。上に施・戒・修の三福業事を敍せしかば、之れに對し今は順三分の善を解說するなり。前の三福業事が大福・生天・解脫を感得する「福業事」なるが如く、是の順三分善は福と解脫と聖道とを果とする「三種の業類」（舊譯）なり。蓋し、順は能順の義、分は是れ別の義にして、福等三分の不同なるを能順招

第十三節[一八九] 梵福量と其果

梵福

[一九〇]經に四人あり、「能く梵福を生ず」と說く。〔四人とは〕一には[一九一]如來の馱都を供養せんが爲に[一九二]窣堵波を未だ曾てあらざる處に建つるもの、二には四方の僧伽を供養せんが爲に寺を造り園を施し[一九三]四事を供給するもの、三には[一九四]佛弟子の破し已るを能く和するもの、四には有情に於いて普く慈等を修するものなり。

梵福の量

是の如き梵福は其の量云何。

頌に曰はく、

(124b)[一九五]劫の生天を感ずる等を、一の梵福の量と爲す。

先軌範師の解

論じて曰はく、[一九六]先軌範師は是の如き說を作す。「福に從ひて能く一劫の天に生じ、諸の快樂を受くることを感ず、是れ一の福量なり。彼れの所感に由りて快樂を受くる時が梵輔天の一劫の壽に同じきが故なり。〔これ〕餘部に於いて、有る伽他に言ふを以てなり。

[一九七]信正見有る人の、十勝行を修する者は、
便ち梵福を生ずと爲す。〔一〕劫の天樂を感ずるが故なり」

と。

毘婆沙師の解

毘婆沙師は是の如き說を爲す。「卽ち[一九八]〔前に菩薩の〕妙相業を分別せし中に於いて、辯じたる所の福量は、此れ卽ち彼れに同

【一八九】梵福に就きては、婆沙卷第八二(毘曇部十一、二〇頁以下)舊譯卷一三、二五二頁上、正理四四、光記一八、二八七頁中以下參照。

【一九〇】經に四人云云。增一含卷二一(大正二、六五六頁中)にある說に基きて、梵福とは、いかなるかを說明せんとする段なり。

【一九一】如來の馱都(Tathāgatasya dhātu)。如來の遺身舍利(sarīra)をいふ。

【一九二】窣堵波(stūpa)。舍利を安置する處。

【一九三】四事を供給すとは、飮食衣服、臥具、醫藥を供養するをいふ。

【一九四】佛弟子の破し已るとは、僧伽の分立せるを調和するをいふ。

【一九五】(124b)〔brāhmaṃ puṇyaṃ catuṣkasya〕,
kalpaṃ svargeṣu 〔modanāt〕.
舊譯―四業名₂梵福₁、　劫生天樂故。

【一九六】先軌範師とはに就きて、光記は、こは經部又は大衆部師、或は當部の異師なりとて、不決定なり。稱友の他處の釋には無著等の瑜伽師なりとあり。

【一九七】信正見ある人云云。
舊譯―有信正見人、　若修₂十勝行₁、
即生₂梵福業₁、　劫生天樂故。
これ梵福とは梵輔天の福と等しきことを證明せんが爲めに引用せる頌なり。蓋し頌に梵福を生ずといひ、之を解して劫天樂卽ち一劫天に生じて一劫の間、樂を受くといへるは梵輔天の果報と同じければなり。尙ほ十勝行に就ては種種の解あれど眞諦に從へば(光記の引用による)上の四梵福を生ずる四人の四行の外に、父と母と如來との命を救はんが爲めに自身を捨つること(三勝行)、正法の中に自ら出家し、他を出家せしむ(二勝行)、及び未だ法輪の轉ぜざる處、佛敎無き地にて初

修類の福業事

已に戒類を辯じつ。[一八六]修類を當に辯ずべし。

頌に曰はく、

(123b)等引の善を修と名づく。極めて能く心に熏ずるが故なり。

等引

論じて曰はく、等引の善と言ふは、其の體是れ何ぞや。

謂はく、[一八七]三摩地の自性と倶有となり。

修

修は何の義に名づくるや。

謂はく、心に熏習することなり。定地の善は、心相續に於いて極めて能く熏習して德類を成ぜしむること、花の苣蕂に熏ずるが如くなるを以てなり。是の故に獨り修と名づく。

第十二節　戒修二福業事の果

[一八八]前に施福の能く大富を招くことを辯じつ。戒と修との二類の所感は云何。

戒修の果

頌に曰はく、

(124a)戒と修とは、勝れて次いでの如く、生天の解脱とを感ず。

論じて曰はく、戒は生天を感じ、修は解脱を感ず。

戒は生天修は解脱

〔頌に〕「勝れて」と言へるは、勝るるに就きて言を爲すことを顯はさんが爲めなり。謂はく、施も亦能く生天の果を感ずれども勝るゝに就きて戒と說き、持戒も亦能く離繫果を感ずれども、勝るゝに就きて修と說くなり。

【一八六】修類云云。三福業事中、第三の修類、即ち禪定を說明す。

(123b) samāhitaṃ tu kuśalaṃ
[bhāvanā, cittavāsanāt].

舊譯—寂靜地善業、　修、能熏ㇾ心故。

【一八七】三摩地の自性云云。三摩地(samādhi)の自性とは、三摩地即ち心を平等に持して一境に注ぐことにして、この心一境と倶有なる五蘊とを總括して等引の善と名くとなり。

【一八八】前に云云。施・戒・修の中、前に施福に關してその果を述べたるを以て、ここに修と戒と福業の果を述べんとする一段なり。

(124a) svargāya śīlaṃ prādhānyād
visaṃyogāya bhāvanā.

舊譯—由勝戒感天、　修感相離果。

四德

四德と言ふは、一には犯戒の爲めに壞せられず。犯戒とは、謂はく、前の諸の不善の色なり。二には彼の〔犯戒の〕因の爲めに壞せられず。彼の因とは、謂はく、貪等の煩惱と隨煩惱となり。三には治に依る。謂はく、[一八二]念住等に依るなり。此は能く犯戒及び〔犯戒の〕因を對治するが故なり。四には滅に依る。〔卽ち〕、[一八三]涅槃に依るをいふ。涅槃に廻向するも、勝生〔を求むる〕に非ざるが故なり。

戒淨に對する異說

〔頌中の〕「等」の言は復た異說有ることを顯はさんが爲めなり。

異說の一

[一八四]有るは說く、「戒淨は五種の因に由る。一には根本淨と、二には眷屬淨と、三には尋の害するに非ざると、四には念攝受すると、五には寂に廻向するとなり」と。

異解二

有餘師は說く、「戒に四種有り。一には怖畏戒、謂はく、[一八五]不活と惡名と治罰と惡趣との畏を怖るるが故に、尸羅を受護するなり。二には希望戒、謂はく、諸有と勝位と多財と恭敬・稱譽とを貪りて淨戒を受持するなり。三には順覺支戒、謂はく、解脫及び正見等を求めんが爲めに淨戒を受持するなり。四には淸淨戒、謂はく、無漏戒なり。彼れは永く業と惑との垢を離るるが故なり」と。

第十一節 修類の福業事

【一八二】念住等云云。四念住、四正斷等の修行法を指す。

【一八三】涅槃に依る。涅槃を目標として持戒し、人間天上等の有漏果を目的とせざるをいふなり。

【一八四】有るは云云。之は第一說の後半積極的說明に類似す。五箇の條件を提示して之に忠實なるは持戒にして、そは亦やがて淸淨なりと云ふに有り。所謂五箇の條件を雜心論卷第八(大正二八、九三三頁、中)によりて說明せば次の如し。
一に根本淨とは惡の根本業道を離るること。
二は眷屬淨とは殺生等の方便を離るること。
三に非尋害とは欲・恚・害の三惡覺の惱亂を離るること。
四に念攝受とは三寶を攝受し念ずること是を以て亦諸の無記心をも離るゝこと。(稱友は、四念住に堅住すること、又は戒を念ずることと言ふ)
五に廻向寂とは涅槃を求むる爲めにのみ持戒するも、勝生、富財等を求むるに非ざること。

【一八五】不活とは生活し行けざるとの恐より持戒するをいふ。

第十節[一七八]　戒類の福業事

戒類の福業事

[一七九]施類の福業事の傍論は、已に了りぬ。今次に應に戒類の福業事を辯ずべし。

頌に曰はく、

(122)　[一八〇]犯戒と及び遮とを離るるを、　戒と名づけ、各に二有り。

(123α)　犯戒と因とに壞せらるるに非ざると　治と滅とに依るとにて、淨なる等なり。

戒の自性と差別

[一八一]論じて曰はく、諸の不善の色を名づけて犯戒と爲す。此の中、性罪に犯戒の名を立つ。遮とは、謂はく、〔佛の〕遮する所の非時食等なり。性罪には非ずと雖も、佛が法及び有情を護らんが爲めに、別意を以て遮止せるものなり。受戒せる者が犯せるをも亦犯戒と名づくるも、〔ここには〕性罪を簡ばん〔爲めの〕故に、但だ遮の名を立つ。

性戒・遮戒

性及び遮〔二罪〕を離るるを俱に說きて戒と名く。

戒の意義

此れに各に二有り。謂はく、表と無表となり。身・語業を以て自性と爲すが故なり。

已に略して戒の自性と差別とを辯じつ。

淨不淨

若し四德を具するときは清淨の名を得、此れと相違すれば不清淨と名づく。

【一七八】 雜心論卷第八（大正二八、九三三頁）、舊譯一三、二五頁中、正理四四、光記一八、二八六頁下）以下參照。

【一七九】 施類の福業事云云。施戒修の三福業事を說明するに當りて、施類に於て可なり詳しく、而も橫道にまで入りて述べたるを以て、（之を傍論といふ）今之を終りて、次ぎに戒類の說明に入るべしとなり。

四句ある中、初の二句は戒の自性と差を明にし、後の二句はその淨不淨を明にしたるものとす。尙ほ、末句に等とあるは之に異說あるを示すものとす。

【一八〇】 (122) 〔dauḥśīlyam aśubhaṃ

rūpaṃ śīlaṃ tadviratiḥ, dvidhā,

buddhena pratiṣiddhāc,

ca pariśuddhaṃ caturguṇam〕.

舊譯—邪戒謂惡色、　正戒離此二、

及是佛遮制、　此淸淨四德、

(123α)〔dauḥśīlyataddhetvakṣiptam

tadvipakṣaśamāśrayam〕.

非邪戒因汚、　依對治寂滅。

以上第一の施類の福業事を詳論し來りて、第五に戒類の福業事を述ぶ。一に戒の自性と差別とを說き、上に淨不淨等の異名及び異說を說く。

【一八一】 論じて曰く云云。「但だ遮の名の立つ」までは、頌文にある犯戒と遮との名義と限界とを明にせんとしたるものなり。卽ち茲に犯戒といへるは身三口四の不善色、卽ちそれ自身に罪惡たる性罪の義にして、遮罪といふは、それ自身が罪にあらざるも、性罪の因となるの恐よりして佛陀の特に制せられたるものをいふといふ義なり。

但だ心を起すのみに非ざるが如く、是の如く大師は已に過去すと雖も、追つて敬養を申べて身語業を起すときには、方に多くの福を生じ、但だ心を起すのみに非ざるなり。

第九節　施業の果は心に依存す

果は心に由る

[一七四]若し善田に於いて施業の種を植うるときは、愛果を招く可きも、若し惡田に於いてせば、施すと雖も但だ非愛の果を招くべけん。

此は爾らず。

所以は何。

頌に曰はく、

(121b) 惡田には愛果有り。　種と果とは無倒なるが故なり。

種果無倒

論じて曰はく、現見するに、田の中にては種と果と無倒なり。[一七五]末度迦の種よりは末度迦の果生じ、其の味極めて美し。[一七六]賃婆の種よりは賃婆の果生じ、其の味極めて苦し。田の力に由りて種と果とに、倒有るには非ず。是の如く、施主は惡田に於いてすと雖も、他を益する心もて諸の施種を植うるときは、但だ愛果をのみ招きて非愛なるものに非ず。[一七七]然れども田の過に由りて、植うる所の種が、或は果を生ずること少く或は果をして全く無からしむることあり。

【一七四】若し善田に等。相手が價値なきものにても、それに施せば功德ある所以を明にす。之れ、前前より述べ來れるが如く、施の主體は無貪心にあるが故に、田の如きは寧ろ第二次的なればなり。

(121b) kukṣetre 'piṣṭaphalatā phalabījāviparyayāt.

舊譯—惡田有好果、　果種不倒故。

【一七五】末度迦(mṛdvikā)。舊論に謂ゆる蒲桃なり。

【一七六】賃婆(nimba) Azadirachta Indica。

【一七七】然れども云云。これ施は第一義諦としては、その心根に依存すれど、又、田の好惡によりて、果福に相違あることを示すなり。

受類の福とは、施されたるの田が施物を受用するとき、施の福の方に起るを謂ふなり。

制多の施は捨福なり

制多に於いて奉施する所の供具は受類無しと雖も、捨類の福有るなり。

難 彼れ已に受けず。福は何に由り生ずるや。

反難 復た何の因を以てか福の生ずるは要らず彼れの受くるに由るも、受けずんば生ぜずと知るや。

難者の答 受けずんば、他に於いて攝益無きが故なり。

論主通ず 此は定證に非ず。若し福は要らず他を攝益するに由りて成ずとせば、則ち[一七一]慈等を修すると、及び正見等とは、應に、福を生ぜざるべし。是の故に、應に制多を供養するときは多くの福生ずること有りと許すべし。慈等を修するが如し。謂はく、一りの慈等の定を修するもの有り、受者及び他を攝益すること無しと雖も、而も自心より無量の福を生ずるが如く、[一七二]是の如く有德の者は已に滅して過去すと雖も、而も追つて敬養を申ぶるとき、福は自心に由りて生ずるなり。

難 [一七三]豈に、此の施と敬業とを唐捐にせざらんや。

答 爾らず、業を發すれば、心方に勝るが故なり。謂はく、一り有り、怨家を害せんと欲するとき、彼れの命終ると雖も猶怨想を懷き、種種の惡の身語業を發起すれば多くの非福を生じ、

【一七一】慈等を修する云云。慈悲喜捨の四無量心に住して、禪を行ずるときは平等に與樂の意樂を發起するも、別にそれによりて其時直接に他人が實際に慈悲等を受くることなし。亦、自己が正見に住すとも、必ずしもそれによりて、他人が利益すと限らず。而も自心の善心によりて無量の功德生ずるなり。

【一七二】是の如く有德云云。制多は佛を初めとして有德者の紀念禮拜の爲めに建立する者なれば、之に布施することは軈て、有德者を追善供養することとなり、自心より無量の福生ずる。

【一七三】豈に此の施云云。制多に供養する功德は自の心より生ずとせば、施物を捧げ又は禮拜するが如きは畢竟無用の勞費ならずやとの難なり。

て増長と名づけず。若し此れが圓滿せば〔その時は〕亦、増長の名を得。

無惡作對治　〔一六七〕「惡作と對治と無きに由るが故に」とは、謂はく、追悔無く對治の業無きことなり。

伴　〔一六八〕「伴有るに由るが故に」とは、謂はく、不善業を作すに不善を助伴と爲すことなり。

異熟　「異熟に由るが故に」とは、謂はく、定んで異熟を與ふことなり。

善は此れに翻じて應に知るべし。

善業の造作・増長　〔一六九〕此れに異る諸の業を唯造作とのみ名づくるなり。

第八節　制多に施す福

制多に施す福　〔一七〇〕前に明せし所の如し。未だ欲を離れざるもの等が已れの所有を持つて制多に奉施するとき、此の施を名けて唯、自益の爲のみと爲す」と。受者無きに、福は如何にして成ずるや。

頌に曰はく、

(121)α 制多は捨類の福なり。　慈等の如し、受無きなり。

捨福と受福　論じて曰はく、福に二類あり。一には捨、二には受なり。

捨類の福とは、善心に由りて但だ資財のみを捨するに、施の福の便ち起るを謂ふなり。

とのみ名くとの義。

【一六七】惡作無きに由るとは、惡業を作し已りて追悔心無きをいひ、對治無しとは、惡業を作し已りて、懺悔・發露等の善く惡業を對治する業の無きを謂ふ。このとき業は造作とも増長とも名くとなり。

【一六八】伴云云。順正理論卷第四十四に曰く「如下盜二他財一、復汚二他室一、殺二他子一等上」と。

【一六九】此に異る……とは、右の五種の因無きものは、造作とのみ名くるも増長とは名けずとなり。

【一七〇】前に明す所云云。途中に一般的業論を述べて、再び施論に歸りて、制多(寺社)に施すの功德を論ずるなり。

(121α)〔caitye tyāgānvayaṃ puṇyaṃ〕, maitryādivad agṛhṇati.

舊譯―支提捨類福、　如慈雖不受。

此れに翻ずるは最も輕し。

此れを除きて中間のは、最輕〔最〕重のものには非ざるなり。

第二項　完全不完全に基く業の輕重

增長業

[一六四]契經に說くが如し。「二種の業有り。一には造作業、二には增長業なり」と。

何に因りて業を說きて增長と名づくるや。

五種の因に由る。

何等をか五と爲すや。

頌に曰はく、

(120)審思と圓滿と、惡作と對治と無く、

伴と異熟と有るに由るが故に、此の業を增長と名づく。

審思

論じて曰はく、「審思に由るが故に」とは、[一六五]彼れの作す所の業が、先に全く思はざるに非ず、卒爾に思ひて作すに非ざるを謂ふなり。

圓滿

[一六六]「圓滿に由るが故に」とは、謂はく、諸の有情の中には、〔三惡行に於て〕或は一の惡行に由りて便ち惡趣に墮つるあり。或は乃至三に〔由るもの〕あり。〔十業道の中に於て〕、或は一の業道に由りて便ち惡趣に墮つるあり。或は乃至十に〔由るもの〕あり。此の中にて、若し此の量の業に齊りて　に惡趣に墮つべきもの有るに、未だ〔其の業の〕圓滿せざる時を、但だ造作とのみ名づけ

【一六四】契經云云。上に業の六因に基きて其の輕重を定め、玆には果報招得の因として資格の完不完に依りて自ら又輕重有ることを論ず。その完きを增長業(upacita karman)と稱し、

一、有意的、用意的(審思)なること。
二、十全的、輳合的なること(圓滿)。
三、後悔、懺悔等業力を損ずる事情なきこと。
四、更に如上の主因を助くるに種種副的動因又は條件の具備すること(伴)。
五、必ず異熟の果報を招感すべきものたること(異熟)。

等右の如き五箇の條件あるを增長業と名く。而して之れ等の各項に就いて未だ具備せざる所有るを造作業とのみと稱するなり。

(120) (saṃcetanāsamāptatvā-
kaukṛtyāpratipakṣataḥ
parivāravipākāc ca
karmopacitam ucyate).

舊譯—故意作圓滿、無二憂悔對治一、
由二伴類果報一、說三業所二增長一。

【一六五】彼の所作の業が、先に全然考へざりしことには非ず亦、卒爾の思付きに過ぎざるにも非ざる時は、その業を造作とも增長とも名くるも、若し審思せざるものなれば、造作とのみ名くるも增長とは名けざるなり。

【一六六】圓滿に由るが故に等。惡趣に墮するには、その業に一定の量あり。然るに同じ惡業を有しても、一業にて直ちに惡趣に墮すべき資格を具備する件もあれば、時に二業三業乃至九業に及びて初めてその資格を具備する場合もあり。圓滿といふは、この墮惡趣の資格を具備するだけの業量を作ることにて之を造作業とも之を增長業ともいひ、未だそこに至らざるを造作業

業の六因
後起
田
根本
加行
思
意樂

(119) 後起と田と根本と、　加行と思と意樂と、
此れに下・上あるに由るが故に、　業は下上の品を成ず、
論じて曰はく、後起とは、謂はく、作し已りて隨つて作すことなり。
田とは、謂はく、彼れに於いて損を作し益を作すものなり。
根本とは、謂はく、根本業道なり。
加行とは、謂はく、[159]彼を引く身・語なり。
思とは、謂はく、彼れに由りて業道の究竟するものなり。
意樂とは、謂はく、所有意趣――〔卽ち〕我れ應に如是如　を造作すべし。我れ當に如是如是を造作すべしと。〔の如き〕――なり。

六因に基く業の輕重分別

[160]或は、諸業にして、唯後起に攝受せらるるのみに由るが故に、重品と成ることを得る有り。定んで[161]彼れの異熟果を安立するが故なり。
[162]或は諸業の田に由りて、重と成る有り。
[163]或は田に於いて〔ある〕根本〔業道〕力に由りては、重と成るも、餘にては〔然るに〕非ざるも有り。父母の田に、殺を行ずれば重きも、盜等の業にて　非なるが如し。
餘に由りて重と成ることも、此れに例して思ふべし。
若し六因が皆是れ上品なることとあらば、此の業は最も重く、

を完成せしむる所以の最後の手續たる後起、作業の緣たる相手の田、作業の本體たる根本業道、作業前の種種の手續を一括せる加行。かかる加行の內的原因としての思、及び其の思の先驅にして思誘發の因たる意樂是れなり。而して今の旨とする所は、業の之等六段の各に於ける目的、方法、意義等に輕重、上下の別あるによりて、又業自らにも上下輕重の別を得といふに在り。

(119) 〔pṛṣṭhaṃ kṣetraṃ adhiṣṭhā-
naṃ prayogaś cetanāśayaḥ
tadalpamahattvād
alpamahattvaṃ api karmaṇaḥ〕.

舊譯―後分田及依、　前文故意願、
此下上品故、　故業有二下上一。

【一五九】 彼とは根本業道。
【一六〇】 或は諸業の云云。以下、上の六種の因によりて、業の價値に上下を生ずる所以を說明す。
【一六一】 彼れの異熟果を安立す云云。寶疏によれば例へば佛像を盜むことは若し之を禮拜せんが爲めなれば、其根本業道の罪は左程重からず。然れども盜み了りて之を鎖鑄すれば、その後起の罪大なるが如しと。卽ち此際、佛像盜みに對する異熟果は、後起によりて大に決定せらるることになるなり。
【一六二】 或は諸業の云云。之れ卽ち前に說明したる、布施の功德が田によりて相違する所以の根據なり。
【一六三】 或は田に於いて等。相手によりては、或る根本業道を成ずれば、最大重罪となるも、他の根本業道を起すも重罪とならざることとあり。例へば殺と盜とは、等しく根本なれど、殺を父母に加ふれば、他を殺すよりも重罪となり無間業を成ずるも、父母の物を盜むは、無間緣を成ぜざるが如し。

最後生

(118) 父と母と病と法師と　最後生の菩薩とは、
　設ひ證聖の者に非ざれども、施の果亦無量なり。

[一五四]論じて曰はく、是の如き五種は設ひ是れ異生なりとも、但だ施して亦能く無量の果を招く。[一五五]最後有に住するを最後生と名づく。

法師は恩田なり

徵　[一五六]法師は四田の中にて、是れ何れの田に攝せらるるや。

答　是れ恩田に攝するなり。

所以は何。諸の世間の大善友と爲るが故に、無明に盲ひらるる者に能く慧眼を施すが故に、世間に[一五七]安・危の事を開示するが故に、有情に無漏の法身を生起せしむるが故なり。要を以て説かば、善説法師は、乃至能く佛の所作事を爲すが故に、彼に於いて施を行ずるときは、便ち無量の果を招くなり。

第七節　業の輕重

第一項　六因に基きて業の輕重論

業の輕重の相

[一五八]諸業の輕重の相を知らんと欲せば、應に知るべし、輕重は略して六因に由ることを。

其の六とは何ぞ。

頌に曰はく、

なり、布施の功徳によりて、之を免れんが爲の布施なりと解せり。

【一五三】契經。中含第四十七瞿曇彌經（大正一、七二頁中）の説によりて問題を提起せるなり。目的は施を受くる者が聖者にあらざるも、亦、聖者と同樣なる所謂、福田あるを明にせんとするにあり。頌文に擧ぐるが如く之に五種あり、父母、病人、法師及び最後生の菩薩となり。

(118) [mātāpitṛbhyāṃ glānāya bhāṇakāyāntyajanmane]
bodhisattvāya cāmeyā
anāryebhyo 'pi dakṣiṇāḥ.

舊譯―父母病說法、　人後生菩薩、
雖二凡夫中施一、　果報無數量、

【一五四】論じて曰はく云云。頌文に擧げし五種に對して、布施することの功徳の無量なる所以は、別に多くの說明を要せざるを以て、長行には僅かの說明を與へたり。

【一五五】最後有云云。最後生の菩薩の說明なり。卽ち今生に大覺を感じて再び後有を受くることなき菩薩といふ義。卽ち今生に於ける成道前の菩薩なり。

【一五六】法師は云云。前の五田の中父・母・菩薩は恩因にして、病人は苦田なることは、本節第三項に據りて明なるも、法師は何田に攝せらるるや未だ明ならざれば、以下之を明すなり、此の中、自己に說法し教化し與ふる師を法師といふ。

【一五七】安危とは如法、不如法を云ふ。

【一五八】諸業云云。施を論じゐる中に、再び本に復歸して業の輕重を定む。其輕重の標準を定むるに六有り。今論の擧示する後起等の六は卽ち是にして、頌には一業完成の過程を六段に分ちて、之を後の段階より次第に前の段階に及ぶ逆進の順序によりて揭ぐ。卽ち一業

此れ〔等〕を除きて、更に八種の施有る中、[一三九]第八の施福を亦最勝と爲す。

八施とは何ぞや。

一には[一四〇]隨至施、二には[一四一]怖畏施、三には[一四二]報恩施、四には[一四三]求報施、五には[一四四]習先施、六には[一四五]希天施、七には[一四六]要名施、八には[一四七]心を莊嚴せんが爲め、[一四八]心を資助せんが爲め、[一四九]瑜伽を資けんが爲め、[一五〇]上義を得んが爲めに惠施を行ずるなり。

隨至施につきては、[一五一]宿舊師の言はく、「己に近づき至るに隨ひて、方に能く施與するなり」と。

[一五二]怖畏施とは、此の財に壞相の現前するを見て、寧ろ施して失せざらんとするなり。

習先施とは、先人・父祖の家法に習ひて、惠施を行ずるものなり。

餘の施は了じ易きが故に別に釋せず。

第六節　非聖福田と果の量

[一五三]契經に說くが如し、「預流向に施さば其の果無量なり。預流果に施さば果の量更に增す」と、乃至、廣く說けり。

頗し非聖に施して果、亦無量なること有りや。

頌に曰はく、

なり。之に三種を數ふと雖も、要するに、無所得の布施を最上とするにあり。

(117b)〔śreṣṭhaṃ muktasya muktāya bodhisattvasya ca aṣṭamam〕.

舊譯―脫人施〻脫勝、菩薩〻及第八。

【一三九】第八の施福云云。第八の施とは下に說明するが如し。

【一四〇】隨至施。近づき來るものに、誰れ彼れを問はず施すをいふ。

【一四一】怖畏施。財寶の亡失を恐れて、布施するをいふ。

【一四二】報恩施(adān me dānam)。己れ施を受けたるに報ゆるを云ふ。

【一四三】求報施(dāsyati me dānam)。彼は我に施すならんと惟ふて施す。

【一四四】習先施(datta-pūrvaṃ me pitṛbhiś ca pitāmahais ceti dānam)。先祖が施したりと云うて施すなり。

【一四五】希天施(svargārthaṃ dānaṃ)。天に生る爲めに施す。

【一四六】要名施(kirty-artham dānaṃ)。名譽を求めんが爲めの布施なり。

【一四七】心を莊嚴せんが爲め(cittālaṃkārārthaṃ)。神通(ṛddhi)の爲めなり。

【一四八】心を資助せん爲め(cittapariṣkārārthaṃ)。八聖道支を心の資助と名づく。

【一四九】瑜伽を資けんが爲め(yogasaṃbhārārthaṃ)。禪定を修せんが爲めの施なり。

【一五〇】上義を得んが爲め(uttamārthasya prāptaye)。阿羅漢果又は涅槃を得んが爲めの施をいふ。

【一五一】宿舊師は舊は先舊師とす、光記には有部の先輩といへり。

【一五二】怖畏施を正理四十四には災危に逢うて、恐しく

り、[一三六]應に客と行と病と侍に施すべく、園林と常食と及び寒・風・熱の隨時の衣藥とを〔施す〕べし」と。

復た說く、「淨信を具足せる男子女人にして、此に說く所の七種の有依の福業事を成ずること有らば、獲る所の福德は量を取る可からず」と。

恩の別

恩の別に由るとは、父・母・師及び餘の有恩のものの如し。[一三七]熊鹿等につきては本生經に諸の有恩の類を說くが如し。

德の別

德の別に由るとは、契經に言ふが如し。「若し持戒の人に施さば、億倍の果を受くと」等なり。

第五節　最上の施福

最上の施福

[一三八]諸の施福に於いて最勝なるは何ぞ。

頌に曰はく、

解脫者より解脫者への施

(117) 脫の脫に於いてすると、菩薩と　第八との施は最勝なり。

論じて曰はく、薄伽梵の說く、「若し離染の者が、離染の者に於いて諸の資財を施すは、財施の中に於いて此を最勝と爲す」と。

菩薩の慧施

若し諸の菩薩の行ずる所の惠施は、是れ普く諸の有情を利樂する因なれば、名づけて脫の脫に施すものとは爲さずと雖も、而も施福に於いては亦最勝なりとなす。

【一三六】應に等。舊譯には「如レ有下攝二福業類一中說上、一於二病人一行レ施、二於二看治病人一行レ施、三於二寒時一行レ施、說二如レ此等施一云云。中阿含卷第二、七法品、世間福經（大正一、四二七頁下以下）には二種の七種有依の福業を說けり。謂はく世間福と出世間福となり。今は世間福を擧ぐを增進せしむること等にして、多少本論の文と異れり。但し、世間福の七種とは、（一）比丘に房舍等を施すこと、（二）臥具等を施すこと、（三）淨妙衣等を施すこと、（四）常に食を施すこと、（五）國民を以て供給使令せしむること、（六）自ら行きて增施すること、（七）比丘衆が坐禪修行する、さて本文中の客とは旅人、行とは在路の行人、病とは疾病人、侍とは看病人、園林とは諸僧伽等、常食とは錢財及び莊田等を云ふ。

【一三七】熊鹿等の本生經云云。本生經（Jātaka）は佛因位の積功累德を說く因緣譚にして、或は馬となり、或は熊、鹿等なりて衆生を救ひたる話あり。熊の因緣は昔一人有り、山に入りて薪を採り雪の爲に飢寒せるが、遇々熊有り、收め養ひて、餘命を存せしめぬ。遂に天晴れ路通ずるに及びて、其人山を下り途に獵夫を見て便ち之に彼の熊の處を告げ共に來りて害し、肉を分ち取り食へるに、其の忘恩の惡業の報として大患に逢ひしと言ふ云云。婆沙論一一四（毘曇部十二、三六二頁參照。）鹿の因緣は謂く、鹿菩薩有り、角は雪白にして、其毛は九色なり。水中の溺れたる人を救ふ。王その鹿を求め、其の鹿の居處を告ぐる者には重賞せんとするや、被救者の中、その處を示して將に之を殺さんとせし時、彼の人、癩病となり、現報を受けたり。王依りて其の鹿を殺さず。自ら發心せり云云。（出曜經卷第十四道品、大正四、六八五頁中）菩薩本緣經卷下鹿品（大正三、六六頁下等參照）。

【一三八】諸の施福云云。施の最上なるものを明にする段

を感ず、香具足するが故に便ち好名を感ず。香の芬馥として諸方に遍きが如くなるが故なり。味具足するが故に便ち衆の愛を感ず。味の美妙なるは衆の愛する所なるが如くなるが故なり。觸具足するが故に柔輭の身と、及び時に隨ひて樂受を生ずること有る觸――〔即ち〕女寶等の如き――とを感ず。

總結

果の滅ずること有るは、因の闕くるに由るが故なり。是の如きは、亦、色香を具する等に由るが故に、財異ると名づく。

財の異るに由るが故に、施の體と及び果は皆差別有るなり。

第三項　田に由る別と其果

田の別

[一三四] 所施の田に由る差別とは云何。

頌に曰はく、

(117a) 田の異は趣と苦と、　恩と德との差別有るに由る。

田の別と其果

論じて曰はく、所施の田に、趣と苦と恩と德と、各、差別有るに由るが故に、田異と名づく、田の異るに由るが故に施の果に殊あり。

趣の別

[一三五] 趣の別に由るとは、世尊の說くが如し。「若し傍生に施さば、百倍の果を受けん、若し犯戒の人に施さば、千倍の果を受けん」と。

苦の別

苦の別に由るとは、七の有依の福業事の中の如し、先に說け

【一三四】所施の田に由る云云。第三に田、即ち施さるる相手の相違によりて、功德にも相違あることを明にす。
(117a) gatiduḥkhopakāraguṇaiḥ kṣetraṃ viśiṣyate.
舊譯―由道苦恩德、　施田有勝德。

【一三五】趣(gati)。五趣のこと。

施主の異

(115)主の異は信等あるに由る。　敬重等の施を行ずれば、
　尊重と廣愛と、　應時と難奪との果を得。

論じて曰はく、施主[三〇]信戒聞等の差別の功德を成ずるに由るが故に、主の異と名く。主の異に由るが故に施に差別を成じ、施の差別に由りて[三一]果を與ふるに異有るなり。

四施と四果

諸有の施主が〔若し〕是の如き德を具して能く如法に敬重等の四施を行ぜば、次の如く、便ち尊重等の四果を得べし。謂はく、若し施主が、[三二]敬重施を行ぜば、便ち常に他の爲に尊重せらるることを感ず。若し自手施は、便ち能く廣大の財に於いて愛樂受用すること感得す。若し應時施は、時に應ずる財を感じて所須時に應ず、時を過さざるが故に。若し無損施なれば、便ち資財は、他の爲めに侵されず、及び火等に壞せられざるを感ず。

第二項　財に由る別と其果

財別と果別

[三三]所施の財に由る差別とは云何。

頌に曰はく、

(116)財の異は色等に由り、　妙色と好名と、
　衆愛と、柔輭身と　隨時に樂觸有ることを得。

色香味觸の具缺とその果

論じて曰はく、施す所の財が色・香・味・觸を或は闕き或は具するに由りて、次の如く、便ち妙色等の果を或は闕き或は具することを得。謂はく、所施の財に、色具足するが故に便ち妙色

【三〇】信戒聞等云云。所謂七聖財なり。一に信財、二に戒財、三に聞財、四に慧財、五に捨財(捨施)、六に慚財、七に愧財なり。卽ち施主がこの七德を具するか否かによりてその功にも相違を來たすなり。

【三一】果を與ふとは、施が因となりて果を生ずること。

【三二】敬重等の四施とは、敬重施 (satkṛtya dātṛ)と自手施 (sva-hasta-dātṛ) と應時施 (kāla-dātṛ) と無損施 (parānupahatya-) となり。無損施とは、施す時に他の氣餘を損せざるをいふ。

【三三】所施の財に由る云云。次ぎに財物に差別あるによりて布施の功德にも別あることを明す。

(116) varṇādisampannaṃ vastu, [surūpaḥ kīrtimān rataḥ
atisukumāra ṛtusukha-
sparśaś ca tataḥ].

舊譯—色等德物勝、　妙色好名聞、
可愛相軟滑、　隨時樂觸身。

と曰ふ。他が此れに由りて饒益を獲るを以ての故なり。自ら酧する爲めには非ず。〔彼れは〕果地を超ゆるが故に。

益倶の施（第一句の下）

若し彼の一切の未離欲貪のものと、及び離欲貪の諸の異生の類とが、已の所有を持して諸の有情に施すときは、此の施を名づけて〔自他〕二が、倶に益するものと爲す。

益非二の施（第二句）

[126]若し彼の聖者の已に欲貪を離れたるものが、制多に奉施するは、順現受を除いて、此の施を名づけて二を益する爲めにせざるものと曰ふ。此れは唯、恭敬報恩の爲めのみなるを以てなり。

第四節　施の別と其果の別

施果の別なる所以

前に已に總じて施の大富を招くことを明したり。[127]今次に當に施の果の別の因を辯ずべし。

頌に曰はく、

(114)主と財と田との異に由る。故に施の果に差別あり。

論じて曰はく、施に差別有り。三種の因に由る。謂はく、[128]主と財と田との差別有るが故なり。施に差別あるが故に、果にも差別有るなり。

第一項　施主の別と其果

施主の別と果別

[129]且らく施主に由る差別とは云何。

頌に曰はく、

【一二六】若し彼の聖者云云。不還果の聖者が自の功德をも望まず、亦それによりて別段に彼より不利益を受けもせざれどただ報恩のためにする布施は全く利益なしの布施といふ。而もこの布施に貴き意味あることを見逃すべからず。

【一二七】今次に云云。第三は布施の果報に種種ある理由を明にす。初に先づ、その別なる所以の原因たるべき三條件を表示し、次ぎに之を一一說明に及ぶ。今は先づ標示なり。

(114b) 〔tadviśeṣo dānapativastu-kṣetraviśeṣataḥ〕.

舊譯―勝別由₂能施₁、　施類由レ勝故。

【一二八】主と財と田。主とは施主のこと、財とは施物のこと、田とは相手のこと。

【一二九】且らく等。先づ施主の別とそれによる果報の相違を明にす。第一句は主の異る所以の條件を說き、第二句は大果を得べき布施の方法を說き、三四句は、それに基く果を擧ぐ。

(115) 〔śraddhādiviśiṣṭo dātā〕,
satkṛtyādi dadāti hi,
〔satkārān udārān kāle〕
'nacchedyam labhate tataḥ.

舊譯―由₂信等人勝₁、　以₂敬重等施₁、
得₂尊重大樂₁、　應時及難奪₁。

有る頌に曰ふが如し。

若し人淨心を以て、　己を輟めて施を行ずるとき、

此の刹那の　[一二二]善蘊に、　總じて立るに施の名を以てす、

應に知るべし、是の如き施類の福・業・事は、能く當と現とに

大財富を招くを果と爲すことを。

施の果

[一二三]施類の福といふ言には、施を體と爲すの義を顯はす。葉類の器、草類の舍等の如し。

施類の福の義

戒と修との類の言も此れに准じて釋すべし。

第三節　布施の目的

[一二三]何の所益の爲めに施を行ずるや。

施の目的

頌に曰はく、

(114α)自と他と倶とを益せんが爲めと、　二が爲めにせずして施を行ずるとなり。

論じて曰はく、[一二四]此の中、一切の未離欲貪のものと及び離欲貪の諸の異生の類とが、[各]己の所有を持して制多に奉施する、此の施を名づけて唯自の益の爲めのみにして、他に非ざるものと爲す。此れに由りて自らに益を得るが故なり。

益自の施（第一句上）

[一二五]若し諸の聖者の、已に欲貪を離れしものが諸の有情に施すに、順現受を除いて、此の施を名づけて、唯、他を益せんが爲めのみ

益他の施（第一句中）

【一二二】善蘊とは善の五蘊をいふ。

【一二三】施類の福云云。類とは體の義なり。故に施類の福とは「施を體とする福」といふ義なり。之れ恰も荷葉にて作れる容器を葉類の器、即ち葉を體とする器とよび、草にて造れる小舍を草類の舍とよぶと同班なりとの義。

【一二三】何の所益云云。第二、施の益の差別を說く。第一句は利益を目標とする施を明にし、第二句は、利益を目標とせざる施を明にす。

(114α)svaparārthobhayārthāya

[nobhayārthāya dīyate].

舊譯—爲レ利ニ自他ニ一、　不ニ爲レ二一故一施。

【一二四】此の中一切の未離欲貪云云。未だ欲界の繫縛を脫せざるものは、聖者にても凡夫にても一切と、又假令已に欲貪を脫したりとするも、彼が尙異生なるとなれば、第二生に尙ほ下生することあるが故に、同しく欲界の繫縛を脫し切らざるものと見る。何れにせよ、未來に再び欲界に生るることある人人が、制多（caitya）即ち靈廟に供養し布施したりとせよ。之に依りて寺社は利益を受くるにあらざれば、他の益にはならざれども、布施の功德は未來に自己に酬い來るを以て益自の功能あり、故に之を唯自を益する爲めの布施とは名くるなりといふ義。

【一二五】若し諸の聖者あり云云。已に欲貪を離れて、再び欲界に生るることなき不還果の聖者ありて、有情に施を行じたりとせよ。之によりて有情は利益すれど、自らはその果報たる大富果を受くることなきが故に、自益とならず。何んとなれば彼は、富などの制限なき上界にて涅槃に入るを以てなり。但し、順現法受よりすれば、不還の聖者もその果を受くるを以て之を除いて、說を立てたるものとす。

て門と爲して、福業轉ずるが故なり」と。

第二節　布施及び其の果

布施

[一一七]何の法を施と名づくるや。施は何なる果を招くや。

頌に曰はく、

(113) 此れに由りて捨するを施と名づく。謂はく、供の爲め益の爲めなり。

身と語と及び能發となり。[一一八]此れは大富果を招く。

施とは何ぞや

論じて曰はく、[一一九]捨する所の物も亦施の名を得と雖も、此の中に於いては、捨の具を施と名づく。謂はく、此の具に由りて捨するの事成ずることを得るが故に。捨が由る所のもの是れ眞の施の體なり。或は怖畏・希求・貪等に由りて捨するの事亦成ずることあるも、此の意にて說くには非ず。彼れを簡ぶ〔爲めの〕故に、〔頌中〕、〔供と益との爲め〕との言を說く。謂はく、他に於いて供養し饒益せんが爲めに捨する所有る、此の具を施と名づくるなり。

施の體

具の名は何の謂ぞ。

謂はく、身・語業、及び此れの能發なり。

〔能發とは〕何をか謂ふや。

謂はく、無貪と倶にして能く此〔の身・語業〕を起す[一二〇]聚なり。

【一一四】餘の倶有法は前に準じて知るべし。善の故に福の名あれども作に非ず、思の正しく託する處に非ざるが故に業と事とに非ず。

【一一五】或は云云。異解を敍す是れ第二說なり。

【一一六】有るは等。第四說。光記に曰く、是れ經部中の有說なりと。

【一一七】何の法云云。三類中、先づ布施を明にす、更に之を九段に分つ中、今は布施一班に關する說明なり。

(113) dīyate yena tad dānam.
pūjānugrahakāmyayā,
〔kāyavākkarma sotthānaṃ,
tan mahābhogavatphalam.〕

舊譯―由ㇾ此施是施、　欲㆓供養利㆒意、
身口及緣起、　此大富爲ㇾ果。

【一一八】富の字は三本宮本にては福に作る。

【一一九】捨する所の物云云。施は與ふる心と與へらるる物とより成立するを以て、物も施と名づけらる。然れども眞の施は、捨の具、卽ち捨を行ずる所以の根元たる無貪心及び、その心の發す所の身語業にありといふ義。頌に「此れに由りて」とある此といふは、卽ち能發の心と、之に基く身語を指すものとす。

【一二〇】聚は謂心心所法聚なり。舊譯に曰く「是法聚、能生㆓起身・口業㆒此名㆓緣起㆒。」

舊譯―慧人由㆓善心㆒、　若捨㆓財於他㆒、
此剎那善陰、　說ㇾ此名㆓施業㆒。

ざるもの有るが如く、[一〇九]此の中にも、福にして亦は業亦は事なるもの有り、福と業とにして事に非ざるもの有り、福と事とにして業に非ざるもの有り。唯是れ福のみにして業にも非ず事にも非ざるもの有り。

施類福業事

且らく施類の中にていへば、身・語二業は福・業・事、三種の義名を具ふるも、彼れの[一一〇]等起の思は唯、福・業とのみ名づけ、[一一一]思の俱有の法は唯福の名のみを受く。

戒類福業事

戒類は既に唯身・語業の性のみなるが故に、皆、具さに福・業・事の名を受く。

修類福業事

修類の中にて、[一一二]慈は唯福・事とのみ名づく。〔慈を事と名づくるは、慈は是れ〕業の事なるが故なり。〔謂はく〕、慈と相應する思は慈を以て門と爲して造作するが故なり。[一一三]慈と俱なる思と戒とは唯福・業とのみ名づく。[一一四]餘の〔慈と〕俱有の法は唯福の名をのみ受く。

福業事に對する異解一

[一一五]或は福業の名は作福の名を顯はす。謂はく、福の加行なり。事は所依を顯はす。謂はく、施と戒と修とは、是れ福業の事なり。彼の〔施と成と修との〕三を成ぜんが爲めの故に福の加行を起すが故なり。

異解二

[一一六]有るは說く、「唯、思のみが是れ眞の福業なり。福業の事とは、謂はく、施と戒と修となり。〔其の所以如何となれば、〕三を以

(112b) [puṇyaṃ kriyā ca tadvastu
trayaṃ karmapatho yathā].

舊譯—福業福業類、　此三如二業道一。

【一〇六】福(puṇya)とは、善なるが故に福と名く。

【一〇七】業(kriyā)とは、造作のこと、卽ち是れ身語業及び意思業なり。

【一〇八】事(vastu)とは、思の依託する所を事と名く。

【一〇九】此の中にも云云。福・業・事は右に解釋したるが如き、意味なるを以て施・戒・修の三類に關する吾等の身心の働きが全部、福業事の三を俱備するにあらず。例せば、三類に關する身語業は福にして業、且つ意志の所托處といふ點に於て事なるを以て、福業事の三を具備すれど、慈定とて慈悲の念慮に住する禪定の如きは、業にあらざるを以て、福事の二のみを具し、又、右慈定と伴ふ思の心所は、福にして且つ業なれど、それ自身は思なれば、思の依託處となることなきを以て、事にあらざるが如し。

【一一〇】等起の思は善の故に福、造作の故に業と名づくるも、思は自ら依託すること無き故に事とは名づけず。

【一一一】思の俱有の法は善の故に福なるも、造作に非ざるが故に業と名づくること無く、思の託し起る所にも非ざるが故に事とも名づけず。

【一一二】慈(maitrī)は無瞋を以て體と爲すを以て善の故に福と名づけ、又、慈と相應する思は、慈を手掛りとし之に依存して造作するが故に事とも名づく。

【一一三】慈と俱云云。善の故に福と名け、造作の故に業と名く、されど慈俱有の思と戒とは、思が正しく依託して起る處に非ざるが故に事とは名けず。卽ち戒類中の戒は別解脫戒に據り、思の依託する處となるが故に事の名を得るも、修類中の戒は定共戒にして、思は自ら依託せざるが故に事と名けざるなり。

是の如く讃し已りて、便ち九劫を越ゆるならば、此れに齊りて、精進波羅蜜多修習圓滿す。

定慧の完成

若し時に菩薩は、[一〇一]金剛座に處して、將に無上正等の菩提に登らんとして、無上覺の前に次で金剛喩定に住するならば、此れに齊りて、定と慧との波羅蜜多修習圓滿するなり。

波羅蜜の意義

能く自らの住する所の圓滿の彼岸に到るが故に、此の六を名づけて[一〇二]波羅蜜多と曰ふ。

[一〇三]第八章　三の福業事等の論究

第一節　福業事の三等類と其の體

三種福業事

[一〇四]契經に說く、「三の福業事有り。一には施類福業事、二には戒類福業事、三には修類福業事なり」と。

[一〇五]此に、云何が福・業・事の名を立つるか。

頌に曰はく、

(112)施・戒・修の三類は、　各其の所應に隨ひて、

福・業・事の名を受く。　差別は業道の如し。

福と業と事

論じて曰はく、三類は皆、[一〇六]福なり、或は[一〇七]業なり、或は[一〇八]事なり。其の所應に隨ひて業道の如くに說くべし。謂はく、十業道を分別する中に、業にして亦た道なる有り、道なるも業に非

門天宮(多聞室)にも人宮にも所餘一切の天處並に十方の一切處にも底沙如來に等しき如來無し。即ちこの大丈夫、牛王大沙門(何れも偉大を顯示せん爲めの形容詞)の如きは實に地、山、林を遍く行いて尋ぬるも、此に比敵する者を見出し得ず云云との意。

【一〇一】金剛座(vajrāsana)とは、金剛の堅なるが如く、堅固なる座の意。無上覺は盡智無生智以後其の前は即ち金剛喩定なり。

【一〇二】波羅多は(舊に波羅美多 pāramitā)とあり。波羅、此に彼岸と翻じ、蜜多、此に到ると譯す。されど是れ俗的字源論なり。正しくは波羅美(pārami)と多(tā)の合成せるものにて、波羅美とは是れ菩薩の修行の最高なるものを云ふ、多は「聚」の義即ち種類多きがなり。舊譯に一說として次の義を出す。曰く「復次波羅摩者、謂菩薩最上品故、是彼正行、名ニ波羅美一是彼正行聚、名ニ波羅美多一、互不相離故」と。

【一〇三】三福業事に就きては、婆沙卷第八二(毘曇部十二、一六頁以下)及び婆沙一二六(毘曇部十三、二一九頁)舊譯一三、二五〇頁上、正理卷四四、光記一八、二八三頁上參照。

【一〇四】契經云云。前に菩薩の六度を說きたるに乘じて、以下特に、布施、持戒、修定の三を業品の問題として論ず。經とは雜阿含卷第十、(大正二、六八頁上を見よ、更に、中阿含第十一、牛糞喩經に、布施と調御と守護との三福業事を說き(大正一、四九六頁下)、中阿卷第三十四、福經(大正一、六四六頁中)も亦同じ。長阿含卷第八、衆集經(大正一、五〇頁上)には、三福業として、施業と平等業と思惟業との三法を擧ぐ。

【一〇五】此云何が云云。施戒修の三類と福、業、事の關係を明にせんとするは、この段の目的なり。

きと。

(112α)[九五]底沙佛を讚歎すると、　次に無上菩提となり。

六波羅蜜多は、　是の如き四位に於いて、

一と二と、又一と二と、　次の如く修して圓滿す。

施圓滿

論じて曰はく、若し時に菩薩は普く一切に於いて能く一切乃至眼・髓までも施し、「その」行ずる所の惠捨が、但だ悲心のみに由るものにして、自ら[九六]勝生の差別を希求するには非ざれば此れに齊りて、布施波羅蜜多修習圓滿す。

戒と忍との完成

若し時に菩薩は、[九七]身支を析かれんに、未だ欲貪を離れずと雖も而も心に少の忿も無くならば、此れに齊りて、戒と忍との波羅蜜多修習圓滿す。

精進の完成

若し時に菩薩は勇猛精進し、因みに行くとき、遇ま[九八]底沙如來の寶龕中に坐し火界定に入り威光赫奕として常より特異なるを見て、專誠に瞻仰して一足を下すことを忘れ、七晝夜を經て怠ること無く、淨心に妙なる[九九]伽陀を以て彼の佛を讚じて曰はく、

[一〇〇]天にも地にも此の界にも多聞の室にも、逝宮にも天處にも

十方にも無し。

大夫牛王の大沙門は、　地と山と林とを尋ぬるも遍く等しきもの無し。

七四六

分ニ析身ー無レ怪、　有レ欲戒忍成

(112a)〔viryasya pusyastavanāt〕

samādhidhyor anantaram.

讚ニ底沙ー精進、　定慧覺無間。

右に於て梵頌は舊譯と略一致するも、梵文に佛名を補砂(Pusya)とするに舊譯にては之を底沙(Tisya)佛とせり。次に梵文と新譯とは、甚だしく異れり。特に、新譯中の後の四句は梵・舊の頌中には無し。

【九五】 底沙(Tisya)は、婆沙に據れば又、補砂(Pusya)なりとも言ふとあり。

【九六】 勝生の差別とは、施の功德によりての人天の勝果報の意。

【九七】 身支を析かれ云云。因位に忍辱仙人となり、歌利王の爲めに手足を斷たれて忿らざりし傳說を豫想す。

【九八】 今佛は過去に彌勒菩薩と共に此の底沙佛に仕へて、その火定入れるを見て、一週間に涉りて片足にて立ちながら之を讚嘆したりといふ。こは本生譚として傳へらるるものの、中にあり。

【九九】 伽陀 (gāthā)。諷頌と譯す。吟詠すべき頌文なり。

【100】 na divi bhuvi nāsmiṃl loke na vaiśravaṇālaye na marubhavane divye sthāne na dikṣu vidikṣu ca caratu vasudhāṃ sphītāṃ kṛtsnāṃ saparvatakāna-nāṃ puruṣavṛṣabha tvattulyo 'nyo mahāśramaṇaḥ kutaḥ

舊譯—地天梵靜處皆無、　三世十方未ニ曾有ー、

遍行ニ尋此地山林ー、　何人等尊由三德

(三或は二に作る)

此の偈は畢竟するに、佛の偉大を顯示するものなり。天地の間、此の三千大千世界、名聲遠近に轟ける毘沙

頌に曰はく、

(110) 三無數劫の滿つるときは、逆次に[八九]勝觀と、然燈と[九〇]寶髻との佛に逢ふ。[九一]初は釋迦牟尼なり。

勝觀佛 論じて曰はく、「逆次」と言ふは、後より前に向ふことなり。謂はく、第三無數劫の滿に於いて、逢事する所の佛を名づけて、勝觀と爲す。

然燈佛 第二劫の滿に逢事する所の佛を名づけて然燈と曰ふ。

寶髻佛 第一劫の滿に逢事する所の佛を名づけて寶髻と爲す。

古釋迦佛と今釋迦 [九二]最初の發心の位には釋迦牟尼に逢ふ。[九三]謂はく、我が世尊、昔、菩薩の位に、最初一佛なる、釋迦牟尼と號する〔佛〕に逢ひ、遂に其の前に對して弘誓願を發す。願くは我れ當に作佛して、一一に今の世尊の如くなるべしと。彼の佛も亦、末劫に於いて出世し、滅後に正法の亦、住すること千年なりき。故に今の如來も一一彼れに同ぜしなり。

第四節　釋迦菩薩の六度修習

六度圓滿 [九四]我が釋迦菩薩は何れの位の中に於いて、何れの波羅蜜多を修習圓滿せしや。

頌に曰はく、

(111) 但だ悲に由りて普く施すと、身を析かれて忿ること無

【八九】勝觀佛(舊譯、毘婆尸 Vipaśyin)。

【九〇】然燈佛(舊譯、燃燈 Dīpaṃkara)。

【九一】寶髻佛(舊譯、寶光佛 Ratnaśikhin)。

【九二】今釋迦牟尼佛が因位に於て最初に逢ひし佛は、同じく釋迦牟尼佛(Śākyamuni)といへり。つまり、今釋迦が釋迦佛といへるも、古釋迦を手本としたるが爲なりとの義なり。

【九三】謂はく等。以下の文は、婆沙卷第一七七(毘曇部十六、六六頁)に詳細なるも、今、其の要領を摘記せる順正理論卷第四四の文を引けば次の如し。
謂我世尊、初發心位、逢ニ一薄伽梵號ニ釋迦牟尼一、彼佛出時正居末劫、滅後正法唯住千年、時我世尊爲ニ陶師子一、於ニ彼佛所一起ニ段淨心一、塗以ニ香油一、浴以ニ香水一、設ニ供養一已發ニ弘誓願一、願我當作佛一如ニ今世尊一、故今如來一一同レ彼。

【九四】我が釋迦菩薩云云。菩薩論第四段の六度圓滿の位を明にする段なり。菩薩は因位に必ず六度即ち六波羅蜜多(pāramitā)を修せざるべからず。今の釋迦佛はいかなる場合に之を圓滿したるかを述べんとするは本一段の目的なり。詳細は婆沙卷一七七(毘曇部十六、六一頁以下)及び卷一七八、(同上、六九頁以下)にあり。就きて見よ。
さて頌の第一句は布施波羅蜜の完成したる位を示し、第二句は戒と忍との二波羅蜜を、第三句は精進波羅蜜を、第四句は禪定・智慧の兩波羅蜜の完成を示したるものにして、後の三句は之を說明したるものとす。

(111) dānasya puriḥ kṛpayā
sarvebhyo sarvadānataḥ.
[kṣāntiśīlasyāṅgacchede
sarāgasyāpy] akopataḥ.

舊譯―遍處施ニ一切一、由ニ大悲一施レ滿

妙相の百福莊嚴

[八四]前に辯ずる所の如き一一の妙相は百福をもつて莊嚴す。

一福の量

何等を名づけて一一の福量と爲すや。

第一解

有るは說く、「唯、近佛の菩薩を除きて、所餘の一切の有情所修の富樂果の業を一福の量と名づく」と。

第二解

有るが說く、「世界の將に成ぜんと欲する時の一切有情の大千の土を感ずる業の增上力を、一の福量と爲す」と。

第三解

有るが說く、「此の量は唯佛のみ乃ち知る」と。

[八五]第三節　釋迦菩薩の供養佛及び所逢の諸佛

供養佛の數

[八六]今我が大師は、昔、菩薩の位に、三無數劫に於いて、幾佛を供養したるや。

[八七]頌に曰はく、

三無數劫に於いて、　各七萬を供養し、
又、次の如く、五と六と七との千の佛を供養せり。

論じて曰はく、初めの無數劫の中には七萬五千佛を供養し、次の無數劫の中には七萬六千佛を供養し、後の無數劫の中には七萬七千佛を供養したまへり。

所逢の主なる佛名

[八八]三無數劫の一一滿つる時と、及び初發心のときとには、各、何れの佛に逢ひしや。

【八二】初無數劫とは、三大阿僧祇劫卽ち三大無數劫の第一無數劫を卒業したるをいふ。卽ち有部にては三無數劫を卒業して、初めて六妙相を具すといふに對する說なり。

【八三】四の過失とは、惡趣と貧家と缺支と女身等となり。

【八四】前に辯ずる所云云。三十二相の一一は百福を以て莊嚴せらる。而してその百福とは百の善思の謂にして、例へば足下平滿の相を修するに五十思を以て身器を淸淨にし、次ぎに一思を起して之を引き、最後に五十思にて相を圓滿し完成するが如きをいふ。但し五十思とは十善業道の一に五思を乘じたる數なり。五思とは、例へば離殺の例をとれば、(一)離殺思、(二)勸導思、(三)諸美思、(四)隨喜思、(五)回向思なり。詳細は婆沙一七七、毘曇部十六、五九頁以下參照のこと。

【八五】婆沙卷一七七(毘曇部十六、六一頁以下)舊譯一三、二四九頁中以下、正理四四、光記一八、二八二頁上以下參照。

【八六】今我が大師云云。この頌と次ぎの頌とは、菩薩論の第三段として、佛供養を述ぶ。この一段は先づその數を明にす。

【八七】此の頌に當るものは梵文にも舊譯にも之を缺く。

【八八】三無數劫等。前に供佛の頭數を明し、今次に逢ふ所の佛の名字を明す。

(110b) [asaṃkhyeyatrayāntajāh
Paśyi Dīpa Ratnaśikhi
daṅ po śā kyar thob pa yin.

舊譯—三僧祇後出、　毘婆尸・燃燈、寶光、先釋迦。

菩薩修相の業

[七三]妙相の業を修すとは、其の相云何。

頌に曰はく、

(109)贍部なり。男なり。佛に對す。　佛の思は思所成なり。
餘は百劫に方に修す、(110a)各百福もて嚴飾す。

修行の場所

論じて曰はく、菩薩は要らず贍部洲の中に於いて、方に能く妙相を引く業を造修す。此の洲は覺慧最も明利なるが故なり。

依身

唯是れ男子のみとなりて、女等の身になるに非ず。[七四]爾の時には、已に女等の位を超ゆるが故なり。

修行の對境

[七五]唯、現に佛にのみ對し、[七六]佛を緣じて思を起す。是れ思所成なり。聞と修との類には非ず。

修行の期間

[七七]唯、餘の百劫にのみ造修して、多に非ず。

[七八]諸佛の因中には、法として是の如くなるべし。唯、薄伽梵釋迦牟尼のみは精進熾然なりしをもて、能く九劫を超え、九十一劫にして妙相の業を成じたり。[七九]是の故に、如來、聚落主に告ぐ、「我れ九十一劫已來を憶するに、一家として我れに食を施すに因りて少しなりとも傷損せられしこと有るを見ず。唯大利を成ずるのみなりき。[八〇]此より自性に恒に宿生を憶す」と。是の故に、但だ九十一劫なりと言ふ。

[八一]宿舊師は說く、「菩薩は[八二]初無數劫を出でてより、來、[八三]四の過失を離れ、二の功德を得す」と。

【七三】妙相の業云云。菩薩論の第二段としてその三十二相を修する業を明にする段なり。頌意は長行にて明となる。

(109) [jambudvīpe pumān eva saṃmukhabuddhacetanaḥ
cintāmayaṃ kalpaśate
śeṣe(tad)ākṣipaty asau]

舊譯—剡浮洲丈夫、　對ㇾ佛佛故意、
思慧類百劫、　於ㇾ餘得ㇾ引ㇾ此、

(110a)ekaikaṃ puṇyaśatam.
一一百福生。

【七四】爾の時云云。妙相を修する時は已に百劫修行に屬すればなり。

【七五】唯、現に云云。菩薩が妙相を修する際は、現に常に佛に對し、佛を見てするものなるを以て、佛出世の時に此の業を起し、佛出世せざる時には非ず、

【七六】佛を緣じ云云。現前に佛を緣じて勝思願を起すも、餘境を緣じてに非ず、此思念は聞慧又は生得慧にもあらざると同時に、亦禪定による修慧にもあらず。散位にありて起す勝思願なりとす。

【七七】唯、餘の云云。この妙相を修する期間は、三祇以外の百劫間にして、之以上に上ることなし。

【七八】諸佛の因中云云。一般に佛が因位にて修行する際、法爾として百劫に涉るは、通規なり。唯、今釋迦佛のみ、特に勉强して九劫を超越したるを以て九十劫の修行にて充滿したりとなり。詳細は婆沙卷一七七(毘曇部十六、六一頁以下)を見よ。

【七九】是の故に云云。雜含第三十二第九一四經(大正二、二三〇頁中)參照。

【八〇】此よりとは、此の時よりと云ふ義。

【八一】宿舊師とは光寶共に經部の一派なりとす。

て、稱す可きが故に善趣と名づく。

善趣の內に於いては常に貴家に生ず。謂はく婆羅門と、或は刹帝利と巨富の長者と[六九]大娑羅門との家なり。

諸根具足男身

貴家の中に於いても、根に具と缺と有り。然るに彼の菩薩は恒に勝根を具し、恒に男身を受く。尚、女にすら爲らず。何に況んや。扇搋等の身を受くること有らんや。

宿命智と志操堅固

生生常に能く宿命を憶念す。所作の善事は常に退屈すること無し。謂はく、有情を利樂する事の中に於いて、衆苦身に逼るも、皆、能く堪忍す。[七〇]他の種種の惡行の、違逆ありと雖も、彼の菩薩は心に厭倦あること無し。世に[七一]無價の駄婆有りと傳ふるが如し。當に知るべし、此の言は彼の菩薩に目くるものなることを。

彼の大士は、已に一切殊勝圓滿の功德を成就すと雖も、久しく[七二]無緣の大悲を習ふに由りて、任運に恒時に他の〔有情〕に繫屬するに由るが故に、普く一切有情類の中に於いて、無慢の心を以て、皆攝して已に同じくす、或は常に己を觀じて彼の僕使の如くするが故に、一切難求の事の中に於いて、皆能く堪忍す。及び一切勞迫の事の中に於いて、皆能く荷負するなり。

第二節　菩薩修相の業

【六九】 大娑羅門の家（Mahā-śālakula）。勢威赫赫たる名門のこと。
因みに、大娑羅門は、諸本大婆羅門となり、舊譯にも、摩訶婆羅家とあれど、こは、大娑羅門の寫誤なるべければ、かく訂正し置けり。

【七〇】 他の種種の惡行云云。他より種種の惡行を加へらるるも善事に對して厭ふことなしとなり。

【七一】 無價の駄婆云云。駄婆（dāsa）とは、僕又は奴といふ義。給料を拂はずして使ひ得る僕を無價の駄婆と名づく。菩薩は實に一切有情の爲めに自から進みてこの無價の奴たるを欣ぶとなり。尙ほ駄婆とあるは、娑の誤り。

【七二】 無緣の大悲とは、衆生がそれを德として恩に感ずると否とに關らず行ずる大悲のこと。

や、一切の債主が、皆極めて障を爲すが如し。

(二)不還果の得の時

若し將に不還果を得せんとすること有る時は、[六二]欲界繫の業は皆極めて障を爲す。[六三]唯、現法受に隨順する業を除く。

(三)無學果の得の時

若し將に無學果を得ぜんとすること有る時は、色・無色の業は皆極めて障を爲す。亦、順現〔受業〕を除く。

[六四]二の喩は前の如し。

[六五]第七章　菩薩と其の修業論

第一節　菩薩の住定位

菩薩論

[六六]上に言ふ所の如き住定の菩薩は何の位より住定の名を得と爲んや。彼れは復た何に於いて說きて名けて定と爲すや。

頌に曰はく、

(108)妙相の業を修するより、　菩薩は定の名を得。
善趣と貴家とに生ずると、　具と男と念と堅固となり。

住定の意

論じて曰はく、[六七]能く妙なる[六八]三十二大丈夫の相なる異熟果を感ずる業を修するより、菩薩は、方に住定の名を立することを得。此の時より乃至成佛まで、常に善趣及び貴家等に生ずるを以てなり。

善趣貴家等

「善趣に生ず」とは、謂はく、人・天に生ずるなり、趣の妙にし

【六二】欲界繫云云。不還果を得れば、再び欲界に戻ることなきが故なり。得忍の場合に例して知るべし。

【六三】唯、現法受云云。順現法受業は、現世に熟し、未來を繫縛する作用なきを以て、別に邪魔とならず。

【六四】二の喩云云。不還果の場合にも阿羅漢果の場合にも前に揭げし故鄉を出づる人の喩が宛てはまるとなり。

【六五】婆沙卷第一七六－八(毘曇部十六、四八頁以下)、舊譯十三、二四九頁上、中、下、正理卷四四、光記卷一八、二八〇頁下以下參照。

【六六】上に言ふ所云云。以下菩薩論にて四段に分る。第一は住定の位を明にし、第二に修相の業を明し、第三に佛を供養することを明し、第四に六度の圓滿を明にす。今はその第一の住定の說を明にする段なり。

(108) bodhisattvaḥ kuto yāvat
lakṣaṇakarmakṛd yataḥ,
[sugaticakulapūrṇākṣaḥ
pumān jātismaro 'vivṛt].

舊譯―菩薩從何位、　從㆓作相業時㆒、
善道、貴家、具、　男、憶宿、不退。

【六七】能く妙なる云云。菩薩は佛位を得るまでには(一)三祇修行、(二)百劫修行、(三)王城降誕踰城出家、(四)三十四心斷結成道の四階級を經ざるべからず(此事は後に說明あり)。此の中已に三祇の修行を終へて、第二の百劫修行に入り、此によりて三十二相を感得し得る業を修する位に達したる以後を、住定の菩薩と名くるなり。これ、住定とは定んで善趣に生じ、貴家に生ずる等の六種の妙果を得るを以てなり。

【六八】三十二相に就きては、婆沙一七七(毘曇部十六、五二頁以下)を見よ。

同類とは何ぞ。

頌に曰はく、[五六]

(106)母なる無學の尼を汚すと、住定の菩薩と及び[五七]
有學の聖者とを殺すと、僧の和合の緣を奪ふと、
(107a)窣堵波を破壞するとは、是れ無間の同類なり。

殺母同類業（第一句）殺父同類業（第二句）殺羅漢同類（第三句）破僧同類業（第四句）出血同類業（第五句）

論じて曰く、是の如きの五種は、其の次第の如く、是れ五無間の同類の業の體なり。謂はく、母なる阿羅漢尼に於いて、極汗染を行ずる有り、謂はく非梵行なり。或は住定の菩薩を殺害し、或は學の聖者を殺し、或は[五八]僧の合緣を奪ひ、或は窣塔波を破する有り。是れは五逆の同類なり。

第七節　三時の業障[五九]

三時の障

[六〇]異熟業には、三時の中に於いて、極めて能く障を爲す有り。三時と言ふは、

頌に曰はく、

(107b)將に忍と不還と、無學とを得せんとするに、業が障を爲す。

(一)得忍の時

論じて曰はく、[六一]若し頂位より將に忍を得せんとする時には、惡趣を感ずる業は、皆極めて障を爲す。忍は彼の異熟地を超ふるを以ての故なり。人の將に本、居りし所の國を離れんとする

【五五】有餘師の說は、無間業と同類の業は、定んで地獄に生ずと雖も、而も必ずしも、今生の無間即ち次生に地獄に生ずとは限らず、順後次受も、不定なるもありとなり。

【五六】(106) dūṣaṇaṃ mātur arhantyā [bodhisattvasya] māraṇam [niyatisthasya] śaikṣasya saṃghāyadvāraharikā
(107a) ānantaryasabhāgāni pañcamaṃ stūpabhedanam.
舊譯—汚ニ母阿羅漢ノ　殺ニ定地菩薩、及有學聖人ノ　奪ニ僧和合緣ノ　是無間同類、　五破ニ佛支提ノ

【五七】住定の菩薩とは次ぎの菩薩論を見よ、是れ害父の同類なり。因に、同類とは相似の義なり。

【五八】僧の合緣とは、僧舍、器具等をいふ。之を奪ふは聽て僧を離散せしむることになる是れ破僧の同類なり。

【五九】婆沙卷六(毘曇部七、一〇七頁)及び婆沙卷五三(毘曇部九、一二三八頁)及び舊譯一三、二四九頁上、正理卷四三、光記一八、二八〇頁下參照。

【六〇】異熟業には云云。とは修養の道程に於て、特に異熟業がその障碍をなすに三時あることを明にする段なり。

(107b) kṣāntyanāgāmitārhattvāptau karmāti ighnakṛt.
舊譯—忍那含羅漢、　位中業起ㇾ障、

【六一】若し頂位より云云。四善根の階梯中、忍位を得れば、爾び惡趣に生ずることなし。從つてここに至らんとする時は、惡趣を感ずる業は大に障碍の力を逞ふするなり。

此れに由りて破僧の罪を最重と爲す。

餘の四無間業の重輕の次第

餘の無間の罪は其の次第の如し。[四八]〔第〕五と〔第〕三と〔第〕一と、後後に漸に輕く、第二は最も輕し。[四九]恩等少きが故なり。

問

[五〇]若し爾らば、何が故に三罰業の中にて、佛は意罰を説きて最大罪と爲し、又、説いて罪中、邪見は最大なりといへるや。

答　一

[五一]五無間に據りては破僧重しと説き、三罰業に約しては意罪大なりと説き、五僻見に就きては邪見重しと説く。

答　二

[五二]或は大果と、多くの有情を害すると、諸の善根を斷ずるとに依りて、次の如く、重しと説けるなり。

世善の長大果

[五三]第一有の異熟果を成ずる思が、世善の中に於いて、最大の果を爲す。八萬大劫の極靜の異熟を成ずるが故なり。

異熟果に約するが故に、此の言を説く。離繫果に據らば、則ち金剛喩定と相應する思が、能く大果を得。諸結の永斷するを此れが果と爲すが故なり。

此れを簡ばんが爲の故に、〔頌に〕「世善」の言を説けるなり。

第六節　無間業の同類

無間の同類

[五四]唯、無間罪のみ、定んで地獄に生ずと爲んや。

諸の無間と同類〔の業〕も亦定んで彼れに生ず。

[五五]有餘師は説く、「無間に生ずるには非ず」と。

【四八】〔第〕五と〔第〕三と〔第〕一云云。第五は出佛身血、第三は殺阿羅漢、第一は殺母、第二は殺父なり。

【四九】恩等少き云云。父の恩德は最も少しとなり。蓋し宗敎に關する罪は最も重く、父母を比較しては母の恩德は父に勝るといふ立場より來れる比較なりとす。

【五〇】若し爾らば云云。若し破僧罪を最大重罪とするならば、佛は何故に身語意の三罰中意罰最も重く、亦、身見邊見等の五見中、邪見最も重しと說けるやの疑問なり。

【五一】五無間云云。法門の立場の相違より會通したるは答の第一なり。

【五二】或る云云。結果の方より見たる答にして、破僧は無間地獄の最大果を招く點より、意罰は多くの有情を害する點より、邪見は善根を斷ずる點より、各各最重罪といへるなりとは第二答なり。

此の中、意罰が多くの衆生を害する事例として屢〻引證さるるものは、彈宅迦林及び羯陵伽林等が、一仙人の一瞋恚によりて亡びて空しき林と化せるを物語を以てす。(M. 56Upāli. cf)

【五三】第一有の等。第二問に答ふ。卽ち妙行に在りて極大の果を感ずる者を論ず。是れ果の方面より言はば、世間的善中最大なるは「第一有たる非想非非想處なり。彼の處は八萬大劫の間極寂靜の果あるが故なり。更に之れを離繫果卽ち擇滅卽ち涅槃を得する出世間に約して言はば、金剛喩定に相應する無漏の思の心所こそ大果を得す。三界の煩惱を斷盡して擇滅を得するが故なり。然れども今云ふ所は、前條世間的大果の謂にして無漏思業には非ず。故に今頌文に、之れを簡んで世の善と說けり。

【五四】唯無間罪云云。再び惡業に筆を返して、無間業の同類の業を明す。

頌に曰はく、

(104 b) 造逆の定まれる加行には、離染と得果と無し。

論じて曰はく、無間〔業〕の加行、若し必定して成ぜば、中間に決して離染・得果のこと無し。餘の惡業道の加行は、中間に、若し聖道の生ずるときは業道は起らず。[四四]依止が、彼れと定んで相違するが故なり。

[四五]第五節　罪重と大果

罪重の大果

[四六]諸の惡行の無間業の中に於いて、何の罪最も重きや。諸の妙行の世の善業の中に於いて、何れに最大の果ありや。

頌に曰はく、

(105) 破僧の虛誑語は、罪の中に於いて最大なり。

第一有を成ずる思には、世善の中にて大果あり。

五無間業の罪の輕重
重罪としての破僧

論じて曰はく、[四七]法・非法を了ずと雖も、僧を破らんと欲するが爲めに虛誑語を起し、顚倒して顯示する、此れを無間中最大の罪と爲す。此れに由りて佛の法身を傷毀するが故に。世の生天と解脫との道を障ふるが故に。謂はく、僧已に破して乃至未だ合せざれば、一切世間の入聖・得果・離染・漏盡は、皆悉く遮せられ、習定・溫誦・思等の業息みて、大千世界に法輪轉ぜず。天・人・龍等、身心擾亂するが故に、無間の一劫の異熟を招くなり。

【四四】依止の彼云云。無間の加行以外にありては、比較的に弱きを以て、中間に聖道を起し得べく、而して聖道起ればその所依止たる身體は惡の加行と相違し來り、彼の惡業道劣、聖道力强となるを以て、惡業起らずとなり。

【四五】罪重に就きては、婆沙卷一一九（毘曇部十三、七〇頁）參照。其他に就きては、舊譯一三、二四八頁下、及び正理四三、光記一八、二八〇頁中參照。

【四六】諸の惡行の云云。こは五無間業の中、最も罪重きは何業にして、又は世善中、最大果報は何なるかを明にせんとしたるものなり。

(105) 〔saṃghabhedamṛṣāvādaḥ sāvadyaṃ sumahan matam laukikaśubhe bhāvāgra-cetanā phalavattamā ?〕

舊譯—破僧和妄語、許二最大重罪一
世有頂故意、善中最大果。

【四七】法非法云云。提婆の如く法・非法の道理が充分分つてゐながら、教團を破壞せんが爲めに故意に誑語するは最も惡むべき重罪なりとす。

依止〔身〕に於いて定まれる殺心を起せば、簡別無きが故に、亦、逆罪を生ず。

父は阿羅漢たる際

［三八］若し父を害すること有らんに、父は是れ阿羅漢なるときも一の逆罪を得す。依止なるが故なり。

難

［三九］若し爾らば、喩說は當に云何にしてか通ぜん。佛、始欠持に告ぐ、「汝已に二逆を造る。所謂害父と殺阿羅漢となり」と。

通

［四〇］彼れは、一の逆〔罪〕の、二緣に由りて成ずることを顯はすのみ、或は二門を以て、彼れの罪を訶責したるのみ。

出佛身血に就て

若し佛所に於いて惡心もて血を出すときは、一切皆、無間罪を得するや。

要らず殺心を以てせば、方に逆罪を成ずるも、［四一］打心もて血を出すときは、無間則ち無し。

殺羅漢の或る場合

若し殺の加行の時には、彼れ阿羅漢に非ざるも、將に死せんとするとき、方に阿羅漢果を得すとせば、能く彼れを殺したる者は、逆罪有りや。

無し。無學の身に於いて殺の加行無かりしが故なり。

［四二］第四節　逆罪の加行不可轉論

加行不可轉

［四三］若し無間を造る加行は轉ず可からずとせば、離染及び聖果を得すること有りと爲んや。

【三八】若し云云。父と阿羅漢とは同一身なるが故に、二逆罪にならずとなり。

【三九】若し爾らば云云。根本說一切有部毘那耶卷第四十六(大正二三、八七八頁以下)等に出づる物語なり。始欠持(Śikhaṇḍin)、卽ち頂髻王なるものありて、その父たる阿羅漢を殺さんとしたるに對して、仙道比丘か難詰したる語なり。婆沙及び本論に佛が難詰せりと說けるは、蓋し、同一材料を以て、異なれる作者が製作せしに基づくものなるべし。

【四〇】彼れは云云。上經を通釋する文。曰く、經の文は父、羅漢の二緣に由りて一の逆罪を成ずるが故に二逆を造ると言ふものなり。或ひは、恩田・德田の二門を以て始欠持の罪を訶責することを顯すものなりとの意。

【四一】打心云云。佛を殺さんと決意せず、ただ打擊を加へんとして佛心血を出したるは逆罪とならず。

【四二】婆沙卷第一一八(毘曇部十三、五四頁以下)舊譯卷十三、二四八頁中、正理卷四三等參照。

【四三】若し無間を造る云云。こは一旦無間の加行を起せる時は、必然的に其根本業を成ずるものにして、決して其中間に離染し得果して、永久に其の加行業を消滅し去ること能はざるを明にせんとしたる段なり。但し加行には遠加行と近加行とある中、不可轉なるは近加行なりとす。

(104b)〔nānantaryaprayuktasya vairāgyaphalasaṃbhavaḥ〕

舊譯—行ニ無間前ノ人、　無ニ離欲及果ノ、

無間罪の爲めに觸らるること有りや不や。

曰はく有り。謂はく、父の形を轉ぜるときなり。

特に害母に就て

[35] 設し女人の羯剌藍の墮するとき、餘女あり、〔之れを〕收取して産門の中に置き、子を生むことあらんに、何れを殺して害母の逆〔罪〕を成ずるや。

彼の血は、身の生ずる本なるものに因るが故に、〔逆を成ずることは、前母に於いてす。〕

諸有の所作は、後の母に諮むべし。能く飲ましめ、能く養ひ、能く長成せしむるが故なり。〔而も眞の母にあらず。〕

誤殺の場合

若し父母に於いて殺の加行を起し、誤りて餘人を殺すときは、無間罪無し。

父母に非ざるものに於いて殺の加行を起し、誤りて父母を殺すも、亦、逆を成ぜず。[36] 子が杖を執りて父の身の蚊を撃ち、〔亦は〕母の隱れて牀に在るを餘なりと謂ひて殺すが如し。

一加行にて二罪を犯す時

若し一の加行にて母及び餘を害するときは、二の無表生ず。〔然れども〕表は唯逆罪のみなり。無間業の勢力强きを以ての故なり。

尊者妙音は說く、「二の表有り。表は是れ極微を積集して成ずるが故なり」と。

羅漢の誤殺に就て

[37] 若し阿羅漢を害するときは、阿羅漢なりとの想無きも、彼の

【三五】 設し云云。ここに一妊婦あり、その胎子たるべき精液を落したるを、他の婦人之を拾ひ自らの子宮に入れて養ひ産めりとせんに、〔かかることは可能か?〕其産れたる子は何れを母とし從つて何れを殺すことによりて、逆罪を犯すやといふ問なり。

【三六】 子が杖を執り。子が杖にて父の身體にたかれる蚊を打たんとして誤りて父を殺し、又は母が何等かの事情にて隱れゐるを盜賊などと誤解して殺すも無間罪たらずとなり。但し舊譯には「因二子欲一レ殺、方便母隱二牀中一、父走二餘處一故死、此人成二無間業一。」とあり。此の中、舊譯に、走二餘處一せるは誤譯なり、原本の dhāvakasya abhidharmakośa vyākhyā. ed. by Wogihara p. 429. cf. には「走る人の」と云ふ義と「洗濯する人の」と云ふ義とあり。今は第二の義に用ゐたるを眞諦は第一の義に取りたるなり。洗濯しつつある父の體に蚊のたかれるを見て父が手を離しがたきを察して子が蚊を打たんとせるなり。又た「成」の字の次下に「不」の字なきは、恐くは眞諦所覽の本の寫誤に基くものならん。

【三七】 若し阿羅漢云云。彼は羅漢ナリと知らざるも、とにかく、彼を殺さんと決意して殺すは逆罪なり。何んとなれば、此の決意中に阿羅漢ならば殺すまじといふ心を含み居らざればなり。

（104）打心もて佛の血を出すと、　後に無學となるものを害するとには無し。

論じて曰はく、何に緣りて母等を害すれば無間を成ずるも、餘に非ざるや。

恩德の捨と逆罪

恩田　恩田を棄て德田を壞するに由るが故なり。謂はく、父母を害するは是れ恩田を棄つるなり。

問　如何に恩有りや。

答　身を生ずるの本なるが故なり。

問　如何に彼れを棄つるや。

答　謂はく、彼れの恩を捨つるなり。

德田　德田とは、謂はく、餘の阿羅漢等なり。諸の勝德を具し、及び能く〔他の勝德を〕生ずるが故なり。德の所依を壞するが故に逆罪を成ずるなり。

轉形と殺親に就て

[三二]父母の形轉ぜるを殺すときも逆を成ずるや。

逆罪亦、成ず。依止、一なるが故なり。

[三三]是の如き義に由るが故に、有るが問うて言はく、「[三四]頗し男の命根を離れしめしものが、父と阿羅漢とに非ざるに、無間罪の爲めに觸らるること有りや、不や」と。

曰はく、有り。謂はく、母の形を轉ぜるときなり。

頗し女の命根を離れしめしものが、母と阿羅漢とに非ざるに、

【三〇】婆沙卷一一九（毘曇部十三、六三頁以下）、舊一譯三、二四八頁上、正理卷四三、光記一八、二七九頁上參照。

【三一】且らく傍論云云。以上、數段に涉れる破僧論に關する傍論を、ここに打ち切り、業障論に立ち戻りて、五逆罪の逆罪たる理由を明にせんとするはこの一段なり。初の一句は總じて五無間業の逆罪たる理由を明にし、後の五句はその種種の場合に就て論究したるものとす、

(103) upakāriguṇakṣetranirākṛti-vipādanāt,
[vyañjanānyathābhāve 'pi, mātā] yacchoṇitodbhavaḥ.
(104a) [na buddhatāḍucittasya, na vadhād ūrdhvam arhati].

舊譯—有恩功德田、由捨離除故、
別根障亦有、從血生是母、
於佛打意無、害後無學無、

【三二】父母の形轉ずとは、父の男根、轉じて女根となり、母の女根轉じて男根となるをいふ。然る時は舊の父母の形なきが故に逆罪を成ぜざるべきやとの意。

【三三】是の如き義云云。以下は毘婆沙論中にある問答なり。婆沙卷一一九（毘曇部十三、六七頁前後參照）。

【三四】頗し云云。或る男子を殺したりとして、而もそは父にもあらず、羅漢にもあらずして、尙ほ無間罪となることありやとの問なり。

輪僧なし。」

(三)正戒見の時　二五 正戒と〔正〕見とに於いて、皰の未だ起らざる時〔にも、破法輪僧無し〕、要らず二皰が生じて、方に破す可きが故なり。

(四)第一雙の弟子なき時　二六 未だ止・觀の第一雙を立てざる時「にも、破法輪僧無し」。法爾として、彼れ〔等〕に由りて速かに還た合するが故なり。

(五)佛滅後　二七 佛滅後の時〔にも無し〕。眞の大師の敵對と爲ること無きが故なり。

(六)未結界の時　二八 未だ結界せざる時にも〔無し〕、一界中に二部を分つこと無きが故なり。

此の六位に於いては破法輪無し。

破法輪と佛陀　破法輪のことは、諸佛に皆有るには非ず。二九 必ず宿業に依りて此の事有るが故なり。

三〇 第三節　逆罪の緣

逆の理由　三一 且らく、傍論を止めて、應に逆〔罪〕の緣を辯ずべし。

頌に曰はく、

(103) 恩と德との田を棄壞すればなり。　形を轉ずるも、亦、逆を成ず。
母は、謂はく、彼の血に因る。　誤るとき等には無し、或は有ることもあり。

行はるるときは、この破法輪僧無し。然るに皰の起るに至らば、破僧あり。皰とは瘡皰のことにして、つまり邪戒邪見をいふ。邪戒とは、佛の聖道を修するは眞の道に非ずして五法は是れ道なりと主張するを謂ふ。五法とは婆沙一一六（毘曇部十二、四〇一頁）に據るに、「盡壽の間、一に糞掃衣を著すること、二に常に乞食すること、三に唯一座食すること、四に常に逈露に居すること、五に一切の魚肉・血味・鹽・酥・乳等を食せざることとなり。邪見とはこの五法を信じて、佛の八聖道を道に非ずと撥無することとなり。こは提婆達多の破僧時の主張せしものを意味す。

【二六】未だ止觀云云。佛弟子中目乾連は止（禪定）の第一にして、舍利弗は觀（智慧）の第一なり、之を第一雙といふ。若し教團に異派起れば、この一雙の弟子が行きて之を說得して、和合せしむること、提婆の際に於ける舍利弗、目連の如し。從つて弟子中に未だかかる第一雙の弟子の生ぜざる間は、破僧起るも之を調和し難きを以て、自然に破僧も起らずとなり。蓋しこれ破僧は必ず成功せざるものといふ豫定の下に案出せられたる理由とす。

【二七】佛滅後云云。若し佛滅後に我は是れ大師にして如來は然らずと言はゞ、衆人は共に責めて「大師の世に在す時、汝は何が故に、我は是れ大師なりと言はずして、今、如來の涅槃後に至りて乃ち是の語を作すや」と言ひて、彼を相手にせず。從つて破僧成立せざればなり。

【二八】未だ結界云云。未だ確乎たる僧團を樹立せざる以前には、勿論、僧破もなし。

【二九】必ず宿業云云。今釋迦佛も、因位に、迦葉佛の下にありて一度に破僧企てたることあり。提婆の破僧は其業の結果なりとす（正理四十三參照）。

いてには非ざるは、佛無きを以ての故なり。世尊の有す處には方に異師も有ればなり。

要らず八苾芻を分ちて二衆と爲し以て所破と爲し、能破は第九なり。故に衆は極少のときなりとも、猶、九人なるべし。

極少九人なる所以

二〇「等」と言ふは、此に過ぐるの限り無きことを明さんが爲めなり。

頌中の「等」の義

二一唯、破羯磨のみは通じて三洲に在り。極少は八人なるも、多は亦限り無し。三洲に通ずるは〔三洲には共に〕聖教有るが故なり。

破羯磨僧の處と人數

要らず一界中の僧が、二部に分れて別に羯磨を作すが故に、八人を須う。此れを過るをも遮すること無きが故に、亦、等と言ふ。

第五項　破法輪僧の無き時

破法輪なき時

二二何れの時分に於いて、破法輪僧無きや。

頌に曰はく、

(102)初と後と、皰と雙との前と、佛滅と未結界とのときと。

是の如き六位に於いては、破法輪僧無し。

論じて曰はく初とは、謂はく、世尊の法輪を轉じて未だ久しからざるときなり。後とは、謂はく、二三善逝の將に般涅槃せんとする時なり。二四此の二時の中にては、僧は一味なるが故に、〔破法

(一)轉法輪の初
(二)入涅槃の時

此由二八及餘一。

【一九】唯贍部洲云云。法輪僧の分裂する最少人數は九人にして、佛道と異れる主張をなす一人が主張となりて、四人宛に分るるなり。四人宛と言へる所以は、僧伽即ち僧と稱するべき團隊は、少くとも四人以上ならざるべからざればなり。而してこの法輪僧は、佛の轉法輪を中心とする者なれば、佛なき處には、從つてその分裂もあることなし。故に佛のある贍部洲にのみある現象とす。

【二〇】等云云。頌に九等と等の字を用ゐたるは九人以上、何百千人にても可なりといふ義。

【二一】唯破羯磨僧等。羯磨僧の分裂は、必ずしも一人の主張者を要せざれば僧伽の最少限度たる四人に分れ得るならばその分裂を來たし得るを以て最少限八人としたるなり。而してこの羯磨僧の分裂は必ずしも佛時代に限らず、聖教の存する處出家弟子のある處の何れの處にてもあり得るを以て三洲に通ずとしたるなり。

【二二】何れの時分云云。教團の絶對的に破壞せぬ時を明にす。

(102) [ādāvante] 'rbudād [ekayugāt prāṅ nirvṛte munau]
abaddhāyāṃ[ca]sīmāyāṃ
[na cakrabhedasaṃbhavaḥ].

舊譯—初後皰浮前。雙前、師滅時。
未結別住時。破輪不ㇾ得ㇾ成。

【二三】善逝(Sugata)とは、佛の稱號の一。

【二四】此の二時云云。初轉法輪を過ぎて暫時の間は、僧衆も鮮く、又、凡て眞面目にして緊張してゐるが爲めに、又、佛の涅槃せんとする時も、僧衆は悲みと景慕に打たれゐるが爲なり。

【二五】正戒と正見云云。正しき戒と正しき見とのみの

は輕逼す可からず。言詞威肅にして、對すれば必らず能〔破〕すること無きを以てなり。

(三)所破の僧

唯、異生をのみ破りて、聖者を破るには非ず。諸の聖者は法性を證するを以ての故なり。

有るは說く、「忍を得せしものも、亦、破す可からず」と。

一六 二義を含むが爲めに、〔頌に〕「愚夫」の言を說くなり。

(四)破僧成立の時

要らず所破の僧が、〔その〕師が佛と異ると忍じ、佛說に異りて餘に聖道有りと忍ず。應に僧破は是の如き時に在りと說くべし。

破僧經續の期間

一七 此の夜必ず和し、宿を經て住せず。

破法輪法

是の如きを名づけて破法輪僧と曰ふ。能く聖道の輪を障へて僧の和合を壞するが故なり。

第四項　破法輪と破羯磨僧及び其の行處等

教團分裂の最少限度とその洲

一八 何れの洲の人が幾くの法輪僧を破り、羯磨僧を破るは何洲の人にして幾くなりや。

頌に曰はく、

(101) 贍部州なり、九等なり。　方に法輪僧を破す。
唯、羯磨僧をのみ破するは、　三洲に通ず、八等なり。

破法輪僧の行處と人數

論じて曰はく、一九 唯、贍部洲の人のみにして、〔これは〕少くも九に至り或は復た此れに過るものが、能く法輪を破る。餘の洲に於

如來の在所たる靈鷲山より離れたる處なりき。忍を得せしものとは、四善根中の第三位を得せし者即ち、順決擇分に達せる內凡位のものを言ふ(本論二三卷參照)。

【一六】 二義を含む云云とは、聖者と忍を得せし內凡とを簡びて其れ以外を特に愚凡と言ひしなりとなり。此の點婆沙には、評決なく但異說を列擧するのみなり。

【一七】 此の夜必ず等。破僧の行はれたる其夜の中に、必ず再び本の教團に歸りて、翌日に及ばずとなり。提婆が破僧を企てたるその夜の中に、舍利弗等の勸告によりて、再び和合したる事實を指す。

【一八】 何れの洲の人云云。こは僧伽の分裂を來たす最少限度の人數は幾干にて、また分裂に二種ある中、何れの分裂は何れの洲にあるやを明にせんとしたるものなり。
二種の分裂とは一は破法輪僧にして、二は破羯磨僧なり。破法輪僧とは、恰も提婆達多が佛に背きて別教團の獨立を企てたるが如きことにして、畢竟佛の權威を認めざる教團を佛教教團より分立することをいふ。破羯磨僧とは、共に同一結界を結びて同一處にて布薩し羯磨し說戒すべき規則を破りて、之を二派に分立することなり。大衆部上座部の分裂の如きは卽ちこの破羯磨僧の最も大なるものなれど、佛の權威を認むることに於ては同一なりとす。扨て四句中前の二句は破法輪僧のことを明し、後の二句は破羯磨僧を明にしたるものとす。

(101) 〔ayuḥ〕cakrabhedo〔mataḥ〕
〔jambudvīpe〕, navādibhiḥ,
〔karmabhedas triṣu dvīpeṣu〕
aṣṭābhir, adhikaiś ca vaḥ

舊譯—剡浮洲、九等　三洲有二破業一

異熟と時

語を性と爲す。即ち僧破と倶に生ずる語の表・無表業なり。
此れは必らず無間大地獄中に、一中劫を經てるあいだ極重の苦を受く。

餘の逆罪は必ずしも無間に生ぜず。

多逆と異熟との關係

[一二]若し多くの逆罪を作りて、皆次生に於いて熟すとせば、如何にしてか多逆が同一の生を感ぜんや。

通

彼れの罪の増すに隨ひて、苦還た増劇す。謂はく、多くの逆〔罪〕に由りて、地獄の中の大柔輭の身と、多猛の苦具とを感じ、二・三・四・五倍の重苦を受くるなり。

第三項　破僧の緣

破僧の事情に就て

[一三]誰か、何れの處に於いて、能く誰を破するや、破することは何れの時に在りや、幾くの時を經て破するや。

頌に曰はく、

(100)苾芻なり、見なり、淨行なり、　破は異處なり、愚夫なり。
師道と異ると忍ずる時を、　破と名づけ宿を經ず。

(一)能破者の資格

論じて曰はく、能く破僧する者は、要らず大苾芻にして、在家と苾芻尼等とには非ず。唯、[一四]見行の者にして、愛行の人には非ず。淨行に住する人にして、犯戒の者には非らず。犯戒者は言に威無きを以ての故なり。

(二)能破の處

[一五]要らず異處にて破し、大師に對するときには非ず。諸の如來

たる場合を説明したるものとす。

(99) (tadavadyam mṛṣāvādas,
tena bhettā samanvitaḥ.
avicau pacyate kalpam,
adhikād adhikā vyathā).

舊譯—依此妄語罪、　能破與相應、
毘指一劫熟、　如增苦受增。

【一二】五逆罪は必ず次生に於て熟する者なるが故、然らば今生に多くの逆罪を作れる時、其等はいかにして、次生の一生に酬ゆるやとの問なり。

【一三】誰か何れの處云云。破僧に關して、(一)能破者の資格、(二)破僧の處、(三)破僧さるる相手、(四)破僧の時・期間等を明にする段なり。第一句は能破者の資格を明にし、第二句は處と相手とを明にし、第三句は時を明にし、第四句は破僧の期間を述べたるものとす。之は始終、提婆のことを念頭に置いての說明なることを忘るべからず。

(100) bhikṣur, dṛṣṭisucarito,
bhinatty anyatra bālakān,
[anyaśāstṛmārgakṣāmo,
bhinno]na vivasaty asau.

舊譯—比丘、見、好行、　破餘處、凡夫、
別師道忍時、　已破、不宿住、
說此名破輪。

時に婆沙一一六(毘曇部十二、四〇〇頁)を見よ。

【一四】人を性質上より見れば、理に强く、意志强固なるものと、情に比較的もろく、情義に引かれ易きものとあり。前者の如き見行者といひ、後者の如きを愛行者と言ふなり。

【一五】要らず異處。如來の在さざる處にて僧衆を惑亂するをいふ。提婆の破僧したるは、實に象頭山にして、

第一項　破僧の體

僧破の體

七 若し爾らば僧破は、其の體是れ何ぞや。能〔破〕・所破の人のうち誰が成就する所なるぞ。

頌に曰はく、

(98)僧破は不和合にして、　心不相應行なり。
　無覆無記の性なり。　所破の僧の成ずる所なり。

僧破の體は非得

論じて曰はく、八 僧破の體は是れ不和合の性なり。無覆無記にして心不相應行蘊に攝せらる。

難

豈に無間〔業〕を成ぜんや。

通

九 是の如き僧破は虚誑語に因りて生ずるが故に、破僧は是れ無間の果なりと說く。

僧破を成ずる者

一〇 能破の者は此の僧破を成ずるに非ず。但だ所破の僧衆の成ずる所なり。

第二項　能破の成就する罪とその時及び處

能破者に就きて

一一 此の能破の人は何をか成就する所ぞ。破僧の異熟は何の處にして幾の時ぞ。

頌に曰はく、

(99)能破者は唯、此の、　虚誑語の罪をのみ成ず。
　無間なり。一劫熟なり。　罪の增すに隨ひ苦增す。

誑語を成ず

論じて曰はく、能破僧の人は破僧罪を成ず。此の破僧罪は誑

り。(一)に破僧の體を明し、(二)に能破の成就と其時と處とを明し、(三)に緣を具するとき、破僧を成ずることを明し、(四)に二僧を破する別を明し、(五)に破法輪無き時を明す第六段あり。中に於いて最初に破僧の體を明す。

(98) saṃghabhedas tv asāmagrīsvabhāvo viprayuktakaḥ,
akliṣṭāvyākṛto dharmaḥ,
[tena saṃghaḥ samanvitaḥ].

舊譯—僧破非ニ和合一、性非ニ相應法一、
無染無記法、衆與レ此相應。

【八】僧破の體は和合の上の非得なり。即ち和合せしめざる或る體なり。僧が和合するが故に、聖道に入ることありと許さる。從つて此の和合性を非得せば入聖すること得ず。故に無間を成ずと言へるなり。已に非得なりとすれば、これ無覆無記性にして、不相應行の一たるや言ふまでもなし。

【九】是の如き云云。僧破の體は直ちに無間業なりといふにあらず。寧ろ無間業なる誑僧(虚誑語)の結果なりとす。即ち、因としての無間業の虚誑語に、其の果としての破僧の名を冠せしめて、因たる無間業を顯はせしものなり。

【一〇】能破の者は云云。かく僧破は結果なるを以て、その所在も能破者にあるにあらずして所破者にありと定む。

【一一】此の能破云云。僧破の原因となる虚誑語をなせる者即ち、能破者がいかなる業道を成じ、且ついかなる異熟を受けて、幾時の間、その罪の爲めに苦まざるべからざるやを明にす。初二句は成就を明にし、第三句は異熟と時間を明にし、第四句は多くの逆罪を行ひ

卷の第十八〔分別業品第四の六〕

本論第四　業品第六

第六章　特に、業障に就きて

[一]第一節　五無間業の體

五無間業の體

[二]前に辯ずる所の三の重障の中に於いて、五無間を說きて業障の體と爲しぬ。〔所謂〕五無間業とは、其の體是れ何ぞや。

頌に曰はく、

　此の五無間の中、　四は身、一は語業なり、
　三は殺、一は誑語、　一は殺生の加行なり。

四は身業一は語業

論じて曰はく、五無間の中、[三]四は是れ身業にして、一は是れ語業なり。[四]三は是れ殺生にして、一は虛誑語の根本業道、一は是れ殺生業道の加行なり。如來の身は害す可からざるを以ての故なり。

破僧の意義

破〔和合〕僧無間は是れ虛誑語なり。

既に是れ虛誑語ならば、何に緣りて破僧と名づくるや。

[五]因に果の名を受けしなり。或は能く破るが故なり。

[六]第二節　特に、破僧に就きて

【一】婆沙卷一一六、毘曇部十二、三九二頁以下及び婆沙卷第一一九（毘曇部十三、六四頁）、舊譯卷一三、二四七頁中、正理卷第四三、光記卷十八、二七六頁中參照。

【二】前に辯ずる所云云。之より以下、六段に分ちて特別に業障を明にせんとす。即ち第一に業障の體を明にし、第二に破僧を說き、第三に逆罪の緣を明にし、第四に加行の定を明にし、第五に罪重と大果とを明にし、第六に無間業の同類を明にするなり。今は其第一段として、五無間業を十業道の立場より分類せんとしたるものなり。

因みに、梵文にも亦、舊譯の頌文にも之れに當るもの無し。唯長行に、「此無間業體性云何、四身業爲レ體、一口業爲レ體、三殺生爲レ性、一妄語爲レ性、一殺生前分爲レ性云云」といへり。

【三】四とは、父、母、阿羅漢の三を殺すことと、佛身より血を出すこととなり。此の四は身業にして、破和合僧は、言葉を以て誑すを以て語業となすなり。

【四】三は云云。父と母と羅漢とを殺すことは、殺生業道に屬し、破僧は虛誑語の根本業道、出佛身血は殺生の加行とす。

【五】因に果の名云云。虛誑語が因と爲りて和合僧を破るが故に虛誑語は即ち因なれども、果たる破僧の名を受けて名づけられしなり、或は破は即ち能破、僧は即ち所破、虛誑語が能く僧を破するが故に、名づけて破僧と曰ふとなり。

【六】以下特に婆沙卷一一六（毘曇部十二、四〇〇頁以下）及び婆沙卷一一九（毘曇部十三、六九頁以下）、舊譯卷一三、二四七頁中正理卷四三等參照。

【七】若し爾らば以下別して僧破を明す。是れ傍論な

【三三四】前に說くとは、此の第十七卷の初部に「扇搋等は、能く、善根を斷ずるに非ず」と云ひ、又、卷十五には、頌に「戒惡は人なり、地と二の黃門と二形とを除く」といひ、長行には「唯、人趣に於いて不律儀有り、……復た、扇と及び半擇迦と、……を除く」等と有り。

【三三五】逆〔罪〕とは、五無間業の謂ひなり。

【三三六】缺身は根の缺けて滿足に具はざる謂ひにして、即ち不具なり。

【三三七】現前の强き愧慚が壞滅するが故に、無間罪を得るといふ如き强き愧・慚心無し。故に父母を殺すとも、無間罪を成ぜず。

【三三八】此れに由りてとは、上の如く、鬼や傍生にとりてはその父母の恩少く、又自らも羞恥少きことを指す。

【三三九】大德。婆沙論中に屢屢引用せらるる論師の名なり。覺慧分明なる時は、慚愧心もあるべき故なり。

【三四〇】聰慧の馬の如しとは、昔し怜悧なる馬あり、母の牝馬と交尾せしめむとせしも肯んぜず、因て馬の面を布にて覆うて母馬と交尾せしめたり。彼の馬後に此の事實を覺り自の男根を斷ちて死せりと云ふ物語を指す。

【三四一】非人(amānuṣa)とは、人間が鵠の卵より生れ、或は獅子の腹より生るる如き場合。

【三四二】心とは、能害の心。境とは所害の物、謂はく、非人は人に對して適當なる恩を施すこと能はず、又た人は非人の父母に對して增上の慚愧なきを以てなり。

【三四三】煩惱障は一切處に遍し。

〔二三七〕現前の增上の慚愧が壞するが故に無間の罪に觸すと言はる可きもの無きを以てなり。

〔二三八〕此れに由りて已に鬼と及び傍生とは、母等を害すと雖も、而も無間に非ざることをも釋したり。

然るに、〔二三九〕大德の說く、「若し覺分明ならば、亦無間を成ず。〔二四〇〕聰慧の馬の如し」と。

若し人有り、〔二四一〕非人の父母を害すとも、逆罪を成ぜず。〔二四二〕心と境と劣なるが故なり。

異熟障業障の所在

已に業障は唯、人の三洲のみなることを辯じつ。

餘の〔二四三〕〔二〕障は、應に知るべし、五趣に皆有ることを。然れども〔異熟障は〕人趣に於いては、唯、北俱盧〔洲〕のみなり。〔又〕、天趣の中に在りては唯無想處のみなり。

【二二〇】第八有（aṣṭama-bhava）。欲界經生の聖者は欲界の第八有身を感ずること無し。必ず第七生には、涅槃に入る。故に、若し第八有身を感ずる業有る時は、必ず異生にして、又、入聖ならざること決定す。

【二二一】然るに云云。かく五無間以外にも業障と立つべきもの尠からず。而も特に五無間業を業障と立つる所以は、その分り易き五種の因分卽ち特徵を有するによるとなり。五とは卽ち、處と趣と生と果と人となり。

【二二二】處（adhiṣṭhāna）の故にとは、五無間業は必ず母・父等を以て所起處と爲すが如きをいふ。

【二二三】趣（gati）とは、五無間業が必ず地獄趣を以て所歸趣と爲すが如し。

【二二四】生（upapatti）とは、五無間業は必ず無間生に異熟を感ずるが如し。

【二二五】果（phala）とは、五無間業何れも必ず非愛の果を招くが如し。

【二二六】補特伽羅（pudgala）とは、五無間業が必ず最も重き煩惱の現行するが如きを言ふ。

【二二七】第二生とは、業障の人の次生は地獄、煩惱障の人の次生は惡趣なり。

【二二八】前とは、煩惱障。

【二二九】後とは、業障。能引は本なるが故に、所引の末より重しと說くものなり。

【二三〇】第一解は、業と果との中間に、更に餘の業と生等の果との間隔すること無き義に名づくと說く者なり。

【二三一】〔卽ち〕彼れは無間を有す（ānantarya）云云。彼れ造業者は、無間に地獄に行くといふ運命を擔ひ居るを以て、その業を無間業と名くとなり。

【二三二】沙門〔性〕（śrāmaṇya）とは、無漏道の謂ひ、無漏道を沙門の性といふこと。此の論卷二十四に出ず。

【二三三】三障は何れの云云。三障を趣界に約して、其所在を明にせんとする段なり。初句は此無間業の所在所を明にし、二三句は除外例を明にし、第四句は無間業障以外の所在所を明にしたり。

(97) triṣu dvipeṣv ānantaryam, ṣaṇḍhādīnāṃ tu neṣyate
alpopakāralajjitvāt, [śeṣaṃ gatiṣu pañcasu].

舊譯—於二三洲一無間、黃門等不レ許、少恩少二羞羞一、餘障於二五道一

第二解、人に約す

或は、此の業を造る補特伽羅が、此より命終するときは、定んで地獄の中に墮して間隔無きが故に、無間と名づく。[三二一]〔即ち〕彼れは無間を有するを以て、[三二二]無間(anantara)の名を得。〔換言すれば〕、無間の法と合するが故に無間と名づく。[三二三]沙門〔性〕と合するが故に、[三二四]沙門(śramaṇa)と名づくるが如し。

第二項　三障と界趣

三障の所在

[三二五]三障は何れの趣の中に有りと知るべきや。

頌に曰はく、

(97)三洲には無間有り。　餘の扇搋等には非ず。
恩少く羞恥少ければなり。　餘の障は五趣に通ず。

無間業の所在

論じて曰はく、且らく、無間業は唯だ人の三洲にのみ〔在りて〕、北俱盧〔洲〕と餘の趣と餘の界とには非ず。三洲の內に於いても唯女と及び男とのみ無間業を作る。扇搋等には非ず。

扇搋等は除外例（二三句）

所以は何ん。

即ち、[三二六]前に說く所の彼〔の扇搋等〕には斷善と不律儀なしとの因は、即ち是れ此の中に[三二七]逆〔罪〕無き所以〔の因〕なり。

又、彼れの父母及び彼の己身に、次の如く、恩少く羞恥少きが故なり。謂はく、彼れの父母は彼れに於いて恩少し。彼れの[三二八]缺身の增上緣たるが故なり。又、〔父母の〕彼れに於いて愛念少きに由るが故なり。彼れも父母に於いて慚愧の心、微なり。

鬼と傍生には無間業なし

部十三、六三頁以下）を見よ。

【三二二】上品の煩惱(adhimātrakleśa)は、煩惱として資格の上等なること、即ち勢力の猛烈なる煩惱をいふ。

【三二三】扇搋等には、別に猛利の煩惱起らざるも、始終、微弱の煩惱あるが爲め、心力鈍りて修行し能はざるをいふ。

【三二四】伏除とは、伏とは有漏七方便にて伏すること、除とは見道にて斷ずることなり。（賢聖品參照）

【三二五】下品云云。假令下品の煩惱なりとも、常に起りて斷ぜざるが故に、遂に夫れが緣となりて、次第に中品・上品の煩惱を起す。故に伏除の道の起るべき無し。

【三二六】全の三惡趣云云。地獄と鬼と傍生との三は、苦痛や愚癡のために、亦北洲は無常を感ずる機會なきを以て、無想天は外道の極位と信ずる所なるを以て、共に聖道に進み能はざる障と名づくるなり。

【三二七】聖道を障へ等。五無間業を作る者は善根にも入る可からず。又惡趣等は、聖道の加行も起らしめざるが故なり。

【三二八】及び、亦能く異生の離染を障ふ、故に順正理論四十三に曰く「能障二聖道及道資糧並離染一故」と。即ち、此の理に準ずるに、異熟障の中に、大梵天を說かざる所以は、彼の天の、有漏道を以て、能く離染するを以ての故なり（光師の意を取る）。

【三二九】決定業云云。五無間業の外に理論上よりすれば外に決定業をも業障の中に數へざるべからず。此に決定業といふは、決定して次に列擧せる惡趣等を感ずる業をいふ。それ等の有るときは、入聖すること能はずして、聖道を起らしめざればなり。聖者は、凡て、惡趣の卵生、濕生等を感ぜず、又女身を受くることも無し。故に之れ等の定業有るときは決定して入聖すること能はずといふ。

障の解釋

を異熟障と名づく。

此れは何の法を障ふるや。

謂はく、[二二七]聖道を障へ[二二八]及び聖道の加行の善根を障ふるなり。

特に業障に就て。注意

又、業障の中には、理としては亦、餘の[二二九]決定業をも說くべきなり。謂はく、餘の一切の定んで惡趣・卵生・濕生及び女人の身、[二三〇]第八有等を感ずるものをいふ。

[二三一]然るに若し業の五の因緣に由りて、見易く知り易きものあれば、此の〔業障〕の中に偏に說く。〔業の五因緣とは謂はく、[二三二]處と[二三三]趣と[二三四]生と[二三五]果と及び[二三六]補特伽羅〔との五〕なり。諸の業の中に於いて、唯、五無間のみ此の五種〔の因緣〕を具して、見易く知り易きも、餘の業は然らず。故に此〔の中〕には說かざるのみ。

餘の障の廢立も、應の如く當に知るべし。

三障中の重業

此の三障の中にて、煩惱と業との二障は皆重し。此の〔二障〕有る者は、[二三七]第二生の內に亦、治すべからざるを以てなり。

毘婆沙師は是の如き釋を作す。[二三八]「前は能く、[二三九]後を引くが故に、後は前よりも輕し」と。

無間の意義

此の無間の名は何なる義に目くと爲んや。

第一解、法に約す

[二四〇]異熟果が決定しており更に餘業の餘生の能く間隔を爲すこと無きに約す。故に此れは唯無間隔の義にのみ名づくるなり。

【二〇五】是の如き云云。前段の末に引滿するものは、業のみならず、有漏の善惡法も然りといへり。然れどもその中に亦區別ありて、滿ずれども、引する能はざるもの、引滿の二に通ずるものありと說きぬ。今その二類を明にせんとするはこの段の目的なりとす。

(95b)〔nacittakasamāpatti

nākṣipato, na cāptayaḥ〕.

舊譯―二定非ㇾ能引、　無心及至得。

【二〇六】二無心定云云。無想及び滅盡の二定は共に異熟有る法なれども、業と俱有因に非ざるが故に衆同分を引く力無し。衆同分を引くものは、必ず業なれば、業と俱有因に非ざる者は、衆同分を引く資格無し。

【二〇七】得も亦云云。得は業と同一果に非ざるが故に又衆同分の引に與らず。

【二〇八】所餘の一切云云。業と同一果なるは、業に順じて衆同分を引くと同時に、亦別果を感じて圓滿に資するも有りて、引滿に通ず。

【二〇九】婆沙卷一一一五（毘曇部十二、三八九頁）、舊譯卷一三、二四七頁上、正理卷四三、光記一七、二七四頁以下參照。

【二一〇】薄伽梵云云。業障(karma varaṇa)煩惱障(kleśāvaraṇa)異熟障(vikāyavaraṇa)との三障をば明にせんとする段なり。是等は無漏の聖道を障へ善根を障へて起らざらしむるが故に障とは名くるなり。

(96)〔ānantaryāṇi karmāṇy

abhīkṣṇakleśo durgatayaḥ

asaṃjñisattvāḥ kuravaḥ

āvaraṇatrayaṃ matam〕.

舊譯―無間等重業、　染住惑、惡道、

北洲、無想天、　說ㇾ此名二三障一。

【二一一】特に五無間業に就きては、婆沙卷一一九、（毘曇

(96)三障とは、無間業と、　及び數行の煩惱と、
　並びに一切の惡趣と　北洲と無想天となり。

論じて曰はく、無間業と言ふは、謂はく、[二二一]五無間業なり。其の五とは云何。

業障（五無間業）

一には母を害し、二には父を害し、三には阿羅漢を害し、四には和合僧を破り、五には惡心もて佛身の血を出す。是の如き五種を名づけて業障と爲す。

煩惱障（數行の煩惱）

煩惱に二有り。一には數行、謂はく、恒に起る煩惱なり。二には猛利、謂はく、[二二二]上品の煩惱なり。應に知るべし、此の中にて、唯數行の者をのみを煩惱障と名づくることを。[二二三]扇搋等の如し。煩惱の數行するは伏除す可きこと難きが故に、說いて障と爲すなり。上品の煩惱は、復た猛利なりと雖も、恒に起るに非ざるが故に、伏除す可きこと易し。下品の中に於いて、數行の煩惱は猛利に非ずと雖も、而も[二二四]伏除し難し。彼れ恒に行じて〔伏除の〕便を得ること難きに由るが故なり。謂はく、[二二五]下品を緣と爲るに從りて中を生じ、中品を緣と爲して復た上品を生じ、伏除の道をして生ずることを得るに便無からしむればなり。故に、煩惱の中にて、品の上下に隨ひ、但だ數行の者のみを煩惱障と名づくるものとす。

異熟障

[二二六]至の三惡趣と、人趣〔中〕の北洲と、及び〔天趣中の〕無想天と

【一九五】宿生智とは、宿世の生を知る智。本論卷二十七を見よ。

【一九六】是の言とは「一たび食を施して云云」を指す。

【一九七】有るが等。毘婆沙師の第二說なり、昔、一の施業を起せる時、夫れを所依として、勝れたる思の心所起り、其の多剎那の思の心所か、或は天上の樂果を感じ、或は人中の樂果を成ずるにて、一業が多生を引くにも非ず、一生を多業が引くにも非らずと。

【一九八】剎那云云。施食は一なるも、それに對する思願は剎那剎那に同じからざるによりてその思願の種種なるに應じて種種の生を引けるなりと。卽ちこの師は業の客觀的事現よりは、寧ろその主觀方面に重きを置きて、此の方より一業引一生說を主張せんとしたるなり。

【一九九】衆同分云云。多業が一生を引けば、その多業の各個のまにまに、屢屢死生して、一生の中に、衆同分は切れ切れとなることの過有らんとの意なり。

【二〇〇】但だ一業等。第二頌を釋する文にして、多業が能く一生を圓滿し、一生の上の他の條件境遇事情等を招感するものなることを明す。

【二〇一】一色は引業に喩へ、衆彩は多業卽ち滿業に喩ふ。

【二〇二】人身とは身根の謂に非ずして、人の衆同分の意。身根は滿業所感の別果なるが故に。

【二〇三】倶有なる者とは、此の業に相應する諸の心心所及び生等が倶有因となりて、同一果を感ずることを指す。然し、これ等も、畢竟、業の勝れたるが故に、然るなりとの謂なり。

【二〇四】若し業と倶有ならざる法なれば、唯、滿業に同じく、別果(圓滿)を感ずるのみにして、一業所引の總果(衆同分)の招感に與る所なし。そはその力の劣なるが故にして、彼の勝れたる業のみ能く總果を引くとの意。

の有漏法に異熟有るが故に、皆引滿し容きも、業は〔其の中に於いて〕勝るるを以ての故に、但だ業の名を標するなり。

然も其の中に於いて、業と[二〇三]倶有なる者は能く引き能く滿たす。業の勝れたるに隨ふが故なり。[二〇四]若し業と倶有ならざる者は、能く滿たすも、引くには非らず。勢力劣なるが故なり。

有漏法と引滿業

第二項　二業の體

[二〇五]是の如き二類の〔業の〕は其の體は是れ何ぞや。

頌に曰はく、

(95b)二無心定と得とは、引く能はず。餘は通ず。

論じて曰はく、[二〇六]二無心定には異熟有りと雖も、勢力の衆同分を引くべきもの無し。睹の業と倶有に非ざるを以ての故なり。[二〇七]得も亦衆同分を引くに力無し。諸の業と一果に非ざるを以ての故なり。

[二〇八]所餘の一切は皆、引と滿とに通ず。

[二〇九]第三節　三　障

三　障

第一項　三障の體相

[二一〇]薄伽梵の説く、「重障に三有り。謂はく、業障と煩惱障と異熟障となり」と。是の如き三障は其の體是れ何。

頌に曰はく、

---

ga-vihita)は、舊譯に非理非非理作とせり。

【一八八】二説の差別とは、一は、前の染と善との業を除て無記心所發と解する説。二は、規則に準ずるに非ず、又破るに非ずと云ふ説。

【一八九】引業滿業に就きては、婆沙一九の異熟因一般論の項特に毘曇部七、三七五頁を見よ、尙、舊譯は卷一三、二四六頁下正理卷四三、光記一七、二七三頁下參照。

【一九〇】梵文一業に由りて云云。こは業と受生の多少を判定せんとする段なり。業に種種あり、生に多生あるを以てその間の關係を規定するの必要あるに出でたるものとす。有部は主なる一業によりて一生を引き、多業によりて之を完成すと主張す。舊譯の頌文も、新と全く同じ。

(95a) ekaṃ janmākṣipaty ekaṃ, anekaṃ paripūrakam

【一九一】若し爾らばとは、經部の難なり。經部は一業が多生を引くを許すが故なり。

【一九二】尊者無滅(Aniruddha)は、唐に阿那律又は阿尼婁駄等と音譯す。佛の從弟にして、その十六弟子の一人なり。

【一九三】殊勝の福田とは、無患といふ獨覺を指す。阿那律、嘗て、宿世に於いて、大饑饉に遭ひ、一鉢の食を、無患獨覺に施したり。その功德力によりて、上記の如き果報を得たりと云ふ。

【一九四】彼は一業に由りて等。有部釋す。第一説なり。一業(根本の施業)によりて最初の一生を引くものなれども、その時に同時に得せる宿生智によりて、その前生を通見し、依りて又再び餘の生を感ずべき新なる福業を作り、轉轉して上の如き果報を受け、遂に大釋迦の家に受生する等に至れるなりとの意。

有部の答

[一九四]彼は一業に由りて、一生の中の大貴多財と及び[一九五]宿生の智とを感じ、斯に乘じて更に餘の生を感ずる福を造り、是の如く展轉して最後の身に至り、富貴の家に生れて究竟の果を得せるなり。初めの力に由ることを顯はさん〔爲めの〕故に[一九六]是の言を作すのみ。譬へば人有り。一の金錢を持し、展轉貿易して千の金錢を得、是の如きの言を唱ふるが如し、「我れ本、一の金錢有りしに由るが故に大富樂を得たり」と。

有部の異解

復た[一九七]有るが說く、「彼は昔時に於いて、一たび食を施すを依と爲して多くの勝れたる思願を起して、天上を感ずることもあり、人中を感ずることもあらんとせしが、〔其の思願の〕[一九八]刹那同じからざりしを以て異熟に先後有りしなり。故に、一業は能く多生を引くには非らず。亦、一生は多業の所引なることも無し。[一九九]衆同分に分分の差別あること勿れ」と。

多業能圓滿

[二〇〇]但だ一業は一同分を引くのみなりと雖も、彼の圓滿は多業に由ると許す。譬へば、畫師の先づ[二〇一]一色を以て其の形狀を圖し、後に衆彩を塡ずるが如し。是の故に同じく[二〇二]人身を稟くること有りと雖も、其の中に於いて、支體・諸根・形量・色力の莊嚴を具するも有り。或は、前〔の諸のもの〕に於いて缺減多き者も有るなり。

唯、業力のみ能く生を引滿するには非ず。一切の不善と善と

【一七八】同じく修斷の業は、非所斷の無漏法に對しては、無漏法には擇滅を攝するが故に離繫果有り。有漏の善心の無間に無漏心を引起するが故に士用果あり。無漏は善なるが故に異熟果に非ず。異類の故に等流果無し。增上は知るべし。

【一七九】最後の非所斷の業は見所斷の法を以て、增上の一果と爲す。其の理は知るべし。而も引起の力無きが故に士用果と爲ること無く、見所斷の法は異熟に非ざるが故に、異熟果と爲すこと無く、離繫・等流の無きは知るべし。

【一八〇】非所斷の業は修所斷の法を以て、增上果と爲すことは知るべし。無漏觀より出でて有漏心に入るときに無間に引生する士用果有り。他の無きは知るべし。

【一八一】非所斷の業が同じく非所斷の法に對する時は、擇滅有るが故に離繫果と爲し、同じく無漏の故に等流果と爲す。增上と士用とは知るべし。而も、異熟果は除く。その理は又知るべし。

【一八二】皆、次の如し。凡て、上來の五門に遍じて通ずること前述の如し。

【一八三】諸業云云。こは、雜論の一として、應作・不應作・非二の三業の相を明にせんとする段なり。

(94b) 〔ayogavihitaṃ kliṣṭam, vidhiprabhraṣṭam ity api〕

舊譯—非理作有ㇾ染、　餘說非ㇾ方次。

【一八四】本論は、法義には惠暉はこれ發智論を指すとするも、發智論にこの三業の分類なし、法蘊足論中に、應修法と不應修法の分類あるも、其の正確の出據は現存の六足發智の中に未だ見當らず可尋。

【一八五】不應作は、舊譯に非理作(ayoga-nihita)とす。

【一八六】應作(yoga-vihita)は、舊譯に如理作とす。

【一八七】第三とは非應作非不應作 (nayoga-vihitanā-yo=

(三)非應作非不應作業

作と名づくと。

倶に前の二に違するを名づけて[一八七]第三と爲す。其の所應に隨ひて、[一八八][此にも亦]二說の差別あり。

[一八九]第二節　引業と滿業

第一項　二業の相

業と受生との關係

[一九〇]一業に由りて、但た一生を引くと爲んや、多生を引くと爲んや。又、一生は但だ一業の引く所と爲んや。多業の引く所と爲んや。

頌に曰はく、

(95a)一業に一生を引く。　多業は能く圓滿す。

一業引一生論

論じて曰はく、我が宗とする所に依りては、應に是の說を作すべし。「但だ一業に由りて唯、一生をのみ引く」と。

此に一生と言ふは一の同分を顯す。同分を得するを以て方に說きて生と名くるなり。

經部の難

[一九一]若し爾らば、何に緣りて[一九二]尊者無滅は自ら言へるや。「我れ憶ふに昔一時に於いて、[一九三]殊勝の福田に於いて一たび食を施せる異熟として、便ち七返三十三天に生じ、七たび人中に生れて轉輪聖帝と爲り、最後に大釋迦の家に生在して珍財を豐足し、多く快樂を受くることを得たり」と。

[te tu dve catvāri trīṇi bhāvanāheyakarmaṇaḥ],

舊譯―三四果及一、　見滅業彼等、
二果四及三、　修道所滅業、

(94a) apraheyasya te tv ekaṃ dve catvāri yathākramam.

非滅業彼一、　二四果次第。

【一七三】見所斷の業を見所斷の法に對する時、士用の力を與へるが故に士用果有り。同じく見所斷の性の故に等流果有り。增上果は知るべし。而も、見所斷の法は其の體異熟に非ず。又無爲に非ざるが故に、異熟果と離繫果とは無し。

【一七四】見所斷の業を修行斷の法に對する時は、苦集諦下の遍行因が、染汚法を等流果とする有り。又修斷の法には無記を攝するが故に、異熟果有り。增上・士用の二果は知るべし。修所斷法は無爲に非ざるが故に離繫果を除く。

【一七五】見所斷の業を非所斷法に對する時は、唯增上の一果有り。無漏法に望めては、見所斷の業は士用力なく、又無間に引生することも無く、類異るが故に等流果も無く、又その業は斷道に非ざるが故に、離繫果も無し。

【一七六】三斷の中間に位置する修所斷の業は、見所斷の法に對する時、無間に之れを引生するが故に、士用果有り。增上果は知るべし。而も、見所斷の法の故に異熟に非ず、故に異熟果無く、異類の故に等流果なく、見所斷の法は離繫に非ざるが故に離繫果も無し。

【一七七】修所斷の業を同じく「修所斷の法に對する時は、修斷の法には無記有るが故に、異熟果有り、同類の故に等流果有り。增上・士用は知るべし。而も修斷の法は離繫に非ざるが故に離繫果は無し。

第一節　應作等の三業

應作等の三業の相

[一八三]諸業を辯ずるに因みて、復た問うて言ふべし。[一八四]本論の中に說く所の三業、謂はく、應作業と不應作業と及び非應作非不應作業との如きの其の相は云何、と。

頌に曰はく、

(94b)染の業は不應作なり。　有るが說く、「亦、軌を壞するなり」と。

應作業は此に翻ず。　倶に相違せるは第三なり。

(一)不應作業

論じて曰はく、有るが說く、「染業を[一八五]不應作と名く。非理の作意より生ずる所なるを以つてなり」と。

有餘師は言ふ、「諸の軌則を壞る身・語業も、亦不應作なり。謂はく、諸所有の應に是の如く行ずべく、應に是の如く住すべく、應に是の如く說くべく。應に是の如く著衣すべく。應に是の如く食すべき等のことを、若し是の如くなさざるを不應作と名づく。彼は世俗の禮儀に合はざるに由りてなり」と。

(二)應作業

此と相翻ずるを[一八六]應作業と名づく。

有るが說く、「善業を名づけて、應作と爲す。如理の作意より生ずる所なるを以てなり」と。

有餘師は言はく、「諸の軌則に合する身・語・意の業をも、亦應

れば、擇滅は離繫果と爲り、有學法の無間に有漏法に士用力を與へる場合には、士用果(無間の士用果)と爲り、異熟、及び等流を除く所以は知るべし。

【一六八】無學の業に有學法を對せしむれば唯、增上の一果と爲る。無學の業は勝なるに有學法は劣なるが故に、等流果とならず、無學法は又劣なる有學法を引起せざる故に、士用果とも爲らず、異熟・離繫の二果とならざることと前の如し。

【一六九】無學の業に、無學法を望めしめば、無間に無學法を引起するが故に士用果となり、同類の故に等流果と爲り、增上果言ふ迄もなし、異熟・離繫の三果とならざる所以も前の如し。

【一七〇】非二の有爲法と三無爲法とを、無學の業に對すれば、增上果と爲ることは知るべし。阿羅漢が無漏觀より出づるとき、有漏心を引起する場合の如きは士用果とも爲る。然るに此の非二の中には擇滅を攝すれども、無學の人は所作已に辨じ、惑を悉く斷盡して、擇滅を證せざるが故に、離繫果とは爲らず。

【一七一】非二の業に、非二學の法を對すれば、非二法の中に擇滅を攝するが故に、其が有漏道の爲めに離繫果と爲り、同類の故に等流果と爲り、無間に引起せらるるが故に士用果と爲り、增上果と異熟果との二と爲ることは知るべし。

無學法を對せしむれば、無間に引生せらるるが故に士用果となり。又增上果と爲る。有學法を對せしむる時も亦同樣なり。

【一七二】已に學等云云。こは五門分別の最後として、見斷・修斷・非二斷の三業を三斷法に對して、その果相を明にせんとする段なり。

(93)〔tripi darśanaheyasya catvāry ekaṃ〕tadādayaḥ,

總　標

(93)見所斷の業等には、一一各三に於てするに、
初めは三、四、一有り。中には、二、四、三の果あり。
(94a)後には一、二、四有り。皆次の如く應に知るべし。

論じて曰はく、見所斷と修所斷と非所斷との三業が、一一に因と爲りて、其の次第の如く、各三法を以て果と爲す。

(一)見斷業と三斷法

別ありとは、〔謂く〕、[一七三]初の見所斷の業は、見所斷の法を以て三果と爲す。異熟と及び離繫とを除く。[一七四]修所斷の法を以て四果と爲す。離繫を除く。[一七五]非所斷の法を以て一果と爲す。謂はく、增上なり。

(二)修斷業と三斷法

[一七六]中の修所斷の業は、見所斷の法を以て二果と爲す。謂はく、士用と及び增上となり。[一七七]修所斷の法を以て四果と爲す。離繫を除く。[一七八]非所斷の法を以て三果と爲す。異熟と及び等流とを除くなり。

(三)非斷業と三斷法

[一七九]後の非所斷の業は、見所斷の法を以て一果と爲す。謂はく、增上なり。[一八〇]修所斷の法を以て二果と爲す。謂はく、士用と及び增上となり。[一八一]非所斷の法を以て四果と爲す。異熟を除く。[一八二]「皆、次の如し」とは、其の所應に隨ひて、上の諸門に遍ず、略法應に爾るべし。

第五章　論所說の諸業論

地の等流果となり、一般に九地相望めて、同類因等流果となる。

【一六三】婆沙卷一二三(毘曇部十三、一五五頁以下)、舊譯卷一三、二四六頁中、正理卷四三、光記一七、二七三頁參照。

【一六四】已に云云。この一段は五門中の第四門として三學の業が、それぞれ三學の法に對する果相を明にせんとしたるものなり。

(91b)〔śaikṣasya trīṇi śaikṣādyāḥ, aśaikṣasya tu karmaṇaḥ〕

舊譯—有學三學等、

(92)〔śaikṣadharmādayas……
……………
śaikṣādyas tadanyasya
dve dve phalāni pañca ca〕.

無學業學等、　諸法但一果、
或三果及二、　異此二學等、
二二及五果、

【一六五】有學の業に望めては、有學の法は、同じく無漏の故に等流果と爲り、彼の業は士用力ある故に士用果と爲る、增上果と爲ることも亦勿論なり、然れども、無漏の故に異熟果とならず、有爲の有學法の故に又離繫果とも爲らず。

【一六六】有學の業に無學の法を對せしむる時は、共に無漏の故に、等流果と爲り、又有學の業は金剛喩定の盡智を引起するが如く、士用力ありて、勝妙の無學法を引起するが故に、士用果と爲る。增上果は知るべし。然れども、無學の無漏法は異熟に非ざるが故に、異熟果とならず、又離繫果とならざるは知らるべし。

【一六七】非二〔法〕とは非學、非無學法の謂にして、一切有爲法と、三無爲法となり。之を有學の業に對せしむ

四、三學相對門

[一六四]已に諸地を辯じ。當に學等を辯ずべし。

頌に曰はく、

(91b)學は三に於いて各三なり。(92)無學は一と二と二となり。

非學非無學は二と二と五との果有り。

總標

論じて曰はく、學と無學と非學非無學との三業は一一因と爲りて、其の次第の如く、各々三法を以て果と爲す。

(一)學業と三學法

[一六五]別ありとは、謂はく、學の業は、學法を以て三果と爲す。異熟と及び離繫とを除くなり。[一六六]無學法を以て三と爲すことも、亦、爾り。[一六七]非二[法]を以て三果と爲す。異熟と及び等流とを除くなり。

(二)無學業と三學法

[一六八]無學の業は、學法を以て一果と爲す。謂はく、增上なり。[一六九]無學を以て三果と爲す。異熟と及び離繫とを除く。[一七〇]非二を以て二果と爲す。謂はく、士用及び增上となり。

(三)非二業と三學法

[一七一]非二の業は、學法を以て二果と爲す。謂はく、士用と及び增上となり。無學法を以て二と爲すことも亦爾り。非二を以て五果と爲す。

第六節　三斷業と三斷法との因果關係

五、三斷相對門

[一七二]已に學等を辯じつ。當に見所斷等を辯ずべし。

頌に曰はく、

【一五八】現在の業が、未來の法を以て四果とすることは上に準じて知るべし。現在の法を以て二果とするは、俱有因・相應因にて得せる同時の士用果と增上果となり。而も現在は唯一念の故に異熟果無く、又現在の業にて現在の法に對せば、その間に前後の關係無きが故に等流果も無し。

【一五九】未來の業は、未來法を三果とす。俱有因・相應因は未來に通ずるが故に士用果有り。又異熟因は體に約せるものにて、善惡法を因とし、無記法を果とするが故に異熟果有り。等流果は、未來に前後の位無きが故に無く、離繫果は三世に墮せざるが故に除く。

【一六〇】後の業云云とは、現在の業は過去法を、未來の業は、現在及過去法を果とすること無きをいふ。

【一六一】(91a) [svabhūmikās tu catvāri triṇi dve cānyabhūmikāḥ].

舊譯—同地法有レ四、　三二若異地。

此れは、業と果との相對關係を地に約して橫に論ずる一段なり。

【一六二】同地の法を同地の業に望むれば、一般に四果となるを通則とす。故に有漏業と無漏業との別なく、初地の業は初地の法を四果とす。(具に云はず有漏の業は有漏法を、無漏の業は無漏法を果とす)。異地を相望するに差別有り。即ち有漏業は異地の法を以て二果とす。士用と增上となり。中に於て、增上果は、知るべし。士用果に至りては、例へば欲界の加行善心を以て初定に入るが如き、是の善心は初定を引起し、士用力有るが故に士用果あるなり。されど異地の故に等流果なく、又異熟果も無し。無漏業ならば、異地の法を三果とす。上の二に等流果を加ふ。無漏は界繫に墮せざる故に、上地の無漏も下地の無漏の等流果となり、反對に下地の乃至その上

(二)現在業は二世

[一五八]現在の業は、未來〔法〕を以て四果と爲す。前に說くが如し。現在を以て二果と爲す。謂はく、士用と及び增上となり。

(三)未來業は一世

[一五九]未來の業は未來〔法〕を以て三果と爲す。等流と及び離繫とを除く。

[一六〇]後の業に前の果有りと說かざるは、前の法は、定んで後の業の果に非ざるが故なり。

第四節　諸地の業と諸地の法との因果關係

三、諸地相對門

已に三世を辯じたり。當に諸地を辯ずべし。頌に曰はく、

(91)α[一六一]同地には四果有り。異地には二或は三なり。

同地相望

論じて曰はく、諸地の中に於いて、隨ひて何れの地の業も、[一六二]同地の法を以て四果と爲す。離繫を除くなり。

異地相望

若し是れ有漏ならば、異地の法を以て二果となす。謂はく士用と增上となり。

若し是れ無漏ならば、異地の法を以て三果と爲す。異熟と及び離繫とを除く。界に墮せざるが故に等流を遮せず。

第五節[一六三]　三學業と三學法との因果關係

【一五三】無記業に對すれば善法は士用・增上の二果となる。二者、類の異るが故に等流果たらず、善法なれば異熟果にも非ず。善法中には擇滅を攝すと雖も無記業は斷道に非ざるが故に是の離繫果たるものあるに非ず。

【一五四】無記業に不善法を對せしむれば、上の士用・增上の二に等流を加へて、三果と爲る無記業にして不善の果を招くものは、有身見と邊執見となり、此二見は有覆無記法にして五部の染法の通因となる。

【一五五】無記業に、無記法を對せしむれば、等流、士用、增上の三果と爲る。上に準じて知るべし。

【一五六】已に云云。此の一段は五門分別の第二たる三世相對門なり。四句中、初の一句は過去業の三世の法に對する果相を明にし、二三句は現在業の現在・未來法に對する果相を、第四句は未來業の未來法に對する果相を明にしたるものなり。

(90)　〔catvāry atītasya sarve〕,
madhyamasyāpy anāgatāḥ.
〔dve madhyamā, ajātasya
phalatrayam anāgatāḥ〕

舊譯—過去一切四、　中業來果爾。
中果二、來業、　未來果有ㇾ三。

【一五七】過去の業は三世の法を以て、各四果と爲す云云。離繫果は三世の攝ならざるを以て除く。餘の四ある所以は相應因・俱有因・能作因は三世に通じてあるが故に、從つて士用果・增上果も三世に通じてあり、又、過去の善惡を因として過去に感じたる異熟は過去なり、又、過去業の異熟果を現在又は未來に感ずるを以て、三世に各各異熟あり、又等流果は、過去業を因として過去・現在・未來ともに、相似相續するの謂ひなれば、同じく三世にあるものとす。

諸の無記法を以て等流〔果〕と爲すが故なり。

無記業と三世果

[一五三]後の無記業は、善法を以て二果と爲す。謂はく、士用と及び增上となり。[一五四]不善〔法〕を以て三果と爲す。〔謂はく〕、異熟と及び離繫とを除く。

〔此の中〕等流は云何といふに、謂はく、有身見・邊執見の品の諸の無記等は、諸の不善を以て等流と爲すが故なり。

[一五五]無記〔法〕を以て三果と爲す。〔謂はく、〕異熟と及び離繫とを除く。

第三節　三世の業と三世の法との因果關係

二、三世相對門

[一五六]已に三性を辯じつ。當に三世を辯ずべし。

頌に曰はく、

(90)過は三に於いて各四なり。現は未に於いても亦爾り。
現の、現に於けるは、二果なり。未は未に於いて果三なり。

總標

論じて曰はく、過去・現在・未來の三業が、一一に因と爲りて、その所應の如く、過去等を以て果と爲す。

(一)過去業は三世

別あるは、謂はく、[一五七]過去の業は三世の法を以て各四果と爲す、唯、離繫をのみ除く。

用果あり。不善法の生ずるに善業は障を爲さざる故に增上果有り。されど二者は性異る故に等流果無く、不善法は無爲に非ざるが故に離繫果無く、無記に非ざる故に異熟果無し。

【一四五】無記〔法〕等。無記の故に異熟果有り。士用、增上は知る可し。性の異るが故に等流果無く、無記法は擇滅に非ざるが故に離繫果とは爲らず。

【一四六】中とは、善と無記との中間といふ義。不善業の士用力にて、善法生ずること有るが故に士用果有り。增上果は知るべし。然れども、善法は異熟に非ず、又二者は異類の故に等流果無く、善法中には擇滅は有るも、不善等の離繫果とはならず、故に唯善法を不善業に對すれば、唯二果と爲るのみ。

【一四七】不善法を三果と爲すとは。前の二に、同類の故に等流を加ふ。

【一四八】無記法は又、異熟果たるべきが故に、上に加へて四果と爲るべし。但しその等流果は少少解し難きを以て、特に說明す。

【一四九】無記法が不善業の等流果となるは二あり。一には苦諦・集諦下にある遍行の不善は苦諦下の有覆無記の身邊二見を等流果とす。(遍行の不善とは十一遍行の中の、身邊二見を除く餘の九をいふ。)二は、見苦所斷の遍行に非ざる貪等は苦諦下の有覆無記の身邊二見を等流果とす。前者は遍行因にて得し、後者は同類因にて得するものなり。

【一五〇】有身見(satkāyadṛṣṭi) 薩迦耶見とは、我々所有りと執するの見なり。

【一五一】邊執見 (anta-grāha-dṛṣṭi) とは、或は斷滅或は常住を執する論なり。共に隨眠品參照。

【一五二】品の字は、身・邊二見と相應する心所、並に俱有の四相等を攝す。

一、三性相對門

の業に果有る相を辯すべし。[一四〇]中に於いて、先づ善等の三業を辯ぜん。

頌に曰はく、

(88ᵇ)[一四一]善等を善等に於いてするに、初めは四と二と三と有り。
(89)中は、二と三と四と有り。　後は、二と三と三との果あり。

論じて曰はく、[一四二]最後に說く所の「皆、次の如く」の言は、所應に隨ひて前門の義に遍ずることを顯はす。

且らく、善・不善・無記の三業を、一一に因と爲して、三の次第の如く、善・不善・無記の三法に對して果の數有ることを辯ぜん。後は例して應に知るべし。

善業と三性果

謂はく、[一四三]初の善業は、善法を以て四果と爲す。異熟〔果〕を除く[一四四]不善〔法〕を以て二果と爲す。謂はく士用と及び增上となり。[一四五]無記〔法〕を以て三果と爲す。等流と及び離繫〔との二果〕を除くなり。

不善業と三性果

[一四六]中の不善業は、善法を以て二果と爲す。謂はく、士用と及び、增上となり。[一四七]不善〔法〕を以て三果と爲す。〔謂はく〕異熟と及び離繫と〔の二果〕を除く。[一四八]無記〔法〕を以て四果と爲す。〔謂はく〕、離繫〔果〕を除くなり。

〔此の中〕[一四九]等流とは云何といふに、謂はく、遍行の不善と及び見苦所斷の餘の不善業とは、[一五〇]有身見と[一五一]邊執見との[一五二]品は

ること能はざるが故に異熟果も無し。

【一三九】異門（paryāya）とは一法を種種の見方より名くること。上に諸業を有漏無漏門に約して明し、以下三性門、三世門、諸地門、三學門、入斷門等五門を以て業に果有る相を辯ず。

【一四〇】中に於て云云。此の一段は三性門に約して、善・惡・無記の業は、善・惡・無記の法に對して、それぞれ、いかなる因果關係を有するかを明にせんとしたるものなり。

四句ある中、初の一句は總標第二句は善業を以て、善・不善・無記の三に對してその果相を明し、第三句は不善法を以て、第四句は無記法を以て同じく、各各、善・不善・無記に對する果相を說明したるものとす。

【一四一】(88b) catvāri dve tathā triṇi
kuśalasya [śubhādayaḥ],
舊譯—四二及餘三、　善業善等果、
(89) aśubhasya śubhādyā dve,
trīṇi catvāry anukramam,
avyākṛtasya dve trīṇi
trīṇi caite śubhādayaḥ.
若惡善等二、　三四如次第、
無記有二二三、　三復於善等。

【一四二】最後に云云。五門分別の最後に屬する三斷門第六節參照の頌の終りに「皆、次の如く知るべし」とあり。この句は、五門に涉りて各頌の終りにあるものと心得よとなり。

【一四三】初の善法等。善法は異熟(無記)に非ず。故に異熟果たらず。然れども、同類因生の等流果、前念の善業より後念の善法を引く士用果、斷道にて得する離繫果、及び增上緣に依る增上果等四果有り。

【一四四】不善法等。不善法が善業に引起せらるる故に士

斷道の意味

論じて曰はく、[一三〇]道の能く斷を證し、及び能く惑を斷ずるに、斷道の名を得。即ち無間道なり。此の道に二種有り。謂はく、有漏と無漏となり。

有漏の斷道五果

有漏道の業には、具さに五果有り。[一三一]異熟果は、謂はく、自地の中の斷道が招く所の可愛の異熟なり。[一三二]等流果は、謂はく、自地の中の後〔念〕の等なる、若しくは增なる諸の相似法なり。[一三三]離繫果は、謂はく、此の道の力が惑を斷じて證する所の擇滅無爲なり。[一三四]士用果は、謂はく、道の牽く所の倶有と解脱と所修と及び斷となり。[一三五]增上果は、謂はく、自性を離れて、餘の〔一切の〕有爲法なり。唯、前生なる〔法〕を除く。

無漏斷道の四果

[一三六]即ち斷道の中の無漏道には、唯、四果のみ有り。謂はく、異熟を除く。

斷道外の有漏と四果

[一三七]餘の有漏の善及び不善業にも、亦、四果有り。謂はく、離繫果を除く。前の斷道に異るが故に說きて「餘」と爲す。

餘の無漏無記の三果

次後の「餘」の言も此れに例して釋すべし。謂はく、[一三八]餘の無漏及び無記の業には唯三果のみあり。「前に除く所を除く」とは、前に除く所の異熟と及び離繫との〔二果〕を除くを謂ふ。

第二節　三性業と三性法との因果關係

以下五段異門分別

已に總じて諸業に果の有ることを分別したり。次に、[一三九]異門

抑も道に無間道と解脱道とあり、無間道とは煩惱を斷ずる役目を司るものにして、解脱道とは滅を證するを司るをいふ。今斷道といふは、この煩惱を斷ずる道の義にして、即ち無間道の義なり。然るにこの無間道に、有漏道と無漏道とありて、それによりて果にも相違あり。

【一三一】異熟果は云云。例へば、未至定による有漏の無間道はその異熟果として、初靜慮の喜樂を感ずるが如き場合をいふなり。

【一三二】等流果は云云。前の例にて云へば、後念の等と勝との未至定を感得するが如きをいふ。

【一三三】離繫果は云云。未至定の無間道にて、欲界の煩惱を斷じて、其の上の擇滅を證するが如きをいふ。

【一三四】士用果。無間道の引く士用果に四の別有り。
一、倶有(saha-bhū)とは、相應法の受等と不相應法の生等となり。
二、解脱(vimukti)とは、無間道の無間に引起する解脱道なり。
三、所修(bhāvyate)とは、未來の同類の善を得修すること。
四、斷(prahāṇa)とは、無間道の力にて惑を斷じて證する擇滅(不生の士用果といふ)等之れなり。

【一三五】增上果の前生を除くとは、果が前に因が後なりといふ事なきが故に、過去の有爲法は之を除くなり。

【一三六】無漏道は、輪廻に反する道なれば、現實生活を意味する異熟果は果とならず。

【一三七】餘の有漏の善不善は共に斷道に非ざる故に、擇滅即ち離繫果無し。

【一三八】餘の無漏、及び無記は、上に斷はれる如く、斷道に非ざるが故に、離繫果無く、又二者共に異熟因た

異説　道は邪命を護り難し、資具の他に屬するに由る。

[一二五]有餘師は〔是の如く〕執す、「命の資具のみを緣ずる貪欲より生ずる所の身・語二業を方に邪命と名づくるも、〔又〕餘の貪より生ずるものには非ず、其の所以何となれば、自らの戲樂の爲めに歌舞等を作すは、命を資くるに非ざるが故なり」と。

論主評破　此れは、經に違するが故に、理定んで然らず。[一二六]戒蘊經の中に、象の鬪ふを觀る等も、世尊は亦立てて邪命の中に在けり。〔そは〕邪に外境を受け、虛しく命を延ぶるが故なり。

正語・正業・正命　正語・〔正〕業・〔正〕命は、此れに翻じて、應に知るべし。

第四章　業と果

[一二七]第一節　有漏・無漏業と五果

諸業と五果との關係　[一二八]前に言ひし所の如く、果に五種有り。此の中にて、何の業に幾くの果有りや。

頌に曰はく、

[一二九](87)斷道の有漏業には、具足して五果有り。
無漏業には四有り。謂はく、唯、異熟を除く。
餘の有・漏の善・惡も、亦、四なり、離繫を除く。
(88a)餘の無漏と無記とは、三なり。前に除く所を除く。

世親は唯參考の爲に揭げしのみにて違經の理由により排斥せり。

【一二六】戒蘊經(Śīlaskandhikā)とは有部毘奈耶雜事卷四十に耶舍比丘が十種の非法を論ずる中、長阿含戒蘊品處といふ經を引くも、今は此の品なし、但し、長阿含中の Brahmajāla-sutta 即ち長阿含第十四、梵動經(大正一、八九頁中の參照)の如きをさすが、倘考ふべし　その意は象の鬪ふを見るもそは貪より起る身語業なりとて佛は邪命下に攝し、戒めたまへるが故に、上の歌舞等も邪命に攝すべきなりとの論なり。

【一二七】婆沙一二三(毘曇部十三、一五四頁以下)及び婆沙卷一二一(同上一〇六頁)等並に、舊譯卷一三、二四六頁上、正理卷四三、光記一七、二七二頁中以下參照。

【一二八】前に言ふ所の如く云云。この一段は有漏無漏業と五果との關係を明にせんとしたるものなり。この段以下は、言はば業に關する雜論ともいふべきものなるが、その第一として、この問題を提起したるなり。

【一二九】(87)〔prahāṇamārge samalaṃ〕saphalaṃ〔karma pañcabhiḥ,
caturbhir amalam anyat
sāsravaṃ〕yac chubhāśubham.
舊譯—於二滅道一有レ垢、　業有レ果由レ五
於二無垢一由レ四、　有流餘善惡、
(88a) anāsravaṃ punaḥ śeṣam
avyākṛtaṃ ca yat tribhiḥ
所餘無流業、　由レ三無記爾、

先づ、有漏と無漏との煩惱の斷ずる道即ち無間道としての業と五果との關係を明し、次に斷道ならざる有漏の善惡業と其の果、第三に、斷道ならざる無漏と無記との業と果を明すなり。

【一三〇】道の能く云云。斷道の意味を明にする文なり。

餘は、上の〔惡業道〕に相違して、理の如く應に說くべし。

第十三節　特に、邪命正命と、語業二道支との關係

邪語・邪業・邪命と瞋癡貪

〔三〇〕又、契經に說く、「〔三一〕八邪支の中にて〔三二〕色業を分ちて三とす。謂はく、邪語(mithyā-vāc)と、〔邪〕業(mithyā-karmānta)と〔邪〕命(mithyajiva)となり」と。

邪語と、〔邪〕業とを離れて、邪命とは是れ何ぞや。

彼れを離れては無しと雖も、而も別に說くは、頌に曰はく、

(86)〔三三〕貪より生ずる身・語業は、邪命なり、除き難きが故に。
「命の資を貪するより生ず」と執するは、經に違するが故に非理なり。

論じて曰はく、瞋と癡とより生ずる所の語と身との二業を、次の如く、名づけて邪語と邪業と爲す。貪より生ずる所の身・語二業は、除き難きを以ての故に、別して邪命と立つ。謂はく、貪は諸の有情の心を奪ひ、彼れの起す所の業は禁護すべきこと難し。正命に於いて殷重に修せしめんが爲めの故に、佛は、前と離して、別に說きて一と爲せるのみ。

〔三四〕有る頌に曰ふが如し、

俗は邪見を除き難し。恒に異見を執するに由る。

等流と說くのみとなり。

〔二七〕加行の位に苦を受けしめ、根本の位に命根を斷じ、且つ他人の威を失墜せしむ。

〔二八〕威(ojas)とは、通常は精氣と譯す。生物の心臟の處に在りて、煖氣と活動との淵源なりと云ふ。

〔二九〕彼より云云とは、天上界にて異熟果を受けて後、宿習の善業力により、人間界に轉生し來り、等流果を受く。

〔三〇〕又契經云云。惡業道に就て述べし序でに、經中に說く邪命の意義を明にせんとする段なり。契經とは廣く八正道及八邪支を說くは雜含卷廿八なり。

〔三一〕八邪支とは聖道支の裏にして、凡て八聖道支に準ず。

〔三二〕色業。外的に發動せる有情の言語行爲にして、換言せば身口二業。

〔三三〕(86)〔rāgajaṃ kāyavākkarma
mithyājīvaḥ pṛthakkṛtaḥ
duḥśuddheḥ, vasturāgotthaś
cen na sūtravirodhataḥ〕.

舊譯—貪生身口業、　別立爲二邪命一、
難レ治養貪生、　若執非レ經故。

四句中、前の二句は正義を述べ、次ぎの二句は不正義を駁したるものとす。

〔三四〕有る頌に云云。頌の舊譯
在家見難レ治、　恆執二種種見一、
比丘命難レ治、　資生屬レ他故。

異見又は見といふは、猥りに吉凶に執するが如きをいひ、資具の他に處すといふは、衣食の資具が他に屬し、他の物を受けて比丘は活命するものなれば、他の物といふ考がとかく邪命行に至らしむるといふ意。

〔三五〕有る餘師云云。異說なり、一理ある說なれども、

行なり。[一二三]後なるは、謂はく根本なり。復た〔經に〕總じて一の「殺生」の言を説くと雖も、實には通じて根本と[一二四]眷屬とを收むるなり」と。

特に茲の等流の義

此の中に説く所の「等流」の言は、[一二五]異熟と及び增上との果を越ゆるに非ず。〔唯〕[一二六]少しく相似るに據りて、假りに等流と説くのみ。

惡業道の三果を招く理由

此の十は、何に緣りて各々三果を招くや。

且らく、初めの殺業は、[一二七]他を殺す位に於いて、他をして苦を受け、命を斷ち、威を失せしむればなり。謂はく、殺生の時は、他をして苦を受けしむるが故に、〔殺者自らは〕地獄に墮して苦の異熟果を受くるなり。他の命を斷つが故に、〔自ら〕人〔趣の〕中に來生して命を受くること短促なるも、等流果とす。他の[一二八]威を壞するが故に、〔自己の〕諸の外物の光澤をして鮮少ならしむるを、增上果とす。

餘の惡業道は、理の如く、應に思ふべし。

善業道と三果

〔又〕、此れに由りて、善業道の三果をも准知すべし。謂はく、離殺等を、若くは習し若くは修し若くは多く所作し、此の力に由るが故に、天の中に生れて異熟果を受く。[一二九]彼より沒し已りて此の間に來生し、人の同分の中にて、等流果を受く。謂はく、離殺者は壽命長きことを得るなり。

【一〇八】磽确とは、石礫が田地に多くして堅きこと。
【一〇九】鹹鹵は、鹽氣に富みて、草木だも生ぜざること。
【一一〇】一の殺生云云。以上十業道は各三種の果を受くることを了知したるが、ここに、その三種の果は、一業道例へば一の殺生業道を成ぜるが故に三果を等しく此一業道によりて得すべきや、乃至は各別の因卽ち業道によると解すべきやは、問題なるが、茲には以下二說有り、前師の說は唯一業道を成ずるによつて、一切三種の果を受くと主張し、一師は因各別なりと說く。而して、前師の說を不正義とし、後師の說を世親の正義とするものの如し。蓋し、次下の文に順合するが故なり。
【一一一】二果とは異熟と等流となり。
【一一二】先とは、異熟果のこと、加行にて他を苦しむるが故に加行業に依りて地獄の異熟果を受け、苦果を受くるとなり。
【一一三】後とは等流果のこと。他の命を斷ずる業によりて、今人間に生じて壽短しとなり。故に一の業道と說くとも、實は加行業によつて地獄に生じ、根本業道によつて人間の等流果を受くるなりと。
【一一四】眷屬とは加行をいふ。
【一一五】異熟云云。三果を分てども、如實には、等流果は、その體、異熟と增上との二果に外ならず、自の依身に屬するは異熟果にして其餘に屬するは增上果なればなり。(但し貪・瞋・邪見の三は全く等流なれば今此を除きて言ふ。)
【一一六】少しく相似るとは、生物の愛する命を斷つによりて已れ短命の果を感じ、他物を盜むが故に己貧困の果を感ずるが如きを言ふ。されど、こは實の等流果に非ず、實の等流果は同類因遍行因の果として同類相生するものなれば、今茲に說くが如きは但、相似により

者は瞋を增す。邪見の者は癡を增す。[一〇三]彼の品は癡の增〔盛〕なるが故なり。是れを、〔十〕業道の等流果の別と名づく。

短壽に對する疑を通ず

[一〇四]人中にては、短壽なるも、亦善業の果なり。云何にしてか是れを殺〔生業道〕の等流〔果〕と說く可き。

[一〇五]人壽は卽ち、殺業の果なりとは言はず。但だ殺に由りて人の壽量が短〔命〕となると言ふのみ。應に知るべし、殺業は人の命根の爲に障礙の因と作りて、久しく住せさらしむるを。

(三)惡の增上果

此の十〔業道〕所得の增上果とは、謂はく、[一〇六]外の所有る諸の資生の具は、殺生に由るが故に光澤鮮少なり、不與取の故に多く霜雹に遭ひ、欲邪行の故に諸の塵埃多く、虛誑語の故に諸の臭穢多く、離間語の故に[一〇七]所居險曲なり、麁惡語の故に田に荊棘多く[一〇八]磽确[一〇九]鹹鹵にして稼穡に宜しからず。雜穢語の故に時候變改し、貪の故に果少く、瞋の故に果辣く、邪見に由るが故に果少く或は無し。是れを業道の增上果の別と名づく。

三果は一業道の果なりや

[一一〇]一の殺生が先づ那落迦の異熟果を感じ已りて、復た人趣の壽量をも短促せしむと爲んや、更に〔復た〕餘の〔殺生に由るもの〕有り〔と爲んや〕。

第一解

有餘師は言はく、「卽ち一の殺業が先づ彼の〔地獄の〕異熟〔果〕を感じ、後に此の等流〔果〕を感ずるなり」と。

第二解

有餘復た言はく、[一一一]「二果は因別なり。[一一二]先なるは、謂はく、加

句は業道は何れも異熟・等流・增上の三果を受くることを明にし、後の二句は、殺生を例としてその理由を明にしたるものとす。但しこは、婆沙の有說に相當す。

【九五】(85) sarve 'dhipatiniṣyanda-
vipākaphaladā matāḥ.
duḥkhanān (māraṇād)
ojonāśanāt trividhaṃ phalaṁ.

舊譯—一切皆能與ニ、增上流報果一、
由ニ因苦除レ命、滅ニ勢味一果三。

【九六】習す(āsevita)とは加行を起すこと。

【九七】修す(bhāvita)とは根本の位なり。

【九八】多く所作す(bahulīkṛta)とは後起の位なり。

【九九】那落迦等。婆沙論一百十三には那落迦・傍生・鬼に生ずと記せり。且らく、重を擧げて釋せるなり。(毘曇部十二、三四八頁參照)。

【一〇〇】彼とは、上の如く地獄に於いて異熟果を受けて、宿世の善業力にて亦人間に生じて云云の義。

【一〇一】乖穆とは、和穆に乖反するの意、不和となること。

【一〇二】惡罵。惡評判。

【一〇三】彼の品とは邪見をいふ。邪見は癡の增盛せる結果なれば、等流果として愚癡となるとの義。

【一〇四】人中云云。短壽は殺生の等流果なりといふ。然れども短命なりとも人中に生を受くるは善の果ならざるべからず。矛盾にあらずやとの難なり。

【一〇五】人壽云云。人間に壽を受くることは、別の善事の等流果なり、ただその他人より短なるは殺の果といふのみ。

【一〇六】外の所有る云云。生活に必要なる外的所有の物の義。

【一〇七】所住が險隔にして。朋友の往來絕ゆ。

種を具す。

第十二節[九三]　業道所得の果報に就きて

[九四]不善と善との業道所得の果は云何。

頌に曰はく、

(85) [九五]皆能く異熟と等流と增上との果を招く。

此れは、他をして苦を受け　貪を斷ち威を壞せしむるが故なり。

業道と果との關係

論じて曰はく、且らく、先づ十惡業道が、各々、三果を招くことを分別せん。

十惡業道と三果

其の三とは云何。

(一)惡の異熟果

異熟と等流と增上と、別なるが故なり。謂はく、十種「の惡業道」に於いて、若しくは[九六]習し、若しくは[九七]修し、若しくは[九八]多く所作し、此の力に由るが故に、[九九]那落迦に生ずるは、是れ異熟果なり。

(二)惡の等流果

[一〇〇]彼より出で已りて此の間に來至し、人の同分の中に等流果を受く。謂はく、殺生者は壽量短促なり。不與取の者は資財乏匱す。欲邪の行者は妻が貞良ならず。虛誑語の者は多く誹謗に遭ふ。離間語の者は親友[一〇一]乖穆す。麁惡語の者は恒に[一〇二]惡聲を聞く。雜穢語の者は言が威肅ならず。貪の者は貪が盛なり。瞋の

を以て同じく現起のたよりなし。

【八九】　謂はく聖の等。無色と無想とは七善業を現起せざるも成就し得べき理由を明にしたるものなり。先づ無色の方よりすれば、聖者にして無色界に生れたるものは、已に過去世に於て七善業を現行したるや言ふ迄も無く隨つて過去のは之を成就し、未來のは未來修、いはゞ可能性として必ず之をも成就す。卽ち之の故に、過去・未來の無漏律儀を成就すといふなり。又、無想天は前に第四靜慮を修して入れる處にして、後に出觀する際にも亦第四禪に依るを以て、過去・未來の靜慮律儀を成就すといふべし。

【九〇】　然も聖は云云」特に無色の聖者が過未の無漏律儀を成就する所以を明にす。卽ち之を過去よりするに聖者が嘗て過去世にありて欲界四禪中の何れの身體(依止)によりて無漏律儀を起し、或はそを滅せりとするも、無色界に生ずる時は、必ず、その過去に起滅せる無漏律儀を成就す。例へば過去に於て初禪の身にて無漏律儀を起し或は滅したる聖者なれば、無色界に入る時初禪の無漏律儀を成就するが如し。無漏法は命終の時も捨せざるが故なり。又之を未來に就て云へば、已に過去を成就し居るを以て、未來には、欲と四禪との五地の何れによりても、無漏律儀の未來修のもの、いはゞ起すべき可能性あるものとしてその何れをも、今、成就し得る譯なり。

【九一】　地獄と北洲とには律儀を誓受することなし。

【九二】　二種とは、處中及び、律儀の二を云ふ。

【九三】　特に、婆沙卷一一三(毘曇部十二、三四六頁以下)、舊譯卷一三、二四五頁中、正理卷四二、光記一七、二七〇頁下以下參照。

【九四】　不善と善との云云。此一段は業道とその結果との關係を明にせんとしたるものなり。四句中、前の二

はく、天と鬼と傍生とには、[八五]前七業道の唯處中に攝するもの〻み有りて、不律儀無し。人の三洲の中には三種倶に有り。諸の天衆は天を殺すこと有ること無しと雖も、而も或は時に[八六]餘趣を殺害すること有り。

欲天に關する異解

[八七]有餘師は說く、「天も亦天を殺す。首を斬り腰を截らば、其の命方に斷てばなり」と。

已に不善を說きつ。

五趣に於ける善業道の成就と現行

心の三善

善業道の中には、無貪等の三は三界五趣に於いて皆二種に通ず。謂はく、成就と現行となり。

身語の七善と無色無想

身語の七支は、[八八]無色〔界〕と無想〔天〕とは唯成就のみし〔得〕容きも、必ず現行せず。[八九]謂はく、聖の有情の無色界に生ぜるものは、過〔去〕未〔來〕の無漏律儀を成就す。無想〔天〕の有情は、必ず過〔去〕未〔來〕の第四靜慮の律儀を成〔就〕す。[九〇]然も、聖は隨つて何の地の依止に依りて、無漏の律儀を曾起し曾滅するも、無色に生ずる時は彼の過去のを成〔就〕す。若し未來世ならば、五地の身に依る無漏の律儀は、皆成就することを得べし。

七善と餘界

餘の界と趣と處とにては、[九一]地獄と北洲とを除きて、七善〔業道〕が皆、現行と及び成就とに通ず。然れども、差別有り。謂はく、鬼と傍生とには、律儀を離れたる處中の業道のみ有り、若し色界に於いては唯律儀のみ有り。三洲と欲の天とは皆[九二]二

他を殺すことも能はず。

【七四】此とは卽ち前の無用を指す。地獄にては各有情、互に心常に相離るるが故に離間語の要無し。

【七五】我所云云。之れは貪無き所以なり。

【七六】身心乃至惱害等。瞋無き所以、

【七七】惡意樂無きは、邪見無き所以。

【七八】惡意樂無きは、通じて六業道無きことの因。

【七九】北洲は、定壽千歲にして、中夭なし、故に殺生業道無し。

【八〇】財物及び女人無しとは此二因の故に不與取及び欲邪行の業道無し。

【八一】身心等。此の故に、麁惡語無し。

【八二】無用の故に、虛誑・離間二語無し。北洲には心常に和睦せるが故に。

【八三】若し女人を攝する(所有する)ことなくば、云何にして婬を行ずるやとなり。

【八四】欲界の天とは六欲天をいふ。

【八五】前七業道とは身語七支の業道なり。

【八六】天は、天を殺すこと無きも、時に餘趣卽ち阿素洛(asura)鬼趣を殺すことあるをいふ。詳細は、婆沙卷四(毘曇部七、七六頁)を見よ。

【八七】有餘師等。此說に從へば、天人は手足は、此を斷ずれば、又生ずれども、首腰を斷ずれば、再生すること無し。

光記には天は過去世を知りて怨讎を惡むが故に、又、よく天を殺すと言ふ。婆沙一七二(毘曇部十五、三九〇頁)によれば、有師は阿素洛を天趣の攝とするものあり、若し然らば、阿素洛と天と戰ふことを許す限り、又、明に殺あり得と解せらる。

【八八】無色と無想云云。無色界には色なきが故に有色の七善業道の現起すべき筈なし、亦無想天は定心なき

に、虚誑語無し。即ち[七四]此に由るが故に、及び常に離るゝが故に、離間語無し。

北洲と心の三惡

北倶盧洲には、貪・瞋・邪見は皆定んで成就するも、現行せず。[七五]我所を攝せざるが故に、[七六]身心柔輭なるが故に、惱害の事無きが故に、[七七]惡の意樂無きが故に。

北洲と雜語

唯、雜穢語のみは現〔行〕と及び成〔就〕とに通ず。彼れ時ありて染心もて歌詠すること有るに由る。

北洲に他の惡業道

[七八]惡の意樂無きが故に、彼れには殺生等〔六業道〕無し。[七九]壽量の定まるが故に、[八〇]財物及び女人を攝すること無きが故に、[八一]身心輭なるが故に、及び[八二]無用なるが故に。其の所應に隨ひて〔各無し〕。

北洲と非梵行

[八三]彼の〔洲の〕人は、云何にして非梵行を行ずるや。

謂はく、彼の〔洲の〕男女が互に染〔心〕を起す時は、手を執り相ひ牽きて樹下に往詣る。樹枝〔若し〕垂れて覆はゞ、是れ應に行ずべしと知るも、樹が〔若し〕枝を垂れずんば、並びに愧ぢて別る。

餘の欲界と十惡

前の地獄と北倶盧洲とを除きて、餘の欲界の中の十は皆、二に通ず。

謂はく、[八四]欲界の天と鬼と傍生と及び人の三洲とに於いては、十惡業道は皆成〔就〕と現〔行〕とに通ず。然れども差別有り。謂

後三一切有、　現前至得故、

(84) 〔ārūpyāsaṃjñisattveṣu
lābhataḥ sapta, śeṣite
saṃmukhībhāvataś cāpi,
narakakuruvarjite〕.

無色無想天、　由ㇾ至得ㇾ七、餘、
由ㇾ現前ㇾ亦有、　除ㇾ地獄北洲ㇾ。

先づ不善業道よりするに、地獄には、麁惡語・雜穢語・瞋の三は成と現行とに通じ、貪と邪見とは成就のみし餘の五惡業道は、成就も現行もせず北倶盧洲にては雜穢語のみは成就と現行とに通ずるも、貪・瞋・邪見は、成就のみし、餘の六は、成就も現行もせず。この地獄と北洲とを除く、餘の欲界（不善は欲界のみにあり）は總じて言へば十惡皆成就し現行すと。次に善の十業道に關しては、無貪・無瞋・正見の三は、三界・五趣に亙りて、凡て現行と成就との二に通ずるも、身・語の七は、先づ無色界及び無想天の二には唯成就して現行せず、其の他の界と趣と處とに於いては、人趣の北洲と地獄趣とを除けば現行し、又成就す。但し、其の中、餓鬼及び傍生の二には、處中の業道の外なく、色界には、律儀の外なし。

【七一】 恨惱、互に相悖りて、和せざること。

【七二】 貪・邪見は未だ斷ぜざるが故に、過去の貪の邪見を成就す。而も地獄には我所即ち我物にしたしと願ふ程の可愛の境無きが故に貪業道現行せず、又地獄には生處得智ありて、それにて前生の業に依り此の惡趣に來生ぜりとの業果を現見する故に邪見業道は起らず。

【七三】 殺生業道等は、過去のは命終の時捨するを以て地獄に生じてあるにあらず。故に過去のは成就することもなく、又業報盡きてのみ各自自ら死すべきが故に、

第十一節（六八） 業道の界・趣・處・に於ける成就と現行

處と善惡業道との關係

（六九）善惡の業道は何の界と趣と處とに於いて、幾くが唯成就し、幾くか亦現行に通ずるや。頌に曰はく、

(82)不善は地獄の中に、（七〇）麁語と雜と瞋とは二に通ず。
貪と邪見とは成就す。　北洲には後の三を成じ
(83)雜語は現と成とに通ず。　餘の欲の十は、二に通ず。
善は一切の處に於いて、　後の三は現と成とに通ず、
(84)無色と無想天との　前の七は唯、成就す。
餘の處には成と現とに通ず。　地獄と北洲とを除く。

五趣に於ける惡業道の成就と現行

地獄と麁惡等の三

論じて曰く、不善の十業道に於いて、〔所謂〕那落迦の中の三は、二種に通ず。謂はく、麁惡語・雜穢語・瞋の三種は、皆、現行と成就とに通ず。相ひ罵るに由るが故に麁惡語有り。悲叫に由るが故に雜穢語有り。身心が麁强（七一）、悷惱にして調〔和〕せず、互ひに相ひ憎むに由るが故に、瞋恚有ればなり。

地獄と貪邪見

（七二）貪と及び邪見とは、成就するも現〔行〕せず。可愛の境無きが故なり。現に業果を見るが故なり。

地獄と他の五惡業

業盡きて死するが故に、（七三）殺業道無し。財物及び女人を攝すること無きが故に、不與取及び欲邪行無し。無用なるを以ての故

【六六】別して顯相云云。顯相卽ち律儀を標準として論ずれば上述の如く、一、五、八の三種の俱轉なきも、更に之に隱相、卽ち處中善をも加へて考ふれば、一俱轉も、五俱轉八俱轉もあるとなり。尙ほ律儀を離るとは八種の律儀に非ざることにして、處中業道の名稱なりとす。

【六七】一俱轉。貪・瞋・邪見を離れずして、而も或る一戒を受る場合なり。律儀には一支を離るといふことなきも、處中善としてはあり得るなり、次の五俱轉、八俱轉に於ける二支、五支も亦然りとす。

【六八】婆沙卷一一三、（毘曇部十二、三三三頁以下）舊譯卷一三、二四五頁上、正理卷四二、光記一七、二六九頁中、以下參照。

【六九】善惡の業道云云。十善十惡業道を界趣に配して考察すれば、何界にては、どれだけを未來修卽ち可能性として有し、どれだけを實際に現行し得るかを明さんとする段なり。十二句ある中、前の六句は、惡業道を論じ、後の六句は、善業道を論じたるものとす。詳しくは長行に就いて見よ。

【七〇】舊譯—
(82) 〔bhinnapralāpapāruṣya-
vyāpādā narake dvidhā,
samanvāgamato 'bhidhyā-
mithyādṛṣṭi, kurau trayam〕.
非應語惡語、　瞋於₂地獄₁二、
由₂至得₁貪欲、　邪見、北洲三、
(83) 〔saptamo 'tra〕 svayam api
〔kāme 'nyatra daśāśubhāḥ
śubhatrayaṃ tu sarvatra
sammukhibhāvalābhataḥ〕
第七彼自有、　於₂餘欲₁十惡、

謂ふなり。

七倶轉　〔六三〕七倶轉とは、善の意識が隨轉の色無くして、正見と相應し現在前する時、上の三戒を得するをいひ、或は惡無記心の現在前する時に苾芻〔七〕戒を得するを謂ふなり。

九倶轉　〔六四〕九倶轉とは、善の五識が現在前する時、苾芻戒を得するをいひ、或は無色に依りて盡〔智〕無生と智とが現在前する時、苾芻戒を得するをいひ、或は靜慮に攝する盡〔智〕と無生智とに相應する意識が現在前する時を謂ふなり。

十倶轉　〔六五〕十倶轉とは、善の意識が隨轉の色無くして正見と相應し現在前する時、苾芻戒を得するをいひ、或は餘の一切の隨轉の色有りて正見と相應する心正しく起る位を謂ふなり。

〔六六〕別して顯相に據れば遮する所是の如し。

隱顯相に依る　通じて隱顯に據らば、遮する所無し。謂はく、律儀を離るゝには一・八・五〔倶轉〕も有ればなり。〔即ち〕

一倶轉　〔六七〕一倶轉とは、惡無記心の現在前する時、一支の遠離を得するを謂ふなり。

五倶轉　五倶轉とは、善の意識が隨轉の色無くして、正見と相應して現在前する時、二支を得する等を謂ふなり。

八倶轉　八倶轉とは、此の意識が現在前する時、五支を得する等を謂ふなり。

無き故、唯無貪・無瞋の二業道が思と倶轉す。（二）は無色定に依りて起す盡無生智の位にして、無色定なれば隨轉の無表無く、盡無生智なるが故に正見無く、唯第六意識と相應する無漏の無貪・無瞋の二が思と倶轉す。

尙ほ、散善の七なしとは、欲界に就て云へるものにして、未だ別解脫を受けざるものは離殺乃至、離雜穢語の七善業道なきをいふなり。若し無色に依りて說く時は、定戒の七なしと言はざるべからず。

【六〇】三倶轉云云。無貪無瞋にして正見起る時をいふ。別解脫戒を受けず、定にも入らざれば、七の善色は生ぜざるが故に三倶轉となる。

【六一】四倶轉云云。惡無記心なるが故に無貪無瞋正見の三 し。而も近事等の律儀なるが故に身三、語一（虛誑語）の四律儀倶轉す。

【六二】六倶轉。善の五識起るが故に無貪、無瞋あり、而も第六識にあらざるが故に正見なし。此心を以て前の近住等の三律儀を受くる時、身三語一の四律儀を得するを以て、六の善業道倶轉することになるなり。

【六三】七倶轉（一）散善の意識起り（無貪、無瞋、正見）而も未だ定道の二戒を得ず、たゞ前の近住等の律儀を受くる時、內心の三善根と四律儀と倶轉するなり。（二）惡無記心にて、即ち貪・瞋・邪見を離れず、身語支の律儀を得する場合も七倶轉なり。

【六四】九倶轉。正見の一を除いて、他の九善業道の倶轉する場合なり。

【六五】十倶轉。（一）善の意識が正見と相應して、無貪・無瞋・正見の三善業を成就し、更に身語七支の律儀を得する時。（二）定道戒によりて定戒の七隨轉の色を得し、正見を起すことによりて無貪、無瞋、正見の三を具備する際。

四倶轉　四倶轉とは、他を壞せんと欲して虛誑の言或は麁惡語を說くときの意業道一と語業道の三とを謂ひ、[五五]若しくは先の加行に惡色業を造り、貪等現前するときは隨つて三を究竟するをいふなり。

五六七倶轉　是の如く五・六・七〔倶轉につきて〕も、皆、理の如く應に知るべし。

八倶轉　[五六]八倶轉とは、先の加行に所餘の六の惡の色業を造作し、自ら邪欲を行じて、倶時に究竟するときを謂ふなり。

[五七]後の三業道は自力にて現前し、必らず倶行せざるが故に、九十〔倶轉〕は無し。

善業道と思との倶轉　是の如く已に不善業道と思と倶轉するに數の不同有ることを說きつ。善業道と思と〔の倶轉〕は總じて開かば十に至るべく、

顯相に依る　別して顯相に據れば、[五八]一と八と五と〔の倶轉〕を遮す。

二倶轉　[五九]二倶轉とは、善の五識と及び無色に依る盡〔智〕と無生智とが現在前する時、散善の七〔業道〕無きを謂ふなり。

三倶轉　[六〇]三倶轉とは、正見と相應する意識が現在前する時七の色善の無きを謂ふなり。

四倶轉　[六一]四倶轉とは、惡無記心の現在前する位に近住・近事・勤策律儀を得するときを謂ふなり。

六倶轉　[六二]六倶轉とは、善の五識が現在前する時、上の三戒を得するを

貪にて究竟すといへり。今、瞋にて盜殺すといふは何故なりやとの難なり。

【五三】不異心云云。先に盜は貪によりて究竟すといへるは、引等起(遠因)も刹那等起も共に不異心、卽ち同一貪による場合に就て判決したるものなり。然るに今の場合は、引等起は貪にありとするも、刹那等起としての瞋によりて盜殺を成ずる場合を指せるもの。卽ち、異心に就いて云へるものなれば、前の說と矛盾するにあらずとなり。

【五四】若し云云。三倶轉の他の一例にて、先きに使を遣はして、同時に盜と殺との二を究竟せしめ、その際自らも貪・瞋・邪見の隨一を起す時、三倶轉となるなり。

【五五】若し先の加行に云云。使を遣はして盜と殺と虛誑語等の業道を同時に成ぜしめ、自ら貪等の隨一を起す時、四倶轉となる。

【五六】八倶轉とは、身語七支の色業中、使を遣はして盜と殺と語四の六を行はしめ、自ら貪心を起して邪欲を行ずる時、八業道の同時に成ずるをいふ。

【五七】後の三業道云云。貪・瞋・邪見の三は、各各その性質異り、同時に起ることなきを以て、九業道十業道の倶轉なしとなり。

【五八】一と八と五とを遮すとは、善の意業は一と倶轉せず善思は必らず無貪と無瞋との二と相應するが故に一を遮す、有色の律儀所攝の業道は最小と雖も四を具す、離殺生と離不與取と離非梵行と離不妄語となり。若し善思起る時は無貪・無瞋を加ふるが故に總じて六あり、故に五を遮す、苾芻律儀は七支を倶す。若し染無記心の時已に七倶轉す、若し善心の時は九倶轉す、謂く善の七に無貪と無瞋とを加ふ。故に八を遮す。

【五九】二倶轉。二あり。(一)は善の五識の起る位にて是は別解脫戒を得せざる人の場合にて、五識には正見

頌に曰はく、

(81)業道の思と倶に轉ずるは、不善は一より八に至る。

善は總じて開かば十に至り、別しては一と八と五とを遮す。

論じて曰はく、[四八]諸の業道にして思と倶轉するもの〻中に於いて、且らく、不善と思と〔倶轉するものは〕一より唯、八に至るあり。

不善業と思との倶轉

一倶轉 [四九]一倶轉とは、所餘を離れて貪等の三の中の隨一が現起するとき、若しくは先の加行にて惡の色業を造るに不染心の時に隨一が究竟するときを謂ふなり。

二倶轉 [五〇]二倶轉とは、瞋心の時に殺業を究竟し、若しくは貪を起す位に、不與取或は欲邪行或は雜穢語を成ずるを謂ふなり。

三倶轉 [五一]三倶轉とは、瞋心を以て他に屬する生に於いて倶時に殺・盜するを謂ふなり。

難 [五二]若し爾らば所說の偷盜業道は貪に由りて究竟する理、成ぜざるべし。

通 [五三]不異心に依りて所作究竟するが故に、是の如き決判を作せるものなること、應に知るし。

[五四]若しくは先の加行に惡の色業を造るに、貪等起る時、隨つて〔殺盜の〕二が究竟する〔ときも二倶轉なり〕。

語の加はるありて、之れ等を各一倶轉二倶轉等と稱し、不善業道に在りては一倶轉より八倶轉迄有り。後の三卽ち貪等三業道は獨起するものにして並起せざるが故に九・十の倶轉なし。然るに善業者に在りては、顯明知り易き律儀業道の上よりせば、十中一と八と五との三倶轉を除けども、處中の業道の隱にして知り難きをも勘定すれば、一倶轉より十倶轉迄凡て數ふるを得。

(81) aṣṭabhir yāvad aśubhaiś cetanā saha vartate yugapat, [daśabhir yāvac chubhair], naikāṣṭapañcabhiḥ,

舊譯—故意倶乃至、　與二八惡業道一、若善乃至十、　不共一八五。

【四八】諸の業道の思と云云　思卽ち意志は業道の原動力なり。この意志が業道と同時に轉ずるを剎那等起の思といふ。

【四九】一倶轉云云。之に二種の場合あり、第一は貪・瞋・邪見の何れかの一が現行する場合にして、一の業道と一の思とが倶起するが故に、一倶轉なり、第二は先に使を遣はして欲邪行を除たる以外の六種の身體的罪惡(殺生・偷盜及び語四)の何れか一ツを犯さしめ、而も犯す當時、自己にありては貪・瞋・邪見の染汚心なき時は、單純に一業道を成ずることになる場合をいふ。

【五〇】二倶轉云云。內に貪・瞋・邪見の何れかを現起して、同時に、殺生・偷盜・欲邪行・雜穢語の業道の何れかを成ずる場合をいふ。卽ち二業道と思と倶轉するが故に二倶轉となるなり。

【五一】三倶轉云云。瞋を起して他人の犬鷄などを盜み且つ殺す場合などをいふ。三業道を倶時に成じ、之と思と倶轉するなり。

【五二】若し爾らば云云。先に第十六卷にて、盜業道は

善根を續く。餘位には非ざるが故に」と。將に生ぜんとする位と言ふは、謂はく、中有の中なり。將に沒せんとする時と言ふは、謂はく、彼の將に死せんとするときなり。

[四三]若し因力に由りて彼れ善根を斷ぜば、將に死せんとする時に續き、若し緣力に由りて彼れ善根を斷ぜば將に生ぜんとする時に續く。自他の力に由るときも應に知るべし、亦、爾ることを。

[四四]又、意樂壞するも、加行は壞したるに非ざる斷善根者は、是の人は現世に能く善根を續く。若し意樂も壞し加行も亦壞したる斷善根者は、要らず身壞して後、方に善根を續く。見が壞するも戒の壞せざるもの、〔及び〕見も壞し戒も亦壞せる斷善根者につきても應に知るべし、亦、爾ることを。

斷善根と邪定との關係

[四五]斷善根のものなるも邪定に墮するには非ざるもの有り。應に四句を作るべし。第一句は、謂はく、布刺拏等なり。第二句は、謂はく未生怨等なり。第三句は、謂はく天授等なり。第四句は、謂はく前相を除けるなり。

第十節　[四六]業道と思の心所との倶轉論

業道と思との倂起に就いて

已に義便に乘じ、斷善根を辯じたり。今、應に復た本の業道の義を明すべし。[四七]所說の善・惡二業道の中、幾か並生して思と倶轉すること有りや。

【四四】　又、意樂壞し云云。意樂壞すとは心の中にて因果を撥無するをいひ、加行壞すとはその考を實行に移して不道德を行ずるをいふ。又見壞して戒壞せずとは心は已に邪見に落ち入りながらも、形式的には戒を守るをいひ戒も壞すとは形式的戒をも捨つるをいふ。意樂と加行、見と戒の兩對は同義異語なり。

【四五】　斷善根にして邪定云云。邪定に墮すとは逆罪を造れるものをいふ。此一段は斷善根者と造逆者との寬狹を四句分別にて示さんとするにあり。

第一單句—(斷善根なるも造逆者にあらざるもの)文の中布刺拏等とは、六師の一人たる Pūrṇa kāśyapa 等を指す。こはその意見として因果なしと主張すれど、實際に於て逆罪を造れるにあらず

第二單句—(造逆者なれど斷善根に非ざるもの)未生怨とは Ajātaśatru (阿闍世王) の譯にして、阿闍世はその父、頻毘沙羅を殺したる點に於て造逆者なれど、後に佛に歸依して因果の道理を信ずるに至れり。

第三倶句 (斷善者にして亦、造逆者)、天授とは Devadatta (提婆)の譯語なり、提婆は佛身より血を出して逆罪を犯し、又、邪見を起して善根を斷ぜり。(但し歷史的に云へば提婆は必ずしも撥無因果者にあらざれどここは暫らく傳說によるものとす)

【四六】　以下は舊譯卷一三、二四四頁中以下正理卷四二光記卷一七、二六六頁下以下、參照、尙、此の中、不善業道と思との倶轉に就きては婆沙一一三 (毘曇部十二、三三二頁) 善業道との倶轉につきては (同上、三三九頁以下) を見よ。

【四七】　所說の善惡云云。業道の心理學的解明を爲す。即ち十業道の轉ずる時の思の心所との交涉を論ずる一段なり。要して言へば、十業道の轉ずる時、或は瞋心所の倶に轉ずるあり。殺の此に加はるあり、乃至雜穢

斯の理に由りて扇搋等は能く善根を斷ずるに非ず。愛行の類なるが故なり。又、此の類の人は[三九]惡趣の如くなるが故なり。

善根の斷の體

此の善根の斷の〔その〕體は是れ何ぞや。

善斷は應に知るべし、非得を體と爲すことを。斷善の位には善得が生ぜざるを以て、非得が續いて生じ、善根の得に替る。〔是の如くにして〕非得の生ずる位を斷善根と名づく。故に斷善根は非得を體と爲すなり。

續善根に就て

善根の斷じ已るとき、何に由りて復た續くるや。

[四〇]疑有と見とに由る。謂はく、因果の中にて、時ありてか疑を生じ、此れ或は有るべしとおもひ、或は正見を生じて定んで有にして無に非ずとおもふ。爾の時に善根の得は還た續起す。善の得起るが故に續善根と名づくるなり。

異解、漸續說

有餘師は言はく、「九品が漸く續くなり」と。

正義、頓續說

如是說者はいふ、「頓に善根を續ぎ、然る後に、後時に漸漸に現起す。頓に病を除きて、氣力漸く增すが如し」と。

續善は現身か中有か

現身の中に於いて、能く善を續くるや、不や。

亦、能く續くること有り。〔但し〕、[四一]造逆の人を除く。[四二]經に彼の〔造逆の〕人に依りて是の如き說を作す。「彼れは定んで現法に於いて善根を續くること能はず。彼の人は定んで地獄より將に歿せんとし、或は即ち彼に於いて將に受生せんとする時、能く

思强きが故なりと云ふ。

【三六】若し爾らば云云。南洲の斷善根の人は極少は、八根を成ず。漸命終の位に眼・耳・鼻・舌の四根と女男根とは已に捨し、又斷善の者なれば、信等五根有るべきこと無し、又三無漏根も無し。故に唯身根・命根・意根・五受根の八根のみ成就す。文中の本論とは發智論十五(大正二六、九九七頁上)參照。

【三七】便ち本論とは發智論十六（大正二六、一〇〇〇頁下）なり。その文によれば、女身は、女・身・命・意・喜・苦・捨八根を成ずるも、信等五根は不定とせり。是れ女身に斷善ある證なり。

【三八】唯見行云云。意見の猛利なる人を見行者といひ、意見が確實にあらずして、何れかといへば、感情的なるを愛行者といふ。

【三九】惡趣の如く云云。爰の惡趣とは形容詞にして、惡趣の有情のことなり。扇搋二形等は惡趣の有情の如く染と非染との慧堅固ならざればなり。

【四〇】疑有と見云云。從前、因果なしと之を撥無しゐたるものが、或はあるかも知れずと疑ひ出すを疑有といひ、確に有ると信ずるに至るを見(正見)といふ。

【四一】造逆の人云云。五逆罪の一若くは多を犯せる者。五逆罪とは、父を殺し、母を殺し、阿羅漢を殺し佛身より血を出し、和合僧を破るなり。

【四二】經。中含第二十七阿奴波經（大正一、六〇〇頁參照）

【四三】若し因力云云。因力とは同類因の力、即ち宿習を內因とする邪見による斷善根は、地獄に於て死せんとする時、初めて眼がさめ、外教等の緣による邪見ならば、地獄に生ぜんとする時、眼がさめて續善根すとなり。因力は堅固なるが故に、容易に眼がさめざるなり。

斷善根の處

何れの處に在りて、能く、善根を斷ずと爲んや。

人趣の三洲にして、惡趣には非ず。亦、天趣にも非ず。

所以は何。[三三]惡趣の中にては染・不染の慧は堅牢ならざるを以ての故にして、[三四]天趣の中にては善・惡の諸の業果を現見するを以ての故なり。

三洲と言ふは、北俱盧を除く。彼れには極惡の阿世耶無きが故なり。

異　解

有餘師は說く、「[三五]唯、贍部洲のみなり」と。

論主難ず

[三六]若し爾らば、便ち本論の所說に違す。本論に說くが如し、「贍部洲の人は極少にして八根を成ず。東西洲も亦、爾り」と。

斷善根と男女

是の如き斷善は何の類の身に依るや。

唯、男〔身〕と女身とのみなり。志意定るが故なり。

異　解

有餘師は說く、「亦、女身にも非ず。欲・勤・慧等が、皆、昧鈍なるが故なり」と。

論主難ず

若し爾らば、[三七]便ち本論の所說に違す。本論に說くが如し、「若し女根を成ぜば定んで八根を成ず。男根も亦爾り」と。

斷善根の機

何の行者か能く善根を斷ずる。

[三八]唯、見行の人のみにして、愛行者には非ず。謂はく、愛行者は惡の阿世耶が極めて躁動なるが故に。諸の見行者は惡の阿世耶が極めて堅く深きが故なり。

【二五】　九品の善根云云。善根を上・中・下の三に分ち、上・中・下の各を更に上・中・下に分ちて九品とす。所謂有餘師に從へばこの九品の善根は頓に斷ぜらるとなり。

【二六】　逆順相對云云。正義家によれば斷善根は漸漸に行はるるものにて、上・上の邪見は下・下の善根を、乃至下・下の邪見は上・上の善根を斷ずること、恰も、修惑を斷ずるに上・上の智を以て下・下の煩惱を斷じ、下・下の智を以て上・上の煩惱を斷ずるが如しとなり。

【二七】　本論とは發智論第二（大正二六、九二五頁上）の文なり。此文中、最後に云云とあるは眼目にて、已に最後といふ以上、一品斷にあらざるべしとなり。

【二八】　云何か上品の云云。此文（發智、同前）中、上品の不善根が能く善根を斷ずとあるは、一品斷の意味に解せらるるにあらずやとなり。

【二九】　終に中出無し云云。九品の善根を斷ずるは、たとへ漸なりとするも、連續的に進みて中止することなしとなり。

【三〇】　出と不出とに通ず等。正義家は連續することもあれば、休止することもありといふ。

【三一】　末は云云。律儀は後天的に得らるるを以て末といへるなり。

【三二】　是れ此の品等　かの律儀が此九品の善根により引生せられたるものならば、善根と律儀と同時に捨すとなり。第四句に二俱捨とあるは之を指したるなり。

【三三】　惡趣云云。惡趣染心の慧は善根を斷ずる能はず、不染の慧は入聖すること能はず。

【三四】　天趣は。善惡の業果を現見して因果を撥無せず。隨つて亦斷善も無し。

【三五】　唯、贍部洲云云。この師は贍部洲のみ特別に惡

「云何が微倶行の善根と名づくる。謂はく、斷善根の時、最後に捨する所のものなり。彼を捨するに由るが故に、斷善根と名づく」』と。

難　若し爾らば、彼の〔本論の〕文に、何の理ありてか復た說けるや。[二八]「云何が上品の諸の不善根なる。謂はく、諸の不善根の能く善根を斷ずるものなり」と。

通　彼れは究竟に依りて密に此の言を說けるなり。此に由りて善根斷じて餘り無きが故なり。謂はく、若し猶、一品の善根だに有らば餘品の善根は斷れに因りて起る可く、未だ彼れを斷善根と名づくとは說く可からず。斷の究竟する時を方に斷善と名づくればなり。故に唯上品〔の邪見〕を說きて能く善根を斷ずるものと名づくるなり。

異解　有餘師は言ふ、「九品の善を斷ずるに、[二九]終に中出無し、見道の中の如し」と。

正義　如是說者はいふ、[三〇]「出と不出とに通ず」と。

捨律儀と斷善根　有餘師は說く、「先に律儀を捨して後に善根を斷ず。[三一]末は捨し易きが故なり」と。

正義　如是說者はいふ、「若し彼の律儀にして[三二]是れ此の品の心の等起する所の果ならば、此の品の心の斷ずるときは彼の律儀を捨せん。果と因と品類の同じきを以ての故なり」と。

初禪の煩惱ならば初禪のみを緣ずといふが如く、他を緣ぜざるをいひ、他界緣とは欲界の煩惱にてありながら上界を緣ずるをいふ（之に九あり）。扨て、今、第二の異解にて斷善の邪見は、唯だ有漏のみを緣ずといふは、所詮、苦集に迷ふ邪見にして、滅道に迷ふものにあらずといふ義になり、又、自界緣にして他界にあらずとは、欲界のみを緣ずるものといふ義に外ならず。

【二二】　相應隨增は、大正本に相應隨眠とあるも「作す」と言へる點、次に境の隨增即ち所緣隨增と相應するものとして、亦、相應隨增と稱するを可とするが故に、今はかく訂正せり。

【二三】　彼れは唯云云。彼とは無漏緣と他界緣との邪見をいふ。こは、唯、相應隨增とて、心心所法と相應して心を穢するのみにして、所謂所緣隨增とて心と境と相互に漏を隨增するも力なし、從つて善根を斷ずる程、有力にあらずとなり。

【二四】　如是說者とは、梵に evaṃvarṇayanti 彼等は是の如く說くとあるも、今は、理解し易からしめんが爲め、かく如是說者と名稱の如く讀み置けり、婆沙論上に於ては、諸の毘婆沙師中、正統派の一見解を述ぶるときは、この語を用ゐて、法相問題の決判をなすを恒とせり、玆にては毘婆沙師中の即ち正義說に從へば、獨り有漏緣、自界緣のみならず、無漏緣・他界緣の邪見も、亦斷善根の力ありといふとなり。頌に「一切なり」といへるは特に之を示さんが爲なり。他界緣と無漏緣とは所緣隨增せずと雖も、同類因・遍行因の增すことによりて强力なる邪見を養へばなり。但し舊譯も稱友所釋の梵本にも「一切に通ず」とのみありて、「一切の緣に通ず」と言はず。而して稱友は釋して、一切とは謗因・謗果・自界緣・他界緣・有漏緣・無漏緣を指すとす、玄奘譯文との不同を見るべし。

答 〔一九〕加行の善根は、先に已に退するが故なり。

斷善根の邪見の種類 何なる邪行に緣りてか能く善根を斷ずるや。といふに、謂はく、定んで因果を撥無する邪見なり。因を撥無すとは、定んで妙行・惡行を撥無するを謂ひ、果を撥無すとは、定んで彼の果たる異熟を撥無するを謂ふ。

異解一 〔二〇〕有餘師は說く、「此の二の邪見は、猶、無間と解脫との〔二〕道の別の如し」と。

異解二 〔二一〕有餘師は說く、「斷善の邪見は、唯、有漏をのみ緣ずるものにして、無漏緣のには非ず。唯、自界緣ののみにして他界を緣ずるものにあらず。〔二二〕彼れは、唯、〔二三〕相應隨增を作すも、境に隨增せず。勢力劣なるが故なり」と。

正義 〔二四〕如是說者はいふ、「〔彼の邪見は〕一切の緣に通ず。隨因も亦增す。强力有るが故なり」と。

善根を斷ずる經過に就きて 異解 有餘師は說く、「〔二五〕九品の善根は一刹那の邪見に由りて頓に斷ず。見道が見所斷の惑を斷ずるが如し」と。

正義。漸斷なり 如是說者はいふ、『漸に善根を斷ず。謂はく、九品の善根は九品の邪見と〔二六〕逆順相對するに由りて、漸次に斷ず。修道が修所斷惑を斷ずる如し。卽ち、下下の邪見は能く上上の善根を斷じ、乃至、下下の善根は上上の邪見に斷ぜらる。

〔二七〕若し是の說を作さば、本論の文に符す。本論に言ふが如し。

善根の原因といへるに相違するにあらずやとの難なり。

〔一五〕不善根は能く云云。貪瞋癡が因となりて邪見の果（事）を惹く處より、直ちに因によりて斷善根を說明したるに外ならずとなり。

〔一六〕謂はく唯欲界云云。斷善根に際しての善根は善としての最下位にあるものならざるべからず。何んとなれば上上の善心は容易に急に斷じ得べからざればなり。故に斷善根に於て斷ぜらるる善根は、ただ欲界の生得善に外ならず。その修得善たる上界の善は、ここに至る間に已に斷盡され居るものとす。

〔一七〕唯此の量云云。此の量とは、邪見のみによりてといふ義。卽ち施設足論中に邪見によりて三界の善心を斷じたりとあるは、欲の生得善を斷ずといへると相違せずやとの難なり。

〔一八〕上〔界〕の善根の得。斷善根の最後位は欲の生得善のみなれど、之によりて益益上界の善に遠からしむる點より、かくは云へるなりと。

〔一九〕加行の善根云云。努力による聞思の善根は、已に前の加行位にて斷じ去れるが爲なりと。

〔二〇〕有餘師は說く云云。この師の解によれば、因を撥無する邪見は無間道の如きものにて、果を撥無するそれは解脫道の如きものなり。無間解脫二道に由りて惑を斷ずるが如く、謗因謗果二邪見に由りて善根を斷ず、隨一邪見にて斷善するに非ずとなり。

〔二一〕有餘師は說く斷善の云云。惑に有漏緣の惑、無漏緣の惑の別あり、亦、自界緣の惑、他界緣の惑の別あり。有漏緣の惑とは、苦集二諦に迷うて起る煩惱を云ひ、無漏緣の惑とは滅・道二諦の無漏を緣じて起す煩惱なり（見道、滅道二諦下の邪見・疑・無明の六をいふ）。又、自界緣の惑とは、欲界の煩惱ならば欲界のみを、

(79)唯、邪見のみ善を斷ず。　所斷は欲の生得なり。
因果を撥す。一切なり。　漸に斷ず。二倶に捨す。
人の三洲なり。(80)男女なり。　見行なり。　斷は非得なり。
續善は疑有と見となり。　頓なり。現なり。　逆者を除く。

斷善は邪見による

論じて曰はく、惡業道の中、[一三]唯、上品の圓滿の邪見のみ、能く善根を斷ず。

問

若し爾らば、何に緣りて[一四]本論の中に說くや。「云何が上品の諸の不善根なる。謂はく、諸の不善根にして能く善根を斷ずる者なり。或は離欲の位の最初に除く所のものなり」と。

通

[一五]不善根は、能く邪見を引くに由るが故に、邪見の事を推して彼の根に在らしむ。火は村を燒けども、火が賊に由りて起るが故に、世間にては賊に村を燒かると說くが如し。

所斷の善根論

何等の善根が、此れが爲めに斷ぜらるゝや。といふに、[一六]謂はく、唯、欲界生得の善根のみなり。色・無色の善は先より成ぜざるが故なり。

問

施設足論を當に云何にか通ずべき。彼の論に言ふが如し。[一七]「唯、此の量に由りてのみ、是の人は已に三界の善根を斷じたり」と。

通

[一八]上〔界〕の善根の得が、更に遠くなるに依りて說く。此の相續をして彼の器に非ざらしむるが故なり。

問

何に緣りてか唯生得の善根のみを斷ずるや。

舊譯卷一二、二四三頁下、正理卷四二、光記一六、二六四頁下以下參照。

【一二】諸の斷善根云云。十不善業道を述べたる序でとして、斷善根と業道との關係を述べんとしたるものなり。問題は三項に分たる。次の如し。

(一)斷善根は何の業道によるや。
(二)斷善根の相はいかに、
(三)續善根の相はいかに、

八句ある中、初の一句は第一問に答へたるものにして、二句より六句までは第二問に、七八兩句は第三問に答へたるものとす。

(79) mūlacchedo nāstidṛśā,
kāmāptaupapattikānāṃ(mūlāni),
hetuphalāpavādinyā,
sarvayā, kramaśaḥ, [nṛṣu],

舊譯—斷根由ニ邪見一、　欲界生得善、
謂撥レ無ニ因果一、　一切、次、人道、
能斷唯男女、　見行、此非得。

(80) chinatti strī pumān,
dṛṣṭicaritaḥ, [sa 'samanvayaḥ,
vimatyāstidṛśā saṃdhiḥ],
nehānantaryakāriṇaḥ.

接レ善疑有、見、　今、非レ作ニ無間一。

【一三】唯上品の圓滿云云。善心を根本的に斷絶するは、極上の惡邪見によるが故に、之を上品の圓滿なる邪見といへるなり。

【一四】本論の中云云。發智論第二卷（大正二六、九二五頁上）にある文なり。即ち發智論に從へば、上品の不善根とは貪・瞋・癡の三の、特に善根を斷ずるものをいふと云ひ、又は、欲を離るるに際に、先づ第一に斷除せらるべきものなりといへるは、今、上品の邪見を斷

ずと雖も、而も、一を餘「の名」と爲すことは、世典の中に於いて倶に極成するが故なり。

離殺等の七と無貪等の三とに業道の名を立つることも、此れに類して釋すべし。

加行後起が業道ならざる所以

此れの加行と後起とは何に緣りて業道に非ざるや。

[八] 此れが爲に此れに依りて彼れ方に轉ずるが故なり。又、前に說くが「如く」、此れは麁品を攝するが故なり。又、[九] 若し此れの減ずることあり、增することあるに由りて、內・外の物をして增有らしめ、減有らしむるを、立てゝ業道と爲す。此れに異るは然らずとなす。

譬喩師の貪等意業論

[一〇] 譬喩論師は「貪・瞋等は即ち是れ意業なり」と執す。

何の義に依り、彼れを釋して業道と名づくるや。

論主代りて解す

應に彼の師に問ふべし。然れども亦言ふ可し。「彼れは是れ意業にして、惡趣の道なるが故に、業道の名を立つ。或は互に相乘ずるは皆業道と名づく」と。

第九節 [一一] 斷善根と業道

斷善根と業道

是の如く說く所の十惡業道は、皆善法の現起と相違す。[一二] 諸の斷善根は何なる業道に由るや。斷と續との善の相の差別、云何。

頌に曰はく、

一と口に業道といふも、後の三の唯業道たるものと前七の業業道との二義を合したる上の名義と心得べきなり。而も、かく合して一の業道の名を附する所以は、類は異るも業の名が同じきが故に、一の名を餘にも適用したるに過ぎず。此の事は世典の中にても牛車の種類が種種あるも、共に牛車と名くるが如しとなり(寶による)。

【八】 此れが爲に云云。加行・後起を業道と名けざるに三の理由あり。
(一)加行・後起は、此れ即ち根本業道の爲めに、亦、根本業道を中心として轉ずるが故に言はば業道の附屬に過ぎず。
(二)十業道といふ中には重要なるものを攝して、微細なる業まで攝せず。加行・後起は微細に屬す。
(三)その業道の增減によりて內外の好・惡事をして增減あらしむるを、特に業道となす。所謂、十業道は此資格に合すれど加行・後起は然らず。

【九】 若し此れ云云とは、惡業道增せば內外の惡物增し、好物增し、減ぜば其の反對に惡減じ好物增す善業道に就きても亦同じ理なり。

【一〇】 譬喩論師等。此の師の說にては貪等即ち意業なれば、自體が自體の道とはなる可らざるが故に、業道といふべからざらんといふが問意なり之れに對して、世親は先づかかる疑問は須らく譬喩師に致すべしといひ、次に自ら代りて釋說せり。其に二釋あり、第一釋にては貪等の體は即ち意業なれども、是れは惡趣への道なるが故に業即道の業道なりと論じ、第二釋にては瞋が貪の後に起るは、瞋が貪に乘じて起るものにして、又其次に又貪起らば、貪が瞋に乘じて起るものなり、故に爾の時には貪は初め瞋の道となり、次には瞋を道とす。かく互に相乘ずる義に依りて道の名を得と說く。

【一一】 婆沙は特に、卷三五(毘曇部八、二五〇頁以下)、

〔阿毘達磨俱舍論〕

巻の第十七〔分別業品 第四の五〕

本論第四　業品第五

第八節[一]　業道の名義

業道と名くる所以

[二]是の如く已に十業道の相を辯じつ。何の義に依りて業道の名を立つるや。頌に曰はく、

(78b)此の中三は唯道のみ、　七は業にして、
　亦道なるが故なり。

貪・瞋・癡は道なり

論じて曰はく、[三]十業道の中、後の三は唯道なり。業の道なるが故に業道の名を立つ。彼れに相應する思を説きて名づけて業と爲す。

[四]彼の〔貪等の〕轉ずるが故に轉じ、彼れ行ずるが故に行ず。彼れの勢力の如くに造作するが故なり。

身三語四は業にして業道

[五]前七は是れ業なり。身・語業なるが故なり。亦、業の道なり。思の遊ぶ所なるが故なり。[六]能等起の身・語業の思が身・語業に託し、〔之を〕境と爲して轉ずるに由るが故に、業にして業の道なれば業道の名を立つ。[七]故に此の中に於いて業道と言ふは、具さに業道と業業道との義を顯はす。〔而して此の二は〕同類なら

(77b) abhidhyā
　yā parasve viṣamā spṛhā.
(78a) 〔vyāpādaḥ sattveṣu dveṣaḥ,
　nāstidṛṣṭiḥ śubhāśubhe
　mithyādṛṣṭiḥ.

【一】婆沙は前述の如く、第一一三巻の全體、特に毘曇部十二、二四五頁以下、舊譯巻一二、二四三頁中以下、正理巻四二、光記巻一六初頭を參照すべし。

【二】是の如く云云。此の段は十業道を何故に業道と名くるや、其理由を明にせんとしたるものなり。頌の大要は十業道の中、貪・瞋・邪見の三はただ業の爲めの道なるが故に業道なれど、殘りの七は業にして、亦業のための道なるが故に何れも業の業道と稱すべき業道で然も何れも、業道と名くといふにあり。

(78b)　　trayam tatra
　pathaḥ, karmāpi saptakam,

舊譯―此後三、唯道七業道。

舊譯に釋して云く「貪欲等三是業家道、故説₂業道₁、能顯₂本意₁故、發₂起故意₁、依₂彼起故₁、前七亦業亦道、是彼種類故是故名業、業道如前云云」とあり。

【三】十業道の中云云。貪・瞋・邪見の三は、それ自身は業即ち思（意志）にあらずして、思の動機となる點に於て思の歩む道（思に方向を與ふるもの）といふ意味にて業の道と稱せらる。

【四】彼の貪等の轉ずるが故に云云。前の理由を明にしたるものにして、彼れ即ち貪等の轉ずるに從ひて、思（意志）もその方に轉じ、彼れ貪等の行ずに從ひ、思もその方に行ずるが故に、貪等を思の道と名くとなり。

【五】前七は是れ云云。身三・語四の七業道は、それ自身業なるが故に、更に亦、思、即ち意思の活動する舞臺なる點に於て、業にして亦業道なりと稱せらる。

【六】能等起の云云。身語を動かす原動力となる意志を能等起の思といふ。

【七】故に此の中に於て云云。右述べたる始末なれば、

分別賢聖品第六の四（卷二五）……〔九九七——一〇三六〕……三〇三

分別賢聖品第六の三（卷二四）〔九六〇——九九八〕

目次

毗曇部 廿六ノ下

西義雄譯

國譯一切經

大東出版社藏版